

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
地誌備考七

解題

本書は、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考七』として、東京大学史料編纂所所蔵「大隅郡地誌備考 上・下」・「肝属郡地誌備考」・「熊毛・馭謨・大島 三郡地誌備考」を刊行するものである。本書は、大隅国菱刈郡、始良郡、桑原郡域を収めた『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考五』、曾於郡域を収めた『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考六』に続き、大隅国内で収録されていない大隅郡、肝属郡、熊毛・馭謨郡域と奄美大島地域付近を収録している。大隅郡、肝属郡、熊毛・馭謨郡域と奄美大島付近地域は、現在の大隅半島南部から種子島付近及び奄美大島付近一帯を指している。この地域は、当時日本国南端から一部日本国領域外地域に該当し、交易拠点であった地域である（『日本歴史地名大系』(47) 鹿児島県の地名）平凡社、平成十年、大隅国肝属郡・大隅郡・馭謨郡・熊毛郡・鹿児島県肝属郡・大島郡項、原口泉他『(県史)46』 鹿児島県の歴史』山川出版社、平成十二年、86頁～87頁）。

今回大隅郡、肝属郡、熊毛・馭謨郡域に係る部分を、鎌倉初期幕府により作成された大隅国建久田帳（五味克夫「大隅国建久田帳小考―諸本の校合と田数の計算について―」（『日本歴史』142、昭和三十五年、平成二十八年に『戎光祥研究叢書9』 鎌倉幕府の御家人制と南九州）戎光祥出版に再録）の中から史料①として次に掲げる。

史料①

大隅国

注進 国中惣田数寺社庄公領并^(預カ)本家領所地頭弁済使等交名事

合田参仔拾漆町伍段大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

田千二百九十六町三段小

不輸五百丁五段小

応輪七百九十五町八段

国領

公田百丁半(六脱力)

不輸百三十三丁三段小

府社五箇所十六丁 大府御沙汰

島津御庄領 殿下御領 地頭(右脱力)衛門兵衛尉

新立庄七百十五丁(五十力)

寄郡七百十五丁八段三丈

近郷

(中略)

禰寝南俣四十丁

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿疋 元建部清重所知

賜大将殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後、号府別府、以多丁并四百疋之外、不并社家
年貢、不随国務、任自由、知行之

佐汰十丁丁別廿疋

賜大將殿御下文、建部高清知行之

(中略)

始良庄五十余丁

正宮大般若庄内沙汰
元吉門高信宗清所知

島津庄 殿下御領

(右脱力)
地頭衛門兵衛尉

新立庄七百五十丁

深河院百五十余丁

財部院百余丁

謀反人故有道・有平子孫于今知行之

多禰島五百余丁

件三箇所保延年中以後新庄、不随国務也

寄郡七百十五丁八段三丈

但付去仁平三年御庄方檢注帳注進之、御庄官等檢田入部時、滿作年者(号力)貴居沽田付之、弁濟所当物、不作年

者雖遂檢田、不幾田數、国衙訴也

(中略)

肝付郡百三十丁二段三丈

禰寝北俣四十丁五段四丈

(中略)

右件惣田數、任御教書之旨、注進如件、

建久八年六月 日

大判官代藤原

諸司檢校散位大中臣在判

田所散位建部宿禰在判

税所散位藤原朝臣在判

目代源在判

まず、大隅郡についてであるが、史料①によれば、大隅郡域には禰寝院北俣、禰寝院南俣、始良庄が形成されている。この内禰寝院北俣は島津莊寄郡、禰寝院南俣は大隅国正八幡宮の半不輪領、始良庄は大隅国正八幡宮一円領となっている。禰寝院は、古代の贈於郡から分出したと考えられる（原口泉他『(県史46) 鹿児島県の歴史』、86頁～87頁）。禰寝院は、郡郷制改編の中で成立したと考えられる。郡郷制改編は地方政治見直しの中で行われ、十一世紀四十年代であると考えられていた（坂本賞三『(塙選書92) 莊園制成立と王朝国家』塙書房、昭和六十年、第三章 後期王朝国家と莊園、第一節 後期王朝国家体制）。西海道諸国では、肥前国では九世紀後期、筑前国、筑後国では十世紀初頭、豊前国、豊後国では十世紀末期に郡郷制が改編されている事が確認されている（森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』文献出版、昭和五十九年、第一章 中世的郡郷制の成立）。西海道南端に位置する大隅国においても十一世紀初頭に遡る事が指摘されており（小川弘和「撰関家領島津荘と〈辺境〉支配」〔熊本学園大学論集総合科学〕13―2、平成十九年、同二十八年に『中世的九州の形成』高志書院に再録）、寛弘四年（一〇〇七）七月大宰府における大宰府府官大蔵氏一族による大隅守菅野重忠殺害事件も大蔵氏による大隅国加治木郷開発に関する大隅守との対立が背景にあると考えられる（拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察」〔鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編〕68、平成二十九年）。以上の事を踏まえると、大隅国における郡郷制改編は十一世紀初頭であると考えられ、禰寝院の成立も十一世紀初頭に遡ると考えられる。

禰寢院の存在を示す最古の史料は、『祢寢文書』治暦五年（一〇六九）正月二十九日付藤原頼光所領配分帳案である（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ一』鹿児島県、昭和六十三年、祢寢文書・文書番号六三七号）。同所領配分帳案を史料②として掲げる。

史料②

（端裏書）

「頼光所領配分帳案文治暦五年正月廿九日」

謹辭

宛行所領田畠等事

一 頼経宛給

祢寢院内 參村、大祢寢 濱田 大始（良）娘

桑東郷 田畠者、在坪付抄帳、

一 頼利宛給

贈雄郡所領田畠者、在坪付抄帳、

一 権大掾頼貞宛給

祢寢院内 參村 田代 志天利 佐多 在坪付抄帳、

一 女子宛給

小川院所領田畠者、在坪付抄帳、

一 弟頼重宛給

吉田院所領田島者、在坪付抄帳、

一弟女宛給

桑西郷所領田島者、在坪付抄帳、

右件田島等、任先祖所領各所相傳之狀、宛給如件、但可蒙國判、仍注事狀、以解、

治曆五年正月廿九日

〔在判〕(裏書)法名佛子寂念

俗名散位藤原頼光在判

史料②から、治曆五年（一〇六九）の時点で、大隅国内に禰寢院が成立している事が確認される。前記の事を踏まえると、禰寢院は十一世紀初期に成立し、十一世紀半ば過ぎ頃に確実な史料でその存在が確認されていると考えられる。史料②に示されているように、禰寢院内の北部三村は藤原頼光長男頼経に、禰寢院内の南部三村は三男頼貞に相伝されている。

十二世紀前期における禰寢院の領有形態を示す史料は、保安二年（一一二二）正月十日付大隅國権大掾建部親助解（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ一』、祢寢文書・文書番号六三八号）である。同史料を史料③として掲げる。

史料③

(外題)

一如申狀者、行道之所企尤謀反之至也、可停止其妨之、(中原師光)〔花押〕

権大掾建部親助解 申請 國裁事

言上薩摩國住人平行道、依爲妹夫、祢寢院南俣令讓渡由無實子細狀、

右、謹檢案内、件南俣先祖相傳之所領也、而父頼親宿祢、以去天永三年四月十八日死去之後、親助爲嫡男、請繼令領掌之間、彼頼親存生之時、年々官物旁負物、蒙其責之日、無術計、相副本公驗於新券、沽渡於伯父掾頼清畢、以何證文彼行道可沙汰之由、可讓沙汰哉、尤大無実也、若任愚意、行道可沙汰之由令申者、以去年十二月、於國衙并正宮政所祭文由□、可令進上哉者、任実正言上如件、以解、

保安二年正月十日

権大掾建部親助

史料③に拠ると、禰寢院が十二世紀前期迄に北俣と南俣に分かれた事（大隅郡地誌備考上）中「大隅郡沿革」の項に記載あり、禰寢院南俣は建部氏が領有している事が分かる。建部氏は大宰府関係者であると考えられ（正木喜三郎「府領形成の一考察」〔『西日本史学』18、昭和四十一年、平成三年に『大宰府領の研究』文献出版に再録〕）、大宰府の持つ政治的威力を背景として藤原氏と姻戚関係を結び禰寢院南俣の領有権を得たと考えられる。また建部氏は、保安二年六月十一日付大隅國正八幡宮政所下文（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ一』、祢寢文書・文書番号六三九号）に拠ると、この時期迄に禰寢院南俣を大隅國正八幡宮領に寄進している。史料①に拠れば、禰寢院北俣は島津莊域、禰寢院南俣は大隅國正八幡宮領になっている事が記載されている（大隅郡地誌備考上）小根占項に掲げられた「地理纂考」の富田城の項には、「往古祢寢南俣院ハ國府鹿児島神社の神領にて」の記載あり。なお、宮領は大隅國総田数の半分弱であり、禰寢院南俣を例外として、国衙所在地である桑東郷や大隅正八幡宮鎮座地である桑西郷を中心に分布していた。この事は藤原頼光長男頼経に相伝されたと考えられる禰寢院北部と藤原頼光三男頼貞から姻族建部氏に相伝された禰寢院南俣との間に深刻な対立関係が生じていた事を示していると考えられる。保安二年六月十一日付大隅國正八幡宮政所下文の中に記載されている建部氏と薩摩平氏一族と想定される姻族平氏との間で展開した当該期禰寢院南俣の領有権を巡る相論は、薩摩平氏が藤原摂関家領莊園島津莊の領主である

事を踏まえると、禰寝院南俣に島津莊域を拡大させる事を意図した藤原忠実が企図した事が考えられる（拙稿「大隅国禰寝院における莊園公領制形成過程に関する一考察」〔鹿児島島国教育学部研究紀要人文・社会科学編〕71、令和二年、に掲載予定）。

大隅国内の島津莊は、国衙支配から比較的独立した存在であり、莊域領主の中には菱刈氏のように在庁官人の建部氏と相論をおこし、平氏方に敵対する動きを示すものもあった。ただし、島津莊は平氏が支配していた事や、治承・寿永の内乱後に惣地頭が補任されている事などから、莊域領主の多くは平氏方に与同していたと推測される。平氏滅亡後、内乱時に平氏方であった建部氏の代わりに禰寝院南俣の地頭職には菱刈氏が補任されるが、その事が前掲の史料①中から窺える（「大隅郡地誌備考上」中にも史料を掲載）。

鎌倉幕府は、大宰府を掌握する事により九州を支配下に置き、平氏側に加担した領主たちを処罰するとともに平氏方に敵対した領主層に恩賞を与え、関東御家人を惣地頭・守護に補任した。薩摩・大隅国守護及び島津莊惣地頭職には摂関家家人の惟宗忠久が補任され、大隅郡は幕府の支配下となる。そのような中で、禰寝院南俣の地頭職は一旦、菱刈氏に補任されたものの、「大隅郡地誌備考上」小根占項に掲げられた建仁三年七月三日付関東下文（文書番号一四）の通り再び建部氏が補任される事となる。同史料を史料④として掲げる。

史料④

頼家袖判

大隅国禰寝院南俣地頭職事

右使職、重延知行之處、死去之由申、然者、清重法師所補領也、但論人出来候時者、右勺両方、可有左右也、前右衛門佐殿仰而如此、

建仁三年七月三日

史料中に見られる建部清重の地頭補任の件については、本書において度々引用されているため、前掲の史料と併せて確認する事ができる（「旧史館家筋調」など）。

建部氏は清重の代以降、禰寝院南俣の地頭職を相伝し禰寝を称するが、本書中に掲載した様々な史料（例、文書番号一六「建部清綱讓状」、「禰寝氏祖沙弥行西傳」「地理志」「地理纂考」など）からは、一族が当地に根付いた経緯や信仰の様子などが窺える。例えば「大隅郡地誌備考上」小根占項内「地理纂考」の建部神社の項からは、清重が建部大明神を氏神に祀った背景などが分かり、また鬼丸神社の項では、その由来の詳細が説明されている。

その後、戦国末期の十六代重長の時、禰寝氏は同じ大隅国内の肝付氏と同様に島津氏の軍門に降り、文祿四年（一五九五）の領地替えて薩摩国日置郡吉利郷に移封された。近世期に入ると、一所持として二十一代清雄に次いで二人目の薩摩藩家老を務めた二十四代清香の代の宝暦十一年（一七六一）、禰寝を改め小松と称する事が認められた（林匡「小松」改号一件―近世禰寝氏の系譜意識と島津吉貴―（『黎明館調査研究報告』第20集、平成十九年。この辺りの経緯などについても、「大隅郡地誌備考上」小根占項内の「地理纂考」などで触れられている。）。なお、幕末期に城代家老を務めるなど政局で重要な役割を果たした小松帯刀は、清重から数えて二十九代目にあたる。

大隅郡内の自然地理に関する内容については、本書中の「地理纂考」や「地理志」などに櫻島の項があり、その名前の由来や大隅正八幡宮との関わり「鹿児島神社」は「桜島」の噴火を鎮める事が期待された神社である（栗林文夫「南九州の八幡信仰と八幡神社」（『八幡神の遺宝―南九州の八幡信仰―』鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成二十八年）などについて参考の一助になればと考える。

続いて肝属郡についてであるが、史料①から島津荘域である事が確認される。薩摩国司や大隅国司等は、平安中

期に南島と交易していた事が確認され（永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」〔『鹿児島中世史研究会報』50、平成七年、同二十一年に『同成社 古代史選書』隼人と古代日本』同成社に再録）、大宰府の役人であった平季基が日向国諸県郡内に島津荘を立荘した事も、南島との交易を見据えての行為であると考えられている（野口実「大宰府の武者 平為賢と平季基」〔『歴史文化ライブラリー』446〕 列島を翔ける平安武士九州・京都・東国』吉川弘文館、平成二十九年）。長元二年（一〇二九）、薩摩守の巨瀬文任から右大臣藤原実資女への進物中に茶坑・唐硯があるが、この両品は宋からの輸入品であると思われ、薩摩国と宋が交易していた可能性は高い。同四年に平季基が実資に唐錦一疋・唐綾二疋などを贈っており、島津荘が立荘された日向国南部及び大隅国の隣接部や内部（肝属郡）においても、宋との交易が行われていた可能性がある。故に平季基は、島津荘立荘時から肝属郡を島津荘域に含める事を意図していたと考えられる。しかし島津荘側と大隅国司側との対立関係が生じていたため、肝属郡の島津荘域化は中々実現しなかった（拙稿「島津荘に関する一考察―成立期を中心に―」〔『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』66、平成二十七年）。

十二世紀初期島津荘域は、藤原忠実に拠り拡大していく（元木泰雄『人物叢書224』藤原忠実』吉川弘文館、平成十二年、第五撰関家再興の努力）。肝属郡域が島津荘域化した時期は、十二世紀初期であると考えられる。

以後、鎌倉期、南北朝内乱期などを経て、当該地域においては高山を居城とした在地領主の肝付氏の勢力が増していくが、この経緯については「肝属郡地誌備考」中の「肝属郡沿革」などに記載されている。時代が降り十五世紀になると当地域では紛争が絶えず続き、その状況が「肝属郡地誌備考」中高山頂の「島津忠昌譜中」や「國史忠昌記」などから窺う事ができる。「島津忠昌譜中」を、史料⑤として掲げる。

史料⑤

隅州之住人肝付某之徒黨構居處於高山本城、敵于當家者及于度々矣、為攻平於彼凶徒、引率軍衆、忠昌自將而發向於彼地矣、按、永正三年八月六日、肝付退治出馬、當此時、不計新納近江守忠武企叛逆、自日州志布志率大軍來而攻吾者甚急也、故不得止而所以退陣也云、

文明六年（二四七四）の島津一族の反乱以後も肝属郡内においては紛争が絶えず、明応三年（一四九四）、当主の忠昌が肝付氏を攻撃した事に対する渋谷氏・新納氏・禰寝氏・北郷氏らの反忠昌一揆の形成、また、明応九年（一五〇〇）薩州家の内訌や明応・永正期の肝付氏の反乱など、戦乱は続いた。結果、永正五年（二五〇八）の肝付兼久の反乱への対処に苦慮した忠昌は自尽する。当主の忠昌が何度も自らこの方面に出陣している様子が「肝属郡地誌備考」内の他史料などから読み取れるが、この事から肝属郡域の戦略的重要性が改めてクローズアップされ、前述した南島との交易と関わりがあったか、とも推察される。

その後も紛争の続く様子が「肝属郡地誌備考」内の「國史勝久傳」などから読み取れるが、前述したように肝付氏も同じ大隅国の禰寝氏同様、島津氏に降り、更に豊臣秀吉の九州征伐によって、当該地域もその政権下に組み入れられる事となる。「肝属郡地誌備考」中申良郷項に掲げられている文禄四年六月二十九日付豊臣秀吉朱印知行方目録抄はその一例である。同史料を史料⑥として掲げる。

史料⑥

幽齋知行分

隅州肝付郡之内

一九百拾五石九斗壹合

岩廣之村

一千八百八拾九石四斗五升 高隈之村

一貳百石 細山田村ノ内

合三千五石三斗五升壹合

外数行略、

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 大閤御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

秀吉は、史料⑥において、細川幽齋に肝属郡内の高隈村・岩廣村・細山田村を含んだ知行地約三千石を与えているが、この時に同郡内の知行地が宛がわれた事からも、同郡の地理的重要性の一端を窺う事ができよう。

最後に熊毛・大島・馭謨三郡についてであるが、熊毛・馭謨郡域の中心である多禰嶋は、史料①に拠ると島津荘域、それも島津一円荘である。多禰嶋の島津荘一円領化は、既に小川弘和氏により、南島との交易拠点である事の重要性が指摘されている（前掲「撰関家領島津荘と〈辺境〉支配」）。今後私も小川氏の指摘を踏まえて、多禰嶋について分析していきたい。なお、戦国期の鉄砲伝来における交渉の経緯などに関しては、「熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考」中の「地理志」熊毛郡種子嶋の項において、種子島氏の由来と共にその詳細が記載されている。

奄美大島については、十世紀末に起きた奄美人の西海道諸国襲撃事件を指摘しておきたい。長徳三年（九九七）奄美人は、大隅国、薩摩国、肥後国、肥前国、筑後国、筑前国、壹岐島、対馬島を襲撃した。奄美人の西海道諸国襲撃事件の経済力は各所との交易収入であると考えられている。また襲撃理由は交易上のトラブルであると考えられており、襲撃対象は当該期奄美との交易相手であると思われる（山里純一「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめぐ

『地誌備考七』 掲載文書点数

史料名	文書数		掲載文書数
	(収載)	〈未収〉	
大隅郡 上	19 (19)	〈0〉	18
大隅郡 下	20 (20)	〈0〉	18
肝属郡	80 (70)	〈10〉	71
熊毛・馭謨・大島 三郡	11 (9)	〈2〉	11

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは『地誌備考七』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

ぐって」(鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館、平成二十四年)。十世紀末奄美人がこれだけの活力を有していた事は注目されるべきであり、この事件の背景である当時の奄美社会について今後考察していくべきであると考えられる。更にこの後、寛仁四年(一〇二〇)にも薩摩国襲撃事件が発生して人々が虜掠されており、当事件も薩隅地域を含めた日本と南島との関係によって発生した事件と思われ、十一世紀以降の薩隅地域と南島との交易関係を考察する上で重要な事件であると考ええる。なお、本書内では主に「在于南聘紀考」「在于冲縄志」などの史料によって大島郡内の諸島についての記載が見られる。

今回「地誌備考」に収められた大隅国大隅郡、肝属郡、熊毛・馭謨郡、奄美大島一帯は、九州南部のみに止まらず日本国全体の歴史を解明していくための手掛かりとなるものである。一人でも多くの方が、今回刊行される『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考七』を活用される事を期待して拙筆を擱きたい。

(日隈正守)

例言

一 本書は、「大隅郡地誌備考上」「大隅郡地誌備考下」「肝属郡地誌備考」「熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考」を収め、『旧記雑録拾遺 地誌備考七』として刊行するものである。本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者
大隅郡地誌備考上	東京大学史料編纂所
大隅郡地誌備考下	東京大学史料編纂所
肝属郡地誌備考	東京大学史料編纂所
熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △ 及び◇で示した。

イ 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。相違する部分分が二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を「」で囲んだ。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 稿本と考えられる鹿児島県立図書館所蔵「大隅郡地誌備考」・「肝属郡地誌備考」・「熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考」によって補充・校訂した。

エ 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録(東京大学史料編纂所所蔵) ⑩

島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ㉟

新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) ㊱

新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) ㊲

池端文書(鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ一) ㊳

指宿文書(鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十) ㊴

上井覚兼日記(『大日本古記録』東京大学史料編纂所編) ㊵

大隅本藩地理拾遺集(東京大学史料編纂所所蔵) ㊶

管窺愚考(東京大学史料編纂所所蔵) ㊷

甕藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) ㊸

薩隅日地理纂考(鹿兒島県教育会発行) ㊹

(薩藩勝景百図考(東京大学史料編纂所所蔵) ㊺)

薩藩名勝志(『鹿兒島県史料集44』鹿兒島県立図書館発行) ㊻

志々目文書(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』) ㊼

新編伴姓肝屬氏系譜(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ二』) ㊽

新刊島津国史(鹿兒島県地方史学会発行) ㊾

調所氏家譜(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』) ㊿

西藩野史(東京大学史料編纂所所蔵) ㊾

言

例

（他家古城主由来全（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫）^⑧

富山文書（『宮崎県史 史料編 中世Ⅰ』^⑨

杉寝氏正統世録系譜（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけⅠ』^⑩

延時文書（『東京大学史料編纂所所蔵』^⑪

比志島文書（『東京大学史料編纂所所蔵』^⑫

平氏杉寝家系図（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけⅠ』^⑬

本藩地理拾遺集（『鹿児島県史料集32』鹿児島県立図書館発行）^⑭

箕輪伊賀日記（『東京大学史料編纂所所蔵』^⑮

百引名勝考（『輝北町郷土誌』^⑯

一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。

イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。

ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。

オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に

適宜まとめた。

一 合点は「へ」で示した。

一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。

一 見消は、その文字の左側に「々」を付した。

- 一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、…、―、
などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 『鹿兒島県史料 旧記雜錄』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重
複注は逐一付さなかった。
- 一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。
 吴(異) 早(畢) 季(年) 皈(婦) 哥(歌) 亼(事) 迁(遷) 欵(歟) 杵(杉) 𤙖(靈)
 厖(廟) 筭(算) 逃(逃) 壬(閏) 脉(脈) 无(無) 岢(時) 二・三(四) 广(麻・磨・摩)

旧記雜録拾遺地誌備考七 目次

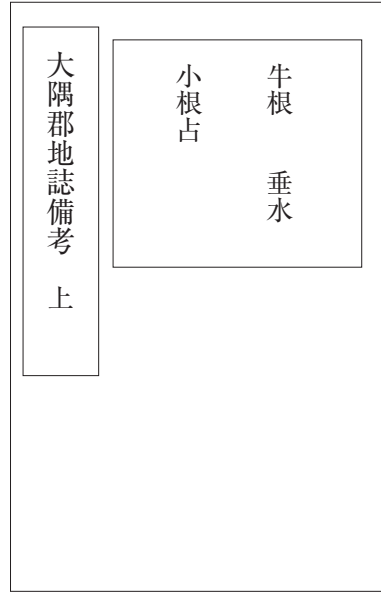
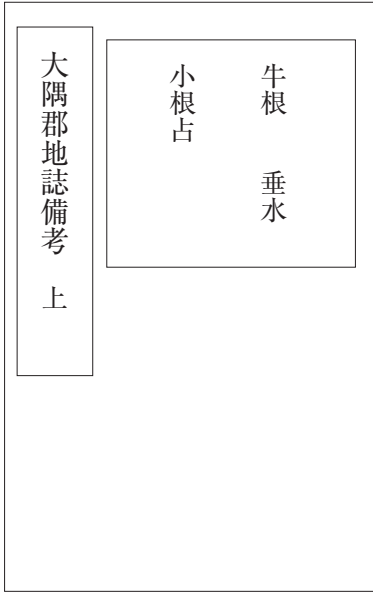
解題	1
例言	14
目次	19
大隅郡地誌備考上	
大隅郡	一
牛根郷	一六
垂水郷	三三
小根占郷	五二
大隅郡地誌備考下	
大根占郷	七六
田代郷	八五
佐多郷	九五
桜島郷	一一一
肝属郡地誌備考	
肝属郡	一四三

内之浦郷	一七〇
高屋御陵来由并吟味書	一九三
高山郷	一九三
串良郷	一九九
地理誌(高山郷)	二一〇
鹿屋郷	二一四
始良郷	二二四
大始良郷	二三四
花岡郷	二五一
高隈郷	二五七
串良郷	二六四
百引郷	二六八
隅旅漫筆	二八一
百引郷地理誌	二九四
新城郷	二九六
熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考	
熊毛郡	三〇二
馭謨郡	三〇六
大島郡	三〇九

目 次

熊毛郡	三〇九
馭謨郡	三二九
大島郡	三三八
馭謨郡	三四九
文書目録	三五三

大隅郡地誌備考
上



- 大隅郡
- 一 牛根
 - 一 麓村
 - 一 垂水
 - 一 市木村
 - 一 垂水
 - 一 新御堂村
 - 一 垂水
 - 一 濱平村
 - 一 小根占
 - 一 川南村
 - 一 小根占
 - 一 邊田村
 - 一 大根占
 - 一 神川村
 - 一 佐多
 - 一 伊坐敷村
 - 一 佐多
 - 一 邊塚村
 - 一 桜島
 - 一 小池村
-
- 一 牛根
 - 一 二川村
 - 一 垂水
 - 一 本城村
 - 一 垂水
 - 一 中俣村
 - 一 垂水
 - 一 柁原村
 - 一 小根占
 - 一 横別府村
 - 一 大根占
 - 一 城元村
 - 一 田代
 - 一 麓村
 - 一 佐多
 - 一 馬籠村
 - 一 桜島
 - 一 横山村
 - 一 全
 - 一 赤生原村脱力
-
- 一 垂水
 - 一 田神村
 - 一 垂水
 - 一 高城村
 - 一 垂水
 - 一 海瀉村
 - 一 小根占
 - 一 川北村
 - 一 小根占
 - 一 山本村
 - 一 大根占
 - 一 馬場村
 - 一 田代
 - 一 川原村
 - 一 佐多
 - 一 郡村
 - 一 桜島
 - 一 赤水村
 - 一 全
 - 一 西道村

大隅郡地誌備考 上

牛根 垂水 小根占

全	一松浦村	全	一藤野村
全	一武村	全	一白濱村
全	一古里村	全	一湯之村
全	一野尻村	全	一有村
全	一瀬戸村	全	一脇村
		全	一黒神村

地理志

牛根^{(7)伐}

朝鮮征代記云、備前中納言秀家、慶長五年九月十五日関

ヶ原合戦敗績之後當國へ落来、二年當地^{(7)二有}義久公

訴玉ひ、後八丈嶋へ遠流、長船十右衛門・山田伴介供奉、

其後伴介ハ再薩州へ下り為御家臣、

御譜、秀家休復来當國、居隅州邊地、慶長八年六月赴京

都、桂太郎兵衛為警衛、

飯牟礼坂^{百引越}之坂也、

聖栄記 氏久公申良之敵にて、山傳の百引の如く御越、

市成イ、ノ牟礼^山をめしの御馬輿も音せぬ様にとて紙にて

御つ、ませられ、二河に御下り候て、其時山の案内者仕

候者に御判今に有、夫より鹿兒嶋に御渡海候、

地理志

垂水惣廻十一里九町四十九間

往昔真光坊舜清自豊前國下向領垂水、

新納家九代近江守忠勝領之、

本城主 伊地知氏居城、天文十四年周防守重武
二垂水賜ふ、十二町海濁・椋原相添

垂水 石井源右衛門義
仍領六町中俣、

田上 梶原氏領六町濱平、文祿
年間敷根中務太輔領之、

高城 肥後氏領
六町大迫、

下之城 伊地知重興降後賜下之城、應永十九
年壬辰八月、繼初伊地知縫殿介季豊、

右五ヶ所總今號垂水、

慶長二年、賜種子嶋嶋津右馬頭以久、同四年、轉種子嶋

賜於此地、爾来世々領之、

本垂水ハ當麓より北式拾町許有之濱邊にて候、城大手ハ

南、河田駿河守移地頭之節建立之釈迦堂大手之邊にあり、

右馬頭征久種子嶋より繰替にて當所の大手の下に屋敷構

に居住にて候処、相模久信代只今の屋敷に移居也、垂水

の号を以て所の惣名に為被仰付由、後に大山有之候得共、

古来より城に為取構事ハ無之、屋敷構迄也、尤山と屋敷之間土屋敷有之候、征久事文祿二年五月十一日當城より高麗へ出陣、忠仍事慶長九年十二月十五日下大隅に被移候、

垂水城 明應年間石井源左衛門平義仍守之、

田上畧 當麓より東廿町計にあり、古来梶原氏居城、石井氏建立の諏訪社より十町余東にて候、文祿四年一所衆繰替之節、敷根中務少輔頼賀敷根より八月下大隅田上城に移る、慶長四年、當城より高隈に移る、此城も征久居城に用意候得共、余り邊土故、垂水を居城に為被仕由也、本城・高城・田上三城共皆近邊ニ而候、當城(子麓)より東にて候、本城より高城八十町許、田上城も高城・本城より十町許差渡有之候得共、間に山有之故、廻候得共少遠候、尤山を隔候故、両城より見得不申候、三城三方にあり、高城ハ東、本城ハ西、田上ハ北にて候、本城は伊地知氏代々居城、天正年間伊地知重興代、致降參公領に成、本城大手北向、城内偏狭、城之腰に福壽寺と申伊地知氏菩提所あり、城下ハ皆土屋敷ニ而為有之由候、

高城 肥後氏居城の由古老申傳候、

勝久公御代、肥後大和守盛治入道知清(或助)守之、其後賜伊集院竹山城而守之、北東ハ川流遠、大手ハ西の方にて候、

四方堅固の城ニ而候、新城迄ハ領したるか、新城黒石田権現棟札、文明八年四月廿一日大旦那肥後平盛高とあり、

早崎陣 小濱(子城)より北谷越にて候、間四五丁も可有之、牛

根境の高岡也、サケハ平の上なり、當時御内と申畠御座候、御本營にて候半ント考候、早崎ハ別而高キ所也、當

分畠地廣き所にて候、天正元年七月廿三日夜半、肝付勢山背之経路より寄来、火を山背に拳、急襲来り攻戦候故、

味方難儀の由、山續などハ無之、此邊に早崎ニ相並ぶ高

キ岡なし、如何様陣の後より攻上りたる、

玄佐日記 七月廿四日之夜、早崎之御陣後山之方敵兵忍、廿五日朝

西之口へ多人數被差寄、箭軍鉄炮互ニ成時節、從御陣半分忍上陣屋放火、已危キ處、御舍弟中務太輔殿不及是非

御腰物指持(子放)、敵數百人之中切入餘多打伏、御身にも切疵衝疵不知其數、殊切深御手ハケ所也、然処喜入小四郎馳

續、両所手負為高名、中書御(子披官) 纔一兩人、或は打死、或ハ數ヶ所之手負、御敵相落、遁其難給ふ、

此時當陣にて年を越し給ふ、

年の矢のはや咲そむる梅か香に

千里のこらす春は来にけり

小濱城 海潟之上三方八千仞ノ断巖、大手ハ西之方濱之上ニ而候、東一方野頸④續申候、堀土居六重有之、元龜三年九月廿七日、守護方之人數北之方少尾筋有之候処より攻登候由、古老も申傳候、尤野頸にも城戸有也、

伊地知周防介重興肝付与黨して同氏美作守を籠置、依之元龜三年九月廿六日、左衛門督歳久御大将ニ而⑤候、先

桜嶋より瀬戸を渡、早崎に着陣、頓而小濱を攻落し被号崎陣、太守義弘公も指宿迄御出陣、肥後平次郎・桑波

田孫太郎・川野玄蕃戦死、伊集院源助久春有戦功、

崎山城 肥後彦太郎種頭・同舍弟種久引入候故攻落云々、

海潟名之内崎山与申村之上にあり、近代城構之跡ハ無之、高き岡ニ而候、文和四年六月五日、肥後彦太郎種頭・同

弟彦次郎種久等令同心畠山匠作直頭、引入凶徒於城内之間、氏久公不移時刻馳向彼城、同十二日、攻落之云々、

下城 濱平ニあり、南之方廿町計有之輕砂界也、指而要害之跡も無之候得共、東野頸之方ハ少堀切あり、内ニ畠

地あり、字ニ堀内与唱候へハ、古城ハ別義無之候、

鹿屋上名村持切

返地

末吉南之郷村

大始良野里村持切

知覽瀬之村

鹿屋柘原村

加久藤川北村

右旧領之故、前々之通垂水へ被召付被下度旨、享保九年辰正月廿四日申上候処、同年八月十四日、願之通御繰易被仰付、柘原被召付之旨種子嶋彈正様より被仰渡候、

大隅郡沿革

古時、本郡ヲ分テ柘寢院大柘寢院・小柘寢院ト惣稱シ、又南俣・北俣四十町五段ト分テリ、佐多・田代ヲ南俣、大下大隅郡ト圖田畷九拾五根占・小根占ヲ北俣トス、今其方域詳ナラス、下大隅郡丁九段、今垂水郷ノ方域ニ係ルト為ス、後櫻島ヲ併セタリ、保安四年、真光坊舜清豊前國ヨリ来テ下大隅垂水城ニ居ル、未幾クナラス蒲生・吉田始良郡領主ト為リ蒲生城ニ移リ、子孫之ニ居ル、佐多新太夫高清佐多ヲ領ス、高清ノ裔久秀承久ノ役ニ戦死、後嗣ナシ、守護島津忠久ノ時、肥後駿河守盛武平氏行盛ノ子、守信基七世孫ナリ、肥後下大隅九拾五町ヲ領ス、子孫相承、野上田伊豫坊時盛平氏清盛六世孫、大隅ニ来リ、百引肝屬郡及柘寢院佐多・田代ヲ領ス、系圖ニ時盛三男ヲ生ム、長ヲ太郎存盛ト稱ス、佐多ヲ領シ佐多ヲ氏

トス、子孫相承ク、次ヲ二郎兼盛ト稱ス、祢寢ニマ祢寢ヲ氏トス、建仁三年七月、初菱刈六郎重俊及其族菱刈重延祢寢ノ院主タリ、重延既ニ死シテ院主ナシ、因テ幕府平清重ヲ祢寢南俣院地頭職ト為ス、子孫世々祢寢ヲ氏トス、清重ハ平氏重盛ノ曾孫ナリ、後建部姓ニ改メ小松氏ノ祖ナリ、同時、五郎太夫義光ナル者院内北俣ニ居リ、祢寢ヲ氏トス、義光ノ裔孫大祢寢伊勢介雅義、永和中大祢寢院總辨濟使職ヲ嗣キ、院内郡本村田園ヲ領ス、子孫大始良ニ移リ、志々目氏ニ改ム文保二年三月十五日、初佐多領主孫太郎久秀存盛ノ孫ナリ承久ノ亂ニ戰死シテ佐多氏絶タリ、是ニ至リ九十余年、島津忠宗第三子三郎左衛門忠光ニ佐多ヲ封ス、因テ子孫世々佐多ヲ氏トス、曆應中、牛根兵衛五郎道綱牛根ヲ領ス、子孫詳カナラス、觀應二年十一月八日、祢寢領主祢寢清成佐多忠直ヲ佐多城ニ攻メ之ヲ陥ル、其後父忠光清成ヲ攻メ佐多城ヲ復ス、文和二年五月、足利尊氏忠光ニ知覽院薩摩ヲ與フ、是ニ於テ忠光佐多・知覽ヲ併領ス、四年四月、肥後彦太郎種頭盛武ノ裔其弟彦次郎種久等ト共ニ畠山直頭ノ黨ヲ崎山城垂水海邊ニアリニ納ル、島津氏久兵ヲ將テ之ヲ攻メ、遂ニ之ヲ拔ク、是歲八月、氏久本田重親ニ下大隅郡河北方益弘ノ地ヲ與フ、康安元年十二月五日、氏久祢寢郡司祢寢久清清重ハ清世孫ヲシテ大祢寢院永

吉・郡本地頭得分ヲ領セシム、康曆二年七月、今川了俊祢寢久清ヲシテ鹿屋院・下大隅等ノ地ヲ領セシム、祢寢院ヲ領スル故ノ如シ、又權ニ始良莊ヲ領セシム、永徳元年六月朔日、祢寢久清佐多氏儀忠直ノ弟ヲ佐多城ニ攻メ之ヲ拔キ、遂ニ併領ス、七日、今川了俊久清ニ書ヲ與ヘ、佐多城ヲ拔クノ功ヲ賞ス、九月三日、了俊久清ニ祢寢北俣四村此地詳カナラスヲ加封ス、至徳三年四月十四日、氏久祢寢熊夜又丸ヲシテ父大祢寢伊勢介雅義ナリノ職ヲ嗣キ、大祢寢院總辨濟使職及郡本村今郡本村ナシヲ領セシム、十一月十日、氏久富山土佐伊勢介雅義弟ナリヲシテ大祢寢院郡本辨濟使職ヲ領セシム、應永四年九月廿日、渋川満頼佐多氏儀ニ本領佐多氏本領ヲ去ルヨリ是ニ至リ十七年トス佐多ヲ與フ、十七年三月廿一日、島津元久田代久助兼盛五世孫ヲシテ田代村本領田代氏本領ヲ去ルタルニ依リ領セシム、十九年三月、島津久豊伊地知縫殿介季豊ヲシテ下大隅ヲ領セシム故ノ如シ、應永九年十二月島津久豊季豊ニ下大隅郡ヲ與フル豫約ノ證書アリ本城下大隅ニ居ル、子孫相承ク、伊地知氏ノ先秩父武藏守ヨリ出ツ、十三世彈正忠季隨ニ至リ伊地知ヲ氏トス、季隨薩摩ニ來リ島津貞久ニ仕フ、其子季豊ナリ二十三年九月九日、島津忠國祢寢清平ヲシテ大祢寢院ヲ領セシム、永享五年五月十九日、島津用久忠國ノ弟、當時守護職ヲ撰ス富山氏土佐カ子孫ナランヲシテ大祢

寢瀬筒村今瀬筒村ナシ地頭職ヲ領セシム、七年五月廿日、忠國山田忠直ヲシテ下大隅二河村牛根郷ニアリヲ領セシム、六月九日、島津好久忠國ノ守護代ナリ田代清定久助ノ子ヲシテ田代村及佐多ノ内川口三粟ノ地本領タルヲ以領セシム、八月廿三日、忠國祢寢直清清平ノ子ニ佐多十町ノ地ヲ與フ、享徳二年七月十二日、忠國祢寢重清直清ノ子ヲシテ祢寢ヲ領セシム故ノ如シ、文明中、下大隅二城ヲ守ル者五人、伊地知重豊季豊三世孫ナリ、五世孫重武、其子重興ニ至リ下大隅五所ヲ併セ領スハ本城ニ、石井義忠明應中ニ至リ石井義仍守城スハ垂水城ニ、池袋宗政ハ下ノ城ニ、牛根二川ヲ領ス、永正八田上城ニ、肥後盛高盛武ノ裔孫ナリ、島津勝久ノ時、大和守盛治入道恕清高城ヲ守ル、後薩摩伊集院ニ移ル、周防介盛家モ伊集院谷口ヲ領ス、皆裔孫ナリハ高城大永中ニ至リ伊地知重周城主タリニ居ル、各當時ノ名族タリ、天文元年十二月、肝屬兼續父兼興ト兵ヲ將テ祢寢ヲ伐テ西侯城ヲ取ル、五年二月、島津貴久伊地知重武ニ下大隅垂水ヲ加封ス、六年十二月廿四日、島津勝久本田董親ヲ向島櫻島ノ旧名地頭ト為シ、嶽・藤野・松浦・西道・赤水ノ五村ヲ與ヘ功勞ヲ賞ス、八年八月、島津貴久榑山善久ニ向島ノ内松浦・二侯ノ二村ヲ與フ、十三年正月、貴久伊地知重武ニ下大隅田上ヲ加封ス、十四年、貴久本田董親大隅清水城主ナリニ牛根・邊田・二河・堺等ノ地許多町

ヲ加封シ功勞ヲ賞ス、初肝屬兼續祢寢ヲ伐テ西侯・野里大始・大始良城ヲ取ル、十七年四月、兼續兵ヲ遣シ牛根邊田・二河ノ三邑董親ノ領邑ヲ取ル、元龜三年、是ヨリ先キ伊地知重興邑ヲ以テ叛ス、是ニ至リ、島津義久左衛門督歳久ヲシテ下大隅ヲ伐シム、二月廿九日、島津氏ノ兵來テ境及二川ヲ破ル、九月、歳久重興カ小濱壘牛根ノ地ヲ陥ル、守將伊地知美作守重矩重興ノ一族ヲ斬テ遂ニ其地ヲ取ル、天正元年三月、是ヨリ先キ、祢寢領主祢寢重長肝屬氏ニ黨シ島津氏ニ叛ス、因テ島津義久八木昌信等ヲ祢寢ニ遣シ竊ニ重長ニ説キ降ラシム、重長遂ニ邑ヲ以テ降ル、十日、島津征久・忠長西侯ヲ伐ツ、十四日、高洲ヲ燒ク、十八日、又西侯ヲ攻ム、兼亮祢寢ノ兵ト横尾ニ戰フ、征久等諸城ヲ取り、兵ヲ置キ成ラシム、七月廿四日、肝屬兼亮重興ト謀テ早崎ノ營牛根ノ地ヲ襲フ、島津家久義久ノ弟伐テテヲ奔ス、是時肝屬氏ノ將安樂備前兼寛牛根城ヲ守ル、十二月、島津氏ノ諸將平常牛根ノ地ニ屯ス、二年正月三日、兼亮・重興牛根城ヲ救フ、忠長等茶園尾ノ營牛根ノ地、兼亮等之ニ拠ルヲ取り、牛根城ヲ攻ル甚タ急ナリ、備前遂ニ城ヲ以テ降ル、義久伊集院肥前守ヲ牛根地頭ト為ス、是歳、重興下大隅五所

ヲ以テ降ル、義久重興カ罪ヲ宥メ下ノ城ヲ與フ、兼亮モ尋テ市成・廻・恒吉等ノ侵地ヲ獻シテ降ル、其後群臣兼亮ヲ廢シテ弟兼護ヲ立ツ、五年、義久兼護ニ高山一邑ヲ與へ、其他ノ領邑ヲ収メ地頭ヲ置キ鎮守セシム、文祿三年、重興ノ孫伊地知重順罪アリ、義久下之城ヲ収ム、四年、義久敷根頼賀^{敷根}領主^{領主}ニ下大隅田上ヲ與フ、九月、義久祢寢領主祢寢重張ヲ薩摩日置郡吉利ニ徙シ旧領ヲ収ム、慶長四年、島津義弘田上領主敷根立頼ヲ高隈^{肝屬}郡ニ徙シ、種子・屋久・惠良部三島領主島津右馬頭以久ヲ下大隅領主ト為ス、八年十月、以久日向佐土原城ニ封セラル、以久ノ孫相模守久信ヲ留メテ下大隅ヲ戍ラシム、以久卒シ、次子忠興封ヲ承ク、因テ久信遂ニ下大隅領主ト為ル、後下大隅五所ヲ垂水郷ト改メ、久信ノ子孫世々相承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、久信ノ裔孫領スル所ノ垂水郷ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、十一月、都之城縣ニ屬ス、六年一月、復鹿兒島縣ノ管轄ト為ス、

大隅郡郷莊

本郡ヲ分テ垂水・牛根・大根占・小根占・佐多・田代・櫻島ノ七郷トス、田神村・市木村・本城村・高城村・新御堂村・中俣村・海潟村・濱平村・柀原村ノ九村ヲ垂水郷トス、古時下大隅ト惣稱ス、麓村・二川村ノ二村ヲ牛根郷トス、古時下大隅ノ方域トス、城元村・馬場村・神川村ノ三村ヲ大根占郷トス、古時大禰寢院ト稱シ、禰寢院北俣ノ方域トス、川北村・川南村・横別府村・山本村・邊田村ノ五村ヲ小根占郷トス、古時小禰寢院ト稱シ、禰寢院北俣ノ方域トス、伊坐敷村・馬籠村・郡村・邊塚村ノ四村ヲ佐多郷トス、古時禰寢院ニ屬シ、院内南俣ノ方域トス、麓村・川原村ノ二村ヲ田代郷トス、古時禰寢院ニ屬シ、院内南俣ノ方域トス、赤水村・小池村・赤生原村・西道村・松浦村・二俣村・藤野村・武村・白濱村・高免村・古里村・湯之村・持木村・野尻村・有村・脇村・瀬戸村・黒神村ノ十九村ヲ櫻島郷トス、古時向島ト稱ス、中古ヨリ本郡ニ併セタリ、

二川村

古時、本村ハ下大隅ニ屬ス、後牛根郷ニ屬ス、曆應中、

牛根兵衛五郎道綱牛根ヲ領ス、子孫ノ載籍詳カナラス、

又廻城主廻駿河守廣綱ノ後裔ニ川村ヲ領シ、二川ヲ氏トス、蓋廣綱ハ道綱ノ同族ナルヘシ其子孫大崎郷ニアリ、永享七年五月廿日、島津忠國山

田忠直ヲシテ二川下大隅郡ニヲ領セシム、文明中、建部宗

議池袋氏下大隅下ノ城ニ居リ、二川村ヲ領ス、永正中、筑前

守建部宗政池袋氏二川ヲ領ス、宗政ハ忠昌・忠治ノ時國老ナリ、其後島津氏所

管ト為ル、天文十四年、島津貴久本田董親大隅清水城主ニ牛根・

邊田・二川及大隅東郷等合テ二十四町ノ地ヲ加封ス、十

七年四月、肝屬兼續牛根・邊田・二河ノ三邑ヲ取ル、肝

屬良兼安樂備前兼寛ヲシテ牛根城ヲ守ラシム、元龜三年、

是ヨリ先キ伊地知重興邑ヲ以テ叛ス、是ニ至リ、島津義

久左衛門督歳久義久弟ヲシテ下大隅ヲ伐シム、二月廿九日、

島津氏ノ兵來テ境及二川皆牛根ノ地ヲ破ル、九月、歳久重興カ

小濱下大隅ノ地墨下大隅ヲ陷ル、守將伊地知美作守重矩重興ノ一族ヲ斬テ

遂ニ其地ヲ取ル、天正元年七月廿四日、肝屬兼亮重興ト

謀リ早崎ノ營牛根ノ地ヲ襲フ、島津中務太輔家久義久弟伐テ之ヲ

奔ラス、十二月、島津氏ノ諸將平常牛根ノ地ニ屯ス、二年正月

三日、兼亮・重興牛根城ヲ救フ、島津忠長等茶園尾ノ營

牛根ノ地、兼亮等之ニ據ルヲ取り牛根城ヲ攻ム、戌將安樂備前兼寛遂ニ

城ヲ以テ降ル、義久伊集院肥前守久通ヲ牛根地頭ト為ス、

其後島津氏歷世地頭ヲ置キ之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒

島縣ニ屬ス、

麓村

二川村ニ同シ、

田上村

古時、本村ハ下大隅郡九十五町九反トスニ屬ス、分テ田上・垂水・

本城・高城・下之城ノ五所ト為ス、後五所ヲ併セテ垂水

郷ト為ス、保安四年、眞光坊舜清ナル者下大隅垂水城ニ

居ル、未幾クナラス大隅蒲生城ニ移リ、子孫世々蒲生ヲ

領シ蒲生ヲ氏トス、建久中、肥後盛武種子島氏支庶下大隅九拾五

町ヲ領ス、子孫ニ至リ高城ニ居ル、文和四年四月、肥後

彦太郎種顯等盛武ノ裔孫ナリ、島山直顯ノ黨ヲ崎山城海瀉村ニアリニ納ル、

島津氏久之ヲ攻メ、遂ニ城ヲ拔ク、是年八月、氏久本田

重親ニ下大隅郡河北方益弘ノ地ヲ與フ、康曆二年、今川

了俊禰寢久清ヲシテ禰寢院・鹿屋院・下大隅等ノ地ヲ領

セシム、應永十九年三月、島津久豊伊地知縫殿介季豊縫殿

介ト稱ス、伊地知氏ノ先^二下大隅ヲ封ス、^{本城ニ}居ル、子孫相承ク、
ハ秩父武藏守將恒ニ出ツ

永享九年八月、島津忠國禰寢重清ニ下大隅木志志名ノ地

ヲ與フ、文明中、伊地知重豊^{季豊三世孫ナリ、裔孫重興ニ}ハ本

城ニ、石井義忠^{明應中ニ至リ石井義仍守城ス}ハ垂水城ニ、池袋宗政ハ下ノ

城ニ、梶原景豊ハ田上城ニ、肥後盛高^{盛武ノ裔孫}ハ高城ニ居ル、

各當時ノ名族タリ、天文五年二月、島津貴久伊地知重武

ニ^{季豊ノ裔孫}下大隅垂水ヲ加封ス、十三年、貴久復重武ニ下大

隅田上ヲ加封ス、元龜三年、是ヨリ先キ重興邑ヲ以テ叛

ス、二月、義久下大隅ヲ伐ツ、九月、重興カ小濱壘ヲ拔

キ、主將伊地知重矩ヲ斬テ其地ヲ取ル、天正二年、重興

下大隅五所ヲ以テ降ル、義久重興ニ下ノ城ヲ與へ、其他

ノ領邑ヲ収ム、文祿三年、伊地知重順^{重興ノ孫}罪アリ、義久

下ノ城ヲ収ム、四年、義久敷根頼賀ニ田上ヲ與へ敷根ニ

易フ、慶長四年、敷根立頼ヲ高隈^{肝屬}ニ移シ田上ニ易へ、

島津右馬頭以久ヲ下大隅領主ト為シ、種子・屋久・恵良

部ノ三島ニ易フ、八年十月、以久日向佐土原城ニ封セラ

ル、以久ノ孫相模守久信ヲ留メテ下大隅ヲ成ラシム、以

久卒シ、次子忠興封ヲ承ク、因テ久信遂ニ下大隅領主ト

為ル、後下大隅五所ヲ垂水郷ト改メ、久信ノ子孫世々相

承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、

久信ノ裔孫領スル所ノ垂水郷ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、

明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

高城村

文明中、肥後盛高高城ニ居ル、大永中、伊地知重周城主

タリ、

市木村

新御堂村

中俣村

柘原村

海潟村

濱平村

以上田上村ニ同シ、

本城村

古時、本村ハ下大隅ニ屬シ、五所ノ一ナリ、後垂水郷ニ

屬ス、應永十九年三月、島津久豊伊地知縫殿介季豊ヲシ

テ下大隅ヲ領セシム故ノ如シ、季豊徙テ本城ニ居ル、子孫相承ク、文明中、季豊本城ニ居ル、其他ノ諸城各城主アリ、天文五年二月、島津貴久伊地知重武ニ下大隅垂水ヲ加封ス、十三年、田上ヲ加封ス、其後重興ニ至リ、下大隅五所ヲ併領ス、外田上村ニ同シ、

川北村

古時、本村ハ禰寢院ニ屬ス、小禰寢院ト稱ス、南俣四拾町ノ方域トス、後小根占郷ニ屬ス、初菱刈六郎重俊及其族菱刈重延禰寢院ヲ領ス、重延既ニ死シテ院主ナシ、是ニ於テ建仁三年七月、幕府平清重後建部姓ニ改ムヲ以テ禰寢南俣院地頭職ト為ス、子孫世々本院ノ院司タリ、因テ禰寢ヲ氏トス、觀應三年十二月十九日、楡井四郎頼仲國見城遺墟本村ニアリヲ圍ム、數戰抜クコト能ハス、天正元年正月、是ヨリ先キ禰寢重長清重ノ裔孫、島津氏ニ叛ス、是ニ於テ島津義久八木昌信等ヲ禰寢ニ遣シ、竊カニ重長ニ説キ降ラシム、重長邑ヲ以テ降ル、文祿四年九月、義久禰寢重張ヲ薩摩吉利ニ徙シ、舊領禰寢院ヲ収ム、爾來地頭ヲ置キ之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

川南村

横別府村

山本村

邊田村

川北村ニ同シ、

城元村

古時、本村ハ禰寢院ニ屬シ、北俣ノ地トス、又北俣ノ方域ヲ大禰寢院ト惣稱ス、後大根占郷ヲ置ク、本村モ又之ニ屬ス、建仁三年七月、初菱刈六郎重俊及其族菱刈重延禰寢院ヲ領ス、重延既ニ死ス、因テ幕府平清重ヲシテ禰寢南俣院地頭職ト為ス、子孫世々禰寢ノ院司タリ、因テ禰寢ヲ氏トス、同時、五郎太夫義光義光ノ先長岡右大臣内膳ニ出ツ院内北俣ニ居リ禰寢ヲ氏トス、永和中、其裔孫大禰寢伊勢介雅義大禰寢院總辨濟使職ヲ嗣キ、院内郡本村田園ヲ領ス、子孫良ニ移リ、志々良氏ニ改ム、康安三年十二月五日、島津氏久禰寢郡司禰寢久清ヲシテ大禰寢院永吉・郡本地頭得分ヲ領セシム、
康曆二年七月、今川了俊禰寢久清ヲシテ禰寢院・鹿屋院・下大隅等ノ地ヲ領セシム、永徳元年九月三日、今川了俊

禰寢久清ニ禰寢北俣四村此地詳カナラスヲ與フ、至徳三年四月十

四日、島津氏久禰寢熊夜又丸ヲシテ父雅義ノ職ヲ嗣キ、

大禰寢院總辨濟使職及郡本村今郡本村ナシヲ領セシム、十一月

十日、氏久富山土佐雅義弟ナリヲ大禰寢院郡本領家職ト為ス、

應永元年十二月十五日、島津元久富山土佐介ヲシテ大禰

寢院郡本辨濟使職ヲ領セシム故ノ如シ、四年六月十五日、

澁川滿頼禰寢清平ニ本領禰寢院ヲ與フ、十年十一月、元

久禰寢清平ニ大禰寢ノ内郡本村其他下大隅等ノ地ヲ與フ、

十八年十二月、島津久豊禰寢清平ニ大禰寢院ノ内神田名

主職ヲ領セシム、十九年十二月、久豊富山土佐及志々目

氏・大始良氏・濱田氏・横山氏等ニ大禰寢院永吉ノ地ヲ

與フ、廿三年、島津忠國禰寢清平ヲシテ大禰寢院先知行

瀬筒村今瀬筒村ナシヲ領セシム、永享五年五月十九日、島津用

久忠國ノ弟ニテ守護職ヲ攝ス富山氏ヲシテ大禰寢瀬筒村地頭職ヲ領セシ

ム、享徳二年七月、忠國禰寢重清ヲシテ禰寢ヲ領セシム

故ノ如シ、天正元年正月、是ヨリ先キ禰寢重長叛ス、島

津義久八木昌信等ヲ遣シ竊カニ重長ニ説キ降ラシム、重

長命ニ應シテ降ル、領邑故ノ如シ、文祿四年是ニ至リ二十年

三九月、義久禰寢領主禰寢重張重長ノ世孫ヲ薩摩吉利ニ徙シ、

舊領ヲ収ム、爾来島津氏ノ所管ト為ル、

馬場村

神川村

城元村ニ同シ、

伊坐敷村

古時、本村ハ佐多十町ノ地ニシテ禰寢院ニ屬シ、南俣ノ

方域トス、後佐多郷ヲ置ク、本村之ニ屬ス、守護島津忠

久ノ時、佐多新太夫建部高清佐多ヲ領ス、子孫詳カナラ

ス、又野上田伊豫坊時盛禰寢院佐多・田代西邑ヲ領ス、

時盛三男ヲ生ム、長ヲ太郎存盛ト云、佐多ヲ領シ佐多ヲ

氏トス、子孫相承ク、次ヲ二郎兼盛ト云、田代ヲ領シ田

代ヲ氏トス、子孫相承ク、次ヲ三郎成盛ト云、禰寢ニ居

リ禰寢ヲ氏トス、建仁三年、幕府平清重ヲ禰寢南俣院地

頭職ト為ス、子孫世々禰寢ヲ氏トス、文保二年三月十五

日、初佐多領主孫太郎久秀存盛ノ孫承久ノ亂ニ戦死シテ既ニ

九十餘年、佐多氏絶タリ、是ニ於テ島津忠宗三男三郎左

衛門忠光ニ佐多ヲ封ス、子孫世々佐多ヲ氏トス、觀應二

年十一月八日、禰寢領主禰寢清成佐多忠直ヲ佐多城ニ攻

麓村

古時、禰寢院南俣ノ内田代村ニ屬ス、後田代郷ヲ置ク、

メ之ヲ陥ル、其後父忠光佐多城ヲ取り舊領ニ復ス、永徳

本村及川原ノ二村之ニ屬ス、守護島津忠久ノ時、野上田

元年六月朔日、禰寢久清清成孫佐多氏儀忠直弟ヲ佐多城ニ攻メ

伊豫坊時盛禰寢院佐多・田代ノ二邑ヲ領ス、時盛ノ長男

之ヲ拔ク、七日、今川了俊久清カ佐多城ヲ拔クノ功ヲ賞

存盛繼キ佐多ヲ領ス、次子二郎成盛田代ヲ領シ田代ヲ氏

ス、應永四年九月二十日、澁川滿頼佐多氏儀ニ本領佐多

トス、建仁三年、初菱刈六郎重俊及其族菱刈重延禰寢院

ヲ與フ、其後禰寢清平佐多・田代ヲ併領ス、永享七年六

ヲ領ス、重延既ニ死テ院主無シ、因テ幕府平清重園田帳
重ニ作ル禰寢南俣院地頭職ト為ス、子孫世々相承ケ禰寢ヲ

月九日、島津好久忠國ノ守護代田代清定ヲシテ田代村及佐多ノ

氏トス、應永十七年三月廿一日、島津元久田代久助ヲシ

内川口三栗ノ地本領タルニ依リ領セシム、八月廿三日、

テ田代村本領タルニ依リ領セシム、廿三年九月、島津忠

島津忠國禰寢直清ニ佐多十町ノ地ヲ與フ、天正中、忠光

國禰寢清平ニ大禰寢院ヲ與フ、是時、清平佐多・田代・

九世孫忠將佐多ヲ領ス、忠將ノ孫久慶ノ時薩摩川邊ニ移

邊津賀ヲ領ス、永享七年、薩摩守好久忠國ノ時
守護代田代肥前守

ル、久慶ノ子忠充川邊ヲ
轉シテ知覽ニ復ス、其後島津氏ノ領ニ歸ス、王政革新以

清定ニ田代村一圓及佐多ノ内川口三栗本領タルニ依リ與

馬籠村

フ、永祿・元龜ノ比、禰寢重長田代ヲ領ス、重長島津氏

郡村

ニ降ルニ及シテ島津氏ノ所管ト為ル、王政革新以後鹿兒

伊坐敷村ニ同シ、

島縣ニ屬ス、

應永中、禰寢清平領ス、伊坐敷村ニ同シ、

川原村

邊塚村

麓村ニ同シ、

應永中、禰寢清平領ス、伊坐敷村ニ同シ、

川原村

應永中、禰寢清平領ス、伊坐敷村ニ同シ、

麓村ニ同シ、

横山村

本村ハ櫻島ニ屬ス、古時向島ト稱ス、東條某ナル者島津忠久ニ從テ薩摩ニ來リ本村ヲ領ス、忠久其子安房ヲ向島地頭職ト為ス、因テ横山城ニ居リ横山ヲ氏トス、文明ノ頃、島津若狹忠弘島津忠國ノ七男、喜久氏ノ祖向島ヲ領ス、子孫相承、天文六年十二月、島津勝久本田董親ヲ以テ向島地頭ト為シ、嶽・藤野・松浦・西道・赤水及荒田名八十町・澤牟田(名カ)各十二町ヲ與ヘ功勞ヲ賞ス、元龜中、鎌田尾張守政近本村長門城ニ居リ肝屬氏ニ備フ、天正十三年頃、川上源五郎向島地頭タリ、其後歴世島津氏ノ所管タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

有村

古時向島ニ屬ス、後櫻島ニ屬ス、嘉吉二年三月、薩摩守持久忠國ノ時守護代本田重恒ニ本村及溝邊六町ヲ與フ、外横山村ニ同シ、

松浦村

天文六年十二月、島津勝久本田董親ヲ向島地頭ト為シ、

本村及嶽・藤野・西道・赤水等ヲ與フ、八年、島津貴久樺山幸久ニ本村及二俣ノ二村ヲ與フ、外横山村ニ同シ、

藤野村

天文六年、島津勝久本田董親ニ本村及嶽・松浦・西道・赤水等ヲ與フ、其後樺山幸久松浦・二俣ヲ轉シテ本村ヲ領ス、外横山村ニ同シ、

赤水村

天文六年、本田董親本村ヲ領ス、弘治三年、島津貴久樺山幸久ニ本村ヲ與フ、外横山村ニ同シ、

嶽村

天文六年、本田董親本村ヲ領ス、外横山村ニ同シ、

西道村

天文六年、本田董親本村ヲ領ス、外横山村ニ同シ、

二俣村

天文中、樺山幸久本村及松浦ノ二村ヲ領ス、外横山村ニ同シ、

「大隅郡

〔祿寢院ハ今ノ大根占郷小根占郷
地ナルヲ詳ニセス〕

建仁三年七月三日、幕府平清重ヲ以テ大隅國祿寢院南俣地頭職ト為ス、因テ祿寢ヲ以テ氏トス、清重ハ重盛ノ曾孫ナリ、
祿寢ハ今ノ根占郷、○小松氏系圖ニ、重盛ノ子維盛高清ヲ生ム、高明清重ヲ生ム、

觀應二年、是レヨリ先キ佐多忠光采ヲ鹿兒島ノ伊敷村ニ食ム、又大隅佐多ヲ領ス、十一月八日、祿寢清成佐多城ヲ攻ム、忠光カ伊敷村ニ在ルニ會ス、清成遂ニ之ヲ陥ル、其ノ後忠光復之ヲ取ル、

文和四年四月、下大隅ノ人肥後種頭其ノ弟種久等ト共ニ畠山直頭カ黨與ヲ崎山城ニ納ル、氏久代テ之ヲ拔ク、「崎山城ハ垂水郷海潟村ニアリ」

貞治六年七月、氏久祿寢久清ヲシテ權ニ大隅西俣村ノ地頭職
〔ハ肝付郡〕
タラシム、

永徳元年六月朔日、祿寢久清佐多氏義ヲ佐多城ニ攻メ之レヲ拔ク、

應永十七年三月廿一日、嶋津元久田代久助ヲシテ大隅ノ田代村ヲ領セシム、
田代村ハ今ノ田代郷、

應永十八年十一月十八日、嶋津久豊祿寢清平ニ大隅ノ西俣村ヲ與フ「西俣村ハ肝付郡大始良郷」、十二月十一日、又大祿寢院ノ神田名主職ト為ス、

十九年三月廿四日、久豊伊地知季豊ヲシテ下大隅ヲ領セシムル故ノ如シ、下大隅ハ今ノ垂水郷、
二十三年九月九日、嶋津忠國祿寢清平ヲシテ大祿寢院ヲ領セシム、

永享五年五月十九日、嶋津用久此ノ時忠國其ノ弟用久ヲシテ守護職ヲ撰セシム富山氏ヲシテ大祿寢瀬筒村ノ地頭職ヲ領セシム、

永享七年六月九日、嶋津忠國伊地知縫殿ヲシテ下大隅ヲ領セシム、〔下大隅ハ今〕

永享七年六月九日嶋津用久田代清定ヲシ大隅田代村、佐多ノ川口三栗ヲ領セシムル故ノ如シ、
田代村ハ今ノ田代郷、川口三栗ハ今ノ佐多郷、

七年八月二十三日、忠國祿寢直清ヲシテ大隅ノ佐多十町ヲ領セシム、直清ハ清平ノ子、
八年五月二十日、忠國山田忠尚ヲシテ下大隅二河村ヲ領セシム、〔牛根郷二川村アリ〕

九年八月一日、忠國祢寢重清ヲシテ下大隅木志志名ヲ領セシム、

嘉吉二年、嶋津用久本田某ヲシテ溝邊六町・向島有村ヲ領セシム、「向島有村ハ今ノ櫻島有村アリ」

享徳二年七月二日、忠國祢寢重清ヲ祢寢ヲ領セシムル故ノ如シ、
(シテ脱カ)

天文六年十二月二十四日、嶋津勝久本田薫親ヲ以テ向嶋ノ地頭ト爲シ、之レニ嶽・藤野・松浦・西道・赤水ヲ與フ、「嶽・藤野・松浦・西道・赤水ハ皆櫻島ニアリ」

天文八年八月、嶋津貴久向島ノ松浦・二俣ヲ樺山幸久ニ與フ、是ノ月、嶋津忠俊赤水ヲ與フ、
松浦・二俣・赤水ハ櫻島ニアリ

十四年四月十八日、嶋津貴久本田董親ニ大隅ノ東郷、牛柵ノ辺田・二川・堺等ノ二十四町ヲ與フ、
牛根郷今辺田村・二川村・堺村アリ

元龜三年九月、嶋津義久其ノ歳久ヲシテ下大隅ヲ伐タシム、
(弟脱カ)
二十七日、歳久早崎ニ屯シ、進ンテ小濱ノ墨ヲ拔キ、守將伊地知美作ヲ斬ル、
早崎墨ハ牛根郷牛根村ニアリ、小濱墨ハ垂水郷海瀨村ニアリ、於是、嶋津氏小濱ヲ

取リ前陣ト改名ス、
天正元年正月是ノ月義久肝ト相議也、義久八木昌信ヲ遣テ祢寢重長ニ説

キ、肝付氏ト絶タシム、重長之ヲ聽ク、二月二十六日、義久

重長ト盟フ、

天正元年七月二十四日、肝付氏兵ヲ發テ早崎營ヲ襲フ、嶋津家久伐テ之ヲ奔ラス、
早崎營ハ牛根郷牛根村ニアリ、是ノ時ニ當テ肝付氏ノ將安樂備前牛根城ヲ守ル、十二月十四日嶋津氏ノ諸將

二年春正月三日、肝付氏兵ヲ發テ牛根城ヲ救フ、將ニ茶園尾ヲ取ラントス、嶋津忠長等之ヲ争フ、其ノ鋒甚タ鋭シ、肝付氏ノ兵遂ニ退ク、忠長等既ニ茶園尾ヲ取り、牛根城ヲ攻ムル

甚之急ナリ、安樂備前遂ニ降ル、伊東氏其ノ族伊東權頭ヲ遣リ、肝付氏・伊地知氏ニ會シ牛根城ヲ救フ、行之嶋津氏ノ軍已ニ利地ヲ得ルヲ聞テ還ル、

十九日、伊東權頭等祢寢ヲ攻ム、喜入季久善ク戦フ、權頭等

克タスシテ去ル、
天正二年、伊地知重興下大隅五所ヲ獻ス、
下大隅ハ今ノ下大隅

文祿四年、祢寢ノ領主祢寢重張ヲ吉利ニ移封ス、
文祿四年、敷根ノ領主敷根頼賀ヲ下大隅田上ノ領主ト爲ス、
世系ハ敷根ニ詳カナリ、田上ハ垂水郷ニ屬ス、

慶長四年十二月、嶋津義弘下大隅田上ノ領主敷根主頼ヲ主ニ立ニ作ル、
從シ高隈領主ト爲ス、是ノ月、種子・屋久・惠良部三島ノ領

主嶋津以久ヲ下大隅領主ト爲ス、

慶長八年九月、下大隅ノ領主嶋津以久ヲ以テ佐土原城ヲ守ラシム、尋テ佐土原領主ト為ス、以久ノ佐土原ニ行クヤ、其ノ長子久信ヲシテ下大隅ヲ成ラシム、既ニシテ以久卒ス、朝廷久信ヲシテ久ノ後ヲ嗣カシム、久信固辞ス、遂ニ下大隅ヲ領ス、

〔國史元久記〕

應永十八年云々、是歲年三十七襲封、當是時云々、公所有者、鹿兒・谷山・指宿・溝辺・田萬里・敷根・廻・末吉・恒吉・市成・平房・百引・高熊・鹿屋・大始良・下大隅・財部等地而已、外略、

〔ハ鹿兒島県立図書館所蔵本ニノミアリ〕

〔纂考〕

大隅國大隅郡

牛根郷

在鹿兒島卯方海上五里、當郷ハ東ハ恒吉郷に接し、南ハ市成・百引・高隈三郷に接し、西垂水に堺ひ、北ハ福山

に接し、前ハ裏海に臨めり、周廻十四里二十四町二十間、村落四〔二川村 籠村、惣人計四千三百二十八人、惣合戸數七百九十一、此ニケケ村ハ嶋於郡ニ屬ス〕

〔山田氏藏書〕

嶋津御庄大隅方下大隅郡之内二河村之事、為給分充行處也、早任先例、領掌不可有相違之状如件、

永享八年五月廿日

〔載于國史忠尚トアリ〕

山田殿

〔本文書ハ「田記雜錄前編二」一一八七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔陸奥守（花押） 實久ハ忠國ノ初名〕

〔旧藩史官雜抄中〕

一往昔下大隅噲啾郡之内海邊隣りたる地を領する者有り、

俗ニ邊田七人与云、

上井今諏訪甚六家、國 敷根今嶋津右膳 廻今廻氏家 池袋今
袋氏在外城、牛 石井今此家斷絶歟、垂水 伊地知今秩父家、垂
根二川邊を領 湯・柘原相 肥後元祖肥後守平信基、今肥後平右衛門家、
添十二町領、 下大隅高城領之、高城ハ垂水之内也、

右國分・敷根・福山等参照スヘシ、

²〔頭注〕此吉原何レノ地ニ居ルカ糺ヘシ
大隅國吉原又次郎俊平申薩摩國滿家院内比志嶋・西俣以

下村之事、可注申知行由緒之由云々、

正應四年五月廿七日
〔大友親時〕前因幡守在判
〔少式經資〕沙弥在判

謹上 下野三郎左衛門尉殿
〔忠宗〕

〔本文書ハ一旧記雜録前編二九三九号文書ノ抄ナルヘシ〕

〔圖田帳〕

柵寢北俣四十町五段

下大隅郡九十五町九段

柵寢南俣四十町

本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿疋 建部清重所知、

佐多十町

賜大将殿御下文、建部高清知行之、

〔纂考〕

入舩城 麓村 當郷松ヶ崎にあり、牛根城とも云ふ、東西北

の三面ハ懸崖高きこと百間許、北面ハ大手口にて海に近し、南ハ茶園ヶ尾といふ、濠塹の跡二重有り、茶園ヶ尾 下に見ゆ、

四面急峻にして天險の城壘なり、往古屢沿革ありて、曆

應の頃牛根兵衛五郎道綱是を領し、文明・永正の頃池袋

氏數世地頭たり、池袋氏姓を建部と云、即ち前の居世神社文明七年の棟札に建部宗議、或ハ永正三年神鏡に建部宗政

と見えたり、宗政ハ筑前と稱し、天文之頃、小川尾張武明紀氏平 島津忠昌・忠治の時執政に任す、

流・本田紀伊董親等所領たり、董親後に牛根を以て肝付

氏に與ふ、天文の末、肝付兼續其将安樂備前をして是を

守らしむ、兼續没後、天正元年、島津義久當城を攻む、

十二月十四日、諸將進て平當岡ヒラトコウカに屯して是に逼る、二年

正月三日、肝付か援兵走來り、高隈山を踰コエて茶園ヶ尾を

取らむとす、島津左馬忠長・川上上野久信石之尾垂水 地の地に赴

き迎へ戦ふ、敵軍敗れ走る、忠長・久信及び新納忠元等

茶園ヶ尾に營し、驍壯を擇ひて矢石を冒し、急に城を攻

む、二晝夜を経て數十丈の断崖及び二重の濠塹を掘崩し

城中に攻入る、守将安樂備前降を乞ふ、是を許して伊集

院久道を地頭とす、即ち前の稻荷神社是歳九月の棟札に、

久道地頭にて創建の由見えたり、

〔地理志〕

道鑑公御代曆應之頃、牛根兵衛五郎道⑤總總⑥綱莫根次郎成長入道圓也家臣守之、道綱後屬阿久根有軍功、○文明前ヨリ池袋氏領之、

永正迄棟札ニ見ユ、○天文ノ頃、本田紀伊守董親領之、

○新納近江守忠勝領之、本田氏ノ前ナルヘシ、○諸家大概記云、天文

之頃、紀氏平山之庶流ニ小川尾張守武明牛根地頭トアリ、

本田ノ旗下カ、

池袋氏、中古邊田七人、上井・敷根・廻・池袋・伊地知・

石井・梶原ト見ユ、○文明六年旧記、下大隅ニ肥後・石

井・伊地知・梶原・池袋云々、各一城ツ、被持トアリ、

○文明・明應・永正中ノ棟札ニ池袋氏見ユ、○天文廿年

大日棟札ニ左馬守良兼トアレハ、肝付氏ノ領ナリ、○天

正二年、先是肝付兼亮使安樂備前守牛根城、正月、太

守義久公陷之、以伊集院下野守久通入道魯笑為地頭、天

正八年頃、鎌田尾張守政年寛栖為地頭、牛根ニ川村ヲ領スト家系ニミヘタリ

3 〔本田氏藏書〕

大隅國之内牛根三町・同城付邊田三町・二川三町・堺三町、合拾貳町之事、為奉公賞所宛行也、早任此旨、可被

安堵之状如件、

天文拾四年卯月十八日〔此日大隅國東郷六町并日當山城等ヲ賜ハル、參照スヘシ〕

貴久判
本田紀伊守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四九六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔肝付兼重譜中〕〔統力〕

天文十七年戊申四月、牛根・邊田・二河知行早、三ヶ所

同前、

〔諸家大概記〕

建部姓池袋氏ハ、古来牛根・二川之邊を領申候哉与存候、

邊田七人之内ニ而候、忠昌公・忠治公御代、池袋筑前守

宗政事御家老相勤申候云々、

〔國史貴久傳〕

天文十四年夏四月十八日、公賜本田董親大隅國東郷・牛

根・辺田・二川・堺等合二十四町之地、抛大中 公田譜〔郡村高辻

帳、高山郷有辺田村、福山郷有境村〕

襲山郷ニ今東郷村アリ、此日、大隅國東郷六町・日當山城用富名六町、以上十二町ヲ賜ヒシユヘ、合テ二十四町ノ地ト記セリ、

右ノ如ク見ユレトモ、牛根郷ニ邊田ト云字アルヘシ、本田氏藏書ニモ牛根三町・同城付邊田三町・二川三町・境三町云々アレハ、二川村・境村モ皆今牛根郷ニ係レリ、福山郷ニ今境村ナシ、今高山郷ニ邊田村ナシ、旧記ニ邊田七人ト云ヘルアリ、垂水・牛根・福山・國分邊ノ沿岸ノ領主ヲ指シ、上井氏・敷根氏・廻氏・池袋氏・伊地知氏・石井氏・梶山氏ノ七人、文明中各一城持シトミユ、然レハ本田董親ニ賜ハル邊田村ハ高山郷ニアラサル必セリ、天文十七年四月ハ肝付兼重牛根・邊田・二河知行云々等参考スレハ、郡村高辻帳誤レルカ、尚糺スヘシ、

(地理志一カ)

牛根城自系伊地知縫殿助季豊鑑初

松ヶ崎入舟ノ城ト云傳、

樺山玄佐日記

玄佐日記、肝付省釣齋族安樂備前守を籠置ニ依テ、天正

元年十月十四日ヨリ平常ト云ル在所太守御從弟右馬頭殿御大将にて数千騎平常ニ張陳して攻之、翌二年正月三日、肝付勢催多勢、高隈之大山を越、牛根ノ前茶園ケ尾

今垂水に陳して、我兵見之、彼所為陳ハ則味方知無利、故

島津圖書頭忠長・川上上野介久信下知して是を攻、敵大

ニ恐テ引兵趣於高隈山、狼狽而退下大隅、故輒此陳ヲ攻

取、即此陳ニ人数ヲ被置、其比落書 弓もうし根もをれ

矢そと引かへて甲をぬかハやかて安樂 同十八日より平

常の御人数牛根濱之方被給問之垣、(結之)從茶園ケ尾之方内城

之切岸ヲ堀破、作道事夜白三日也、城内より投石擲起、

或茅ニ火ヲ付堀底ニ擲、雖防矢方便、十九日之夜、城主

安樂備前守降參、翌日、弟彦八郎を質ニ出ス、故蒙免許

下城、則新納武藏守一男刑部太輔城内ニ被差籠、肝付之

番衆ハ及日暮下大隅へ被送遣、淨光明寺其阿上人為御使僧此御至肝付、廿二日之

武藏守モ城内ニ入ル、廿七日、城いわるゐあり、從昔日雖

為謀計・智略・孫吳之術、堀嶮岨之岸作道類古今無双、

是偏ニ新納武藏守以下知、逆瀬川奉膳兵衛尉・本村筑前

守・久留半五左衛門尉調達之、偏天道之惠、叶神慮之擁

護もの欵、此ヨリ太守義久公者早崎より御歸陳也、

「横山弓内覺書」

逆瀬川豊前兵衛殿・玄蕃允ナト企ニテ、牛根堀へ様子ハ、水ノ手堀とをし、城ニ而水取ニテ參者可打之企ニ而候事、

「伊地知太郎兵衛覺書」

肝付乱之時分ニ而も候哉、牛根之城ニ而働候事、同城ヲ責之時、城ニ攻入へいヲ乗越城内ニ攻入候得ハ、福崎和泉殿ト申人、武邊者之故かんとり之鎧を以大膳カ左手ノモ、ヲ突詰られ候間、大膳ハ五尺六寸ノ太刀ニテ和泉殿を甲ノ鉢を切割、面ニ切付候得共、双方難叶処ニ、宮原五郎左衛門尉ト申武士走付、福崎和泉殿を首を打落被成候へハ、大膳ハ無大事、其日ノ高名宮原五郎左衛門殿ニ首究候間具足甲ハ首ニ付候而渡り、鎧・太刀杯ハ大膳ニ付申候得共、大膳申候ハ、宮原殿御助なくハ多分大膳和泉ニ射付候筈ニ候、宮原殿命之主人と被申候得ハ、宮原殿首も道具も大膳殿ニ付可有ト互ニ時宜共候へ者、御大將典廐様御下知ニ随ふタリト被申候也、

〔地理志〕カ

二川村

諸家大概記

建部姓池袋氏ハ、古来牛根・二川之辺を領申候哉と存候、邊田七人之内ニ而候、上代ハ差テ見得不申候、忠昌公御代杯ニハ相栄申候様ニ有之候、子孫何者共不相知候、

備前中納言秀家休復來當國、居隅州邊地、慶長八年六月趣京都、桂太郎兵衛為警衛、

秀家居住之所ハ、二川ヨリ半里許福山ノ方へ浮津村ト云所有之候、家地之跡何方モ不知候得共、住居之跡故ウキツ村ト云ト土人云傳也、○又云、秀家平野ト云所ニ潜居ストモ、

秀家慶長五年九月関ヶ原敗績ノ後當國へ落來り、後八丈島へ遠流、長船十右衛門・山田伴介従行ス、伴介再薩州へ來り臣事スト云々、

飯牟禮坂

山田聖榮自記

氏久公申良も敵ニテ、山傳百引のことく御越、市来イ、(成力)牟礼山をメシノ御馬轡も音せぬ様ニとて紙ニ而御包ませられ二川ニ御下り候、其時山ノ案内者仕候者ニ御判被下

今ニ有、夫より鹿兒嶋ニ御渡海トアリ、

〔箕輪日記〕

〔天正元年酉〕

十一月中旬に、右馬頭幸久・左衛門尉歳久を大将として平床に陣を取られける、斯ける処に、平床陣の後巻せんとて伊地知・肝付か勢三千計寄來る、茶園か尾に向陣を取らんとて、天正二年甲戌正月三日、武功の者に足輕共を相付て、見切の爲上場へあかりける処ニ、はや敵合して仕合よかりければ、雜兵一人打取て、年の初に御吉相をぞ申ける、兎角して日も移り行程に、六月より八方之誼訪の神事を爲可被取行、鹿兒嶋を初として、境目の軍役を引れける、其折節、牛根陣の番大将ハ中務大輔家久御座す、陣中無人なる由を聞傳へ、能仕合ぞと心得、磯傳への山路を潜に忍て、七月の中旬、肝付大勢を催し、或夜の曙大手の口に押寄、鎗階を持せて三千計寄來る、大手ハ平田美濃守・同左馬介帖佐衆中相具して堅らる、搦手ハ家久の勢に川内表の勢を加へ堅らる、都合二千騎をハ二手に分つて置れたり、大手ハ垂の口に合合ひ、木脇刑部左衛門・帖佐淡路守・梅木梅介杯高名す、其外の

人々軍勞せらる、夫より敵手だてもなく引退き云々略ス、上文略、牛根も急度募行へき様ニも見得す、御陣をも先引給ふへきかなと評定區なる処ニ、敷根中務丞頼継小船二艘ニ郎等少々相乗て、其身ハ段々威の鎧の今己の時と輝くを、兩袖しつかと引付て、御陣へ參て申けるハ、たとへ伊東參たりと申とも、我等敷根に罷在候へハ、大隅の御家人を相催し馳向ひ、一戦仕打滅し候はん事案の内に見候、こゝろ強く牛根を御退治候へと申されけるを、譽ぬ人こそなかりけり、去程ニ、何つ迄互ニにらみ合ひ月日を送るへきか、早々退治有へしとて軍勢を打出さる、先陣の大将は圖書頭忠長、侍大将にハ上原長門守、其外宗徒の人々究竟の勇士にて先陣に進まる、後陣の大将には左衛門尉歳久、三千騎の勢にて猪鼻に打上て、如何ニも其備堅固にぞ見へにける、御本陣の其勢漫々として打出らる、肝付勢是を見て敗軍も理にや、陣具足をも取捨て、後ろや先にと迹失ぬ、於此義久雜歌を讀んで、矢しるしに付て射させ給ふ、弓も牛根もをれ矢とぞ引かへて甲をぬかばやかて安樂と牛根の城に射送て、追付相のかきを結させらる、斯る処ニ、大口の住人に逆瀬

川奉膳兵衛尉・久留伴五左衛門尉とて勇士有けるが、夜に紛れて野頸の山に忍入、切岸を堀崩す、城地頭安楽備前守是を防かんとせしかとも、防にてだてなく、城内の人々為方なく見へにける、深く堀入岸の中より二筋に堀破り、屏限に堀出て、地頭の安楽殿其外城中の人々へ可申入事候、其方の主肝付ハ、普代の君太守に弓を引、八逆の罪を犯す輩を主人と頼む共、彼無程當天罰滅ん事疑なし、悪逆の主に伴ひ無道をいたし給ハ、各無罪と云共、其黨に與せはその罪難遁、その故は、明日遂合戦なは、各の頸を得て軍倍に備んこと案の中なり、同しくハ今讎逆心、太守に於致忠節は、新納武藏守に告知らせ、御取成を申さん、大口の住人に逆瀬川奉膳兵衛・久留伴五左衛門と大音挙て呼びけり、城中の者は是を聞、今ぞはや力ニ不及次第なりとて、降参の由をそ申ける、去程に、新納武藏守牛根の城に打入、一日支度を調べ、地頭安楽備前守在番の輩の者とも肝付へこそ送られける、鹿見島※の浄光明寺其阿上人を使僧として遣さる、於此肝付ハ市成・恒吉・廻を差上らる、伊地知ハ垂水・田上・高隈・新城を差上らる、悔前非、自今以後全く可致忠節の旨誓

紙を書いて奉れば、義久仁君にて御座せば、その罪を不咎赦免してかの家を残し給ふ、誠に御厚恩の至なり、重興は下大隅下の城を被下て居城ス、新城に高城を相加へ鎌田出雲守、垂水は河田駿河守、牛根は伊集院右衛門太夫地頭職をそ給りける、田上は根占の重武に、其責を不受して早々参上申さる志の至り神妙なりとて、恩賞にそ行れける、

※(頭注)

『市成・恒吉・廻・福山・垂水・高隈・新城、右郷々参照スヘシ』

〔肝付氏略傳〕

〔頭注〕前ニ入ルヘシ

元龜三年二月、公兵を廻・市成の間に伏して肝付の北邊を伐せ給ふ、二十日、兼亮肝付越後兼純をして兵を帥ひ迎撃せしむ、利あらず、兼純等廿人こゝに死す、廿九日、公の兵来て堺および二川を破る云々、

天正元年正月、公早崎にまし〜、八木昌信等を禰寝に遣ハされ、竊に重長に説て降らしむ、二月十九日、兼亮

安樂備前等をして兵を帥ひ牛根城を成らしむ、二十一日、公平田昌宗等をして先つ重長と盟しむ、二十六日、公及び老臣と重長と盟ふ、

〔國史義久傳〕

元龜三年壬申春正月云々、二月二十日、為伏於廻・市成之界、殺肝付越後等二人、二十九日、破境及二河、廻・市成・二河皆係肝付氏所領、境無所考、境村・二河村共ニ牛根郷ナリ

〔本田氏系圖抄〕

董親

又次郎 紀伊守

貴久公賞功、加賜日當山・牛根等數邑、後謀叛出、天文十七年十月九日、委清水城奔於庄内、

〔纂考〕

茶園チャエンケ尾キ宮ミヤ籠カゴ村

入船城の後にて一町許隔れり、一名茶園

ケ城と云ふ、其地勢入船城より稍高し、東南西の三方ハ野岡にて、北ハ絶壁なり、早崎營ハ是より北に當り、岡阜接連して相去る事十四五町なり、天正二年新納忠元等陳營なりし事、上文にいへり、

〔垂水地理志〕

肝付方ヨリ牛根城攻ノ節為後卷此所ニ可陣取ト仕候ヲ、忠長并久信敵ヲ追掛此所ニ陣ヲ取候ト有之、茶園ケ尾ハ牛根境垂水ニテ候、牛根城ヨリ南西城野頸續申候、高キ岡ニテ城近辺也、

〔肝属兼亮譜中〕

元龜三年壬申云々、二月、公遣兵伏於廻・市成間、伐我北鄙、二十日、兼亮乃使肝付越後守兼純帥衆逆擊之、不利、越後守等二十人死之、二十九日、公師来、破我堺及二川云々、

〔地理纂考〕

笠佛カサノブツ首塚ウヅカ村

入船城後門の前面にあり、天正二年當城の

戰に戦死せる者の首塚なり、笠佛ハ其地名なり、往年塚の邊に在りし樟の大樹倒れ、其址を陸田に開きしに、屢古骨を掘出し、故に、文政二年己卯、土人石を建て其標とせり、

「纂考」

平常營ヒラトコ村 一名を陳チノ之原ノハタといふ、入船城の東七町許にあり、其間深澗を隔て相對す、東南ハ野岡に接し、西北ハ断崖也、天正元年十二月十四日島津忠長・川上久信等入船城を攻めし時の陣營なり、

早崎營ハヤサキ村 入船城を距る亘西の方拾四五町にて、城地より稍低し、東南は野岡に接し、樹木叢茂して垂水郷に境ひ、西北ハ絶壁にして高さ百間許、其間水田等なり、元龜三年、島津義久弟島津歳久・同家久に命して下大隅シモオホスミの反臣伊地知重興・禰寢重長等を退治せしむ、此時家久の陣營なり、時に天正元年七月廿四日の曉天、肝付の兵ヒシツ潛に此營の西方を襲ふ、島津の兵拒き戦ふ、敵潛に後の山より廻り、火を放つて營を燒く、城兵も又門を開て挑ミ

戰ふ、守兵甚危し、家久兵を勵し親ら力戦し、疵を蒙る事八ヶ所なり、遂に敗走し、北方の懸崖より落て死する者多し、此よりして此所を散花平ザクハヒラと呼へりとそ、土人今誤てサククハヒラと云ふ、

「樺山玄佐日記」

今度下大隅早崎之御陳、元龜三年九月廿六日被相構、其則御舍弟左衛門督殿諸軍兵以一味同心責取小瀆之楯、懸テ被號崎陳、越其年畢ル、然處ニ、根占重長内之順次之御奉公⑩被搾心底欵、此刻可抽忠節依有企、三月十一日、至根占數勢有渡海、太守様モ指宿迄被成御発足、同十四日、肝付領高洲浦寄之之大船小船不殘被取、先之千秋萬歳之悦有之、同十八日、大姪良江被相働候處、肝付院内之族共馳聚、爰専度ト相戰、然ハ何とヤラン猥雜處、其日之御大将右馬頭殿御振舞可謂攀攀カ、同右馬頭殿其外御一門他門勵一人當千之思、敵餘多籠討取、至其場根占重長作勝吐氣、各開喜悅之眉給フ、後日重長ハ被奉本懐、先指宿へ參上、懸テ鹿兒島江被遂祇候、寔江海之風浪成治世之聲計也、從其以來日來經五月、五月雨ニテ兩陳之

普請等諸侍不得寸隙、秋押移、然處ニ七月廿四日ノ夜、

早崎之御陳後山之方敵①忍著、廿五日之早朝、西ノ口江

多人數被差寄、箭軍鉄砲互ニ被成戦時節、従後御陳半分

忍上、陳屋放火、已危キ處、御舎弟中務太輔殿不及是非

御腰物拔持、敵數百人之中ニ切入餘多打伏、御身ニモ切

疵衝疵不知其數、殊切深キ御手八ヶ所なり、然處ニ喜入

小四郎馳續、兩人ハ手負為高名、爰ニ中務之御披官②繼一

兩人、或ハ打死、或ハ數ヶ所之手負、御敵相落、遁其難

給、於已後者不叶鮪事、雖然城之何モ相撐之處ニ、猶以

牛根江可為進陳之御評定被成云々、當陳ニテ年ヲ越し給ふ、
年の矢のはや咲そむる梅

か香に千里のこら
す春は来にけり

「此書解セサル多シ、良本ヲ得參考スヘシ」

「箕輪伊賀記」

天正元年癸酉九月廿七日に、瀬戸村の向へなる早崎と云

處に着陳被成ける、伊地知の重興ハ肝付左馬助良兼の聲

なり、故に引語ひ度之緩怠を致すなり、仍て是を攻玉ハ

んか為に早崎作花平本ケマ御成れける、或時敵城ヨリ多勢打

出る、慈も大勢打出矢軍烈する程に、慈次第に馳重れは、

敵を追入、城の本口にて人々合戦せられける、連々軍

兵我先にと岸に攻上る所を切つ突つ拂ひ落せ共、寄せ手

の勢事共せず屏垣を取破り攻戦ふ、伊集院源助眞先にと

進ミけるか、痛手を負臥にける、郎等共馳ヨリ、肩ニ引

懸退ニける、於爰肥後平三郎・桑波田孫太郎・河野玄蕃

允其外所ニて人々數戦死す、敵百余人打取ければ、地③城

の地頭伊地知美作守構未練逃け落けり、即チ城を攻落、

其俣取拵へ、今又両陳と成て牛根の城を取卷ける、

「肝付氏略傳」

元龜三年九月、公御舎弟歳久をして兵を帥ひ重興か小濱

城を伐せらる、此よりまへ、重興其族臣伊地知美作守重

矩等をして成らせおけハ、二十七日、これと戦ひ互に死

傷多し、重矩委て出奔し、歳久城を取れり、こ、におひ

ておおよひ公弟家久等早崎に陣し給ふ、

天正元年正月、公早崎にまし、八木昌信等を祿寢に

遣ハされ、竊に重長に説て降らしむ、二月十九日、兼亮

安樂備前等をして兵を帥ひ牛根城を成らしむ、

〔國史義久傳〕

元龜三年云々、公使左衛門督歲久伐下大隅、秋九月二十七日、歲久屯早崎、公浮舟向小濱、軍士爭先趨之、歲久襲小濱畠陷之、斬其守將伊地知美作守、遂取其地、改前陣、早崎畠遺墟在牛根郷牛根村、小濱畠遺墟在垂水郷海潟村、二畠相去四五町、

天正元年秋七月二十四日、肝付氏兵襲早崎營、中務大輔家久力戰却之、喜入小四郎久續・平田美濃守・平田左馬助・木脇刑部左衛門尉有戰功云々略、

冬十月云々、肝付氏家臣安樂備前守牛根城、十二月十四日、諸將進屯平常岡以逼之、牛根城遺墟在牛根郷、係牛根村、平常岡者地頭館七町許、

天正二年甲戌春正月三日、肝付軍救牛根城、將取茶園尾、島津忠長・川上上野守久信爭之、其鋒甚銳、肝付軍退、忠長・久信遂拋茶園尾、緣岸為道属牛根城、三日而成、安樂備前守乞降、許之、茶園尾在牛根郷、牛根村云々、久信昌久之子也、伊東氏遣伊東權頭、將兵會肝付氏・伊地知氏、救牛根城、行開薩摩軍已得利地而還、利地蓋謂茶園尾、十九日、轉攻祢寢幡村落、喜入季久禦之、弟圖書助忠通・小四郎久續死、斬敵

百餘人、伊東軍引去、注略、二十日、安樂備前以其弟彦八郎為質、公以新納武藏守忠元子刑部大輔忠堯為質、二十七日、公皈自早崎、此役也、新納忠元及本村筑前守・逆瀬川奉膳兵衛尉・久富伴五左衛門尉功勞居多、

〔肝付兼亮譜中〕

天正元年二月十九日、兼亮使安樂備前守及肝付三郎五郎兼里・河南安藝守等將兵戍牛根城、二年二月云々、兼亮亦歸市成・廻・恒吉等侵地、以降公云々、

〔垂水地理志〕

小濱城在牛根界、被早崎陣、元龜三年比、城代伊地知美作守守之、○海潟之上三方八千仞ノ断巖、大手ハ西ノ方濱ノ上ニテ候、東一方野頸ニ續ク、堀土居六重アリ、元龜三年九月廿七日、守護方之人數北ノ方少尾筋有之処ヨリ攻登候由古老申傳候、尤野頸ニモ城戸有也、○伊地知周防介重興肝付与黨して同氏美作守ヲ籠置、依之元龜三年九月廿六日、左衛門督歲久御大將ニテ攻玉フ、先櫻島ヨリ瀬戸ヲ渡、早崎ニ着陣、頓テ小濱ヲ攻落シ、早被号崎陣、其後所

之ノ凶徒ニ對シ御追合有而、此所ニテ越年也、太守義久公モ指宿迄御出陣、肥後平二郎・桑波田孫太郎・河野玄蕃戰死、伊集院源介久春有戰功、

早崎陣 小瀨城ヨリ北谷越ニテ候、間四五丁モ可有之、牛根境之高岡也、サツクハ平ノ上也、當時御内ト申畠アリ、本營ニテ候半考ラル、早崎ハ別而高キ所也、當分ハ畠地ニテ廣キ所ニテ候、天正元年七月廿三日夜半、肝付勢山背之經路ヨリ寄來、火ヲ山背ニ挙、急襲來攻戰候故、味方難義ノ由、山續ナトハ無之、此辺ニ早崎ニ相竝フ高キ岡ナシ、如何様陣ノ後ヨリ攻上リタルカ、

○古城記云、當秋霖雨不止、我兵在早崎陣營者不多、敵(密)自山樵路急來襲之、天正元年七月廿三日夜半也、同廿四日黎明、賊徒俄ニ襲陣以發於矢鏢炮、守兵出營以防之、敵豫知鄉導、故分兵到山背、以拳火攻入、多射我兵、時中務太輔家久守早崎本營、故見於此危急、自取鋒引具從者二三人而、馳向大敵大力戰、被疵八ヶ所也、其余所害不少、喜入小四郎久續被疵二ヶ所、終ニ敵ヲ追拂得全營、平田美濃守光宗・同左馬介・木脇刑部左衛門等力戰

者也、從夫敵退散、或城主伊地知美作守其外兵皆落行トアリ、

〔肝付氏略傳〕

元龜三年九月、公御舍弟歳久をして兵を帥ひ重興か小瀨城を伐せらる、此より前、重興其族臣伊地知美作守重矩等をして成らせおけハ、二十七日、これと戦ひ互に死傷おほし、重矩委て出奔し、歳久城を取れり、こゝにおひて公及び公弟家久等早崎に陣し給ふ、

天正元年正月、公早崎にまし、八木昌信等を祿寢に遣ハされ、竊に重長に説て降らしむ、二月十九日、兼亮安樂備前等をして兵を帥ひ牛根城を成らしむ云、七月、兼亮重興と謀り早崎塞を襲ふ、二十三日、兵三千を潜めて夜ゆく、廿四日未明、兼亮か將安樂備前・河南安藝等先登して營を斫り、西門を燒陷す、公弟家久衆を麾きて拒戦ハしむ、備前・安藝直に家久と接戦す、家久躬に八創を蒙られ危かりしを、喜入小四郎久續來て助らる、安藝等も退く、此日、兼亮臣田辺田清左衛門等これに死す、十二月、是より先き、牛根の戌將安樂備前兼寛等屢早崎

に寇をなしけれハ、十四日、公歳久をして兵數千を帥ひ
平常に屯し、これか要路を遮らしむ、是により城中困疲
ると兼亮聞くに忍す、肝付加賀兼義を山東に遣はし、援
を義祐に乞ハしむ、君侯今にして兵を借すハ蔽邑殆と滅
んとす、徒にその滅るを疎んより島津と和興し、反て君
侯を討ばやともおもへり、若然する時は、恐くハ必ず君
侯に利あらしと言ハしむ、義祐諾す、二年、公又親から
將として營を平常に立給ふ、正月、兼亮重興と謀て、兵
を遣して茶園尾に據り、先づ平常を破て牛根を救ハんと
す、三日、右の兵、三千高隈山を踰て赴をハ、公はや知給
ひ、島津忠長をして大軍を將ひ、徑に發して追ハせらる、
兼亮か兵岸良伊賀守等これと戦ひ、三人を斬て遂にこ、
に死す、餘は皆遁る、よて公茶園尾に移らせ給ふ、六日、
義祐其族下野權守等をして飢肥の兵を將ひ来て兼亮か師
を救ふ、十七日、皆串良に至る、十八日、公の師進て牛
根城を圍む、城將安樂兼寬等堅く拒て城守す、新納忠元
等兵を茶園尾より遣はして、岸を堀て城内を攻させらる、
此日、兼亮伊東師と野峯に屯す、十九日、また伊東師・
重興師と禰寢を伐て村市を燒夷、進て本城を攻む、此よ

りまへ、公喜入季久をして加世田・川辺の兵を帥ひ國見
城を成らしむ、よて季久兄弟續てこれを救ふ、時き重長
もまた發出して、夾んで兼亮かたを撃つ、飢肥の兵伊地
知右馬介等百餘人これに死す、されとも大に公の師を敗
り、四百餘人を岩瀬戸に斬る、季久等軍を能して退かれ
けれハ、兼亮等遂に塩入城を取る、此頃公和歌を詠し牛
根の城に射入給ふ、

弓もうし根もおれやそと引かへてかふとをぬかはやか
て安樂

城將安樂兼寬ミて感悅し、和降を請ふ、二十日、弟彦八
郎兼貫を出して公の營に質たらしむ、公も亦た忠元に命
ありて、其子刑部忠堯を入れて牛根に質たらしむ、斯て兼
寬等皆城を捨て、下大隅に退きぬ、此日、伊東權頭等は
進んで愛川を破て高城に逼る、城兵堅く拒けとも寡弱な
れハ、必ず攻陥さんと謀るもあれと、藥丸孤雲さかすゆ
へ、兵を収めて串良に還る、廿一日、忠元遂に牛根城に
入る、公はやかて早崎に飯給ふ、家久をして牛根を成ら
せ、伊集院魯笑を移してこ、に地頭たらしむ、二十三日、
兼亮權頭等を串良に犒ふ、二十七日、公も宴を牛根城に

開かれ、やかて鹿兒島に還給ふ云云、

〔肝屬兼亮譜中〕

元龜三年云々、初重興使族臣伊地知美作守重矩將兵戍小

濱城、在牛根堀、九月、公遣公弟歲久師兵伐之、二十六日、歲

久進夜濟瀬戸、二十七日、直圍小濱城、戍將重矩發兵拒

之、斬島津五郎四郎忠俊・肥後平次郎・桑波田孫太郎・

河野玄蕃允等數人、伊集院源助久春等中箭傷者十三人、

久春最重、我城兵亦福崎和泉守重純・前田讚岐守・前田

外記等百餘人拒戰死之、於是重矩及子民部少輔・弟又八

郎重貞等委城出奔、歲久遂取之、乃分兵衆令屯早崎、謂

之先陣、公亦親將渡于早崎、立塞古壘、公弟家久等從、

〔地頭系圖〕

大隅郡

牛根

小川尾張守武明 平山庶流也、本田氏旗下ならん、天文中地頭也、

伊集院下野守久通入道魯笑齋（齋カ） 天正二年ヨリ地頭也、年正月牛根城陥ル、

伊集院右衛門太夫忠棟 同三年比、久通ノ誤カ、

鎌田尾張政年入道寬栖 四年比ハ馬越地頭也、寬栖ニ二川村ヲ玉ハシ、 天正五六七八年比、牛根地頭ニ任セシ時カ、 十一年七月死ス、

三原飛驒守重長 自系牛根地頭トアリ、史館ニ不詳ト也、

川上又左衛門忠通 初松山地頭、寬永十年ヨリ、

伊勢美濃守貞長 平左衛門貞成ノ子、

鮫島筑右衛門 家状ニミユ、

島津越前守忠榮 初大膳亮 忠俊 寬永中飯野ヨリ移ル、同十九年 九月晦日死去、墓モアリ、

島津民部 寬永十五ヨリ、或五年ヨリトモアリ、

佐多越後守忠增 寬永九年比、此兩三代前後可糺事、

廣瀬次郎兵衛 寬文三年 二十日ヨリ定、

新納大藏久盛 寬文五年二月二日ヨリ、初小右衛門 入道して一 頭ニ轉ス、醉、初坊泊地頭・吟味役、寬文七年ヨリ向島地

種子島爲兵衛時壽 寬文七年二月三日ヨリ定、

大山六右衛門綱通 寬文八年二月一日ヨリ定、御兵具奉行・御勘定 奉行・吟味役・御使役等勤、後主馬ト云、

野津弥五左衛門 寬文八年九月十日ヨリ定、

伊地知新左衛門重昌 後越右衛門 吟味役也、寬文十二六月十一 日ヨリ定、

伊地知越右衛門 延享七年ヨリ貞享五年迄、

諏訪舍人貴兼 神六トモ云ナルヘシ、貞享五年辰九月五日ヨリ、

平田清右衛門 寶永二年十月三日ヨリ、

伊集院嘉左衛門 寶永七年壬八月九日ヨリ定、

樺山助太郎久堅 正徳三年巳九月二日ヨリ、權左衛門 主計 久 初國老也

〔地理纂考〕

居世神社麓村 奉祀及び創建の年月詳ならず、祭祀正月三日・九月九日なり、神社ハ山の半腹にして海に臨めり、

文明中、邑主池袋イナゲ民部建立して領内の宗社とす、乙未二月建部宗議宝殿一字建立の棟札を蔵む、建部ハ池袋の姓にして、宗議民部と称す、社傳云、旧記に、上古十二月廿九日の夜、居世神門セカミカトの農夫潮を汲んとて海渚に至りしに、空船一艘漂流して、船中に嬰兒の泣聲聞ゆ、怪

ミ火を照し見るに、七歳許の童子一人船中に在り、是即ち欽明天皇第一の皇子に坐して、雪中を洗足ワスにて踏給ひし御挙動の軽卒にして、天皇の大御位を嗣給トシふへき器量

にあらずとて、空船に乗せ奉りて流しけるを、此説いはゆる齊東野人の語にして云ふに足らずといへとも、旧記なるを以て此に載す、農夫撫育し奉るに、十三歳にて終に薨し給ひ、爰に祀ると云ふ、皇子御潜居の地とて

當社の東三町許にあり、即ち其農夫居住の址なりとそ、居世ハ此所の地名なり、正月三日には早天濱ハヤシラ殿下の式あり、本社より寅の方二町許海邊に石の小祠あり、皇子の墓所と云ふ、此所に神輿を昇き来り祭式あり、居世神門

の農夫雜糞・神酒ミキを供ふるを故事とす、毎年正月元日より三日に至り牛根村通路及び庭中に火燭を出す事を禁忌にして、此日神輿の前にて行司始て火を打ち神燈を獻す、又歳旦三日の間ハ海上に船を出さず、居世神社の前を牛馬を牽過るを得ず、是皆往古よりの土俗なりとそ、今に至り一郷の總鎮守なり、

眉尖刀ナギナタ一振 山薙一 盆十 盃十 木皿十 以上五品、浮田秀家牛根に潜居の時寄進なりと云ふ、秀家の事ハ下ニ詳なり、

〔名勝志〕

居世神社 麓村濱手に鎮座、地頭假屋の寅方凡三町、祭神一坐、欽明天皇の皇子、例祭九月九日、むかし當邑の領主池袋氏安置して宗廟となす、神鏡の裏に、永正三年丙寅十一月廿六日、願主建部宗政并宗清等か名を彫刻す、是即池袋氏なり、社司山口某傳云、當社ハ極月廿九日の夜、居世神門の農夫潮汲として海濱に至りしに、嬰兒の泣聲あり、奇異の思ひをなして燭をもて臨むに、空穂船漂流して汀により来るを引揚げて視るに、人皇三十代欽明天皇第一の皇子

七歳なり、雪庭に出て地を踏給ふゆへ天子の位を嗣給ふ

こと能ハすとて、空穂船に乗せ流しけるとそ、農夫皇子

を撫育し奉り、十三歳にして終に薨し給ふと云、潜居の地

東北五町許りにあり、即居入船城の地

世神門の農夫居住の所なり、茶毗所とて入船城搦手の尾崎小高

き所森の中にあり、石の小祠を建て小島大明神と稱す、

又居世神社の寅方貳町許り濱邊に森山あり、陵所と云、

石小祠を建、毎歳正月三日早天、爰に濱殿下りとして其式

あり、居世神門の農夫雜煮・神酒を供ふること今に懈ら

す、此時行司役のもの来りて火を打始むと云、正月元日よ

り麓村道路庭中火燭を出すことを忌禁す、又海上船を出さず、

居世神社の前牛馬を率す、いにしへよりゆへあることにや、又陵所

卯辰方に御所の尾といふ所あり、そのかミ皇子遊び給ひ

し所ゆへかくハ名付しとそ、居世神門の農夫此山を支配

す、

〔地理纂考〕

小烏神社コカラス村カラス 皇子墓所を距る支卯の方三拾歩許にて、小

石祠を建つ、皇子茶毗所なりと云へり、

稻荷神社カラス村

奉祀 倉稲魂命

例祭十一月二十八日なり、天正二年甲戌九月十三日地頭

伊集院魯笑齋久道創建のよし棟札に見ゆ、久道牛根の地

頭たりし事、次なる入船城の条に云り、

魚鷹峰ウツクカミ 當郷前ハ海に臨ミ、後ハ群山に依れり、此山深

廣にして高山襲重す、此峯衆山の上に獨り秀て、絶頂常

に雲霧を帯ふ、此山猪鹿多く、土人獵所とす、

〔勝景百圖考〕

二川 大隅國大隅郡二川村の海涯にして、澄々たる晴川

両流を分ち、洲渚連綿として左右に映帶し、後ハ峯巒層

重たり、前ハ海水微茫たり、その山水互に遠近の光りを

浮ふれハ、濃淡おのつから丹青を彩るか如し、

〔地理纂考〕

完籠瀑布シノコメ 二川シノコメ 水源當郷完籠の山中より出つ、瀑の高さ十

五間、濶さ一間許、左右ハ石崖にして樹木繁茂せり、下

流四五町を経て海に入る、

皇子墓所カサツ村 祭祀六月初卯日なり、居世神社の寅方二町

許、海邊林叢の中にあり、土俗ミヤサキ陵所と呼ふ、古来石小祠のミありしに、島津重豪文化十四年九月此地を巡視ありし時、有司に命し神垣を構へ、石燈一基を建つ、時に諸官吏及び邑民より石燈・華表等を寄進せり、

〔地理纂考〕

御所之尾コシヨノヲ村 皇子墓所より卯辰の方凡八町許にて、山の

尾筋なり、皇子遊覧ありし故に名付しと云ふ、古来居世コセ神門の農夫此山を管る、

浮田ウキタ秀家シテバヘヤシキ宅地シノ村 慶長五年、関ヶ原の役に浮田秀家戦ひ

敗れ、展轉潜匿して、其翌六年六月、薩戸國山川港に来る、島津義弘伊勢貞成・相良長時をして是を迎へ、秀家を牛根に置く、秀家改めて休復と名づく、牛根に潜居する事二年に至る、其家臣追々尋来り、相寓する者數百人なりとぞ、此時島津家久伏見に在り、山口直友に請ふに秀家を赦ゆるされん事を以てす、直友諾して本多正信と謀る、既にして直友和久甚兵衛をして先秀家を伏見に送るへし

と告ぐ、是に於て同八年八月六日、家久桂忠詮及び釈文

之をして秀家を伏見に護送す、直友本多正純と秀家の罪を赦されん事を請ふ、家康公是を赦す、既にして公左右に謂て曰、秀家死を免るハ偏に島津氏の厚恩に因れりと、喜人忠政をして恩を謝す、時の人家久の義を歎美す、かくて秀家八丈島に流され、壽八十余歳にして島に卒ると

云ふ、秀家牛根を発するに及て深く義弘・家久の恩義を感謝して、其家臣玉川伊豫後氏を北郷と改む・山田半助兩人ハ有用

の者なりとて島津家に奉事して身を終はらしむ、山田ハ秀

流さる、時長船十右衛門と共に從家八丈にひ往き、其後又鹿兒島に來り事ゆ、秀家の宅地ハ山下にて、地形稍高く方一段許ありて、今陸田なり、後の方ハ大樹數

株ありて水泉湧出す、土俗平野屋敷と云ふ、秀家潜居の時、神社に參詣ありしと云ふ、居毎日親ら居世ハ宅地より一里許にあり、又土人の説に、二川村フタカハムラの海邊に浮

津と云へる小浦あり、此所も秀家潜居の處なりと云ふ、浮津ウキツハ浮田なり、方言常にタをツと云へり、

〔地理纂考〕

物産

樹木 薪 當邑山林深廣にして、且鹿兒島に海路便利な

るか故に、土人多く采薪を業として薪を鹿兒島に鬻く、山林海に臨める故に常に汐風を請け、柔性の木といへとも堅剛にして上品なり、世に牛根薪と称す、

甘櫛 カシ 蚊母樹 シビ 椎 クワ 糠 クヌ 樟 クス

飛禽 ヤマトリ 山鶏 キジ 雉 ウヅラ 鶉 ウヅラ

走獸 シカ 鹿 キ 野猪 ササ 猿 モンシ 貉 クニ 當郷山林深廣なるか故に猪鹿

の類多し、土人常に猟を業とす、

鱗介 タチ 棘鬚魚 ナガシ 鱈 アサ 鯖 サバ 鱧 アヒ 鱒 マス 以上五魚多く産す、

帶魚 オビ 鱈 アサ 黄穢魚 アマガヒ

〔地理課川調帳〕

単流 ナガシ 松尾川 ナガシ 二分五里 小川 同
高松川 同

境村

一 深湊ノ内 中濱エ 二ツ二分五里 二川村
一 小谷川 小谷川四ツ同

幹流 二川村ノ内 一 深湊川 深湊村

柳ヶ元山ヨリ谷川三ツ流合里程一里、深湊海エ流入ス、

同 一 二川 二川村

●●左奥三ツ小谷川流合、上原下二川村ニ至一里二分、中右奥四ツ濱海エ入、

同 一 大崎濱川 同村

磯平山ヨリ二川流合、七分ヲ經テ同海エ入、

同 一 居世神川 麓村

水源 ○小松八重 谷川ニツ流合、居世神村ヲ通、里程七分經同海エ入、

一 麓川 同村

○茶園ヶ尾東 古城東谷川三ツ流合、里程一里ヲ經テ牛根海エ流入ス、

〔纂考〕

大隅郡

垂水郷 往古當郷より南根占等の地を下大隅と云へり、一説和名抄大隅郡大隅とある郷名ハ即下大隅なるべしと云へり、又一説に、建久八年圖田帳に下大隅郡九十五町九反とあるハ今の垂水なるべしとも云へり、當邑ハ島津讚岐貴典か旧領なり、其始祖島津右馬忠將ハ島津貴久の弟なり、其嗣子右馬以久清水を領す、既にして又種子島・屋久島に移

り、慶長の初、又轉して垂水に移る。

鹿兒島より卯方海上五里にあり、東ハ鹿屋・高隈に接し、南ハ新城、北ハ牛根に接し、西南海に對す、周廻十一里七町五間、村落九田上村 中俣村 新御堂村 市木村 海 湯村 本城村 高城村 終原村 濱平村、惣人計一萬千三百四十人、惣合戸數二千三百五十一、

※(頭注)

「下大隅ノ地南根占等ノ地マテ係ルト云ヘルハ、其古証ヲ見サルナリ、下大隅ハ即今ノ垂水ト云ヘル説可ナリ、祢寢地方ハ大祢寢院ト別ニ區域ヲ異ニセリ」

(頭注ハ鹿兒島県立図書館所蔵本ニノミアリ)

「名勝考」

和名鈔大隅郡に大隅とあるハ、後に下大隅と称ふ地と見えたり、建久八年大隅國凶田帳に下大隅郡九十五町九段垂水見えたり、

「地理誌」

本垂水④城ハ麓ヨリ北廿町許有之濱辺ナリ、城大手ハ南、河田駿河守義朗移地頭之節建立之釈迦堂大手ノ辺ニ有、右

馬頭征久自種子島繰替ニテ當所大手ノ下ニ屋敷構ニテ居住候処、相模守久信代只今ノ屋舖移居也、垂水ヲ所ノ惣名トス、後ニ大山有之候得共、古来ヨリ屋敷構也、尤山④七下屋舖ノ間土屋舖有之、

「地理志」

本城 垂水 田上 高城 下之城 五ヶ所總今号垂水、慶長二年、賜種子島於島津右馬頭以久、同四年、轉種子島賜於此地、尔来世々領之、

「旧記」

文明六年、肥後盛高居下大隅高城、石井丹波守義忠居于垂水、伊地知太郎左衛門尉重豊居于本城、梶原備前守景豊居于田上、池袋越前守宗政居于下ノ城、

「諸家大概記」

平姓肥後氏ハ種子島氏庶流ニ而候、嫡家ハ種子島を名乗、二男を肥後と名乗云々、肥後氏中古迄下大隅高城を領候、文和之比、肥後彦太郎・同弟彦次郎種久旧記ニ有之候、

勝久公御代、竹山地頭肥後助西・谷口地頭肥後周防兄弟
二而候、

國史註云、下大隅郡即今垂水郷等地、大祢寢院蓋大根占
郷云、

一建久九年三月大隅國注進御家人交名中、宮方列ニ肥後

5「嶋津氏文書」

坊良西トミヘタリ、肥後彦太郎等ノ祖ナルヘシ、

龍伯藏入分

一六千七百八拾五石七斗一升四合

大隅下大すみ之内

一壺万千六百廿五石一斗六升七合

同 九ヶ村

4「本田氏藏書」
〔頭注〕今ノ垂水ニ河北・益弘ノ字アルヤ糺スヘシ
下大隅郡河北方益弘名内水田肆町柒反并蘭參ヶ所事坪付別紙在之

外数行略、

右、為給恩所宛行也、於御公事已下者、任先例、致其

合拾萬石

沙汰、可令領知之状如件、

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文和四年八月廿二日

氏久

文祿四年六月廿九日 太閤御朱印

判

羽柴薩摩侍従とのへ

本田小太郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二一五四六号文書ノ抄ナルベシ〕

〔重親 改二郎、称信濃守〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五九五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史〕

〔頭注〕敷根郷参照スヘシ

文祿四年云々、敷根領主敷根中務少輔頼賀為下大隅田上

〔本田重親譜〕

領主、

氏久公執事、賜隅州守護代職、

慶長四年云々、徙下大隅田上領主敷根中務少輔立頼為高

〔觀應二年註〕

隈領主、種子・屋久・惠良部三島領主島津以久為下大隅領主、

〔國史家久傳〕

慶長八年九月云々、上文略、神祖徐知豊久無反意也、赦之、豊久無子、乃使宗人守佐土原城、於是下大隅領主島津以久往焉、十月、神祖封以久於佐土原、領三萬石、以久豊久從祖父也、注略、以久生守右衛門尉彰久・右馬頭忠興、彰久死於朝鮮、有子曰相模守久信、以久之如佐土原也、留久信戍下大隅、以久卒、朝廷命久信為祖父後、固辭、乃命忠興襲封、久信遂領下大隅云々、

〔島津支族系圖〕

忠良

貴久

忠將

又四郎 右馬頭

以久

幸久 征久 又四郎 右馬頭

〔慶長二年賜種子島〕
慶長四年、轉種子島賜下大隅垂水、而移之、

全八年、賜日州那珂郡佐土原、為昵近、移居佐土原、

全十五年四月卒、

彰久

又四郎 守右衛門尉

文祿四年、朝鮮病死、

忠興

右馬頭

此子孫佐土原領主

領亡父遺跡、居住佐土原、

久信

〔始下大隅ヲ戍ル、朝廷久信ニ命テ祖父ノ後ト為ス、固辞ス、乃忠興ニ命ス、因テ久信下大隅ヲ領ス〕

初忠仍 信久 相摸守

寛永十四年死、

久敏

又四郎 美作守

寛永元年死、

久章

大和守

忠紀

越後守 玄蕃頭

實家久公七男、

忠清

實大和守久章子、

久憲

後久治

玄蕃頭 美作

忠直

又四郎 玄蕃

實綱貴公四男、宝永八年死、

貴儔

小源太 玄蕃 備中 備前 号靜山、

實吉貴公三男、

貴澄

玄蕃 備前 越後 美作

實吉貴公六男、

貴品

玄蕃 長門

實島津左衛門久暢嫡男、

貴明

後貴柄

又四郎 小源太 後大炊 又四郎 讚岐

貴典

又四郎

〔島津玄蕃家記中〕

一 上文略、以久儀、嫡子之彰久江家督附屬候而國分之上
井二 隱居候、彰久事方之御奉公相勤、高麗沓罷渡、於
彼地ニ死去候、其時相摸忠仍八十三歳之由候、則彰

久跡目被仰付、清水より鹿屋江被移候、忠興之誕生ハ

相摸家督相續候而五六年以後之儀ニ候、以久事者上井

ヨリ種子島へ移、其後垂水江居住候、左候而、佐土原

へ被罷移候、其時分も相摸儀ハ不相替垂水致領知、御

當家へ御奉公仕候、備又以久死去候刻も佐土原萬事之

指引者相摸より為被申付之由候、其節相摸家来川上出

羽を駿河へ差上、山口駿河守殿へ相付佐土原跡目之儀

被申上、無口能被仰付之由候処、重而家久様へ言上候

ハ、佐土原致拜領昵近仕儀幸ニ奉存候得共、忠将以来

相傳之地跡附属罷在候間、今分ニ而御當家へ御奉公可

仕旨被申上、佐土原致辞退、其通ニ相濟申候云々、

〔纂考〕

垂水城市木村 保安四年、上總介舜清下大隅に下向して當

城に主たり、同年、蒲生・吉田の領主となりて蒲生城に

移る、舜清の事ハ蒲生の卷に詳なり、其後伊地知氏の所領となる、文祿四年、

川田義朗垂水の地頭に任し當城に在り、慶長四年、島津

右馬以久種子島より轉して垂水に移り、當城を治所とす、

又四郎久敏まで三代在城にて、慶長十六年、同所田上村

に移る、

〔地理志〕

垂水 石井氏居城、領六町中俣、「明應年間石井源左衛門平義仍垂水城ヲ守ルトアリ」

垂水城 往古真光坊舜清蒲生氏祖自豊前國下向隅州、居住垂

水、此時當地建立八幡宮、保安四年癸卯閏二月、為蒲生・

吉田等之領主、居住蒲生城、○自古来石井氏居城、明應

年間、石井源左衛門平義仍守之、○諏訪棟札、文明十年

三月廿八日、大願主頭領石井源左衛門平義仍、奉為武久

公修造云々、神躰ノ後ニモ同断、○妙見棟札、長享三年

仲春十八日、大旦那平義仍、

○文明六年旧記ニ、石井トハ垂水ハ石井丹波守義忠ノコ

ト、伊地知トアルハ本城ハ伊地知太郎左衛門尉重豊ノコ

ト、梶原トハ田上ハ梶原備前守景豊ノコト、池袋トハ下

之城池袋越前守宗政ノコト也、

〔石馬頭以久譜中〕

慶長四年己亥三月五日、轉種子島賜下大隅垂水、而移之、

忠恒公賜可知行一万千六百八十七石之采地判物、

写

今度種子嶋就練替為返地、右所々被宛行之早、此内千六百八十七石加増分也、自今以後も任先例、無役千七百石、残而九千九百八十七石之役儀可被相勤事、可為肝要者也、

慶長四年三月五日

忠恒判

右馬頭殿

「家久」初名

〔本文書ハ二旧記雜録後編三六七一号文書ト同一文書ナルベシ〕

「纂考」

本城田上村 往古は下之城と云ふ、伊地知氏の城址なり、伊地知氏ハ秩父重忠の後なり、伊地知彈正季隨故ありて薩摩に來り、五代孫島津貞久に仕へ、應永十九年、島津久豊季隨か子伊地知縫殿季豊に垂水を與へ、季豊當城を治所とす、季豊より五世の裔伊地知周防重興反して禰寢重長と共に肝付氏に黨し、屢島津に冠す、元龜三年、島津義久弟島津歳久に命し下大隅を伐しむ、九月、歳久兵を督し鹿兒島より櫻島に航り、下大隅早崎の山に營し重興か小瀨の壘を攻む、早崎山ハ隣邑牛根郷牛根村にありて、小瀨壘ハ當村にありて、重興一族伊地知美作重矩守る、義久又來りて諸軍を督す、島津家久是に

從ひ、小瀨の兵と奮戦して是を敗り、歳久遂に小瀨を拔

く、此後義久兵を進め屢敵を攻撃すといへとも、重興堅く守て能拒く、故に相持して年を越ゆ、天正元年正月、

義久其黨禰寢重長を誘て帰順せしむ、同二年、肝付兼亮一書に兼亮を兼續とするは非なり、兼續ハ永祿九年に卒し、長子良兼嗣く、良兼ハ元龜二年に卒す、其弟兼亮嗣く、是を以て一説の誤りを知るへし、亮或ハ輔に作る、重興と議し、我軍の屢利なきハ重長當時の文書兼亮と書す、

重興と議し、我軍の屢利なきハ重長吾黨を離れて敵に降れる故なりとて、重興と共に禰寢を侵す、重長及び島津の援兵喜入撰津季久等と共に奮撃して是を破る、兼亮・重興遁れて本邑に歸る、かくて重興力尽て、其領地田上・高城・新城等都合五ヶ所を以て降

る、義久重興本領の内下之城一ヶ所田祿三千八百石を與ふ、重興か孫佐渡重順朝鮮の役に從ひ、罪ありて領地を没収せらる、

7「秩父家藏書」

大隅國下大隅之内伊地知方事、依為由緒所宛行也、早任先例、可知行之状如件、國史云、使伊地知縫殿介季豊領下大隅伊地知方如故、註ニ伊地知方其地不審

應永十九年三月廿四日 久豊判

伊地知縫殿允殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二八七四号文書ト同「文書ナルベシ」〕

8「伊地知氏藏書」

島津御庄大隅方下大隅郡事、闕次第所可宛行也、仍證狀

如件、

應永九年十二月十三日 久豊（花押）

伊地知縫殿允殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六九五号文書ト同「文書ナルベシ」〕

9「秩父氏藏書」

大隅國下大隅伊地知方事、為由緒^⑩宛行也、其外者闕所次

第領掌不可有相違也、

永享七年六月九日

〔忠國初名〕
貴久判

伊地知縫入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二七二号文書ト同「文書ナルベシ」〕

「地理志」

本城 〔重武ヨリ代々〕
伊地知氏居城、十二丁海瀉・柀原相添、

田上 上古梶原氏居城、領六町瀨平、

「伊地知氏譜中」

天文五年丙申二月二日、加賜下大隅垂水於伊地知周防守
重武、

「地理志」

田上城 應永十九年壬辰八月、伊地知縫殿介季豊鞮初、

○天文十三年甲辰正月十三日、加賜下大隅田上於伊地知

周防守重武、○文祿四年一所衆練替之節、同八月、敷根

中務少輔賴賀去敷根移當城、^{〔大隅田上城是也〕}○慶長四年八月、敷根中務

少輔立頼去當城移高隈矣、

※本城 應永十九年三月、依為由緒地賜下大隅於伊地知縫

殿介季豊、而居本城、自是世々傳領焉、天正二年春、伊

地知重興降、後為公領、○本城大手北向、城内偏狹、城

ノ腰福壽寺^{伊地知重}豐^{建立}ト申伊地知氏菩提所アリ、城下ハ皆土

屋敷ニテ為有之由、○海瀉河上大明神棟札、永正六年二

月、大旦那平重周、

※(頭注)

『應永十九年ヨリ天正二年ニ至ル百六十四年ニシテ垂水ヲ退去

ス』

〔島津義久譜中〕

天正二年閏十一月十九日、伊地知周防介重興再憑南林寺・
淨光明寺有言曰、背太守為敵、本領欲進獻、下大隅之内
下之城ヲ賜フ、

〔旧記中〕

〔永祿中、伊地知重興肝付ニ黨セシ比ナルヘシ〕
下大隅田上城江酒瀬川豊兵衛武安以御意濱田榮林同心ニ
而忍入候、

〔伊地知氏略系圖〕

上世桓武天皇裔秩父武藏守将恒十四世孫也、

季豊

又太郎 縫殿介 入道久安

應永十九年三月、為由緒地賜下大隅、居本城、自
是世世傳領焉、

重持

又太郎 太郎左衛門尉 入道久徳 建立金龍院、

重豊

〔文明六年本城ニ居ル〕
又太郎 太郎左衛門尉 建立垂水本城福壽寺、

重弘

又太郎 太郎左衛門尉

重周

又太郎 縫殿介

大永三年癸未十二月二日、於月野戰死、

重武

〔系圖〕
天文五年丙申二月二日、知行於下大隅垂水、〔加封也〕
同十三年甲辰正月十三日、知行於大隅田上、〔加封也〕
又九郎 周防守 勝久公家老職

天文十六年未九月十五日卒、年四十二歳、

重興

享祿元年八月生、
〔重興〕
天正四年、高原城攻、
天正六年、大友一戰從軍〕

虎太郎 又九郎 上総介 周防介

永祿年間、肝付河内守兼續入道省約齋叛太守、重興黨之、天正二年之春、悔先非、獻所領下大隅五ヶ所奉謝罪、太守宥其逆罪、賜下城一所、此時一族家臣悉分散、為昵近者也、八年二月十五日死、年五十三、妻祢占式部太輔重就女、

重昌

三郎九郎 縫殿介

重順

又太郎 縫殿助 佐渡守

※ 文祿三年、背太守公嚴命、被没収本領下之城云々、慶長六年、蒙恩免拜領采地五百石云々、

※(頭注)

『天正二年ノ説アリ、糺スヘシ』

『國史義久傳』

天正二年云々、是歲、伊地知重興降、獻下大隅五所、大下

隅謂垂水等地、於是肝付三郎四郎兼亮遂降、獻⑩題市成云々、田上・高城ナリ

『本城・垂水・田上・高城・下之城ヲ五ヶ所ト云、今物称シテ垂水ナリ』

國史天正四年註云、下之城伊地知氏旧邑、今垂水郷濱平村地、

『纂考』

崎山城海瀉村 旧記を按するに、文和四年四月、肥後彦太郎種頭・弟彦次郎種久共に畠山直頭に應し、兵を當城に

集む、島津氏久兵を發して當城を攻め、即時に城踏⑩陷ると云ふ、事實詳ならず、

¹⁰『島津氏藏書』

大隅國下大隅郡肥後彦太郎種頭・同舍弟彦次郎種久等、

令同心畠山匠作、去五日巳刻、引入凶徒於郡内崎山城候間、不移時刻馳向彼城(内)、同十三日攻落候訖、爰薩摩

國伊集院八郎三郎久考(⑩考)・谷山五郎良香等參御方之条、先

日就于注進、被成下御教書候畢、隨^④テ今属于氏久手、馳

越隅州令致忠節候、若此条偽申候者、八幡大菩薩御罰可

罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和四年四月廿日 ^{〔乙未〕} 左衛門尉氏久

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史貞久傳〕

文和四年乙未、^{〔南朝正平十年〕}下大隅人肥後彦太郎種頭與其弟彦

次郎種久等共納畠山直頭之黨於崎山城、齡岳公將兵攻之、

夏四月十二日、拔之、^{〔垂水海潟村有一高岡、相傳為崎山城遺墟。〕}二十日、上注進

状、報崎山城之捷也、

且^{〔鳥津氏藏書全〕}

去四月廿日・六月十八日兩度注進状披見訖、肥後彦太郎

種頭・舍弟彦二郎種久・諸太郎兵衛尉政保已下、与同凶

徒云々、早相催當國地頭・御家人等、且相談一色入道、

不日可加退治、次國人等忠否有無、可注申之状如件、

文和四年八月十八日 ^{〔尊氏〕判}

鳥津^{〔氏久〕}三郎左衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五九〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地理志〕

高城 肥後氏居城、領六町大迫、○勝久公御代、肥後大

和守盛治入道恕清^{或助西}守之、其後賜伊集院竹山城而守之、

○大永二年壬午八月十七日、伊地知縫殿介重周知行下大

隅高城、此時建立金藏寺、○高城ハ肥後氏居城ノ由古老

モ申傳候、北東ハ川流邊、大手ハ西ノ方ニテ、[※]四方堅固

ノ城ニテ候、新城迄ハ領シタルカ、新城黒石田権現棟札、

文明八年四月廿一日、大旦那肥後平盛高トアリ、棟札歳

霜ヲ経古ビ候テ文字不詳、古来ハ垂水中モ余多ニテ領候

ヘトモ、其後伊地知氏搦而領候処、天正二年没収也云々、

三城三方ニ有、高城ハ東、本城ハ西、田上城ハ北ニテ候、

○天正三年、地頭鎌田出雲守政近、

※〔行間〕

〔文明六年旧記ニ、下大隅仁肥後トアリ、高城ニ肥後藤内左衛

門尉盛高ノコトナリ〕

〔行間注ハ鹿尾島県立図書館所蔵本ニノミアリ〕

下ノ城 應永十九年壬辰八月、伊地知縫殿介季豊、初、

永祿年間、肝付省鈞叛太守、伊地知縫殿介重興重武子暫黨

之、天正二年之春、重興悔先非、獻所領之下大隅五ヶ所

奉謝罪、太守公匪菅被宥其逆罪、以下之城賜重興、而住

之、文祿三年甲午之秋、佐渡守重順重興曾孫背太守之嚴命、

被沒収本領下城、○當城濱平ニアリ、南ノ方廿丁許ニ有

之輕佐界也、指テ要害ノ跡モ無之候得共、東野頸ノ方ハ

少堀切アリ、内ニ畠地有、字ニ堀内、ト唱云々、

「義久記中元龜三年」

島津國史註云、早崎畠遺墟在牛根郷牛根村、小瀆畠遺墟

在垂水郷海潟村、二畠相去四五町、

「國史義久記」

元龜三年云々、公使左衛門督歲久伐下大隅、秋九月二十

七日、歲久屯早崎、公浮舟向小瀆、軍士爭先趨之、歲久

襲小瀆畠陷之、斬其守將伊地知美作守、遂取其地、改名

前陣、早崎畠ヲ遺墟△在牛根郷牛根村、小瀆ヲ畠遺墟△在垂水郷海潟村、

12 島津家藏書

一「奉行中沢掃部亮④充 光阿④庇弥絶仏持下 文和四八廿五④ナシ日」下國

將軍家④之御返し④事」

注進狀披見訖、當國凶徒肥後彦太郎種顯・舍弟彦次

郎種久・諸太郎兵衛尉政保④以上下事、早相催一色入道、

不日加退治、弥可致忠節之狀如件、

文和四年八月十八日

④尊氏御判

嶋津④氏久三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五九一号文書ト同一文書ナルベシ)

肥後氏

行盛子 信基 二男 信家

肥後守 文永二切腹、 五郎左衛門 父上同

八十二、 切腹、

正信 信盛 正盛

六郎左衛門 六郎左衛門 中務少輔

盛久 氏盛

大和守 大和守

盛武

駿河守 建久六大隅國守護代、先下着日州穂北一節住、從忠久下薩云々、由忠給下大隅九十五町、

信盛

大和守 此代下大隅山之城ヲ取住、 東市正

高盛

幸盛

伊豆守 肥後大和守 此代菱刈平城ニ

盛堯

住、依功給高城、

久盛

伊豆守

盛綱

山城守

盛資

山城守

重時

号古江、

盛繼 盛利 盛鐘 盛照

因幡守 大和守 大和守 三河守

盛盈

盛治

大和守 大和守盛治ノコトナルヘシ、

盛眞

盛秀

(ママ)

駿河守 入道一清 權之允

盛家

周防介 領伊集院谷口、仕貴久公給花棚村云々、

助西

天文中、伊集院竹山城ヲ守ル、

山城守

盛吉

助太郎 勝兵衛 為嫡家後嗣也、

『文明六年、肥後盛高下大隅高城ニ居ルトアリ、此系圖盛高ミヘス、全八年新城黒石田社ノ棟札ニモ盛高

トアリ、』

〔本田信濃守重親傳〕

文和四年乙未八月二十二日、自太守氏久公、下大隅郡河
北方益弘名内、以水田四町七反并蘭三ヶ所、加御判記坪
付於別紙、賜之、

13 〔本田氏藏〕

（本文書ハ四号文書ト同文ニツキ省略ス）

〔國史忠國傳〕

永享九年八月一日、使祢寢重清領下大隅木志志名、

〔地理纂考〕

新田神社 市木村

奉祀一坐 海童命 神体

祭祀十一月初午日

當村市中にあり、往古中俣村の漁夫海中に網を引しに、
網の中に光明ありて海上を照す、即ち其網を引上げしに、

布の幣帛と石とを得たり、其石光明猶止まず、時に一老人忽然として出来り、汝怪むへからず、是海宮神、ワケツミ 邑里加護の為に出現せるなりといひて去る、衆人隣里に告て社殿を建營し、新田大明神と称す、後火災に罹て幣帛ハ（頭注）名勝志壬申十一月十一日 燒亡し、今石のミ残れり、元龜三年十二月社殿造立の棟札を蔵む、島津義久嘗て當地に臨巡しける時、梅雨降り續き滯留日を重ねける時、一首の哥を詠し短冊を當社に奉納ありければ、天色忽ち變して雨晴れ、順風を得て帰帆す、其哥

五月雨の雲の名残もおさまりてなかめ盡せぬ西の海原

〔地理纂考〕

鹿兒島神社 田上村

奉祀 彦火々出見尊 豊玉姬命 塩土老翁

豊玉彦 猿田彦太神 大宮姫

創建の年月詳ならず、社説に薩摩國穎娃郡開聞神社と同社なりといふ、又國府郷鹿兒島神社の傳に、彼神領の四方の境目の標に同社を建立ありて、其一ハ當社なりとあり、此事恒吉郷投谷八幡神社ナゲクニの条に委しくいへり、さて

次なる手貫神社タスキを上之宮カミノミヤといひ、當社を下之宮シモノミヤと称して、両社を宗社に崇め、祭祀も同日なり、垂水の内は當社の禁制なりとて鹿及び鮒を食せず、或ハ五月より七月まで太鼓を鳴らさず、正祭九月廿日にて濱下あり、流鏑馬一騎を施行す、社殿海濱の平沙松林の中にありて、四方の眺望比類なし、

「名勝志」

鹿兒島神社 田上村松原に鎮座、領主假屋の未申方九町余、祭神八座、彦火々出見尊・豊玉彥命・豊玉姬命・玉依姫・塩土老翁・猿田彦命・天智天皇・大宮姫、例祭九月十九日、當社は、手貫大明神軍神たりし時、穎娃開聞九社の内より来りて加勢し給ふゆへ、直に安置すと社記にあるよしいへり、いかなることにや推て考へかたし、社號ハ、神代塩土老翁無目籠を作り、無目籠とハ、今の籠なりハ、火々出見を籠中に入奉り海宮へ落し奉りし古事にて鹿兒島といふといへり、今按するに、開聞にハ火々出見尊の神跡顯然として玉井なといへる古跡傳はりてあれハ、開聞の神號を鹿兒島といふへきにやしるへからず、垂水に鮒を禁すること此神の嫌ひ給ひしよし社司谷口衛守かたりき、社は海

濱廣々たる松林の中に安鎮して、南の方塩濱湊川流れて清奇なり、正祭にハ濱殿下り、一騎の鏑流馬を張行す、

「名勝考」

鹿兒島神社 奉祀彦火々出見尊 豊玉彦 豊玉姬

玉依姫 塩土老翁 猿田彦大神

例祭九月九日、又穎娃開聞九社の中に同しとて、天智帝・大宮姫をも従祀すといふ、

府東海上五里

和名鈔大隅郡に大隅とあるハ、後に下大隅と称ふ地と見えたり、建久八年大隅圖田帳に下大隅郡九十五町九段垂水見えたり、

「地理纂考」

手貫神社タスキ田上村

奉祀四座 應神天皇 神功皇后 玉依姫 仁徳天皇
同村本城にあり、社傳に、往古山城國雄徳山ウツトコヤマ八幡社を守り下りて創建せしと云ふ、年月詳ならず、正祭九月廿日にて、十九日より濱殿下りありて、流鏑馬一騎を施行す、

當郷の宗社なり、永正四年九月再造の棟札を蔵む、

〔名勝志〕

手貫神社 本城村に鎮座、領主假屋垂水ハ、島津玄蕃貴品の領分にて、假屋ハ田上村にありを距ること卯辰方三十町余、祭神四座、應神天皇・神功皇后・仁徳天皇・玉依姫、例祭九月十九日、當社は石清水八幡を守り下したるよしいひ傳ふ、

垂水の総鎮守にして、永正四年丁卯九月再造の棟札を納む、正祭には流鏑馬一騎を張行す、

〔地理纂考〕

石神社田上村 祭神及び建立の年月詳ならず、神体自然石二あり、其石地上より露れ出る亘二尺余にして、一石ハ動揺し一石ハ動かす、往古此石を堀る亘一七日を過れと其根底計りしられず、衆人は是を神異として神に崇め、社殿を建立すと云ふ、此神瘡瘡の祈願験あらたなりとぞ、故に當邑は更也、近郷より参詣の徒多し、祭日十一月廿四日也、

〔地理纂考〕

諏方神社田上村

奉祀二座 建御名方命 事代主命

拜殿社号の額ハ神祇權大副卜部兼雄書なり、舞殿の額ハ、元禄五年、邑士小田慶徳琉球人に託して清人雲燦⑧拘庵書す、神体の背に、文明十年石井源左衛門義仍奉安の旨を記せり、義仍ハ島津忠國國老なり、正祭七月廿八日、

嚴島神社海湯村 江之島にあり、此島地方を距る亘海上三町

許、周廻八町六間、高さ五十八間、怪巖屹立し雜樹繁茂せり、前面の山下は平砂にて小湾をなす、因て小船を繫ぐに便なり、東の方に神社ありて石華表を立つ、俗に江之島辨天と号す、慶長七年十二月社殿再興の棟札を蔵む、島の頂に登れハ、西の方に櫻島海上に秀て、東方には垂水の山岳、海濱にハ人家・塩田相連り、風帆東西に往来し、其風景稍鎌倉の江之島に似たり、故に名を得たりと云ふ、

〔地理纂考〕

菅原神社海湯村 祭祀八月廿五日、同村飛岡トヒノカにあり、神体木

像なり、文禄中、近衛閑白信輔公薩摩に謫せられし時、社参ありて詠歌を奉納ありしに、其後火災に逢て焼亡せしとぞ、其歌今傳ハらず、此岡より眺望するに、江之島其西に當り、櫻島其北に當りて、景色最佳勝なり、

〔名勝志〕

垂水大明神 領主假屋内に鎮座、例祭二月十四日、初め薩府城下宅中にあり、榎荒神と崇む、元禄十年閏二月十二日、是を鳥津又四郎忠直私邑に迁す、安永五年丙申六月廿一日、神祇道管領勾當長上正二位卜部朝臣兼雄宗源神宣を賜ひ、垂水大明神と稱す、兼雄神號五字を筆して華表に掛らる、

〔地理纂考〕

垂水嶽 ケルミツツク 當郷の地東南ハ高隈嶽に連り、疊嶂層山高低ありて各其名あり、其一を本嶽と云ふ、此嶽最高、次を須磨山、又其次々を尾長山・大羽重山・猿ヶ城山とも云ふ、此嶽山險也、大樹古木繁茂して積翠空を覆ふ、當郷にては其總名を垂水嶽と呼ぶ、

本城川 水源ハ垂水嶽の諸山より出て、田上村を過ぎ海に入る、又親神川・井河等ありて本城川に會す、此川海口にてハ濶さ七十間程にて、一町許上流に往歳ハ土橋ありしか、今絶たり、水勢頗る大なり、満潮の時ハ巨船出入して當邑の港とす、此海辺多く蛤貝の類を産す、又此川の上流に鯉・鯽の類をも産す、凡大隅の内南の方俗に下大隅と云ふハ此川及び大根占の神之川・小根占の麓川を大なりとす、

〔地理纂考〕

市木川 市木村 水源ハ當村大谷山より出、一里許にして海に入る、下流にては河崎川と云ふ、此川永吉門と云る所より三町許の間、毎年八月の末より十二月末迄ハ水涸て纔に地中を潜り行き、桑水流と云ふ所に至り水勢又上流の如し、

〔地理纂考〕

海市市木 ハマイイチ市木 當村荒崎の海上に現れし事あり、荒崎ハ海中へ突出せる尖嘴にて、なほ海中に沖礁・中礁と云るありて、

大退潮の時ハ歩渉す、さて此荒崎の地西に對したるを、

西風太く烈しき時も、十間許の程ハ時として更に風なく海上穩なる事ありとぞ、土人古来よりは是を相傳へて、俗眼には見えすと云へとも、海上に蓬来宮出現して其陰風を遮るか故なりといへり、正しくは是を見しハ、百年許の昔、才原門の惣八・駿河野門の十郎右衛門と云る土民、一日海邊に出て相撲を取り休ミ居けるに、荒崎礁の程より北の方の海上へ瞬目の間に平島出現す、松樹枝を連ね、靄煙翠を染めて、山色清麗なる事画圖も及びかたし、是を人にも告て皆往き觀むとするひまに、其島漸々に消失て、余人ハ見る事を得ず、此惣八・十郎右衛門ハ其時齡二十許にて、比ハ秋の半なりしとぞ、

〔地理纂考〕

田子タコノモリ杜ノモリ村ノモリ 同村下本城にあり、此地海邊に松林ありて景色佳勝なり、文祿中、近衛閑白信輔公此所に遊ひて櫻島を眺望し、宛も富士山三穂の松原・田子浦等の風景に似りとして賞美ありしより、田子の杜の名を得たりとぞ、

〔名勝志〕

江之島 海潟村の地を相距ること海上凡三町、島の周廻八町六間、東の方に辨財天社を安鎮し石華表あり、慶長七年壬寅十二月社頭再興の棟札を納む、樹木多く峨々として聳立し、櫻島一目の中において、其風景いわんかたなし、文祿中、近衛信輔公此島に遊觀し、海潟の浦・和田小濱の邊を見給ひて袖の浦と名付給ひしといひ傳ふ、今江之島に野牛數十を放生蓄す、初め早崎陳下に野牛牧を置、安永中、櫻島火を發し砂石を雨ふらすゆへに、野牛を此島に遷すといへり、近比橘某西遊記大隅州に野牛牧あるとするすハ是等のことなるへし、

〔勝景百圖考〕

江之島 大隅國大隅郡海潟村に對せる小嶼にして、爰に辨財天社あり、琪樹茂密愛すへし、崖洞清幽頗る奇なり、文祿中、近衛信輔公この島に遊觀し給ひし時、海潟の浦ハを遙に眺望して袖の浦と名つけ給へり、

〔名勝志〕

輕砂崎 柗原村の海邊にして、新城に往来する路なり、海へさしいてたるゆへ輕砂の鼻ともいふ、山手の畠地に貝殻を多く掘出す、邑民是を焼て灰となし生業をなす、

〔地理纂考〕

羊牧村^{ちしん羊海潟} 明曆四年、旧領主島津久治羊を海潟村の原野に放畜せしか、櫻島屢燃て砂石を雨す、故に天明年中羊を

江之島に移す、西遊記に大隅國に野牛牧ありと記せるは是なり、今俗羊を野牛と云へり、此牧今絶てなし、

物産

土貝 海潟村崎山に産す、畠地の内に土化して種々貝の形ちをなせり、熟せざるは柔かにして、熟せるハ輒く碎けす、色ハ黄なり、海潟の村名ハ是より起りしとぞ、往古ハ貝形^{カヒカガ}の文字を用ひしといふ、實に珍品なり、或人富小路貞直卿に乞へる歌、

字萬人のうしはく恵^{メク}むかひありて土も宝となれる國
かも

白灰 柗原・輕砂^{カシカ}の両所に出つ、陸田の地中に貝殼^{カヒカガ}多く

して、古来より取れとも尽す、故に土人掘得て灰となし、頗る産業の便とす、
此地海へ尖出す、故に輕砂或ハ輕洲の砦と呼へり、

樹木 櫛^{カシ} 樟^{クス} 蚊母樹^{ユス} 榎^{クワ} 樅^{モミ} 椎^{カヤ} 檜^ヒ

走獸 猪 鹿

鱗介 鱧^{フリ} 鯖^{サハ} 鰯^{アチ} 烏賊^{イカ} 蛸^{コク} 松魚^{カツヲ} 藻魚^{モイヲ} 鱒魚^{シビ} 棘鬣^{クヒ}

〔地理課川調帳〕

一市木川 幹流 市木村

水源 ○松尾山ヨリ谷川ニツ流合、里程九分川崎ヲ經テ同海エ入、

一^同中俣川 中俣村

小谷川^{○ニ俣南ヨリ} 二ツ流合、里程七分ヲ經テ中俣海エ流入ス、

一^{幹流}海潟川 海潟村

水源 ○二俣ヨリ谷川ニツ流合、里程八分ヲ經、海潟海エ流入ス、

一同 田上川 田上村

水源 ○七ツ嶽 ○小ノガラ ●平嶽
○大ノガラ ○角ノ嶽 ●光石
上高城村、下高城村、本城村、田上村ニ至、里程三里

ヲ經テ垂水海エ流入ス、

其支 川北 新光寺村
一鷹羽川

●大野 ○大八重 ○クウヘ 四ツ流合、 ○井川
●高峰 ○三野 ○小谷川 ○田畑ヲ通、馬籠下ニ
至リ、一里二分ヲ經、田上川エ流入ス、

一同 一新御堂川 新御堂村

●横野 ヨリ谷川五ツ流合、同村ヲ通、一里二分ヲ經テ
川南 同、
一舟渡瀬川五分 各同村下ニ於テ田上川通エ入、
一白山嶽川同

一単流 新御堂村
一柀原川

水源 ○柀原ヨリ流、里程一里、同村通垂水海エ流入、

〔纂考〕

大隅郡

小根占郷

距鹿兒島縣廳已方海陸十三里餘、當郷ハ禰寢郷の内を割

き小根占とす、東田代、南佐多、北大根占に接し、西方

海に對す、周廻十五里四町廿二間餘、村落五川北村 川南
山本村

遣田村、人員總計五千六十九人、總合戸數千二百八十九、

和名鈔大隅郡に禰覆とある覆の字ハ寢の誤にて、禰寢な

るへし、建久八年圖田帳に大隅國禰寢南俣云々とあり、

往古の文書に今の大根占・小根占・佐多・田代を合て禰

寢院と云り、又禰寢院を分て小禰寢院・大禰寢院禰寢院の
古領主小

松氏家藏貞應元年八月の文書に小禰寢院云々、と記したるもあれ

ハ、素より大小の稱ハありて、二に分界せしなり、又大

始良の地も大禰寢院に係りしと見えて、山田聖栄自記に、

島津元久誕生所大禰寢院大始良村云々と見ゆ、又禰寢院

の内南俣院・北俣院とも記せるあり、其両院の方域詳な

らすといへとも、古文書等に據り考るに、北俣院の内鳥

濱・神河・堀内小松氏永徳二年九月の文書に、大隅國禰寢院北俣鳥
濱弁分・同神河弁分・同國禰寢院北俣河堀内云々

南俣院の内西方・山本・光松・邊田・鶴田・鶴丸・河内

小松氏正慶元年十一月十日文書、南俣山本云々、延慶二年十二月の文書

に南俣内山本・光松云々、當郷土族池端六右衛門系圖、禰寢院南俣内鶴

丸丸井河内云々とあり、鳥濱・神河・堀内ハ今大根占方域にて、西

方ハ佐多方域にあり、其餘ハ小根占方域に属す、然れハ

大抵大根占を北俣とし、小根占より南田代・佐多等の地を南俣と稱しなるへし、

〔小根占郷池端氏文書中〕

正元^⑨年十月五日柵寢院司建部清綱田畠山野等頼綱ニ讓

状、用松名水田字北俣・南俣・山下・藪田・赤坂田云々、

郡本内水田字宮脇云々、^{〔池端氏文書〕}正應四年ノ文書ニ大隅國南俣内

用松名并下直村地頭畢、

〔建久圖田帳〕

柵寢南俣四十丁

本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿疋建部清重所知

賜大将殿御下文、菱刈六郎重俊知行之也、文治五年

以後、貴府別府、以多丁弁四百疋也、別不弁社家年

貢、不隨國務、任自由知行也、

中間略、

柵寢北俣四十丁五段四丈

外略、

〔建治石築地役〕

柵寢南俣四十一丁五段内^{〔除貢進田二丁三丈九尺五寸〕}定卅九丁五反^{〔三丈九尺五寸〕}⑩三丈九尺五寸△

郡本廿一丁五段内^{〔除貢進田定廿丁六反二丈六寸〕}

佐多十丁^{〔除貢進田六反九尺四寸定九丁四反〕}

本名六丁九段半^{〔六尺九寸五分〕}

元行五段半^{〔五寸五分〕}

安行五段半^{〔五寸〕}

▽⑩一丁四反^{〔一尺四寸〕}

田代十丁^{〔除貢新田五反定九丁五尺〕}

寄郡云々、

柵寢北俣四十丁五段四丁四丈五寸八分

頼家袖判

大隅國柵寢南俣院地頭職事

右使職、重延知行之處、死去之由申^⑪之、然者、清重法師所^⑫補領也、但論人出来候時者、〔右勺〕^⑬兩方、可有左右也、^{〔同欵〕}

前右衛門佐殿仰而如此、

建仁三年七月三日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九六号文書ト同一文書ナルベシ〕

15 大隅國祢寢郡司入道賜御下文令下向候也、可令存其旨所^⑤給

候、謹言、

(建仁三年)

七月廿三日

(北条時政)
遠江守在判

嶋津左衛門殿
(忠久^⑥尉)

(本文書ハ「田記雜錄前編」二一九七号文書ト同一文書ナルベシ)

禰寢ハ大小ニ分レ二邑ナリ、佐多・田代・邊津賀ニ併セ此ヲ禰寢院五ヶ所ト云ヒ、皆大隅郡ニ隸ケリ、初メ建仁三年七月三日、幕府頼家公清重沙彌行西ヲ本院ニ封セラレ、始テ此ニ入部セリ、

〔古佐多氏系圖〕

伊豆守 百引地行初下當國、

野上田伊豫坊時盛

改姓号建部、

存盛

太郎 受父之讓領佐多、号佐多、

兼盛

号田代二郎、受父之讓領田代、

成盛

号祢寢三郎、同領祢寢院、

〔國史忠久傳〕

建仁三年七月三日、幕府以平清重為大隅州禰寢院南俣地頭職、因以禰寢為氏云々、按喜入家臣志々目正兵衛系圖文書、義光、亦以禰寢為氏、蓋清重領禰寢院南俣、義光領禰寢院北俣、故並為禰寢氏、禰寢院即今大根・小根占・佐多・田代凡四郷地、然今無南俣・北俣之名云々、^⑦

〔全師久傳〕

(粟注)大根占郷ニ載ス、重複
永徳元年九月三日、今川了俊與禰寢久清禰寢北俣四村、地闕、是歳、齡岳公附北朝、

〔古城主由来記〕

一 祢寢城

沙彌行西清重

忠久公御下向の比令居城、其元建部氏より出る、實は

平家なり、桓武帝十三代小松三位中将惟盛男妙覚律師

高しか[▽]息男清重とあり、されども實ハ此家にあらず、

四位少将[△]資盛の苗裔也、伊豫坊三男祢寝三郎兼盛の

一流疑なし、

一 祢寝家旧記に、建仁三年七月三日、將軍家前左衛門督

頼家卿及北條遠江守時政副状にて、祢寝五ヶ所安堵

^④と鎌倉^⑤下向なり、

一 建武三年、依所^々軍忠將軍尊氏卿より御教書五通有、

一 應永十五年十月十九日、元久公御契約の御神文、同十

八年十二月廿七日御神文あり、

一 應永廿四年九月十九日、陸奥守久豊公川邊御一戦ノ時、

祢寝山城守清平・弟能登守清息、其外良徒數十人致奉

公令^④合戦^⑤也、

一 文安二年十月三日、忠國公御契約之趣請文あり、

一 永正元年二月廿日、從内祿祢寝家被任大和守高重の宣

旨あり、

一 大隅國正八幡宮神領、北條武藏守泰時證文あり、

一 大祢寝・小祢寝・佐多・田代・邊津賀五ヶ所、頼家卿

御證文有、

一 筑前國早良郡^④比伊郷^⑤、田沙弥證文有、

一 日向國南郷、畠山治部太輔御判あり、

一 大隅國種子島半分、尾張守左馬介義久^④の證文あり、

一 大隅國西俣、畠山修理亮直顕證文あり、

一 始良庄并大始良、鎌倉[▽]兵部[△]太夫在判證文あり、

一 大隅國北股四ヶ所、今川伊豫守了俊證文あり、

一 下大隅郡坂より上、元久公御證文あり、

一 指宿郡之内鳴川村、久豊公御證文あり、

一 大隅國^④郡之内西股、肝付老主其跡并兵部少輔[▽]知行[△]

三拾町の事、久豊公御證文有、

一 嶋津庄之内大浦方、久豊公御證文有、

一 鹿野屋之内垣見八町、忠國公御證文あり、

一 薩^④國指宿の内奈良間切八町、忠國公御證文有、

一 大隅國大始良の内牧山名廿町、忠國公御證文有、

一 薩^④國谷山之内先知行并指宿之内先知行、忠國公御證

文有、

一 下大隅之内木志之名、忠國公御證文有、

合先領地式拾三ヶ所證文有、

〔旧史館家筋調〕

清盛——重盛——惟盛——高濤

清重——二十三代之孫祢寢孫左衛門

次郎 沙彌行西

傳稱、清重者妙覺在高雄時之子也、因摘其祖清盛・

重盛父子之諱字號清重、○北條時政者同姓之因也、

丁鎌倉將軍頼家卿之治世、竊告時政曰、壽永元曆文

治之合戰一族悉殲、家系將絶、吾今幸免死、吾有一

子、冀欲浴鴻恩貽子孫、時政乃領之、

建仁三年癸亥七月三日、賜頼家卿御下文為大隅國祢

寢南侯院延旧領地頭職、時政亦贈書於薩隅日三州刺史

忠久公叙清重地頭職之事、既而清重初下着南侯院、

以祢寢為家號也、

貞應二年癸未六月死、法名行西、

16「小根占郷池端氏藏書」

祢寢院司建部清綱辭

讓与 頼綱得分田畠并山野等事

一用松名在四至

東限石尾 南限河
西限北俣田綱手 北限田代北大路

水田貳町貳段内

字北俣五段 同南俣五段 同三坪八段

同山下二段 同藪田一段 同赤坂田一段

一郡本内水田貳町・藪參ヶ所事

宮脇壹所在四至

東限若宮參詣大道宮田西九西八タメ 西限
北限尾上南八タメタナ崎

協持教房居藪在四至

東限尾 西限大溝
北限(宇)山溝 南限藪藪并山本堺

南入道居藪在四至

東限大道 西限池
北限歲宮田 南限大道

水田貳町内圓田四段

全多北副伊佐木田六段 馬門

田壹町内清親作五段
榑太夫作河原田五段

一山野肆ヶ所 一所波伊 一所猪狩倉 一所小豆野八へ

▽⑩一所松野八へ△

此四ヶ所、在四至

東限田代境 西限波伊立山谷登見方
北限直世境 南限邊津賀大道昌蒲經

右、田畠山野等者、守護狀之旨、可令領知、若令他人沽

却者、相本名天可令沽却、但於佛神事役、御領物御佃新
入田并方之公事果役者、本名弁内、以五分壹天可令勤仕、

石 山谷(一)所松野八へ

右、田畠山野等者、守護狀之旨、可令領知、若令他人沽

却者、相本名天可令沽却、但於佛神事役、御領物御佃新

入田并方之公事果役者、本名弁内、以五分壹天可令勤仕、

但用松名^{⑧加}定也、仍讓狀如件、以辭、

正元之年後十月五日

散位建部清綱^{⑧判}

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五九一号文書下同「文書ナルベシ」)

17「小根占池端氏藏」

大隅國祢寢院南俣一分地頭祢寢弥二郎於知行分者、重下使者候程者、不可有相違之狀如件、

元弘三年十二月二日

掃部助花押

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六七九号文書下同「文書ナルベシ」)

18「比志嶋氏文書」

薩摩國比志嶋孫太郎入道弘念代義範申、所從千与王女母子事、重申狀如此、^{⑧也}早相渡其身、帶返抄者、可持參之由、相觸蒲生彦太郎入道、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

嘉曆三年六月廿三日

^(北条英時)修理亮(花押)

祢寢郡司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一四九七号文書下同「文書ナルベシ」)

「祢寢氏祖沙弥行西傳」

鎮西大隅州祢寢院主有菱刈重延者、既死去矣、有渠之賜先領之命、而賜袖判之下文頂戴、^{⑧所}以清重法印行、^{⑧師}下向祢寢也、御下文及北条時政有添狀、○菱刈住人有重能者、企偽謀專私欲、^{⑧ナシ}(欲)押領祢寢南俣院、已訴乎関東、因茲不得已^{⑧西}而行西、亦先是建仁三年七月三日、將軍家頼家卿所補彼院地頭職之旨、賜袖判下文矣、故為上達其赴、^{⑧趣}建永二^{承元}年也、^{⑧陣}丁卯之春、參向乎鎌倉、所以陣謝重能濫訴之故也、於問注所^{⑧陣}訴諫、既以決定、於茲再賜安堵之下文於行西也、開愁眉欣々然而於赴領國之海程、忽會黑風難逃、丁此時、匪啻祈願于氏神叡山山王大權現、伏仰于祢寢院建部大明神、專為祈誓曰、遁風波之急難、有保身命、則宜當家之敬信氏神一、為祈誓之外、^{⑧ナシ}(有)無有他念、至誠通神冥也、黑風漸變順風、得到著領土之海岸、熟慮、焉非人力之所致、實大明神之助也、於茲改平氏称建部氏者也、

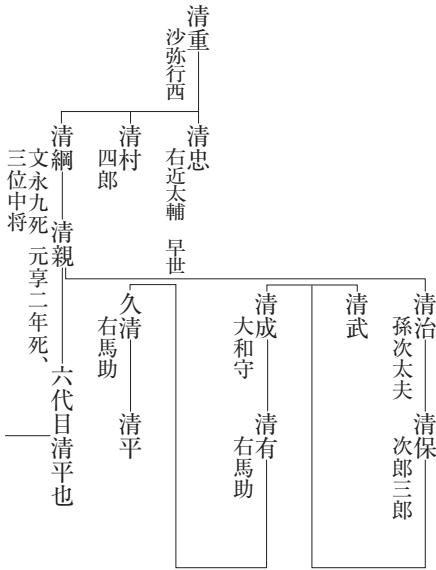
「全行西子清忠傳」

嚴親清重法師行西死去之後、又菱刈重能訴祢寢院內南俣院地頭職於関東、於鎌倉清忠与重能遂問注、地頭職弥清

忠可領掌之旨、賜政所下文、北条相模守義時之有袖判矣、
 ○承久二年庚辰七月三日逝去云々、

〔清忠弟清綱傳〕

兄清忠早世、於茲予雖為三男得家督之讓矣、以故有小祿
 寢院地頭職補任下文守護所刑部丞大江在判證書、
 文永九年九月廿日死、



清平 忠清 山城守重清 大和守尊重
 左馬介 久豊・忠國ノ時 忠國ノ時

式部太輔重就 式部少輔清年 右近太夫重長
 勝久ノ時

〔祿寢左馬介清平傳〕清平應永廿四年川辺城戰死

大隅國本領者、大祿寢・小祿寢・佐多・田代・邊津賀・始良・大始良・西保・高洲・鹿屋・百引・下大隅・大津村・種子島半分也、

〔地理志〕

祿寢氏世々傳領之地也、右近太夫重長肝付ニ同意シテ太守ニ叛クト雖、天正元年春ヨリ肝付カ黨ヲ離テ太守ニ降參、依之肝付勢寄來リ、横尾ニテ合戰、利ヲ得ル也、○天正二年三月下旬、肝付省釣・伊地知重興・伊東義祐引合寄來、小祿寢本城籠ニ乱入シテ村市ヲ放火ス、太守喜入季久ヲ將トシテ川邊ノ人數ヲ差添為加勢被遣、岩戸口ニ相戰、敵百余人ヲ討、故ニ敵退散、季久弟圖書忠通・

小四郎久續戰死也、

天文元年午十月廿六日、勝久公祢寢ニ御越、翌年四月廿

※四日御帰府、○祢寢右近將監重長背守護方事尚、依之、

宝持院薩州鹿兒島為使僧、以八木越後守昌信副之、至令調和議、

宝持院先至小根占入東漸寺、昌信藏身於船底、乘夜供入

東漸寺、逢住持即述和議之事告祢寢重長、重長則召昌信

於營中、既而談蜜議、重長曰、吾背太守雖非本意、亦与

省釣相隔則滅亡在近、是故不能降、昌信曰、足下年幾計

ソヤ、某告 公可婚約、重長改色欣然有喜色、遂滯留數

日、昌信弥述和議、重長曰、然則可奉仕 公云々、依之、

昌信揚帆帰而告（衍カ）告伴調儀ヲ公、依之、新納武藏守忠元・

上原長門守尚近・伊集院下野守久治以議定、祢寢重長遂

降公旗下、于時天正元年癸酉三月、十日ノコト薩隅之兵ヲ進メテ令

入祢寢城、肝付氏ノ黨ヲ討ント欲ス、○慶長五十六年比、

地頭代官川上右京、○十三年戊申十月四日ヨリ地頭代官

相良勘解由次官、

※（頭注）

『重長ハ伊東義祐・肝付省釣・伊地知重興等ニ與同シ太守ニ背

ク、年アリ、天正元年ニ至リ和議成リ、黨類ヲ離レ島津氏ニ

属シ忠功少カラス、後鹿屋院ヲ賜フ、天正八年死ス』

國見城南小根占、北ノ山足ハ大根占也、天正二年三月下旬ヨリ奉命喜入家

父子三人守當城、本城辺ニテ合戦有之節、當城ヨリ発シ

戦死也、○塩入椿瀬脇ノ上、傳祢、祢寢家本城也、○山田

城山本村ニアリ、南谷城川南村ノ内、或風呂城トモ云、此城祢寢氏代々居城ノ

由、

〔肝付秋兼譜中〕

※觀應三年十二月三日・同十九日、楡井四郎頼仲國見城大

手城戸口并寄來合戦有之、同月廿一日、同人搦手口江寄

來合戦有之、同月廿三日、同人大手へ寄來合戦有之、同

日、又々搦手江廻り、外曲輪野首ニおひて合戦為有之由

申傳候、

※（頭注）

『國見城ハ小根占川北村ニ遺墟アリ』

〔國史〕

文祿四年云々、祢寢院領主祢寢重張為吉利領主、

〔島津義久譜中〕

天正元年癸酉之春、下大隅郡未悉屬手裏之際、使鹿兒島
宝持院到于祢寢、且八木越後守昌信副焉、宝持院・昌信
以和睦之要事、住持忽以告祢寢右近大夫重長云々、和睦
既成矣、故裁誓紙、所以畀置也、

19 〔正文在祢寢氏〕

起請文

今度肝付ニ相離、一途可被抽忠節之由、最以珍重存候、
就夫者、互於子孫々、茂隔心有間敷事、付自然雜說之時者、
是又左右方可披合事、

右條々有偽者、

(生) 午王 神名略、

元龜四年癸酉二月廿六日 義久判

祢寢殿

(本文書ハ「旧記雜録後編」二六六一号文書ノ抄ナルベシ)

外ニ伊集院右衛門大夫忠金・平田美濃守昌宗・喜入撰津
守季久三名ヨリ祢寢殿宛起請文略ス、

〔島津義久譜中〕

天正元年癸酉三月十日、入薩隅二州軍衆於祢寢之城、而
欲討肝付河内守兼續之賊徒、義久亦往在于薩州指宿城云
々、○同十八日、欲攻兼續、諸將率軍衆進到西侯、〔大始良ニアリ〕賊徒
相對防禦堅矣、

天正元年、祢寢重長離一揆之與屬太守之後、一揆黨徒逼
于祢寢、于時於横尾及合戰、斬得敵五十餘人云々、

〔肝付兼續傳〕

天文元年壬辰十二月、及父兼興起兵伐祢寢氏、廿八日、
遂攻西侯城在大始良取之、

〔居城田緒記〕

天正元年、肝付河内守兼續以下之凶徒御退治可被成とて、
勢を祢寢城ニ御入被成、義久公者指宿城江御入、同十八

日、島津右馬頭征久大将^ニ而御人数を肝付^ニ被出候、

〔國史〕

天正元年云々、公遣宝持院及八木越後守昌信、勸祢寢重
 長使絶肝付氏、重長聽命、旧譜以肝付氏為河内守兼續、
 兼續死於永祿九年、旧譜誤也、三月
 十日、遣薩隅兵、與祢寢氏共伐肝付氏云々、

〔纂考〕

富田城川南村 一名南谷城といふ、祢寢氏累代の治城なり、
 往古祢寢南侯院ハ國府鹿兒島神社の神領にて、菱刈重延
 地頭たり、建久八年大隅國圖田帳にハ、祢寢南侯四十町
 本家八幡地頭掃部頭、郡本三十町建部清重所知とあり、
 建仁三年癸亥七月、鎌倉征夷將軍頼家卿平清重を以て大
 隅國祢寢院南侯の地頭職とす、其後子孫承襲して、後代
 に至てハ祢寢院一圓を有ち、其所領漸く廣し、小松氏家
 譜曰、清重の祖父高清ハ平維盛の子なり、文治元年乙巳
 の春、平氏亡ふ、同年十二月十七日、高清京師菖蒲谷に
 して北條遠江守時政の為に囚に就き関東に赴く、江州野
 路に至る時に、京都神護寺の文覺高清の難を哀愍して、

師弟の親ミありと称し強て其罪を免さんことを時政に請
 ひ、其叔父土佐守宗實と共に免る、ことを得たり、於是
 高清文覺の弟子となり、時に年十三、同五年、薙髮して妙覺とい
 ひしを、建仁三年癸亥十一月廿七日、遂に関東田越川に
 於て戮せらる、清重高清高雄に在りし時の子なり、因て
 其祖清盛公・重盛公父子の諱字を摘て清重と名つく、始
 高北條時政ハ同姓の因ある故に清重をして平氏の家を
 立む事を請ふ、時政是を領掌し、建仁三年癸亥七月三日、
 大將軍頼家卿命を下して清重を大隅國祢寢南侯院地頭職
 とす、時に天下の大政源氏に帰す、故に清重忌諱を避て
 其父祖の姓を称せず、舅建部清房の姓を冒して建部氏
 を称す、子孫是を承く、小松氏平維盛の子孫といへるにハ諸説多
 し、其事長き故略す、今其家乘の説を舉
 文の如し、第八代清有足利家に属して屢戦功あり、大祢寢
 院の地頭職を兼ね、清有か子を久清といふ、永徳元年辛
 酉九月三日、今川了俊久清に祢寢北侯四村を興ふ、四村
 の名
欠久清七世の孫を重長といふ、初め重長伊東修理太夫
 義祐・肝付河内兼續・伊地知周防重興に黨して島津氏に
 叛す、天正元年正月、島津義久使を祢寢に遣し重長を諭
 す、重長是に服す、三月、義久重長と共に肝付を伐つ、

義久兵を揖宿に出して聲援をなし、重長屢肝付と戦ふ、

八遥に瀬脇城を望めり、

肝付氏の家臣安樂備前牛根城を守る、十二月、島津歳久等の諸将進んでこれに逼る、二年正月、伊東氏其將伊東

「肝付氏略傳」

某を遣し、兵を卒ひ肝付・伊地知の両氏と共に牛根城を救ふ、薩摩の軍茶園ヶ尾の要城（地）を得たりと聞き、戦ハす

天文元年十二月、兼續父兼興と兵を起て禰寝を伐ち、西俣城を取る、

して還る、事ハ入船城の條に見えたり、十九日、轉して當邑瀬脇城を抜き、

民屋に火を放ちて當城に逼る、城主重長甚危し、時に喜

天文十三年十二月廿一日、兼續豊州を伐つ、二十六日、

入撰津季久・平田新左衛門等援兵として當城に在り、城兵と共に是を禦き、岩戸口此地今審ならずに戦て敵を敗る、首を

又禰寝を伐つ、廿八日、西俣及び野里を取る、晦日、大崎を取る、

斬る事百餘級、此時季久の弟忠通等戦死す、一説に、瀬脇城陥りしハ正月十九日、忠通戦死せしハ三月三日にて、此一戦を兩度の事とす、兩説

いづれか正しからむ、按ずるに、忠通墓ハ大根占郷天松院にあり、大根占の記録に、忠通ハ大根占木場の上にて戦死す、

元龜二年十一月、伊東義祐・伊地知重興・禰寝重長と師

因て其地天松院に葬るとあり、大根占の巻に詳也、重長に至り、建

を合せて鹿兒島を侵す云々、

部姓を改め平姓に復る、重長の子重張の代文祿四年、三

國の諸邑主改易の時、當邑を去て薩摩國吉利に移る、禰

全三年五月、公指宿にまします、廿四日、禰寝重長師を

寢氏當邑を領する事凡四百餘年、清重以来祢寢を氏とす、

帥ひて摺濱にゆき、公の師と戦ひ死傷するものあり、六月、兼亮重長・義祐と謀り、廿日、水兵を海濱に遣す、

第二十三世式部清香に至て改て小松と号す、當城高三十

公の軍能く拒けり云々、

間許、天然の断壁なり、本丸・二丸等の名を分て城數大

小凡六、一城の間ことに塹の跡あり、東北ハ溪谷廻り、

天正元年正月、公早崎にましく、八木昌信等を禰寝に

西北ハ小根占川通し、又國見・野間の二城近く、西方に

遣ハされ、竊に重長に説て降らしむ、二月十九日、兼亮安樂備前等をして兵を帥ひ牛根城を成らしむ、二十一日、公平田昌宗等をして先づ重長と盟しむ、二十六日、公及ひ老臣と重長と盟ぶ、三月、公新納忠元等をして兵を帥ひ潜に禰寢城に入らしむ、既にして重長遂に邑を以て公に降る、時き公尚指宿にいませり、十日、征久・忠長をして薩隅の衆を將ひ續てゆき西俣を伐せ給ふ、十四日、

征久等兵を麾き高洲を焼夷け、彼か哨舟を取り、直にこれに駕て指宿の師に會し、十八日、来てまた西俣を攻む、

〔大始良也〕

※兼亮か兵、これと横尾に戦ひ、禰寢の兵三百人を斬る、兼亮か兵死傷するもの數百人、征久等諸城を取れり、皆兵を分て成らしむ、重長征て公に指宿に謁し、従て鹿兒府に朝す、こ、におひて、兼亮又兵をやりて禰寢を襲ハしむ、重長迎て横尾に敗る、兼亮か兵戦死するもの五十餘人云々、

※〔頭注〕

『横尾ノ地大始良ノ内ニアルカ』

〔纂考〕

瀬脇城川南村 潮入城又妹尾城ともいふ、郭數大小二あり、西北ハ海に臨ミ、東ハ大川を帶ふ、餘ハ原野に接して小溪其間に通せり、祢寢氏の臣税所篤長居城なり、天正二年甲戌正月十九日、肝付氏はを攻む、祢寢重長來援すといへとも、衆寡敵せず城遂に陥り、篤長及ひ重長の兵若干戦死す、

〔纂考〕

國見城川北村 東の一面原野に接し、三面ハ縣岨絶壁にて高二十間許、屏風を立たるか如し、周回三十五町許、東西ハ長く十間、南北ハ狭し五間三、四方を大手口とす、山口より數盤の石路通す、城下芝といへる、所まで四町余、搦手口ハ西にありて野首に連る、故に濠塹二を鑿てり、内塹・外塹といふ、南の崑間に小徑あり、僅に一人を通すへし、古野間城への間路なりといふ、野間城ハ當城を距る、こと凡十一町にあり、亦北方の岨間に二の間道あり、大根占に往來す、城内に本丸・西丸の跡あり、城山の内東北に清泉三ヶ所あり、西丸にも井戸ありて用水乏しからず、山上より望めハ小根占、大根占ハ目下に見ゆ、此外山を隔多く郡邑を遠望するにより國

見の名を得たり、祢寢氏元祖清重より第七代清成までハ富田城に在りしに、清成に至りて當城に移る、文和元年壬辰十二月、楡井頼仲當城を攻る事數日、或ハ大手の城戸口に戦ひ、或ハ搦手の野首に戦ふ、然りといへとも城堅固にして拔事能ハす、其後清成又治城を富田に移し、麾下の將をして當城を守らしむ、文祿の初、祢寢重張富田城分内狭く且要害ならずとて當城に移らんと欲するの処、吉利に移され、其事遂さりしとそ、此城希有の名城と稱す、是故に、慶長十五年島津義久當城に登り名城なるを感じ、又宝曆元年島津重年諸郡邑巡見の時も登臨あり(㊦)しとそ、今に城東の野首に棧敷の跡存れり、大手の道狭くして乘輿通ハす、左右の岩を削て道を開しとそ、

〔纂考〕

野間城 川北村 丸數大小四、堀跡二あり、今山下四面水田なり、祢寢氏家臣野間武藏居城なりしに因て城の名に呼ぶとそ、

〔箕輪伊賀記〕

根占の重武ハ、守護方の其勢今に見るよりも危を不改ハ先賢の無智なるか故也と、早々守護に可抽忠勤とおもひ、元龜三年壬申春、守護方へ申入番兵を申請らる、仍て右馬頭征久・圖書頭忠長為大将、加勢の兵三千余騎根占へぞ被渡ける、同三月中旬ニ國一揆の與黨に手替して、大始良表と高洲大始良方より着ケ送り、一戦せんと進ミける、岩墻に偽ひ引上せ、弓鉄炮を以て散々に射る程に、先かけの者共悉く手負に射成され、十余人射伏て、即七八騎打取る、去程に、肝付・伊地知二手に分れて切て懸る、太守方よりは是を見て相懸りにかゝり合、川上上野守・柁山兵部太輔・肝付彈正忠・上原長門守・野村兵部少輔・鎌田少外記、其外所々の軍兵共、我も〜と差忍へ相戦ふ、敵は横尾の攻越て比良分に差下し、揉にもんで戦ひける、地頭野間武藏守三百計相忍へ戦ひしか、大勢押かふせ切崩せは、慈(ミカド)の騷動(本マツ)に成り敗軍せんとしける処を、右馬頭・圖書頭軍兵八百余騎横合に入違へ切て懸り、面もふらず戦へハ、敵何かは忍へき、敗軍して皆悉く討れたり、其俣横尾に打上り、勝吐氣動と作りける由々しき限り無りけり、従夫根占の如く打入給へハ、其時重武本

望此事也と御祝言申され、御武運の程をぞ感しける、同三月には境目の城々に番兵を入置れ、大将を初として軍衆皆く帰陳せられる、其時重武の息男いまた少年成を人質にして差上らる、其折節一揆無念にやおもひけん、伊東・肝付・伊地知等評議を成し、小根占へ勢を打出し、濱の柵を攻落し、其保本城の麓に押寄放火を成処ニ、喜入圖書助・同弟小四郎加世田の勢を相具して國見の城より馳連き、火炎を散して防ぎ戦ふこと比類なかりけり、去れ共敵は大勢なれば打負て、圖書助・小四郎其場ニ即打死す、其外所々の軍兵打死する人多かりけり、圖書助兄弟文武二道の器量也と惜まぬ人そなかりける、相連く慈の勢岩瀬戸口へ追かけて合戦し、敵も数打取らる、於此猿渡越中守・伊尻伊賀守・喜入撰津守同心にて殊なる働き、平田新左衛門川邊の勢を卒して手を碎き働、各軍せられたり、此度ハ伊東・肝付得小利、先々引陳しけると聞へける云々、

〔纂考〕

山田城山本村 當城西南ハ溪水繞り、東ハ原野に連りて塹

あり、北深溪にて、本丸・二丸・三丸の跡猶存せり、祇寢氏の支族山本某居城なりしといふ、小松氏系圖を按ずるに、五世孫二郎清治弟清高号山本と見えたり、是なるへし、按ずるに、祇寢院ハ根占氏以前長田次郎致將是を領す、鎌倉實記七のに曰、長田次郎致將ハ忠致か次男、實父ハ千葉介常重なり、長田此を養子とす、長田莊司カ壹岐守たりし時、壹岐國に下して唐種トイフ妻を娶りて得さす、家系日記を譲られ、勇猛勝れたる者なり、薩摩根地目ネジメに引籠て、大隅前司宗乗カ領せし種子島を討取て、大湾タイワ・厦門カモンを侵す事度々、龍宮とやらん中山王の國を望ミ、此頃都にハ木曾冠者義仲平家に入替て將軍号を免されたと聞き、急に彼を方人に取て憤りを休めんと思立、日向國高千穂の神人大君國益を都に登せて木曾の許へ送りけるハ、合力をなし給ハ、異國の船を攻、奮奮ひ取り中國に繋ぎ、関東の者共カ鎌倉兵衛佐を守り立んと催し西國に向ハん時に不意に討敗んこと安かるへし、父長田ハ八平氏の中にてハ秀たる家にて、先年千葉軍の時関東を退きしなり、然るに為義に頼まれ、義朝に隨ひ、鎌田政清を聳とする、平家清盛ハ一門たれハ時節を計らふところ、保元・平治の合戦に源氏の人々多く亡ひ、義

朝力なく尾張國へ逃下り、昔の好ミなれハとて父忠致を頼ミたまふ、忠致御宿ハ申たれと、心能行末の主君と仰へき志ハふつになし、其故ハ主君重しといへとも、現在の親を殺して高名と思ふ不道人なれハ、兎角天命盡き、一門郎從散々に成て立寄る方なきとて頼ミ来り給ふ、謂甲斐なきを介抱して平家に悪まれんこと愚なり、他の手ハ掛まひらせしと、終に首取て六波羅に遣す、此有様を無情ともいひ、不義不忠の奴とて口々に悪むハ何事ぞや、千葉介常重か祖忠常ハ源頼信に責られ、其子中村太郎忠持ハ千葉合戦の時頼義と組んで討とられぬ、又我為にハ旁恨ミある敵なり、異賊の船を奮⑧ひ取り數千艘を以て襲ふならハ、假令平家中國の加勢を憑ミ舟軍練磨ありとても、楯つくほどの勢力あるへからず、まして関東より何萬騎の大將にて向ふとも、海上の事ハ猛獸の海を渡る如くなるへし、然らハ平家をも関東勢をも両ながら討つふしなん、能々計らひ給ふへしといふ、木曾ハ頼朝と不和なり、東西の敵に夾はさまれて物案し貌なる折節なれハ、大きに悦び、藤澤太郎左衛門木曾忠蔵弟也也を高千穂の神人に添て、禮義を述ん為に薩摩に下されける、此舟風悪くして豊後

の府内に漂ひ數日ありけるを、別府五郎惟親といふ緒方か郎等に見付られ搦捕る、致將ハ夢にも不知、木曾か返事を待けるか、肥後國八代に唐船を廻し商を望む所に、八代五郎種元賊船と心得て陸へ揚て糺明す、船中に致將か家子ありて白状す、種元荷物⑧を奮奮ひ取り、船を磯際にて燒捨たり、壽永二年十一月廿五日の事なり、高千穂の神人木曾か臣藤澤太郎左衛門か命を乞ふて薩摩の致將か方へ遣す云々、この薩摩とあるハ大隅の祓禊の事なり

「地頭系圖」

大隅郡

小根占

禰寢弥二郎清綱

和田玄蕃助 文祿五年比、

川上右京 慶長五六年比地頭代官トアリ、

相良勘解由次官 慶長十三申十月四日ヨリ地頭代官トアリ、

有馬丹波重純 初次右衛門 朝鮮有功勞、兵具奉行、

伊勢六郎左衛門貞末 初長門守

有川内記貞明 貞末ノ子、寛永九年比、

相良土佐頼元 町奉行・御使役、

川上伊豫久晴 彦七郎久昭之養子也、實同氏九郎左衛門三男也、

蒲地備中

市來八左衛門

樺山長門守忠則 寛永ノ末正保ノ初ニカケテ、

肝付半兵衛兼屋 中改兼治、慶安四年七月ヨリ定、寛文二任大目附職、

鎌田太郎右衛門政榮 初大炊助 御使役、萬治・寛文比カ、

頼娃權三郎久甫 後左京 寛文八年九月十日ヨリ定、

村田爲左衛門經智 善太夫トモ、貞享元年九月ヨリ、

菱刈新五兵衛重格 十兵衛トモ、寶永三年戊正月二十七日ヨリ享保九年辰壬四月二日迄、
異本寶永二年、十月三日ヨリ、

〔地理纂考〕

諏方神社川南村 両社相並ひ、一社ハ建御名方命、一社ハ事

代主命なり、創建の年月詳ならず、明應四年の鰐口・天

文二十年再興の棟札あり、祭祀八月二十八日にて、當邑

(頭注)名勝志、社司鶴田某の宗社なり、末社境内に在り、同社に三坐を奉祀す、

一ハ住吉神社、一ハ多賀神社なり、一を現王と云ふ、現王

一に驗、神名知るへからず、祭日六月二十八日なり、本社

鏡三面を藏めたり、末社の神体を本社に納めたるか、

○愛宕神社 本社の後なる山腹にあり、祭祀六月二十四日とす、

〔纂考〕

津柱神社川南村 祭神及び創建の年月不詳、神鏡一面を納む、祭祀六月

十五日なり、天文十四年乙巳建部タケノベ高修造の棟札を蔵む、

社殿小根占川の河口南の岸なる松林の中にて、東北ハ河

に臨ミ、西ハ海に對す、河口にハ風帆漁舟往来し、西ハ

遠く海を隔て山川・揖宿の諸郷連山の上に開闢岳雲際に

秀て、風景絶勝なり、

〔地理纂考〕

若宮神社川北村

祭神三坐 應神天皇 神功皇后 玉依姫

正祭十二月朔日

石階を登る事五十餘間にして其山上にあり、往古社司鶴

田某祖山城國鶴田より護り下り、南俣村の内に鎮坐あり

しを、其後今の地に移せしとそ、其旧地を倒タレ杓と呼ひ、

黄ハシ櫨の老樹一本及び古墳許多あり、創建の年月詳ならず、

旧領主小松氏家藏延慶二年十二月二十二日祢寢南俣検田

の文書に、任先例、可被寄進于鹿父・若宮・御靈・竹崎

寺此寺今廢・所カ駱王・渡柱等寺社也とあり、是に依れハ、當

社ハ其時より既に在りしを思ふへし、又天正十五年建部

重虎再興の棟札を蔵む、往古ハ此地の宗社なりしといふ、

奉納の内鉾一本、長一尺一寸五分、永祿七年の銘あり、

此外に神鏡百餘面を蔵む、

「纂考」

建部神社川北村

奉祀 大巳貴命神鏡一面を蔵む、背に建部大明神と誌し、左右に寛喜元年己巳九月吉日とあり、

祭祀十一月二十六日、小松氏家譜を按するに、祢寢清重

建永二年鎌倉を発し祢寢院に赴く時、海路暴風に値ひ船

將マサに覆らむとす、清重祢寢院建部大明神に祈り、祈願成

就せハ當家の氏神に尊崇すへしとなり、果して暴風漸く

静り、順風を得て祢寢の岸に著し、よつて是を當家の氏

神に崇むと見えたり、又田代甚右衛門家藏文書にハ、平

伊豆守時盛鎌倉殿に見參し、翌年大隅國禰寢院を賜ひ即

知行せしめ、祢寢院城下に建部大明神を勧請し、姓を改

め野上田伊豫坊建部時盛と名乗しよしを記し、祢寢の始

祖小松氏の家譜と異なり、此事大根占高城の巻に云へし、

「纂考」

鬼丸神社川北村 社山を鬼山といふ、方一町許、雜樹茂り神

社其中央にあり、祭神祢寢右近重長の靈を崇む、神体鎧の喉輪なり、

重長常に用ゆる所なりしを以て神体に崇むといふ、又神鏡二を納む、小松氏家譜を按するに、重

長ハ天正八年に卒す、重張重長の子崇其靈建廟、号鬼丸大明

神、廟本在祢寢院、後移于吉利郷、禰寢院有遺廟と記せ

り、寛永十五年壬午造立の棟札あり、寛文五年、菱刈重

敦官命を承て當邑に新田を開きし時、當村脇之田と云所

へトテ塙トテを築きしに、其地深沼にて其功成りかたく、半途

にして止んとす、衆人甚是を患ふ、於是鬼丸神社へ誓願

し、終に其功を遂く、是より井手神と称し祭田を進附せ

り、其後威靈屢顯著の事ありて、土人大に敬畏崇信し、

常に參詣多し、鬼丸社ハ祢寢郷の内處々にあり、當社其

本社なるへし、

「纂考」

巖島神社川北 神體木像一軀 祭日九月九日

國見城址にあり、天正十年四月、禰寢清長病に染ミ、近江國竹生島辨才天に祈念せしに、神験を得しかハ、家臣黒木某を上京せしめ此城中に勧請せりといへり、其事を記せる文書今に黒木か家に蔵む、此時黒木某從五位下女番允に任せらる。其口宣案を家蔵す、

〔纂考〕

八幡神社山本村

奉祀 仲哀天皇 神功皇后 應神天皇 正祭九月九日

社傳に、當社ハ領主祢寢清重神託を受け、延文二年丁酉九月九日、撰津國武庫郡廣田八幡を社司黒木某か祖黒木重吉に命じて山本村平田といへる所に建立せしを、數世を経て其地を開墾せし時此所に移せしといふ、小松氏家譜に拠るに、清重ハ建仁三年始て當地に下れり、延文ハ第九世の孫右馬久清代に當り、建仁より星霜を経ること二百年に近し、されハ社傳に清重とあるハ久清を誤れるなり、大永五年建部堯重の棟札、永祿四年建部清平・同重長等の棟札あり、神鏡四十五面、其内一面島津義弘、二面同歳久の姓名を誌せり、旗八流、其内島津義久・同

義弘の姓名を誌せるあり、○鰐口一、嘉吉元年建部高幸の文字あり、

〔纂考〕

鹿父神社山本村 當村大瀆に在り、祭神詳ならず、神鏡一面を安す、一説に、聞聞神社と同社にて、明應二年癸巳九月建立なりといふ、されとも小松氏所蔵延慶二年祢寢南

侯檢地の文に、任先例、(所脱カ)被寄進于鹿父云々、是に據れハ當社ハ延慶以前よりありしなれハ、明應二年勸請の説ハ誤なり、元龜三年建部重長再興の棟札あり、毎年九月九日を祭日とす、

〔纂考〕

立神六所神社山本村 祭神及び建立の年月詳ならず、正祭二月・十一月初午日、文正元年建部國清造立の上梁文あり、

當社より北の方二町許、高岳ありて巖石高く聳へたり、土人は是を鬼嶽又ハ立神といふ、社号ハ是に據れるなるへし、往古ハ祭祀の時社司鬼嶽に登り供物を獻せしとぞ、

〔纂考〕

登尾六所神社イホガキ 山本 高山の半腹にありて稍大社なり、祭神及び創建の年月詳ならず、

〔纂考〕

今嶽十二所神社 山本 祭日九月十日

〔纂考〕

御霊神社 山本 祭日二月初卯日・九月九日、以上三社祭神及び建立の年月詳ならず、御霊神社ハ、小松氏家蔵延慶二年十月二十日祢寢南俣檢田の文に、任先例、所被寄進于鹿父・若宮・御霊云々也とある是なり、

〔纂考〕

日枝神社 山本 奉祀近江國日吉神社に同じ、祢寢氏近江國比叡神社を迎祭して生土神に崇敬せしといふ、創建の年月詳ならず、

〔地理纂考〕

小根古川 コネシメカハ 土俗麓川④大と称す、田代郷花瀬川の downstream にて、

川幅二十間餘、深三四尺なり、大隅一二の大川にて、海口に至り川幅五十間餘、満潮の時ハ大船出入せり、往古港口深廣にして、唐船来り互市せしとぞ、今に小根古川南の地を唐人屋敷と唱へ、市坊札辻通りを唐人町とも呼ぶ、又蠻船来りしこと、當邑土族池端六右衛門系圖弥次郎重尚か傳に、永禄三年庚申六月、於小祢寢港唐人與南蠻人戦ふ時に戦死云々とあり、此川口より五町許上流に大なる樟木あり、古大船を繫しとぞ、當邑の内芝谷川・園渡川等此川に會す、園渡川ハ水底盡く滑石ナギリシにて、田代花瀬川に類し、

〔地理纂考〕

野間勢山 ノマセヤマ 川北 國見城の東七町許にあり、城の東なる野首より相續きて當城の砦なりしといふ、今陸田なり、

〔地理纂考〕

橘山 タチバナヤマ 山本 此地往古祢寢重長別業にて、漢土の温州橘州橘今縣内諸所に植たる家あり、世の常の橘と異なり、多く植て愛せしとぞ、文禄四年祢

寢氏吉利へ移りし後、義久屢此地を巡見し、慶長十五年

二月、川北村宮原に行館を設く、此行館を中納言家久寛永五年号す、其遺址、正月海辺に移して濱の假屋と眺望佳勝なり、此年十月二十二日、橋山を遊覧ありて、

いにしへ重長と云ひし人の温州の橋とて植そたて置れし所に行て是を詠す、

時ならぬ冬まで残る木の本ハこれやとこ世の宿の橋

今橋山の旧跡里正の宅地となれり、近年郷吏相議して温州橋を植継きたりとそ、

〔名勝志〕

橋山 川北村にあり、地頭假屋を距ること卯方六町余、

柵寢重長柵寢院を領地して南谷城に居住せし時、温州の橋をうへたりといへり、貫明公慶長十五年十月廿五日和

哥を詠し給ふ、今其舊跡村長やしきとなりて橋樹ハなし、土俗傳へて檳柑山とよへり、

いにしへ重長といひし人の温州の橋山とて植そたてをかれし所に行てこれを詠す、

法印龍伯

時ならぬ冬まで残る木の本ハこれやとこ世のやとの橋

〔名勝考〕

川北村府南廿一里、内十三里海上

此地を柵寢右近將監重長といひしかうしはき居ける時、ときしくのか、の木実を移植て橋山といふ、

慶長十五年十月廿二日、いにしへ重長といひし人の温州の橋山とて植そたてし所に行て、

三位龍伯公

時ならぬ冬まで残る木の花ハ此や常よのやとの橋

この橋園林寺といへる寺に在りて、元文の比までハ尚在りしとそ、又園林寺に同公の入れせられし時の

哥、

松杣の立ならひたる古寺ハわけ入てこそ心すみけれ

侍臣の哥七八首省之、按、大永年中、菓松か温州橋一孟猷興國天祐老師、詩に、雖吳永嘉三寸柑温州氣味帶酸甘、只今正以猷芹志、欲答禪風祖月詠、東坡か詩に、三寸黃柑劈永嘉とあり、温州橋の本藩に在るもの尚し、

同郷山本村

大濱十景此哥ハ、元禄年中當郷土有留平兵衛清、英か作る所なり、子孫に聞て仮に載ぬ、高牧春駒

豊なる御代の春とやたか牧の野かひの駒も猶いさむら

ん

笠松カサマツ白雨

山高ミさすかに見せて笠松のみとり涼しき夕立の雨

大濱秋月

大濱や浪路はるかに雲消て隈もなきさの秋のよの月

玉井タマキ野雪

積りけふ雪のあしたの空はれて日影にみかく玉井野々

原

南海歸帆

長閑なる南の海の追かせにはかけ冷しく歸る舟人

眉山炭竈

炭かまの煙をそへていと、猶雪けもはれぬまゆの山も

と

硫黄島烟

和田の原波路はるかにある雲や沖の小島の煙なるらん

公瀬釣翁

心なきうらはの海人も君か瀬の名をむつましミ出てつ

るらん

開聞暮雲

暮ことにあかぬなかめハひらき、の山のなかはにか、
るしら雲

心休聲音

心やすむ人も聞らんあかつきのねさめしつけき鐘の響
を

〔地理纂考〕

赤瀬アカセ瀑布マダ山本 土俗雄川ヲカハ瀑とも呼ぶ、高さ三十三尋、横十

二間、水源同邑大八重狩倉・新狩倉の両山より出、赤瀬
川といふ、小根占川の上流に入る、

〔地理纂考〕

永良星エラホシ瀑布マダ山本 土人は雌川メカハ瀑と呼ぶ、水源同郷竹原山よ

り出つ、永良星といふ所にて瀑布となる、高三十三尋、
横幅三間程なり、雄川瀑の下にて合流す、即永良星川と

いふ、此両瀑其幅の廣狹を以て雌雄を分てり、

〔地理纂考〕

大川瀑布マダ山本 上流ハ當村オカフカ中家狩倉より出つ、佐多・小根

占の境を過ぎ、海邊に至り高嶺より落つ、高さ三十五尋、
横幅八間なり、下流大川浦にて海に入る、

「名勝志」

大瀧 川南村にあり、田代花瀬川の末にして水勢おほし、
巨人男瀧といふ、里俗傳へてその高さ三拾三尋、深きこ
とも又同じといへり、然れとも容易にその淵に臨むこと
あたわす、故に其深さ・高さ量りかたし、横別府村赤瀬
川の瀧を女瀧といふ、水勢少し、これに對して男瀧の名
あるなるへし、

「名勝考」

大瀧 同郷川南村に在り、
即花瀬川の末なり、
懸泉の高三十三尋、瀧壺の深亦同じ、名て男瀧といふ、
同村横別府村赤瀬川に瀧あり、女瀧と呼へり、是に對し
名なり、

「地理纂考」

物産

金鉄 鉄砂 山本村の内諸所より出つ、土民是を吹て熟
鉄と成し、専ら釘を製す、鑪を設たる所ハ皆水邊にし
て、其風箱ハ水排を用ふ、

樹木 櫛 舟材及び砂糖車等の材に用ふ、此地海邊にし

て運送に利あり、蚊母樹 櫛に用ふ、甘櫛 樟

桐 椎 黄楊 櫛 竹柏方言 榧 橙

飛禽 山鷄 鴛鴦

走獸 猪 鹿

鱗介 鯛 方頭魚 金線魚 鱧 松魚 鱈 鯖 鱈 章

魚 烏賊

「地理課川調帳」

幹流 一 小根占川

通ニ係ル村方 川原村 川北村 川南村 麓村

水源大隅郡田代川原村内 ●シラ谷 ●重岡 ●遠見塚 ●大原
●櫻ヒラ ●エカケ 瀧ノ浦 ●天浦包

ヨリ二十一谷川流合 ●華瀬 ●石沢 ●川原村 ●小川、小根占

川北村・川南村ノ内 ●小川瀧 ●ヘシキリ ●川内 ●遠山 ●北
占 ●麓 ●新町 汐ニ至、里程五里五分ヲ經テ長瀬海エ入、

川南
一赤瀬川

横別府村

水源小根占邊田村タリ、嶽●雲嶽ノ北東ヨリ○打越山路●大

八重山 及横別府村●新鹿倉○小八重川内山○山口○大柄根○大

水枝谷、川南村ノ内○川内下ニ於テ里程二里六分ヲ經テ

小根占川通エ流入、

一山元川馬場川トモ云、

山元村

水源●辻ノ嶽○小牧○山元村 三川流合、川南村麓ニ至、里程

七分五里小根占川通エ流入ス、

单流
一天目石川三分 辺田川三分 炭屋川三分
一雲石川三分 吉松川三分 石走川三分

邊田村

地理志

小根占

愛川 ④名 川南久之内南谷城之西之方ニ而候、
天正二年古戰場

天文元年午十月廿六日 勝久公祢寢ニ御越、翌年四月廿

四日御帰府、

古城記 祢寢氏世々傳領之地也、右近太夫重長肝付ニ同意

して 太守④とニ叛候いへとも、天正元年春、肝付か黨を離
て 太守ニ降參、依之肝付勢寄來り横尾ニ而合戰、利を
得る也、

天正二年三月下旬、肝付省釣・伊地知重興・伊東義祐引
合寄來、小祢寢城麓ニ乱入して村市を放火す、 太守喜
入季久を將として川邊之人數を差添為加勢被遣、岩戸口
ニ而相戰、敵百人余討取故ニ敵退散、季久弟圖書守忠〔本ノマ〕通、
小四郎久續戰死也、

大隅郡地誌備考 下

(中表紙)

大隅郡地誌備考 下	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">佐多 櫻島</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">大根占 田代</td> </tr> </table>	佐多 櫻島	大根占 田代
佐多 櫻島	大根占 田代		

(表紙)

大隅郡地誌備考 下	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">佐多 櫻島</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">大根占 田代</td> </tr> </table>	佐多 櫻島	大根占 田代
佐多 櫻島	大根占 田代		

- (中表紙)
- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 大根占 一 城元村 一 麓村 一 馬籠村 一 櫻島 一 横山村 一 赤生原村 一 二俣村 一 白濱村 一 湯之村 一 有村 一 黒神村 | <p>大隅郡</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 馬場村 一 川原村 一 郡村 一 赤水村 一 西道村 一 藤野村 一 高免村 一 持木村 一 脇村 | <ul style="list-style-type: none"> 一 神川村 一 伊座敷村 一 邊塚村 一 小池村 一 松浦村 一 武村 一 古里村 一 野尻村 一 瀬戸村 |
|--|--|---|
- 大隅郡地誌備考 下

〔纂考〕

大隅郡

大根占郷 往古大根占・小根占・佐多・田代等を併セ
祢寢院と云ひし事、小根占の巻に云へり、

鹿児島より東南海陸十三里にあり、丑寅大始良に接し、
卯方始良・高山の両郷に界ひ、辰の方内之浦、巳の方田
代に接し、酉戌の方ハ海上三里を隔て指宿に對す、周廻
十三里二十九町四十七間、村落三馬場村 城元
村 神川村、人員總計
三千六百十二人、戸數八百四十九、

〔祢寢氏文書〕

應永十年十一月廿九日、元久判、祢寢左馬助入道殿宛、
〔清平ノコト
也〕
大隅國下大隅郡之内自坂上、此之内除木谷村并大祢寢之
内郡本之村、為料所^⑤宛行也云々、

（本文書ハ「旧記雜録前編」二七二号文書ニ当タル）

〔全〕

應永十八年十二月十一日、久豊判、〔清平ナリ〕
祢寢殿宛、大隅國大
祢寢院之内神田名主職之事、右、為料所所宛行也云々、

（本文書ハ「旧記雜録前編」二八二号文書ニ当タル）

20〔雜抄〕

島津御莊大隅方祢寢院大祢寢内瀬筒村地頭職、為給分所
宛行也、早任先例、可領知、并先知行代地事、闕所次第
可致其沙汰之状如件、

永享五年五月十九日

富山殿

〔島津薩摩守〕
好久

（本文書ハ「旧記雜録前編」二一一四〇号文書ト同一文書ナルベシ）

〔祢寢清平傳〕

大隅國本領者、大禰寢・小祢寢・佐多・田代・邊津賀・
始良・大始良・西俣・高洲・鹿屋・百引・下大隅・大津
村・種子島半分也、

〔清平應永廿四年川辺城戦死〕

21〔旧記抄〕

大隅國大祢寢院永吉之事

右、為給分所相計也、早任先例、^⑤所領知之状如件、
應永十九年十二月五日 久豊判

富山土佐入道殿 志々目殿

大始良殿 濱田殿 横山殿

〔五人共祢寢一族也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二八九九号文書ト同一文書ナルベシ〕

22「小松氏藏」

大隅國大祢寢院之内神田名主職之事

右、為料所々宛行也、早任先例、不可有領掌相違之状如件、

應永十八年十二月十一日 久豊判

祢寢殿「清平」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二八六二号文書ト同一文書ナルベシ〕

「國史元久傳」

應永元年云々、冬十二月十五日、恕翁公使富山土佐介領大祢寢院郡本辨濟①使②職如故、
全四年丁丑云々、六月十五日、澁川滿頼賜祢寢山城守清平本領安堵状、清平久清之子也、

「國史貞久傳」

康安元年十二月五日、齡岳公使祢寢郡司權領大祢寢院永

吉・郡本地頭得分、小松氏古系圖、康安元年六月廿日清有死、子久清嗣、然則此云祢寢郡司者即久清也、但正撰系圖云、文和二年、久清受郡司職於清有、其後應安五年清有死、則是年清有未死也、然文和二年、久清已受郡司職於清有矣、則是年雖清有未死、而為祢寢郡司者乃久清也、大根占郷神之川村有地名永吉、

「全氏久傳」

永和二年十二月二十九日、齡岳公使大祢寢伊勢介領大始良次郎秀吉①旧領大祢寢院郡本村田一町園一所、蓋雅義、雅義義光之後也、祢寢義光見第一卷建仁三年注、

永和四年二月云々、二十八日、齡岳公使大祢寢雅義嗣大

祢寢院總辨濟使職領郡本村田園、如其父道日讓状、志目正兵衛
系圖、雅義父六郎左衛門尉通義、法名道日、

康曆二年庚申秋七月十四日、今川了俊使祢寢久清領本邑如故、本邑謂祢寢院、鹿屋院・下大隅等地復使久清權領大隅始良莊、久哲公与今川了俊絶、拋小松氏文書

永徳元年九月三日、今川了俊與祢寢久清祢寢北俣四村、

四村
地闕

至徳三年丙寅南朝元三年夏四月十四日、齡岳公使祢寢熊夜叉丸

嗣父職領大祢寢院總辨濟使職及郡本村、熊夜叉丸雅義之子也、中間略、冬十一月十日、齡岳公以富山土佐為大隅大

祢寢郡本領家職、志目正兵衛系圖、大祢寢伊勢介雅義弟曰富山土佐介義勝、此云富山土佐疑即義勝、

『此至徳三年ヨリ二十六年ヲ経テ應永十九年ニ至リ、島

津久豊大祢寢院永吉ヲ富山土佐入道外四名ニ與フル文

書前ニ載ス、疑クハ亦同人カ』

〔國史元久傳〕

康應元年己巳冬十月、惣翁公使富山土佐介領知覽院水田

〔頭注〕參照ノ為抄ス
五町、

〔國史久豊記中〕

應永廿三年九月九日、大岳公使祢寢清平領大祢寢院先知

行瀬筒村、

〔全忠國記中〕

享徳二年七月十二日、公使祢寢重清領祢寢如故、

〔名勝考〕

祢寢郷和名鈔○印本寢作覆、誤写也、今分て大根占・小根占の兩郷とす、

府南十七里内十二里海上

永享五年五月、島津御庄大隅方祢寢院大祢寢内瀬筒村地頭職云々、好久と見えたり、大祢寢の名亦尚し、

○鎌倉実記曰、長田次郎致將ハ忠致か次男、実父ハ千葉

介常置か三男也、長田此を養子とす、長田庄司か壹岐守

たりし時、壹岐國に下して唐種ウラタネといふ妻を娶て得させ、

家景日記を譲られ、勇猛勝れたる者也、薩摩根地目サツマネジメに引

籠て、大隅前司宗乗ムネノリか領せし種子島を討取て、大湾・廈門カモイワシを侵すこと度々にて、龍宮とやらん中山王の國を望ミ、

此比都には木曾冠者義仲平家に入替て將軍号を免されたりと聞て、急に渠を方人に取て憤を休めんと思ひ立、日

向國高千穂の神人カミヒト大君オホキミ益を都に登せて木曾の許へ申送りけるは、合力をなし玉ハ、吳國の船を攻、奪取て中

國に繋ぎ、関東の者共か鎌倉兵衛佐を守り立んと催し西

國に向んときに、不意に討敗んこと安かるへし、父長田

國に繋ぎ、関東の者共か鎌倉兵衛佐を守り立んと催し西

國に向んときに、不意に討敗んこと安かるへし、父長田

は八平氏の中にてハ秀ヒデナリたる家にて候、先年千葉か軍の時
 関東を退きし也、然るに為義に頼まれ義朝に随ひ、鎌田
 政清を諍とする、平家清盛ハ一門たれハ時節を計ふ所、
 保元・平治の合戦に源氏の人々多く亡ひ、義朝力なく尾
 張へ逃下り、昔の好なれハとて父忠致を頼る、忠致御
 宿ハ申たれと、快く行末の主君と仰くへき志ハ不通にな
 し、其故ハ君命重しといへとも、現在の親を殺して高名
 とおもふ不道人なれハ、兎角天命に尽き、一門郎従散々
 に成て立寄方なきとて頼ミ来り玉ふ、謂イヒ甲斐ヒなしを介抱
 して平家に悪まれんこと愚なり、他の手にハ掛ツケまゐらせ
 すと、終に首取て六波羅に遣す、此有様を無情といひ、
 不義不忠の奴ヤツゴとして口々に悪むハ何事そや、千葉介常重か
 祖忠常ハ源頼信に責られ、其子中村太郎忠持は千葉合戦
 の時頼義と組て討とられぬ、又我為にハかた／＼恨有る
 敵也、呉賊の舟を奪ひ取り數十艘を以て襲ふならば、仮
 令平家中國の加勢を憑ミ船軍鍊磨ありとも、楯つくほと
 の勢力あるへからず、まして関東より何萬騎の大將「ナリマ、」にて
 向ふとも、海上の軍ハ猛獸の海を渡る如くなるへし、し
 からハ平家をも関東勢も両ながら討つぶしなん、能く計

ひ給へといふ、木曾ハ頼朝と不和となり、東西の敵に夾
 れて物案カし貌カなる折節なれハ大に悦ひ、藤沢太郎左衛門
木曾忠藏弟ナリなりを高千穂の神人に添て、礼儀を述ん為に薩摩へ下
 されける、此舟風悪くして豊後の府内に漂ひ數日有ける
 を、別府五郎惟親といふ緒方か郎等に見付られ搦取る、
 致持ハ夢にも知らず木曾か返詞を待けるか、肥後八代に
 唐船を廻し商を望む所に、八代五郎種元賊船と心得て陸
 へ揚りて糺明する、舟中に致持か家子ありて白状す、種
 元荷物を奪ひ取り、船を磯際にて焼捨たり、壽永二年十
 一月廿五日の事也、高千穂の神人木藤か臣藤沢太郎左衛
 門か命を乞て薩摩の致持か方へ遣すと云々、この薩摩とあ
 るハ皆大隅の
祢寢の事也、因て當時この邊の形勢を著んか為に鈔録す、小林氏の祖も
 爰に匿居て祢寢を稱しけるか如き、遁逃の測數たるをも觀るへ
 きな
 「地理志」
 大根占
 惣廻拾三里貳拾九丁四拾七間、○根占五ヶ所トハ大根占・
 小根占・佐多・田代・邊津賀也、○上古根占三郎成盛守
 之、建久ノ比、根占掃部次郎藤原義明守之、

祢寢氏元祖沙弥行西清重、依北条遠江守時政執奏、建仁三年七月三日、將軍家頼家公賜御下文、下向當地、其以前菱刈重延領之、依之祢寢代々領之、

23 嶋津家藏書

息女公領

隅州之内大根しめ村

高貳千七百三拾九石壹斗四升

已上

右役なし之地進申候、抑幼少より多年之在京、堪苦身之段、併當家之奉公何事如之に、然上ハ、いかやう之儀雖有之、右知行無吳儀かくこ可被成儀尤候、向後相違有間敷候、仍状如件、

慶長五年霜月七日

龍伯在判

(本文書ハ「旧記雜録後編」三二二七六号文書ト同一文書ナルベシ)

「纂考」

高城川村神之 今俗神之川城といふ、元暦年中、祢寢五郎太夫藤原義光居城なり、舊史を按するに、文治・建久の頃、

祢寢小太郎義明大隅國人にて大始良を領す、大始良ハ祢寢と境を接す大職冠鎌足公の後裔にして、父を四郎太夫義兼といふ、初日向國欲肥南俣の郡司なり、祢寢或ハ富山を以て家號とす、義兼壽永二年癸卯六月十一日北陸道篠原合戦に戦死す、二代祢寢小太郎義朝、明カ三代掃部介義宗、四代掃部介清義等なり、其子孫大始良の辨濟使にて、其族餘多に分れ、富山・大始良・横山・宍目等を分領し、各地名を以て家號とす、義光ハ義兼か同族なるへし、又田代甚右衛門家藏の文書に、伊豆守平時盛鎌倉殿に見參し、文書に年号を脱大隅國祢寢院を賜ひ、即知行せしめ、祢寢院城下に建部神社を勸請し、姓を改め野上田伊豫坊建部時盛と名乗しよし見ゆ、伊豫坊時盛ハ舊記に祢寢院佐多の城主とあり、是に據れハ、當時祢寢・野上田の両氏祢寢院の内北俣・南俣の両院を分領せしなるへし、小松氏家譜にハ、建仁三年癸亥七月、鎌倉征夷將軍頼家平清重を以て大隅國祢寢院南俣の地頭職とし、建永二年、鎌倉を發し祢寢院に下り、後に建部氏智となる、時に天下の大政源氏に歸す、故に清重忌諱を避て父祖の姓を稱せず、舅氏建部清房ツカか姓を冒して建部清重と號すとあり、後に清重祢寢

院を一統して義光か子孫に至り大始良に移り、又此地をも肝付氏に併せらる、此事小根占の巻に云るか如し、祢寢院建部氏領地となりし後、其臣鳥濱某城主と舊記に見ゆ、文祿四年、建部氏吉利に移り、其後家號を小松と改む、此事小根占の巻に詳なり、

〔國史光久傳〕

寛文九年己酉春二月云々、郡奉行菱刈重敦穿渠引川水以溉大根占高印之田、起工於申良院新渠成之明年、掘根占新溝記至是五年、三月二十一日、公賜汾陽光東・菱刈重敦腰刀各一、賞新田功也、

全十二年六月云々、初菱刈重敦於大根占鑿渠、事見上九年、六年未成、公命伊東了右衛門祐良・古後七郎右衛門秋安助之、又二年、至是而畢、前後用工凡八年、掘根占新溝記、

〔地頭系圖〕

大隅郡

大根占

桂太郎兵衛忠増 初外記 寛永十四死去、

國分十右衛門友知

和田讚岐正貞カ 慶・元・寛ノ比、

本田休左衛門親宣入道景黄 御納戸奉行・吟味役、承應三九月定、

土持平左衛門綱辰 或平右衛門トモ、寛文七年二月三日ヨリ定、

祢寢八郎右衛門 寛文九五月五日定、

町田式部 貞享元年九月、天和元冬ヨリ貞享二ノ冬迄、

島津大藏久明 久始、虎之丞、式部ト云、貞享元十月一日、貞享二ノ冬ヨリトモ、元祿六年十月十五日迄、

新納五郎右衛門久致 後治部 舍人、元祿十年正月二十五日定、元祿十一年三月ヨリ寶永二年十月三日迄、
リトモ、是カヨリ寶永二年十月三日迄、

町田孫七 或ハ右衛門トモ、寶永三年戊正月二十七日、或寶永二年十月リ正徳五年未九月二十七日迄、

島津大藏久春

〔地理纂考〕

若宮神社神之川村 祭祀十一月初申日、當村高城の跡にあり、祭神詳ならず、神鏡一面、木像衣冠の木像一體、高三寸五分、夾侍木像二體、各高七寸許、一體を安置す、社記に言く、往古當郷高城の城主從四位日向守祢寢五郎太夫藤原義光、元暦二年、當社を建立して神鏡を安置す、木像ハ義光か長男義良父の形貌を摸ツツして彫刻し、一刀三禮の作なりといへり、夾侍の二體ハ、知るへからず、

〔纂考〕

諏方上下神社川神之川村 奉祀例の如し、當村鳥濱水田の内林叢の中にあり、神鏡二面、諏方と誌す、例祭七月二十八日なり、社傳に、

嘉應元年丑二月、神之川諏方原に創建す、同二年庚寅七月、大風雨にて洪水横流し海上に流る、されと社殿・神像共に損することなく鳥濱に漂ひ著ける故に、其地に造立せしといふ、鳥濱ハ即今の社地なり、

奉納諸品

鍔弓 鍔箭 黒漆箭一 以上三品祢寢五郎太夫藤原義光寄進なり、

フチウヘ淵上神社神之川村 奉祀及び建立の年月詳ならず、祭祀九月廿九日なり、神鏡一面を安ず、鏡背に、文明十年十一月吉日坐主律主長繁寄進の旨を誌せり、社地南ハ神之川に臨ミ、西北ハ水田にて、林叢の中にあり、

〔纂考〕

柴山神社神之川村 天正二年正月、肝付か兵来侵す、喜入忠通及び小根占東漸寺住僧此地にて戦死す、戰場次に載す、因て其靈を此所に崇む、社地に石塔あり、

川上神社馬場 祭神及び創建の年月詳ならず、衣冠の木像、四體を安す、

祭祀正月元日・二月初卯日・九月九日・十一月初卯日なり、當郷の總鎮守にて、天正十二年丙戌十二月建部重堅・同重虎小松氏の祖、再建の棟札あり、今の社殿ハ鳥津家久の夫人祈願ありて改建せしといへり、祭日にハ種々の神舞を行ふ、社地四段はかりありて樹木生茂り、前ハ水田なり、

社山の未申の角に小き山あり、土人鰻山と號す、又社前に川ありて御手洗川と名付く、幅一間三尺許、深二三尺にて、此川鰻・鮒の二魚甚多し、此二魚當社の使屬なり

とて是を取る事を堅く禁したり、参詣の人川に近付ハ足音を聞て各出つ、鰻ハ回り一尺餘、長四尺許、鮒ハ經り六七寸、長三四尺の者多し、干魚の類を餌にして是を釣るに容易く釣上く、かくて程なく川に放つ、故に能馴て更に人を恐れず、此二魚死したる時ハ彼鰻山に葬り、神前に幣帛を備へ神樂を奏す、是古来よりの例式なりとぞ、

寶劍一口無銘、長二尺二寸、 木牛一頭 此二品往古より社内に納む、支社 祖母宮 母上宮 稻荷社 稻妻神社 各

衣冠木像、以上四社稻荷の外祭神詳ならず、神石一双 伊勢両宮 立石 霧嶋神社 五重石 枚聞神社

〔名勝志〕

川上神社 假屋之村假屋之村ハ里俗に城元村といふといへりに鎮座、地頭假屋屋村の辰巳方凡拾貳町餘、祭神詳かならず、例祭二月初卯・七月七日・九月九日・十一月初卯、大根占邑の総鎮守にして、鮒を禁ず、

〔纂考〕

旗山神社馬場村

祭神二坐

寶殿に厨子ツシ二基ありて、土俗一を旗山神社、一を狩長神社カリナカと號す、祭神詳ならず、俱に祭祀正月元日・二月初申日・三月三日・五月五日・九月九日・十一月初申日なり、社邊竹林二ヶ所ありて、一山ハ五段許、一山ハ五段五畝許なり、其竹性甚堅勁にて、古來國主の旗竿に用ふ、故に旗竿山と號す、鹿兒島兵道家野村氏傳記を按るに、往昔島津忠國肥前國志目岐岳シメキケより是を得て此山に移植し、旗山神社を建立して世々旗竿山に定む、島津義弘朝鮮の役に當社に誓願ありて、野村美作良綱に命し此山の竹を堀取らしめ旗竿に用ふ、是より佳例となりて、旗竿ハい

つも野村氏に命し此山より堀取らしむ、其法種々の式ありとそ、

○神木 神社の前に在り、大樟二株にて、古来より神木と稱す、一株ハ廻り九尋、一株ハ十尋餘なり、毎歳二月初申日を以て祭日とす、旗竿を堀りし時、此木に立掛て祈禱の式ありとそ、 奉納 眉尖刀ナキナツク一振 大金幣二

〔名勝志〕

旗山大明神 假屋之村の内池田といふ所に鎮座す、地頭假屋を距ること卯辰方貳里三拾町餘、祭神二座、大戸道尊、大戸間邊尊を祭るといひ傳ふ、又猿田彦命を祭れりともいふ、詳かならず、勸請年歴及び由縁傳ハらず、社邊の山中竹おほし、旗竿に用ひて其性強し、松齡公朝鮮の役に用ひ給へる旗竿ハこの山の竹もて製し給ひしより佳例となりて、今に旗竿の材は此山より出るといふ、

〔纂考〕

八幡神社馬場村 正嘉二年戊午八月、山城國岩清水正八幡を勸請すといふ、

「地理纂考」

神之川神ノ川 水源ハ剝石山ハケイシヤキ其外諸所の溪水會し、東より西へ流れ、神の川村にて海に入る、此所佐多・田代・小根占等への大道にて舟渡りなり、冬ハ橋梁を作る、川濶三十四間、深三尺許ありて、満潮の時ハ中船出入す、下大隅シモオホ第一の大河なり、

剝石崎ハケイシヤキ 當郷の地群峰襲重して田代・高山・始良・内之浦等諸郷の衆山に連れり、當郷の中にて最高きハ此山にて、土人の獵所とす、當郷後ハ山林に倚り、前ハ海に臨ミ、山海共に漁獵の利あり、

「纂考」

川路瀑布カハチノタケ 神の川の上流にて、水源剝石山より出つ、高さ十一間餘、濶さ五間はかりなり、

喜入圖書忠通墓喜入ノマタ 舊天松院址マタにあり、天正二年正月、肝付か兵小根占富田城を襲ふ、忠通戦死す、因て此地に葬る、事ハ小根占の巻に出たり、

物産

- 藥品 茯苓 芍藥 柴胡
- 蔬菜 香蕈シロタケ 丁草マヒタケ 石花菜アトノリ
- 竹木 樟クス 櫛カシ 蚊母樹ユネス 樺カヤ 羅漢松ヒトツツバ 椎 銀杏 苦竹
- 江南竹
- 飛禽 雉 山鷄 鶉
- 走獸 野猪 鹿 兔
- 鱗介 棘鬣魚トサビ 方頭魚カブツナ 鱧ブリ 赤白二種 金線魚イトヨリ 黃穢魚アマクシ 鱸スズキ
- 鮫アチ 鯖サバ 松魚カツヲ 鯨ムル 鱒ニヒ 烏賊 章魚

「地理課川調帳」

幹流 一神ノ川 神ノ川村

水源 ●重嶽 ●岩尾ノ尾 ●小峯中尾 ●前川内 ●ユツリハ 五川流合、
●鷹取 ●中嶽尾 ●前田 ●半下名 ●白峯神社
一里ニシテ ○池田 ○王領寺村 ○笹原 ○毛下 ○五神社
ヲ經テ神ノ川村ヲ通、合里程三里五分ヲ經テ大根占海

エ流入ス、
其支 一●字尾下 小谷川三ツ里程七分ツ、川通エ入、同村
一折釘川四分 陣ノ尾川四分
一宿利原川四分 横尾川三ツ流合ニ里三分經、同、同村

同
城本川

城本村

戸數四百十四、

水源○野間七山 ヨリ二川圓、○川上神社村中ヲ 上ノ濱海ニ流

入、

〔地理志〕

大根占

〔田代氏系圖〕
清盛六世孫

時盛

野上田伊与房 下當國百引知行、改源氏号建部、

24 (本文書八二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

兼盛

道清

号田代二郎、彦太郎 肥前守 從此代仕守

護、野峯崎・串良院知行、

妙覚律師高清弟
祢寢氏元祖沙弥行西清重、依北修遠江守時政執奏、將
軍頼家公賜御下文下向當地も、其以前菱刈重延領之、

以久

清久

八郎 肥前守

八郎 刑部少輔

高隈知行、

肥前守

同郡

田代郷

久助

〔應永十七年田代ヲ給ハル〕

清定

〔永享七年田代一圓ヲ領ス〕

宗次郎 刑部少輔

彦太郎 肥前守

肥前守

鹿兒島縣廳より辰巳海陸十六里、東内之浦、南佐多に接し、未申小根占、西大根占、北始良に接す、周廻十一里十七町十間餘、村落二川原村、麓村、人員總計千六百六十五人、

〔纂考〕

清光

助七 刑部少輔

〔古城主由來記〕

一 田代城 田代次郎兼盛 忠久公之時より令居城、其元

伊豫坊時盛次男也、田代郷代之知行す、二代彦太郎肥

前守道清⑧野峯ヶ崎并串良知行して法光寺建立す、旧記ニ

あり、三代肥前守以久、高隈知行す、四代刑部少輔肥

前守清久、五代宗次郎刑部少輔久輔法名黙良、此人守

護元久公名代にて三ヶ國大將と成て探題に参上す、應

永年間、薩摩國川邊合戦に行年三拾五歳にて討死す、

六代彦太郎肥前守清定、七代刑部少輔清元、八代新左

衛門経清⑨至、九代備後守清親、此嫡流田代甚助、

〔纂考〕

勝尾城 麓村 本丸・二ノ丸・三ノ丸・西ノ丸・出丸等の跡
存す、島津忠久の頃より田代次郎兼盛か所領なり、兼盛

ハ伊豫坊時盛佐多の領主なり佐多の巻に詳也次男にて、兼盛以來代々承襲
す、建治二年石築地の賦帳に田代十町御家人七郎助友と
あり、田代氏の後なるへし、應永中祢寢清平田代を併せ
し事舊記に見ゆ、同十七年三月、島津元久田代氏第五世
刑部久助一に久輔に作るに田代を與ふ、本領なるに依てなり、其
後祢寢氏又是を併領す、

原田城 同村 同所にあり、本丸・二ノ丸の跡残り、應永
中、田代刑部久助居城なりしと云ふ、

25〔田代氏蔵書〕

讓与

大隅國田代内宗次郎讓村之山野界事

一所 遊喜田村東限塩井河遠目か塚、西限紫立大道、南限岩崎高尾、北限永谷堺、水田此内あり、東限しほ井河、西限岩崎村、南限小迫田、北限遊喜田堺尾、水田此内あり、

一所 土橋村東限中齒水田⑩山下二反、南限前溝、西限小齒後水田藥師堂前赤崎田三反、北限永谷河下湯谷

一所 原村東限中齒水田⑩山下二反、南限前溝、西限小齒後水田藥師堂前赤崎田三反、北限永谷河下湯谷

一所 有里小野村東限高木場、西限渡谷、南限廣渡瀬、北限大立山、

一所 山野 こかうち たかこは あらさへ

自作分一所 大坪七反 古河二反

山野

此三ヶ所者一所ニあり、東限かふり石、西限有里小野

堺、

南限谷下、北限はけ石の堺の尾、此旨を存知して可知

行状如件、

應永五年十二月廿五日

〔田代氏〕

刑部少輔建部清久判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六〇五号文書ト同一文書ナルベシ〕

26〔全〕

大隅國田代村四方堺之事

東限 肝付内きしらのしら谷、

南限 花瀬河くたり、下なハせ宮原知行をさかふ、

西限 野か嶺のさかい、さるかきのをくたりかりくら、

北限 はけ石がなくその谷ほとけさかの尾たち白石の尾

の上をかきる、

此之旨お存知して可知行之状如件、

應永五年十二月廿五日 刑部少輔清久

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六〇六号文書ト同一文書ナルベシ〕

27〔全〕

「讓与

〔久助〕

大隅國田代内宗次郎讓村ノ山野堺事

一所 遊喜田村東限塩井河遠目か塚、西限柴立大道、南限岩崎高尾、北限永谷堺、水田此内あり、

一所 土橋村東限しほ井河、西限岩崎村、南限小迫田、北限遊喜田堺尾、水田此内あり、

一所 原村東限中蘭水田小山下二反、南限前溝、西限小蘭後水田赤崎田三反、北限永谷河下湯谷をさかふ、

一所 有里小野村東限高木場、西限渡谷、南限廣渡瀬、北限大立山、

一所 山野久留流平東限かふり石、西限有里小野境、こかうち、たかこは、あらさへ、此三ヶ所者一所ニあり、南限谷下、北限はけ石の堺の尾、

自作分

一所 大坪七反 古河二反 東門田二反

一所 南蘭彦四郎屋敷、宗次郎所讓渡也、

於此所成違乱煩輩者、不可爲清久子孫之状如件、

應永五年十二月廿五日 刑部少輔建部清久判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六〇七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔「ハ東京大学史料編纂所蔵「旧記雜録」ノ注ニヨリ補フ〕

28〔全〕

島津御庄大隅方田代村事、依為本領所宛行也、早任先例、

可被領知狀如件、

『元久ノコト』

應永十七年三月廿一日

玄忠判

田代宗次郎殿『刑部少輔久助ノコトナルヘシ』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七九号文書ト同一文書ナルベシ)

29「全」

島津御庄大隅方田代村一圓并佐多内川口三栗事、依為本領所宛行也、早任先例、不可有相違領知狀如件、

永享七年六月九日

好久『守護代薩戸守用久ノコト』

田代肥前守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一七号文書ト同一文書ナルベシ)

「地理志」

※上田壘御飯屋ヨリ 應永五年比ヨリ田代宗次郎久助以來代

々領之、同十七年三月、從元久公為久助本領地拜領之、

元龜三年比、祢寢重長領知ニテ、重長守護方へ降伏ノ後

為公領、

※(頭注)

「原田城ヲ云カ、糾スヘシ」

應永ノ比、祢寢清平領之、三所權現棟札ニ、永祿八年十

月大旦那建部重長トアリ、此頃ヨリ祢寢領タルコト明ケ

シ、祢寢領ノ時、野間武藏地頭也、清平本領者、大祢寢・

小祢寢・佐多・田代・邊津賀・始良・大始良・西俣・高

洲・鹿屋・百引・下大隅・大津村・種子島半分也ト自系

ニアリ、

30「田代氏藏」

讓与

大隅國田代内水田藪狩藏

一所 東門田二反

一所 南藪彦四郎屋敷

一所 久留諏平宗次郎所讓渡也、於此所成違乱煩輩者、

不可為清久子孫之狀如件、

『田代氏』

應永六年癸卯三月十四日 清久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六一八号文書ト同一文書ナルベシ)

31「全」

大隅國田代村内當知行分事、雖為縱天役、別而所令停止

万雜公事以下也、仍爲後證狀如件、

應永十八年三月廿三日 (元久) 玄忠判

田代宗次郎殿

(本文書ハ、田記雜錄前編二八、四号文書下同、文書ナルベシ)

32「全」

以前田代村免許狀遣候、又依今度之忠節領知所、天役万雜公事并追捕之事所相除也、仍爲後日狀如件、

應永廿年四月二日

(元久) 玄忠判

田代殿

(本文書ハ、田記雜錄前編二九〇六号文書下同、文書ナルベシ)

「國史元久記」

應永十七年三月廿一日、公使田代宗次郎領大隅州田代村、

田代清久子曰肥前守久助、初称宗次郎、此云宗次郎蓋久助也、

「地頭系圖」

大隅郡

田代

野間武藏守 應永ノ比、祿寢領地之時地頭也、

町田甚兵衛久時 初久守 三郎五郎 慶長十九年九月ヨリ、

町田休右衛門久延 久時ノ子也、初新左衛門

堀四郎左衛門興延 入道宗勲 吟味役・御使役、寛永二十年ヨリ、

新納縫殿

岩切嘉左衛門 萬治三年九月二十九日ヨリ定、

堀四郎左衛門 興延ノ子ニテ二代アルカ、

渋谷周防重賢 地頭二代アルカ
監物トモアリ、吟味役・御納戸奉行、寛文二年五月十七日ヨリ定

鎌田太郎右衛門政榮 監物政貞之子、初大炊助 御使役、寛文七年二月三日ヨリ定、

野津弥五左衛門 寛文八年甲二月一日ヨリ定、

大野源右衛門久明 寛文八年九月十日ヨリ定、

是枝重右衛門快安 次郎左衛門トモ云、寛文九年六月八日ヨリ定、

村田五郎左衛門經貞 太右衛門秀經養子、實新納右衛門三男也、
御勘定奉行・奏者番、田代・敷根地頭、延寶二年二月ヨリ定、

野村才右衛門昌綱 延寶七年正月二十七日ヨリ、

新納主税久品 天和三年亥二月十八日ヨリ 自系天和元年或二年ヨリトモ 元禄三迄、

島津主計忠雄 後帶刀 仲林、元禄六年十二月十九日ヨリ 或三年、
一月十六日同十二年春迄、
ヨリトモ

比志島善八 元禄十二年卯五月九日ヨリ、

「地理纂考」

花瀬神社川原村 棧敷サンシキの跡より川下二町餘、東岸に華表ありて花瀬三所◎權現〔神社〕の扁額を掲ぐ、石階十間餘を登れハ茅茸チヂミの小社あり、即花瀬神社なり、衣冠の木像三體、神鏡一面を安す、一體ハ茸不合尊、二體ハ祭神詳ならず、祭祀三月三日なり、元祿十年丁丑晩冬吉辰造立と記したる棟札を納む、又社地の前左右に両小社あり、水天を祭る、石像各四体・神鏡各二面を安す、又華表の側に溪水ありて花瀬川に入る、大藤川と名つく、川幅五六間、水底花瀬と等しく天然の瑩石イシシタなり、水源小根占京の峰より出つ、花瀬ハ往古より其名ありて、應永五年領主田代刑部清久田代村の界を記せる舊記に花瀬川の名見えたり、此川若花洛の邊なりせは四方の人賞遊すへきを、邊陲の日なるハいと口惜し、

「名勝考」

花瀬三所權現東方に在り、奉祀熊野大神、木像三座

この花瀬川に研石ネリシを産す、其質瑩黒、清瀧の石シタに亞へし、

「纂考」

鶺鴒ウツト神社川原村 奉祀鶺鴒草茸不合尊、鶺鴒の窟中に在り、神鏡三面を安す、創建年月及外に祭神二體詳かならず、神社より一間許左の側に塚あり、高さ三尺二寸許、小石を積立膠土カマツチにて堅めたるか如し、其下に圓き臺坐ありて周圍九尺許、同しく膠土にて堅めたるか如し、土人神代の陵ミヤなりと云ふ、洞口の下流に徑り三尺許の穴あり、深さ測るへからず、土人水虎カマツハの住居なりと云ふ、窟イハヤのあたりに時として石を積立たることありとそ、是水虎の所為にて土俗鶺鴒神社の使屬なりと云ふ、洞中の上にも穴ありて蝙蝠カハネリ夥し、是も神の使屬にて、不淨の人參詣する時は群飛して其頭を蹴ると云ふ、洞中ミヤ都て黄土にして、中に雲母キツの如き者雜りて明彩ツツヤをなせり、參詣する時ハ河腹カハナカの石頭を五六間跳涉りて洞口に至る、洞中白日といへとも暗夜の如くなれハ人皆恐懼オソソレ、同行なくしては至る者稀なり、又當社靈驗著く、祈禳必す靈應ありとて、土人尊敬する事世の常ならず、土人茸不合尊の養老の地なりと云ふ、社司の家に由緒を記せる一卷ありしを、往古雨漏アメホリの為に朽損せしとそ、祭日十一月中卯の日なり、

〔纂考〕

近戸宮チカドミヤ川原村

奉祀 鷓鴣草葺不合尊

鷓鴣窟より未申の方一町許、鷓鴣川と花瀬川との間にあり、此宮又鷓鴣戸神社とも号す、神鏡三面を安す、一鏡の背に數字あれと、近戸宮の三字幽に存明ならず。神社の四邊樹木繁茂せり、鷓鴣窟ハ其地幽邃にして土人恐れ浪に至らず、故に遙拜の爲に此所に一社を建立すと云ふ、社傳に、當社ハ衿寢重武軍中の祈願に因て創建せしと云り、例祭三月三日・十一月中卯の日なり、

北尾神社キタツツ麓村 祭神詳ならず、古來田代の宗社とす、土人

北尾六所權現と稱せり、元禄六癸酉年島津綱貴代に官より祠殿を改建し白銀喜捨せし事棟札に見えたり、往古ハ

當郷北尾舊ハ御在所と稱し今ハ舊宮所と云ふと云所の野岡にありて、今に其遺

跡存せり、遷坐の年月傳ハらず、正祭二月初卯日・九月九日なり、

○聖神社 本社ウツの右側にあり、木像男女二體を安置す、其背に延寶九年良雲作と銘あり、由緒詳ならず、

〔名勝志〕

北尾大權現 麓村に鎮座、麓村ハ、高辻帳衿寢郷大彌田村を里俗頭飯屋を置麓なるに由りなり、川原ハ大川流る、ゆへ、地頭飯屋の卯へとかや、大彌田村は上古の田代村のことなるへし、方六町拾五間余、當社ハ本邑の崇廟、祭神詳かならず、例祭二月初卯・九月九日・霜月初卯、由緒傳ハらず、

〔纂考〕

荒西嶽アラニシ 田代の地たるや群山衆峰四合して平地少し、其連峰の中に此嶽最高し、絶頂に大なる平石あり、鷹取タカトリと名く、土俗に天狗の栖所スミカと云へり、此外山中高山多し、内之浦・大根古・始良等の衆山に接連して、猪鹿殊イノシカに多く土人獵所とす、

〔纂考〕

花瀬川ハナセ川原村 水源當郷の東赤木アサキ牟禮ムレ・六郎館嶽・重嶽等の深山より出て、東より西へ流る、川幅三十間餘、長八町許の間平坦にして、水底滑汰ナメリの一連石なり、處々に微鱗ヒありて其形容龜甲カメに似て、人巧をもて整ツクミたるか如し、水なき處も又然り、清流石上に平鋪して、淺きに至りて

ハ深さ一二寸に盈たす、或ハ亀甲の形に流れ、其水相激して細コボクに文アヤをなし、花の流るゝか如し、故に花瀬ハナセと稱す、其清幽なる事言語に述へからず、兩岸ハ青山相連て險峻ならず、櫻楓枝を交へ、あるは樹頭に紫藤纏ツひ、岸上に躑躅ツツ連生し、花の時ハ清浅の流れに映して水底に錦繡を列ねたるか如く、春秋は更なり、四季絶景なり、上巳にハ往古よりの習俗にて、土人ハ更なり、隣郷迄も酒榼を携へ来て群遊し、其外四時共に遊觀の徒絶る事なし、寶曆元年辛未十一月、國主島津重年巡視の時遊覽ありて、今に棧敷サシキの跡川に臨めり、

「名勝志」

花瀬川 川原村にあり、地頭假屋を距ること辰巳方壹里余、其源は邑の山中にして、北より南に流る川なり、其横三拾間餘、兩岸野岡にて石なし、雜木繁り古藤まとい、稀に躑躅もあり、春花秋葉の詠め廣々たる一流の滑り石甃シのことにくにして、見渡したる流七町五拾六間常に水少ふして浅し、深きこと尺餘に過す、或ハ三四尺、或ハ七八尺を過て纒かなる瀬あり、漣たつこと白花に似たり、

故に花瀬といふ、寛延中、邦君圓徳公巡視し給ひて一日此川に遊觀し給ふ、御茶屋の跡あり、此所川横、式拾八間、流に隨ひ貳町余をくたれハ、東岸に華表あり、花瀬三所權現六字の額を掲、石階拾間余をのほれハ茅屋あり、即權現の社なり、衣冠の木像三軀を安置、祭神詳かならず、例祭三月三日、元禄十年丁丑晩冬吉辰造立と記たる棟札を納む、華表の左に一流の川あり、川横凡、五六間、小根占・田代の境より出、これまた滑かなり、両河相合て水勢増し漣少し、壹里半許りを流れ、小根占川南村の境にて大瀧となる、按するに、田代の領主田代刑部少輔清久、應永五年壬寅十二月二十五日田代村の堺の事を記せる文に、花瀬川の名見え侍れは、むかしより花瀬の名あることしられたり、是等の美くしき山川ありても世の名所に漏しぬること、都に遠き西の海路、唐の倭の哥たにも傳はらねハ、た、埋れ木の花瀬川、水くきの跡も残り侍らさることいと浅まし、權現社の柱に小森一山一首を書付侍りき、

波

鹿兒島

鼠六

岩川や冬の浅きにむら村雨⑧時

「名勝考」

花瀬川府南十
八里

川源ハ同郷の山中より出つ、川の濶ワカ三十間、南に流る、長七町五十六間、一面石壇なり、河水の深寸ミチに盈ミす、滑汰にして、或ハ三四尺或ハ七八尺の間纔セなる瀬湍ハあるに水流當りて、清漣サトメ文を成こと花の開るに依サモ稀ニたり、故に花瀬の名あり、左右に岸芷汀蘭佳木茂樹あり、三春の月映山紅最盛にして、花紅と白波と互に相照せは、正見桃花の流依然として錦江の色をなす、

小森一山よめる

茂りあふ藤やつ、しの花瀬川咲ときいかにミつのしら

波

或曰、この兩岸の躑躅ツツジ・紫藤フキむかしハ最多かりしを、花の時おちこち人の群ムラ至て茶烟の料を徒に請カひ求るに、うるさしとして土人等花木を剪キぎハむしとそ、都會の地チにしあらハ茶店酒肆を開カきて大なる利カを得つへきを、こゝろなく物せる山人のしわざなめり、

「纂考」

麓川川原 水源ハ荒西嶽より出つ、下流小梅枝川・後谷川・河原川等の三川相會す、次なる小川の瀑布の上流なり、

小花瀬川原 花瀬より上流一里半許にあり、流れ二町、横

十四五間、一面平坦にして滑りたり、其形状花瀬に似て少さし、故に小花瀬と名つく、

「纂考」

鍋瀑布川原 花瀬川より上流四五町にあり、其瀑高さ五六間、横十間許、瀑水五重に注ツき落つ、高さ各一間餘なり、其景容奇にして愛すへし、

小川瀑布川原 花瀬川・麓川等の末流なり、高さ二十五六間、横幅五間、瀑潭タマ深さ三十三尋なりと云へり、左右ハ

絶壁直立して草木生せず、左右屏風を立たるか如し、其南の岸を戸崎トサキと名つけ、人家數字ありて此所より眼下に望む、寶曆元年未十一月島津重年遊觀ありし棧敷の跡今猶存せり、

鵜戸窟川原 鵜戸山の山下に洞窟ありて北に向ひ、深さ十三間、横十五間、高さ三間許なり、中央は高く、左右ハ低して屋形なり、巖窟の側に瀑水瀉ユき落つ、鵜戸の瀑と

号す、此水源同所鎌岳、高き五六間、横幅四五間にて、飛水窟口の半を遮り、瀑の左右ハ大樹繁茂せり、又瀑の下ハ都て滑汰石にて、流水岩の罅際を行く、下流を鵜戸川と云ふ、此川下流二町許にて、窟中に鵜戸神社あり、

「地理課川調帳」

川北
※一田代川

麓村

水源同村ノ内 ●鷹取 ●折小野 ●原田 ●牧原 ●蛭蛇神社 ●權木
●遠見塚 ●山ノ口 ●五社 ●立神 ●古城 ●小梅枝
○長谷川内 ○湯ノ谷 ○麓
○長谷 ○水田
ヲ經、○小川ニ於テ一里九分小根占

川通エ入、

但花瀬ヨリ小川字迄石沢川・白ヶ嶽川
二川銘々里程五分ツ、同川通エ入、

※(頭注)

「小根占郷小根川支川」

「纂考」

物産

器用 紙諸種 山茶實油

藥品 茯苓 枳殼 縮砂仁 栝婁實 柴胡 鬚人參

芍藥 山梔子

蔬菜 香蕈 丁草 天花菰 續草

菓實 柿 梨 栗 楊梅 銀杏 椎實

花卉 仙人脂甲蘭 石解 松葉蘭

樹木 榲 椏 椏 蚊母樹 樟 桐 榲 黃楊 甘櫨

櫨 羅漢松

飛禽 山鷄 鶉 鶉 鷓鴣 山中に甚多し、此鳥

婦人血症の病を治するに神効ありといふ、

走獸 鹿 野猪 猿 獺

「地理志」

田代

國初田代次郎兼盛住于茲、伊与房時盛二男也、

花瀬 麓の南拾丁計にて候、

しけりおふ藤やつ、しの花瀬川

咲社いかに水のしら浪

小森一山

「纂考」

同郡

佐多郷

鹿兒島縣廳より東南海陸十八里餘、卯方内之浦に隣り、戌亥田代に接し、北小根占に界ひ、西方海に對す、周廻二十四里、村落四伊坐敷村 郡村、馬籠村 邊塚村、人員總計四千四百二十三人、戸數九百七十八、

北極出地度數 國人五代秀堯曰、當郷ハ大隅國の邊極にて、其地南海に突出せり、又當郷の御崎山ハ此地の尖嘴にて、皇國接壤の内第一極南の地とす、大凡北極出地の高さ三十一度の所なり、故に此郷玄冬と云へとも温暖にして、其氣候南島と稍齊し、是故に奇藥珍菓◎果の類も能生長して、實に邊陲の一名區なり、皇朝諸國北極出地の度數、南北東西の國々にて大に異なり、貞享曆曰、北極出地の高さ京都三十五度強、江戸三十六度、奥州津輕四十二度、南部四十度、紀伊七尾三十九度、熊野三十四度、土佐高知三十三度半、肥前長崎三十二度半、對馬三十六度、貞享曆ハ江戸天學家渋川春海が著述なり、其一度の里數三十二里餘とす、今是に因て考るに、皇

國極北の津輕ハ四十二度にて、此佐多の御崎ハ三十一度なれハ、南北凡そ十一度餘に及へり、屋久島ハ大凡北極高三十度、七島の内宝島北極高さ二十九度、宝島ハ本藩海島の内最南の地なり、本文の南北十一度の説ハ皇國接壤の内を以て云へり、又海外の北方蝦夷松前北極高さ凡そ四十二度半餘、ソウヤ蝦夷の内四十度、エトロフ島蝦夷の内四十六度より四十七度に亘り、北蝦夷四十七度より五十度に亘れり、ソウヤ・エトロフ・北蝦夷皆箱館に廣さ四十七度より五十四度餘に亘りて、其島の半五十一度より五十四度餘ハ魯西亞國の管轄にて、本文に見えたる四十七度より五十度許ハ日本に屬、南方の琉球國ハ北極高さ大凡二十五度琉球中山の測なり、其屬島ハ一々又異なりとす、今や皇朝武威雄大にて其勢海外に振ひ、大府を廣めて蝦夷及び北蝦夷までも封内となり、又南方琉球までも我藩属に係れば、皇國封域の大なる事昔日と同しく語るへからず、故に其海外の封内まで併せ考ふれば、其極北の北蝦夷五十度より極南の琉球二十五度とハ南北の總計二十六度に亘れり、是を以て觀れハ皇國も大國と云へし、凡そ一度の里數、天學家諸家の説異なり、渋川春海測ハ前文の如し、西川正休測にハ三十八里四分、六島谷市左衛門測にハ四十三里許、小林謙貞測にハ三十一里六町少、長久保赤水測にハ三十二里、鹿兒島水間喜藤太測には三十三里餘、近來伊能勘解由測にハ二十八里七町一十二間、先年鹿兒島明時館縣官の公命にて、地圖製作の時ハ伊能氏の測に據れり、漢國ハ古來大國と稱すれとも、其南北の如きハ皇國より亦甚長からず、其極北の盛京ハ盛京ハ遼東の地にあり北極高さ四十一度五十一分、其極南の

廣東省ハ二十三度二十分、是を以て推て知へし、江南省ハ北極高き三十二度二分なれハ、大抵本藩の地と相類せり、漢土ハ東西南北大抵方にし皆連環なるか故に大なり、曆象考五十一分、成日、京師北極高き三十九度五十五分、盛京北極高き四十一度三十九分一十五秒、山東北極高き三十六度四十二分二十四秒、河南北極高き三十四度五十二分二十六秒、陝西北極高き三十四度一十六分、江南北極高き三十二度零四分、四川北極高き三十度四十一分、湖廣北極高き三十度三十四分四十八秒、浙江北極高き三十度一十八分、江西北極高き二十八度三十七分一十二秒、貴州北極高き二十六度三十分二分零七秒、雲南北極高き二十五度零六分、廣東北極高き二十三度一分云々、曆象考成ハ清主雍正帝所著也、其書に載せたる一度の里數ハ清國の里數にて二百里とす、清國の二百里ハ皇朝の里數にして二十五里二十三町四間四尺に當れり、清國の一里ハ皇朝の四町三十六間六尺に當れり、又明國の一度ハ二百五十里に定め、其一里ハ皇朝の三町四十一間三尺五寸に當れり、明國の二百五十里、清國の二百里、各異にして其實同し、また東西遊記に、奥州津輕三馬屋ハ日本極北の地にて四十二度二分なり、日本にて極南の地は大隅國佐多岬なり、是北極地を出る事三十一度弱の所なり、是を以て見れハ、日本も南北十二三度に及ぶ國なれば小國と云へからすといへり、又曰、薩摩・大隅・日向の地ハ甚た南にありて最暖氣の國なり、霜雪氷の類ハ其方角に依て全くなき所あり、それゆゑ彼地はいかなる高山深谷といへとも三冬にわたりて雪ある事なし、冬ハ天氣常に明朗にして風又強からず、此故に冬も虫蟄せず、蜘蛛・蚊・蛇爬の類四時あり、又草木も是に

應し蘇鉄・蘭の類も自然生の山あり、人家の庭にも直に植ゑても能く繁茂す、櫻等冬より咲花あり、梅も落葉せず、葉ありながら花咲く、葉と花と冬見ること珍らしき事なり、檄欖・龍眼皆實のり、松竹よく栄ふ云々、按ずるに、此文の中に檄欖・龍眼皆實のるとあるハ實に然り、其外如何なる高山深谷と云へとも三冬雪のある事なしなど、いへるハ△偽りなり△、此地他にまさりて暖氣なるに霜雪を見る少からず、まして霧島・屋久などの如きハ四月頃までも雪残れり、其卷に詳なり、

「見鳥津氏文書」

文保二年三月十五日、沙弥道義ヨリ三男三郎左衛門尉忠光ニ大隅國佐多ヲ讓与ス、

『文保二年ヨリ明治十三迄五百六十三年』

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二三七号文書ニ当タル)

「地理志」

鳥津三郎左衛門尉忠光^{初師}、賜隅州佐多、初号佐多、○文和二年五月十一日、尊氏公賜知覽、○佐多家三代豊後守

氏義代、永徳元年六月一日、祢寢氏掠取佐多城、四代伯

耆守親久移知覽城、五代豊後守忠遊一代住佐多城、寛正

三年四月十一日、死此地、

※(頭注)

『永徳・至徳・嘉慶・康應・明德・應永トアレハ、應永四年ハ

氏義知覽ニ徙ル後カ』

〔國史元久傳〕

〔頭注〕参考

應永四年云々、九月廿日、洪川滿頼賜佐多豊後守氏義本

〔佐多〕知覽ニ当ルカ』

領安堵状、

〔本文書ハ、旧記雜録前編二二五九二号文書ニ当タル〕

33 小根占郷池端氏文書

將軍家政所下

氏佐汰進士親高
五女字地藏

可令早領知大隅國祢寢院佐汰村内田漆段・蘭壹所事

※(分脱カ)

右、亡父親高未處之間、所被配分也者、可令領掌之状、

所仰如件、以下、

建長五年十二月廿八日

〔明治十三迄六百廿八年〕

案主清原

知家事清原

令左衛門尉藤原

別當陸奥(守平)宰相朝臣在判

相模守平朝臣在判

〔本文書ハ、旧記雜録前編二二三八〇・五一五号文書ト同一文書ナルベシ〕

※(頭注)

『天福中、調所氏文書ニ、建部親高稅所職ヲ以テ國守ニ訟ヘ、

調所政所等ノ職ニ補セラルコトミユ、此親高ノコト也』

〔建久圖田帳〕

佐汰十町丁別廿疋

〔建久九年三月御家人交名中國方
ノ列ニ佐多新太夫高清トアリ〕

賜大將殿御下文、建部高清知行之、

〔國史貞久傳〕

觀應二年十一月、初三郎左衛門尉忠光師忠改
名忠光食采於鹿兒島

伊敷村、又領隅州佐多、八日、祢寢清成攻佐多城、會忠

光在伊敷村、使其子某等守之、清成遂陷之、其後忠光復

取之、子孫遂以佐多為氏、

〔全師久傳〕

永徳元年辛酉六月朔日、祢寢久清拔佐多城、按、是時佐多領、主曰豊後守氏義、氏義左馬助忠直之子也、忠直見延文四年云云。七日、今川了俊與久清書、褒美佐多

城之功也、拋小松、氏文書、

※(頭注)

「氏儀ハ忠直ノ弟ナリ、子ニ作ル誤ナリ」
(マ)

「國史忠國記」

永享七年八月廿三日、公使祢寢出羽守直清入道領大隅州
佐多十町地、直清清平之弟也、

34「小根占池端氏蔵」

祢寢彌二郎清種申大隅國佐多村内田圃等事、去年十二月
廿一日御教書并重申(候)狀如此、早任被仰下之旨、可被
申(沙汰之)、仍執達如件、

元徳四年三月六日

沙弥判

佐多弥七殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一六〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

「古城由来記」

一佐多城 佐多太郎存盛 忠久公の時より令居城、其本

平姓より出たり、桓武の流四位少将資盛の孫子兵庫頭
國盛男野上田伊豫房時盛と云るハ、源氏に押えられて
當國に下向し、隅州佐多の▽(城)領主となるや△氏を建部

と改む、其故は、當國下向之節、近江の國建部大明神
に詣て深く誓しは、我(國)いつれ身を尽一國一郷の主

ともならば、其所に社を崇め奉るへきとの誓願ありて
より氏を建部と改、然るに佐多太郎久秀と言る人、承
久兵乱の合戦に上洛して宇治川にて討死し、夫より佐

多家断絶せし其跡ニ木場某と云人令知行と旧記に見え
たり、其後嶋津一族より佐多之領主と成給ひ、於于今

佐多家繁昌なり、

忠宗ノ三男

忠光

初師忠 号佐多三郎左衛門尉、山城守

領佐多、以佐多為氏、文和二年五月、尊氏卿賜薩

州知覽院、

忠直

延文四年、日州南郷國合討死、

氏儀

備前守 豊後守

佐多ニ居城ス、永徳元年六月、祢寢久清佐多城ヲ

拔、應永四年九月廿日、渋川滿頼氏儀ニ本領佐多

ヲ賜、

親久

伯耆守

應永廿七年、上ノ木場廿丁ヲ賜、知覧ニ移ル、

忠遊

伯耆守 豊後守

佐多城ニ居住ス、寛正三 文明十六年、日州南郷

年死、

戦死、

下野守忠山

忠和

忠成

忠將

忠常

天正年間迄佐多ヲ領ス、

久慶

忠充

世々知覧領主

移川辺、

川辺ヲ轉テ知覧ニ復ス、

35「小根占郷池端氏藏書」

祢寢彌二郎清種申、大隅國祢寢院佐多野田地七段蘭壹

所事、

右、彼田蘭者、本主親政相副関東建長五年十二月廿八日

案堵御下文并同六年正月十四日六波羅施行以下状、沽却

之間、清種買得之處、佐多弥七親經正中二年以来押領之

旨、依訴申、度々遣召文上、仰谷山五郎左衛門入道隆信

尋問之處、如隆信今年九月三日起證文者、雖相待親經、

不及請文(云々)、不遍違輩之咎、爰如文保二年十二月十日

親政沽券者、大隅國祢寢南保佐多村内親政相傳田屋敷相

副御下文以下、代錢參拾五貫文仁清種仁永代沽渡畢、田

蘭員數名字者、見親綱配分状云々、且如建長御下文者、

當時私領之旨所見也、此上不及異儀、然則、於彼田者、

可令清種領掌畢者、依仰下知如件、

正慶元年十二月五日

『元弘三年五月、北條高時
ト共ニ英時誅セラル也』

修理亮平朝臣判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一六一五号文書ト同一文書ナルベシ)

36「全」

祿寢弥二郎清種事、大隅國佐多村内田蘭事、被裁許畢、

守彼状、可沙汰付也、仍執達如件、

正慶元年十二月廿日 北奈英時 修理亮判

谷山五郎左衛門入道殿

税所介殿

(本文書ハ、旧記雜録前編二一六一九号文書ト同一文書ナルベシ)

37「全」

(本文書ハ、一七号文書ト同文ニツキ省略ス)

「纂考」

高木城馬籠村 本丸・二丸等の跡今猶存す、當郷ハ、鎌倉將

軍頼朝の時、佐多新太夫高清領主たりと云ふ、建久八年

大隅國圖田帳に、佐汰十町、賜大將殿御下文、建部グケ高ケ清

知行之とあり、同人なるへし、其後野上田伊豫坊時盛一説

佐多太郎友盛ともあり佐多を領す、時盛ハ四位少将平資盛の孫子兵庫

頭國盛の男にて、時盛建部氏を稱す、此事上章高城の條

に詳なり、其後佐多太郎久秀者承久の兵乱に上洛して宇

治川にて戦死す、是に於て佐多家絶ゆ、其後木場某知行

すと舊記に見えたり、田代氏系圖にハ、伊豆守時盛か嫡子存盛佐多を領し佐多太郎と云、存盛か孫久秀宇治

川に戦死し、佐多守護領となると記せり、其後島津三郎左衛門忠光初師忠と号す、島津上總介忠宗

第三子なり佐多を領す、因て家号を佐多と云ふ、忠光足利尊氏

に属す、文和二年五月十一日、尊氏忠光に知覧院を與へ、

両所を併領す、觀應二年辛卯十一月八日、祿寢清成兵を

率て佐多城を攻む、時に忠光鹿兒島居敷にあり、居敷忠光の所領にして、今の伊敷村なり、故に守将保ことあたわす城を棄て走る、忠光

軍を發し當城を拔く、第三代豊後氏儀(◎義)に至り、永徳元年

辛酉六月、祿寢右馬久清の為に此城を襲ひ取らる、佐多氏伯耆親久知覽城に移る、既にして祿寢氏世々當邑を併せ領す、小松氏

家譜に、元徳元年庚午十一月十九日祿寢三郎次郎清武父

清保祿寢氏六代也の讓を請て佐多西方等の地を領する事凡十五年

にして、康永二年癸未十二月廿八日、彼領地を兄清成清成ハ清保の嗣子に譲り與ふ、清成の子右馬清有、文和二年癸巳六月

廿四日、父に繼て佐多西方・邊田等を領すと見えたり、佐多西方・邊田等の事ハ、古祿寢院の卷に詳なり、

古在馬籠村、号野頸城、傳稱、祿寢重長格護ノ城ニテ、城代藥丸

「地理志」

長門守之卜云、

〔纂考〕

城之平敷伊坐村本丸・二丸の跡くら存れり、城主詳ならず、一説に佐多氏義弟二郎五郎忠重居城なりしと云ふ、

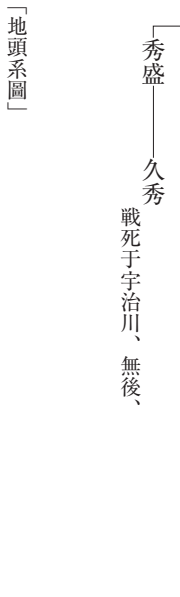
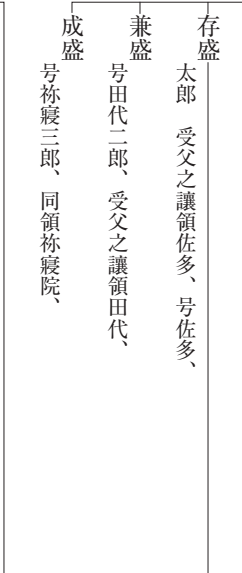
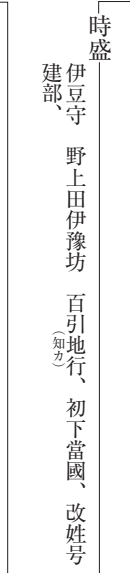
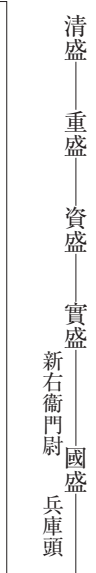
〔地理志〕

邊津賀村 應永ノ比、祢寢右馬助清平領之、○當村ノ内ニ城ト唱來候所アリ、東ノ方高キ岡ノ下ニ城山有、祢寢氏ノ居城ノ由申傳候、三四十年前迄ハ城門ノ跡杯たい慥ニ為有之由、今ハ樹木茂リ不相知候、

〔祢寢左馬介清平傳〕

大隅國本領者、大祢寢・小祢寢・佐多・田代・邊津賀・始良・大始良・西俣・高洲・鹿屋・百引・下大隅・大津村・種子島半分也、
〔清平始孫次郎山城守ト云應永廿四年川辺城戦死也〕

〔古佐多氏系圖〕



〔地頭系圖〕

大隅郡 佐多

有馬丹波重純 初次右衛門 兵具奉行、朝鮮有功、

二階堂阿波

二階堂城之助 寛永九年比、

有馬新右衛門純昌 延寶四年九月定、

仁禮與三左衛門 貞享三寅十月二十九日ヨリ、異本元禄元ノ冬ヨリ同十二年春迄

島津主計忠雄 後帶刀 仲休 御家老也、元禄十二卯五月九日ヨリ 寶永二年十月三日迄、或元禄十二卯三月二、十六日ヨリニ作トモ、

相良清兵衛 寶永三年戊正月二十七日ヨリ享保十四年酉十二月二十二日迄、異本寶永二西十月三日ヨリ

〔纂考〕

御崎神社 馬籠村

奉祀 上津少童命 中津少童命 底津少童命

表筒男命 中筒男命 底筒男命

例祭年中三度、正月二十日、二月十八日・九月十九日也。

此地佐多の岬海岸にして一山鉄蕉なり、其中に松樹或ハ蒲葵雜生す、周廻凡一里なり、神社其半腹にあり、社殿南に向ふ、祭日には内祭祓・一番舞・神師樂・内侍舞等の式あり、正月廿日の祭祀にハ瀨殿下りの式ありて、神輿を昇き當邑の海邊田尻浦・大泊浦・外之浦・間泊浦・竹之浦等處々巡幸ありて、近津宮に神輿を駐め、翌廿一

日、彼神前におひて又神樂を奏す、是を打植祭といふ、

此日還幸の行粧、祠官樂を奏し、鉦・絹傘等を振立莊嚴なり、老若男女夥しく聚觀す、社記に云、當社は和銅元年〔庚戌〕三月三日の夜靈訓ありて、同年六月神社を創建

し、御崎六所權現を崇むとミゆ、或説、當社ハ出雲國秋鹿郡佐多の名山に因れ、往古ハ今の火尾神社鎮坐の地にありしを、慶長

十年、樺山權左衛門久高君命を奉し琉球國を征しける時誓願の旨趣ありて、帰朝の後官に啓し今の地に神祠を遷

せり、社殿南に向へるは琉球國鎮護の為なりとぞ、此社山廻り一里餘の間ハなへて鉄蕉叢生す、始め樺山久高琉球より持渡り華表の左右に栽置たりしに、年々歳々繁殖して今ハ滿山數萬株となりて、大なるハ老松にひとし、

神其鉄蕉を愛して他に移し植る事を甚く禁す、若其禁を侵すものは必ず祟めありと云へり、社山の北ハ岡阜相續き、陸路參詣道あり、西南ハ大洋を受け、懸崖絶壁相連り近よる事能ハす、東の方ハ岩石の間に少し平砂ありて、船より詣るものハ爰に着岸す、鉄蕉・蒲葵の間に僅に狹き路ありて、是を一町餘登れハ華表あり、南に向ふ、又石階十五歩許を登りて社殿に至る、社山の巔より眺望す

れハ、戌亥の方に當り開闢岳海を隔て雲中に聳へ、東南の海上に種子・益救の二島波際に浮ひて、風景絶勝なり、又山中に御崎柴と唱ふる樹あり、往古よりの習にて、爰に詣てしもの此枝を折て帰れハ身の守りなりとて、一枝つ、折て帰るを例とす、漢名詳ならず、其枝葉枯木に頗る似たり、此山中にいと多しとぞ、當邑の惣鎮守なり、

○瀨之宮 祭神中津少童命、本社（イカツツラフツミ）の卯方二町餘、海邊の巖屋の中（ヒシヤ）にありて小社なり、

○火尾神社 祭神上津少童命、本社（ヒシヤ）の巳午方二町餘、海岸の上にて小石祠なり、火尾或ハ炎に作る、

「名勝志」

御崎三所權現 馬籠村に鎮座、地頭假屋伊佐敷村を距ること未申方凡五里、祭神三座、底津少童命・中津少童命・表津少童命、例祭三度、正月二十日・二月十八日・九社記云、當社ハ和銅元年庚戌三月三日の夜託宣に依て同年六月社殿造立し、御寄三所權現と崇む、按ず、この時までは大隅國ハまた割國なし、日向の大隅郡なり、和銅六年にこそ國トハなりたりき、又當地ハ大隅のはてにて崎なるゆへ御寄といふといへり、山の旁を岬となんいひしこの意に通するか、式記云、當社ハ出雲國秋鹿郡佐陀神社を勸請と云々、佐多の名はこの神社あるにはしまる歟、初め今の火尾權現鎮座の地にありしを、慶長中、邦君

慈眼公琉球を征し給ひける時、其大将樺山權左衛門久高誓願の旨趣ありて、帰朝の後今の地に社を遷し再興す、時に久高琉球の蘇鍊所謂番焦を神前に寄進し、鳥居の左右に栽植しか、年々盛長して實を結び、今は廻り壺里有餘の社山皆蘇鍊山となりて、其間に松及び檳榔あり、其風景たとふるに物なし、西南は海岸高く甚た峻にして、猿も攀のほることかたし、東の方は岩濱にて、岩間に船の着場あり、船にして當社に參詣するもの爰に繫、北は岡續き陸路參詣の路あり、彼船着より貳町餘蘇鍊・檳榔繁れる路をのほれば華表建、又拾五間の石階を登れハ本社に至る、華表の左三間許りに本地堂あり、六觀音を安置す、祠官山名隼人といふ、補陀洛山極樂寺郡村に是を護る、

火尾權現 本社（ヒシヤ）の巳午貳町余にあり、石小祠にして上瀬火の岬を勸請す、

濱宮 本社（ヒシヤ）の卯方貳町余に鎮座、小板葺の小社なり、中瀬土肥の岬を勸請す、所祭大己貴命なり、

「名勝考」

御崎六所權現

奉祀底筒男命

中筒男命

表筒男命即住吉大神也、

上津少童命

中津少童命

底津の童命即海神也、

府南海上十八里

社記曰、和銅元年戊申三月三日の夜託宣に依て同年六月社殿を創建す、按に、開聞神社も是歲十一月三日社壇を建立すとあれハ、則同時の事たるへし、

「勝景百圖考」

影向石イカガシ

本社イカガシの東北一里餘にあり、社記に、太むかし伊

弐諾尊この巖上に降臨し祓除ミツキし給ふへき瀬々を臨觀ミシガせし

故かくハ称ふと見ゆ、御崎の海中に上瀬・中瀬・下瀬と

て三つの瀬あり、常にハ海水満かくせり、

「名勝考」

火尾權現社ホシツ

本御崎權現の故址にて、上瀬火之御崎を勸請すとあり、

奉祀大己貴命、

「纂考」

近津神社チカツ村

祭神御崎神社に同じ、土人の傳説に、御崎

神社ハ邑治より遠き故、此所に建立して近津宮と号すと

云ふ、其年月詳ならず、御崎神社の祭祀正月朔日・同廿

日・二月初卯日・五月五日・九月九日・十一月初卯日な

り、二月・五月・九月・十一月の祭祀ハ本社にて行ひ、

正月の神事ハ當社にて行ふ、其祭祀御崎神社の條に述し

か如し、

「勝景百圖考」

御崎山 大隅國大隅郡山崎村の岬頭にして、爰を佐多の

御崎と呼へり、さて此岬ハ海表数十里に突出し、本邦極

南の地にして大洋を受け、高崑峻壁巖々として峙ち、亂

礁暗沙森々として連れり、この故に潮汐進退の勢ハ天河

の漲るか如く狂浪大渦潰渾洄状し、鼉吼へ鯨奔りて玉山

忽ち天に湧き、銀屋卒かに海に翻り、その至險なるもの

いはゆる逆湍暴浪海若の匿るところなれハ、大艦巨船と

いへとも、若其際に誤れハ一槁葉にも當らず、瞬息にし

て或ハ覆溺の患あり、故に舟人その満漚を候ひ其時氣を

察して、通行するに極めて其力を施すものありといふ、又この地鳳尾蕉を生ず、四方一里餘満山數萬株甚た繁殖し、大なるものハ老松のことし、神その鐵樹を愛惜し給ふを以て他に移し栽ることを得ず、

〔纂考〕

下平川シモヒラカス敷村イセ 水源ハ當邑木場コバタケ嶽より出つ、片坂カタサカ口と云ふ坂の下にて海に入る、佐多と小根占との境川なり、此川畔ソナテツに鉄蕉一叢あり、往時或人御崎山の鉄蕉を堀り取り此境川を渡らんとするに、俄に腹痛して歩行する事を得ず、是に於て此川邊に捨たりしに、漸く繁殖す、御崎神ミキノカミイタケ太く蘇鉄を愛し、是を堀り取り或ハ其實を取りて郷内を出ることを忌ミ給ふと云ふ、

〔纂考〕

上瀬 中瀬 下瀬 御崎ミサキの海中にあり、此三の湍御崎神社の申方より巳方に相並ひて、其間相距る事各四町許なり、満潮の時ハ隠れて見えす、土人相傳へて、此所神代紀にいはゆる伊弉諾尊の祓除の遺址なりと云ふ、

〔纂考〕

御崎迅潮ミサキノハヤシホ 此背ハタを佐多岬と号して普く世に知る所なり、東南に向ひ海中に突出する事三里許にて、皇國の南の極なり、岬の背ハ懸崖絶壁數十丈直立して、急浪怒濤是に觸れ中天に飛揚す、其音雷の如く、潮水の進退迅速なる事大河の洪水に勝れり、海底亂磯セハツにして大渦常に盤旋し、又潮水進退の時海上を望めハ、御崎の背より種子島まで數里の間、潮鬮の路脉ヒメス相分れて其色雪の如し、故に満干の時を得て岬を廻るを船人の習ひとす、若是を知らずして経過する時ハ、潮水に引れて遠く大洋に流れ、或ハ大渦ウヅに卷れ船沈没する事昔より少からすとそ、往年此所を大船過けるに、大渦オホウヅの中に卷入られ忽海底に沈ミ、其船種子島の海上に浮ミ出たりと云ふ、

〔纂考〕

大泊浦オホトヨウラ村ムラ 此浦東南に向へる大灣にて良港なり、種子島内之浦等へ往來の船皆此港に繫泊す、人民漁釣を以て業とす、港邊の景色頗る佳なり、

〔名勝志〕

大泊浦 邊津加村にあり、地頭仮屋の午方凡三里、東南を受たる入江にして人家あり、好風景なり、

〔纂考〕

島泊浦シマトヨウラ 敷村イ座 此浦南に對して海上に両山並ひ立り、一を初

島と呼び、一を島山と名づく、陸より一町許なり、陸路線の如く接連して、其左右ハ海水なり、故に其形嶼コシマに類

す、初島に嚴島神社を安置す、例祭十一月巳日なり、土俗辨才天山と

もいへり、此浦前に両山あるか故に少の海湾あり、故に島泊の名ありて舟船繫泊す、人家數十軒ありて常に漁釣

を業とす、風景大泊浦に類す、

〔名勝志〕

島泊浦 伊坐敷村にあり、地頭仮屋を距ること凡壹里、少しの入江に人家あり、西洋を受たる濱にして前に二の山あり、島のことくにして島にハあらず地續なり、うらひとの為に風濤はけしきを凌ぎ、一を辨天山といひ辨財天を安鎮す、一を島山といふ、海水渺々として漁舟波上

に浮ミ、其風光絶妙なり、凡佐多の地ハ岩石おほく、青⑧山娥⑨として平地少し、海邊に佳景おほし、

〔纂考〕

蒲葵島ホケイジマ 濱之宮より辰巳の方海上十町餘にあり、周廻僅

に十四五町許ありて人家なく、蒲葵繁茂せり、土人若葉を以て著笠或ハ團扇を製す、此土⑩の名産にして能不淨を除くと云ふ、

〔名勝考〕

島泊浦

此海邊二山峨々ソバタと峙ちたり、西に大洋を受けて、磐崑イハホカサナリ嶺、雲濤オホキナミ曠ミ幻アヤシクたちて、遠望千里の目を極め、若迅トクカセツラ風怒號ときは一激蒼穹を凌ぐ、この海洋乱礁晴沙多セイハワツミセく、勁浪盤渦ツヨナミウツマキて潮脉甚峻シホメし、弘舸巨艦イラバといへとも誤て其際を過れハ、瞬目の間或齋粉ウサコとなり、或ハ没蕩ボガタウの患ウレヒあり、故に小舟の如きハ敢て經過コキトボす、但御崎の半に數歩の絶門キシドあり、舟人滿潮の時を候ウカひ一葦カクルして通行するのミ、蓋逆湍暴浪海若之所匿カクルなる乎、

「勝景百圖考」

伊座敷浦 大隅國大隅郡伊座敷村の江浦にして、青山馳
て緑水を夾ミ、赤岸立て白浪を貫き、面勢正に落暉に對
すれハ、晚霞おのつから五彩を飛し、水紋散亂して甚た
清美なり、

「纂考」

降臨石馬籠村 火尾祠より午の方海上三町許にあり、おふご
の瀬とも云ふ、海中の巖なり、御崎の神誕生ありし所な
りと云ふ、

「纂考」

影向石郡 御崎社より丑寅方一里餘、大泊浦野岡の絶頂
にあり、石高さ九尺、圍三丈餘なり、土人の傳説に、伊
弉諾尊此石の上に降臨まし、祓除し給ふへき處を臨觀
ありし故、影向石と稱すといふ、

「名勝志」

影向石 本社より丑寅方壹里余、大泊浦野岡の頂上にあ

り、石の高さ九尺余、廻り三丈余、伊弉諾尊此石上に降
臨して上瀬・中瀬・下瀬を見給ひしといひ傳ふ、其上瀬・
中瀬・下瀬ハ佐多の岬海中にありて、常に潮汐漲り流、
其瀬見ることなし、

「名勝考」

影向石御崎神社より丑寅方一里餘、大泊浦野岡の絶頂に在り、里俗ガウゴイシと稱す、石高さ九尺、圍三丈餘、
社日記、太むかし伊弉諾尊この岩上に降りまして、祓除
し玉ふへき佳處を臨觀せし故に影向石と稱す、さて又御
崎の海中に上瀬・中瀬・下瀬とて三の湍灘あり、常にハ
海水満かくして見えす、そも、此御崎ハ南海に突出る
こと數十町、秋津洲の南極にして、所謂諾尊海潮の上下
底に就て三の少童命を生ませしといふハ此所なるへし、
御崎とハ、書紀曰鳥曲、俗云美佐那、正敵云崎曲岸也、
の地に在りしを、慶長中、琴月公琉球を征し玉ふる時、
将帥久高三所權現に祈誓を掛奉り、難なく琉球御手に入
しかハ、その賽愿の為に今の地に神廟を改建し、且琉球
鳳尾蕉を持歸り社前に寄進あり、その蘇鉄大に繁殖し、
今その四方一里許数万株の蘇鉄と蒲葵雜生密布し、大な

るハ老松のことく、窟に詣るの路纒に一徑を通せり、蓋この地大隅の連壤といへとも氣候南嶋に齊しく、實に僻陸の妙區也、○東西遊記曰、奥州津輕三馬屋ハ日本極北の地にて四十二度二分なり、日本にて極南の地ハ大隅國佐田岬なり、是北極出地こと三十一度弱の所也、是を以て見れば、日本も南北十二三度に及ぶ國なれば小國といふへからず、

「名勝志」

蘇鐵山 御崎權現鎮座の山をいふ、廻り凡壺里に餘る、岩山皆蘇鐵なり、世にめつらし、蘇鐵を採りて他へ移栽ることを禁す、是權現嫌ひ給ひ其崇をなすゆへとかや、社山の巔に登て戌亥の方を望ハ、薩州の名山開聞嶽海を隔て見え渡り、其勝景筆の及ぶ所にあらす、

筑前 宇橘

明月て浦かを見て汐堰

俳諧名所小鏡

尾張 松夢

蘇鐵山夏の白雲か、りけり

御鎮座松 田尻浦にあり、神の鎮座し給ひし所といひ傳ふ、里民これを平松ともいへり、

「纂考」

藥園伊座敷村 二園あり、南方にて暖氣の地なる故、草木の寒を厭ふものよく生長す、種々の奇藥或ハ珍菓の類若干種を植ゆ、始め是を關ヒツきしハ年月詳ならず、寶曆・明和の頃に國老菱刈實詮建議して更に改關せりと云ふ、藥木物の條に擧ぐ、

「纂考」

物産

藥品 枳殼 柴胡 茯苓 天門冬 海人草 紫根 蜜
方桃 山歸來 栝藹實
蔬菜 石花菜 紅葉 海苔諸種 香草諸種 丁草 蕨
菓實 京椽キョウゼン 藥園に植ゆ、琉球より渡れり、漢土福州閩閩縣の邊に多きものなりとぞ、花實九年母クハクセンボに類して味稍酸スし、回り五寸程ありて、漢土の人ハ蜜漬ミツヅク又ハ糖漬サツヅクに用ふとぞ、 こんちやい木 漢名詳ならず、コンチャ

水源郡村 ●タカヒラヨリ ○上川内村 ○吉蘭 ○井上ヲ 下ニ
●木屋川内ヨリ ○竹山村 ○下川内 經テ古城
於テ里程一里二分五リ坂元川通エ流入ス、

同
一川口川

同村

水源 ●マスタヨリ小谷川三ツ圓フ、川口村ヲ經テ五分、同
所海エ入、

同
一笠峯野川 笠峯ヨリツフ浦ヲ通六分 一ツニ圓フ、三分流海エ
山ノ越小川ニツ六分ツ、
入、

同
一邊津加川

邊津加村

水源 ●トフ川原 ●茶器嶽 小谷川四ツ流合、邊津加村ヲ通一里二分、
湊寄海エ流入ス、
其支 一八大重川 同村

水源田代郷川原村ノ内 ○大塚 ○打越ヨリ七川受入、辺津加ニ
至一里二分、湊寄川通エ入、

幹流
一中野川

中野村

水源 ●谷俣頭 ●マテノキ 六ツ流合、中津村ニ至一里三分港
●大川内 小谷川

崎海エ入、

同
一打請川

邊津加村

水源 ●八重ノ内ヨリ流出、支谷俣頭 小谷川ニツ圓、打請ニ至一里辺
津加海エ入、

同
一藤川

同村

水源 ●八重ノ山同ヨリ、支 ●サムク山 ●打越ヨリ小川ニツ流入、藤
川ヲ通五分流テ海エ入、

単流
一澤渡川 二分各同所ヨリ藤川下エ流入ス、
一サムク川 二分

幹流
一稲尾嶽川

佐多邊津加村
内ノ浦辺塚村

水源田代川原村ノ内 ●小ムレ東 ●稻荷神社 山ヨリ二川流合、
内下ヲ流レ八分、境川海エ入、
其支 一稲尾嶽東ヨリ二谷川土岩屋ヲ通五分、稲尾川通エ入、
●八畳ノ

「地理志」

佐多

國初佐多太郎存盛住于茲、桓武天皇流四位少將資盛之孫兵庫頭國盛男野上田伊与房時盛、源氏ニ推れ當國に下り、隅州佐多之領主となる、建部姓、建部と稱する事は、當國へ下向之時、近江國建部大明神ニ謹而深被祈しハ、何方にも身を忍び、一國一郷之主ともならば、其所に社を崇め奉るへしと誓願有而、氏を建部と改む、其後佐多太郎久秀と云人承久兵乱宇治川ニ而打死、夫より佐多之家断絶、其跡を木場某令知行と旧記見へたり、其後御一族佐多之領主と成、天正年間迄佐多伯耆守領之、建仁三年七月三日 將軍家前左衛門督頼家及北條遠江守副状ニ而称寢五ヶ所を給而令下向、

建治二年之文書、佐多十丁御家人郡司清純とあり、

嶋津三郎左衛門尉忠光初師忠賜隅州佐多、初号佐多、文和二年五月十一日 尊氏公賜知覽院、

鬼丸大明神 邊津賀村ニ祠有、濱より東廿町余、

御崎六所權現 所祭事代主命 表津少童命 中津少童命

(底) 疾津少童命 本殿ニ鎮座、

穗尾旧殿 濱ノ宮 大己貴命

右、出雲國秋鹿郡佐田之神社同御崎ニ勸請ス、昔瀬崎ニ鎮座、其後穗崎ニ鎮座、

中山國征伐之時、樺山久高再興ト云々、

御崎權現別當寺極楽寺在郡村、

蓬萊山來迎寺在伊佐敷村、

藥王山曹源寺在同所、曹洞宗蘭林寺末

善提所

〔纂考〕

大隅郡

櫻島

鹿兒島を距る事東方一里、四方海岸、周廻九里三十一町

余、村落十九武村 古里村 湯之村 西道村 二俣村 白

赤水村 横山村 小池村 脇村 高免村 瀬戸村 黒神村 有村 野尻村

赤生原村 藤野村 沖之島村、人員總計一萬千四百二十九人、

戸數二千二百二十五、

島形大抵圓し、中央に櫻島嶽秀出す、人家皆海岸にあり、南沖子島あり、西南に烏島あり、北に新島あり、皆當島に属す、さて此島俗に靈龜四年、或ハ養老二年、或ハ和銅元年に湧出すといへるハ無稽の妄説にして、兎角論す

るに足らず、按ずるに、續日本紀弘文天皇天平宝字八年(淳仁カ)

十二月、西方有聲、似雷非雷、時當大隅・薩摩兩國之界、
煙雲晦冥、奔雷去來、七日之後乃天晴、於鹿兒島信尔村
之海、沙石自聚、化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之為、

形勢相連望似四阿之屋、為島被埋者、民家六十二區、口
八十餘人、是年兵旱、仍米石千錢云々とあるを訛れる事
論なし、是ハ同紀に神造島とありて、今の國分郷小島な

り、さるを近世騷人文士等妄りに櫻島を天平島或ハ宝字
峰など、いへるハ笑に堪たり、神造島の事ハ同國分郷の卷小
村の條に詳なり、白尾國柱曰

皇帝紀云、天龜四年向島湧出、或說養老二年向島湧出す、按ずるに、二
說恐らくハ非なり、天龜・養老の間、天朝時政録誌曲盡して遺さず、櫻
島こときの一島生出せむに、國、偕此島旧記にハ向島とあり、

應永記・山田聖榮日記・福昌寺年代記・樺山文佐日記・
上井記・大村重頼日記等皆向島とあり、武備志又同じ、此島鹿兒島

に對する故に向島といへるにやと思ふに、元祿十年釈覺
慧日州紀行に曰、在東而觀之、山亦向東、在西而觀之、

山又向西矣、南北亦然り、故名之曰向島云々とあるは、
古来よりさる傳へのありしにや、いまた其確證を得ず、

今専ら櫻島を以て稱するに就て種々の説あり、本朝文粹
に櫻島忠信落書を載せ、古事談・宇治拾遺物語等に忠信

此落書に依て大隅守に任せられしと見え、拾遺集に大隅

守櫻島の忠信とあり、又僧巢松乱道集曰、自向嶋一載歌
集以来謂之櫻島云々とあり、巢松ハ大永年中の人なり是に因れば、櫻

島は始よりの島名にはあらざりしを、拾遺集に見えたる
かごとく、忠信か頭白き翁を召して過アツタを糺しけるに、翁

かよめりし歌の人口に膾炙して拾遺集に載られ、此歌忠
信か為に世に鳴ナることを得て、遂に島名をも櫻島と呼し

にやあらむ、櫻島忠信とあるには諸説あり、続日本紀稱
德天皇神護景雲三年、大和國添上郡人正八位下横度春山

賜姓櫻島連、後紀桓武天皇紀、散位從六位上櫻島部石守、
東鑑建久六年、大佛供養番匠に櫻島國宗と見え、又拾芥

抄姓戸録部に櫻島あり、是等に據て考ふるに、櫻島忠信
とある櫻島ハ地名に非ずして忠信か姓氏なりしを、忠信

大隅守に任して此島に居住せしに因り島名となりしなら
むか、されと此事決めて云難し、さて養老五年太政官處

分曰、唱考之日、三位称卿、四位称姓、五位称名後称姓、
自今以後永為恒例とあり、凡そ大隅守の先途皆從五位な

れハ、忠信か如きハ忠信櫻島朝臣とあるへきなり、しか
るに古事談・宇治拾遺并に大隅守櫻島忠信とあれば、櫻

島ハ姓にはあらずして固より地名なりしか、又一説に、

櫻島の名ハ此嶋の五柱神社の祭神木花佐久夜姫の神名より出たりと云へり、ラとヤと通ひたればさもあらむか、尚考ふへし、

櫻島嶽 當嶋の中央にあり、登渉して巔に至るに高さ二里許なり、薩摩・大隅両國裏海を中心より屹立して天半に秀たり、往古より炎上^⑤ありて時々燃上る、此故に絶頂より白雲を蒸すか如く煙氣常に立登る、壁^⑥へハ青漆の盤上に香爐を置たるか如し、此嶽蒼海の中に秀出せる故に數十里の外よりも遠く見えて、其景色の秀拔無雙なること郡山の得て比すへきに非ず、誠に薩摩の名嶽にして筑紫の芙蓉^⑦とも称すへし、嶽の頂上に二峯あり、南なるを南嶽といひ、北なるを北嶽といふ、昔ハ此両巔に両社あり、今ハ嶽下にあり、又絶頂に三の池あり、南岳にあるを白水と名つけ、北岳にあるを御鉢と名つく、白水・御鉢の中央凹なる所を両中^⑧といふ、此所池にて、水常に満潤ありて海潮に應ず、又南嶽の巔に一鉢を建つ、初め永正六年五月十五日、釈天祐^⑨一鉢を建つ、真鍮を以て作る、相傳ふ、文明中、此嶽炎上して炎火滅せず、故に是を建て

鎮火を祈りしといふ、其後星霜を歴て其鉢折れたり、是に仍て延享元年十月廿四日、國主綱貴新建するに銅を以てす、今に存するもの是なり、此島大隅の属島といへとも、鹿兒島の海中にあるを以て、騷人墨客縣下より眺望し、其形勝を喜賞^⑩す、故に名所方角抄・地名便覽等に薩摩の部に出つ、橋氏西遊記の内にも所々に當島の事を記せり、

○文明炎上 旧福昌寺年代記並に諸旧記に、文明三年九月十二日、向島黒神村神火燃^⑪、同七年八月十五日、向島野尻村神火燃、同八年九月十二日、向島大に燃出つ、此五日以前より大きに地震す、是に至て岳上燃崩れ、沙灰近國迄雨ること七日許なり、其十九日に及んで未刻より真の暗夜の如し、當島の西南に地湧出して本島に連る、其周廻二里許なり、是今の燃寄の事なりと云、又沖小島・鳥島な周廻二里許の義符合せず、然れハ當初ハ二島相接して本島に連りしか、其後沈ミしも知へからず、○安永中新島湧出して亦沈るも有りしとぞ、炎火沙石の為に舍屋埋没し、人畜死亡せしこと其數を知らず、又寛永十九年三月七日晚、向島神火燃云々と見えたり、

島陰集

釈桂庵

文明十年戊戌八月十九日、歴七里原、西南有一島、日向島、文明八年丙申秋、火起焚島、煙雲簇也、塵灰散也、青茅之地、忽變白沙堆、滄桑之歎、不克蔑于懷、作是詩、

烈火曾燒一島來 桑田碧海總休猜
去年澗底草深處 七里平原沙作堆

此七里原ハ福山牧の原をいへるにて、此野七里に足らずといへとも、猶相模國鎌倉なる七里か濱と同じきなり、

○安永炎上 安永八年癸亥(巳)十月朔日、桜島岳大に火を發す、初九月廿九日亥の上刻より方數十里地震甚し、翌朔日巳午の刻に至り、島中の井水悉く沸騰し、所々水迸り出つ、又海水紫色に變ず、未刻に至りて山上フタナカ兩中中上文中上より忽ち一帶の黒煙立登り、須らくありて大に鳴動し、東西兩所一時に炎上れり、火炎れハ地隨て震ひ、地震へは火愈ウツ炎て、沙石を飛し泥土を流し、黒煙空を覆ひ、白日變して暗夜の如し、火炎いよく壯なるに隨ひ、其光天を燒き海上を照す事數十里なり、或ハ欲(癸)を閃ヒラカす事疾電の縱横するか如く、石を飛す事流星の上下するに似たり、

又燃る音雷の轟か如くにて地震ひ、晝夜の所觀變幻萬態にして名狀すへからず、是の如くなること五日を経て炎火稍微なりといへとも、其火遽(ニ)に止まず、或ハ三四時を過て炎え、或ハ一夜を隔て炎ゆ、かくて又東北五六里の海底より炎出て、海上俄に洲嶼若干を沸出す、別条に記す、故に此にハ略、凡一月を経て漸く無事なり、於是桜島の形状變して、凸ハ凹になり凹ハ凸になりて旧日(モト)の形に非ず、初城下の人民其火の起るを見てや、餘焰將に及んといひ、或ハ飛石將に落むといひ、或ハ海嘯將に至らむといひ、訛言區々にして人心安からず、既にして城下に灰を雨すこと甚し、此島ハ城下の東に在りて、此時日夜西北の風吹ける故に、城下灰を雨すこと稍少し、垂水・牛根・福山等の諸邑其下風にある者ハ、其灰を雨すこと沙を簸(ヒル)かことく、石を飛すこと礫を投(ナゲ)に似り、隴畝を没し溝渠を埋ミ、五穀草木を傷る事又甚し、其下風にある内海數里の間ハ浮石屯聚する事厚さ六尺許にして、舟楫の往來を絶つ、又其浮石の上を踏て垂水に涉(ワ)れる者ありしとぞ、當島と垂水と海上僅に三、ハ相拒ること里許りなり、又桜島に於てハ地の震ふこと他所に十倍せり、立ハ顛(タテ)ひ行ハ僣(ウツ)る、其火の起るや、盤石の崩れ落る音雷

の如く、沙灰の降ること殊に甚し、加之黒烟湧出して上下に充ち四方に塞がり、島民死する者數を知らず、或ハ舟を争ひ溺れ、或ハ方角を失ふ、數日の後戸口を點檢するに、島民死する者總て百四十餘人なり、其損傷せる者ハ枚挙すへからず、鷄犬牛馬の死する者ハ推て知るへし、又東北南海七里の間には魚の死して海に浮へる事夥し、始め火の起れるは湯之村・有村・黒上村・向面村等の上に當れり、是を以て此村の民死傷多し、火起るの日、國守命して速に舟船數百隻を出し島民を濟ふ、是故に其老幼を携へて城下に避る者二千餘人なり、迺ち城下に於て茅舎數十間を作てこれを置、倉米數百石を出して是を救ふ、故に島民露處餓死を免る、又庫錢二千緡を出して是を與ふ、故に其島に還り、是を以て居處を修し産業を治ることを得たり、是皆國守の仁恵なり、後に大坂の人人へるハ、安永八年十月二日、大坂に沙灰降る、諸人大に怪む、時に丹後浦島の人來り、彼海邊に浮石夥く寄來る、是海島の燃るならむといひしに、果して桜島の事を聞たりとぞ、其[▽]地[△]頃[△]城下日ことに西風のミ吹つ、きたる故に、かく速に沙灰を大坂まで降せしなるへし、先是

桜島童謡に曰、二つあひ^{兩中の義上}文にミゆ^{から}雨流す、雨は流さす沙流す、後ハ火の粉のまる焼云々と謡ひしか、果して此炎上ありしとぞ、凡そ山の火を發するは、必ず朔望の交^アひにありて海潮の候に隨ふといへり、

○橘南谿か東遊記後篇名山論に天下名山を拳論して曰、景色無双なるハ薩摩の桜島なり、蒼海の真中に只一離れて獨立し、景色峻峻なるに、日光映すれハ山の色紫^{ムラサキ}に見え、絶頂より白雲蒸^ユか如く煙常に立登る、譬へハ青疊の上に香爐を置たるか如しといへり、

「地理志」

櫻島^{又日向島、見武備志、}

○元正天皇靈龜四年、大隅國向島涌出、

○舊記云、養老元年丁巳、隅州向島涌出、○舊記云、和銅元年、一夜出現、神躰謂月讀命、○福昌寺年代記文明

三年九月十二日、向島野尻村^{異本黒神村}燃出、人民多死、同七年八月十五日、向島黒神村^{異本野尻村}神火燃云、八年九月十

二日、向島神火、燒人畜舎屋不知數、沙灰降近國、大地震動山西南池涌、^{地方}周廻二里許、○古日記云、此日東西池^{地方}涌出、三里許而連本島、五日以前大地震云、又舊記云、

此日自午刻隅州向島ヨリ白沙七日降也、其内十九日ノ未刻ヨリ眞ノ暗ト成也トアリ、

○舊記曰、寛永十九年三月七日晚、向島神火起、○或記曰、隅州大隅郡櫻島山、海中一大奇觀也、距鹿兒島一里、直鹿城一面、面無所背、其有一面、俱皆八面之相、即方異而相無異也、故謂之向島、説者曰、櫻花浮海、此山湧出因其花端、命之櫻島、此地柑橘有數千樹、與夫泥山龍陽洲者將^{抗カ}杭衡、所産之柑子、其大者六七寸圍、經霜之後、其甘如崖蜜、濺矛而大美、味不粘辨、食不留滓、諒吾國內之一名菓也、因先是、山口直友言喜入忠政曰、如櫻島柑味外又無有、心獻上内府公可也、遂直友之教旨、而此冬獻蜜柑數籃、貢蜜柑濫觴于此矣云云、○櫻島之儀、向島共櫻島共兩様此跡ヨリ唱來候、獻上物ニ櫻島蜜柑ト有之ニ付櫻島ト相唱候様、元禄十一年寅十二月廿五日被仰出候、○古日記、萬治三年、向島ノ内川良原御假屋立、地頭黒葛原周右衛門、御假屋守ハ木佐貫方右衛門トアリ、野尻村・瀬戸村 元龜二年初秋比、禰寢・肝付日向より

兵船三百餘艘ヲ漕廻シ野尻村ヲ破ントス、此時横山ニ城ヲ取構、鎌田出雲守地頭也、内海鹿兒島ノ前へ漕廻リ方々矢師アリ、家久此時^{「本マ、」}渡ツテアリ、此時鹿兒島の前にて伊集院善左衛門戦死、其後瀬戸村ヲ破ントシケレトモ、家久サシ廻リ下知シ玉へハ、コ、モ破ラテ下大隅へ漕戻シケル、

古陣^{在瀬戸村土民屋敷} 傳稱、攻於肝付黨徒陣場也云云、肝付河内守兼續・禰寢七郎重長・伊地知周防介重興據下大隅地不奉國命、奢ヲ長シ侵掠諸所、欲鎮於其凶徒、元龜三年壬申九月廿六日、島津左衛門督歲久為大將從兵卒發^鐘鐘、其夜先着岸櫻島、翌日渡瀬戸海、構陣於早崎高巒、重興所領攻小瀆古壘、島津中務太輔家久モ亦從此役、於早崎有軍勞也、于今百姓屋敷ニ家久陣場ト云所モ有之、

櫻島嶽 横山權現・有村權現両社有、嶽迄一里十六町四十六間、絶頂迄一里廿四丁十七間、惣廻九里三十一丁四十五間、同夕道ヲ廻リ七里十二丁三十四間、横山ヨリ小池迄十二丁、小池ヨリ赤生原迄六丁、赤生原ヨリ武迄廿五丁、武ヨリ藤野迄十丁、藤野ヨリ西道迄十丁、西道ヨ

リ松浦迄九丁、松浦ヨリ二俣迄七丁、二俣ヨリ白濱迄村
 續、白濱ヨリ高免迄一里十七丁、高免ヨリ黒神迄一里八
 丁、黒神ヨリ瀬戸迄一里四丁、瀬戸ヨリ脇村迄十丁、脇
 ヨリ有村村續、有村ヨリ古里一里、古里ヨリ湯村廿五丁、
 湯村ヨリ野尻村廿五丁、是ヨリ廿三丁赤水村、此村ヨリ
 横山御假屋廿丁也、
 鳥島 横山御假屋ヨリ七丁、
 瀬戸向ノ間海上三丁十六間、
 沖之島 世俗ヲコ島ト唱、野尻燃寄ヨリ八丁、

〔安養院文書〕

建武元年五月十七日、大隅國向島西方奉河原道脇^{⑩勝}安置香
 福寺薬師如来之敷地云々、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一六九四号文書ニ当タル〕

〔覺兼日記〕

川上源五郎、天正十三年比向島地頭、

〔樺山氏由緒書〕

38〔本田氏藏書〕

天文八年、善久伊作・田布施江參上云々、六月、市来平
 良へ馳參仕候、同廿七日、於湯田口合戦之時、小野左近
 を打取手負候、落城之後、此度辛勞ノ由被仰下、助宗之
 太刀并向嶋之内松浦・二俣を被下候、其後轉賜藤野、
 弘治三年、樺山善久江為懸命地向島之赤水を被下候、
 〔貴久ヨリ〕

一 鹿兒島荒田名八十町

一 澤牟田名十二町

一向島地頭之事并嶽・藤野・松浦・さいたう・赤水之事、
 〔西道〕

今度之仍忠節進候也、

〔天文六年〕
 十二月廿四日

勝久判

本田紀伊守殿
 〔董親〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

39〔本田氏藏〕

島津庄大隅方溝辺六町・同城并向島内有村事、為給分所
 宛行也、早任先例、領知不可有相違状如件、

嘉吉二年三月十七日

〔薩广守〕
持久判

本田殿〔重恒カ〕

〔本文書ハ一田記雜録前編二二二八〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史忠國記〕

嘉吉二年三月十七日、持久使本田氏領溝邊六町地・向島有村、此時本田氏有重恒、有重経云々、

〔全貴久記〕

天文六年十二月廿四日、大翁公以本田董親為向島地頭、賜之嶽・藤野・松浦・西道・赤水及荒田名八十町・澤牟田各十二町、賞功勞也、

〔纂考〕

長門城 横山村にあり、一名を三角城ミヌミノシロともいふ、當島ハ上古山城國男山八幡宮の封戸にて、野口氏世々其司ツカサたり、横山久内忠篤家藏に曰、其先きは藤原氏の族にて東條某といふ、近衛殿の命を奉し、島津忠久の就封に従て薩摩に來り、采地を横山に賜ふ、其子を安房と云、忠久安房

に命して當島の地頭職とし、原文八幡宮封戸たりし後なりと記す横山城に在り、因て横山を家号（名）とすす、後修驗となりて座主に任し、二十五社を領す、かくて文明の頃より島津忠國の七子島津若狹忠弘此を領して、其子孫數世傳領す、忠弘の嫡孫喜入を氏とす、其家の旧記に、第五代季久の時までハ當島を半分所領せしこと見ゆ、元龜年中、鎌田尾張政近當城を守り、肝属氏に備て功あり、

〔纂考〕

古陣營 藤野村及び脇村・野尻村等にあり、元龜二年辛未十一月二十日、肝属・祢寢・伊東の三氏戰艦百余艘に乘して鹿兒島を侵さむとす、先野尻村を侵す、義久豫め島津中務家久を遣して、兵を率ひ脇村瀬戸に陣し、野尻・藤野・赤水等の諸村を成りて是に備へしむ、敵内海に入る、伊集院善左衛門等是と海上に戦ひ、善左衛門矢に中て死す、敵桜島を去て鹿兒島及び帖佐滝ヶ水を侵す、平田新三郎等海岸に防て是を却く、敵兵復當島瀬戸村を侵す、家久野尻を成り、兵を遣して是に備ふ、敵遁れ去る、

〔地理志〕

古陣在瀬戸村
土民屋敷、傳稱、攻於肝付黨徒時陳場也云、肝付

河内守兼續・祢寢七郎重長・伊地知周防介重興據下大隅
地不奉國命、奢ヲ長シ侵掠諸所、欲鎮於其凶徒、元龜三

年壬申九月廿六日、島津左衛門督歳久為大將從兵卒發鐘カ鐘、其夜先着岸櫻島、翌日渡瀬戸海、構陣於早崎高巒、

重興所領攻小濱古壘、島津中務太輔家久モ亦從此役、於
早崎有軍勞也、于今百姓屋敷ニ家久陳場ト云所モ有之、

藤野村 元龜三年、肝付・根占等之凶徒為破野尻村鐘カ藤

着岸、然處同年九月比、中務太輔家久ヲ始數輩構陣營此
所、赤水村辺迄警衛有、故凶徒退去、

野尻村・瀬戸村 元龜二年初秋ノ比、祢寢・肝付日向よ

り兵船三百餘艘ヲ漕廻、方々矢師あり、家久此時渡ツテ
アリ、此時鹿兒島の前ニテ町奉
行伊集院善左衛門戦死、其後瀬戸村ヲ破んとしけれと

も、家久さし廻り下知し給へハ、こ、もやふらて下大隅
へこきもとしける、

「箕輪伊賀記」

元龜二年の秋の初に、日向表の船ともを漕廻し、伊東・

肝付・根占・下大隅の兵船大小を不言浦々の獵船迄駈催
し、兵船三百余艘内海へ漕入、往々の舟津くを破らん

とす、向への島の野尻村を破んとて船共數多押寄たり、
其頃横山の城を取捨へ要害を構へ、地頭ニ者鎌田出雲守、

嶋殿横山・岩切・萩原・上山杯を初メ、島中の者共馳集
る、又下大隅敵なれば替々在番有り、折節中務太輔渡海

して御座なれば、究竟の者五百計赤水・野尻に馳連く、
今や遅しと待けるを、敵船是を見切つ、赤水・野尻を漕

退き、鹿兒嶋の前に漕浮ふ、内海を見渡せば、山邊の沢
の池水に木の葉の散しきたるに吳ならず、去とも内輪の

勢續来て、皆汀に取渡して遠矢にこそ射たりけり、哀れ陸
に揚れかし、手柄せんとそ扣居たり、不クマ澳よりハ鉄炮を揃

へ矢先を揃へて散々に射る、かゝる処ニ鹿兒嶋軍奉行伊
集院善左衛門と名乗て兵船一艘漕出し、矢束を取て押乱

し、暫しか程さんく射たりけり、敵の舟より是を見
て、鉄炮を取合せ、善左衛門が着たる甲の眞向より後へ

打貫けは、舟底へかつはと倒れむなしく成ル、敵船より
ハ是を見て、舟端をたき笑ければ、慈の方ハ無興ニコ

そ見へにけれ、汀より遠矢に差詰引詰射たりけれとも詮もなし、敵も陸に上る事不能ハして、行屋の沖より矢を射入、内輪のことく漕通る、數百艘の兵船なれば、海上何憚る事なくして静に押てそ漕行ける、島の方も藤野・松浦・西道の海邊、此方の浦も美船・花倉・磯里、皆悉く迹失ける云々、

〔地理纂考〕

神瀬 元亀中、肝属兼統水兵を神瀬横山村に属す、赤水村に出、進潮には海中に没す・燎崎野尻村にあり、神瀬にちかしに伏し、偽て一舟を出し垂釣の状をなし、以て櫻島の師を誘く、時に鎌田政近横山の城を守る、軍士横山休八等舟に乗して是を追ふ、敵將田上二之助伏兵を発し海上に戦ふ、政近か士萩原又左衛門戦死す、政近兵を遣し敵を退け、死骸を迎へ取る、

〔地頭系圖〕

大隅郡

櫻島

本田紀伊守董親

天文六年十二月二十四日ヨリ、

川田飛彈守義秀

大中公御代、

鎌田出雲守政近

天正ノ初カ、

川上源三郎

久辰ノコトナラン、天正十三四月比上井日記ニアリ、

鎌田加賀守政在

慶長・元和ノ間、

阿多勘解由忠朗

初源七、後六郎右衛門、御納戸奉行・町奉行、寛永十九迄、

黒葛原周右衛門忠清

寛文四年比、

新納大藏久盛入道一醉

初小右衛門、吟味役、寛文七年二月三日ヨリ定、

平田清右衛門純音

後九郎右衛門、吟味役、御用人、貞享三年十月八日ヨリ元禄九年迄、

野村太左衛門

御納戸奉行・吟味役・御用人、元禄十年正月二十五日ヨリ定、或九年ニ作ル、

二階堂八太夫

初五郎太夫、御側御用人格、宝永三戊正月二十七日ヨリ、異本二年十月三日ヨリ、

〔地理纂考〕

櫻島神社

▽地祭神△火闌降命一説彦火出見命

横山村カミノ神野ノにあり、創建の年月詳ならず、初櫻島嶽の南巔九分許にあり、宝永二年四月八日、赤水村の農民參詣し、誤て煙草タバコの火を失して社殿及び神体灰燼となる、其後再興せしを、天明中に至て水湧ツバき山崩れ、社地頗に水難を受く、故に地をトシ社を遷すこと數回に及び、享和二年六月、又今の地に迁坐ありしといふ、例祭春秋両度

なり、

〔名勝志〕

地頭假屋の辰巳方凡貳拾町、勸請年紀詳かならず、祭神彦火々出見尊、例祭春秋彼岸、初め嶽の西巔九分許りに安す、

〔地理備考〕
〔全〕

五社神社

祭神五座 月夜見命 木花開耶姫命

豊玉姫命 火闌降命 例祭九月二十九日

赤水村宮坂にあり、此社初宮坂にありしか、寛永二年五月、島津家久の命にて社殿を濱邊に遷せしを、天明中洪水の難甚しき故に、寛政十年九月、旧の宮坂に遷せり、宝殿に古き甕カミ大小二を納むヲカ、相傳へて神物と称す、由緒詳ならず、其形枚聞神社ヒツキに所藏の酒甕と同じ、九月卅日濱殿下りあり、當島の惣鎮守なり、

〔名勝志〕

内陣に古甕ひとつを納め神物となす、由来傳はらず、九月廿九日にハ神輿を守護し神樂を奏し濱殿下りあり、祭祀懈らすといふ、社司國生式部、

奉納 家久

神垣やまさこち清き天津風ことの葉よする秋の浦浪

〔名勝志〕

御嶽龍王權現 松浦村に鎮座、地頭假屋の卯辰方凡壹里貳拾五町、勸請年歴傳はらず、例祭春秋彼岸、初め北嶽の九分許りに安鎮あり、己亥島燃の後爰に遷宮す、

〔名勝志〕

櫻島 大隅郡の海中にあり、垂水の地を距ること纔に三町許り、府城の東にして海上壹里、向ふ島ともいふ、島の廻り七里拾貳町余、渚の廻り九里三拾壹町余間、高きこと行歩するに凡三里、頂上二峯あり、南なるを南嶽といひ、北なるを北嶽といふ、又絶頂に三の池あり、南嶽にあるを白水となす、北嶽にあるを御鉢と名づく、白水・御鉢の中央凹にあるを両中といふ、此池中に石像の観音を安す、又南

嶽の嶺に一鉾を建、永正六年己巳五月十五日、福昌寺十一世天祐中火を發し炎煙止ざるゆへ、宗津和尚建る所にして、唐金鑄物なり、文明鎮めん為に建るといひ傳ふ、島の形は圖する所の如くにして、

嶽の麓に人民居住し、拾八ヶ村あり、地頭假屋を島の西面横山村に置き麓といふ、横山を出て東に廻島するに小池村といふ、其次を赤尾原村、其次嶽村、其次藤野村、

其次西道村、其次松浦村、島の北面にあたる、其次二俣村、其次白

濱村、其次向面村、島の東にあり、安永己亥、火を發しより今人家なし、其次黒上村、其

次瀬戸村、其次脇村、島の南にあり、其次有村、脇・有村の両村も安永の火難にて人家なし、

有村の次を古里村、其次を湯之村、其次野尻村、赤水村を経て横山に歸る、按するに、皇帝紀云、四十四代元

正帝靈龜四年、大隅向島涌出と記す、又島の土池田新兵衛所蔵の年代記を見るに、養老二年向島涌出と見えたり、

靈龜ハ二年にして養老と改む、即靈龜四年ハ養老二年なり、されハ此島養老二年涌出なるへ

し、近世續日本紀を引て、櫻島ハ寶字八年十二月沙石聚り化して島と成と云説あり、これ誤れるなり、事ハ隅州

國分の屬島小島の條下に記す、櫻島と名付し由縁詳かならず、前太史平田清右衛門純音櫻島のことを記するに、

櫻花海に浮ひ此山涌出す、其花瑞に因て櫻島と命す、又洲上に櫻樹あり、其洲一夜に涌突して山と成、故に名つ

くといふ、此両説いまた考へず、本朝文粹に櫻島忠信落

書を載せ、忠信落書によて大隅守に任しけると、又拾遺和哥集に、櫻島の忠信か國に侍ける時、郡のつかさにか

しらしろき翁の侍けるをめし、かん加へんとし侍ける時、おきなのみ侍ける、老はてて雪の山をはいた、けとし

もと見るにそ身ハひへにけると載せたり、是によて推て考かふるに、忠信大隅の守たる時爰に居住せしゆへ、そ

の姓を稱して島の名とするもしられず、名所方角抄・地名便覽等薩摩の部に櫻島を載るハ、大隅の屬島といへとも

府城の東海にありて、詩哥俳客の輩城下より眺望し、其風光佳景なるゆへ一吟を残して、櫻島をもて薩摩の名

山といふもの多し、
短冊當座 龍伯

春にこそさくら嶋ともいひつらめしくる、けふハ紅葉ならまし 讀人しらす

夏なから時雨てミゆるさくら島浪のかた衣きてやほす

らん 冷泉為村

月雪の見るめのミかはさくら嶋なミのはな咲ゆふへ明
灰

遊行四十二世

南門

いつはあれと雲のか、れる時になをさなからふしと櫻
島やま

遊行四十四世

尊通

名にめて、世ハ冬なからさくら島花にそまかふゆきの
曙

櫻島秋月 鹿兒島八景之一

樋口三位康熙

秋ことに光を花とつきやすむしまは櫻の名にたてれと
も

櫻島春月 小松亭十景之一

日野資枝

浪かすむ月のみはるのさくらしま夜をへて花に影も
てまし

櫻島暮雪 福永門八景之一

高辻宰相家長

櫻しまひかたをかけて降雪ハちりかふ花の春の面影

筑前宇橘

影うつる水もみとりやさくらしま

浪華野雀

咲ころかなを思われつさくらしま

新續犬筑波集

大隅のさくら嶋にて

薩摩謙也

花の名におほすミそめやさくらしま

鹿兒島南曉

夜は海に明たりゆきのさくら嶋

遊行南門

冬もみるこ、ろの花やさくらしま

俳偕名所小鏡

筑後君山

雪そらやしつこ、ろなきさくらしま

〔名勝考〕

櫻島 本朝文粹〇亦號向島、武備志同し、〇永祿十年釋覺慧日州記行曰、在東而觀之、山亦向東、在西而觀之、山亦向西矣、南北亦然、故

名之曰向島、○方角集に薩摩國とするハ誤也

府東海上 一里、島周七里、渚回九里三十一町四十五間と云、高十八町、

履歩ハクキ、南嶽・北嶽、湖三あり、南を白水、水色白し、北を御三里、嶽と云、嶽と云、中を向中、亦向映と云、

頂八分より上は三條の外路なし、皆羊腸の難路也、西南

の嶺に両神祠あり、一は月夜尊、島民いふ、いにしへより相傳

其名を諱て名いはさるに至るの俗あり、一は火闌降命、大隅隼人記に、隼人の足ハ櫻鳥

か届くといふか如く其村落十八、へて、神鬼獸を愛す、敢て領知也しを以てなり、

○五社大明神、奉祀月夜見尊・木花開耶姫命・豊玉姫・

火闌降命、外一座未詳、○神社撰集曰、櫻島者、彦火々出見尊詣

龍宮、メノミヤ聚龍女豊玉姫、後姫謂火々出見尊曰、吾産勿私視

之、ツ尊不聽、カイヤス私視之、則姫化龍也、姫覺而恥其醜狀、棄

其兒而入海、イリヤス其積怨變成此山、故に霧島と相對、火坑騰

烟因是也、云々、一説曰、霧島ハ彦火々出見尊、而櫻島ハ

火闌降命也、兄弟易幸而發争、故に霧島与櫻島互に怨恨

を含むとも云々、以上島民之諺に語嗣所なれハ古傳なる

へし、されとこの島の名は木花開耶姫に由ありて聞ゆ、

唯其傳詳ならず、皇帝記てふ史乘曰、四十四代元正天

皇靈龜四年、始櫻花一葉海上に浮んで成る、故に櫻島と

名く、或説に、養老二年向島涌出、按に、二説恐くハ非

なり、靈龜・養老の間、天朝時政録尤曲尽して遺さず、

何ぞ櫻島ことき一島涌出せんに國史に之を登載すること

無らん哉、事ハ國分郷小島の所にいへり、○東西遊紀名

山論云、景色無双なるハ薩摩の櫻島山也、蒼海の眞中に

只老ツ離れて獨立し最峻峻なるに、日光映すれハ山の色

紫に見へ、絶頂白雲を蒸することく煙常に立登る、たと

へハ青疊の上に香炉を置たるかことし、是によれハ櫻島

ハ日本第一の名山といふへし、

本朝文粹 櫻島忠信落書古事談に忠信大隅任に赴くことを載す、然とも何れの代の人たることを記さず、

陽春詔勅多哀樂 半尽開眉半叩頭

官爵專非功課賞 公私寄致贖勞求

除書久待貢書致 直物遲期獻物収

故太閤賢婦衆望 左丞相佞損皇猷

忽逢魚水恩波濁 共見駿河感淚流

雖向和風櫻獨冷 被霑暖露橘先抽

近臣貪欲世間歎 外吏沉淪天下愁

費用金銀千萬兩 沽亡山海十二州

依是落書拜任大隅守云々、林子曰、是見文粹、其注曰、依是落書

大隅之任、然不記何代人、則无可考焉、文粹日本・刊本共多闕字、今叨朱書補之、此落書諷刺其時政、然未知件々指何等事也、彼因此落書任大

隅守、則不遇其諱、而蒙徵録乎、抑亦左降西海窮遠之地乎、今試以駿河感涙句推言之、則一條帝永祚元年、相國藤原忠公薨、封駿河國、諡藤原公、所謂故太閤賢歸衆望、又曰、共見駿河感涙流者、悲慕頼忠乎、先是頼忠為関白十年、既而辭職、藤原家得志、一條即位、為攝政、頼忠、先是而未幾兼家進為相國、此時左大臣源雅信與兼家結婚相睦、所謂左丞相俊賴皇裔者是乎、又同年、左大将藤原朝光因病辭其職、明年、右大将藤原濟時轉左、所謂櫻獨冷橘先抽者、託言于左近衛櫻、右近衛橘乎、或曰、櫻者忠信託其民言官冷乎、橘者當時橘氏者登庸乎、其餘今不能強辨焉、○按に、櫻島ハ地名にあらず、忠信カ姓氏ならん、後紀桓武紀に散位從六位上櫻島部石守、又東鑑建久六年大佛供養番匠に櫻島國宗と見え、又拾芥鈔姓氏録櫻島名あり、後世ながら日本詩選に櫻島姓見えたり、蓋また俗間に家の稱號を名字といふハ、即其名田本貫の地名を稱せし事にて、姓とハ小別あり、忠信或ハ此櫻島に縁由故あるをもて櫻島を名字とせるにてもあるへし、養老五年太政官處分曰、唱考之日、三位稱卿、四位稱姓、五位先名後姓、自今以去永為恒例ともあり、凡大隅守の先達皆從五位下なれハ、忠信カ如キハ忠信櫻島朝臣とあるへし、而して古事談・宇治拾遺等并に大隅守櫻島忠信とあれハ、櫻島ハ姓にもあらずしてその地名にて、今のさくら島に居しも知へからず、とにかく大隅守に任せし事なれハ、爰に載て聞見に備ふ

拾遺和哥集に、大隅守さくら嶋の忠信カ國に侍りける時、郡の司かしらしろき翁の侍りけるをめし、罪をかなかへむとし侍りけるを、おきなよみ侍りける、

哥略、

この哥によりてゆるされ侍りける、與義抄に、わたくしのいかに信那司の翁をめしかふる時よみてゆるさる、哥云々、

宇治拾遺物語に、いまはむかし、大隅守なる人國の政をした、めをおこなひ給あひた、郡司のしとけなき事ともありけれハ、召にやりていましめんといひて使を遣しつ、

先々のこの様にしとけなき事ある時には、罪にまかせて

重く軽くいましむる事常の例なりけるに、一度にもあら

す度としとけなき事あれハ、重くいましめんとて召也け

り、こゝにめしてみてまゐりたりと使の申けれハ、さき

くするやうにひきふせて、尻頭にのほりゐるへき人、

しもとを設て打へき人まうけて、先に人ふたり引張りて

出きたるをミれハ、頭ハ黒髪もましらす皆白髪也、いと

をしとおほしけれハ、如何なる事につけてか是を免して

んと思ふに、ことつくへき事なし、あやまちともを片端

より問ふに、た、老をかうけにしていらへをる、守いか

にして是をめさんとおもひて、己ハいみしき盗人かな、

但汝哥ハよみてんやといへは、翁はかくしからす候と

もよみ候なんと申けれハ、さらはつかふまつれといはれ

て、程もなくわな、き聲にてうちいたす、としをへて雪

の山をはいた、けとしもと見るにそ身ハひえにける、と

云けれハ、いみしふあはれかりて感してゆるしけり、

名寄に浪の花貝などよめり 西行法師

夏ながら時雨でミゆるさくら嶋浪のぬれ衣きてやほす

らん

近衛内大臣前久公

いつハあれと雲のか、れる時そ猶さながら富士よさくら島山

冷泉大納言為村卿

月雪のなかめのミよはさくら嶋浪の花さくゆふへ明ほの

細川玄旨

いにしへに誰かいひけんさくら嶋つくしの海に富士をうつして

中納言家久公

いつのまに春たち来ぬと名にめて、花の梢をさくら島哉

寛永十五年慈眼公を悼奉りて

京師貞徳翁

櫻島ありとし聞けハ西の海にやかて手向る波の花かな

三十五世遊行

名にめて、世ハ冬なから櫻しま花にそまかふ雪のあけほの

石川浄林

朝日影うす紅ににほふなり高ねの花やさくら嶋山

巢松詩集、大永三年癸未二月、島陰見櫻島花三首、山名櫻島海之涯 万朶如雲又似霞

日暮春風吹作雪 此花亦称不香花

春入島陰含夕輝 櫻花開處興何微

明朝風亦何恨「此」句有落字乎之改観成雪飛

海中櫻島古猶今 二月花開入句吟

此夜官遊類可賞 明朝風雨作空林

櫻島小引

予初祇琉陽、即聞所謂櫻島者、轉々奇峰具四時之佳景、

亭々孤嶼依八面之驚濤、神往久之云、舟行三百里、非善

風不易達、是以未遑問津、一日者其住持不石上人、以櫻

島四詠遥寄索和、予即未晤其人、未履其地、然見其詩、

亦可約略其島中烟景想見其為人、兼採所聞、鍾韻回答、

越朝而龍洞心海上人來謂予、不啻親見、為請序焉、予以

未到不能詠、乃不公不以予為不文、不得予言不止、猶固

託心公、繪圖以示、且述其山有玲瓏峯洞奇魚螺、（鰓）杜鵑

開十月之花、三春更艷、漁舟艤千尋之壁、九夏尤多、写

照秋波益顯眞山、画目藏峰冬雪無殊、玉柱峴輪与夫巧鳥

名花不可勝指、是則櫻島之大概也、予究不能名言之、爰

即所聞、和哥書以畀之、國柱按、康熙己亥陽月、閩唐瑟水翁

長祚榴菴氏、題於中山使院、本邦正德四年、而翁長祚從清冊使

徐葆光、而來自沖繩之年也、翁長祚嘗作傳信錄之跋言、不石大乘院主、善詩文名當時

櫻島四詠次不石上人元韻

春

遙指中山外一天 杜鵑花候海光連

幾回錯鉏珊瑚出 百丈潮頭似欲然

夏

奇峰到夏倍堪憐 如削芙蓉插海天

不少星槎橫島外 垂竿流入小漁船

秋

本是靈帷怪石堆 自應木落益崔嵬

天心欲顯真山出 先借金風一洗來

冬

候當十月值純坤 萬綠資生未有痕

博望倘教來此島 雪中定擬作崑崙

寄題櫻島山次不石和尚元韻

住崎陽聖壽山支那道本

奇峰傑出海之天 勢与須弥共接連

見說春花开勝錦 州人遙望尽欣然

右春

深青嫩綠兩堪憐 下映滄溟上映天

四面清風生萬籟 餘涼吹入釣魚船

右夏

黃葉紛々浪作堆 玲瓏巖竇露崔嵬

靈山面目分明現 蜃氣句連爽氣來

右秋

雪色山容一抹坤 還如懶髓補癡痕

瓊樓玉樹重々出 疑是蓬萊第一嶺

右冬

櫻島暮雪 山田月洲

孤峯隔海落暉殘 萬仞天高白雲寒

瑞色偏明暮雲表 玲瓏絕勝月中看

〔地理纂考〕

櫻島嶽

(本記事ハ前二同文アリ、省略ス)

〔纂考〕

諸所燃崎 當島の内燃寄といへる地諸所にあり、一は黒上村にあり、文明三年九月十二日、此村の頂より火を發し、大石を飛し砂を雨らす、其燒石堆積して岩丘となる、土人呼て燃寄といふ、一ハ野尻村・湯之村の界にあり、文明七年八月十五日、野尻村の上より火を發し、砂石を雨し、此邊すへて燃石なり、一ハ向面村にあり、安永八年十月の燒跡にて、島民新燃寄といふ、一ハ有村にあり、是も同時の燃跡にて新燃島といふ、

題燃島

▽ 僧覺惠 △

寒崑次列里程餘 龍臥虎蹲勢活然

黒質彩丹療寄石 宛如炎氣未相除

〔纂考〕

烏嶋 赤水村の南三町許の海中にあり、文明七年八月十五日、野尻村火を發す、島人相傳へて此時湧出せしといふ、今は雜木繁茂す、土俗に唯松樹の生する事を忌むといへり、今に一松樹の生するなし、烏鴉多く集り栖む、因て名を得たり、周廻半里許、人居なし、寛永十年癸酉

五月、島津家久嚴島神社を創建せらる、

沖小島 湯之村の一里許前にあり、横山村に属す、周廻島島に倍して清泉あり、文明七年八月野尻村火を發せし時、烏嶋と一時に涌出せしといふ、或ハ云、文明七年以前櫻島發火の時涌出せしともいふ、人家なし、

〔名勝志〕

沖島 烏島の南にあり、湯之村の前なり、其大きこと島島に一倍す、水あり、年代記に云、文明三年九月十二日、黒上村に火を發し、人民多死す、同七年八月十五日、野尻村に火を發す、此時涌出するにや、近比安永八年十月朔日、櫻島兩所に火を發し、向面村の海中島々涌出するを見て考へ知るへし、今松樹多し、俗に是をおこ島といふ、

〔纂考〕

新島 向面村の前にあり、其島凡そ五ありしか、次々に合併して今ハ一島となる、安永八年己亥十月朔日、桜島

新島
天明五年十一月
十日開圖



火を發し、地大に震ひ、黒煙天を覆ひ忽ち暗夜の如し、五日経て後煙消え天晴る、十四日、一島涌出す、向面村の地を距ること三町、南北五十七間、東北五十間、高さ一間三尺八かり、其翌年七月朔日、水中に没す、是を一番島といふ、同十五日、又一島涌出す、一番島を距る方一町十六間許、向面の地を距ること四町半許にあり、その状嵩島なり、一島と稱す、己亥十月化生の故なり、同十一月六日夜、又一島涌出す、二番島を距ること巳方十五町、向面の地を距ること十町許にあり、其状又嵩島なり、是を三番島と云、同十二月九日夜、又一島涌出す、三番島を距ること午の方六町許、向面の地を距ること廿三町許にあり、其形亦嵩島なり、是を四番島と云、三四の兩島ハ硫黄の氣あり、因て俗に硫黄島と稱す、同九年庚子四月八日、二島相並ひ又涌出す、五月朔日に至て自ら合して一島となる、四番島を距ること未申の方十四町余、向面の地を距ること十二町許にあり、是を五番島と云、今俗に安永島と稱す、同六月十一日、又一島涌出す、五番島の地を距ること十町許にあり、是を六番島と云、同九月二日、又一島涌出す、六番島の丑寅の方にあり、是を七番島と云、同九月十三日、又一島涌出す、七番島の辰巳にあり、是を八番島と云、後七八の兩島合して一島となり、又其後六番島に連り三島合して一島となれり、因て併せ稱して六番島と云、漁人釣を垂る、に魚を得ること多く、俗に惠美須島と名づく、初め火を

發せしより一年の際、海底鑄冶の如き音ありて、海潮沸騰し、砂を飛せ泥を雨らし、或ハ石を發し、或は三日を経、或ハ五日を過ぎ、出没常なし、巨嵩崩れて細石と變し、泥沙聚りて洲嶼に化し、其状定ることなし、其一島湧出する時ハ、必泥沙淤き上りて山の如く、其高さ三四丈に至り、倒れて海水人家に逼る、炎氣稍退き五島全く其形を成す、即ち其二番・三番・四番・五番・六番の五島併せて新島と名づく、其五番島最大きにして、其周圍二十町、高さ六丈なり、草木發生し水泉迸出す、於是寛政十二年閏四月、島民六口を此島に移す、今向面の海底を測るに、深きこと凡そ八十尋、若くは九十尋あり、かゝる海底より諸島を湧出せること、造化の功用真に不思議といふへし、

「名勝考」

沖小島^{オホコト} 桜島野尻村燃崎の西南に至り、周一里許、國分郷小島に對して沖小島といふならん、
鳥島^{カラスノ} 桜島赤水村の南三町許に在り、鳥島の栖林とす、この二嶼共に人住なし、

年代記及旧記曰、應仁二年、桜島山上に火を發し、文明三年九月十二日、黒神村の上愈熾にして、同七年八月十

五日、野尻村火を發し、八年九月十二日、又大に燃上る、人馬死傷不可勝記、近國に至沙灰を雨すこと五日、寛永十九年三月七日夜、向島神火起る、又福昌寺所藏記曰、又島之東前大地震、西地涌出二里許、連于本島と、是今の燃崎也、元禄十年釋覺慧題燃崎石詩に、寒巖次列里程餘 龍臥虎踞勢活如 黒質彩丹燎崎石 恰如炎氣未相除、沖・鳥の二小島ハこの以前に涌出せしに欵、島陰集、文明十年戊戌八月十九日、歴七里原、西南有一島、日向、文明八年丙申秋、火起焚島、烟雲簇也、塵灰散也、青茅之地、急變白沙堆、滄桑之嘆、不克蔑于懷、作是詩、

烈火曾燒一島來 桑田碧海捺休猜

去年潤底草深處 七里平原沙作堆

七里原次玉洞翁韻 巢松

山似崑崙最上巔 風吹猛火起雲烟

平岡七里沙如雪 草樹何愁白髮新

按、七里原ハ福山牧野より末吉・恒吉界までの間此名あり、其郊原三里に足らず 蓋むかしハ志布志邊より福山坡の上に至るの處を七里原といひしなり、此七里ハ今所謂五町を一里とするの七里にして、鎌倉七里ハ濱などもこの例なり、

古事記曰、國雅如浮腫、因萌騰之物云々、三大考曰、天と地とつ、きてありし帯の天浮橋數條ありしやうにも聞

へたり、若然らハ富士・信濃の浅間嶽・日向の霧嶋山などは、其帯の斷離れたるあとの帯にもやあらむ、山のまも然るへきさま也、又今に火の出るも、初に昇りゆきし氣のなこりのなほのこりて騰るにやあらむと云り、さて皇國にハ高山の頂火を發して終古に炎るか多く、西土の山にハいと稀にて、火炎于昆岡などあれと、こなたの炎つ息ついにしへより今に亘れるか如くにハあらず、是國脉のおのつから呉なるゆゑなるへし、酈道元カ水經註云、屈茨北二百里有山、夜則火光、晝日但煙、人取此山

石炭、冶此山鉄、恒充三十六國用、故郭義恭廣志、龜茲能鑄冶など見えしハ、所謂火井・火坑の類にもあるへし、この桜島の炎たりし事ハ文明年中より見え初たれとも、

その前つかたより山上火を發しハありしか、中比には炎熄しなるへし、爰に安永八年癸亥十月朔日、桜島大に火を發したり、其疇昔九月廿九日夜亥上刻より、方數十里

の間地岨こと類、然曾て無息時、以て翌朔日巳午の刻に至り、嶋中の井悉く沸騰り、所々水迸出、又海水紫色に變る、未刻、山上両間より乍一帶の黒烟を吹出し、頃乃大に鳴動して、東西両所一挙に炎上れり、そもく桜島

絶頂の東南両面^{アテアヒ}てふ峽^{カヒ}に湖^{ミヅウミ}あり、白水池といふ、回一町餘、其水常に満溜^{ミチヒ}あり、海潮の進退^{サシヒキ}大小に應^{オウ}なり、先是椛島童謡^{ハナコウワケ}曰、二あひから雨流す、雨ハ流さず沙流す、後ハ火の子のまる焼^{ヤキ}たむのく、果し朔日未刻^{ツキカ}、この両間より火を發^{オコ}し、泥沙涌流^{ドロホ}れて人屋田疇^{ウメカク}を埋没^{ウメカク}すものその數を知らず、其事状ハ炎上記あれハ亦記さず、後に大坂人に聞く、安永八年十月二日、大坂に沙降る、諸人大にあやしむ所に、丹後浦島の人來りて、かの海邊に夥しく浮石^{カルイシ}寄來る、是海嶋の燃ならんといひしに、果して椛島の事を承りたりといへり、その比ハ本藩日ことに西風のミ吹續きぬるほとに、かく連に灰を大坂に降せしなるへし、白石手帖に、十月十五日、淺間山おひた、しく鳴動してやけ出し、山崩石飛ひ、廿六七日比地震、夫より五日十日ほど江戸皆地震、十二月臘尽の夜甚しく、正月元日、御城に登むと罷出しに、漆のとき黒雲一条西の方より東したるに、供の者ともおひたましき霜の降と打拂く、後に聞ハ霜と見しハ皆灰にてありしやといふことあり、山のやけ出して後地震せるもあるへし、さて山頂火を發す者ハ必ず朔望の交に在り、蓋海潮の候に隨ふといへり。

大隅海新嶼涌出記

余嘗聞之、天地之體日月、其精靈其火水即二氣之妙用、而萬物統會不外于茲矣、故以木金與水火并称者、非所聞也、人間生之乎二氣中、自相忘弗之察焉而已、夫智之欺

者^{アノトル}為其易物理、愚之惑者^{オホハル}為其蔽物理焉、而日月之食四時之更、世常見而信之、未有之疑也、然而至夫火水之變尋常所希、則物理不能知者、世固既不得而無之也、安永八年癸亥十月朔日辛亥、大隅州椛島有火變焉、山上發火、一時天搖地震、越比及五日、火更東轉、從海中炎、其海中之深自八十尋至九十尋、故猛焰自海底沸騰也、山谷為此扇動、滄溟為此蕩波、則使潮勢溢陸、海邊居屋漂空穿墻、魚鼈焦殺、蟲介熱傷、舟楫常有飄蕩之恐覆溺之虞^{ソナヘ}、至若夫椛島山上火坑時發也、鬱煙歎烝、不知幾重疊、九霄星斗為之要曜、灰沙隨風積席眯眼、其患亦夥、烈聲呼號也、礮礮連轟聽、雷厲電激、硫黃臭氣時熏、莫不掩鼻、屢生忌嫌、不測復將何作、須臾千態俄頃萬狀、則不可窮尽諸筆言也、而以泊翌歲九年甲子、其火勢浸微、又閱月餘炎殆息、突然出現者即新嶼也、新嶼之出也、固未可頓知之、或曰泥沙之凝滯、或曰浮石之屯聚、或曰出沒易處、隱顯有時、昔者所視今則無之、今且所成如明日、何抄忽之間難巨細認之、頗似有鬼神陰來相之、吳言喧聒街談紛紜若是、蓋期年完然島嶼分出、列見者凡以五數、其二以八年癸亥十一月六日丙戌生、一大者曰安永嶼、周匝二十

福
山
地方

硫黄
島
島田六
町島一
丈六尺

種子島田四町
島一丈更部南
村三十町

癸亥十一月
六日六上

庚子島田十三町
島二丈八尺五島
夜合島一沙
島心

庚子十二月九日
夜斗生去向而
村二十三町

山下

庚子
免
記

庚子島田三町島
八尺頭島十二町

癸亥二月十四日
夜島深
六後没入

庚子四月八日二島出上
至五月五日合為一

西

庚子島田二
十町島六丈
深櫻島三町
癸亥十一月六日
涌出口罷政十二
年庚子閏四月
指島成六日
子才島六

櫻島

尚
面
村

町、一小者曰猪兒嶼、周匝四町、其次以十二月九日夜生、是曰硫黃嶼、以有硫黃氣也、其次以九年甲子四月八日雙生二島、至五月五日自合為一島、亦曰安永嶼、周匝三町、其次以同年六月十一日生、又九月二日生一島、又十月三日生一島、是二島并小、後自合為一、既而與六月十一日所生者自連接成一島、是曰惠美須嶼、以獲魚最多也、凡各嶼皆磐石連結、獨惠美須嶼白沙委積、遠望皚乎如堆雪、前此以癸亥十二月十四日、始見一島、後沒而亡云、今合而名之曰安永之島、以安永年生出也、蓋距桜島各可半里、北瀕福山邑、而其大者長東西、北背隆高、南面夷平、松茅穰生其上、源泉迸出其間、於是漁客蟹人亦可以止宿碇泊也、按、昔者神護中大隅之海中有神造島、其名曰大穴持、今以為小嶋是也、夫海中嶋嶼往々而在焉、顧豈有神造之理、疑史或為之說、或曰神造猶言天造也、愚也惑焉、今乃會安永島之成、因再謂、夫有物斯有理、天地中間未可曾言物而無之、原野拾蛤殼、山壑遺螻房、先天之世不亦近乎、况夫造物者之無極、欲以眼前智窮之則易、以蚩之愚深疑之滋惑矣、凡是皆不能盡所以為其理者也、然則神造涌出亦何擇焉、今也於斯安永島、人自觀以為世固

既不無之、而未聞貽疑於其間者也、如予嚮有疑於史、可謂為愚所錮矣、抑昨之所惑於彼、今則發於此、遇欲記安永島之狀、故并論之、私以備後之莫面觀之、而或有疑於斯者云、天明五年某月日、鼓川國柱記、

「名勝志」

新島 向面村の北に五島あり、安永八年己亥十月朔日、櫻島火を發し、黑煙天に上り、地大に震ふ、忽ち暗夜の如し、五日の後煙散す、是月十四日、一島涌出、向面村のこと凡三町、島の縦五拾七間、横五拾間、高さ間三尺、翌十五日、一番島と云、翌年七月朔日水中に没して今見えず、

又一島涌出、一島涌を距ること卯方壹町拾六間余、岩島にして、是年己亥の歲なれハなり、十一月六日夜、又一島涌出、二番島巴方拾五町、向面村を距ること凡三拾町、岩島にて、是を三番島といふ、向面村を距ること凡式拾三町、これを四番島といふ、三番島・四番島を今里俗硫黃島と名づく、岩島にして硫黃氣あり、翌年庚子四月八日、二島双涌出、四番島の西方、向面村を距ること凡拾式町、名つけて五番島といふ、五月朔日、二島合して一島となる、これを今里俗安永島と名づく、六月十一日、又一島涌出、五番島の丑今里俗安永島といふ、これを七番島といふ、

十月十三日、又一島涌出、七番島の辰巳に隣る、是を八番島と云、其後七八番の二島合して一島と成、これを九番島と云、其後六番島に連り、三島合して一島と成、六番島の名残れり、里俗これを惠美須島と名づく、この島に魚多くあつまりて漁釣のたよりありとてかく名

つけし、初め火を發して一年の際、頓に白砂を沸騰し、三

日を経て或は没し、又泥を發し石を發し、五日を過て或は没し、又岩石崩れて小さくなるもあり、泥砂聚り大きくなるもあり、海底鑄冶の音あり、其形定ることなし、

一鳥涌出するときハ、かならず泥砂状上り、波濤高く、

或三丈或ハ四丈人家に逼る、島民是を津波といふ、炎氣漸く鎮り、五島全その形を得たり、時の人新島と称す、

二番・三番・四番・五番・六番の島今に現在す、[◎]五番島大して草木生し水あり、よ

て寛政十二年庚申閏四月、島民六口を此島に移し居らむ、其海底の深さを邑長に問ふに、向面の沖は凡八拾尋、或ハ九拾尋なるよしへり、かゝる海中より涌出して島と成こと、天地造化の妙測りかたし、

〔地理纂考〕

〔頭注〕名勝志 藤崎正兵衛 楊梅樹 當島藤野村藤崎某宅地の庭中にあり、島津義弘

関ヶ原の役後慶長六年四月、藤野村に蟄居し、以て徳川氏に謝す、凡居ること兩月許なり、その時假山を築き旅寓の情を消す、其時手つから裁しと云、

〔名勝志〕

邦君寛陽公此楊梅の為に屢光臨し給ふ、宥邦公もまた高駕を寄せ給ひしといふ、今其古木枯てなし、

〔纂考〕

古牧馬苑 此址嶽村にあり、海より半里許山にて、島津義久天正十三年四月當嶋へ馬追に渡海せしといふ、先是野狼の害ありし故に廢絶せしを、天正十二年に再興ありしといふ、其後此牧を鹿兒島吉野村に移せしを、近頃此をも廢せり、

〔纂考〕

櫻嶋忠信傳

拾遺和歌集曰、大隅守さくら島の忠信か國に侍りける時、郡司かしらしろき翁の侍りけるをめし、罪を考へんとし侍りけるを、おきなのみ侍りける、

老はて、雪の山をハいた、けと霜とみるにそ身はひへにける

此歌によりてゆるされ侍りける、

○清輔の奥義抄にも是を載て、其序に、桜島忠信郡の司をめし考る時に、よみてゆるさる、哥云々、國のはてまでもかゝる哥よみけむ人もあり云々、

○宇治拾遺物語に曰、いまはむかし、大隅守なる人國の政をした、めおこなひ給あひだ、郡司のしとけなき事ともありければ、召にやりていましめんとといひて使を遣しつ、先々のもこの様にしとけなき事あるときには罪にまかせて重く軽くいましむる事常の例なりけるに、一度にもあらず度々しとけなきことあれハ、重くいましめむとて召にやりけり、こゝにめしてゐてまいりたりと使の申ければ、さきくするやうにひきふせて、尻頭にのほりゐるへき人、しもとを設けて打へき人まうけて、先に人ふたり引張りて出きたるをみれば、頭は黒髪もまじらず皆白髪なり、いと口をしくおほえければ、如何なる事につけてか是を免してむと思ふに、ことつくへき事なし、あやまち共を片端より問ふに、たゝ老をかうけにしていらへるを、いかにしてこれをゆるさむと思て、おのれはいみしき盗人かな、但汝哥はよみてむやといへは、はかくしからすともよめ候ひなんと申ければ、さらはつかふま

つれといはれて、程もなくわな、き聲にてうちいたす、

年を経て雪の山をはいた、けと霜とみるにそ身ハひえにけると云ければ、いみしうあはれかりて感しゆるしける、人はいかにも情はあるへし、○南留別志萩生物右衛門著書に櫻

島忠信か召せし郡司の哥を載せて曰、かしらにはおとろの雪をいた、けと霜と見るにそ身ハひえにけると云哥ハ、笞杖の罪の事をいへり、笞杖ハ荊楚にて作るゆゑおとろといへるなるへしとあり、此哥の一二の句をかしらにハおとろの雪とあるは訛れり、拾遺集・奥義抄・宇治拾遺物語等には、老果て雪の山をはいた、けと云々、宇治拾遺物語には、年を経て雪の山をは云々とありて、かしらにはおとろの雪とはなし、奥義抄も然り、本朝文粹第十卷に落書櫻島忠信と題せる旧註曰、案古事談、有忠信赴大隅、然不記何世人、按するに、櫻島忠信か事を拾遺集に載せられたは、永観以前の人たるに疑なし、其落書曰、

陽春詔勅多哀樂 半盡開眉半叩頭

官爵專非功課賞 公私寄致贖勞求

除書久待貢書致 直物遅期献物収

故太閤賢婦衆望 左丞相俊損皇猷

忽逢魚水恩波濁 共見駿河感淚流

雖向和風桜獨冷 被霑暖露橘先抽

進臣貪欲世間歎 外吏沉淪天下愁

費用金銀千萬兩 沾亡山海十二州

依是落書拜任大隅守云々、林氏曰、按古事談、有忠信赴

大隅之任、然不記何代人、則无可考焉、文粹旧本・刊本

共多闕字、今叨朱書補之、此落書諷刺其時政、然未知件

々指何等事也、彼因此落書任大隅守、則不遇其譴、而蒙

微祿乎、抑亦左降西海窮途之地乎、今試以駿河感淚句推

言之、則一条帝永祚元年、相國藤賴忠公薨、封駿河國、

謚廉義公、所謂故大閤賢歸衆望、又曰、共見駿河感淚者、

悲慕賴忠乎、先是賴忠為閔白十年、既而辭職、兼家得志、

一条即位、為攝政、賴忠薨、而未幾兼家進為相國、此時

左大臣源雅信與兼家結婚和睦、所謂左丞相佞損皇猷者是

乎、又同年、左大將藤原朝光因病辭其職、明年、右大將

藤原濟時轉左、所謂櫻獨冷・橘先抽者、託言于左近衛櫻・

右近衛橘乎、或曰、櫻者忠信託其氏言官冷乎、橘者當時

橘姓者登庸乎、其餘今不能強辨焉、

望向島賦詩

枳桂庵

萬頃蒼波白鳥濱 中流向島一由旬

櫻窓穩坐回頭見 宛是廬山面目真

櫻島四詠春

僧不石

不石ハ鹿兒島大乘院二十四代住持玉超にて、詩を以て世に鳴る、

南海灘頭獨聳天 紅霞靄靄單相連

春光莫訝火光映 滿島杜鵑花欲燃

夏

一朵奇峰甚可憐 雨餘著色碧於天

景光自是參雲外 巖下趁涼多小船

秋

突兀巖巖絕海堆 滿天夜氣益崔嵬

山容何似老人瘦 露出手袖秀骨來

冬

滿山白雪冷乾坤 萬丈寒光射浪痕

借問諸峰誰得似 丹霄獨露玉崑崙

櫻島小引

予初抵琉球、即聞所謂櫻嶋者、轉々奇峰具四時之佳景、

亭々孤嶼依八面之驚濤、神住久之云、舟行三百里、非

善風不易達、是以未遑問津、一日者其住持不石上人、

以櫻島四詠遙寄索和、予即未晤其人、未履其地、然見其詩、亦可約略其島中烟景想見其為人、兼採所聞、鐘韻回答、越朝而龍洞心海上人來謂予、不啻親見焉、為請序焉、予以未到不能詠、乃不石不以予為不文、不得

予言不止、猶固託心公、繪圖以示、且述其山有玲瓏畦洞奇句魚鱗、杜鵑開十月花、三春更艷、漁舟艤千尋之壁、九夏尤多、寫照秋波益顯真山、画目藏峰冬雪無殊、

玉桂岷嶮與夫巧鳥名花不可勝指、是則櫻島之概也、予究不能名言之、爰即所聞、和歌書以畀之、時康熙己亥

陽月、閩福唐瑟水翁長祚榴庵氏、題於中山使院、康熙己亥八其五十八年にして、皇國の正徳四年に當れり、翁長祚清國の冊使徐葆光に従ひ此年琉球に来り、長祚傳信録の跋を作る、

櫻島四詠次不石老人元韻

春

遙指中山外一天 杜鵑花候海光連

幾回錯鉏珊瑚出 百丈潮頭似欲燃

夏

奇峰到夏倍堪憐 如削芙蓉插海天

不少星槎橫島外 垂竿流入小漁船

秋

本是靈岷怪石堆 自應木落益崔嵬
天心欲顯真山出 先借金風一洗來

冬

候當十月值純坤 萬綠資生未有痕
博望倘教來此島 雪中定擬作岷嶮

寄題櫻島山次不石和尚元韻

長崎聖壽山住持支那道本

春

奇峰傑出海之天 勢與須弥共接連

見說春花開勝錦 州人遙望盡欣然

夏

深青嫩綠雨堪憐 下映滄溟上映天

回面清風生萬籟 餘涼吹入釣魚船

秋

黃葉紛々浪作堆 玲瓏巖竇露崔嵬

靈山面目分明現 蜃氣勾連爽氣來

冬

雪色山容一抹坤 還如懶髓補癡痕

瓊樓玉樹重々出 疑是蓬萊第一輪

〔纂考〕

相良氏人質 肥後國球麻領主相良氏世々島津氏に敵する事久し、天正九年、相良義陽肥後國水俣（佐敷脱カ）・奈木・湯浦の四城及び葦北・七浦等を以て島津氏に降り、二子を以て質とす、此に於て二子を桜島に置き、後に鹿兒島に徙す、かくて長子四郎太郎に元服を加へ、島津の忠の字を與へて忠房と号く、是義陽か請ふに因てなり、既にして兄弟兩人を球麻に送り還す、今其居所詳かならず、

〔纂考〕

物産

器用 蠟
 飲食 煙草
 五穀 蕃薯
 果實 蜜柑 常の蜜柑よりハ味甘美にして核少し、人家多く植て産業の助とす、島蜜柑と号して賞味す、
 乳柑 枇杷 李 桃 胡頹子
 蔬菜 菜菔 當嶋の名産なり、其大なる者ハ径り一尺なるあり、世に櫻烏菜菔と称して賞玩す、 海藻 海苔

西瓜 以上多く鹿兒島に販く、

走獸 野猪

鱗介 鱒 章魚 帶魚 烏賊 鯖 鱒 鯉二種 棘鬣魚

梭魚 鯨

〔纂考〕

古里温泉 湯之村古里にあり、安永八年湧出す、潮湯にして能く諸病を治す、初め近村有村に温泉ありしか、安永八年大燃の後其温泉涸て、是年今の地に湧出す、近來亦地にも湧出し、年々歳々客舎を造り浴客たえず

黒上温泉 黒上村にあり、湧出の年月詳ならず、是亦潮湯にして能諸病を治す、此温泉人家より頗る近し、故に浴者の為に便利なるを以て近來浴客殊に多し、

大隅郡

地理志

櫻嶋又曰向嶋、武備志向嶋
 舊記、文明八年丙申九月十二日午刻、隅州向嶋白砂七日

降也、其内十九日未刻より眞の暗(㊦暗)と成也と有、

旧記、養老元年丁巳、隅州向嶋浦出、

元正天皇靈龜二年、白山權現顯座、四年、大隅國向嶋浦出、

櫻嶋を見て

細川玄旨法印

はれ残る霞の中の山松や

雲を根さしに誰かうへけむ

いにしへに誰かいひけんさくら嶋

つくしの海にふしをうつして

家久公四季戀の御詠春

いつの間に春立来ぬと名にめて、

花の梢もさくら嶋哉

福昌十一世天祐和尚、嶋の絶頂塔婆を眞鍮にて打せ、御

先祖様御為、又者衆生菩提之為とて建立、其内 忠昌公

殉死、奈良原助八と有之、

寛永十五年之春 家久公逝去、洛陽延陀丸貞徳翁より

いたミの詞の哥に、

櫻嶋ありとしきは西のうみに

やかて手向る浪のはな哉

島陰漁唱桂庵詩集

十九日、歴七里原、南方有一島、日向(㊦島)、文明丙申秋、火

起焚島、烟雲簇也、塵灰散也、青茅之地、忽變白沙堆、

滄桑之嘆、不克蔑于懷、作是詩、

烈火曾燒一島来 桑田碧海摠休猜 去年間底草深處(㊦調)

七里平原沙作堆

七里原次玉洞翁韻

山似崑崙最上巔 風吹猛火起雲烟 平岡七里沙如雪

草樹何愁白髮前

上井日記云、天正十三年四月廿七日、此日向嶋御馬追御

渡海候とあり、

雲竜寺在小池村、

大旦那光久公御子外記殿於赤水御死去、御牌石塔有之、

御懷者當嶋脇村之土民と申傳候、尤御懷石塔も位牌も有

之、為御佛餉料御買地ニ而、薩州吉田之内江六石餘有之、

所郷士高之内ニ有之由、

榮松詩集

大永三年癸未二月作三首

島陰見梅花(㊦桜)

山名櫻島海之涯 萬朶如雲又似霞 日暮春風吹作雪

此花亦稱不香花

春入島陰含夕輝 櫻花間處興何微 明朝風雨亦何恨

片々改觀成雪飛

海中櫻島右猶金 二月花開入句吟 此夜官遊頻可賞

明朝風雨作空林

惣廟 五社大明神 所祭彥火之出見尊、一說火闌降命、異二月讀

見尊、

肝屬郡地誌備考

(中表紙)

肝屬郡地誌備考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">百引</td> <td style="width: 15%;">花岡</td> <td style="width: 15%;">始良</td> <td style="width: 15%;">串良</td> <td style="width: 15%;">内ノ浦</td> </tr> <tr> <td>新城</td> <td>高隈</td> <td>大始良</td> <td>鹿屋</td> <td>高山</td> </tr> </table>	百引	花岡	始良	串良	内ノ浦	新城	高隈	大始良	鹿屋	高山
百引	花岡	始良	串良	内ノ浦							
新城	高隈	大始良	鹿屋	高山							

(表紙)

肝屬郡地誌備考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">百引</td> <td style="width: 15%;">花岡</td> <td style="width: 15%;">始良</td> <td style="width: 15%;">串良</td> <td style="width: 15%;">内浦</td> </tr> <tr> <td>新城</td> <td>高隈</td> <td>大始良</td> <td>鹿屋</td> <td>高山</td> </tr> </table>	百引	花岡	始良	串良	内浦	新城	高隈	大始良	鹿屋	高山
百引	花岡	始良	串良	内浦							
新城	高隈	大始良	鹿屋	高山							

- 肝屬郡
- | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-----|
| 一全 中名村 | 一全 唐仁町 | 一全 新川西村 | 一全 岩弘村 | 一全 上小原村 | 一全 宮下村 | 一全 前田村 | 一全 新富村 | 高山 南方村 | 内之浦 |
| 一全 下名村 | 一全 豊榮町 | 一全 川西村 | 一全 池之原村 | 一全 有里村 | 串良 岡崎村 | 一全 後田村 | 一全 野崎村 | 一全 北方村 | 肝屬郡 |
| 一全 高須村 | 一全 上名村 | 一全 柏原町 | 一全 川東村 | 一全 細山田村 | 一全 下小原村 | 一全 富山村 | 一全 波見村 | 一全 岸良村 | |
- 田崎、
祓川、
改ム、
鹿屋

肝屬郡地誌備考

- (中表紙)
- | | |
|----|-----|
| 花岡 | 内之浦 |
| 高隈 | 高山 |
| 百引 | 串良 |
| 新城 | 鹿屋 |
| | 始良 |
| | 大始良 |

始良 一麓村 全 一上名村 全 一下名村 全
 大始良 一 大始良村 全 一獅子目村 全
 一野里村 全 一南村 全 一濱田村 全
 一西俣村 花岡 全 一横山村 全
 一上高隈村 高隈 全 一木谷村 全 一白水村 全
 一平房村 全 一下高隈村 百引 一白引村 百引
 一平房村 新城 一新城村 新城

メ四十四村

明治十三年十月廿二日甲第百九十七号ヲ以、肝属郡上名村ヲ祓川村、下名村ヲ田崎村ト改稱ス、

是ハ鹿屋郷ノ上名・下名ヲ改稱スル也、

肝属郡沿革

古時、本郡ヲ分テ肝属郡^{丁百三十}・串良院^{九十丁}・鹿屋院^{八十}九段又同院・始良庄^{五十}・始良西俣^{二十一}・百引^{小河院内百}等恒見八町^{丁六反}・百引^{引十三丁}ト爲ス、肝属氏ノ相伴兼俊初テ大隅ニ来リ、肝属郡ヲ領シ辨濟使職ト爲リ、高山城ニ居リ、肝属ヲ以テ氏トス、子孫相承其職ヲ嗣ク、
兼俊ノ先八伴ノ善男ヨリ出ツ、善男ノ子兼遠判官代ト爲リ薩摩ニ流サル、其子兼行大

宰大監ト爲リ薩摩掾ニ遷リ、鹿兒島神食ニ居ル、其子行貞無官ノ大夫ニテ田所職タリ、其子兼貞父ノ職ヲ嗣キ、檢非違所ノ惣官ヲ兼務ス、萬壽中、平大監季基ノ女ヲ娶リ、男五人ヲ生ム、長兼俊、次萩原二郎兼任、次安樂三郎俊貞、次梅北五郎兼高、次和泉四郎行俊、各其職邑ヲ氏トシ、其地ニ分居セリ、兼俊七世孫兼重、宗兒兼尚カ鎌府ニ上邸スルニ迫シ、其子兼隆尚幼キヲ以テ兼重攝シテ宗重、宗兒兼尚カ鎌府ニ上邸スルニ迫シ、應シ、建武三年、遙ニ詔ヲ奉シ、兵ヲ擧テ日州三保高城ニ據ル、數々尊氏ノ黨ト合戦シ、三州宮方ニ於テ兼重ノ武威ニ優レハナシ、兼隆モ亦官軍ニ應シ大ニ兵勢ヲ振フ、延元二年、勅シテ兼重ニ錦旗ヲ賜リ、特ニ諸軍ヲ應カシ薩隅日諸所ノ攻城野戰其功少カラス、曆應中、畠山直顯兼重カ高城ヲ攻圍ミシ時、兼重戰死ニ訣スルヲ、江田家定類ニ諫メ、富山代テ戰ヒ死シ、兼重逃レテ肝属ノ本城ニ入り、其後病死ス、

氏ノ祖僧安兼ナル者、安元中、百引村辨濟使職タリ、子孫其職ヲ嗣ク者詳カナラス、根占小太郎義時^{或ハ義明ニ作ル、義時ノ先}長谷四郎太夫義兼初テ日州旣肥南郷ヲ領ス、大始良ヲ領ス、其子根占或ハ富山ヲ氏トス、其子義時ナリ

義宗、其子清義、其子晴義相承、大始良ヲ氏トス、其族

分レテ四ト爲リ、大始良・横山^{晴義ノ兄有俊世々}・獅子目^{横山ヲ領シ氏トス}・獅子目

晴義ノ弟義勝獅子目辨濟使タリ、因テ氏トス・濱田氏支庶ノ四氏、各辨濟使職ニシテ

其職邑ヲ分領シ、頗ル豪族タリ、同時、富山二郎太夫始良・大始良ノ二邑ヲ領ス、亦義時ノ一族ナルヘシ、肝属

兼重大始良城ヲ拔キ、其弟兼成ヲ城主トス、北原氏ノ祖

又太郎兼延^{肝属氏支庶、世々日}・串良院ヲ領ス、年月^{忠久ノ時ト}記スルモア

リ詳カナラス、鹿屋氏ノ相伴宗兼^{兼俊五世孫}・鹿屋院及日向

三俣院ヲ併領シ、鹿屋院辨濟使職タリ、^{鹿屋氏譜中、建曆中}

建長中千壽王丸、弘長中實兼、文永中實包、永仁中、^{兼廣、寛元中兼賢、}

觀阿ナル者鹿屋院辨濟使ニ任ス、皆鹿屋氏ノ祖ナリ、岸良氏ノ相伴

兼基、文永中岸良ヲ領シ、子孫世々辨濟使職タリ、兼基ノ建治中子得益、正和中伴兼村、元亨中伴兼義、應永中兼兼、建武三年二月九日、島津貞久忠久五世孫下野六郎資久貞久ノ弟ナリ、後日向土兼善、岸良村辨濟使職ヲ授受ス、皆兼基ノ裔孫ナリ、リヲ以テ始良西俣地頭代官職ト為ス、初南北朝ノ時、肝屬彦太郎兼隆兵ヲ將テ加世田城百引村ニアリニ據リ、以テ義貞ニ黨ス、五月六日、貞久親カラ將トシテ兵ヲ率テ加瀬田城ヲ攻ム、又島津宗久・資久等ヲ將ト為シ兵ヲ將テ別ニ大手ヲ攻メ、又中條祐心ヲ軍奉行ト為シ、野上田伊豫房時盛等ヲシテ水寨ヲ斫テ之ヲ破ラシム、六月十日、加瀬田城ヲ拔ク、貞久伊豫房ヲ百引村地頭代官職ト為シ、戰功ヲ賞ス、觀應二年、初足利直冬ノ九州ニ至ルヤ、畠山直顯等迎ヘ降ル者多シ、肝屬兼重等父子之ニ附シ直顯ニ和ス、未タ幾クナラス兼重歿ス、是時ニ當テ、楡井頼仲志布志城ニ據有ス乃其虚ニ乗シ大始良城・加瀬田城・高熊城等ヲ取り、之ニ戍兵ヲ分ツ、頼仲弟頼重ヲシテ加瀬田城ヲ戍ラシム、又其臣岡富三郎及ヒ大始良新兵衛・横山彦三郎等ヲシテ大始良城ヲ戍ラシム、是ニ至リ三月廿七日、畠山直顯禰寢清種等ヲ率テ大始良城ヲ攻メ之ヲ拔ク、四月十日、復頼重ヲ加瀬田城ニ圍ム、勝タス、七月十一日、禰

寢清成・清増・清種等頼仲黨ヲ鹿屋院高熊城ニ攻ム、明日、之ヲ拔ク、廿五日、頼仲其黨細山田三郎・風早十郎等ヲ遣ハシ復大始良城ヲ下シ之ニ據ル、肥後次郎左衛門・石堂彦次郎等鷹栖城ニ屯シ、之カ外援ヲ為ス、直顯清成等ヲ遣ハシ鷹栖城ヲ攻ム、克タス、頼仲島津田三位房等ヲ遣ハシ井上城始良下ニ屯シ、亦之ヲ援ク、八月三日、清種・清成等井上城ニ轉戦シテ三位房等ヲ斬ル、四日、復大始良城・鷹栖城ヲ攻メ、皆之ヲ陥ル、文和元年十二月三日、頼仲兵ヲ將テ大始良城ヲ攻メ之ヲ下シ、遂ニ其城ニ據ル、四日、清成等畠山直顯軍奉行野本藤二行秀ニ從ヒ大始良城ヲ圍ム、克タス、三年二月、初頼仲其黨平岡四郎等ヲシテ鹿屋院壹谷城ヲ戍ラシム、廿二日、畠山直顯野本藤二ヲシテ禰寢清種・清成等ヲ以テ夜壹谷城ヲ圍マシム、廿四日、之ヲ攻メ、其將平岡等ヲ斬テ之ヲ陥ル、又木谷城花岡郷ニアリヲ攻メ之ヲ拔ク、廿五日、又大始良城ヲ陥ル、頼仲此敗ヨリ日向、胡麻崎ニ奔ルカ、七月廿四日、島津氏久田代七郎ヲシテ申良院半分地頭職ヲ領セシム、延文二年四月廿日、田代次郎ヲシテ申良院・鹿屋院辨分上条辨濟使獲ル所ノ田祿ヲ辨分ト云、同立小野村及高隈村辨分ヲ領セシム、廿八日、氏久比志島太郎

範平ヲシテ木志良村^{内ノ浦郷岸}地頭辨分及羽見村^{高山郷}地頭
職ヲ領セシム、四年四月十九日、氏久野崎太郎左衛門ヲ
シテ柏原^{申長郷}保東方ノ地ヲ領セシム、十一月十五日、氏
久得丸左近將監ヲシテ小原村^{申長郷}及日向救仁院野與倉等
ヲ領セシム、康安元年二月、初大始良ニ四豪族アリ、陰
ニ島津氏ニ附ス、^{四氏上文}此ニ由テ、島津氏久大始良城及
末次城等ヲ拔キ、親カラ大始良城ニ居リ、山田諸三郎忠
經ヲ末次城ニ、本田信濃守重親ヲ西俣城ニ遷シ、之ヲ成
ラシム、十一月十一日、禰寢久清^{禰寢主領}西俣及大始良城ヲ
攻ム、二年四月十日、島津貞久其六男但馬守氏忠ニ百引
村ヲ與フ、子孫授受詳カナラス、七月十四日、今川了俊
禰寢久清ヲシテ權ニ始良莊ヲ領セシム、十八日、島津氏
久本田小太郎ヲシテ西俣村地頭半分代官職ノ事ヲ領セシ
ム、貞治六年七月四日、氏久禰寢久清ヲシテ權ニ西俣村
地頭職及辨分ヲ領セシム、康曆二年七月十四日、今川了
俊禰寢久清ヲシテ鹿屋院・下大隅等ノ地ヲ領セシム、又
權ニ始良庄ヲ領セシム、禰寢院ヲ領スル故ノ如シ、十月
二日、久清鷹栖城ヲ拔ク、至徳三年十二月五日、氏久波
見筑後介ヲシテ波見村^{高山郷}ヲ領セシム故ノ如シ、是歳、

復筑後介ヲシテ野崎村津曲名ヲ領セシム、^{肝屬氏支庶新左衛門兼任ナル者波見}
^{村辨濟使タリ、筑後介ハ蓋兼任カ後ナルヘシ}、應永六年十一月三日、島津元久中馬
左近藏人ヲシテ始良庄西俣村ノ地五町ヲ領セシム、十二
月十九日、元久岸浦勘解由左衛門尉兼居^{岸良氏祖、見ユ}ヲシテ
大始良庄西俣五町ヲ領セシム、廿七日、得丸但馬守ヲシ
テ始良ノ庄得丸名ヲ領セシム、七年正月廿五日、元久鹿
屋周防守^{上文ニ載スル宗兼裔孫}ヲシテ鹿屋院下之名村・中村池上名辨
分、田上名堀内等、本領タルヲ以テ地頭領家職ヲ領セシ
ム故ノ如シ、八月七日、元久周防守ヲシテ鹿屋院下^下村名
^{ト改稱ス}地頭職ト為シ、其給分ヲ領セシム、十一年、島津元
久大隅・日向ノ守護ニ補セラレ、勢威頗ル振フ、十五年
十二月、元久波見太郎ヲシテ波見村^{高山郷}ヲ領セシム故ノ
如シ、十七年正月十六日、元久波見筑後守ヲシテ波見村・
塩屋湊ヲ領セシム、十八年十二月廿八日、島津久豊得丸
氏ヲシテ始良庄末次五町ヲ領セシム、十九年二月廿一日、
島津久豊野崎太郎ニ野崎村三十町ヲ與フ、十一月、初肝
屬氏鹿屋周防守ヲ鹿屋院ニ攻ム、島津久豊兵ヲ將テ之ヲ
救フ、未タ至ラス城陥ル、恒吉・百引・高隈等ノ衆之ヲ
救フ、肝屬ノ軍ト戦フ、久豊大兵ヲ引キ市成ニ至ル、肝

屬ノ軍解去ル、大始良城銳兵ヲ出シ、撃テ之ヲ敗ル、是時高隈・鹿屋・大始良・下大隅等ノ地ヲ略シ、捷ヲ得テ還ル、廿五日、久豊鹿屋周防入道ヲシテ本領鹿屋院ヲ領此時全地ヲ與フセシム、十二月五日、久豊得丸但馬守ヲ云フヲシテ西俣村五町及小原村申良郷ニ上下ニ村アリ等ノ地ヲ領セシム、是日、又山下氏ヲシテ西俣村ノ内楠原五町ヲ領セシム、二十一年六月廿三日、久豊禰寢清平ヲシテ西俣村ヲ領セシム、ヨ是リ先キ西俣ノ地ヲ與フ、是ニ至リ一村ノ全地ヲ與フ、應永中久豊ノ時、平田右馬助重宗久豊ノ申良院岩弘村ヲ領シ、申良城岡崎村ニアリニ居ル、其子兼宗ニ至リ城主タリ、文明中ニ至リ兼宗申良ヲ領ス永享五年四月、島津忠國田代彦太郎清定ニ申良院岩弘十八町ヲ與フ、七年十二月五日、忠國梅北橋野善文書アリニ申良院五町ノ地ヲ與フ、是日、又禰寢直清ニ鹿屋院ノ内垣見八町建久圖田帳ニ垣見八町トミエタリヲ與フ、嘉吉二年三月十八日、薩摩守持久忠國ノ時守山田忠尚ヲシテ百引六町ヲ領セシム、文明六年、鹿屋若狹介兼資鹿屋氏上文ニアリ高隈ヲ領シ、高岳城ニ居ル、是ヨリ先島津忠國本邑ヲ與フ、其子兼健相承城主タリ、宮里氏美作守忠常ニアタレリ平房百引ニ居城ス、十七年ニ至リ忠常ニ終年新納近江守忠武平房ヲ攻メ之ヲ取り、其族人新納左馬助ヲシテ戌ヲシム、是時宮里忠常モ新納氏ニ隨身セリ十九年

三月、初肝屬河内守兼久族臣等叛ス、是ニ至リ、兼久高山城ヲ委テ新納忠武ノ邑ニ奔ル、九月、忠武兼久ヲシテ本邑ニ復セシム、明應四年四月十五日、島津忠昌島津忠朝ヲシテ申良城ヲ攻メシム、忠朝襲テ之ヲ取ル、忠昌以テ忠朝ニ與フ、忠朝其叔父平山越後守忠康ヲシテ之ヲ戌ヲシム、是時執政平田兼宗申良ヲ領ス、忠昌忠朝ヲシテ之ヲ取ラシム、豈其罪アル乎詳カナラス、忠康卒ス、其子近久嗣キ城主タリ、是歳、新納忠武百引城ヲ攻メ之ヲ陥ル、忠武百引平房、梅北三城ヲ併領ス、永正三年、肝屬兼久高山城ヲ以テ叛ス、八月六日、忠昌親カラ將トシテ兵ヲ將テ兼久ヲ高山城ニ攻ム、兼久援ヲ新納忠武志布志城主ニ乞フ、肝屬氏ノ譜中ニ據、忠武大軍ヲ帥ヒ來テ之ヲ援ク、忠昌ノ軍利アラス、十月十二日、軍ヲ班ス、五年正月、島津忠朝申良城ヲ攻ム、城主平田職宗城ヲ委テ敗走ス、十七年八月朔日、肝屬兼興兵ヲ將テ申良城ヲ圍ム、戌將平山近久迎ヘ撃テ之ヲ走ラス、十八年八月廿一日、島津忠朝兵ヲ將テ鹿屋城ヲ攻メ、戰勝テ還ル、肝屬兼興之ヲ鹿屋原ニ迎ヘ戰フ、利アラス、忠朝申良ヲ取ル、大永三年八月、肝屬兼興新納忠勝志布志主ト連和シ、兵ヲシテ申良・飢肥往還ノ路ヲ絶チ、以テ申良ニ通スルコトヲ得サラシム、城中益困ム、四年

九月、忠朝和ヲ忠勝ニ求メ告シメテ曰、申良ヲ以テ君ノ次子忠常ニ界ヘン、願クハ我カ戍兵ヲ助ケヨト、忠勝曰諾、既ニシテ兼興兵ヲ帥テ申良城ヲ攻メ、戍將島津六郎三郎忠吉越後守忠康ノ弟安久ノ子ナリ等ヲ斬ル、忠勝救ハス、忠朝之ヲ怨ム、八月、忠朝志布志ヲ伐ツ、閏十月、復志布志ヲ撃テ之ニ克ツ、十二月、忠勝兼興ニ申良ヲ界フ、天文七年、是ヨリ先キ蓋亭祿中新納忠勝高隈ヲ領ス、正月廿六日、是月、北郷忠相財部城ヲ復ス、忠朝大崎城ヲ攻ム、兼續高岳城ヲ取ル、三城皆忠勝ノ侵地ナリ肝屬兼續兵ヲ遣シ高岳城高隈郷ヲ取ル、之ヲ禰寢清平ニ界ヘ、以テ連和ス、又百引城ヲ取ル、二月三日、又平房百引郷ヲ取ル、晦日、大崎城諸縣郡ニ屬スヲ取ル、十一年、兼續禰寢清年清平ノ子ト交惡シ、是ニ於テ二月、兼續高岳城及ヒ平房蓋清年ノ邑ニ係ルカヲ復ス、閏三月晦日、島津忠廣忠朝ノ子蓬原領ヲ攻ム、兼續援ヲ北郷忠相ニ乞フ、忠相次子忠孝ヲ遣ハシ、兼續カ兵ト合テ禰寢ノ軍ト鹿屋ニ戰フ、禰寢ノ軍敗走ス、十三年七月、兼續市成城ヲ陥ル、島津貴久其軍忠ヲ賞シ市成ヲ與フ、十二月廿八日、兼續西俣及野里大始良ノ地ヲ取ル、大崎ヲ取ル、十五年二月二日、或ハ六日ニ作ル兼續大始良城ヲ取り、族人岸良兼値ヲ以テ地頭ト為ス、永祿四年、兼續邑ヲ以テ叛ス、

是時高隈・百引・平房及大崎、安樂・蓬原・恒吉等ノ地ヲ領ス、天正二年、下大隅領主伊地知重興邑ヲ以テ島津氏ニ降ル、是時義久新城今本郡ニ係ルヲ取ム、初肝屬兼亮北郷氏ト住吉原ニ戰ヒ大ニ敗績ス、兵勢殆ト衰ヘタリ、尋テ下大隅ノ戰ニ敗ヲ受ケ、禰寢・伊地知モ既ニ和降スルニ因テ、兼亮孤弱ト為リ、遂ニ廻福山郷・市成・恒吉等ノ侵地ヲ以テ降ル、義久右馬頭以久ニ廻・市成ノ両邑、島津朝久ニ平房、北郷時久ニ内之浦・恒吉・永吉百八十町ヲ封ス、其後肝屬氏群臣兼亮ヲ廢シテ其弟兼護ヲ立ツ、五年、義久兼護ニ高山一邑ヲ與ヘ、他ノ郷邑始良・大始良・内之浦・申良・小原・鹿屋・百引・平房、其他松山・大崎・志布志・福島以上百引郷ノ地等ノ侵地悉ク收メ、島津忠長ニ栢原ヲ與ヘ申良地頭ト為シ、伊地知重秀ヲ始良地頭ト為シ、其他ノ諸邑モ地頭ヲ移シ鎮戍セシム、八年、又兼護ヲ薩州阿多ニ遷シ、采邑十二町ヲ封ス、伊集院忠棟ヲ高山ニ移シ地頭ト為ス、肝屬兼後カ時ヨリ天正八年ニ至ル星霜四五百年ナリト十五年五月廿五日、豊太閤島津義弘ニ大隅國ヲ封ス、是時肝屬一郡ハ伊集院忠棟ニ封セラル、十六年、豊太閤島津忠長ニ薩摩東郷ヲ封セラル、文祿四年六月廿九日、豊太閤細川幽齋ニ岩弘村申良郷・高隈村高隈郷・伊集院忠棟ニ

本郡ノ内百引・平房・内之浦及末吉・財部・廻・市成、
其他日向ノ地八萬石ヲ封セラル、慶長四年正月九日、豊
太閣島津忠恒ニ薩隅ノ地五萬石ヲ封セラル、是時、先ニ
幽齋ニ賜フ所ノ高隈・岩弘ノ二邑モ忠恒ノ領地ト為ル、

三月五日、忠恒島津忠長ニ栢原・岩弘・寄田等千石ノ地
ヲ増封ス、八月、忠恒敷根立頼ニ高隈ヲ封シ下大隅田上
ニ易フ、是歳、忠恒伊集院忠棟ヲ誅ス、因テ其領邑百引・
平房・内之浦ヲ収ム、又島津右馬頭以久ヲ下大隅領主ト

為ス、是時新城モ亦以久ノ領地ト為ス、十九年、家久初忠
恒敷根立頼ヲ市成領主ト為シ高隈ニ易フ、其後各邑島津

氏直轄ト為ス、寛文七年四月、是ヨリ先キ、島津以久ノ
孫大和守久章相模守久信ノ二男鹿屋・新城ノ二邑ヲ領ス、久章罪ア
リ、島津光久其領邑ヲ没入シテ其後嗣ヲ絶ツ、是ニ至リ、
光久久章ノ子又助忠清ニ新城ヲ封ス、子孫世々相承、享

保九年六月十五日、島津繼豊島津周防久儔繼豊ノ父ニ吉貴弟ニ大始
良郷木谷村ニ野里村大始良田八百石ヲ増シ一邑ト成シ、名

ケテ花岡ト稱シ、以テ之ヲ封ス、子孫相承、徳川氏大政
ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠清ノ裔孫領スル
所ノ新城郷、久儔ノ裔孫領スル所ノ花岡郷ヲ収メ、尋テ

封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、十一月、
都之城縣ニ屬ス、六年一月、宮崎縣ヲ置ク、是時復鹿兒
島縣ノ管轄ト為ス、

肝屬郡郷莊

本郡ヲ分テ内之浦・高山・串良・鹿屋・始良・大始良・
花岡・高隈・百引・新城ノ十郷トス、南方村・北方村・
岸良村ノ三村ヲ内之浦郷トス、古時高山郷ニ屬シ、小串
村ト稱ス、後割テ内之浦郷ト為ス、又寛永中、岸良村ヲ
割テ一郷ト為ス、其後復内之浦ニ屬ス、新留村・野崎村・
後田村・前田村・波見村・富山村・宮下村ノ七村ヲ高山
郷トス、有里村・岩弘村・細山田村・川東村・上小原村・
下小原村・新川西村・池之原村・川西村・岡崎村・柏原
町ノ十村一町ヲ串良郷トス、栢原ハ古時一邑タリ、小原
村ハ古時一村タリ、後分テ上下ノ二村ト為ス、祓川村・
田崎村・高須村・中名村ノ四村ヲ鹿屋郷トス、上名ヲ祓
川、下名ヲ田崎ト改稱ス、上名村・麓村・下名村ノ三村
ヲ始良郷トス、大始良村・濱田村・野里村・南村・獅子
目村・横山村・西俣村ノ七村ヲ大始良郷トス、木谷村・

白水村ノ二村ヲ花岡郷トス、古時大始良郷ニ屬シ、木谷村ト稱シ一村タリ、後割テ一郷ト為ス、上高隈村・下高隈村ノ二村ヲ高隈郷トス、古時串良郷ニ屬シ、高隈村ノ一村タリ、或ハ高岳ト稱ス、百引村・平房村ノ二村ヲ百引郷トス、古時平房・百引ヲ二邑ニ分ツ、新城村一村ヲ新城郷トス、古時鹿屋郷ニ屬シ一村タリ、後割テ一郷ト為ス、

南方村

本村ハ内之浦郷ニ屬ス、古時、内之浦ハ小串村ト稱シ、高山郷ニ屬ス、後南方・北方・岸良ノ三村ヲ併セ一郷ト為シ、内之浦郷ト稱ス、歴世肝屬氏領邑也、天正二年、肝屬兼亮島津氏ニ降ル、是ニ於テ、義久北郷時久ニ内之浦及恒吉・永吉百八十町ノ地ヲ加封ス、文祿四年六月、豊太閣伊集院忠棟ニ内之浦其他大隅・日向ノ地八万石ヲ賜フ、慶長四年、忠棟ノ子忠眞叛ス、五年ニ至リ、島津家久其領邑ヲ収ム、其後地頭ヲ置キ之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

岸良村

古時、本村ハ獨立ノ一邑タリ、後内之浦郷ニ屬ス、寛永十六年、割テ岸良郷ヲ置ク、其後復内之浦郷ニ屬ス、文永中、伴兼基肝屬氏支庶岸良ヲ領シ、岸良ヲ氏トス、子孫世々岸良辨濟使職タリ、建治中兼基ノ子得益、正和中伴兼村、元亨中ヲ授受ス、皆兼伴兼義、應永中崇兼、兼善、岸良村辨濟使職基ノ裔孫ナリ、延文二年四月、島津氏久比志島太郎範平ヲシテ木志良村地頭辨分及羽見村高山郷地頭職ヲ領セシム、外南方村ニ同シ、

北方村

本村ハ内之浦郷ニ屬ス、南方村ニ同シ、

新留村

本村ハ高山郷ニ屬ス、肝屬氏ノ粗伴兼俊肝屬郡ヲ領シ、高山城本村ニ居リ、肝屬ヲ氏トシ、子孫世々辨濟使職タリ、文明十九年三月、初肝屬河内守兼久族臣等叛ス、是ニ至リ、兼久高山城ヲ委テ新納忠武ノ邑志布ニ奔ル、九月、忠武兼久ヲシテ本邑ニ復セシム、永正三年、兼久高山城ヲ以テ叛ス、八月六日、島津忠昌兵ヲ將テ兼久ヲ高

山城ニ攻ム、勝タス、天正二年、肝屬兼亮島津氏ニ降ル、其後肝屬氏群臣兼亮ヲ廢シテ其弟兼護ヲ立ツ、五年、島津義久兼護ニ高山一邑ヲ與ヘ、他ノ領邑悉ク収ム、八年、又兼護ヲ薩州阿多ニ遷シ采邑ヲ封ス、因テ伊集院忠棟ヲ高山ニ移シ地頭ト為ス、十五年五月、豊太閤忠棟ニ肝屬一郡ヲ封セラル、文祿四年ニ至リ、忠棟ニ大隅・日向ノ地八万石ヲ封セラル、其後島津氏ノ所管ト為ル、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

波見村

本村ハ高山郷ニ屬ス、延文二年四月廿八日、島津氏久比志島太郎範平ヲシテ木志良村地頭辨分及羽見村地頭職ヲ領セシム、至徳三年十二月五日、氏久波見筑後介ヲシテ波見村ヲ領セシム故ノ如シ、應永十五年十二月、島津元久波見太郎ヲシテ波見村ヲ領セシム故ノ如シ、十七年正月、元久波見筑後守ヲシテ波見村・塩屋湊ヲ領セシム、外新留村ニ同シ、

野崎村

本村ハ高山郷ニ屬ス、至徳三年、島津氏久波見筑後介ヲシテ野崎村津曲名ヲ領セシム、波見氏ハ蓋肝付氏支庶、應永十九年二月廿一日、島津久豊野崎太郎ニ野崎村三十町ヲ與フ、外新留村ニ同シ、

後田村

前田村

富山村

宮下村

新留村ニ同シ、

岡崎村

本村ハ古時串良院九十町ニ屬ス、後串良郷ニ屬ス、肝屬氏世々肝屬郡ヲ領シ、其支庶北原又太郎兼延肝屬兼貞三男兼幸六世孫、世々日向眞幸院領主タリ、串良院ヲ領ス、年間詳カナラス、蓋其後島津氏ノ領ト為ル乎、文和三年七月、島津氏久田代七郎ヲシテ串良院半分地頭職ヲ領セシム、延文二年四月、島津氏久田代次郎ヲシテ串良院辨分上条辨濟使獲ル所ノ田祿ヲ辨分ト云、同立小野村及高隈村辨分ヲ領セシム、其後島津久豊ノ時、平田右馬

助重宗岩弘村ヲ領シ、串良城本村ニ居ルアリニ居ル、文明中ニ至リ、

岩弘村

其子兼宗串良ヲ領ス、明應四年四月、島津忠昌島津忠朝ヲシテ串良城ヲ攻メシム、忠朝襲テ之ヲ取ル、忠昌忠朝ニ串良ヲ與フ、是時兼宗串良ヲ領ス、豈其罪アルカ、忠朝其叔父平山越後守忠

本村ハ古時串良院ニ屬シ、後串良郷ニ屬ス、應永中島津久豊ノ時、平田右馬助重宗久豊ノ執政、本村ヲ領シ串良城ニ居ル、其子兼宗ニ至リ城主タリ、永享五年四月、島津忠國田代

康ヲシテ之ヲ戍ラシム、其子近久嗣キ城主タリ、永正十七年、肝屬兼興兵ヲ將テ串良城ヲ圍ム、戍將近久迎ヘ撃テ之ヲ走ラス、大永三年八月、兼興新納忠勝志布城主ト連和シ、兵ヲシテ串良・飢肥往還ノ路ヲ絶チ、以テ串良ニ通スルコトヲ得サラシム、城中益困ム、四年九月、忠朝和ヲ忠勝ニ求ム、忠勝諾ス、既ニシテ兼興兵ヲ帥テ串良城ヲ攻メ之ヲ陥ル、戍將島津六郎三郎忠吉等ヲ殺ス、忠勝

清定ニ串良院岩弘十八町ヲ與フ、天正十五年、豊公伊集院忠棟ニ肝屬一郡ヲ賜フ、文祿四年六月廿九日、豊公細川幽齋ニ本村九百十五石餘ヲ賜フ、慶長四年、豊公島津忠恒ニ薩隅ノ地五萬石ヲ賜フ、是時本村モ島津氏ノ有ニ歸ス、三月五日、忠恒島津忠長ニ柏原・岩弘・寄田等千石ノ地ヲ増封ス、外岡崎村ニ同シ、

救ハス、忠朝之ヲ怨ミ、遂ニ忠勝ヲ志布志ニ撃テ之ニ勝

上小原村

ツ、天正二年、肝屬兼亮島津氏ニ降ル、五年、島津義久兼護兼亮弟ニ高山一邑ヲ與ヘ、他ノ領邑ヲ収ム、是時義久

古時、本村ハ小原村ノ一村タリ、後上下ヲ分テ二村ト爲シ、串良郷ニ屬ス、延文四年、島津氏久得丸左近將監ヲシテ本村及日向救仁院ノ内野與倉等ヲ領セシム、島津義

久ノ時、北郷掃部介久村時久ニ同ニ本村三千石ヲ與フ、外岡一郡ヲ封セラル、是時串良ハ島津氏ノ有ト爲リ、歷世地頭ヲ置キ之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

崎村ニ同シ、

柏原町

古時一邑タリ、後串良郷ニ屬ス、延文四年四月十九日、

島津氏久野崎太郎左衛門ヲシテ柏原保東方ヲ領セシム、

其後肝屬氏ノ領ト為ル、天正五年、島津義久肝屬氏ノ領

邑ヲ悉ク収ムルニ及シテ、島津忠長ニ柏原ヲ與ヘ、串良

地頭ト為ス、忠長移テ之ニ居ル、十五年、豊公伊集院忠

棟ニ肝屬一郡ヲ賜フ、因テ忠長薩摩東郷ニ移ル、外岡崎

村ニ同シ、

有里村

川東村

新川西村

川西村

細山田村

池ノ原村

岡崎村ニ同シ、

下小原村

上小原村ニ同シ、

上名村

古時、本村ハ鹿屋院ニ屬ス、後鹿屋郷ニ屬ス、島津久經

忠久三ノ時、津野四郎兵衛尉鹿屋ニ城主タリ、子孫詳カナ

ラス、肝屬氏ノ相伴兼貞以降肝屬郡ヲ領シ、其庶族伴宗

兼鹿屋院ヲ分領シ辨濟使職タリ、子孫世々其職ヲ嗣キ、

鹿屋ヲ氏トス、建曆元年八月伴兼廣、寛元二年八月左馬允伴兼賢、
文永七年八月左馬允伴實兼、鹿屋院辨濟使職ニ任ス、

皆宗兼ノ裔孫ナリ、文和三年、楡井頼仲其黨平岡四郎等ヲシテ鹿屋

院壹谷城ヲ戍ラシム、二月二十二日、畠山直顯野本藤二

ヲシテ壹谷城ヲ圍マシム、廿四日、之ヲ攻ム、平岡等數

人ヲ斬テ之ヲ陷ル、延文二年四月、是ヨリ先キ、串良・

鹿屋ノ両院ハ島津氏ノ領ト為ル、是ニ至リ、島津氏久田

代代郎ヲシテ串良院・鹿屋院辨分ノ地ヲ領セシム、辨分ハ

獲ル所ノ田禄ヲ云フ、四年十一月、氏久田代新左衛門尉ヲ以テ鹿屋院

地頭及辨濟使職ト為シ、其軍功ヲ賞ス、應永十九年十一

月、初肝屬氏鹿屋周防介ヲ鹿屋城ニ攻ム、島津久豊兵ヲ

將テ之ヲ救フ、未タ至ラス城陷ル、恒吉・百引・高隈等

ノ衆之ヲ救フ、肝屬ノ軍ト戦フ、久豊大兵ヲ引キ市成ニ

至ル、肝屬ノ軍解去ル、大始良城銳兵ヲ出シ、撃テ之ヲ

敗ル、是時久豊高隈・鹿屋・大始良・下大隅等ノ地ヲ略

シ、捷ヲ得テ還ル、廿五日、久豊鹿屋周防入道ヲシテ本

領鹿屋院ヲ領セシム、永正十八年八月廿一日、島津忠朝

兵ヲ將テ鹿屋城ヲ攻メ、戰勝テ還ル、肝屬兼興之ヲ鹿屋

原ニ迎ヘ戰フ、利アラス、忠朝大ニ之ヲ敗ル、天正五年、

是ヨリ先キ、鹿屋及高山・始良・大始良・内之浦・串良・

小原・百引・平房、其他松山・大崎・志布志・福島等肝

屬氏ノ領邑最多シ、是ニ至リ、島津義久肝屬兼護ニ高山

一邑ヲ與ヘ、數邑ノ侵地悉ク収メ、其後歷世地頭ヲ置キ

之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

豊榮町

高須村

古時、本村ハ鹿屋院ニ屬ス、後鹿屋郷ニ屬ス、觀應二年

七月廿五日、楡井頼仲其臣細山田三郎等大始良城ヲ下シ

之ニ據ル、肥後次郎左衛門等鷹栖城ニ屯シ、之カ外援ヲ

為ス、禰寢清成等鷹栖城ヲ攻メ克タス、八月四日、復大

始良城・鷹栖城ヲ陥ル、康曆二年十月二日、禰寢領主禰

寢久清鷹栖城ヲ拔ク、外上名村ニ同シ、

下名村

古時、本村ハ鹿屋院ニ屬ス、後鹿屋郷ニ屬ス、應永七年

正月、島津元久鹿屋周防守ヲシテ鹿屋院下之名村・中村

蓋中名ヲ云カ池上名辨分、田上名等本領タルヲ以テ地頭領家職ヲ

領セシム故ノ如シ、八月七日、元久周防守ヲシテ鹿屋院

下村蓋下名ヲ云カ地頭職ト為シ、其給分ヲ領セシム、外上名村ニ

同シ、

中名村

上名村ニ同シ、

木谷村

古時、本村ハ始良庄ニ屬ス、或ハ下大隅ニ屬ス、後始良

郷ニ屬ス、又花岡郷ニ屬ス、文和二年七月十日、楡井四

郎頼仲薩摩ノ凶徒ヲ率テ下大隅木谷城ヲ築ク、三年二月、

頼仲ノ黨南方ノ凶徒ト鹿屋院一谷城ニ據ル、廿二日、畠

山直顯野本藤ニヲシテ禰寢清種・清有・清増等ヲ以テ夜

唐仁町

壹谷城ヲ圍マシム、廿四日、之ヲ陥ル、又木谷城ヲ攻メ

之ヲ拔ク、享保九年六月、島津繼豊割テ一郷ト為シ、花

岡郷ト名ツケ島津周防久儔ニ封ス、采地五王政革新ニ當リ、

島津忠義藩政ヲ改革シ、久儔カ子孫領スル所ノ花岡郷ヲ

収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年、鹿兒島縣ニ屬ス、

白水村

木谷村ニ同シ、

上名村

古時、本村ハ始良庄五十二餘町ニ屬ス、後始良郷ヲ置ク、本村

及下名麓村村脫カ之ニ屬ス、元暦ノ頃、始良平太夫良門始良ヲ

領ス、守護島津忠久ノ時、富山二郎太夫始良・大始良ノ

二邑ヲ領ス、外大始良村ニ同シ、

下名村

麓村

上名村ニ同シ、

大始良村

古時始良庄ニ屬ス、後大始良郷ニ屬ス、根占小太郎義明

或義時ニ作ル、其先長谷四郎太夫義兼初テ日州飯肥南郷ヲ領ス、根占大

或ハ富山ヲ氏トス、義兼ノ子義時ナリ、富山二郎太夫モ同族ナルヘシ始良ヲ領ス、義宗、清義、晴義相承ケ大始良ヲ氏トス、

其族横山氏明カノ兄有俊世々・獅子目氏晴義ノ弟勝獅子目辨

濱田氏大始良氏支庶、濱、四氏各辨濟使職ニシテ頗ル豪族タ

リ、初肝屬兼重大始良城ヲ拔キ、其弟兼成ヲシテ成ラシ

ム、觀應二年、是ヨリ先キ兼重歿ス、是時ニ當リ、楡井

頼仲城日向志布志ニ據有ス其虛ニ乘シ大始良城・加世田城・高熊城等

ヲ取り、之ニ戍兵ヲ分ツ、乃其臣岡富三郎及大始良新兵

衛・横山彦三郎等ヲシテ大始良城ヲ成ラシム、是ニ至リ

三月廿七日、島山直顯禰寢清種等ヲ率テ大始良城ヲ攻メ

之ヲ拔ク、四月廿五日、頼仲其黨細山田三郎等ヲ遣シ、

又大始良城ヲ下シ之ニ據ル、肥後次郎左衛門等鷹栖城ニ

屯シ、之カ外援ヲ為ス、直顯禰寢清成等ヲ遣シ鷹栖城ヲ

攻ム、克タス、頼仲島津田三位房等ヲ遣ハシ井上城下名村ニ

屯シ、亦之ヲ援ク、八月三日、清成等井上城ニ轉戦シ

テ三位房等ヲ斬ル、四日、復大始良城・鷹栖城ヲ攻メ、

皆之ヲ陥ル、文和元年十二月三日、頼仲兵ヲ將テ大始良

城ヲ攻メ之ヲ下シ、遂ニ其城ニ據ル、四日、清成等畠山直顯軍奉行野本藤二行秀ニ從ヒ大始良城ヲ圍ム、克タス、三年二月廿五日、清成等復大始良城ヲ攻メ之ヲ陥ル、頼仲黨遂ニ敗績ス、康安元年二月、初大始良氏等ノ四豪族陰ニ島津氏ニ附ス、此ニ於テ島津氏久大始良城及末次城等ヲ拔キ、親カラ大始良城ニ居リ、山田忠經ヲ末次城、本田重親ヲ西俣城ニ遷シ、各之ヲ戍ラシム、十一月十一日、禰寢領主禰寢久清西俣及大始良城ヲ攻ム、二年七月十四日、今川了俊禰寢久清ヲシテ權ニ始良庄ヲ領セシム、天文十五年二月二日、或ハ六日ニ作ル、肝屬兼續大始良城ヲ取り、族人岸良兼值ヲ以テ地頭ト為ス、永祿四年、兼續邑ヲ以テ島津氏ニ叛ス、天正二年、兼續ノ子兼亮島津氏ニ降ル、五年、島津義久兼亮ノ弟兼護ニ高山一邑ヲ與ヘ、他ノ領邑始良・大始良其他數邑ヲ収ム、是時本村モ島津氏ノ所管ト為ル、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

西俣村

古時、本村ハ始良西俣^{二十四}町^{六段}ニ屬ス、後大始良郷ニ屬ス、建武三年二月九日、島津貞久下野六郎資久^{貞久ノ弟}禰山氏祖ヲ以テ

始良西俣地頭代官職ト為ス、康安元年二月、初大始良ニ四豪族^{大始良氏・横山氏・濱田氏・獅子目氏}アリ、陰ニ島津氏久ニ應ス、因テ氏久大始良城及ヒ末次城等ヲ拔キ親カラ大始良城ニ居リ、山田諸三郎忠經ヲ末次城ニ、本田信濃守重親ヲ西俣城ニ遷シ、之ヲ戍ラシム、十一月十一日、禰寢領主禰寢久清西俣及大始良城ヲ攻ム、二年七月十四日、今川了俊禰寢久清ヲシテ權ニ始良庄ヲ領セシム、十八日、島津氏久本田小太郎ヲシテ西俣村地頭半分代官職ノ事ヲ領セシム、貞治六年七月四日、氏久禰寢久清ヲシテ權ニ西俣村地頭職及ヒ辨分ヲ領セシム、應永六年十一月三日、島津元久中馬左近藏人ヲシテ始良庄西俣村ノ地五町ヲ領セシム、十二月十九日、元久岸浦兼居^{岸良氏祖}ヲシテ西俣五町ヲ領セシム、十九年十二月五日、島津久豊得丸某^{但馬守}ヲシテ西俣村五町及小原村^{申良郷}等ノ地ヲ領セシム、是日、又山下氏ヲシテ西俣村ノ内楠原五町ヲ領セシム、廿一年六月、久豊禰寢清平ヲシテ西俣村ヲ領セシム、天文十三年十二月、是ヨリ先キ、肝屬兼續禰寢清年^{清平}ノ子ト交惡シ、是ニ至リ、兼續西俣及野里^{大始良}ノ地ヲ取ル、天正五年、島津義久肝屬氏ノ侵地ヲ悉ク収ム、爾來本村モ島津氏ノ所管ト為

ル、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

野里村

古時始良庄ニ屬ス、後大始良郷ニ屬ス、初本村ハ肝屬兼ノ領ニシテ、蓋禰寢氏之ヲ取ル、天文中ニ至リ、肝屬兼續禰寢清年ト交惡シ、十三年十二月、兼續西侯及野里ヲ取ル、天正五年、島津義久肝屬氏ノ侵地ヲ収ム、是時本村モ亦島津氏ノ有ニ歸ス、享保九年六月、島津繼豊其叔父島津久儔ニ大始良郷木谷村ニ本村ノ田八百石ヲ併セ一邑ト成シ、花岡郷ト名ツケ之ヲ封ス、外木谷村ニ同シ、

横山村

古時始良庄ニ屬シ、後大始良郷ニ屬ス、大始良氏ノ祖小太郎義明大始良ヲ領シ、子孫相承大始良ヲ氏トシ、辨濟使職タリ、大始良晴義ノ兄有俊濱田氏系圖ハ義政ノ弟清義ニ作ル本村ヲ分領シ、横山ヲ氏トス、子孫相承ク、外大始良村ニ同シ、

濱田村

古時始良庄ニ屬ス、後大始良郷ニ屬ス、大始良氏ノ祖義

政ノ次子五郎左衛門尉葉義本村ヲ分領シ、濱田ヲ氏トシ、其子左衛門次郎行義、其子彦熊丸相承辨濟使職タリ、濱田氏古系圖ニ據ル、外大始良村ニ同シ、

獅子目村

古時始良庄ニ屬ス、後大始良郷ニ屬ス、大始良氏ノ祖晴義ノ弟義勝本村辨濟使職タリ、因テ氏トス、濱田氏系圖、義明ニ子義房本村ヲ、外大始良村ニ同シ、

南村

大始良村ニ同シ、

上高隈村

古時、高隈ハ鹿屋院ニ屬ス、後申良郷ニ屬シ高岳ト稱ス、或高熊村ノ一村トス、又高隈郷ヲ置キ、寛文四年仁禮頼定本邑ニ地頭タリ、蓋是時一郷トナルカ、割テ上下ノ二村ト為ス、觀應二年七月十一日、畠山直顯ノ黨禰寢清成・清増・清種、楡井頼仲黨ヲ鹿屋院高熊城ニ攻ム、明日、之ヲ拔ク、延文二年、是ヨリ先キ、申良・鹿屋両院ハ島津氏ノ有ト為ル、是ニ於テ四月廿日、

島津氏久田代次郎以久ヲシテ申良院辨半分及立小野村・

鹿屋院内高隈村辨分ノ事ヲ領セシム、文明六年、鹿屋若

狹介兼資^{肝屬氏}高隈ヲ領シ高岳城ニ居ル、^{島津忠國本}邑ヲ與フ、其子兼

健相承、享祿中、新納近江守忠勝高隈ヲ領ス、天文七年

正月廿六日、肝屬兼續兵ヲ遣シ高岳城^{新納忠勝領邑}ヲ取り、之ヲ

禰寢清平ニ畀へ、以テ連和ス、十一年、清平兼續ト交惡

シ、二月、兼續高岳城ヲ復ス、永祿四年、兼續邑ヲ以テ

叛ス、天正五年、島津義久肝屬氏ノ領邑ヲ収ム、是時本

村モ島津氏ノ有ト為ル、十五年、豊公肝屬一郡ヲ伊集院

忠棟ニ封セラル、文祿四年六月、細川幽齋ニ高隈千八百

八拾九石餘及申良郷岩弘・細山田等ヲ合セ賜フ、慶長四

年正月、又島津忠恒ニ薩隅ノ地五万石ヲ賜フ、是時高隈

モ島津氏ノ領ト為ル、是歲八月、忠恒敷根立頼ニ高隈ヲ

與フ、十九年、家久^{初忠}立頼ヲ囑諭郡市成領主ト為シ、

高隈ヲ収ム、其後島津氏直隸タリ、王政革新以後鹿兒島

縣ニ屬ス、

下高隈村

上高隈村ニ同シ、

百引村

古時小河院^{本院ハ今嶮郡ノ地}ニ屬ス、後百引郷ニ屬ス、安元中、

僧安兼ナル者百引村辨濟使職タリ、^{郡城ノ人、富山}氏文書ニ據ル、其後辨濟

使職ヲ嗣ク者詳カナラス、建武三年、初肝屬彦太郎兼隆

兵ヲ將テ加瀬田城ニ據リ、以テ義貞ニ應ス、是ニ於テ五

月六日、島津貞久自カラ將トシテ兵ヲ將テ加瀬田城^{平房村}ニアリ

ヲ攻ム、又島津宗久・資久等ヲ將トシテ兵ヲ將テ別ニ大

手ヲ攻メ、又中條祐心ヲ軍奉行ト為シ、野上田伊豫房時

盛等ヲシテ水寨ヲ斫テ之ヲ破ラシム、六月十日、加瀬田

城ヲ拔ク、貞久野上田時盛ヲ以テ百引村地頭代官職ト為

シ、戦功ヲ賞ス、觀應二年四月十日、禰寢清成・清増・

清種等^{島山直}楡井頼仲弟又四郎頼重ヲ加瀬田城ニ圍ム、數

月ニシテ克タス、^{貞久加瀬田城ヲ下シ、其後主將及ヒ頼重}重加瀬田城ヲ取ル、^{年月詳カナラス、}貞治二年

四月十日、島津貞久其六男但馬守氏忠ニ百引村ヲ與フ、

嘉吉二年三月十八日、薩摩守持久^{忠國ノ時守}護代ヲ攝ス山田忠尚ヲシ

テ百引六町ヲ領セシム、文明中、宮里氏^{美作守忠}平房ニ居

城ス、^{十七年ニ至リ}忠常領主タリ、文明ノ末、新納忠武平房ヲ攻メ之ヲ取

リ、其族人新納左馬助ヲシテ戍ラシム、^{是時忠常モ忠武ニ隨身セリ、}明應

四年、新納忠武百引城ヲ攻メ之ヲ陥ル、^{忠武ノ時、梅北・百引・平房ノ三城ヲ領}

ス、天文七年正月、肝屬兼續高岳城高隈ノ舊名・百引城ヲ取ル、

之ヲ禰寢清平ニ與へ、以テ連和ス、二月、平房及ヒ大崎

城日向ノ諸縣ヲ取ル、十一年、兼續清平ノ子清年ト交惡シ、是

ニ於テ二月、兼續高岳城及平房蓋平房モ清年ノ邑カヲ復ス、永祿四

年、兼續邑ヲ以テ島津氏ニ叛ス、是時高隈・百引・平房及大崎・安樂・蓬原・恒吉等ノ數邑ヲ領ス、

天正二年、肝屬兼亮島津氏ニ降ル、是時義久島津朝

久ニ平房ヲ與フ、文祿四年六月、伊集院忠棟百引ヲ領ス、

慶長四年、忠棟ノ子忠貞叛ス、島津家久其領邑ヲ収ム、

是時樺山久高ニ百引ヲ與フ、其後久高薩摩蘭牟田ニ徙ル、

爾來島津氏ノ所管タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

平房村

百引村ニ同シ、

新城村

古時鹿屋院ニ屬シ、後鹿屋郷ノ一村タリ、又新城郷ニ屬

ス、下大隅領主伊地知氏ノ領邑ニ係ル、天正二年、伊地

知重興邑ヲ以テ降ル、島津義久重興カ領邑ヲ収ム、慶長

四年、島津義弘島津右馬頭以久ヲ下大隅垂水ノ地ニ係ル領主ト為

ス、本村モ亦以久ノ領邑ト為ル、以久ノ子彰久ノ妻島津義久ニ嫁ス、

相模守久本村ニ居リ、俗ニ新城様ト稱ス、其孫大和守久章久信ノ母、

二男鹿屋・新城二邑ヲ領ス、久章狂悖ヲ以テ誅ニ伏ス、

島津光久二邑ヲ没入シテ其後嗣ヲ立テス、初久章島津家

久ノ女ヲ娶リ、又助忠清ヲ生ム、家久忠清母ニ湯沐邑此地詳カナ、

寛文九年三月、島津光久新城田祿千三百四十石ヲ以テ忠

清ニ與へ、湯沐邑ニ併セ二千四百十石ト為ス、七年四月、

復忠清ヲ新城ニ封シ、以テ一邑ト為ス、子孫相承本邑ノ

領主タリ、王政革新ノ時、島津忠義藩政ヲ改革シ、忠清

ノ裔孫領スル所ノ新城ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治

四年、鹿兒島縣ニ屬ス、

正平十二年卯月滿家院比志島太郎範平軍忠狀ニ、御大將

隅州御發向之間、最前馳參、去年十月廿五日岩屋城御退

治已來云々、去三月廿日夜濱陣御合戦云々、

此岩屋城ノ實地探討スヘシ、隅州ノ地ニ係ルナルヘシ、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇号文書ニ當タル)

〔國史貞久記〕

〔頭注〕大隅三條ル

文和三年八月云々、先是公老倦于勤、使定山公領薩摩事、使齡岳公領大隅事、於是、定山公居薩摩郡碓山城、齡岳公居鹿兒島郡東福寺城云々、

〔國史忠治記〕

〔頭注〕山ノ地糺スヘシ

永正十一年二月朔日、公使本田參河守親安領大隅州山地二十五町、其旧邑也、

〔肝付氏略傳〕

隅州肝屬郡は、上古肝付氏世々辨濟使を襲て領知せし所なり、其先伴善男の孫仲兼てふもの、とき國の介と為り、三州に来て暮橋氏を伐平らけて職に就けるとも、又其子兼遠かとき判官代となりて薩摩に流されしとも見へて、其子兼行は大宰の大監を拜し薩摩の掾と為るゆへ、これを伴掾大監といひ、其入部するや鹿兒島の神食に館舎を築きをれるとて、部下の人々伴掾御館と呼へるとなん、宮城の臣藥丸氏か新系圖には、安和元年四月七日、兼行薩摩の守護職に補せられ、明年八月十八日神食に入部すとあれども、諸國に守護を置しハ鎌倉の時より始るかとおほゆ、且他の古系圖に此等の年月ハ見えず、何の據を知らず、又一説ハ、安和より二十年まへ天曆三年、肝付氏高山

及び串良に移ともいへり、又高崇寺の傳にハ、永觀三年、兼行此寺を高山の花牟禮に創建せしともミゆ、これハ安和より十八年以後なれハ、安和の下の向合ハざるにもあらざれとも、天曆の移と齟齬すれハ、何れを是とも究かたし、神食より遙領せし歟、兼行卒し、子行貞嗣く云々、

〔建久八年圖田帳〕

肝付郡百三十丁二段三丈

串良院九十丁三段二丈

始良西俣廿四丁六段二丈

鹿屋院八十五丁九段

下大隅郡九十五丁九段

『右ノ如ク串良・始良・鹿屋等各區界ヲ異ニセシコト明白ナリ、其後大隅・肝付ト郡區ヲ改正セシトミヘタリ、』

〔建治二年石築地役〕

寄郡七百五十八段一丈

串良院九十丁三段二丈

鹿屋院八十五丁九段

肝付郡百卅丁二反三丈

〔建治二年ヨリ明治十三ニ至ル六百五年〕

祢寢北俣四丁五段四丁

下大隅郡九十五丁九段

始良西俣廿四丁六段

小河永利十二丁六段四丈

同百引村十三丁四丈

外數行略、

〔雲遊雜記傳〕

初メ長元九年九月九日、元祖兼貞本郡ニ封ゼラレ、代々

※郡司ニテ、一説、少將善男八代伴右衛門尉兼俊肝付八ヶ外城ヲ領シ、正應ヨリ正中マテ鎌倉ニ昵近也ト見ヘタリ、得佛

公封ニ就キマス文治ヨリ百五十年前ヨリ高山ノ本城ニ居

城セリ、今其遺墟トテ山ノ城ト唱ヘ新留村ニアリ、其邊

リヲ本城ト云ヘルトソ、兼連ガ子河内守兼久金三郎丸此ナラシイマ

ダ垂髮ノ時、十五歳也、族臣等叛キテ守護方ニ内應シ、郡中イ

ト亂レケレバ、文明十九年三月二十六日、或作十五年二月二十五日、兼

久高山ヲ委テ新納忠武ノ邑ニ出奔セリ、去レド其年ノ九

月二十三日、忠武遂ニ兼久ヲ本邑ニ復ス、其ヨリ永正三

年八月、圓室公自將トシテ高山ヲ討玉ヘルニ、忠武兵ヲ

發シテ兼久ヲ援ケタルコトトモ前ニ見ヘタリ、其孫即チ

河内守兼續入道省鈞ニテ云云、

※(頭注)

〔兼貞ノ子兼俊ヨリ肝付辨濟使ニ遷ル、雜記傳誤リ也〕

〔管窺愚考〕

上文略、兼貞既嗣、其先出自伴善男、因仍本姓無易平氏、

伴善男、本大伴氏、其先出自高魂命之裔胤大伴吹負之子祖父麿、而至父國道、避淳和帝諱、改大伴宿禰為伴宿禰、事見國史、然肝屬氏系圖、則為天智皇子大友之後、率合附會特為甚矣、故近季、卒於益貫、北、詳安、為其後人、博稽史籍、改正別為譜、今不贅焉、北、詳見下、

因稱肝屬太郎、是為肝屬氏宗、今肝付新太夫、兼明其正曹云、

伴善男

兼遠

判官代ト為リ薩摩ニ流サル、

兼行

大宰大監ト為リ薩摩拯ニ遷ル、鹿兒島神食ニ居

ル、

行貞

無官大夫 田所職

兼貞

父ノ職ヲ嗣キ、檢非違所ノ惣官兼務ス、萬壽中平大監季基ノ婿ト為リ、兼俊等五人ヲ生ム、

兼俊

肝属郡辨濟使ニ遷ル、因テ肝属ヲ氏トシ、太郎ト称ス、

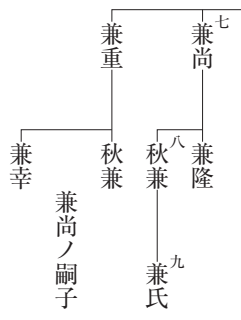
兼經

兼益 兼貞
文永九年卒、

兼石

兼藤
永仁三年、西方・東方・岸良・内ノ浦田地九十七町九段ヲ授ケラル、

元亨三年殺害セラる、



養子

兼貞ヲ以肝付郡辨濟使トスルハ誤也、兼俊ヨリ肝付ニ遷リ肝付ヲ氏トスル也、

「肝属氏略傳」

兼亮の祖父兼興と禰寢重長の祖父重就とは外兄弟なり、左ありて、重就は子清年をうミ、清年子重長と女子を生む、その女入て大翁公の夫人と為り、又三郎忠良を生めり、次の女ハ伊地知重興に嫁して縫殿助重昌をうむ、然して兼續また其女を重長に妻ハす、良兼はまた其女を重昌に配す、これハ伊東義祐の外孫女にて、皆互に無據時

の縁家なり、斯りけるに、大翁公日州に出奔し其御子忠良の伊東か領内に寓公たる頃、兼續か兵を興すに迫んてや、伊東・禰寢・伊地知も悉く肝付に應ぜざるハなし、況や重興か如きハ肝付に蜜邇し、おりから民饑て多くハ備食するに、仇をなせば民みな賃を得ず、愁痛の餘り姑くこれに應して吾民を舒くせんことを中馬佐渡守重辰等が申す旨に、重興も竟従ひて、ミつから精兵を帥ひて下城を成り、別にまた兵を分け、伊地知美作守重矩入道全守をして新城を成り、前田隼人清偏等は田上城を成り、伊地知讃岐守・中馬佐渡守等に垂水城を成らせて、公の軍を拒かしむ、然あるに、美作入道は既に新城を以て降り、子民部等は本城より豎山主殿等を陰かに早崎に進らせ、前田隼人等は箭文を公の陳にかよはし、讃岐・佐渡等は垂水より田中三郎五郎等を御陳に差上、五ヶ城より公に内應するもの凡そ十六人、さあるに、浄光明寺の其阿西嶽は新納周坊守久友か第三子にて、二人の姉あり、長は肝付越後守兼顯省釣の從祖叔父也に適き越後守兼純を生めり、次の女は新納加賀守祐久に嫁し武藏守忠元を生めは、忠元と兼純ハ外兄弟にて、其阿の為には皆甥なるうへ、兼

純か妻は重興か女なり、且また其阿は嘗て高山の道場に後申良に移す、今に住持して省釣に恩ある僧なりけるを、是の志福寺なりより先き浄光明寺になほしおかれたれハ、忠元等謀りて、其阿を使として重興と兼純か子弟などに説きて、兼亮その邑を以て公室に降ることを勧めしむ、こゝに於て二月、(天正三年)重興遂に削髮して罪を謝し、五城を獻して公に降り、自今以後ハ公に奉し忠を竭し敢て貳心なけんと思載を上たり、公即ち重興に下城を賜て伊地知の宗祀を奉せしむ、よて廿五日、重興子重昌をして寔府に朝せしむ云云、斯く禰寢も伊地知も和降したれハ、兼亮も孤弱となり、尋て市成・廻・恒吉等を返上して公に降る、忠棟に因て以來ハ忠を竭さんと盟載を上たれハ、公もそれへ應せられ、御報の盟載を下されたり、斯て此年の八月、重興始て鹿兒島に朝す、兼亮ハ時き同姓の臣藥丸彈正兼持孤雲か子をして鹿兒島に朝し云云、九日、公列相をして忠棟の館に會して計議せしむ、議者咸謂らく、兼亮降るハ降れとも自身いまた来朝せず、猶伊東に黨して莊内と和せず、或ハ島津朝久と地を櫛間に争へるの類など、豈これを貳心なしといふへけんや、此事公に告あけれハ、公も御尤ニ思

召上られ、此日また其阿を肝付に使はされ、兼亮に伊東と交通することを絶ちてよく庄内と和することを説かしむ、初め兼亮か立てるや、良兼の母堂於南君日新と良兼か寡婦於高城義祐の女と良兼の女を以て兼亮に妻ハせおけるに和諧せざるゆへ、於南君と高城と皆兼亮を憎まる、左ある折から其阿至りぬれハ内乱起り、兼亮と其兄右京亮兼樹ハ伊東に與ミせんと欲し、又老臣の輩多くハ皆於南君を奉して麿府に臣たらん事を願ひ、計議遷延して決定し難けれハ、於南君其阿を留めおかれ、屢これと事を謀給ふ日久し、此頃大翁公の御子忠良君も肝付ニ客たり、これも其阿に就て封内に歸らんと請へり、三年正月、義祐舟兵を志布志・櫛間あたりへ遣ハして公領に寇せんとす、廿八日、北郷時久使を馳せて麿府に飛報す、公直に檄を移して下大隅・新城・根占等の兵を戒めて其變に備らる、三月、兼亮まさに麿城に朝せんとして又不果、十一月、於南君及び老臣藥丸出雲守兼將入道孤雲等相謀て遂に兼亮を追ふ、是によりて兼亮と兄兼樹と山東に出奔せり、こゝにおひて於南君と高城及び肝付諸老臣孤雲等と、更に省釣の季男與市とて夏井城主麥生田兵庫頭忠能

入道道徹か後嗣と成をれる此年十五歳なるをハ道徹か家より迎へて肝付の主に立て、良兼か後と為し、良兼かの高城腹にうめる女の兼亮に妻はしおけるを取てまた與市か妻となし、それより牧瀬宮内少輔を使として其阿と偕に麿府に往きて此等の事を公に請ハしむ、七日、家老孤雲等飯熊別當と含粒寺をして山東にゆき、伊東氏と絶交す、義祐怒り、二人の使僧を拘へて歸さす、十日、牧瀬其阿に従て鹿兎島に至る、十一日、同しく朝に造りて公に見ゆ、宮内少輔そこで申口衆上井覚兼・伊地知勘解由重秀に因て、御老中喜入季久・伊集院忠棟・村田經定等に請ていへらく、良兼男なく、弟兼亮を養て嗣子と為し、其女を以て妻ハせおき、良兼死後家臣を承居て、既に去歲群臣等これを奉して公に降り、上る所の盟載の如くなりしに、無道浅智にして臣等か諫を聽かず、動もすれハ伊東に黨し、且その妻とも和諧せず、於南・高城もまた皆彼を憎めるゆへ、臣等と謀り遂に兼亮を廢して、更に與市を立て良兼か後と為し、兼亮か妻を取て亦たこれに妻はせたれハ、来月十四日かたニハ麿府に來朝して父兄の罪を謝せしめんと願ふ、尤與市ハ孩童より於南撫育せ

られ、實に所生の如しゆへ、高城と臣を使にして上請せしむ、願くハそれこれを赦給へと述べたれハ、老中やかて覚兼等をもて公に聞す、公も亦與市か肝付の宗祀を奉するを悦ハせ給ひ、則御許容ありて、斯く定りし上ハ必ず速に朝謁すへし、若亦朝せされハ兼亮と何の異なる所あらんや、よくくこれを促せよとの命ありけり、十二月、伊東義祐其臣河崎駿河守・河崎紀伊守をして兵百餘を率ひて志布志にをれる高城を迎らる、十三日、駿河等来て櫛間に逼る、家老孤雲等これを拒ミいへらく、嚮に既に二僧を遣ハして交を貴邦に絶たり、敢て入ることを許さず、駿河・紀伊こゝにて舟に駕り志布志に入らんとす、時肝付治部左衛門兼名志布志を成り居たれハ、こゝも拒ミて入れず、遂に波見に入る、十四日、其阿肝付に寓公たる島津忠良入道の歸國願をも申上たれ共、公白濱周防をして其阿に命し許給はず、十九日、公南林寺及び浄光明寺の僧各一人を肝付に遣ハし、駿河等か消息を探聽かしむ、二十三日、駿河・紀伊波見に舍る、孤雲拒て内れず、駿河ハそれより衆を以て還れり、紀伊ハ猶留りていへらく、寡君臣等をして来て高城を迎へさしむ、今敵と

なる國に棄おき還らハ必ず臣等を誅せん、一左右を待て回るにハ如かしと肝付に留りをれり、孤雲等彼を殺さまほしくおもへ共、前月遣たる使僧を義祐拘へ留れハ、これを殺さバ彼を殺さんことを恐れて如何ともし難く、孤雲また竹田山城入道笑我を麿府に遣ハして此事を報告せしむ、二十七日、笑我府に至り覚兼にこれを報す、既にして幾くあらず、與市麿府に朝し、舊封を安堵すること多くハ前盟の如し、與市改めて三郎と稱し兼護と名づく、後に左馬助兼道といふハ此なり、

四年八月、公ミつから將として伊東氏を伐給ふ、兼護一郡の兵三百餘を帥ひ忠平君の師に従軍す、十九日、諸將おなしく高原城を攻む、時き肝付の師た、觀望して鬪ことをせず、他の陣々これを疑ひ、咸肝付は猶伊東に黨すとの巷説起れり、こゝにおひて十月、兼護志布志地頭肝付兼名上・大崎地頭新納安藝守忠氏入道永看・永看弟狩野介忠盈・藥丸孤雲・肝付權之介兼隆・肝付兵部兼種等をして肝付の兵を帥ひて飢肥にゆき、伊東氏を伐て吾か忠節を世に明さんとす、朔日、伊東の師と南郷に戦ふ、兼隆等奮進んで伊東河内守等許多の敵を斬たれハ、伊東

師特に憤激して戦ひ掛りて肝付師敗績し、永看兄弟其外
福島守兵安樂肥後守兼清・四郎左衛門兼治兄弟等數百
人こゝに死す、孤雲等散卒を収め歸て福島城を保ちをる
を、伊東師追來て福島を攻め、營を十三ヶ所に立て、使
をもていへらく、速に城を以て降れ、若それ降らずバ直
に屠殺せんと、危急の折から、鎌田出雲守政近大崎に在
てこれを聞、徑に兵九十を率ひ來て後援を為せり、二日、
島津以久も亦隅州に居てこれを聞かせられ、忽ち兵三百
を將ひて追々救の兵續きたれハ、伊東師も營を解きて立
退たり、一説、肝付老臣偽て伊東將と謀を示し合せ各兵を出し、外聞
その時夾て撃んと企なりしに、雜兵まであまねくハ知らせ難き蜜謀の
事にやありけん、肝付かたより手痛く戦ひけれハ、伊東勢大に怒り、肝
付の武略に乗るなど下
知して如是ともあり、然はあれと、隅薩の騎卒聞付く、駈つ
ゝき、志布志・福島に充滿し、公も御馬を志布志に立さ
せられ、國老等と計議せられ、五年の春命ありて、兼護
にハ高山の一邑のミを封せられ、他の郷邑始良・大始良・
内之浦・串良・小原・鹿屋・百引・平房、郡外にてハ松
山・大崎・志布志・福島までの侵地悉く収公せられ、上
原長門守尚近を飢肥の地頭に移され、伊集院下野守久治
は福島の地頭と為し、鎌田出雲守政近を志布志地頭とな

し、島津圖書頭忠長を串良地頭となし、柏原等ハ食邑に
封せられ、伊地知伯耆守重秀を始良地頭となし、新納勘
解由忠家を恒吉地頭となし、市來小四郎家親を松山地頭
とし、をのゝ隊卒を領し移て鎮戍せしむ、六年十一月、
公自將にて豊後師と高城の下に戦ひ、大にこれを破られ、
北るを追て耳川に至れる時、兼護從軍して功あり、檢見
崎常陸介兼泰等こゝに戦死す、八年、また命あり、兼護
を薩州に遷され、采邑十二町を此に封せらる、斯て高山
にハ伊集院忠棟を地頭とし移されたり、こゝにおひて此
年の十二月、兼亮及び其妻、良兼の女、母義
祐女高城なり、世臣にハ檢見崎
常陸介兼成后ニ權左
衛門ト云等許多を率ひて阿多に移れり、初め肝
付氏の肝付に入部せし年間區々にしてさたかならず、其
最久しきハ天曆三年といふ説より此天正八年阿多に移れ
るまでハ六百三十二年、又一説永觀三年兼行高崇寺を高
山に建たると云よりハ五百九十余年、兼俊か時よりも大
抵四五百年にして、兼俊、兼経、兼益、兼貞、兼石、兼
藤、兼尚、兼重、秋兼、兼氏、兼元、兼忠、兼連、兼久、
兼興、兼續、良兼、兼亮、兼護后兼
道まで十九世傳領の宗
邑を喪ひ、始て封を阿多に移さる、永正五年圓室公百年

の中にハ減びんとの給ひしよりハ七十二年目なり、十年正月十三日、兼護麿城に朝して新正を賀す、以下略ス、

1「栗野郷神田橋氏藏」

- 前地頭忠久押領所辨濟使得分米事
- 一下大隅郡辨濟使得分米可令運上事
- 一鹿屋院辨濟使得分米可令運上事
- 一串良院辨濟使得分米同可令運上事
- 一小原別府辨濟使得分米同可令運上事
- 一祿寢院辨濟使得分米同可令運上事
- 一肝付郡内之村辨濟使得分米同可令運上事
- 一柏原別府同可令沙汰事

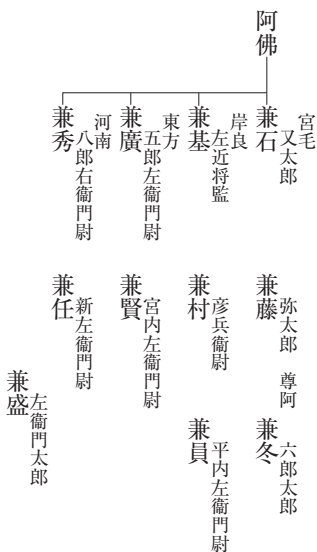
以前条々、於得分米者、慥無懈怠、為義廣之沙汰矣、京都可運上也、於由緒者、早企參上、辨濟使職可訴申子細之状如件、縦不入目錄、忠久押領所々ヲハ尋沙汰、可令運上也、

建仁三年十一月十日

「明治十三年迄六百七十八年」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇三・二〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

「岸良氏文書」
肝付郡弁濟使職系圖



2「肝付典膳藏書」

肝付郡弁濟使職事

右、件所職者、阿佛之先祖相傳之地也、然間任親父故阿佛讓状、東方兼弘所讓得之領地分、於自今以後者、雖一塵至于子之孫々、不可致違乱之、但自宇郡伊下仁水田壹町止本所當米并万雜公事、付進兼石^(印号)乎、其外於臨時課役者、可懸之、如此令与後者、兼石同子息孫与兼弘同子孫、相互不可有遺恨不審黒害心、於背此儀人者、不可有子之孫々之儀、若此条之偽申候者、

神文略、

弘安六年十一月十七日

伴兼石在判

嫡子兼藤在判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二八四八号文書ノ抄ナルベシ〕

〔末吉檢見崎氏家藏文書中〕

正和元年九月十日、相模守在判、上總前司殿宛ニテ、大隅國肝付郡弁濟使尊阿申所職并名田島等事、就度々下知状、被打渡處、地頭尾張幸夜又丸押領云云略、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二一五六号文書ニ当タル〕

〔肝付氏兼石譜中〕

正應元年戊子、初幕府以名越尾^{⑧張}前司入道々鑿為肝屬郡地頭職、

疑此時章、見上建治二年、地頭尾張守殿亦蓋同人也、按大系圖、時章稱名越尾張守、前此二十六年弘長三年、入道名見西云、然

據將軍譜、見西則其子尾張守公時法名也、公時前此十七年被殺於文永九年、又時章兄北條越後守光時、後此十三年正安二年六月、入道名連智

其年七月、探題於鎮西、據此等、則此云尾張前司入道々鑑必時章也、大系圖、以時章為見西、疑公時之誤爾、而公時子美作守時家、孫尾張守高

家、皆襲地頭於肝付郡、竝見于後、又元德二年八月鹿屋氏文書云、當院惣地頭名越尾張孫次郎殿、亦疑高家子高邦小字也、大系圖則高邦為名越

尾張左近將監、而無孫次郎、時家乃使左衛門尉信行系圖、肥後氏古為名越兵庫介、而無美作守云云、

後守信基三男藤内左衛門信行、疑即此人為地頭代、以景行等為代官職、蒞而治之

云々、

〔末吉郷檢見崎氏文書中〕

正應元年七月廿九日、沙彌判ニテ肝付郡地頭殿卜宛書、

島津庄大隅方肝付郡弁^{（翁脱カ）}使兼石代子息兼藤申云云、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二九〇三号文書ニ当タル〕

〔地理志〕

世々肝付氏領之、天文・永祿ノ比、河内守兼續・左馬頭良兼領之、天正四年ヨリ守護領ニ成ル、同年冬北郷時久

ニ賜ハリ、文祿四年八月迄領之、同年、從秀吉公惟新公

江御朱印、肝付一郡伊集院右衛門太夫忠棟ニ賜云々、

〔古城主來由記〕

一肝屬郡

肝付河内守兼經^{童名金剛丸}

忠久公薩州江御下向の時分の城主也、肝付家は伴氏よ

り出云々、

3 〔嶋津氏文書〕

龍伯藏入分

一高五千貳百四拾石貳斗五升三合 大隅肝付郡之内 七ヶ村

外略、

合拾萬石

右、以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 太閤御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

〔國史義久傳〕

天正十五年五月云云、二十五日、關白朱記書、賜松齡公

大隅、令割肝付一郡授伊集院右衛門大夫云々、

(古城主由来由記)

一肝付郡

肝付河内守兼經

童名金剛丸

忠久公薩州江御下向之時分之城主也、肝付家ハ伴氏より
出たり云々、兼經ハ父ハ肝付之先祖也、新太夫兼俊か子
なり、兄弟三人有、次弟兼綱、是より救仁郷初る、三男

常州兼友、是より檢見崎出る、兼俊三代彈正太夫兼益、
四代河内守兼員、五代河内守兼名(石力)ハ兄弟六人、次弟兼光、
是より岸良家出る、三男兼廣、野崎家出る、四男兼行、
川南家初る、五男信兼、小野口始る、肝付六代周防守兼
藤兄弟三人、次弟兵衛尉兼市、号三俣、三男宗兼、鹿野
屋初る、肝付七代兵部少輔兼尚、在鎌倉、世子なく、弟
三俣八郎兼重番代と成て家嫡をつとむ、尊氏將軍家之時
宮方將軍方と隔り天下二にわかれ、遠國村里郷々迄乱さ
わく、此時兼重ハ宮方之御味方申、御當家ニ對し奉り謀
反人之張本たり、兼重子周防守秋兼ハ惣領兼尚之女に内
縁有て肝付之家嫡と成、肝付八世之統領也、九代大膳太
夫兼氏、次之弟權三郎久兼、是より山下初る、嫡子太郎
右衛門兼朝他腹にて家督を不請、是より川北初る、次弟
又八郎河内守兼元、肝付十代嫡流也、應永中、守護元久
公の御供にて在洛す、此時嶋津國方として將軍義持卿に
謁し奉り、河内守に任せらる、隅州加治木之陣中にて卒
去す、次弟左馬頭兼政、是より顛娃の家初る、薩州顛娃
之領主也、十一世三郎四郎兼忠、加治木彈正と号、嫡子
又八左衛門國兼、父兼忠之義を背肝付追放、次弟周防守

兼連、其息男三郎四郎兼久家督を請て、周防守、後は河内守に成、肝付十二世之嫡統也、此兼久守護忠昌公に敵し奉り、新納近江守忠武に志を合て多勢を引て鹿兒嶋に乱入、忠昌公を責ほろほし、忠昌公ハ清水にて御自害有、十三世兵部少輔兼興、十四世河内守兼續法印省鈞、日新公の御智なり、永祿八年、志布志にて卒ス、此代にて肝付落城也、

〔國史貞久傳中〕

建武三年云々、菊池武俊既敗、不能復振、九州二島望風應足利氏、獨肝付八郎兼重拋日向國三俣院遙應官軍、尊⑧使公歸討肝屬氏、註ニ、伴掾大監兼行、始居薩摩鹿兒島神食村、至曾孫兼俊、領大隅肝屬郡辨濟使、子孫世襲其職、因以為氏、兼重兼俊之六世孫也、兼俊為肝屬郡辨濟使、事拋肝屬典膳家藏弘安六年十一月十七日伴兼石及其子兼藤連名與兼弘讓狀云々、

〔地理纂考〕

肝屬郡キセツキ和名鈔曰、肝屬岐毛豆岐、續紀、肝衝又肝杯に作る、建久八年圖田帳に肝付郡百三十三丁二段三丈と見ゆ、

同郡

内之浦郷ウチノウラ

鹿兒島を距る事東南二十里、周廻二十五里二町十七間なり、東方海に連り、西高山に界ひ、南佐多・田代の両郷に接す、村落三南方村岸良村北方、總人員二千九百九人、總戸數六百四十二、此地三分の二ハ山林深廣にして水田陸田少し、又東面ハ大湾にて風波の難なけれハ、佗に勝りて山海の得物多し、

〔地理志〕

當郷已前高山ノ内云々、旧名小串村、

〔雲遊雜記傳〕

肝付ハ大隅ノ郡名ニテ、高山・内之浦・串良・鹿屋・始良・大始良・高隈・百引八ヶ外城此ニ隸ケリ、然ニ鹿屋アタリニツキ居タル新城垂水領也ヲバ寛文七年島津又助忠清ノ一所ニ賜ヒ、大始良ノ木谷ヲバ享保九年島津周防久儔ノ一所ニ賜ヒ、此ヲ華岡ト名付ラレ、今ハ増テ拾ヶ郷ト為レリ、初メ長元九年九月九日、元祖兼貞本郡ニ封セラ

レ、代々郡司ニテ、得佛公封ニ就キマス文治ヨリ百五十年前ヨリ高山ノ本城ニ居城セリ、今其遺墟トテ山ノ城ト唱ヘ新留村ニアリ、其邊リヲ本城ト云ヘルトソ云、文明十九年三月二十六日、河内守兼久高山ヲ委テ新納忠武ノ邑ニ出奔セリ、去レド其年ノ九月二十三日、忠武遂ニ兼久ヲ本邑ニ復ス、其ヨリ永正三年八月、圓室公自將トシテ高山ヲ討玉ヘルニ、忠武兵ヲ發シテ兼久ヲ援ケタルコトトモアリ云、元龜三年九月、公子歳久小濱城伊知領ヲ攻陥サレ、翌天正元年正月ハ北郷時久大ニ肝屬師ヲ住吉原ニ討敗リ、同二月ハ重長毛黨ヲ離レ邑ヲ以テ降リ云、

〔名勝考〕

肝付郡内浦郷小串村 續紀作肝衝亦肝坏、○和名鈔、肝屬岐毛豆岐、○圖書編作起麻子起、○内浦舊モト高山郷小串村、後割為一郷、小串村分今分分而名北方村、

〔地理志〕

岸良 寛永十六年卯六月廿七日、外城ニ立、同廿年未七

月迄或内之浦之内、明曆四年二月二日、新外城ニ立、其後又内ノ浦ニ隸ス、○貞享二年高辻幟頭書ニ、内之浦・岸良只今被相分候得共、古来高山之内ニ而候間、高山郷ト云々、然ハ貞享之比ハ岸良分外城云々、

旧記ニ、寺社御寄附分条下、同寄郡内他人拜領分、肝付郡百卅町二段三丈一色入道殿拜領、貞和二年五月日、

〔國史義久傳〕

天正四年云々、北郷時久之敗肝付軍也、事在上元年、公謂之曰、待克肝付氏之後、會以志布志賞卿、至是將與時久志布志、伊集院忠棟不可、乃以恒吉・永吉・内之浦百八十町地與之、

〔北郷時久譜〕

天正二年三月云、對鹿兒島肝付降參、為其忠節恒吉・内之浦・永吉三ヶ所合百八十町為救仁郷院志布志之返地賜之、代々之給地十五ヶ所之分、文祿四年、殿下秀吉公之檢地六万九千石被召上、為替地祁答院三万七千石賜之、

八月廿三日、從庄内都城移(祁)邪答院云、

岸良村

4「岸良氏文書」

沙弥阿佛讓渡 次男左近將監兼基

肝付郡内岸良村弁濟使職同田畠山野狩倉等

四至 限東内浦堺 限西柵寢堺

限北郡本堺 限南海

置公事

御佃用作參段 収納使用參段 新加用貳段

外數行略、右書略、

文永十一年六月十八日 沙弥阿佛在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七四九号文書ノ抄ナルベシ)

「岸良氏文書」

建治元年十月十八日、左近將監伴兼基在判、子息得益ニ

岸良村弁濟使職讓渡ノ文書アリ、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七六五号文書ニ当タル)

5「比志島藏書」「國史云、齡岳公使比志島太郎範平領大隅肝屬郡木志良村地頭辨分及羽見村地頭職」

大隅國肝付郡内木志良村地頭辨分并羽見村地頭職事、為兵糧料所被宛行也、令分配一族等、任先例、知行之、彌可被抽軍功之状如件、

正平十二年四月廿八日

「氏久」
左衛門尉判

比志島太郎殿

「範平」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三三号文書ト同一文書ナルベシ)

6 袖判

下 嶋津御庄大隅方肝付郡

可早以兼基嫡子得房丸、岸良村田畠山野狩倉等令相傳

知行事、

右、件村者、兼基親父阿佛之所帶也、而兼基依為子息、讓得之了、爰兼基死去之上者、于得房丸彼所帶所宛給也、但得房丸成仁之程、為母堂之沙汰、任阿佛讓狀之旨、不
一事殘令知行領掌、有限所當以下色御公事等、守阿佛支配、無懈怠可令勤仕之状、為向後所仰如件、以下、

弘安二年四月 日

「明治十三年迄六百二年」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二八〇二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔岸良氏文書〕

正和四年二月、嶋津庄大隅方肝付郡内岸良村〔⑩取納〕（弁濟）使職
左兵衛尉伴兼村云々、文保三年三月、前肥後守頭親判、
兼村弁濟使職云々、

按ニ、岸良左兵衛尉兼村ナリ、兼村ノ子左衛門次郎
伴兼義岸良村弁濟使職也、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一一七・二二五号文書ニ当タル〕

〔肝付譜中〕

元亨二年壬戌四月二十五日、執權高時袖判、以伴兼義為
岸良弁濟使職、乃兼村之子也、見于岸良氏文書、

『正平十二年ハ延文二年ニ當ル、前ノ元亨二年ハ三十六年以前

ナリ』

〔肝付河内守兼氏譜中〕

正平十二年四月廿八日、賜比志島太郎範平木志良村地頭
辨分及羽見村地頭職、蓋辨分本皆我辨濟使職田、而其寄

島津莊者、則道鑑公嘗以幕府命食其租入、傳至齡岳公久
公、方今為 南帝分界功士、令給兵糧、故蓋聽命、是歲
秋兼卒云々、

〔岸良氏文書〕

應永廿三年十二月十八日、沙弥崇重判、次郎四郎伴兼善
ニ讓渡肝付郡岸良村弁濟使職同田畠山野狩倉等云々、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二九五一号文書ニ当タル〕

〔名勝考〕

熊城 天子山の亥方七八町許にあり、熊襲梟帥か居宅の
跡にして、東西二十間、南北十間許、小高き丘陵にてそ
ありける、市乾鹿文女イナフカヤメか一二兵を従タビて返家とあるを以て、
その近きわたりなることは知られたり、又天子山午方十
七八町に川上城あり、城中に川上明神てふ叢祠ホコラあり、景
行天皇の御杖を齋イハひ奉れりと云、所謂御杖代ミツエシロなるへし、
此地ハ川上梟帥か居城の墟アトといふハ、この後廿七年、熊
襲復マク反クきし時、日本武尊川上梟帥を誅ツキ玉ヒし事、前の隼
人城の所に見えしか如くなれハ、この川上城ハ廿七年の

時に再び叛きて楯籠りしにてそあるへき、凡この地の分野、南佐多御崎までハ地勢甚長く指出て、東西には海を受けて、西の方古江浦と東内浦との間は國幅最狭ければ、爰をしも取切りなんには、佐多御崎の方ハ手さしも成かたき要街にてそありける、されは永正年中の比ハ此地に主張居し肝属某など吾先世に叛きまゐらせて久しく楯つき侍りし事とも、大むかし熊襲梟帥か反し行迹に能似寄たりける、又この内浦でふ處ハ原高山郷の村名にて、高山とは高屋山より出て、又内浦とは内裏の舊都など稱せるか如くにて、いとも畏こき彦火々出見尊より葺不合尊まで都所とト玉ひし故跡にてそありける、さる縁にしあるより、景行帝にも高屋宮を建玉ひて六年か程の御行闕となされしなるへし、又神武帝日向之吾平津媛を妃となされ、後に景行帝の御刀媛と應神帝の日向髪長媛を掖庭に召れしも、今の如くに邊鄙の有様ならんにハ、國色の禁庭に納給ふに堪ふへからず、神武の妃となされし吾平津媛なども、乃この妬良郷の産にて、當初内浦の皇居たるか故、其近津邑の女子を娶し玉ひしとはおもはる也、猶次の条にいふなり、

「勝景百圖考」

内之浦 大隅國肝属郡内之浦村の海湾にして、一碧の積水を湛へたり、湾を環りて層巒曲岸倒影を涵し、岸極れハ白沙敷て朝輝に映し、蒼松連りて晚翠を含む、其東方一面海門深く開けて長風を送り、帆影奇興を載せて来るか如し、

「地頭系圖」

内之浦

藥丸彈正少弼兼將 出雲守狐雲事也、天正之初地頭、肝付一族也、

東郷安房守重治

川上伊豫久晴

平田豊前守宗直 宗倍ノ子、後民部左衛門ト云、正保ノ比カ、

相良主税 萬治・寛文ノ比ハ高原地頭トアリ、

岩切彦兵衛

福屋助左衛門兼昭 後伊賀 御右筆也、寛文中也、

福屋助左衛門兼全 御納戸奉行・吟味役・京大坂御留守居・御用人等勤、

東郷藤兵衛重利 後肥前 御兵具奉行・吟味役也、明曆三九月十六日ヨリ岸良地頭なり、

伊東肥前 御船奉行也、明曆四年二月二日ヨリ岸良地頭也、

伊集院宮内少輔 寛文五年二月二日ヨリ定、

福屋助左衛門 兼全ノ子、寛文七年二月三日ヨリ定、

伊地知八右衛門 元禄四年未七月二十九日ヨリ、

鎌田六郎太夫 後太郎左衛門 寶永三年戊正月二十七日ヨリ、
或二年酉十月、
三日ヨリトモ、

「地理纂考」

高屋神社南方

奉祀一坐 彦火々出見尊例祭九月九日、同十日、正祭にて、此日流鑄馬あり、年中祭典凡二十七度也、

土人曰、當社ハ高屋山陵拜謁に便り善からさりし故に、

景行天皇創建ありて神寶及び傳記等若干なりしを、永正

二年、火災に罹りことく焼たりといふ、又神社撰集

曰、鹿兒島謙方神官 本田親盈著書、中御門天皇享保二年丁酉六月二十六日、

授高屋神正一位、又曰、寶曆十三年辛未十月廿八日亥刻、

高屋神唐火タビたり、今宵戌下刻、光明一道ありて國見陵に

飛行く、其光赫耀として山谷に射映チリツツる、又曰、高屋祠炎

上半時許前に、火氣雲衢に入りすさましく見えたり、郷

村男女親シタシく見る處、今に至り歎称敬畏せりなと見えたり、

されと高屋といへる地名ハ肝付郡に非ず、又彼國見絶頂

ハ彦火々出見尊の御陵に非る事上件に云るか如し、さて

社號を高屋といへるに就て按するに、此ハ神代記の一書

彦火々出見尊の降誕の卷に、上時以竹刀イテヒ截キ其兕臍ウシノヒ、其所

棄竹刀、終成竹林、故號彼地曰竹屋タケヤとある、神蹟ハ薩摩

國川邊郡上古阿加世田郷多郡也と勝目郷との境高屋丘ツカ高高三十間許に

室の址ハにて、往古頂イダケ、キに彦火々出見尊を祀れる神社ありて

高屋大明神と稱タケしとそ、又加世田宮原村にも高屋神社あ

りて、祭神彦火々出見尊なり、是等降誕の地名を以て稱

奉ツれるにて、此内之浦なるも其と同じく祭神彦火々出見

尊なるか故に、社號を高屋とハ云るなり、されと古き神

社なる事ハ、天喜二年大隅管内の神社に奉増爵一級とあ

る古記天喜二年大隅國分郷守公神社主神司調所恒範家藏の中に、肝屬郡從二位鷹屋云

々とありて、以下の二三字虫喰ムシクヒて分明サツカならず、前後の例

を見るに、從四位以下を明神と記して、以上ハすへて大

の字あれハ、大明神の三字にて、即ち今の神社なる事明

かなり、又寛永十年癸酉五月十五日内之浦郷北方村竿次

帳、高屋神領百二十九石三斗三升七合五勺と見えたり、

彼古記の奥書曰、右、興國之基無先祭祀、敬神之道不如褒崇、方今職為

都督、政同朝廷、是以尋長德三年之例、管内大小諸神奉增爵一級、國宜

承知、申官之間、宜以施行、不得疎略、符到奉行、參議正三位大貳源

朝臣在判、正六位上行大典山宿祢在判、天喜二年二月二十七日とあり

前後切捨りて今存する処僅に肝付・馭横・熊毛の三部なるハ遺憾の甚し

し、諸社に奉幣ありしを云なるへし、天喜二年なるへ、後冷泉天皇永承三年内裏炎上、同六年陸奥逆乱、七年天下疫癘流行、天喜元年住吉社炎上、同二年京極院炎上等に依りてなりけむ、さて彼三郡の中なる神社百余社なるに、鷹屋の外ハ一社も遺らざるは、久しく乱世の續しか故なるへし、いとあざましからずや

「名勝考」

正一位高屋大明神在山陵之麓三里許、此地隸同郷南方村、

奉祀即彦火之出見命神位坐像、高一尺三寸、

耐祀瓊之杵尊 葺不合尊

此神廟ハ景行天皇の御艸劍也、鳥居に正一位高屋大明神の扁額を揚く、ト部兼敬書也、例祭九月九日・同月十日、此日流

鏑馬あり、年中祭典凡廿七度、神社撰集曰、中御門天皇

享保二年丁酉六月廿六日、授高屋神正一位、又云、寶曆

十三年辛未十月廿八日夜亥刻、高屋神屠火たり、今宵戌

下刻、光明一道ありて國見山陵に飛行、其先赫囉として

山谷に射映つる、又曰、高屋祠炎上半時はかりの前に、

火氣雲衢に衝入、すさましく見えわたりけることあり、

皆鄉村男女親しく見る所、今に至りて歎称をなして敬畏

せり、

高屋神社縁起文

従三位ト部兼連

隅州肝屬郡内之浦鎮座高屋大明神者、地神第四彦火之出

見尊之降跡也、古老傳稱、當社往古在山上、曰國見陵、

蓋薩隅日三州之海山悉在目下也、其峯也去麓二里、巉巖

峻絶、不能輒登臨、故中古以来勸請于此地、唐中古記舊

章若干万言悉紛失、而無隻字遺文、可勝惜乎、雖然神之

為神也、未必屬文、若能通其心、則天地之間無物而非文、

所謂天高地下、山峙川流、則天地之文也、⑤草菓木之花葉、

鳥獸之羽毛、金石珠璣之精粹、此亦萬物之文也、以至三

綱五常之道三千三百之禮、皆是不測之妙用、自然之文章

也、既又書三於本紀、昭之者乎、昔者天孫幸大山祇女木

花開邪姬、即一夜而有娠、天孫未之信、故木花開邪姬忿

恨、乃作無戸室入居其内、而誓曰、妾所娠若非天孫之胤、

必蠶滅、如實天孫之胤、火不能害、即放火烧室、始起煙

末生出兒號火關降命、次避熱居生出之兒號彦火之出見尊、

次生出之兒號火明命、凡三子矣、兄火關降命自有海幸、

弟彦火之出見尊自有山幸、兄弟互易幸、而各不得其利、

弟時失兄鈎、憂吟海邊、逢塩土老翁、入海宮而留住已經

三載、海神慰勸奉慰焉、或設三牀坐焉、或授兩瓊誨焉、

因以女豊玉姬妻之、生兒彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、後久

而彦火之出見尊崩、葬日向高屋山陵也、是則吾神孫紹連之靈蹟也、孰不仰崇之哉、屬者三州之牧伯源羽林之邑吏平重堅、令從五位上藤原信秋・正六位下藤原親信等屬子書縁起、因述其梗概、以塞請云、元祿丙子林鐘初三、上の縁記文神代卷をさら出^{（出）}にして、且當社ハ往古在山上云々、中古以來勸請于此地、この事心得かたし、抑當社は高古高屋山陵のミなりしを、其山上遠僻の故を以、景行帝始て高屋唐を今の地^{（本）}創建し玉へるよし、土人の口碑現存す、さらハ縁記にも其由縁をこそ專に著さるへきに、兼連の聞く處疎漏にして、其要旨を逸したり、

「名勝志」

正一位高屋神社 南方村に鎮坐、祭神一座、彦火々出見尊、^{（例祭九月九日・同十日、年中廿七度の祭あり）}當社は、人皇十二代景行帝日向の國行宮を建給ひおわします時、國見の陵ハ其峰麓を距ること三里許り、断崖絶嶮にして輒く登ること能はず、故に此地に勸請し給ふといふ、元祿九年丙子六月三日、神祇道管領^{（◎縁）}卜部兼連高屋大明神五字の額を奉納し、又縁起を書して寶殿に納む、其後享保二年丁酉六月廿六日、神道長上從二位卜部兼敬正一位の宣命を授け、正一位高屋大明神八字を筆して華表に掲ぐ、正祭にハ流鏑馬を張行す、

「名勝考」

高屋山上陵タカヤマノノミヤノノミヤ 書紀○和名鈔作鷹屋、今言國見陵、口誤曰、高屋屬郡俱有鷹屋郷、蓋二郷相按、恐此地之山を云欵と^{（◎按）}は非也、竹屋郷は今の加世田にて、殊に隔絶せり、

府東南二十里

書紀曰、彦火之出見尊崩、葬日向高屋山上陵、○古事記曰、日子穗々手見命者、坐高千穗宮、伍伯捌拾歳、御陵者即在^{（イ）}其高千穗山之西也、即是也、○延喜諸陵式曰、高屋山上陵、彦火之出見尊也、在日向國無陵戸、^{（記曰、廟陵有陵戸・守戸・有之陵戸而無守戸者、有之守戸而無陵戸者、有無陵戸・守戸者、陵戸其山陵百姓也、守戸山陵守也、有陵戸而無守戸者、陵戸兼守戸也、有守戸而無陵戸者、守戸兼陵戸也、○此地をも日向とあるハ、上にいへることく、上代ハ大隅・薩摩之名なく、皆日向國なれば也、}高屋山上陵は國見山之絶頂に在りて、俗に國見陵と稱す、國見とは、この山上に登れば日隅薩の地を目下に見るといふに依れり、陵上に自然石を安厝^{（オク）}、圍八尺許、高出土一尺許、即尊を奉葬所にして、其上に叢祠^{（ホコラ）}を建り、高七尺餘、方三尺八寸餘、俗に國見權現と稱し奉る、さて此山上は麓より三里許、其道盤行^{（ツ、ワリイハ、ホ）}寔帆にて、容易登涉^{（タヤスクタクシヨウ）}しかたし、一里許の山中鳥居あり、

高屋山上陵タカヤマノノミヤノノミヤ頂ミタカニ在ア之キ。俗ノニ國見陵クニミノミヤ又ハ國見權現クニミノミヤノミコトト唱ナへ申マ候ケ。

申マ候ケ、日本書紀ニ、彦火火出見尊ヒコホ、デミノミヤノ御陵ノミヤニテ候ケ、出見尊ヒコホハ瓊々杵尊ニギハヤヒノミヤノ御繼體ノミコト候ケ、

ト御座候ケ、始出見尊ヒコホ其皇兄ミコトノミヤ火闌降命ヒコホノ虐命ノミコトニ逼セリ、遠ク海宮ノミヤニ蒙塵シ玉ノミヤフルコト三歳ノミヤ、海神ノミヤノ女ノミヤ豊玉トヨタマ姫ノミヤヲ妃ノミヤトシ、既ニ有身ノミヤノ後ノミヤ、尊本國ノミヤニ還幸タビカウシ玉ノミヤフニ臨ノミヤミ、豊玉トヨタマ

姫尊ノミヤニ申テ曰ク、皇孫ノミヤノ御子ノミヤ私ノミヤニ海郷ノミヤニテ産奉ウミルベカラス、必ズス上國ノミヤニ産舍ウツヲ作りテ待玉ヲフベシト契約アリアリ、其産舍ノミヤ未ダタ葺アヘザルニ、豊玉トヨタマ姫ノミヤ日向ノミヤノ海邊ノミヤニ詣テ来ルリ御子ノミヤ降誕アリアリ、因テソノ御名ヲ彦波瀲武鸕鷀ヒコホ嶋ノミヤ葺アヘザルニ

合フ尊ト稱シ奉ル由、古事記・日本紀等ニ書サレ候、コノ後ノミヤ兄ノミヤ關降ノミヤニハ尊ノミヤノ盛德ニ降服アリテ、子孫終ニ大隅ノミヤ薩摩ノミヤノ隼人ト稱シ来候、天書ニ照シ考申候處、尊海宮ヨリ還御ノ後多クノ歳月ヲ積リテ、兄關降ノ徒降服ノ由ニモ見ヘ申候得者、尊海宮ヨリ還御ノ時ハ、先日向ノ海濱ニ行宮ヲ構ラレ、大隅以西ノ地モ漸クニ知ラシメ玉ヒケル程ニ、コノ内ノ浦ナドノ邊陲ニ行營ヲ建ラレシニヤ、内ノ浦トハ猶内裏ト申スカコトク、尊並ニ

景行天皇一旦行營ノ墟ナルカ故ト記シ、諏方神主井上某カ所藏ノ書ニ見

浦ハ是ヨリ海上十五里、飲肥領ニテ候、然ハ外ノ浦ハ後世内ノ浦ニ對シ名ケ為申ニ

テ可有御座候、又内ノ浦ニテモ此已前ノ書附ニハ内ノ浦ノ字ヲ内裏ト書記候モ有之、其上出見尊ハトセ七程此地ニヲハシケル由古老共申傳候、八ト七ハ八ト八ト八ト重ナト上古無之候、且今モ内之浦ニ尊行遊ノ地ヲ當分黑園ト稱シ、

玉依姫ヲシテ皇子ヲ養育マヒラセシ跡ヲ母養子山トイヒ、或ハ京都ノ馬場等ノ地名ヲ語嗣、其古跡現在在仕候、古事記ニ、日子穗々出見尊者、坐高千穗宮、伍伯捌拾歳、御陵者即在其高千穗山之西也、コノ高千穗山ノ事、

當分ニ及ヒ衆說區々イタシ、今ノ延岡領高千穗山トシ、尊ノ御陵モ延岡領ノ高屋島ト云處ニ有之ヨシナト書ニ著シ候得共、古事記傳ニ、延岡領ノ高千穗山ハ所謂高千穗峯ノ事ニハアラス、今ノ大隅曾嶺郡霧島山是高千

穗峯ナレハ、高千穗宮モ其アタリニ在ベキ事ナリ、又御陵ハ皇宮ヨリ極テ遠キ所ニハアラザル例ナレハ、高屋山上陵モ高千穗宮ノ傍ナルヘシ、況ンヤ即テ其西ノ方ニ在ト見ヘシヲヤト書シ申候、是霧島緣起並都城築

塚緣起文ニ今ノ都城ノ地ヲ古ノ高千穗宮ノ遺墟ト申傳候古説ト全ク符合仕候、是ハ都城ト申所ハ、ムカシ宮

丸村・都島ト申地ニテ候處、永和元年北郷讀岐守誼久
都島ニ城築キテ都城ト名ツケシヨリ、終ニ都城ヲ地名

トナシ、イニシヘノ都島テフ名ハ唱へ失ヒ申候、城築

塚縁起曰、都城ハ上古霧海ト為申地ニテ、今ニモ高山ヨリ庄内ノ地
ヲ臨ミ見候ニ、朝霧立覆ヒ候景色ハ宛然大海ノ様ニ相見得候、高千
穂山峯ヲ霧島ト名ツケタルモ此故ト申事候、且又モカシハ海水ニ
テ庄内ヨリ高城へ湖水流レ注キ候、今ニモ大川ノ高瀬ヲ海水ト唱
へ候、其時海津ノ地形ニ有之、且ツ霧島ノ御莊ヨリ此地ヲ鳥津ト申
候テ、代々鳥津ノ御莊ト唱へ候、上世帝王ノ御宮跡故、諸縣宮丸九
十町ハ五畿内ト申類ニ基キ御莊ト相唱、薩摩・大隅ノ地迄ヲ惣テ鳥
津御莊内ト申候、其後御家号ニ罷成候御莊ト書キ候、凡ソ庄内ニ中
天文・永祿ノ比迄モ神社棟札等ニ鳥津御莊ト申候、今以高千小カ築

天・南郷・北郷ノ三郷取合候境ヲ宮丸村都島ト申候、文
立タル塚ノ様成地面相殘候、是即 神代帝皇ノ御宮跡ニテ、コノ地
ヲ猥ニ踏汚シ不申様ニト築塚ヲイタシ、宮古神ト申小社御座候、文
和四年十二月、尊氏將軍ヨリ鳥津尾張守資忠へ庄内北郷ノ地拜領故
北郷ノ家号ヲ相立申候、此時宮丸村ニ宮丸藏人道時ト申人有之、其
此地ニ城ヲ築キ、宮古島ヲ中央ニ取持、是ヲ都城ト名ツケ申候、左
女メヲ娶リ、後ニ道時嗣子無之、宮丸ノ地ヲ北郷氏預附屬候テヨリ
候テ、築塚宮古ノ神社城内ニ有之候テハ、諸人參詣難成ニ付、北郷讀
岐守忠相宮古神社城外ニ奉遷候、其臺座石裏ニ、大永六年丙戌夷
則二十四日藤原久塚大明神ト奉稱、都城中ノ宗廟諸人一統奉崇敬候、
未社殿上人ノ社ト唱候テ奉社ノ脇ニ相立居申候、上古薩摩・大隅ハ
未タ不相立日向一國ニテ、宮丸・都島ヲ鳥津御莊ノ中央トシ、諸縣
五十町ヲ後世ニ比候ヘハ、洛中畿内ノ御封域ト申候、此地四方ニ縣
峯巒ヲ環ラシ、平野沃壤恰モ大和旧都ノ御景色ニ似寄タル勝地下旅人
トモ毎度稱美、然ハ都ノ城ヨリ肝屬郡ニ係リシ地ハ古ノ

高千穂宮ノ墟ト相見得申候、其訳ハ、尊并葺不合尊ノ
仕事ニ御座候、係リ

二陵共ニ肝屬郡ノ中ニ被成御座、古事記ニ即在于高千
穂山ノ西ト御座候、即ノ字御陵ヨリ程遠カラヌ地ニ高

千穂宮モ高千穂山モ有之タル證據ニテ御座候、蓋シ尊
御讓位ノ後ハ再ビコノ内ノ浦ナドニ被遊御行遊崩御ナ

サレシ故、頓テ其山上ニ御陵ヲ立ラレタルニテモ可有

之候、内之浦・高山両郷ハ衆峯波濤ノコトク聳へ連リ
シ地形ニ候得者、爰迄ヲシナヘテ高千穂山ト泛ク唱へ
シニテモ御座候半、凡ソ高千穂宮ト申ハソノカミ皇孫
宮城ノ大名ニテ、元來國郡等ノ稱號トテモ未タ無之、
太古ノ事ニ御座候得者、日本紀ニハ唯西州ノ宮トモ、
又治斯西偏トモ記置レ候、上世ノ都ハ御一代ニモ方々

ニ遷シ玉ヒ、又御父子一所ニ御座不被成ノ風習ニテ、
其後景行天皇十二年九州御親征ノ時モ此内ノ浦ニ行宮
ヲ營レ、六ヶ年程駐蹕被遊、其宮ヲ高屋宮ト被號、且
今ノ高屋神社モ天皇ノ御造立ト申傳、天皇行宮ノ遺蹟
ヲ天子山ト唱へ來候儀共、イカ様神世ニ出見尊一旦被

遊御座候故、天皇モ其舊跡ニ行宮ヲ立ラレ候由縁等モ
可有御座候、凡内之浦ノ形勢連山合抱イタシ、只東一
方ノミ海ニ臨テ相開キ、自然ノ天嶮ヲ得タル地理故行
宮ヲ立ラレシトモ申傳候、扱又高屋ト申ハ景行天皇ノ
行宮ノ名ニテ、元ハ内ノ浦ノ地名ト相見得、高山郷ニ

遊御座候故、天皇モ其舊跡ニ行宮ヲ立ラレ候由縁等モ
可有御座候、凡内之浦ノ形勢連山合抱イタシ、只東一
方ノミ海ニ臨テ相開キ、自然ノ天嶮ヲ得タル地理故行
宮ヲ立ラレシトモ申傳候、扱又高屋ト申ハ景行天皇ノ
行宮ノ名ニテ、元ハ内ノ浦ノ地名ト相見得、高山郷ニ

テ高山ト申地名ハ高屋山ヨリ出候半ト申傳候、左候テ、御陵モ此山上ニ在之候ヲ以高屋ノ山上陵ト申タル筋御座候、然ヲ何ノ比ヨリノ事ニ可有御座哉、高屋御陵ノ儀ヲ内ノ浦等ニテハ國見權現ト唱へ申由、是ハコノ峯ノ名ヲ國見嶽ト称シ候ヨリ何トナク俗ニ御陵ノ事ヲ權現ト唱へナシ候筋相見得申候、右高屋御陵御座候國見嶽ハ、内ノ浦麓ヨリ貳里半餘ノ山上ニ有之、其内高山郷街道山中ノ北ニ鳥居相立、鳥居ヨリ絶頂御陵迄拾町廿三間程ヲ登リ申候、其間貳町計至ル嶮敷樹枝ヲ攀候テ漸御陵ニ至リ申候、絶頂御陵ノ上ニ一ツノ御蔭石ヲ安置シ、其上ニ小社ヲ建有之候、高山ノ絶頂ニ御座候へハ、風雨ニ痛ヤスク、凡拾五年目ニ一度造替仕候、已前ニハ御物御調ニテ候得共、近年内ノ浦郷一統ヨリ出銭合力ヲ以造替仕来、麓ニテ小社作立、山上ニ持登候ニハ八九十人ノ人夫ニ及申候由、當秋大風ニ付テハ吹散シ為申答ト、早速罷上リ見分仕候得共、無恙在之候段申出候、左候テ、絶頂僅成地面ニ御座候得ハ、井垣等出来候テハ正月二日・四月三日兩度供物相捧祭方仕候節所狭ク差障罷成申候間、御陵ノ上小社ヲ建立

7の1

申事ノ由、右ハ、高屋山上陵ノ由緒日本紀等引合相糺候趣、且又此節見分仕候成行ニ御座候、尤景行天皇ヨリ高屋神社ニ御奉納ノ神寶・其已来ノ傳記等、永正二年乙丑正月七日高屋神社炎上ノ節致焼失候由ニテ、當分相傳リ不申候、

内之浦郷役申出同調書

一 覺

内之浦

爰許惣廟高屋山御陵格別成御神跡ニテ、重立候様御取仕立之儀吟味仕可申上旨被仰渡趣承知仕候、御陵上ノ御社往古御物御普請ノ由當分取調仕来申候處、此節御糺方ニ付、格別成御靈跡ノ故御物御普請被仰付被下度、且又當所高屋大明神社則御陵ノ御靈廟ニテ、景行天皇御創建ノ靈社ニ御座候處、只今ノ御社鵜戸・霧島ニ相替、龜相ノ小社ニ御座候付、奇麗ニ御取仕立被仰付被下度、當分高屋宮御寶殿・拜殿・舞殿其外都テ及破損、五ヶ年跡ヨリ時々御願申上、寺社方御取次衆御見分有之、近々御取付御造立之段承居申候處、去月十日、大

風ニ吹倒及大破、社役勤方調兼申候付、雨除等乍漸取
 繕置為申儀ニ御座候、然ハ格別成御神社、今成ニテハ
 自他國ノ參詣人見聞不宜、御神威薄方ニ相見得申候間、
 當御造立ヨリ外大社ニ被準、大相ニ無御座候共奇麗ニ
 御取仕立被下候ハ御神威彌増、自然ト自他國共參詣人
 多有之候様成立可申哉、左候者、御取仕立ノ御蔭ヲ以
 御靈跡明白ニ顯、猶又萬人奉尊敬答ト吟味仕候、尤四
 壁内掃除・道普請等ハ所中ヨリ仕度奉存候、此段申上
 候、以上、

寺社方掛組頭

戊八月二十九日

玉置延齡院印

右同郷士年寄助

神崎喜三右衛門印

一 覺

内之浦

爰許高屋御陵并高屋大明神御糺方被仰渡趣承知仕候次
 第左ニ申上候、

一 高屋大明神年中正祭り二月初卯、九月九日・十日、十
 一 月初卯三度、御祭米三斗五升御物ヨリ被成下、地頭

ヨリ御祭米壹斗被成下、其外二十四度ノ御祭方等ハ社
 司ヨリ自力ヲ以御祭仕来申候、

一 高屋ノ御陵、先年者一往寺社方御修甫被仰付置タル由
 候處、其後所修甫被仰付、是迄御修甫仕来申候、當分
 ニテハ御陵御社山上ニテ取繕方モ所役ニテハ往々届兼、
 自然トハ荒果申躰ニテ、諸人參詣ヲモ薄成申外無御座
 答ト奉存候、

一 此節御見分ノ上、高屋大明神社頭并御陵御物御修甫ニ
 テ社頭重立候様被仰付候ハ、往々諸人參詣等モ多、御
 神靈御威光モ相増申答奉存候、且御陵ノ儀ハ格別成御
 社ノ儀ニ御座候得ハ、此節ヨリ御物御取仕立御座候ハ、
 夫長ケ重立御威光猶々相増、諸人尊敬仕方ニ成立申答
 ト奉存候、

一 高屋大明神社領高、先年ハ高百貳拾九石三斗三升七合
 五斗被召付置候由、寛永年鑑北方村竿次帳ニ相見得申
 候付、何様ノ訳ニテ今通纒三斗餘ニ被減候哉、委敷儀
 相知不申候付、別紙為御見合竿次帳寫差上申候、

一 御陵并高屋大明神社、先様御塵抹無之様何様仕候ハ往
 々最通可申哉、役々吟味仕候處、日州飢肥領鷓戸權現

一都合粃大豆三千四百三表五升壹合

門拾四

社等近年美々敷取仕立、自他國共參詣彌増申候由相聞得申候、然ハ當社ノ儀モ何ソ大造ニハ無之候共美々敷御造替被仰付、御祭料ヲモ被召付候筋ニ被仰付被下候

ハ、年中數十度ノ御祭礼ヲモ屹ト昔通ニ取仕立申度、左候ハ、格別成御神跡自他國共ニ相顯、自然ト御神威彌増、諸人參詣モ數多成立、郷中一統ノ賑ニモ相成可申儀ト乍憚奉存候、尤四壁内其外道筋御籠抹無之様ニハ社司并所中ヨリ時々修甫相加ヘ候様仕可申ト吟味仕候、

右者、此節高屋ノ御陵御籠抹無之候哉、又者往々最通荒果不申様内吟味被仰渡趣承知仕、役々申談候趣右ノ通御座候間、此段申上候、以上、

寺社方掛組頭
玉置延齡院印

戊八月二十九日
右同郷士年寄助
神崎喜三右衛門印

屋敷拾貳
右之内
鷹屋領一門
粃大豆三百五拾四表貳斗六升四合
高ニシテ
百貳拾九石三斗三升七合五夕
寛永十年癸酉五月十五日

鎌田狩之介書判
中馬伴右衛門右同
鹿屋内匠丞右同
曾木八兵衛右同
原田采女正右同
池田種左衛門右同
野村少外記右同
平岡助右衛門右同
愛甲主膳正右同
岩下吉兵衛右同
小島如樂坊右同
河越拾兵衛右同

伊達休右衛門右同

山下土佐守右同

岩切奎之助右同

宇都藤左衛門右同

城井三郎兵衛右同

東郷形部左衛門右同

一右之通内之浦郷役共ヨリ書付差出申候、然ハ前文中上候通、御陵ノ儀内之浦麓ヨリ貳里餘山坡難所相續キ、

高山郷往來道ニテ、往來ノ分ハ人馬通路ニテ一筋道相

知居候得共、往來ヨリ絶頂迄拾町餘ノ分ハ參詣道相埋、

甚荒廢ノ躰ニ御座候、當御陵ノ儀ハ、他領ヨリモ參詣

仕場所ニ付テハ、已來當分荒廢ノ道筋塵抹無之様ニ取

始末ノ儀郷役共エ内吟味為致申候處、御陵ノ儀山中嶮

咀ノ難所故、是迄高屋大明神社司ヨリ年中兩度祭方供

物差上候節ヨリ外ハ掃除等仕候儀モ無之候、然共已來

ノ儀ハ掃除方迄モ所中ヨリ御塵末無之様ニ屹ト取始末

仕可申、右ニ付テハ御陵ノ神靈ヲ奉崇候高屋大明神社

麓ニ御建有之、當郷ノ宗廟ニテ格別成神社ニ御座候處、

先年已來及大破、御修甫奉願置候付、近年中御修甫序

ヲ以今ヨリモ奇麗ニ御造替被仰付被下度奉願候、此儀

ハ畢竟當社格別成御靈席ノ上、近國他領人折節參詣ノ

場所ニテ、御國御眉目ニモ相掛申儀候得ハ、兼々一統

存食ノ實情ニ候故、別紙ノ通内之浦郷役ヨリ願申出候

段承届申候、然共此節御用ノ儀ハ專御陵御取始末ノ儀

迄繪圖面取調方被仰付、右通神社御修甫等ノ事ハ別段

ノ御取扱故、私ヨリ何分ニモ難申上候付、寺社方御用

掛ノ向エ申出候様申渡置申候、

一御陵上ノ社ハ是迄ノ通所役ニ造替仕候得共、掃除方迄

ハ山上遠方ノ事届兼、自然ト荒果申方ト相見得申候、

高屋大明神社ノ儀

中納言様御代迄ハ社領高百貳拾七石被召附、御陵上ノ

社モ御物御修甫ニテ候處、當分御祭料米三斗餘程被成

下候間、正祭兩度外ハ社司自力ヲ以致執行候付、山上

御陵掃除方迄不行届筋ニ御座候、右ニ付郷役共ヨリ御

陵上ノ社前々ノ通御物御修甫被仰付、御祭米被成下候

様願申出候、然共姤良御陵社モ所役ニテ造替致來候付

テハ、内之浦陵社ノ儀モ當分ノ通郷役ニテ修甫仕候様

被仰付置、御鹿抹ノ方ハ有之間敷哉ト奉存候、左候テ、御陵ノ儀此已前高屋大明神社ヨリ掃除方ヲモ相勤候得共、神領高被召揚候節ヨリ何トナク致懈怠候筋相見得候付、此節郷役共願申出候通、御陵ニモ御祭并掃除料トシテ御見合ヲ以被召附、高屋社ヨリ祭祀掃除方屹ト致執行候様被仰付、且高屋神社ノ儀ハ天子ノ御神祖ニ候得ハ、新田宮同前下馬札ヲモ被召建筋ニ可有御座哉、左候ハ、始良鶴戸權現社ニモ御同様ノ御取扱可被仰付儀ト奉存候、

一 覺

高山

爰許國見嶽ノ儀ハ、他國迄差知候靈地ニテ、御陵社ハ内之浦ニ候得共、両郷境峯ノ所ニテ、双方ヨリ參詣道有之、爰許ヨリノ道筋目印無之候テハ、遠方亦ハ他國人等參詣等ノ節靈地ノ敬畏モ不宜候付、右旁目印ニ相成候事共致吟味可申出旨被仰渡趣承知仕候、右御陵所ノ儀、深山ノ絶頂ニテ難場ノ所ニ御座候得ハ、道作等ヲ以涯立候様取拵候儀難相叶御座候付、兼テ所中ノ者共致參詣候道筋、野崎村波見村ノ境ヶ所、波見村荒

瀬川涯ヶ所、往還ヨリ相分レ候參詣道ノ入口ニテ御座候間、右ノ両所へ鳥井被召建候ハ可然哉ト吟味仕候間、此段申上候、併御吟味次第被仰付度奉存候、

郷士年寄

戌九月三日

宇都宮真光院

郷士年寄助

守屋彈正

郷士年寄

山之内休之進

右同

吉井孫助

右同

安庭休次郎

右之通高山郷役共ヨリ書付差出申候、然ハ肝屬郡高山郷ヨリ高屋御陵道野崎村・波見村ノ両所有之、其内波見村ハ内之浦へノ通路ニテ、當郷ハ勿論他國人御陵へ致參詣候ハ両村ヨリ罷上申由、尤此所旅船等數多入來ノ津畑ニテ御座候、依之御陵御鹿抹無之様往年ニ最通

候吟味内々高山郷役へ申聞候處、右両村ヨリノ參詣入
口ニ御陵道ノ標示トシテ鳥井御建立、高屋御陵道ノ御
銘書被仰付候ハ、自他國輕者共迄モ大切成靈場ノ詛自
然ト明白ニ奉存、何トナク御龐抹不成立、致參詣候者
共モ彌御陵ノ尊重成ヲ奉仰筋可有御座ト、内々吟味仕
候趣申出候付、右ノ場所ハ別紙繪圖面ニ相認差上申候、
尤鳥井相立可申トノ場所見分仕候處、不淨ノ物等持通
候ニモ不差障所ニテ御座候間、以後為御見合木札假ニ
為立置申候、此段申上候、以上、

御記録方添役

戊十一月

白尾齋藏

〔地理纂考〕

國見嶽北方 北方村連峯の中なる第一の高山なり、絶頂に

登れハ肝付の郡内を一望に取る故に國見の名を得たり、
山下より絶頂まで登路三里、其路險難にして容易く登涉
し難し、山上に小社ありて、土人彦火々出見尊の山陵な
りと云へり、又山下に高屋神社ありて、元禄年中卜部兼
連か著せる縁起あり、其文に、隅州肝属郡内之浦高屋大

明神者云々、彦火々出見尊之降跡也、古老傳稱、當社往
古在山上曰國見陵云々と記したるハ土人の説に従へるに
て、其實を得ざるなり、尊の山陵ハ古事記に御陵者ミハカハヤカ即在
其高千穂山之西也とあるを、此處ハ南に丁りて方角違ひ
たるを、如何なれハかく云るにかと其本元を尋ぬるに、
此ハ前皇廟陵記に、薩摩國阿多郡・大隅國肝付郡俱有鷹
屋郷、蓋二郷相接、恐此地之山といへるより出たる也、
古事記傳にも是を擧て此
説信に謂れたりとあり、和名鈔に肝付郡鷹屋郷ありて此處に
高屋神社もあれハ、然思ハむハさる事なれと、此ハ和名
鈔に載る所肝付・始羅両郡後世錯簡ミクシて前後せるに心附さ
るの誤なり、實地を踏て委しく尋ぬるに、和名鈔肝付郡
に桑原・鷹屋・川上・鷹麻とあるハ皆始羅郡にて、同郡
に野裏・串伎・鹿屋・岐刀とあるハ皆肝付郡なり、是に
て鷹屋ハ肝付郡に非るを曉るへし、尚委しくハ大隅國号
の巻と始羅郡溝邊郷高屋山陵の巻とに云り、参考すへし、

〔名勝考〕

黒園嶽クノソム同郷北方村國見嶽の
午未方一里餘に在り、

土俗相傳て火々出見尊遊行玉ひし所也と云、是に一神石

山上に崛起す、高壹間三尺餘、圍壹間四尺、街道より南に丁る、奇しき巖にて、石の下に火之出見尊を齋ひ祭る、毎年四月三日を以祭事あり、諸人群詣するの例とす、凡國見・母養子・黒園を内浦の三嶽と稱ふ、

「名勝考」

同郷南方村の野岡なり、一名峯岡、景行帝之嶺に登り境内を觀覽叶嶽あり、後に熊襲渠帥を平治し玉ふかゆ糸に叶嶽と號しといひ傳ふ、上に樞樹を栽て其標とせしを、今石祇を立て景行帝を齋ふ、

「地理纂考」

天子山南方村 高屋神社より辰巳の方二十間許に叢林あり、周廻九十二三間にて、中央に大甕二を埋みたり、其一ハ圍五尺八寸許、今一ハ享保十四年倒木の為に壞れて寸尺定ならず、是を景行天皇の高屋行宮の標なりと云ひ傳へ、又天子山より亥方八町許、山上に熊城と唱る所ありて、東西二十間、南北十間余也、此所熊曾梟帥か居城にて、誅伐ありし跡なるよし傳稱せり、此説信し難し、其ハ景行天皇紀曰、十二年秋七月、熊襲反而不朝貢、八月乙未朔己酉、幸筑紫、略、十一月、到日向國、起行宮以居之、

是謂高屋宮、十二月癸巳朔丁酉、議討熊襲、於是天皇詔群卿曰、朕聞之、襲國有厚鹿文・迓鹿文者、是兩人熊襲之渠帥也、衆類甚多云々、其鋒不可當焉、少興師則不堪滅賊、多動兵是百姓之害、何不假鋒刃之威、坐平其國云々、此文勢を按するに、此ハ熊曾か城下に間近く迫れるに非ず、彼か兵勢の猛きを遙に聞食たるなり、咫尺に逼りて朕聞之云々など詔給ふへくもあらざるをや、されは高屋行宮ハ此所ならざる事景行天皇紀を證とすへし、又十三年夏五月、悉平襲國、因以居於高屋宮、已六年也云々、十七年春三月戊戌朔己巳酉、幸子湯縣、遊于丹裳小野云々、十八年春三月、天皇將向京以巡狩筑紫國、始到夷守云々、夏四月、到熊縣云々とあり、此丹裳小野ハ何方とも知るへからされとも、子湯縣ハ今の佐土原なる児湯郡なる事疑ひ無れハ、丹裳小野も近き所也けむ、和名鈔に見湯田ハ由の誤なり、高屋行宮ハ、國人和田秋郷島門神蹟考證曰、今都城と稱ふ邊ならむと思ふ由あり、此地諸縣郡の内にて云々、其間十三里許、かほと平地の曠野なれハ目も及難く、然るを此地今に於てハ魚塩の運漕も類ひなきほと賑ひ、実に我藩にしてハ千載の勝地と稱ふへし、此地旧

くハ都鳥と呼へり云々、偕此地に都の称あるは、景行天皇十二年紀、遂幸筑紫、到豊前國長峽縣、興行宮而居、故號其處曰京と有る例を以て按るに、當昔此處ハ高屋とも稱し地なりけむか、天皇此地の如く到給ひ、行宮を興て、熊襲梟帥を伐給ひし後も六年か程ハ居坐しより、遂に都の名を負ひつらむ、斯て今都城の地に宮丸と云處即行宮の遺址ならむも知難し、然ハ論ふもの、今高屋の名を遺傳さるゆゑ決てハ論ひ難し、然れども、高屋行宮を發給ひ帝都に還幸坐むとして筑紫國に巡狩す時、始めて夷守に到り給ふと有る、道程の間かた／＼を以て攷覈るに、都城より夷守迄ハ今八里許の道程にて、大かた一日の行に當れり、御紀に高屋行宮を發して始て夷守に到りとある、此始字に熟く心を着て考へ見れハ、高屋行宮ハ都城邊にして能きほとの一日の行なりかし云々といへり、此ハ始到夷守とあるに泥める強説にて、更に都鳥・宮丸等の名の行宮より出たる據なく、又高屋と云る地名もなし、又景行天皇紀に、是時於石瀨河邊人衆聚集、於是天皇遙望之、詔左右曰、其集者何人也、若賊乎云々と見えたるを、都城より夷守に巡幸あらむにハ、岩瀨河ハ遙に

東北の方に放りて彼紀の趣に符合す、さるハ古の路ハ今と異なりしも知るへからされハ、其地理を質すに、唯此一筋にして古今異なることなし、是にて彼妄説を曉るへし、偕日向國人の説を聞に、同國兒湯郡都於郷に黒貫寺といへる古き寺ありて、其境内を高屋行宮の跡なるよし傳へいふとそ、是に因りて按する、十七年の紀に、春三月幸子湯縣、遊于丹裳小野と見えたれハ、此地やかて高屋行宮にやあらむ、此所より夷守までハ兒湯郡の西ハ諸縣郡並郷にて、延喜賦傳式に見えたる如く亞耶、野後、湯郡へ通ふ往還なり凡十里なれハ、一日の路なるうへ、野後と夷守との間に岩瀨河ありて、彼紀の趣にかた／＼符合へり、此處を除て其と覺しき所思ひ得ず、此事尚能く考ふへし、さて土人の説に内之浦の郷名ハ行宮の跡なるか故に内裏の意なりと云るも附會の妄説なり、内之浦ハ日向國那珂郡外之浦に對して云るなり、又按するに、彼天子山なる行宮の標といへる大甕ハ、高屋神社に附たる酒甕なりけむ、薩摩國穎娃郡開聞神社の傍に酒殿ありて、大甕二地に堀居、祭祀の料に毎年神酒を醸し次く、是を千年酒と云ふ、是と同じ物なるへし、

「名勝考」

天子山 景行天皇行闕の故址あり、高屋神社より辰巳方二十間許、田の中に在る叢林也、其地廻り九十貳間、行闕の標示に大甕二を埋む、其一は圍五尺八寸、一は享保十四年己酉倒木の為に壊しとして寸尺審ならず、又甕の成亥方三間許に古松一株あり、圍一丈六尺、此叢林の中ハ邑人畏敬で漫に入ることなし、書紀曰、景行天皇十二年秋七月、熊襲反而不朝貢、八月乙未朔己酉、幸筑紫、略、十一月、日向國、起行宮以居之、是謂高屋宮、年代皇記曰、二年壬午、日向に天子山はこの高屋宮の故址といふ、是ハ熊襲を討玉ひし後にてもあるへし、又曰、十二月癸巳朔丁酉、議討熊襲、於是天皇詔群卿曰、朕聞之、襲國有厚鹿文・淫鹿文者、是兩人熊襲之渠師也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉、少興師則不堪滅賊、多動兵是百姓之害、何不假鋒刃之威、坐平其國、時有一臣進曰、熊襲々々梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、乾此、弟曰市鹿文、容既端正、心且雄武、宜示重幣以擬納麾下、因以伺其消息、犯不意之處、則曾不血刃、賊必自敗、天皇詔可也、於是、示幣欺其二女而納幕下、天皇則通市乾鹿文而陽寵、

時市乾鹿文奏于天皇曰、無愁熊襲之不服、妾有良謀、即令從一二兵於己、而返家、以多設醇酒、令飲己父、乃醉而寐之、市乾鹿文密斷父絃、爰從兵一人進殺熊襲梟帥、天皇則惡其不孝之甚、而誅市乾鹿文、仍以弟市鹿文賜於火國造、十三年夏五月、悉平襲國、因以居於高屋宮己六年也、於是其國有佳人、曰御刀媛、御刀此云、肥前風土記曰、大足彦生豊國別皇子、是日向國造之始祖也、天皇誅球磨・贈喉還駕之時、以上之文に因に、天皇此天子山に行在ことも六年以上にして、後遠征を倦給ひ、思邦の御歌をも詠せ玉ふことなど見へたり、その厚鹿文・淫鹿文ハ蓋今の鹿屋郷に因し名にやあらむ、和名鈔始羅郡鹿屋是なり、

「名勝考」

母養子山 同郷北方村にて、高屋陵と同村の中なり、一名笹尾とも云、里人の語り嗣には火々出見尊を養ひ奉りし所故に母養子山と名けしよしをいへれど、是ハ葺不合尊を玉依姫して養ひ育てまゐらせしを誤り傳へしとおもはる、母養子とハ波々夜志奈比志にて、ハ、を約れはハウとなり、ヤシナヒシを約ればヤウシとなる、文字ハ後世の人その義につけて母養の字を填たるにてそありける、この山今ハ深山にて、茂樹蔚然と青翠にして、其頂には常に青笹を生せり、因て笹峽の號あり、絶頂に高十一尋餘、圍七十尋の巨巖離立す、南方に巖窟あり、洞中の入一丈一尺

餘、横三間、高五尺餘、裏に小祠を立て、彦火々出見尊を齋祭る、又洞窟の側に清泉沸出し、凡産婦乳汁少きも此泉を乳房に傳れば乳汁必ず出るの奇験あり、是火々出見尊の皇兒葺不合尊を養ひ奉らせ玉ひし處也といひ傳ふ、○又この母養子山亥方に距て十六町許の山中を京都之馬場と称ふ、その地今ハ長九間餘、横四間の平地なり、是蓋皇居御道の遺称なるへし、又戌亥の方一里餘に貝濱てふ地ありて介殼多く出る、古むかしは海濱にてもありしにや、

「名勝考」

東雲濟シクノワケに細竹目シバメとあり、此に一の石塚あり、是を發んとすれば、群鳥無数集り来て之を囀アセぬるの状あり、土人恐れてむかしよりこの中を見しものなし、按、彦火々出見尊崩玉ユキタマひ、御陵ハ即在高千穂山之西矣、又葺不合尊崩於西州之宮とありて、二神の山陵并にこの内浦と始良とに在れば、必ずこの近き方に都し玉ひしハ知らるへし、餘は高千穂宮の考に詳に云り、

「名勝考」

御腰掛石ミコシカケイシ同郷南方村海濱の川上に在り、高二間、横二間三尺、景行帝臨幸の時、皇舟を川原瀬に着玉ひ、この石頭に御腰を歇玉ヤスメひしといひ傳ふ、今に至り川原瀬の田夫代々茲に居て、この石を崇て鎮守とし香花を供ふ、石の下三尺餘りに少許の靈水を出す、四時にワケリ巨⑥巨て増減なし、

小田杜ワケノモリ同村小田の地に在り、

景行帝川原瀬に御着ありて後、高屋山の御陵に謁玉はむとて行幸なるに、此處にて日暮て御宿ありし故跡也と云、川原瀬より無川原と云野蓋熊襲渠帥を撃玉ハんか為事を高屋岡を過りて小田に至る、蓋熊襲渠帥を撃玉ハんか為事を高屋山陵の御參詣に事寄られしにや、當時の光景熊襲か防き奉らざるハ必其わけありしなるへし、小田杜の樟樹長十二間、圍七尋三尺あり、上代のは枯れ、後に藥生して復今の如き古木となれりと云、樹下に叢祠ありて福谷大明神と號す、

「勝景百圖考」

叶嶽 一の岡阜なり、天皇この頂にして境地を臨觀し給

ひ、後に熊襲渠帥を平治し給ふかゆゑに叶嶽と名づく、
 今小祠を建て景行天皇を齋へり、

「名勝考」

救仁湊クニミナト現存六帖○即内浦の湊にて、此處及大崎・
 志布志等の地を救仁院亦救仁郷と云、

現存六帖

誰しかも物ぞ悲しき小夜千鳥くにの湊を唱て過なり

續後紀曰、承和七年四月癸丑、略、太宰府上奏、遣唐知兼
 船事藤原梶成等所駕第二舶、廻着於大隅國、此大隅國ハ即内
 浦の湊なるへし、
 或は佐多・志布志等の間に飄到
 せしにか、此外は泊船の湊なし、又曰、六月己酉、略、藤原梶成
 等海中遇逆風、漂着南海賊地、相戦々時、所得兵器五尺
 鉾一枚・片蓋鞆横佩一柄・箭一雙賣來献之、并不似中國
 兵仗、此南海賊地、疑くハ所謂鬼嶋にして、今の琉球欵、
 然とも兵器不似中國とあれハ、南海諸島前に貢献して我
 人其兵器を見知るへし、然則台灣乃地に飄到せし欵、記
 して後考に備ふ、

「纂考」

物産

器用 蒲扇カマウチハ 蒲筵カマシヒ
 藥品 柴胡サイコ 枳實キシツ
 飛禽 雁カシ 鳧カモ 雉キジ 鸕雉ヤマトリ
 走獸 野猪クシ 鹿シカ
 鱗介 鯛カワツ 鯉カワツ 鮪シヒ 方頭魚クツツナ 鱧スギ 鰻ムサシ 香魚アユ 鮒フナ 鼈カメ

「地理課川調帳」

単流 土岩屋川三分 郷ノ尾川下平山ヨリ郷ノ尾エ四分
 一 洋比良川郷ノ尾東ヨリ洋比良エ三分
 清水川三分 岩屋川二分 カシク川二分
 辻嶽川三分 戸山畷川二分 舟間川二分
 九川共銘々同所海エ流入ス、

幹流 一大浦川 同村

水源 ●論所頭ヨリ○大浦ヲ經テ、里程一里ニシテ邊塚村海

エ入、
 其支 一 ●松坂川二分 ●内川二分
 一 ●赤八重川二分 ●ツシ川二分 同所ヨリ里程ノ通流レ、大浦
 川エ入、

同 一邊塚川 同村

水源 ●シラカハラ 間ヨリ流出、コノフ辺塚ヲ通、一里三

分ヲ經テ入海、
(其支脱カ)
一 ●六郎宮川三ツ三分 ●辻嶽川三分
●清水川三分 五川共邊塚川エ入、

單流
一 船木島川 同村

一 同
一 嶺越川 西塚川トモ 同村

一 同
一 高野嶽川二ツ二分ツ、銘々同村海エ流入ス、

水源 ●西塚ヨリ里程一里、戸寄北ノ海エ入、
其支
一 ●ウソコヘノ下三川五分ツ、五川共西塚川エ流入、
一 ●カシク二川五分ツ、

一 幹流
一 長坪川 南方村

一 同
一 カシク嶽川 岸良村

水源 ●宮原ヨリ二谷川圓、○長坪ヲ通里程三分、同所海エ入、

水源 ●カシク嶽ヨリ二川流合シ五分岸良海エ至、合二里五分ヲ經テ入海ス、

單流
一 泉川 御寄北ヒラヨリ二分 網代場海エ入、
一 小泉川 小泉川ヨリ二分 戸柱海エ入、 同村

一 幹流
一 岸良川 同村

一 幹流
一 内之浦川 南方村
北方村

水源 ●大川内頭ヨリ○櫻木○飯モリ 岸良濱ニ至リ、里程二里

水源 ●●國見嶽●ヘユノ尾 谷川四ツ圓フ、○赤木屋 ○中岡下麓中

五分ヲ經岸良海エ流入ス、

浦町後ヲ流、里程三里ヲ經テ網代海エ流入ス、

(其支脱カ)
一 ●南奥ノ長尾五分 小牧ノ浦川五分 ●スナサコ九分 ●小山田九分
●北川二分 ●カラタス下川二分 ●シカリ川一里二分 ●柳セタラ一里
川通エ入、

一 其支
一 南方村
水源 ●前木差ノ尾 ●高花 ●梅木齒
●北嶽 ●高ノ嶽 ●冷水 一里ヲ經テ町向ニ於テ里程

一 同
一 川口川 同村

一 北方村
一 北方村

水源 ●高野嶽ヨリ二谷川流合、川口ニ至三分ヲ經海エ入、

水源 ●葛白 ●秋ノ岳 大谷川ニツ流合、高屋神社前ヲ通、町頭

ニ於テ里程一里五分ヲ經内ノ浦通シ流入ス、

紀曰、彦火火出見尊崩、葬日向之高屋山陵、

單流

一 水尻川 ● 葛白東ノ方ヨリ五分水尻海エ
一 垂水川三ツ皆里程五分ツ、同所エ

銘々同所海エ入、

一 小串川

北方村

水源 ● 海藏防山ヨリ三谷川流合、里程七分、丸尾海エ入、

一 ● 日出鼻川二分 海藏防山ヨリ
● 高寄鼻川二分 高崎北山ヨリ

銘々海エ流入ス、

肝屬郡「地理誌」

内之浦

一 内之浦者、上古 景行天皇御座地也、夫より二千余之
歲霜經て肝付家より領之、天文・永祿年間河内守兼續・
左馬頭良兼領地して、天正之初者藥丸出雲守伴兼將入
道孤雲与申人為地頭也、同四年、守護領ニ相成、

一 高屋大明神

右、彦火火出見尊を崇む、 景行天皇之御建立也、陵
者串良・高山より相見ゆる高嶽也、國見嶽と云、日本

〔中表紙〕

内之浦郷
高屋御陵来由并吟味書

〔國史貞久傳〕

延文二年四月廿八日、齡岳公使比志島太郎彦一丸改稱太郎、範平領

※大隅肝屬郡木志良村地頭辨分及羽見村地頭職、郡村高辻帳、

良村・波見村、蓋岸良旧作木志良、波見旧作羽見、岸良村今属内之浦郷、高山郷有岸

※（頭注）

〔羽見村 内之浦郷ニ原文アリ、参考スヘシ〕

8 (本文書ハ七号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

〔纂考〕

高山郷 カウヤマ

鹿兒島を距る事辰巳十三里、東内之浦、南始良、北串良に接す、周廻二十里八間、村落七新留村 野崎村 後田村 波見村 富山村 宮下、總人員六千六百九十七人、總戸數千六百二、

〔旧記〕

文明六年云々、肝付分 高山 本城 富山 野崎⑩峯 宮下
郷 龍澤

〔纂考〕

高山城新留村 一名を山元城といふ、肝付氏累代の居城なり、

永正三年八月六日、島津忠昌忠久より十一代、當城を拔むとて親將ミツカヲ

とし鹿兒島清水城を發し、當城の西北柳井谷ヤノキケクニに屯す、當

城と其間深溪を隔て、五町なり、城主肝付河内守兼久密

に志布志城主新納忠武に援を乞ふ、忠武兵を帥カ不意に

島津の營を襲ふ、忠昌利あらず、同十二日、兵を収めて

鹿兒島ニ退く、

弓張城ユミハリシロ 四十九所神社の後なる山上にて、觀應⑩比の北楡井

頼仲頼仲か彦ハ志布志郷の卷に詳也か居城なり、大隅禰ネシメ寝領主禰寝清成・

同清種守護方に属し、觀應二年、大隅高隈郷松尾・百引モヒキ

郷加瀬田カセタの両城を抜く、是に恐れて頼仲當城を落去す、其後再肝付に復して本城の別堡アヅナルとす、

「名勝志」

弓張城 四十九所神社の上の山なり、地頭飯屋辰巳方にあたる、麓之城ともいふ、むかし楡井遠江守頼仲楯籠り邦君齡岳公⑧に冠冠をなす、城中に楡井丸・茶臼丸・小城丸などいへる所あり、其後肝付家出張の城となし結構せしと見えたり、

山之城跡新留村 此邊を本城といふ、地頭飯屋をさること巳午方凡壹里、肝付氏代之居城にして、高山本城といふ是なり、永正三年八月六日、邦君圓室公肝付退治の為に馬し給ひしに、新納越後守忠武日州志布志より来り後攻をなしけるにより、利あらずして是年十二月十二日退陣し給ふ、城跡の川越前田村の原中に戦場とて頸塚あり、○柳井谷の陣跡 新留村にあり、地頭飯屋の午方三拾町はかり、山之城を五六町隔てたる所なり、邦君圓室公の陣所なるよし云傳ふ、

「事載軍記」

明應三年甲寅上陽、忠昌公將兵伐肝付兼久於高山城、兼久聞之、預為備焉、禰寢茂清率兵千餘來援城兵、伊東祐□乃遣稻津因幡守、會新納忠武・北郷數久・洪谷重度・禰寢茂清・肝付兼久・北原兼藏於莊内、同謀寇公云々、

「島津忠昌譜中」

隅州之住人肝付某之徒黨構居處於高山本城、敵于當家者及于度々矣、為攻平於彼凶徒、引率軍衆、忠昌自將而發向於彼地矣、按、永正三年八月六日、肝付退治出馬、當此時、不計新納近江守忠武企叛逆、自日州志布志率大軍來而攻吾者甚急也、故不得止而所以退陣也云、

「写在串良安住寺云」

於當家肝付代々不隨、當代猶以致不忠、永正三曆丙寅八月六日、忠昌於肝付就凱陣、新納與肝付成一味、故不遂御本意、同十月十二日開陣、從陣中勿御櫛歸坐亭内、耻衆眼、心憤塞胸、朦氣不霽云々、下文略、

〔國史忠昌記〕

永正三年丙寅、肝付河内守兼久以高山城叛、據公兼久兼連之子也、先是兼連據邑拒命、其弟越前守兼光諫之、弗聽、至是兼久復叛、兼連見上文、明十六年、高山城遺墟在高山郷、係新留村、秋八月六日、公自將伐兼久、新納忠武率志布志兵救之、我師不利、冬十月十二日、公師班軍、

〔國史元久記〕

應永十五年十二月十一日、公使波見太郎領大隅國肝屬郡波見村如故、據野崎氏文書、十七年正月十六日、公使波見筑後守領肝屬郡波見村・塩屋湊、

9 〔載旧記〕

嶋津庄大隅方肝付郡野崎内波見村并塩屋湊之事、為由緒之間相計者也、早任先例、可被領知之狀如件、

應永十七年正月十六日 〔元久〕 沙彌判

波見筑後守殿

〔本文書ハ、旧記雜録前編二七九四号文書ト同、文書ナルベシ〕

10 〔載旧記〕

※大隅國肝付内野崎三十町事、宛行所也、任先例、早可領知狀如件、

應永十九年二月廿一日 久豊判

野崎太郎殿

〔本文書ハ、旧記雜録前編二七八七〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

※〔頭注〕

〔此条國史久豊傳ニ載ス〕

〔編者考〕

島津國史ニ、應永二年二月十七日、元久波見太郎ヲシテ岩切旧領求二郷之地ヲ領セシムトアリ、右ノ筑後守カ初名ナルカ、波見ニ居テ波見ヲ氏トスルメケシ、

〔國史師久傳〕

〔頭注〕氏久傳也

至德三年十二月五日、齡岳公使波見筑後介領波見村如故、

又賜肝付郡野崎村津曲名之田、肝付典膳文書、肝付氏族有新左衛門尉兼任者、嘗為波見村辨濟

使、筑後介疑即兼任之後、野崎村有地名津曲、在高山地頭館東北一里許、

〔國史光久傳〕

寛文十年十二月云云、島津久通于高山郷新留・野崎二邑穿溝、引川水以溉田、起工⑤辛丑改元之歲、十一年而畢、
關田若干⑥項収二千餘石、⑦掘高山新溝記、

〔地頭系圖〕

高山

大野正右衛門 肝付良兼落去後、此人可礼也、

伊集院右衛門太夫忠棟 天正八年比、

伊集院下野守久治 慶長ノ比、

村田雅樂助經宣 慶長ノ比、同五年、末吉地頭ニ轉ス、

町田勝兵衛久幸 後圖書頭 慶長五六年比ヨリカ、經宣引續カ、

桂山城守忠昉 後太郎兵衛忠詮 慶長ノ末ヨリ、元和元七月死此地、

町田丹後守久吉 初新左衛門

仁禮藏人頼景 初小吉 舍人 信濃守ト云、寛永九年比、正保三死去、

島津下野守久元

島津圖書久通

川上上野介久運 寛永・正保ノ間カ、

新納右衛門佐久詮入道遊山 遊甫ノ子、御家老也、承應三年ヨリ寛文四年辰九月迄、

新納又左衛門久了 御家老也、

島津市正忠廣 寛文五年二月二日ヨリ定、

島津圖書 寛文九年五月二十八日ヨリ定、

島津出雲 延寶元ノ冬ヨリ同七迄、

新納近江守久辰入道達心齋

初四郎右衛門 横目頭也、延寶五年八月十五日ヨリ定、異本七月十五日、元禄十一年冬迄、

新納四郎左衛門久珍

美作 市正ト云、御家老也、元禄十一年冬ヨリ、

島津中務久貫

初又七 備前内記ト云、國老也、寶永七寅六月九日ヨリ正徳五年未十二月二十日迄、

島津内記 御家老也、正徳二年ヨリ、

〔地理纂考〕

四拾九所神社新留村 創建の年月詳ならず、社号に因れハ祭

神余多なるか如く聞ゆれと、社傳にハ伊勢の両宮なりと

云り、古来より神祓を深く秘して、神官といへとも窺ひ

見し者なしとそ、一郷の總社にて、祭祀年中二十余度な

り、其中九月十九日を正祭とす、弘安六年十一月肝属兼

石修造の棟札に四十九所大明神肝付鎮守とあり、此外に

永正十一年より正徳四年までの間に修覆の棟札八枚あり、

皆肝属氏か修覆なり、○支社 四所宮 三社大明神社

新社大明神 若宮八幡 荒神社 天神社 俱に本社
の左
右に在り、

〔名勝志〕

四十九所神社 新留村に鎮坐、地頭假屋假屋同村にありを距るこ
と巳方四町余、祭神伊勢両宮、例祭九月十九日高山邑の惣鎮守に
して、勸請年紀詳かならず、永正十一年甲戌六月再興あ
りしより以来の棟札共ありて、肝付家全盛のむかしより
世々崇敬ありし神社と見えたり、今にいたりて正祭にハ
一騎の鎬流馬を張行す、又寛永二年乙丑七月十三日神祇
管領吉田兼苗神号伊勢御位と記されしよし社司守屋舎人
いへり、四十九所大明神肝付の鎮守と弘安六年十一月伴兼石神文に見へたり、

〔地理纂考〕

新八幡神社新留村 例祭二月中卯日・三月十日・同月二十五
日なり、應永二十九年造立の棟札に、伴河内守兼元云々、
又弘治三年修覆の棟札に、伴家棟梁前河内守兼續居隣居沙弥
省釣云々、當主君良兼・同満壽丸云々とあり、一説に、
當社ハ始楡シト井頼仲鎌倉鶴岡八幡の神靈を迎祭せしと云り、

頼仲ハ信濃源氏の後裔にて、日向志布志の城主なり、宮方
に屬して一旦肝付の内をも併せ領す、志布志の卷に詳なり、

〔地理纂考〕

洗井神社後田村

奉祀 猿田彦神

創建の年月詳ならず、天文二十三年肝付左馬頭伴良兼造
立の棟札に川上洗井大明神とあり、社地四方三町許平地
にして、山林繁茂し、溪水社殿を回り、社の後に至り其
水三に分れて谷に落つ、其淵を御手洗と云ふ、淵を臨め
は怪異ありとて村民恐れ近寄る者なし、旱魃に此淵に雨
を祈れハ必ず靈應ありと云ふ、例祭九月九日・十一月初
申なり、

〔名勝考〕

川上大明神社和名鈔肝屬郡
カハカミ 後田村按、蓋此地なり、
奉祀猿田彦大神

〔名勝志〕

川上洗井神社 後田村に鎮座、地頭假屋より午未方貳里

九町余、祭神一座、猿田彦命、例祭九月九日・十一月初卯日、勸請年紀傳ハらす、

天文二十三年肝付左馬頭伴良兼社檀造立の棟札を納む、

社山の境地たるや、溪水社頭を巡り深谷幽遠にして、社

の後に三の落滝あり、池のことし、御手洗といふ、村民

往来して覗き見る事を懼る、此川上に蛭多し、しかハあ

れと人の肉に入血を嘔こと絶てなし、是異事なり、源順

倭名類聚に肝属郡川上と載たるハこの川上をいふなるへ

し、

飛禽 鶴 雁 鳧

走獸 野猪 鹿

鱗介 鯛 鱈 鯖

〔地理課川調帳〕

一飯谷川 ●● 荷突石ヨリ飯ヶ谷エ五分

一板屋川 ●● タハノ尾ヨリ松ヶ寄エ四分

一板屋川 ●● タハノ尾ヨリ松ヶ寄エ三分

一スレ山川二分 汐崎山川二分

波見村

各銘々ニ同所海エ流入、

〔勝景百圖考〕

波見浦 大隅國肝属郡波見村の浦口にして、東海の溶々

たるに對し、西壑の重々たるを負ひ、四方の帆檣かしこ

に縦横し、満浦の人烟こゝに綿纏す、沙岸汀洲隱映して

朝暮の觀を異にし、白鷗碧水揺曳して各自の媚を同ふし、

景物多少こゝに布在せり、

幹流 一 大尾川

水源 ● 寺コトヨリ流出、● 大尾 ● ナルカミ、板屋ヲ通里程六

分經入海、

一 同 波見川

通ニ係ル村方 高隈 上高隈村 下高隈村 同村 細山田村

有里村 串良 串良 串良 串良 串良 串良 串良 串良 串良

原村 串良 新川西村 新留村 野崎村 波見村 川東

村

水源大隅郡牛根郷麓村ノ内 ● ● ヒシヤコ嶽南、垂水郷ノ内

薬品 芍薬 柴胡

物産

高峠北山ヨリ ●穴川山 ●玉谷 谷川三ツ流合、肝屬郡高隈郷長谷 ●セツ山

上高隈村 上名村トモ云ノ内 川北ノ方 ●ツタヲ ●終野 ●カクラ ●古

蘭 ●黒田 ●上別府南ノ方 ●助崎 ●春田 ●立山 ●前原 ●一ノ宮 ●踊

橋 ●窪田 ●中津宮 ●女鹿野 ●中村 ●雀ヶ峯、下高隈 下名共云 ●川

井田下 ●白坂下 ●徳留下 北ノ方 ●新田ヲ通里程五里、串良郷

細山田村ノ内 川南ノ方 ●馬掛 北ノ方 ●弓射ノ尾下 ●黒石下

流レ、南ノ方有里村 ●大塚原下 ●城山下北ノ方 岩弘村、池ノ

原村 ●松脇、川西村 南ノ方岡崎村 ●新留川 流合ニ至り里程

三里二分、北ノ方新川西村、川東村 ●俣瀬南ノ方、高山郷

新留村 ●小水流 ●商人寄 ●西ノ岡、串良境ヲ流レ ●唐仁町下

地ノ下ヲ通り、波見村波見浦、串良川東村柏原浦ニ至

り里程一里三分、合里程九里五分ヲ經テ波見川口海エ

流入ス、

一 川南川

高山宮下ノ内 川南村 後田村

水源後田村ノ内 ●川原 ●鴻ノ巢山 ●三ツ圓フ、川南村 ●火ノ口

●瀬戸口ニ 至里程二里ヲ經鹿屋川通エ入、

一新留川

後田村 前田村 野寄村 新留村

水源高山後田村ノ内 ●カケヒラ ●日ヒラ ●大平 ●古道 ●葉原川内頭 ●榎カ尾 ●折尾野 ●川上神社

●片野八川、又 ●上中津 ●岩屋 ●南湯枝嶽 ●新屋敷 谷川三ツ、又 ●鴻ノ巢 ●荒平

三ツ、又 ●今道越 ●二本松 ●片付堀 三川、又野寄村 ●和田ヶ寄 ●柳谷 一川、合十八川流合、 ●永山陣 ●弓張城 下ヨリ後田村、前田

村 ●四十九社下ヲ通、新留村 ●下ノ間ニ至里程四里五分ヲ

經テ鹿屋川通エ流入、

一 ●姫ヶ城川 ●商人寄川 ●西原川 ●和田ヶ城川

右銘々水源ヨリ四川流合、 ●池蘭 ●上人ヶ峯 ヲ通里程一

里流レテ波見川通エ流入ス、

野寄村

一 大八重川

水源波見村ノ内 ●大八重 ●国見岳 ●大尾 ●青鷲ヶウト ●ユス木場 ●ナルカミ 谷川十川

流合シ、波見村 ●宮原耕田中ヲ通一里流レ波見川通エ入、

波見村

「纂考」

肝屬郡

串良郷

鹿兒島を距る事南十三里、東大寄、西鹿屋、南高山、北

高隈、四ヶ郷に接す、周廻十三里十一町四拾二間、村落
十有里村 岩弘村 細山田村 川東村 上小原村
新川西村 池之原村 川西村 下小原村 岡崎村、惣人員八千五
百九十一人、惣戸數千九百九十五、

和名鈔申伎に作る、同書に申良を始良郡に入たるは後世
錯簡たるにて、肝属郡なる事總説に辨せり、建久八年大
隅國圖田帳に申良院九十丁三段二丈云々と見えたり、偕
肝属郡ハ後一条天皇の長元九年以来世世肝付氏の領地に
て、兄弟親族分領し、建久の比、一族北原又太郎兼延申
良院を領す、肝付兼貞三男右兵衛佐兼幸始て北原を家号
とす、兼幸より六代北原周防久兼、應永年中島津家に属
し、島津元久に従ひ上京して將軍足利義持に謁見し、右
馬介に任せらる、文明の比に至り、平田右馬重宗申良の
※院司にて、其子兼宗申良岩弘の城主たり、明應四年乙卯
四月十五日、島津豊後忠朝日向肥城主軍を發して岩弘の城を攻
む、兼宗降を乞ひ城を降る、忠朝叔父平山越後忠康を城
主とす、永正十七年庚辰八月朔日、肝付兼興大軍を發し
岩弘を攻む、平山近久近久ハ忠康か嫡子なり城を出て戦ひ、大に兼興
か軍を破る、是に於て兼興新納近江忠勝志布志の城主合躰し、
大軍を發して海陸の通路を断つ、忠朝城兵を救ふに路無

く、止事を得ず和睦して申良を忠勝に讓る、忠勝二男新
納安千代忠常を城主とす、

※(眞注)

『文明六年ノ旧記ニ、申良ニ平田左馬助兼宗當奉行トミユ、國
老ノコトナルヘシ』

〔名勝考〕

鬢梳村 大隅風土記曰鬢梳村、鬢梳者隼人俗語久二郎、
今改曰申卜郷云々、和名鈔作始羅郡申伎ものは欵、

〔古城由来記〕

一申良城 北原又太郎延兼

忠久公御下向の時、北原家より知行する欵、其元伴家よ
り出たり、肝付右兵衛佐兼貞三男右兵衛兼幸と云し人北
原の元祖ニ立、兼幸より六代周防守久兼、元久公御在洛
之御供、謁將軍義持公、任左馬頭、同比申良院城主平田
右馬介重宗と旧記ニ有り、如何様其砌ハ領主替りて如此
令知行ものか、重宗も元久公致御供將軍家ニ見得奉り、
右馬介ニ任す、其後よりか北原氏ハ日州真幸院郡司と成

て代々令居城也、

〔平田氏系圖〕

重宗

又九郎 右馬助 美濃守 串良城主 岩廣ニ居住、

久豊公ノ家老

氏宗

又七郎 右馬介 美濃守

忠國公家老

兼宗

右馬介 美濃守 入道洞印 文明中也、

立久公・忠昌公家老

貞宗

右馬助 美濃守

昌宗

美濃守 入道乘月

貴久公・義久公家老

一昌宗代迄ハ串良ノ城主タリシニ、勝久没落ノ刻串

良被召上、後ニ帖佐之地頭職被仰付、帖佐ニ居住

也云々、

〔田代七郎入道々清譜中〕

文和三年甲午七月廿四日、齡岳公賜七郎書、授串良院半

分地頭職、褒獎其忠也、(獎九)

〔田代氏藏書〕

大隅國串良院半分地頭職事、所預置也、可被致忠節之状

如件、

〔南朝正平九年〕

文和三年七月廿四日

※ 〔入道々清、後肥前守〕

田代七郎殿

(氏久) 左衛門尉

(氏久) 次日裏判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五四四号文書ト同一文書ナルベシ)

※〔行間〕

〔國史云、文和三年秋七月二十四日、齡岳公以田代七郎權領大隅串良院半分地頭職事、又云、延文二年、使田代七郎入道領串良院半分地頭職〕

田代七郎入道殿〔道清也〕 次目裏判アリ、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」九号文書ト同一文書ナルベシ〕

14〔全〕

12〔田代氏藏書〕

〔頭注〕高隈ノ郷參考スヘシ

大隅國串良院弁分上条・同立小野村并鹿屋院内高隈村弁分事、為兵糧料所之宛行也、任先例、令知行之、可被抽軍功之状如件、

大隅國串良院内本知行分事、闕候時者、為料所之可宛行也、守先例、可致沙汰之状如件、

天授二年八月卅日

氏久

田代肥前守殿〔以久ノコト也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」三五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

正平十二年四月廿日

左衛門尉〔氏久〕

田代次郎殿〔道清ノ子〕 以久、後肥前守 繼目判〔氏久也〕

15〔全〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」八号文書ト同一文書ナルベシ〕

※〔頭注〕

永享五年卯月廿九日

為久判

田代彦太郎殿〔清延〕 後肥前守

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一三七号文書ト同一文書ナルベシ〕

13〔全〕

大隅國串良院半分地頭職事、為兵糧料所被宛行也、任先例、令知行之、可被致軍功之状如件、

正平十二年四月廿日

左衛門尉〔氏久也〕

〔地理志〕

忠久公御下向ノ時分ハ北原氏知行スルカ、北原又太郎延

兼ト云人アリ、○正中ノ比、串良院地頭津野四郎兵衛尉

トアリ、○正平年間、田代二郎領之、其後北原又八郎兼

延領之、○元久公御代、串良院領主平田右馬助重宗トア

リ、其前ヨリ北原氏ハ日州眞幸院領主ト成リ代々令居城、

○文明六年比、平田右馬介兼宗領ス、○明應年間、平田

右馬助兼宗領知ノ処、忠昌公ノ命ニ依テ島津忠朝攻取之、

大永四年八月廿九日、肝付河内守兼興攻取領之、天文・

永祿ノ比專領之、○永正五年正月廿五日、平田右馬助串

良城去渡于新納肝付云々、○忠長譜ニ、天正五年乙丑、

隅州串良地頭ニテ柏原私領ス、十六年冬、串良ヲ替東郷

ヲ賜、丑年東郷へ移云々、天正六年、島津圖書頭忠長去

鹿籠移此地、同十六年、去此地移宮之城云々、○文祿五

年ヨリ伊集院右衛門太夫忠棟入道幸佩領之、

○九百拾五石九斗壹合 岩廣村 細山田村

文祿四年、以御檢地細川幽齋ニ賜候三千石ノ内也、○慶

長四年五月九日、朝鮮御軍功ニ依リ賜之、

〔島津忠長譜中〕

天正五年丁丑、隅州串良ノ地頭ニテ、柏原私領ニテ候云々、〔六年也〕戊寅ノ春、鹿籠ヨリ串良へ移ル云々、天正十六年冬、〔戊子〕秀吉公串良ヲ相替東郷ヲ賜候而、丑年、東郷へ移云々、〔十七年二月〕〔十七年己丑ニアタル〕

〔國史義弘傳〕

慶長四年三月五日、慈眼公賜島津忠長増封一千石、復還

賜往年所獻一千石、合二千石、其地在大隅肝屬郡柏原村・

岩廣村・寄田村等、與前所賜〔十七年二月〕萬石併為一萬一千石、〔注云、

所獻千石、蓋在一萬石之内、而今還賜之、故曰一萬一千石、不然則為一萬二千石矣、

〔地理志〕

岩廣村 久豊公御代平田右馬助重宗領之、〔新左衛門親宗ノ子〕自系ニ岩弘

陣之尾 明應四年古戰場也、〔居住トアリ、〔后美濃守、久豊ノ家老也、系圖ニ串良城主トアリ〕

船手在新川西村、傳稱、肝付領分ノ時船手也、唐人町之

下ノ方大川入江有之所也、

柏原村 島津忠長此地地頭職ノ時領當村、天正五年ヨリ

同十六年冬迄、夫ヨリ東郷へ移サル、

串良城遺墟在
串良岡崎村、
◎龜

今称鶴亀城云々、此時執政平田兼宗領串良城、
而公使忠朝取之、豈其有罪乎、抑亦有他故乎、

下井倉壘新川西村 平城也、四方土居四間余、西北堀三重、

南方一重、北ノ方川流ル、城中井戸アリ、

〔國史貞久傳〕

延文四年四月十九日、齡岳公使野崎太郎左衛門尉權領柏

原保東方、郡村高辻帳、申良郷有柏原村、今
名川東村、野崎肝付氏之支族、
◎庶

延文四年十一月十五日、齡岳公使得丸左近將監領大隅之

小原別府西方・柏原東方、日向救仁院之野與倉條、郡村高
辻帳、

申良郷有小原村、救
仁院有野井倉村、

康安元年辛丑春二月二十四日、齡岳公以申良院岩廣名半

分為大慈寺領、

〔全忠昌傳〕

明應四年夏四月十五日、公使島津忠朝攻申良城、忠朝襲

而取之、以賜忠朝、忠朝使其叔父平山越後守忠康守之、

忠康忠廉之弟、嘗居帖佐平山城、因以為氏、

〔全貴久傳〕

天文五年七月云々、初島津忠朝使六郎三郎忠良守申良城、

肝付兼興攻之、新納忠勝應兼興、絶申良・飢肥往還之路、

城中益困、忠朝使告忠勝曰、當以申良與安千代殿、願拯

城中之衆、忠勝曰諾、既而兼興殺忠吉、陷申良城、忠勝

不救、由是忠朝怨之、八月十五日、伐志布志、忠勝次子孫
四郎忠常者、

忠朝弟備中守忠秋之婿也、幼字安千代丸、蓋是時約婚既定、故忠朝欲以
申良與之云、按肝付兼興陷申良城、在上卷大永四年、
◎鳥津支流系因△

天文二年、忠勝老、長子◎忠茂△
立、此年領◎志布志者忠茂云々、

◎即
◎頭注

〔大永四年ノコト末ニノス〕

〔名勝志〕

鶴亀城跡岡崎村 地頭仮屋の上山なり、其経始詳かならず、

文明中、平田右馬之介兼宗居城し、明應四年、島津豊後

守季久此城を領し、平山越後守忠康季久のをして居らしむ、

大永中肝付氏の領となりしに、没落して島津圖書頭忠長

▽^②この△邑の地頭職となりて居城す、今山林となれり、

〔豊後守忠朝譜〕

明應四年乙卯四月十五日、公使忠朝攻申良城陷之、乃公賜忠朝申良、忠朝使叔父平山忠康戍之、〔忠康忠廉ノ弟〕^注、執政平田兼宗領申良城、有罪乎云々、

〔島津忠昌譜中〕

明應四年乙卯四月十五日、豊後守忠朝^{修理亮忠廉一男}取申良、於陣尾有合戦、

〔調所氏恒久傳〕

永正十五年戊寅十月、前此^{〔明應四年ノコト〕}圓室公使島津豊後守忠朝攻申良城陷之、而賜忠朝申良、忠朝乃使其叔父平山越後守忠康戍之、^{〔豊州譜、為明德四年四月事、為永正五年正月事、〕}平山氏之於恒房也、本

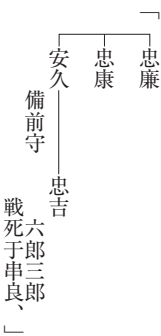
同其祖、故此月十五日、忠康與恒房書修舊好也、既而忠康卒、其子左衛門尉近久嗣、居申良城如忠康時、於是乎、恒房及弟九郎兵衛尉恒男訪近久於申良城云々、下文略、

※〔頭注〕

〔文龜三年諏方棟札ニ、大禮那忠朝、地頭忠康トアリ〕

〔肝付氏略傳〕

永正十七年八月、兼興^{〔朔日也〕兼久ノ子、兵部少輔ト云}申良城を攻む、城將平山近久拒くにより拔すして兵を引けり、十八年八月十八日、忠朝来て本邑を伐ち、二十一日、鹿屋城を攻む、城兵拒き却く、兼興もこれを鹿屋原に迎へ戦ふ、利あらず、斯く忠朝申良を領して數々蔽邑を侵すにより、大永三年、兼興志布志の忠勝と連和し、八月七日兵を發し、水陸より申良の路を塞くゆへ、忠朝戍兵の急を救ひかたぐ、^{〔甲申〕}四年九月、和平して忠勝の子忠常に申良を昇へんと乞ふ、^{〔中包〕}二十九日、兼興なほ兵を帥ひて申良を攻め、城將島津忠郎ト云、忠朝一族ナリ、^{〔六郎〕}吉等數人を斬る、忠勝救ハす、^{〔甚憤ル也〕}忠朝志む、十二月、忠勝申良を兼興に昇ふ、天文二年四月五日卒す、子河内守兼續嗣く云々、



〔島津豊後守忠朝傳〕

永正十七年庚辰八月朔日、肝付兼興將兵圍串良城、戍將平山近久迎擊走之、

大永三年癸未八月二十日、志布志城主新納忠勝及兼興發謀、使兵絕水陸路、以不得通串良、○四年九月中旬、忠朝求和於忠勝曰、讓君之次子安千代丸忠勝、乃忠朝姪也串良、願助我戍兵、忠勝應之、十九日、兼興攻串良城、我戍將島津六郎三郎忠吉等悉死之、忠勝不援、忠朝恚之、自是為水炭矣、

〔國史忠國傳〕

永享八年丙辰正月十八日、公以串良院岩弘名為大慈寺領、

〔全勝久傳〕

永正十七年庚辰、中略、島津忠朝使平山越後守近久守串良城、秋八月朔日、肝付河内守兼興攻之、近久擊破之、拠津内勝家譜近久忠康之子、兼興兼久之子也、二十一日、公攻曾於郡、冬十一月二十七日、伊集院尾張守以城降、忠康見明

應四年云々、

〔國史勝久傳〕

〔頭注〕前ノ天文五年卜參考
大永四年甲申九月二十九日、肝付兼興復攻串良城、陷之、殺六郎三郎忠吉、忠吉島津季久之庶孫也、

〔貞久傳觀應二年註〕

國史云、串良院即郡村高辻帳串良郷、西俣村属大始良郷云云、

〔北郷氏系譜中〕

北郷時久四男北郷掃部介久村、為質在京師五年、依其功（二カ）太守公以肝付郡小原村三千石賜久村也、

〔肝付氏略傳〕

永祿十一年八月、忠親北郷時久と和を良兼省釣ノ子に乞ふ、よて八日、家臣肝付左兵衛尉・渡邊隱岐守恵をして時久の臣北郷右衛門・土持美濃守、豊州臣餅原越後守等と國合の館に盟ふ云々、廿四日、時久家臣北郷彈正久藏を串

良に來聘せしむ、十二年五月十日、北郷時久河野筑前守等を串良ニ遣し、肝付を公室に和平せしむ、不成して帰る、

16「島津義久譜中」

寄進

興國寺殿御牌免之事

大隅國串良院之内岡崎名上蘭之門坪付別紙有之

右、先祖忠昌治世之刻、肝付依致不忠、為退治雖進發、不遂本意空歸城、以其鬱憤辭世之儀、于今感慨不少、然處此度時節到來欵、橫領之地屬舊規上者、為彼御菩提、永代不可有變易之狀如件、

天正五年丁丑二月廿七日 義久判

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二九三号文書下同〕文書ナルベシ

17「梅北氏文書」

大隅之内於串良五町、為料所可宛行所也、任先例、可領

知狀如件、

永享七年乙卯十二月十五日

〔マメ〕
奥陸守判
〔忠國〕

梅北橋野殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一一八二・二一八三号文書下同〕文書ナルベシ

〔國史元久傳〕

應永十三年丙戌六月五日、以大隅〔國〕串良院岩弘名、日向田浦條・尾見條、為志布志大慈寺領云、

〔全忠國傳〕

應永三十二年三月十四日、公以島津莊大隅方串良院岩弘名内九町為大慈寺領、

18「嶋津家文書」

幽齋知行分

隅州肝付郡之内

- 一九百拾五石九斗壹合 岩廣之村
- 〔頭注〕高隈照考スヘシ
- 一千八百八拾九石四斗五升 高隈之村
- 一貳百石 細山田村ノ内

合三千五石三斗五升壹合

外數行略、

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 大閤御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ二旧記雜録後編二二一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

〔嶋津國史義弘記〕

慶長四年三月五日、慈眼公賜島津忠長増封一千石、復還賜往年所獻一千石、合二千石、其地在大隅肝屬郡柏原村・岩廣村・寄田村等、與前所賜萬石併為一萬一千石、注云、往年所獻千石、蓋在一萬石之内、而今還賜之、故曰一萬一千石、不然則為一萬二千石矣、

〔國史光久傳〕

寛文四年冬十月云々、初郡奉行汾陽次郎右衛門光東穿渠導川、漑串良院岩弘・池野原・河西・河東等田若干頃渠成、拋串良新溝記、串良郷有池、野原村・河西村・河東村、

〔地頭系圖〕

串良

平山越後守忠康

豊州忠廉ノ弟、初九郎右衛門尉領松山、明應四年ヨリ文龜三年比迄忠朝領ノ時地頭ナリ、

檢見喜常陸介兼泰

肝付領ノ時、元龜ノ比也、

島津圖書頭忠長

天正五六年比ヨリ同十六年迄、

佐多越後守忠増

天正ノ末比、

敷根中務太輔立頼

慶長・元和ノ比、

新納右衛門佐久詮入道遊山

寛永元年甲子春ヨリ承應三甲午迄、

島津市正忠廣

承應三年九月ヨリ定、

伊集院十右衛門忠朝

寛文二年六月二十日ヨリ定、

喜入五郎兵衛久治

初舍人 御使役也、寛文五年二月二日ヨリ定、

喜入次兵衛久甫

久治ノ子、初勝兵衛 七郎右衛門 御使役也、寛文十年八月ヨリ、

赤松次郎右衛門

新之丞トモ云カ、元祿六年十一月五日ヨリ、

名越石膳恒渡

寶永七戌八月二十日ヨリ享保三年戊四月十八日迄、

〔地理纂考〕

一之宮神社 有里村

祭日正月申日・九月中寅日・十一月申日

串良の宗社とす、祭神及び創建の年月詳ならず、土人月

讀命といふ、棟札に慶長八年宝殿再興とあり、

地上
諏訪神社 岡崎村

奉祀二座 建御名方命 南方刀美命 例祭七月廿八日
諏訪神社岡崎村

奉祀 事代主命 祭日上、に同じ、

両社俱に創建詳ならず、往古大社にて、建久年中島津忠久祭田若干寄附ありしといふ、

稻荷神社

奉祀 倉稻魂命

元龜元年庚午十一月島津義久建立の棟札あり、

萬八千神社岡崎村

奉祀三坐 別雷神 經津主命 武甕槌命

創建の年月不詳、社内に神鏡十三面を納む、其一面の裏に、小原村ツルハシ万八千大明神、大永四年甲申四月十一日、願主伴兼興とあり、社傳曰、往古蒙古の賊皇國を侵掠せむとす、時に當社の神數百萬の兵士に化し、萩の弓・薄の矢以て悉く退治し給ふ、是に因て社号を此の如く稱へ奉り、萩薄を神寶と稱して寶殿に納め、異族退治の吉例として、毎年十一月初午日、武士甲冑を着、萩と薄を持、

國家安全の祈禱の為に舞踊をなすといふ、此外祭日二月初午日・六月廿九日・九月九日なり、

大塚神社新川西村 島津忠久薩摩・大隅・日向の守護職に補せられ、家臣本田次郎貞親先立て薩摩に下る、此時畠山重忠か下知にて武藏國秩父神社を島津の守護神として建立し、九城古市の郷ササ、往古申良を九城とも書り、其外諸所に九十九塚を築て太刀釵を納め軍神に祭り、忠久下向の後、頼朝より拜領の二引竜の紋付たる指物サシモノと畠山重忠か太刀鎧とを奉納すといふ、今其品傳ハらず、

「纂考」

串良川 上流高隈の山中より出、串良郷細山田村、有里村、岩弘村、岡崎村等の數村を経て肝付川に會し、柏原の海に入る、

肝付川 串良・高山兩郷の間を流る、故に境川とも云、上流ハ始良川・鹿屋川會流して、串良郷上小原村にて肝付川に會し、柏原の海に入る、海口より上流拾町の所に

大なる湾港ありて柏原浦といふ、満潮の時は大船自在に出入して數百艘を繋ぐへし、此浦高山郷波見浦に對して、彼國見嶽を間近く望ミ、風景最佳なり、又高隈川の岸頭に一の山あり、皆人嵐山に似たりと云、

〔纂考〕

物産

藥品 芍藥 柴胡

飛禽 鶴 鴈 鳧 雉 鴛鴦

鱗介 鯛 鮪 方頭魚 鱸 香魚 龜 鰻

當郷ハ水田廣くして山林少ければ蔬菜の類少し、且水田廣しといへとも多く下田にして米穀上品ならず、是に反して海邊なるか故に魚類乏からず、

〔地理課川調帳〕

一下立小野川

水源細山田村ノ内●弓場ヶ尾山トニ流合、○生栗濱井堰

下ニ於テ五分ヲ經、波見川通細山田川エ流入、

細山田村

一 稲村川一分 同所ヨリ銘々同川エ入、 同村

川北

一 川東川 通ニ係ル村方 持留村 永吉村 岡別府村 假宿村

横瀬村 川東村

水源諸縣郡大崎郷持留村ノ内●中山ヨリ、南側永吉村●逆

打場村下○中園○東村○ハシ塚 岡別府村、假宿村○古城下、

横瀬村○二重通、串良川東村○南境村○柚木○東長峯○柳

田下ヲ通、柏原浦○廣島北側ヲ通、里程三里四分、波見

川通エ流入ス、

肝屬郡「地理誌」

高山

一 高山者、右兵衛督伴兼貞初而肝屬領知、嫡子新太夫

兼俊初テ號肝屬、高山ニ數代為在城、右嫡孫河内守

兼續入道省釣子息左馬頭良兼代、肝屬郡守護領ニ相

成、良兼弟左馬頭兼道代高山被召上、阿多之内拾貳

町被成下、其後高山ハ伊集院右衛門大夫忠棟領ス、

忠棟庄内江罷移、跡を伊集院下野守久治被補地頭職、

其後地頭桂山城守忠助也、

新留村麓
一四十九所大明神

右、肝屬郡鎮守也、建立之年間不相知、由緒書無之、

神祿者伊勢之内宮ヲ崇む、寛永二年乙丑七月十三日、

吉田兼苗より四十九所大明神之御神號之箱ヲ納社内、

神主大中臣重持、鐘銘、大隅國肝屬郡高山郷四十九

所郷中所宗也、(崇力)架一鐘其銘云々、大概、應永年中城

州而鑄焉、文禄年中忠棟・忠真寄附、永正十一年甲

戌伴氏兼續・兼興より以來之棟札有之、代官檢見崎

兼堯、

城山之脇幸口
一新正八幡宮

右、楡井遠江守頼仲鎌倉鶴ヶ岡八幡ヲ勸請ス、應永

廿九年壬寅建立ニ而、知行三町三段為相附由、龍

伯公御代御寄附為有之由申傳候、

城山内
一五社大明神

右、肝付殿を勸請ス、永禄四年辛酉建立、

城内
一熊野三所大權現

右、永禄元年戊午河内守兼續建立与棟札有之、

前田村
一西之宮大明神

右、弘治二年丙辰造営、大願主河内守兼續、棟札有

之、

野崎村
一字内大明神

右、永禄十年丁卯造営、伴氏良兼与棟札有之、

宮下村
一黒尾大明神

右、肝付殿を勸請ス、〔文龜二年壬戌ニテハ無之哉、文永二年

ノ乙丑ニ而候〕磨守棟札有之、

西方
一諏訪大明神

右、天文廿二年癸丑造立、伴氏良兼代願主伊勢守兼

清と有之、

前田村沢水山
一三所大明神

右、天正五年乙丑造立、伴氏兼紀与有之、(丁九)

後田村片野
一川上五社大明神

右、由来不相知、天文廿三年甲戌造立、伴氏良兼代

造営、願主檢見崎常陸介兼書与棟札有之、(寅力)

波見村牟礼
一六所權現

右、由来不相知、文禄五年丙申造立棟札有之、

波見村牟礼山之内磯ノ上
一諏訪大明神

右、文祿五年丙申造立棟札有之、

波見村邊田
一乙子大明神

右、由来不相知、伊集院忠棟代天正十六年戊子造立

棟札有之、

新留村上之市
一天神

右、永享十三年辛酉即嘉吉元年造立、願主伴氏兼持与棟札

有之、
後田村并戸神大明神社地之内

一二所大明神

右、天文年中勸請、永祿十一年戊辰造立、伴兼清代、

後田村
一年之神

右、高山本城岩屋村鎮守山之神并初當より社を建立

奉崇敬事累年也、慶長九年甲辰仲秋、大風枯木を吹、

洪水神社佛寺迄敗倒、岩屋名頭佐渡両社ヲ新ニ建立

シ、翌年乙巳、地頭伊集院下野入道抱節下知を以伊

集院市右衛門・東丹波守兩人諸所水損田畠内見之刻、

拜感ヲ催シ、田五畦ヲサシ割、此両社ニ寄附、

新留村麓四十九所大明神之上
一古城 弓張山

右、麓假屋より三四町茂可有之欵、名ヲ弓張城与唱、

肝付氏居城、

右同村之内
一本城

右、山之鹿倉涯也、假屋より三拾丁有之、向南之方、

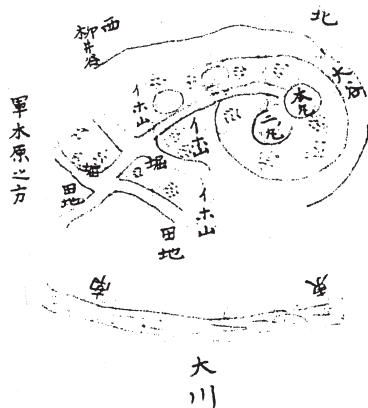
入口も同方ニ有之、其下ハ田地、其前ハ大河流ル、

谷之様成堀三ツ有之、上り道曲り、本丸東ノ方江有

之、廣サ壹反三畦計り、二之丸廣サ七畦計り、夫よ

り式拾間計下ニ廣サ三畦計り之所有之、又下之方拾

間計ニ三畦計り之所有之、西北東共ニ大谷也、



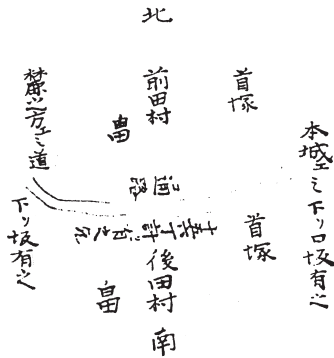
一軍水原

右、麓より本城江通る通路也、大なる野原ニ而拾五

六丁計茂可有之欵、長キ原也、北の方前田村、中者
通路ニ而、南之方後田村、今ハ双方共ニ畠地也、軍
木原之内本城近く下り口より手前三丁計り之後田村
之内通路涯ニ首塚有之、又前田村之内壺丁計之所江
首塚有之、右之邊者永正三年丙寅八月十日迄之間
太守忠昌公御出馬ニ而御合戦之場ニ而有之、志布志
新納近江守忠武依于後詰、十月二日、御敗軍ニ而退
去、

一柳井谷之上

右、本城より西北之方之谷也、當分人家有之、 忠
昌公御合戦之時之御陣場与申傳ふ、



一野崎村古城

右、野崎村之内和田与申所江有之、

一昌林寺 山号神護山 濟家宗志布志大慈寺末寺

右開山剛中和尚大慈寺 二代目

一瑞光寺 山号曹洞山 禪宗福昌寺末寺

右、應永九年壬午二月廿八日開基、開山春嚴祖東和

尚、同廿一年甲午十月廿八日尔寂、施主天叟義公大肝付兼元

禪定門、肝付氏之祖也、

一道隆寺 山号栢尾山 濟家宗志布志大慈寺末寺

右開山蘭溪道隆禪師ハ唐大宋西蜀涪江之人也、寛元

元年癸卯、商船ニ乘り内之浦 或宰府三月十一日着岸ス、其後

北條相模守時頼より被招呼、鎌倉建長寺為開山、弘

安元年戊寅七月廿四日寂、右禪師唐より持参之由ニ

而宜織物切有之、長サ壺尺四五寸計り茂可有之欵、

寺之什物也、又外ニ肝付省釣齋之御娘マヤ三尺計り之絹

切ニ縫被成寄進之什物有之、左之通、

年号月日縫、長サ三尺計り 菊之縫



幅貳尺計り

※(頭注)

「絹ハカイキノヤウニ見得候、色ハトクサ」

「纂考」

鹿屋郷 カノヤ

鹿兒島縣廳を距る事東南十里余、東高山・串良、南始良・大始良、西花岡・新城、北高隈・垂水の八ヶ郷に接す、周廻十一里二十一町五十八間、村落四上名村、下名村、惣人員六千六百三十五人、惣戸數千五百九十、建久八年大隅國圖田帳に、鹿屋院恒見八丁、また鹿屋院八十五丁九段云々と見えたるハ此地なり、和名鈔に鹿屋を始良郡に擧たるハ後世の錯簡なれハ、改めて肝付郡とす、※そもく肝付郡ハ伴兼貞以來世々傳領して、五世肝付又太郎兼石二男肝付宗兼鹿屋の辨濟使たり、因て鹿屋を家

号とす、宗兼より四代鹿屋周防忠兼後剃髮して、島津氏に属

し、應永年中島津元久の執事なり、元久此時鹿屋の近郷大始良城に在り、享祿

三年、肝付兼興反して諸城を陥れ、永祿年中肝属兼續に

後に剃髮して至り再肝属郡の本領を併せ、日向の地をも侵

省約と号す、左掠して、其勢ひ強大なりしかとも、右馬助兼道兼續よ四世勢衰

へ、天正八年遂に島津氏に属し、兼道を薩摩國阿多に移

して肝属郡を伊集院忠棟忠棟ハ島津一族なりに與ふ、忠棟其後日向

國都城に移り、島津忠仍忠仍ハ島津貴久二弟島津忠將より四代なり、肝付を與へ

しかとも、寛永年中鹿兒島の管轄となりて、忠仍ケルニ垂水に移れり、

※(頭注)

『文明六年旧記ニ鹿屋仁兼直トアリ、周防守兼直ノコト也、全高岳仁若狭守トアリ、鹿屋若狭介兼資ノコト也』

「肝付氏譜中」

文永七年庚午八月、預所下文、復罷兼世職、以實兼為鹿屋院辨濟使職、父祖任也、

19「鹿屋氏藏書」

下 嶋津御庄鹿屋院補任弁濟使職事

左馬允伴兼賢

田代新左衛門尉殿『以久肥前守ノコト也』

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六八号文書ト同一文書ナルベシ)

右、伴職者、重代相傳所職也、仍補任彼人所也云々、

寛元二年八月二日 預所僧判

22「鹿屋氏藏書」

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」四三号文書ノ抄ナルベシ)

大隅國鹿屋院下村地頭職事、依為由緒、為給分所宛行也、

任先例、可令領知之狀如件、

應永七年八月七日

陸奥守判『元久』

20「鹿屋氏藏書」

下 嶋津御庄大隅方鹿屋院補任弁濟使職事

左馬允伴實兼

鹿屋周防守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

右、伴職者、兼賢相傳之職也、子息等中可計補之問、以

兼世令補任之處云々下文略、

23「全」

文永七年八月 日

三ヶ國錯乱時分、殊被致忠節問、達本望時者、本領鹿屋

預所法眼和尚位判

院事、當給人等立替、一圓不可有子細、仍狀如件、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」七三号文書ノ抄ナルベシ)

應永十九年十一月廿五日

久豊判

鹿屋周防入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八八二・八九四号文書ト同一文書ナルベシ)

21「田代氏藏書」

大隅國鹿屋院地頭并辨濟使職事、忠節異于他之間、所相

計也、彌可被抽軍功之狀如件、『此條國史ニアリ』

「國史元久傳」

正平十四年十一月廿七日

修理亮『氏久ノコト也』

應永七年庚辰正月廿五日、恕翁公使鹿屋周防守領鹿屋院

下村・中村池上名・田上名堀内地頭領家職如故、鹿屋郷有
中名村、中名村即
郡村高辻帳中之村、
中略、秋八月七日、使鹿屋周防守領鹿屋

下村地頭職、
公旧譜、
捩怨翁、

〔古城主由来記〕

一鹿野屋城

津野四郎兵衛尉

御當家三代の守護久經公の時鹿屋〔城主〕たり、如何様

忠久公御下向の時分津野家領主欵、其後肝付氏の庶流

鹿野屋周防守宗兼城主也、

〔國史久豊記中〕

應永十九年十一月云々、初肝付氏攻鹿屋周防介於鹿屋城、

公率吉田氏・蒲生氏等救之、未至、城且陷、恒吉・百引・

高隈等衆救之、與肝付軍戰、公引大兵至市成、肝付軍解

去、大始良城出銳兵二百擊敗之、公即位初出師有捷、喜

可知也、乃賜市成領主山田久興太刀及谷山五箇別府村、

遂略高隈・鹿屋・大始良・下大隅等地而還、注略、二十五

日、公賜鹿屋周防入道書曰、三州擾乱之日、嘉乃忠貞、

他日得志、當授以本領鹿屋院、吾不食言、

〔國史〕

觀應二年七月廿五日、頼仲家臣細山田三郎・風早十郎・

牧瀬源太下大始良城而捩之、肥後次郎左衛門・石堂次

郎等屯鷹栖城、以為之外援、祢寢清成・清種等攻鷹栖城、

不克、
作高洲、屬鹿屋郷、
鷹栖郡村高辻帳、
八月三日、轉戰于始良莊井上城云

々、四日、復陷大始良城、又陷鷹栖城、十五日、幕府下

文、使公領大隅國寄郡下大隅郡・大祢寢院・鹿屋院・串

良院・西俣村・曾小川村等地、
串良院即郡村高辻帳、串良郷、
西俣村屬大始良郷、曾小川村屬

東國分
郷云々、

〔國史〕

康曆二年十月二日、祢寢久清拔鷹栖城、今川滿範屯莊内

北郷城ヶ崎、將復攻郡城、十六日、遣祢寢久清書、戒師

期、且褒美鷹栖城之捷也、

24 鹿屋氏文書

(本文書ハ三十号文書ノ抄ニツキ省略ス)

25 祢寢氏文書

〔本文書ハ二九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔建久圖田幟〕

鹿屋院恒見八丁

正宮領

正宮大般若庄内沙汰

〔肝付氏譜中〕

建曆元年辛未八月四日、島津御莊預所〔按、東鑑文治二年云自近衛殿賜小橋莊預所職之類即此也〕下文、以散位伴朝臣兼廣為鹿屋院辨濟使職、初兼廣

家世補辨濟使於本院故有以陳、至是補之〔云、〕

26 下 鹿屋院 (花押)

定補 辨濟使職事

散位伴朝臣兼廣

右、件職、相傳之由依申之、補任彼職如件、百姓等宜承知、勿違失、故下、

建曆元年八月四日

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二三四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔肝付四世兼員譜中〕

弘長元年辛酉、千壽王丸既名兼世、奉職無狀、里民不服、收納使乃聞于官、於是七月、預所下文、罷兼世職、以左馬允伴實兼令代此職、實兼▽乃兼△賢之嫡男也、明年八月下文、亦如之、

〔國史貞久傳〕

延文二年夏四月二十日、齡岳公使田代次郎領申良院・鹿屋院辨分之地、〔辨分依原文、疑指辨濟使所獲田祿、〕

延文四年十一月廿七日、齡岳公以田代新左衛門尉為大隅鹿屋院地頭及辨濟使職、

〔肝付氏系圖〕

肝屬兼興、大永四年申十二月三日、申良知行、享祿三年庚寅五月二日、鹿屋今城知行畢、天文二年巳四月五日、四十二死去、

〔纂考〕

龜鶴城（中名カ）
下名カ

應永十八年、肝付兼興（〇元）當城を襲ふ、城主鹿

屋玄兼急を鹿兒島に告ぐ、此時島津元久卒して島津久豊

統を嗣ぐ、即大軍を發して市成（イナナリ）に航す、是より先き、山

田伊賀忠経恒吉・百引（モヒキ）・高隈（タカカマ）の兵を率て来り援ふ、

兼興（〇元）兵を分て是を破り、忠経か一族山田孫四郎等戦死す、

忠経退（タカマツシロ）て高隈城を保つ、久豊忠経を市成に招き、軍を合

せて進む、兼興（〇元）援の来るを聞、圍を解く、此時大始良の

兵驅（カケ）来りて鹿屋を救ふ、鹿屋玄兼も城を出て夾（クサ）ミ討つ、

兼興（〇元）大に敗走す、久豊軍を収て皈る、

〔肝付氏略傳〕

（頭注）即大永元年ナリ
永正十八年八月二十一日、忠朝来テ鹿屋城を攻む、城兵

拒き却く、兼興（兵部少輔）もこれを鹿屋原に迎へ戦ふ、利あら

す云々、

天文十一年閏三月晦日、豊州忠廣蓬原を取らんと謀る、

兼續援を忠相に乞ふ、忠相北郷左馬を遣ハし、兼續か兵

と合て禰寢の師と鹿屋に戦ふ、禰寢衆敗走、兼續か兵等

五十餘人を斬る、

〔豊州忠朝傳〕

大永元年辛巳八月十八日、忠朝師于肝付、二十一日、攻

鹿屋城、得小利而帰、時肝付兼興発兵、戦于鹿屋原、忠

朝大克之、

〔庄内平治記〕

天文十一年閏三月晦日、島津豊後守忠廣肝付か領蓬原を

攻んかため加勢を忠相に請ふ、忠相北郷左馬介に命して

多勢を卒して向しむ、去程に、両家の勢蓬原の搦手鹿屋

において攻戦ふ、時に祢占の士卒敗走して、園田将監・

祢占八郎左衛門尉・同長門守等を始、宗徒の勢五十餘人

一同に討れける、

〔國史勝久記〕

大永元年秋八月十八日、島津忠朝将兵攻鹿屋城、戦勝而

還、肝付兼興要諸鹿屋原、忠朝與戦、大敗之、

〔全貴久傳〕

天文十一年三月晦日、島津忠廣攻蓬原、乞援兵於北郷氏、

北郷忠相遣次子左馬助忠孝助之、與肝付氏戰於鹿野屋、
蓬原屬肝付氏邑、

〔國史〕

天正元年三月十日、遣薩隅兵、與祢寢氏共伐肝付氏、公
次於揖宿、以為声援、十四日、我師擊肝付氏、無功、抄
高洲、奪舟而還、十八日、進至西俣、肝付氏兵來攻、島
津右馬頭征久・島津忠長等擊破之、

〔肝付兵庫助秋兼譜中〕

正平九年甲午、北朝文
和三年、楡井四郎頼仲使其黨平岡四郎・風
早十郎・薩人蓑和新次郎等戍壹谷城、在鹿
屋院、二月二十二日、
畠山直顯使野本藤二以禰寢道種等夜圍壹谷城、二十四日、
奮進攻之、斬其將平岡等數人、前此十六年、入部七郎斬平岡首、
見上興國元年、而此亦曰平岡四
郎死于谷、疑
必有誤、按考爾、陷之、又攻木谷城拔之、二十五日、又陷大
始良城、得丸良世等先登有功、

〔鹿屋氏譜中〕

鹿屋周防守兼雄傳云、兼雄年十七、未加冠、時與平岡某

戰于鹿屋一谷長谷山城、斬其首、蒙數創云、

〔高山郷入部氏系圖〕

兼家 興國元年ハ追書ノ誤ナルヘシ
興國元年、号入部七郎、鹿屋矢龜丸十七歳而長谷
山之合戰時、敵方平岡之四郎云者有、矢龜丸取押、既頸
取、其時肝付秋兼・入部七郎落合、敵打伏頸取、其時忠
節依無比類、家字被成訖、

『秋兼矢龜丸及七郎等ヲ率ヒテ楡井カ黨平岡等ト長谷山
ニ戰フ、矢龜丸進ンテ四郎ニ接シ、厭ヘラレ殆ト死ス、
秋兼及七郎馳續テ之ヲ救、七郎終ニ四郎ヲ斬テ其首級
ヲ獲タリ、秋兼乃七郎カ功ヲ賞シ兼ノ字ヲ畀フ、由テ
入部氏世々兼ヲ名クト云ヘリ、』

27 小根占郷池端氏藏書

大隅國祢寢又五郎清增恐々謹言上
欲早被経急速御沙汰、預御一見状、凶徒楡井四郎頼仲・
同舍弟又四郎頼重、薩州凶徒等楯籠當院大始良城・同
國下大隅郡木谷城・鹿屋院壹谷城攻落致軍忠事、
右、去觀應三年十二月三日夜、頼仲以下之凶徒等、忍取

大始良城之間、同四日、押卷彼城、連日致合戦之刻、頼

仲引卒薩州凶徒等、去年文和貳⑦月⑩、木谷構城郷、去月

廿二日、同國鹿屋院壹谷楯籠之間、同廿四日、攻入彼城、

致散々合戦、頼仲與黨人平岡四郎・風早十郎・薩州凶徒

兼〔頭注〕「大始良城参考スヘシ」
兼和新次郎以下數輩討取之攻落訖、將又、同日攻入木谷、

大始良城、令對治所々城等之条、軍御奉行人野本藤二見

知之上者、為預御一見狀、粗言上如件、

文和三年三月 日 承了判

〔島山直頭〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五八号文書ト同「文書ナルベシ」〕

書、戒師期、且褒美鷹栖城之捷也、

〔地理志〕

三代久經公ノ御代、津野四郎兵衛尉鹿野屋院地頭トアリ、

其後肝付家五代又太郎兼石之二男宗兼得父讓領鹿屋院為

弁濟使、以鹿屋為家号、世々領此地、四代之孫鹿屋周防

介忠兼入道玄兼ハ元久公ノ執事也、為本領地賜之、

28 鹿屋氏文書

〔本文書ハ三〇号文書ノ抄ニツキ省略ス〕

〔國史〕

文和三年甲午正平九年二月云々、楡井頼仲之黨與南方凶徒扼

鹿屋院一谷城、二十二日、祢寢清有・清種・清増等夜攻

之、二十四日、陷之、又攻木谷城拔之、二十五日、又陷

大始良城、

29

▽⑩大隅國△鹿屋院之内垣見八町分之事、為料所宛行也、

▽⑩早任先例、可有知行之狀如件△

永享七年十二月五日 陸奥守「忠國也」

祢寢出羽〔人〕殿「直清ナリ」

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一一八〇号文書ノ抄ナルベシ〕

〔國史師久傳〕

康曆二年冬十月二日、祢寢久清拔鷹栖城、〔小松氏文書〕今川滿

範屯莊内北郷城ケ崎、將復攻都城、十六日、遺祢寢久清

高洲 祢寢左馬助清平鹿屋・高洲等本領地アリ、

柘原村今屬垂水、長享三年伊地知虎太郎領之、

〔衾寢左馬介清平傳〕

大隅國本領者、大衾寢・小衾寢・佐多・田代・邊津賀・

始良・大始良・西俣・高洲・鹿屋・百引・下大隅・大津

村・種子島半分也、

30〔鹿屋氏藏書〕

嶋津庄大隅方鹿屋院内下村弁分、中村池上名弁分、田上

名堀内、為本領上者、地頭領家職事、一曲所宛行也、任

先例、可領掌之狀如件、

應永七年正月廿五日

元久判

鹿屋周防守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二六四四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地頭系圖〕

鹿屋

肝付武藏介兼賢 省釣領地ノ時、弘治・永祿之比、

鯨島五郎左衛門 寛永中外城ニ立地頭也、

福屋助左衛門兼昭 伊賀

大山伊豫廣綱 三郎右衛門トモ、慶安二年比、

丹生弥兵衛信詮 信常トモ、寛文七年二月三日ヨリ定、

島津權十郎忠顯 寛文九年五月二十八日ヨリ定、

島津壹岐久侶 又助 忠清之後嗣、實光久公八男也、初虎助

島津備中久茂 久侶之養子、實光久公二十男也、初源

市來勘左衛門 倫 久雄 備中 監物 市太夫 後久

二階堂新五右衛門行篤 後舍人 寶永四年亥十月二十九日ヨリ、

山澤十太夫盛香 享保九年九月四日ヨリ同十六年亥十月十二日迄、

〔地理纂考〕

田貫神社下名村

奉祀一座 別雷神

創建の年月詳ならず、土人相傳へて、往古伊勢國人田丸
玄蕃と云者神像を負ひ来りて建立すといふ、當郷の宗社
也、永正元年甲子霜月十五日伴兼明再興の棟札を納む、
年中祭祀十五度なり、六月晦日神輿同郷高須浦に濱下り
ありて、是を夏越ナコシの祭といふ、

〔地理纂考〕

近戸神社（上名カ）
下名カ

高隈嶽の南の山下に在り、祭神詳ならず、

木像三軀ありて、裏に永享二年丙戌佛師治部法橋大願主

慶賢法印とあり、高隈嶽の支峯權現嶽と中嶽との両所に

神社ありて山上險遠なるか故に、當社を山下に建立して

近戸宮と称すといふ、石階を登る事六十二級にして社頭

に至る、高隈郷の巻と参考すへし、

〔纂考〕

笠野原カキノ村中名 文祿年中征韓の役より島津義弘歸陣の時、歸

降の朝鮮人二十二姓、その男女八十余人を率ひて始て薩

摩國申木野郷ウシキノ島平シマヒラに來り、慶長八年、同國伊集院苗代川

に遷す、其子孫蕃殖して、寶永元年、三十余戸男女六十

人を析ワカテて此處に莊居を興ふ、其子孫又蕃殖して、慶應三

年寅十一月、八十家部男女三百五十余人を笠野原より大

始良郷萩原塚ハギハラツカに移し、今笠野原に残る者九十九戸男女五

百九十余口なり、

〔地理纂考〕

物産

藥品 芍藥 柴胡

花卉 百合ユリ 藥白ハシロくして紫點あり、香氣高し、幹の高四

尺許なり、世に鹿屋百合カヤヤユリと稱して賞翫す、 獻歲菊ツラシユク

諸所原野に産す、俗に福壽草或は元日草といへり、

樹木 樟クス 榿カシ 檜ヒ 蚊母ユス 榿カヤ

走獸 猪キ 鹿シカ

飛禽 雁カン 鳧カモ 鴛鴦ウヰ 雉キジ

鱗介 鯛タビ 鱒ニシ 鱈アチ 鯉コイ 鱧スズキ

〔地理課川調帳〕

幹流 一高洲川 高洲村

通ニ係ル村方 新城村 白水村 高洲村 木谷村

水源新城村ノ内 ●御嶽神社 ●松野ニ於テ各川七ツ圓、華岡

木谷村 ○○尾口下 ○○小薄、白水村 ○大豆ヲ通、高洲 ○團留ヲ通、

同所橋下ニ至テ里程三里四分ヲ經、高洲海エ流入、

其支 一烏帽子嶽川 野里村

水源野里村ノ内 ●烏帽子嶽 野里村

洲川エ入

川西南
一 鹿屋川

通ニ係ル村方 上名村 中名村 下名村 宮下村

上小原村 下小原村 川南村 前田村 新留村

水源高隈●飯盛山 小谷川六ツ、鹿屋上名村○小代寺○マ

イリヲ○御嶽○上戸口○烏帽子嶽○上別府 外置ヨリ谷川八ツ流合、

戸宮 神社○ウチコミ○東牧野 ○久保蘭下○古城及北側ノ方○宮原○中野○小原○下和田ニ流

レテ、中名村○立花○郷ノ原 取合、又一筋ニ圓テ、○字田

ノ上 及下名村境田ニ至ル三里七分五リ、境田ヨリ高隈

川流合迄始良下名村、高山宮下村、前田村、新留村、

北側ニハ串良上小原、下小原村、岡崎村ヲ通里程三里

二分五厘、合里程七里流レテ高隈川、波見川通エ流入、

此支

一 中山川

川通ニ係ル村方 上小原村 富山村 宮下村

水源串良上小原村ノ内○西野々○稲村

同村及高山富山村●古城 宮下村ト上小原トノ境ニ流

通、○城ヶ崎ニ至一里半、鹿屋川通エ入、

肝屬郡「地理誌」

鹿屋

一 鹿屋者舊肝付家領地也、應永七年正月、元久公より鹿

屋周防守拜領之地也、享祿三年庚寅五月三日、肝付河

内守兼興領之、右之事肝付氏系圖兼興譜之内ニ有之、

弘治年間専河内守省釣領地ニシテ、地頭者肝付武藏介

兼賢、其後伊集院右衛門太夫忠棟領之、

一 千鶴城

右、麓町并假屋より大概西之方ニ當る、

一 古城

右、麓町より大姫良之方邊路通り之側也、古戰場と

申傳候、

地理志

鹿屋

三代久經公之御代、津野四郎兵衛尉鹿屋院地頭とあり、

其後肝付家五代又太郎兼石之二男宗兼得父之讓領鹿屋院

為弁濟使、以鹿屋為家号、世々領此地、四代之孫鹿屋周

防介忠兼入道玄兼ハ 元久公之執事也、其後肝付氏領之、

天正年中、伊集院右衛門太夫忠棟肝付一郡を賜而領之、後嶋津相模守忠仍領之、文祿四年十二月廿七日、忠仍當地ニ移居、寛永年中外城ニ立、

〔纂考〕

肝付郡

始羅郷アヒラ

鹿児島島の東南十二里なり、東南オホ大始羅郷、戊亥鹿屋郷、北高山郷に接す、周廻十里十六町十一間、村落上名村三下麓村、惣人員三千九十五人、惣戸數八百十三、

始良ハ和名鈔に大隅國大隅郡始臈アヒラとある是也、同國始羅郷と混すへからず、建久の比、富山二郎太夫始良・大始良を領す、東鑑に日向國住人富山二郎太夫義良と見えたる是なり、一族横山・獅子目・濱田・大始良など云へり、後に衰微して日向國縣城主土持太郎宣綱に隨從し、後土持と共に島津氏に属す、建久八年日向國圖田峽に地頭土持太郎宣綱と見えて、日向國諸所の地頭也、

〔地理志〕

古昔始良平太夫良門領之、元曆・文治ノ比人ナリ、

〔名勝考〕

同郡始羅郷始羅町村アヒラ始羅町村、今上名村に改む、

この始羅郷は古の始羅郡の地なり、續紀和銅六年、割日向國始羅郡置大隅國と見え、又天平元年秋七月、大隅隼人始羅郡少領外從七位下勲七等加志君多利、授外從五位下、又和名鈔大隅國始羅郡阿比良野裏・串伎・鹿屋・伎刀と載て、今の始羅郡てふ郡名は見えす、さらは始字は始字と相似たるを以て、誤て始羅を以て始羅と書なし、其称トクさへ志良呼なせしかとおもへとさにあらず、今の始羅郷と始羅郡とハ噉啖・大隅の両郡其間に撰り、一の内海さへ廻りて、殊に隔絶たる地なれハ、文字の取違とハいひかたし、蓋鹿児島神社の條ニ辨へしかことく、今の始羅郡ハ鹿児島郡より割出され、舊の始羅郡ハ肝屬郡に併せられしならん、神代紀日向吾平山、神武紀吾平津媛、又順鈔に大隅郡にも始羅邑を収め、熊毛郡阿比良牧郷阿比良有三、阿比良唐陵記大隅國始羅郡之山、書紀集解ニ、按、元明天皇割日向國置大隅國、吾平在其中なと、皆大隅國內に始羅と

稱し地方々に散見へたるものにしへの遺称にて、今も姤

良・大姤良の二郷あるハ、一郷にして猶餘りあるか故也

是吾平てふ方域むかしハ遠く廣く係りしの一證とすへし、

此等は中古肝屬氏か下大隅の地を主張比に、始嬬郡を肝

屬と大隅等に屬併せて、遂に始嬬の郡名を失ひしなるへ

し、圖書編云、暗孛刺ハ蓋姤良にして、又云、其南濱海

之畧為什麼烏思迷と記したり、いにしへの吾平なる地は

後の下大隅の總称とそ見えたる、是西土人までも下大隅の名を傳へしにても知るへし、

31「岸良氏藏書」

大隅國始良庄弁濟使道知房永信子息永俊等申、与力肝付

東方弁濟使野崎宮内左衛門尉兼賢、殺害永信以下輩由事、

今月廿日守護御方御教書并重訴状如此、早任被仰下之旨、

可被申明明散状候、仍執達如件、

元應二年十月廿二日

散位清保判

岸良村弁濟使殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二七八号文書ト同「文書ナルベシ」)

「建久圖田棟」

始良庄五十余丁

此間略、

始良西俣廿四丁六段二大(丈カ)

元吉門高清算清所知

「地頭系圖」

始良

肝付伊勢守兼清

伊集院刑部少輔久光

伊地知伯耆守重秀

諏訪仲右衛門兼安

兒玉筑後守利昌

寺山又右衛門

禰寢右近

澁谷周防重堅

土持半三郎

土持伊右衛門

土持半右衛門綱慶

天文中良兼領之時也、永祿十年戰死也、

天正八年ヨリ同十五年比、其後ヨリ肥後湯之浦地頭也、天正十二年五月九日、伊伯州從湯之浦出仕ニ付覺兼同道云々トミユ、可考、

仲五兼政ノ子也、寛永九年比、初四郎兵衛 御納戸奉行・御兵具奉行・納殿

役、寛永十年西十二月ヨリ、於江戸補セラレ、同十六己卯五月死ス、同十四年十二月迄、

實佐多伯耆守三男也、寛永十三ヨリ同十五迄、

十五年八月ヨリ明、

寛永十六年十月十四日ヨリ同八年申八月二十二迄トモ、監物トモ、吟味役、

御納戸奉行、寛文七月三日ヨリ定、

寛文八年申十二月二十日ヨリ、

半三郎トモアリ、寛文九年六月八日ヨリ定、

實同氏平左衛門綱辰嫡子也、御兵具奉行、伊右衛門トハ別カ

木脇刑部左衛門 延寶六年午十二月二十日ヨリ、

平田清右衛門純音

吟味役・京大坂藏奉行・御用人也、延寶八年申八月十二日ヨリ、異本七年六月十六日作ル、或八年七月二十四日ヨリトモ、

桂李之助忠保

貞享三年九月二十七日ヨリ、或九月十日トモ、

米良藤右衛門

寶永三年戊正月二十七日ヨリ、異本寶永二年酉十月三日ヨリトモ、又イ八月二十五日ヨリトモ、

平岡八郎太夫久品

寶永六年丑九月五日ヨリ、異本二年十月三日ヨリ、

河野喜平次

後八郎左衛門 御納戸役、正徳二辰九月六日ヨリ延享四卯八月四日迄、

〔地理纂考〕

若宮八幡神社麓村

奉祀一座 應神天皇例祭二月初卯日、十月十五日なり、

始良郷の總鎮守なり、相傳へて長久四年平判官良宗建立すと云へり、良宗ハ太宰大監平季基の弟にて、萬壽年中季基と共に日向國三俣院に來り、宇治関白頼通公の為に余多の莊園を墾ヒツき、莊衛を建て、自ら租税ツカサトを主り、其所に神社神社と八幡神社とを建立し、島津莊の下に詳かなり、良宗は始良に住して若干の莊園を墾ヒツけり、此時の建立なるへし、社内に古鏡ウツを蔵ツカて、背ウツに長久四年平判官と記して花押を加へたりしよし或古記に載たれと、今其鏡ハ傳ハらず、文明十二年庚子八月廿七日肝付河内守伴兼忠・同周防守

伴兼連再興の棟札の寫ありて、棟札ハ傳ハらず、此後再興の棟札多し、

〔地理纂考〕

吾平山上アサヒノヤマノヘノミサキノ上名

吾平山上アサヒノヤマノヘノミサキノ上名

神代紀曰、彦波瀲武鸕鷀草不合尊崩於西之州宮、（シノククニノミヤ、ヨサズメツル）因葬

日向吾平山上アサヒノヤマノヘノミサキノ上陵、諸陵式曰、日向吾平山上アサヒノヤマノヘノミサキノ上陵彦波瀲武鸕鷀草不合尊、在日向國無陵戸とある是也、唐陵記曰、依陵有陵戸而無守戸者、有守戸而無陵戸者、陵戸其山陵百姓也、守戸山陵守也、有陵戸而無守戸者、陵戸兼守戸也、有守戸而無陵戸者、守戸兼

也、御陵ハ巖洞の中に在りて、其山の周廻一里許、高拾余間なり、山上ハ古松のミにして、巖洞丑寅に向へり、窟イハヤの中寛坦にして、入八間、●深横十三間、窟の口より三間許の處迄高一丈余、中程に至り八九間許にて、左右と後とは屋形也、窟の口より七間許の處に石を疊タマシて祠壇とし、其上に小社を建たり、此祠壇の底往古深壙にて、諸人其壙に向ひ敬拜せしを、慶長九年、洪水窟の中を洗ひ深壙を埋ミしといふ、祠壇の後に丘ツツ壙あり、高四尺五六寸、横六尺、長一間三尺許也、故土モトもて築キツしと見えたるか、今ハ堅牢にして石の如く、處々に縹色ハナクイロを成せり、其丘壙

今ハ堅牢にして石の如く、處々に縹色ハナクイロを成せり、其丘壙

に東より西に孔透れり、又後よりも一の孔横に鍾木形に透りて、孔の廻共に二尺許なり、又其より東に三尺許放れて同し形なる丘壘あり、高三尺、廻一丈許なり、是も同しく孔透りて、其廻前に同し、此孔如何なる謂を知らず、二の丘壘の根には大なる平石を伏せたり、此東の方なる丘壘を土人玉依姫の御陵なりといふ、去にし明治三年、後醍醐真柱山陵に關係する事ありて、彼丘壘の根の土を去り委曲に視ひしに、祠壇を中央にして入三間許、横五間許、一面に石以て疊ミたる形にて、疑無く神代の御陵なる事を知ぬといへり、又二の丘壘ハ本ハ續て一なりけむを、中間より断れ亡て二になりぬらむかといへり、此ハ決て然るへし、彼慶長年中洪水の時など中を洗ひ切て二の如くなりしなるへし、かくて思へハ玉依姫の御陵といへるハ後人の附會なる事明か也、又彼二の丘壘に透れる孔ハ洪水の時水の潜りし跡なるべし、

「名勝考」

吾平山陵上名村

書紀○吾平即新良郷の事にて、今俗鶴戸窟と称ふ、又陵地を鶴戸川内とも称ふ、

府東南十二里

書紀曰、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊崩於西之州宮、因葬日向吾平山上陵、是也、延喜諸陵式曰、日向吾平山上陵彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、在日向國無陵戸、

吾平山陵ハ大巖窟中に在り、この窟洞丑寅に向ひ、その内寛坦にして、入深間口潤間四畝也、窟口の外長三間壹畝也、合て五畝、入口より九間餘の所に切石を祠壇とし、其上に高一丈餘の社を立、社内に古鏡、切石の下は即玉體を磨め奉りし所也、むかしハこの切石の下數尋の深

窟なりしを、慶長九年、洪水にて窟内を洗淨め、且その窟を填しと云、○社の後に圍一丈五六尺餘の土石あり、甚奇也、中に穴横さまに透る、試の穴と称ふ、陵窟を伺ひ視し所なるへし、又社の右方一間許に高三尺、圍一丈餘の塚あり、上に一塊の石を立つ、俗に神武陵と云、神

武帝御母玉依姫を葬り玉ひし陵と云、又社の左七間許、高三尺許の處より靈泉を出す、目洗水と云、此水にて眼を洗へハ生涯眼疾を患すとぞ、凡窟内の丘壘始は土にて築きしにもあるへき、今ハ堅牢にして石の如く、緑苔

殿潤縹色をなせり、凡窟内入口三間程の所まで高三尋、又一尺四寸程股潤縹色をなせり、の所にて高二尋一尺五寸、又三方の脇各高四尺より五尺まであり、惣してこの窟の山を鶴戸山と称ふ、山の一回里許、又窟の入口の上五六尺許の所、明和四年丁亥十二月廿六日の夜自崩れて、

其隈岩の高一丈二尺、厚東トク。按に、舊事大成經に、葺不合尊御
西八尺、南北九間餘あり、預死期をしろしめし壽域を定め當らし玉へる

存生の時、大成經は偽書なれとも、或は世傳に據れる
事あるにや、この御陵の様子は上古先皇の廟陵と相似て、
その陵中を伺ひ視るへき穴と覺しきは、後の山陵の戸口
と見えしものと同じく、巖窟の躰なども只ならざる靈蹤
にて、大成經の説も稍符合せるか如し、社記曰、始尊誕
聖于日向那珂郡宮浦鷗殿濱、故廟諱因其生土者、示不忘
初也云々、○陵窟の前東の側に御池と称ふ深淵あり、深
十尋餘、巖壁崛起し、水色湛て藍の如し、土俗曰、此潭
や神龍潜栖て陵窟を擁護す、又上名村大脇門の農戸世々
陵窟の傍に居て香華洒掃を供奉る、按に、高城郡可愛山
陵・肝屬郡高屋山陵と此吾平山陵を神代三陵と称す、延
喜諸陵式曰、已上神代三陵、於山城國葛野郡田邑陵南原
祭之、其兆域東西一町、南北一町と云々、此ハ筑紫ハ甚
く遠き故に此地にして祭り玉ふ也といへり、か、れは、上名村の農戸世々御
陵の守り人となるるハ、天朝より御使を奉遣玉ふ事亦遠きほと
なれば叶ひかたくて陵戸を置れしを、記傳には其事漏しならん、

「地理纂考」

鷗殿神社例祭九月 上名村

奉祀 鷗鷺草葺不合尊 相殿玉依姫命 五瀬命 神武天
稻飯命 三毛入野命

山陵の北方三十六間許に在り、當社八年久しく破壊して
ありつるを、寛文中、國守島津綱貫是を再興す、其後
明和五年、島津重豪又新建す、かくて同年十二月十八日
其功畢り、鹿兒島宗社諏訪神官本田出羽守親盈に命して
神靈を迎へ奉らしむ、親盈謹て其式を行ふ、此時贊掛原
贊掛原ハ當社より 鳥居の方に當りて、電光虛空に赫き山陵大
に鳴動す、神事に關る神官有司ハ更なり、衆人親しく見
る所にして、神靈來格の靈驗を感歎せざるは無ししとぞ、
文祿年中、大脇主馬太夫盛親と云者此所に在りて、其か同三年四月八日
に筆記せる冊子に、當社ハ天平十九年九月十九日勅命に依りて六所大權
現と号し、弘安三年二月十日勅使下向ありと見え、又享祿四年辛卯五月
十三日火災に罹りて、社殿ハ固より人家・山林までも焼亡して、大脇大
膳と云者荒蕪を開き小社を造營せし事な思えたり、此大脇か先祖足利
義詮將軍に仕へ、其子孫今日向國小林郷に在りて判物等家に藏めたり、
又彼吾平山陵の陵守ハ此大脇、抑此社号を鷗殿と称奉るハ、日
向國那珂郡に鷗殿神社あり、此地葺不合尊の御降誕の跡
なるよし云ひ傳へ、大なる窟の中に神社ありて、世に遍
く知る處なり、されは彼社号の此方にも轉るか、又此方
なるか本にて彼方に轉るか、前後知るへからず、按する
に、鷗殿と書きたるハ彼鷗草より出たるかとも思はるれ

と、鶴ハ假字にて、産殿ウツミノミヤの義にやあらむ、偕ハ彼地御降誕の跡なれハ彼方より此方に移りしなるへし、

「名勝考」

⑩鶴 戸戸六所権現 上名村 陵窟の北方三十六間許に在り、戊亥に向ふ、其間に一の小川流る、

奉祀即鶴鶴艸不合尊 配享 玉依姫・彦五瀬命・船飯命・三毛入野命・神武天皇 例祭

九月十日

當社は中古廃壊してありしを、今古公イマコトノミコ 浄國公シヨクニクノミコの盛志を

継せ玉ひ、明和六年歳在戊子、官吏に命して地を相て工を鳩め、権現ケンゲン廟を新建し玉ひ、製造宏麗千古の靈蹟を表

挙し、永止の神像を奉安し玉ひけり、是歲十二月十八日、

神人出羽守從五位下本田親盈命ミモトノチカヒサノミコを受けて神靈勸請の奉幣を行ふ、今夜荷掛原鳥居ニカガハラトリイの方に丁り、電光天を射てさまざま

しく、陵窟大に鳴動す、事コトに関れる有司等親しく見聞くもの、聳然として来格の靈験を感歎す、○この権現廟側

の御池の流れ一の川となる、前なるを一渡といひ、又一町餘の下流を二渡といひ、又一町餘の下流を三渡といひ、

又一町餘の下流を四渡といふ、同流巴曲をなして四たひ是を涉り、坂を上りて荷掛原てふ處に鳥居あり、四渡よ

りこの鳥居まで三町餘、靈窟より八町あり、荷掛原ニカガハラむかし荷前の祭ありし時贄料を掛けたる遺称也とそ、

「地理纂考」

軍神社イクサノカミ上名村

奉祀一座 磐長姫命イハナカヒメノミコ

同村鏡原イタガハにあり、創建の年月詳ならず、されと古き神社なるよし云傳へたり、社号を軍神としも云るハ、磐長姫

命皇孫尊ミコノミコノミコに乘られしを慚怒ハハシウラミテ太く忿怒フントの相サマに因れりとそ、薩摩國高城郡新田宮の支社にも大將軍神社ありて、祭神磐長姫命イハナカヒメノミコなり、神代紀、皇孫後遊幸海ウツミ、

見一美人、皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是ワレハ大山祇神オホヤマシ之子、名神吾田鹿葦津姫ナカミヤウタカアシヅヒメ云々、皇孫謂大山祇神曰、吾

見汝女子、欲以為妻、於是大山祇神乃使二女持百杓飲食奉進、時皇孫謂姉為醜、不御而罷云々、故磐長姫大慙而

詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之移落、

一云、磐長姫耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者、如木華之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之縁也云々、古事記にハ、故

天神御子之御壽者、木花之脆比坐、是以至于今、天皇命

等之御命不長也とあり、古事記傳曰、穗々手見命よりこなたハ御命、次に伊波礼彦命に至りては又いよく縮て、百三十七歳にして崩坐なり、是磐長姫かの詛言に因れる処なり云々、かゝる詛に因り、其忿怒を宥むか為に太古既に齋祭られけむ、

〔名勝考〕

軍大明神 祠上名村の中鏡

奉祀磐長姫、正面神鏡一面、木像一軀、石像二軀、蓋大山祇命、磐長姫の皇孫に去られ玉ふを強痛く慚恐まれし忿怒の相を以て荒社とし、遂にいくさ神と申なせしよしなり、新田宮の支祠大將軍、附會していよく曠志の像を作爲しといふ、後之の世に摩利支天と、火とありて、義集に摩利支此云發惑星の事なり、

さて磐長姫を爰に祀られしは深き故ある事也とぞ、是彦火之出見、葺不合の尊などの御運に出しなるへしといふ、其故ハ、書紀曰、皇孫後遊幸海濱、見一美人、皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姫、亦名木花開耶姫、因白、亦吾姉磐長姫に云々、皇孫謂大山祇神曰、吾見汝女子、欲以為妻、於是大山祇神乃使二女持百机飲食奉進、時皇孫謂姉為醜、不御而罷、古事記には、其姉者因甚凶醜、見畏而返送の傳に見畏而此祠の例何れも怖しき事を見たる処に云れハ、此も石長姫の顔貌た尋常の醜きのみに非て可畏し、妹有國色、引而幸之、故磐長姫大慙而詛之曰、

假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之移落、古事記曰、之御壽者、木花之脆比坐、是以至于今、天皇命等之御命不長也、傳曰、穗々手見命よりこなたハ御命こよなく短し、次に葺不合尊いよく短く、次に伊波礼彦命に至りて又いよく縮て、百三十七歳、蓋磐長姫の性悪、その咒詛の禍害、後世の妬婦此に類する和漢比々数ふへからず、故に磐長姫を爰に崇めらるハ、そのかみ其崇靈を宥られんか為なるへく、亦是生存の日に皇子聖孫の皇姨といふを以て火之出見尊の宮所に召置しにもあるへき也と云々、

〔名勝考〕

中御前大明神 同郷上名村中隈門に在り、正木木像十體、奉祀不詳、蓋木花開耶姫、豊玉姫・玉依姫、吾平津媛などにてもあるへしと云、

〔名勝考〕

桂木大明神 同郷麓村の中宮、奉祀底筒男・中筒男・表筒男也、十體、

歳之神 同郷麓村桂木門に在、例祭十月十八日、

奉祀火闌降命 火明命 正面神鏡二面、木像一牀、

市來大明神イナシク 同郷上名村白坂門に在り、例祭二月中卯日・十一月中卯日、

奉祀豊玉姫 玉依姫 正面神鏡一面、木像三牀、

山王神社 同郷上名村萩崎名に在り、

奉祀大海命・大國玉神・大國主神・八十戈神・大物

主神、正面神鏡一面、木像一牀、

以上は并妬良郷に鎮坐、太むかし皇居の時崇奉の神社なるへし、故に挙置ぬ、

〔地理纂考〕

鵜殿瀑布

御手洗池ミテシナイ 上名村 窟イナの辰巳三十歩許にて、瀑布の高二間許、

幅一間余なり、水源ハ瀑布より一里許、同郷東中嶽の山中より出つ、瀧の淵を御手洗池と呼ぶ、水色湛へて藍アキの

如し、土人神籠潜ヒソマリて窟を擁護すと云ふ、此水神社と窟との間を流れ山中を巴曲す、川の幅六七間にて底深からず、

贅掛原より山陵に至るまで同し流を渡る夏四度なり、窟

の前なるを一之渡と云ふ、其次を二之渡、又其次々を三之渡・四之渡といふ、其間一町許つゝ、隔り、丸木を繼て橋とせり、

〔名勝考〕

鵜戸瀧ウヘノタニ 瀧の岩頭高八尋、調五間、流三十間、深七尋、

鵜戸社より午方一里許、嶽てふ地より落る、此流れ北に向ひ、車田井手といふ所まで半里許石川にて、谷の潤ヌ六十間つゝ、の峽中サコナカを過り、妬良の麓トホを経て高山・串良に出、柏原の海に注ぐ、
鵜戸よりは是に至て路程四里許、柏原ハ東藻會集に榎原とも書けり、

〔纂考〕

贅掛原ズカケノハラ 上名村 山陵より東五町許にて、東西三町余、南北一

町余なり、毎年祭祀の時此所に牲を掛る故に其名あり、土人誤て荷掛原ニカケノハラといふ、

〔名勝考〕

笠野カサノ 同郡鹿屋郷中久村ミナトに係る、此地東西二里、南北三里の曠野に、北は同郡高隈郷に接き、東ハ串良・高山の二邑に界へり、

〔纂考〕

目洗水上名村 祠壇より西方七間許、高三尺許の處より靈水滴り落つ、是を以て眼を洗へは生涯眼疾を患へすとぞ、窟の内三畝、窟の外一畝許、合せて五畝許、内外清麗なり、同村大脇門の農民一戸世々山陵の傍に居て洒掃を勤む、
明和四年、白坂養仙院といへる此所の山伏陵守に代り、山陵を守護せんとして窟の口に庵を結び、佛壇を携へ札守を出す、陵守一郎左衛門是を制すとすといへとも、其時年僅に十一歳、其外家の内女のミにて更に聞す、時に同年十二月廿六日の夜、窟の入口の上なる大岩、堅二丈余、横八九間、自然に崩れ落て窟の口を塞げり、山伏大に畏れ、即時に其所を立去りしとぞ。

〔纂考〕

物産

藥品 柴胡サイコ 芍藥シヤクヤク
 走獸 猪イノ 鹿シカ
 飛禽 雉キジ 鴛鴦ウヰンヤウ

〔地理課川調帳〕

一始良川

上名村 麓村 下名村 後田村
 水源大根占神ノ川村 ○王領寺村 ○大ニタ尾 小谷川三ツ ○段村 ○五郎山 ○中野 ヨリ 一

ツ ○牧山 始良上名村ノ内 ○大浦 三ツ ○山ノ口二ツ ○木場 ○預石 ○シト原 三ツ ○フクハラ
 五川、合十四川圓、○福司岳 西脇ヲ流レテ上名村里トニ至ル、
 又同村ノ内 ●●中嶽 泉八重 ○大川内 ○フクハラ ○黒羽祿
 ○ウト山 ○上ノ川 ○吾平陵 小谷川九ツ
 一ツニ圓、又高山後田村ノ内 ○大窪川 三ツ圓フ、各一筋
 ニ始良郷上名村ニ於テ圓、○車田下 ○中フクラ 向堀 麓村、下名村ニ至、里程三里七分五厘ヲ經、鹿屋川通エ流入ス、

姪良

肝屬郡「地理誌」

一始良者神代鷓鴣草葺不合尊崩御之地也、右之事日本紀神代之卷内ニ有之、夫より二千余之歳霜ヲ經而肝付家より領地之、天文年間、專肝付河内守入道省釣齊(齋力)左馬頭良兼領地して、地頭者肝付伊勢守兼清也、右地頭之事、天文廿四年乙卯即弘治元年也十月十九日、
上名 一鵜戸權現(鵜力)

右、鷓鴣草葺不合尊崩御之陵也、日本紀神代卷ニ曰、彦波瀲武鷓鴣草葺不合尊以其姨玉依姬為妃、生彦五瀬、次ニ稻飯命、次ニ三毛入野命、次ニ神日本盤余(盤崩脱カ)彦尊、凡生四男、久之彦波瀲武鷓鴣草葺不合於西州

宮、(葬脱カ)因日向吾平山陵、

一 正若宮八幡宮

右、長久四年癸未建立之由承聞、与古棟札有之、至德

二年乙丑立柱、應永十六年己丑九月十二日遷宮有之、

是又棟札有之承聞、長久四年癸未建立、至德二年乙

丑立柱、遷宮應永十六年丑、再興文明十二年庚子、伴家伊

勢守兼清、

一 社壇造立、河内守兼續今隱居沙弥省釣、并當主君良兼、

同男兒滿壽磨御息災、其外略、當地頭同姓伊勢守

兼清造營之本主也、

天文廿四年乙卯即弘治元年也十二月十九日

一 奉造立若宮八幡四所御殿

于時宝徳三年辛未六月廿三日、勸進沙門秀慶僧、殊

者大檀那伴兼忠子孫安穩、弓箭繁昌、其外略、

一 若宮御殿一字

奉再興八幡御廟、當河内守兼久息災、其外略、

伴朝臣兼家繁榮、弓箭揚名、永正六年己巳十二月十

九日、奉行檢見崎兼堯、作事奉行平良次、

(一脱カ)奉再興御廟當

文明十二年八月廿七日、大願主伴兼連、大檀那伴朝

臣兼忠、大願主周防守兼連并金三郎丸、

一 奉再興四所宮三間

大檀那河内守伴兼久、永正三年三月十九日、檢見崎

幡磨守伴兼豊、作事奉行坂本民部、神良坊、

一 奉再興、大檀那三郎伴朝臣兼續息災并滿壽丸、天文

四年乙未三月十八日、奉行伊勢守伴朝臣兼清、

一天正十五年丁亥十一月九日造立、地頭伊地知伯耆守、

造營奉行藤原兼廣・平紀之・平住尚・平紀勝、座主

頼龍、

一 寛永十二年十二月二日造營、地頭兒玉筑後守、

地理志

始良

末次城 山城 上使方御用ニ付所より申出候、

含粒寺 宝陀山 福昌寺末 正長二年己卯創立、開山仲翁和尚ニ而候、御母

久山妙榮大姉并御妹之御牌建、和尙於當寺遷化之由、

又ハ伊集院於徳重村遷化之由、両説申傳候、

正若宮八幡宮 祭神四座、玉依姫・應神天皇・神功皇后・

仁徳天皇、長久四年建立卜旧記有、

摩尼山千手院幸田寺真言宗大乘院末八幡座主

〔觀應二年二月十三日下文、以下野三郎右衛門尉資久為日向州白杵院地頭職、賞勲功也、復領莊内島津・樺山・早水・寺柱之地、子孫因称樺山氏、

右在國史〕

〔纂考〕

オホアヒラ
大始良郷

鹿兒島を距る事東十一里、東始良に界ひ、南大根占、西花岡に接し、北鹿屋に界ひたり、周廻十三里十五町二十一間、村落七村大始良村 濱田村 野里村 南、獅子目村 横山村 西俣村、惣人員四千三百八十五人、惣戸數千四十九、

〔旧記〕

文明六年云々、栋寢分、西俣、大始良、

〔國史貞久記中〕

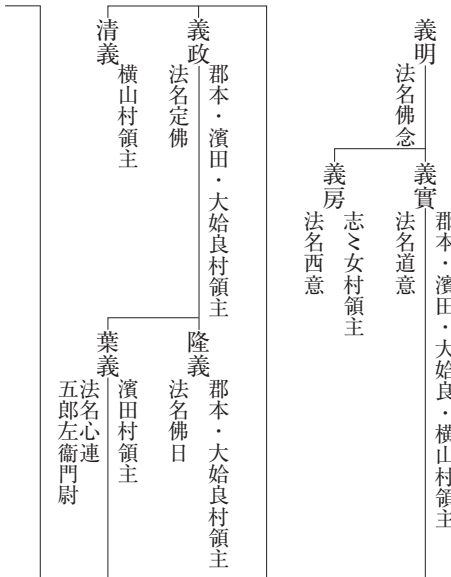
建武三年二月九日、公以下野六郎資久為大隅國始良西俣地頭代官職、

※（行間）

〔濱田氏藏〕

大栋寢院弁濟使職相傳次第

本□



〔行義〕左衛門次郎 濱田村領主 彦熊丸

〔右系圖ノ外、天授三年濱田村・大娘良村田島取帳ト記シタル字反別等ノ文書アリ、子孫濱田民部左衛門生レナリ也、〕

〔國史貞久傳〕

貞治元年秋七月十八日、齡岳公命本田小太郎領西俣地頭

半分代官事、本田家總譜、二郎左衛門尉久兼生勘解由左衛門忠恒、忠恒二男、長田左近藏人兼久、少曰小太郎為兼云々、

〔全師久傳〕

貞治六年丁未秋七月四日、齡岳公使祢寢久清權領大隅西

俣村地頭職及辨分、

〔根占古城主由来記〕

大隅國西俣島山修理亮直顯〔祢寢氏誰某カ〕證文有、

〔載西藩野史延文二年〕

大始良其先長谷四郎太夫藤原義兼初テ日州飢肥南郷ヲ領ス、壽永二年、加賀國篠原ニ戦死ス、義兼根占或ハ富山ヲ以氏トス、其子根占小太郎義時大始良ヲ領ス、其子掃部助義宗、其子、横山晴義カ兄彌掃部助清義、其子六郎晴義、相續テ大始良ヲ領ス、

三郎有俊世々横、獅子目大始良晴義カ第八郎義勝獅子目辨濟使ト為リ、山ヲ傳領ス、殿臣、濱田大始良ノ族也、子孫民部左衛門入道榮林勇名アリ、此四氏ヲ大始良四ヶ村ノ頭人ト云フ、の四氏

初より兼重に従ふ、相議して曰、肝付ハ叛賊驕恣にして禮なし、心を同し力を協せ、逆を棄て順に従はん、密に氏久公に通し横山城に據ル、五郎九郎軍を發して是を攻抜く、濱田戦死し、大始良・横山逃亡す、宍目潜在路傍の林に匿ル、日暮て五郎九郎軍を班す、親ら衆に先立馬を躍らせ意氣揚々として帰る、獅子目忽ち出て是を斬る、五郎九郎馬より落て死す、宍目林に走入て遂に通れざる、肝付か軍求めとも得ず、空敷内城に帰る云々、

〔古城主由来記〕

一大始良城 祢寢小太郎義明、忠久公御下向ノ御令居城、

本藤原姓より出、大職冠鎌足公の流にて、真卿〔道カ〕の男従

五位下濱雄の苗裔長谷四郎太夫義兼男也、祢寢又富山

と号す、日州飢肥の南郷之郡司と旧記にあり、義兼は

壽永二年癸卯六月十一日北陸道篠原合戦に遂戦死、二

代小太郎義明、号仏念、三代掃部介義宗、号明意、四

代掃部介清義、五代六郎清義、大始良辨濟使、舍弟弥

三郎有義者横山辨濟使、横山元祖也、三男八郎義藤者
志々目辨濟使、志々目之元祖也、

〔國史貞久記〕

建武三年二月九日、公以下野六郎資久為大隅國始良西保
地頭代官職、

32〔樺山氏藏書〕

下

可令早領知下野六郎資久大隅國始良西保地頭代官職事
右以人、為勲功賞所宛行也者、守先例、可令領知之状如
件、

建武三年二月九日

〔島津上總介〕
貞久判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一七七九号文書ト同一文書ナルベシ)

33〔在旧記〕

大隅國始良庄西保村内五町坪付在別紙⑩為料所之宛行也、任先例
領知不可有相違状如件、

應永六年十一月三日

元久判

中馬左近藏人殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六二六号文書ト同一文書ナルベシ)

34〔岸良氏藏書〕

大隅國始良庄西保村内五町、別紙坪付在為料所之宛行也、任先
例、領知⑩為可有相違状如件、

應永六年十二月十九日

元久判

岸浦勘解由左衛門尉とのへ
〔兼居ト云〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六三七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔國史註〕

肝付兼俊玄孫曰兼基、兼基為肝属郡岸良村辨濟使職、因
以為氏、兼居⑩兼某八世孫也、

35〔載旧記〕

嶋津庄大隅方始良庄内得丸名一圓事、為給分所相計也、
任先例、可領知之状如件、

應永六年十二月廿七日

元久判

得丸但馬守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六三八号文書ト同一文書ナルベシ〕

『按ニ、觀應中、得丸六郎五郎良世・其弟得丸孫七・得丸新平等楡井又四郎頼重ヲ百引郷ノ加世田城ニ攻ルニ軍功アリ、良世ハ小原地頭ト為レリ、但馬守カ祖ニ當ルカ』

36〔旧記〕

大隅國始良庄末次五町分事、為給分宛行所也、任先例、

〔國史ニハ末吉トカク、誤ナルヘシ〕

可領知之状如件、

應永十八年十二月廿八日

久豊判

德丸殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二八六四号文書ト同一文書ナルベシ〕

37〔在雜抄〕

大隅國大始良合戰事、致軍忠由、尤神妙、所差遣軍勢也、

弥可抽戰功之状如件、

文和元年十二月廿五日

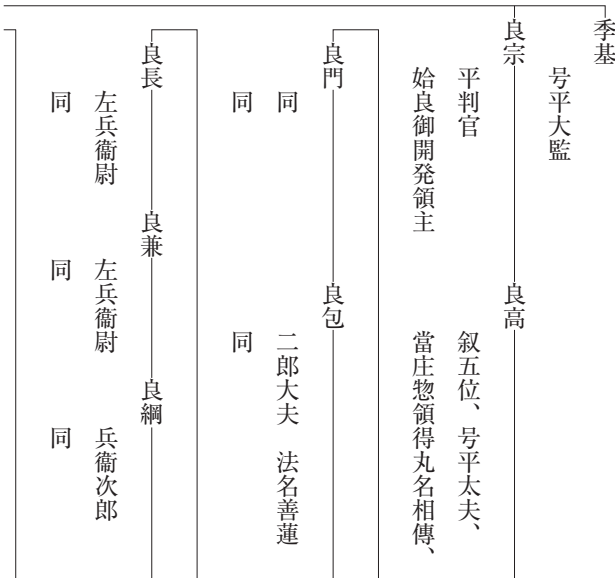
〔氏久（畠山直頭）
修理亮判〕

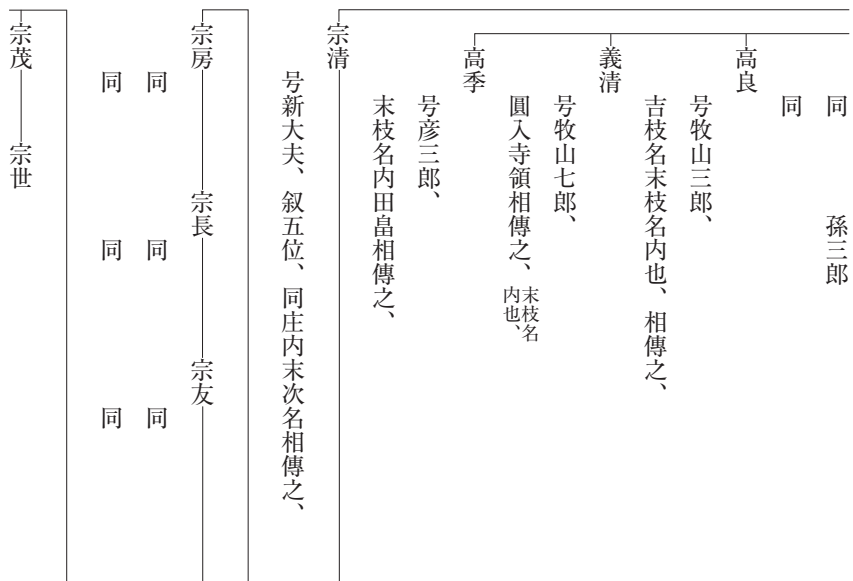
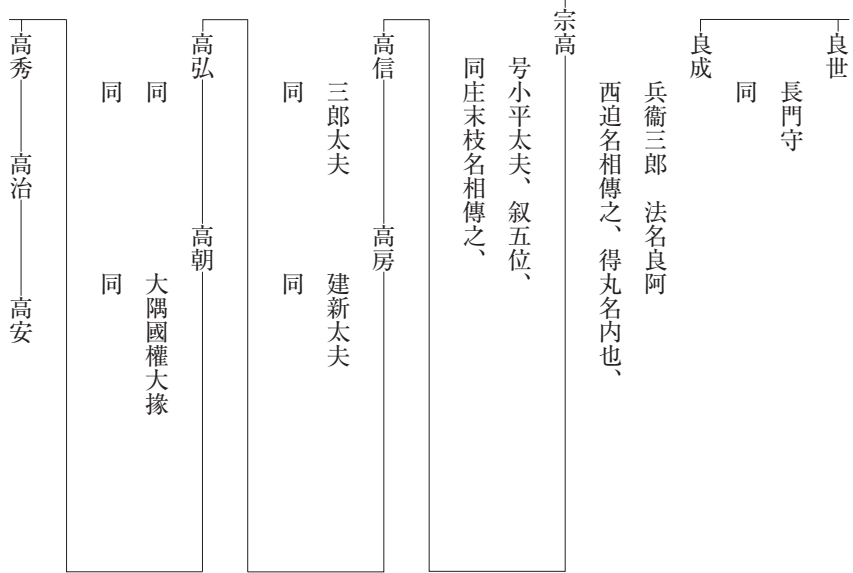
『申良郷小原地頭トアリ、今上小原・下小原ト二村トナレリ』
得丸六郎五郎殿

〔良世〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二四五九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔得丸氏系圖〕





同 号弥二郎、

同

宗基

宗助

右衛門尉

左兵衛尉

末次名内田島少々相傳之、

『右通ミユレハ、觀應中六郎五郎良世モ此一族ニシテ、

應永中但馬守ニ至リ得丸名領セシナルベシ』

以前ヨリ肝付氏專領之、

39「得丸氏文書」

薩摩國谷山郡内十町、大隅國小原村内十町并西俣村内五

町之事、

右、為給分所相計也、早任先例、可領知之状如件、

應永十九年十二月五日

久豊判

得丸殿『但馬守ニアタル』

(本文書ハ、「旧記雜録前編二」八九七号文書ト同一文書ナルベシ)

38「樺山氏藏書」

日向國臼杵院上楯左馬助跡・同國宮崎郡之内戸次丹後守

跡・大隅國始良西俣地頭代官職事、任御下文之旨、可被

領知之状如件、

永享八年八月三日

陸奥守判

(忠國)

樺山美濃守殿

『孝久』

(本文書ハ、「旧記雜録前編二」二一九五号文書ト同一文書ナルベシ)

「地理志」

應永之比、衿寢右馬助清平領之、又幸侃暫領之、○天文

40「雜抄」

大隅國西俣村内楠原五町六段事

右、為給分所相計也、早任先例、可令領知之状如件、

應永十九年十二月五日

久豊判

山下殿

(本文書ハ、「旧記雜録前編二」八九八号文書ト同一文書ナルベシ)

「國史久豊記」

應永廿一年六月二十三日、公使衿寢清平領大隅西俣村、

十八年、公割西俣村之地、以興清平。至是蓋以一村全地與之。廿五日、公許祢寢孫次郎元清以二十町地、曰、俟有闕所、然後授之、元清清平之子也、

〔國史忠國傳〕

永享八年八月三日、公使祢寢直清領始良莊牧山名二十町地、使祢寢右馬助後改山城守重清領始良莊末次名五町地云々、
〔頭注〕重清ハ元清ノ弟ナリ
使榊山美濃守初次郎孝久領日向白杵院宮崎郡・大隅始良西俣地頭代官職云々、

〔纂考〕

大始良城オホアヒシロノ城大始良村 島津忠久守護職以前ハ祢寢五郎太夫義光城主たり、始日向飢肥南郷の郡司にて、後大隅國祢寢院北俣に移り、祢寢を氏とし大始良を兼領す、義光壽永二年北陸道篠原の軍に戦死す、其子祢寢小太郎義明續て領主たり、承襲して其族四に分る、横山・宍目・大始良・濱田と号し、各其領地を以て氏とす、祢寢と同族宍目家譜に、義光長岡右大臣内呂公の後とあり、其後肝属高山の城主肝属八郎兼重大始良を併せ、建
※武年中、其弟五郎九郎兼成を城主とす、祢寢・横山等の一族志を合せ、同郷横山城に據りて恢復を謀る、兼成是

を聞、觀應二年二月、俄に兵を發して横山城を抜く、城將或は戦死し或ハ遁る、宍目其獨竹林に匿れて兼成か飯路を待つ、日暮れ、兼成軍を班て飯る、宍目某其不意を狙ひ撃て終に兼成を殺し、殘兵を集て大始良城を取る、〔頭注〕鹿屋郷一谷城・花岡木谷城參考スヘシ
榊井頼仲此を聞、志布志の兵を引ひ来り忽當城を陥れ、部下の將をして守らしむ、三月廿七日、祢寢清成・祢寢清種清成・清種ハ祢寢清重か後にて守護方に属す又是を抜く、此より又戰爭止時無く、當城其外高隈松尾城・高山弓張城・百引加瀬田の諸城主此に飯し彼に飯して反服定らず、其後榊井頼仲又當城を陥て自らはに據る、文和元年、島津氏久鹿兒島の兵を發して大隅の乱を鎮め、諸城盡く服従し、氏久同郷内城に入る、延文二年、頼仲敗死して氏久又志布志に移る、其後久しく平治せしを、享祿三年、肝付兼興又兵を起して諸城を陥れ、永祿年中肝付兼續に至り兵勢大に振ふ、然りと云へとも兼續死して勢ひ衰へ、肝付左馬助兼道に至り、天正八年、遂に島津氏に属し大隅平均す、

※〔頭注〕

〔名勝考〕

五郎九郎此所ニ居住セシニ、濱田・横山・宍目・大始良四カ

村ノ長守護齡岳公ニ内通シケルニより、五郎九郎大にいきり、即時ニ横山カ居城ニ攻カ、リ合戦ニ及ケルニ、濱田某は戦死し、宍目某は遁れて街道ニ出、路邊ノ林間ニ隠レ居、五郎九郎勝軍シテ歸ケルヲ、馬ヨリ下乗シテ云々」

〔國史貞久傳〕

觀應二年辛卯云々、初肝付兼重使其弟五郎九郎居大始良城、城下郷豪曰濱田氏、曰横山氏、曰宍目氏、曰大始良氏、四族合謀、陰附公室、五郎九郎襲横山城拔之、濱田某戦死、宍目某挺身逃亡、匿於道側竹林中、狙撃五郎九郎殺之、楡井頼仲聞之、引志布志兵至、攻大始良城陷之、志々目正兵衛系圖文書、濱田・横山・宍目・大始良、皆五郎大夫義光之族也、各以其邑為氏、宍目或作志目、或作志々女、義光見第一卷建仁三年注、大始良城名内城、遺墟在大始良郷大始良村、横山城故墟在横山村、使大始良新兵衛・横山彦三郎等守之、三月二十七日、祢寢清成・清増・清種、從畠山直顕、攻大始良城、夏四月三日、拔之、按、四族陰附公室、宍目某殺肝付五郎九郎、於是楡井頼仲引兵取大始良城、使大始良新兵衛・横山彦三郎守之、三月二十七日、祢寢清成等攻大始良城、觀此則四族附公室、宍目某殺肝付五郎九郎、為是歲三月以前之事明矣、而齡岳公旧譜・山田聖采自記、以為齡岳公時事、恐謬、七月二十五日、頼仲家臣細山田三郎・風早十郎・牧瀬源太下大始良城而扼之、肥後次郎左衛門・石堂彦次郎等屯鷹栖城、以為之外

援、祢寢清成・清種等攻鷹栖城、不克、鷹栖、郡村高辻帳作高洲、属鹿屋郷、八月三日、轉戰于始良莊井上城、殺頼仲黨與島津田三位房等數十人、又陷加瀬田小城、又陷高山城、此夜遂陷加瀬田城、井上城遺墟在始良下名村、高山新留村有故城墟、名弓張城、土人相傳、楡井頼仲所扼、四日、復陷大始良城、又陷鷹栖城、

文和元年壬辰十月云々、初祢寢清成取大始良城、事在去年、置兵守之、十二月三日、楡井頼仲夜攻下之、遂扼其城、四日、祢寢清成・清種・清増・三位房清有、從畠山直顕軍奉行野本藤二行秀、圍大始良城、不克、

〔頭注〕鹿屋ニ載スル池端文書ト參考スヘシ、文和三年甲午二月云々、二十五日、又陷大始良城、清成、楡井頼仲於大始良城、見上元年、至是陷之、而頼仲結局不詳、扼後延文二年清増等又攻頼仲於胡麻崎城、蓋自大始良奔胡麻崎、

〔師久傳〕

康曆元年十一月十一日、祢寢久清攻西俣及大始良城、

康曆二年庚申南朝天授六年秋七月十四日、今川了俊使祢寢久清領本邑如故、復使久清權領大隅始良莊、久哲公与今川了俊

絶、抛小松氏文書、冬十月二日、祢寢久清拔鷹栖城、

〔國史元久記〕

應永六年十二月十九日、恕翁公使岸浦勘解由左衛門尉兼居領大始良莊西俣五町、肝付兼俊玄孫、兼基、良村辨濟使職、因以為氏、兼居兼基八世孫、二十七日、使得丸但馬守領始良莊得丸名、

〔肝屬兵庫助秋兼譜中〕

正平六年辛卯、北朝觀應二年、初足利兵衛佐直冬之至九州也、畠

山修理亮直顯等多迎降者、秋兼亦及父舉族附之、以和直

顯、而未幾父兼重歿、叔父五郎亦尋兵死、當是之時、楡

井四郎頼仲據有志布志城、所謂信濃源氏之族也、乃乘其

〔頭注〕高隈城、百引郷加瀬田城、右該郷ニ參照スヘシ、屬郡之甲良郷、

竊侵我肝屬、取大始良城、加世田城、高熊城、今立一郷、即

高隈等、分之戍衆、使其弟又四郎頼重戌加瀬田城、使其

臣岡富三郎次郎及大始良新兵衛入道・横山彦三郎等戌大

始良城、至是三月二十七日、畠山直顯率祢寢彌次郎清種

等攻大始良城、四月四日、拔之、十日、攻頼重於加世田

城云、七月廿五日、頼仲遣其黨風早十郎・細山田三郎

等復取大始良城、據而戍之、薩摩人肥後三郎兵衛尉・石

堂彦次郎等帥兵衆來築鷹栖城、〔肝〕屬郡之鹿屋郷即今高洲、亦為外援、直

顯乃使清種等攻鷹栖城、不拔、頼仲又別遣島津田三位房、

饗庭九郎等屯井上城、在始良、亦援之、八月三日、清種等與之

戰於井上、斬三位房等數人、又陷崩城、未考、夜陷加瀬田城、

四日、復攻大始良・鷹栖河城、皆陷之、十二日、直顯帥

兵、攻頼仲於志布志城、明日、拔之、云云、

〔肝付秋兼譜中〕

〔頭注〕當觀應三年、正平七年壬辰七月二十四日、畠山直顯及子民部太輔重隆

以日隅寄郡兵為直冬詢地大隅、大隅巨族稅所介等多應之者、

秋兼亦以其族屬之云々、略ス、十二月三日、楡井頼仲將

薩兵、襲大始良城取之、四日、直顯使野本藤二行秀率禰

寢道種即此清種等圍大始良城、曠日不拔、十九日、頼仲乃圍

國見城、遺墟今在小根占麻舎、丑方二十三町川北村、戰、〔頭注〕大手、二十一日、戰于搦手、

二十三日、復攻大手、轉向搦手、戰于野顯、

〔小根占池端氏藏書〕

大隅國祢寢弥次郎清種謹恐々言上

※自最初為御方、自未建武三年迄于今、奉屬御手、隅州・

日州・薩州所々合戰、度々被疵訖、隨而軍忠之次第、先日預御注進訖、就中、未三月廿七日、賴仲与黨人大始良

「ウラニ
アリ」(花押)

新兵衛入道々心・横山彦三郎・賴仲若黨岡富三郎次郎入

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三六号文書ト同一文書ナルベシ)

道以下凶徒等楯籠押寄當院大始良城致合戰、同四月四日、

※(頭注)

令退治彼城訖、将又、同十日、賴仲舍弟文四郎賴重楯籠

「地理纂考・地理志其他ノ諸説此池端氏文書ニ参考シテ確証ヲ

押寄當國肝付郡加世田城、連日致合戰之處、同國鹿屋院

トルヘシ」

高熊凶徒等楯籠之間、同七月十日、押寄彼城、同十二日、

攻落之訖、爰同廿五日夜、賴仲与黨人風早十郎・細山田

42「載肝付氏譜中」

三郎以下凶徒等忍入大始良城、引會薩州石堂彦次郎入道、

大隅國祢寢五郎入道々惠子息又五郎清増謹恐々言上

肥後三郎兵衛尉以下凶徒等、引卒大勢、當院鷹栖構城堀

自最初為御方、自去建武三年迄于奉屬御手、隅州・日州、

之間、押寄彼城致合戰之刻、今月三日、賴仲与黨人鳴津

薩州所々合戰、致軍忠訖、就中、去三月廿七日、楡井四

田三位房・饗庭九郎以下之輩、率大勢、同國始良庄井上

郎賴仲▽[○]与黨人大始良新兵衛入道々心・同横山彦三郎・賴

寄来、取向城之間、即時馳向、三位房以下凶徒等討取之、

仲△扶持人岡富三郎次郎入道以下之凶徒等楯籠押寄當院

同日、押寄崩城攻落之、同夜、押寄加世田城令退治訖、

大始良城致合戰、同四月四日、攻落之訖、将又、同十日、

又同四日、押寄大始良・鷹栖城致合戰、凶徒等數輩討取

賴仲舍弟又四郎賴重楯籠押寄同國肝付郡加世田城、致合

之令退治訖、仍同十二日、賴仲楯籠日向國志布志御発向

戰之刻、凶徒等同國鹿屋院高熊楯籠之間、去七月十一日、

之間、御共仕、押寄彼城、同十三日、令退治訖、以此旨、

押寄彼城、同十二日、令退治訖、次同廿五日夜、賴仲若

可有御披露候、恐惶謹言、

黨風早十郎・牧瀬源太以下數十人大始良城忍入之間、押

觀應貳年八月 日

建部清種

寄彼城致合戰之處、今月三日、賴仲与黨人島津田三位房、

饗庭九郎以下數百人凶徒、始良庄井上寄來、取向城之間、

即時馳向、令散々太刀打合戰、三位房以下凶徒數十人討

取之訖、又同日、大始良城合戰、親類六郎次郎被疵訖、

隨而同日崩城攻落之訖、又同夜、賴重楯籠加世田城同前

同四日、賴仲与黨人薩州石堂彦次郎入道子息肥後三郎兵

衛尉以下之凶徒等楯籠押寄大始良城・鷹栖城致合戰、凶

徒等數輩討取之訖、又同十二日、賴仲楯籠日向國志布志

城御発向之間、押寄彼城、同十三日、令退治訖、然早預

御一見狀、為備後證、粗恐々言上如件、

觀應二年八月 日 建部清増

承了判

(本文書ハ「日記雜錄前編」二二三六七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔肝付兼氏譜中〕

正平十六年二月、初大始良有四豪族、陰附公室、由此公

拔大始良城及末次城等、而公親居大始良城、遷山田諸三

郎後加賀守忠經於末次城、本田信濃守重親於西俣城、令以事

之云、

〔地理志〕

西俣城 肝付家ヨリ御手裡ニ入候時、久豊公ヨリ祢寢氏

※ニ賜之、又牧山名モ忠國公ヨリ賜之、○應永比、祢寢清

平領之、○氏久公御責取、本田信濃守重親ニ賜、○天正④文

元年十二月廿一日、肝付氏責取之、

※(頭注)

〔清平ハ應永廿四年川辺城戰死ナリ〕

〔肝付譜中兼續傳ニ

天文元年十二月、及父兼興起兵伐祢寢氏、二十八日、攻西俣

城取之云々〕

天正元年癸酉三月十日、欲討於肝付兼續之凶徒、義久公(亮カ)

在指宿城、〔輒〕而遠進薩隅二州之軍勢祢寢郷、議謀而後、

同十四日、公之兵進而至肝付之封疆、于時春雨無晴間

不得戰、高洲浦多得漁父之船、同十八日、衆兵進而至西

俣村處、凶徒出向拒之、右馬頭征久從隅州進兵、其勢如

疾風、圖書頭忠長ハ從薩州南方之軍、川上上野守信久・

樺山兵部太輔規久・上原長門守尚近・肝付彈正忠兼寬・

野村兵部少輔・鎌田外記等大力戰、以破之、故敵破軍而多得首級者也、祢寢重長在我陳中揚凱歌、既而重長詣指宿而謁公、又從公候鹿兒島、遊響賜者數日也、

〔古戰場由緒記〕

西侯城 氏久公大始良城同時御責取被遊、本田信濃守重親ニ被下之候、

〔康安二年ノコト也〕

〔地理志〕

末次城 上古末次氏住城ト云、氏久公^④御代△末次六郎入道守之、○氏久公當城御責取被成、山田加賀守忠經ヲ被召置候、

内城 當城ハ楡井頼仲居住ニ而、後氏久公御在城也、
○凶徒肝付八郎兼重之弟肝付五郎九郎致居住候処、同所濱田・横山・宍目・大始良四ヶ村之長氏久公江御内通仕候儀五郎九郎聞付、横山城ヲ責候、濱田氏ハ遂戦死、宍目氏ハ漸遁出候テ路邊ノ林間へ隠居、五郎九郎勝軍ニ而

致油断候処ヲ、宍目某五郎九郎ヲ馬ヨリ下ニ切落討取候、

〔戰場由緒記ニミユ〕「康安元年也」

○氏久公大始良城御陷被成候、次ニ同所末次城御責落被成候、此時當所市場ニ而御合戦有之候、右市場ハ當時士小路ノ上東二三丁余ノ畠ニテ御座候、古来町屋ヲ市場ト唱申候、

○天正十六年、奉高命、堀孫右衛門尉某去於日州福島移大始良城、警衛四年也、

○元久公御在城、後移鹿兒島清水城、

茶臼ヶ城
本田ヶ城

志々目村 忠國公御代、志々目藤藏領之、
福昌寺奉加帳、志々目藤原義豊・大始良藤原貴義・濱田藤原義藤ト見ユ、

〔肝付氏略傳〕

天文十三年十二月廿六日、兼續禰寢を伐つ、廿八日、西
 俣及び野里を取る、晦日、大崎を取る、十五年二月六日、
 大始良城を取る、七月十三日、蓬原城を攻む、城主救仁
 郷藏人介頼世其居城をもて兼續ニ降る、
 『大野出羽守源加之カ地頭タリ、既ニシテ又伊集院筑前守久利地頭タリ』
兼續語ニヘタリ
以岸良藏入佐兼直為地頭

〔本田重親譜中〕

〔頭注〕西俣城ノコト

康安始、氏久公陷大始良為居城、同二年壬寅七月十八日、
 攻取西俣城、以七十五町賜重親、

43 〔正文家藏〕

西俣村地頭分半分代官職事、注文別 紙有之、任先例、可致沙汰

之状如件、

康安二年七月十八日

氏久判

本田小太郎殿

〔重親幼名、後称信濃守〕

〔本文書ハ一旧記雜録前編二一〇六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史貞久傳〕

康安元年云々、是歲、齡岳公陷大始良城及末次城、拠齡岳 公旧譜

齡岳公陷大始良城・末次城、旧譜無年、二城并在隅州、而山田豊采日記、
 載定山公貞治二年申状云、前此二年、舍弟某与敵軍戰於隅州、至今未止、

蓋謂攻二城、而貞治二年歲在癸卯、前此二年歲在辛丑、即是年也、故置
 於此、然旧譜言陷二城、申状言戰於隅州、至今未止、頗不合、豈既陷二
 城、又擊其餘寇者乎、闕疑俟考、楡井頼仲攻肝付氏黨於大始良城下之、
 使其黨大始良新兵衛、横山彦三郎守之、觀應二年四月、畠山直頭黨下之、
 七月、頼仲黨細山田三郎等復下之、八月、直頭黨復下之、文和元年十二
 月、頼仲黨復下之、三年二月、直頭黨復下之、皆見于上、以是觀之、則
 是時拠大始良城者、蓋畠山直頭、使島津忠経居末次城、使本田
 信濃守重親居西俣、其後自鹿兒島徙大始良、又徙志布志、
三州地圖、西俣村在 大始良村、相去不遠、重親貞親之後世也、
●東

〔全師久傳〕

康曆元年己未冬十一月十一日、祢寢久清攻西俣及大始良
 城、

〔古戰場由緒記〕

末次城 氏久公當城御責取被成、山田加賀守忠経を被召
 置候、

氏久公大始良城を御陷被成、次ニ同所末次城を御責落被
 成候、此時當所市場ニ而御合戦有之候、右市場ハ當時土
 小路之上東式三町餘之畠ニ而御座候、古來町屋之儀を市
 場と唱申候、左候而、氏久公大始良城ニ被遊御在城候、

〔地理志〕

應永ノ比、祢寢右馬助清平領之、○天文十五年二月二日ヨリ肝付河内守兼續領之、永祿年間ニ至リ、其子左馬頭良兼迄領之、

〔島津氏久傳〕

被補大隅國守職、(護脱カ)在城薩州鹿兒島、後移大始良、又移日

州志布志、

〔全元久傳〕

貞治二年癸卯、誕生大始良、母伊集院忠國女、

〔聖榮自記〕

元久公御誕生所、大祢寢院大始良村内城云々、

〔國史〕

天正五年丁丑春二月、以下大隅野里名中島門為南林寺領、

始良郷今、
有野里村、

〔國史繼豊傳〕

享保九年六月十五日、公封久儔於木谷村、増以大始良郷野里村公田八百石地、自某至某、其田皆以私田易之、集成一邑、於是五千石、在邑中者若干、久儔請名其邑曰花岡、許之、

〔地頭系圖〕

大始良

岸良藏人佐兼直 永祿二年三月十六日岩殿大明神棟札ニアリ、

同四郎次郎兼興 全ニアリ、

伊集院刑部少輔久光 天正末比地頭、幸侃領ノ時也、

鮫島筑右衛門 自家ノ家状ニアリ、

鮫島幸左衛門 寛永元年九月九日ヨリ、

村田太右衛門秀経

桂鞞負久常入道恕休 後太郎兵衛 久澄 横目頭、寛文四辰十一月、

諏訪杢右衛門兼利

鎌田太郎右衛門政榮 初大炊助 寛文五年二月二日ヨリ定、

平田民部左衛門宗門 寛文七年二月三日ヨリ定、

野津弥五右衛門 寛文十二年七月七日ヨリ定、

長谷場伊角純眼 延寶五年巳十月朔日ヨリ、

吉田六郎右衛門清兼

傳右衛門清方子、始大藏 後右
衛門次郎 御納戸奉行也 元祿
五十七年十一月二十日ヨリ、

弟子丸与次右衛門弘之

初主殿 八右衛門 御御目付 御用人
寶永二年西十月三日ヨリ、

〔地理纂考〕

岩戸神社 大始
良村

奉祀二座 大己貴命 天日別命

創建の年月傳ハらず、彼御在所山の洞中なる縦横二間許の大岩の傍に社殿ありて、神躰ハ大きな巖なり、往古より痘瘡モカサの神と仰きて參詣常に絶す、流行の時は殊に遠近より夥し、毎年十一月午の日と九月十九日とを祭日とす、當郷の總社也、

岩戸神社拜殿 同村にあり、岩戸神社ハ人家より二十余町隔り、殊に其路險難にして參詣に便り宜ヨからざるに因り、遙拜の為に建立すと云ふ、棟札に、永祿二年願主鳥越刑部左衛門藤原岩吉建立とあり、岩吉ハ肝屬氏家臣なり、

八幡神社 大始
良村

奉祀三座 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后

文和元年、島津氏久忠久よ六代大隅・日向の乱を鎮シメむか為に鹿兒島東福寺城を發して當郷内城に移る、既にして貞治三年、嫡男島津元久誕生す、則生土神ウツスに當社を建立して、黄金の鏡を神躰とし、背に新八幡宮氏久と記したりといふ、今其神鏡なし、祭日九月九日・十月十五日なり、

御在所山 ゴサイシヨヤマ
良村 大始

大根占郷の内に觀音松と唱ふる高き岡あり、其よりなほ登る事五町許にして御在所山の冢ツツキに至る、此山の八分目に大なる巖石直立して、其高六丈余、周圍十間余なり、此山下に巖洞ありて中に大岩あり、巖上縦横二間許、自然に平坦にして十五六人を座せしむへし、此山を御在所といふハ山下に岩戸の神社あるに因れるなり、

〔纂考〕

萩塚原 ハキヅカ
良村 大始

朝鮮人歸化の後裔家部八十軒、男女三百五十一人、慶應三年寅十一月鹿屋笠野原より此地に移して一村を成せり、容貌・家業笠野原に異ならず、

〔纂考〕

物産

五穀 蕃薯カワイモ 此種多しといへとも格別異なるハあらざるを、此一種大きに異なり、其色大白にして、七月始より根を取る、味甚甘美にして栗の如し、俗に八里半と云ふ、今半里を加ふれハ即ち栗なり、鹿屋郷高洲浦より積出して遍く鹿兒島に響く、故に高洲芋タカスウマの名を得たれと、實ハ當郷の産なり、他所に移し植れば變ず、

藥品 柴胡サイコ 芍藥シヤクヤク

樹木 樟クス 櫛カシ 鈎栗イイチ

走獸 野猪 鹿

鱗介 鮪シビ 幸魚タコ 烏賊イカ
(◎章)

〔地理課川調帳〕

一 濱田川單流

水源○坂元ヨリ濱田村ヲ通五分、同所海エ流入、

濱田村

一大始良川

通ニ係ル村方 濱田村 獅子目村 南村 西俣村

川南村

水源大始良濱田村ノ内○福留 小谷川三ツ、大始良○横尾越 ○寺菌、獅子目村○市場川 ○餅原 ○伊敷、南村ノ内○大塚 ●小塚 ○胞衣塚 ○楠原、●高野 ●岩戸 ●二俣越山ヨリ谷川十二、西俣村ニ於テ大始良川通エ流入テ、●地崎ヲ通、 ○野元川 ○上水野川トニ合シテ、鹿屋川下名村境田ニ至里程二里二分五厘、鹿屋川通エ入、

肝屬郡「地理志」

大始良

一大始良者旧肝付之領地也、一節楡井頼仲押領、頼仲没落之後 氏久公御在城、其後栋寢家より領之、天文十五年丙午二月二日、肝付河内守省鈞領之、右之事肝付家古系圖兼續譜之内ニ有之、永祿年間者隱居省鈞法印、當主左馬頭良兼也、地頭者氏族岸良藏人佐伴兼直也、右之事、永祿二年己未三月十六日岩殿大明神之棟札有之、

一 岩殿大明神

夫社壇造営者、天長地久、御願圓滿、殊者大檀越伴

家棟梁前河内守兼續公今隱居法印省釣・同當主君左

馬頭良兼・同滿壽磨息災延命、身心堅固、子孫繁昌、

武運長久、勝軍如意、其外略、

造営之主當地頭岸良藏人佐兼直・同四郎次郎兼興并

助成溜索願望恙成就而、永祿二年己未三月十六日、

遷宮師法印尊瑜、

一歲貫大明神

右由緒不知、

夫社壇造営之意趣者、當地頭伴家末裔肝付伴左衛門

先年永祿辛酉比於廻籠城、供奉立願所令造営也、然

者、天長地久、御願圓滿、庄園泰平、五穀成就、殊

者伴家棟梁左馬頭良兼・親父前河内守兼續・息男伊

勢動殿御息災延命、身心堅固、子孫繁昌、福祿增長、

武運長久、領内安全、諸人快樂、兼又當願主兼心并

親父壹岐守兼末家内安全、富貴自在、心中所求如意

満足、子々孫々吉利成吉祥、惣而與力助成信男信女、

貴賤都鄙、各一々所願皆令満足、敬白、

當願主肝付伴左衛門尉

永祿九年丙寅三月二日

兼心敬白

大工志摩尉

鍛冶前原孫七兵衛

一内城

右、楡井頼仲居城、後 氏久公御在城、通路筋より

麓小路假屋之方江通る左也、

一末次城

右城者、麓小路より右之方内城より大概西之方江當

る、

一新八幡宮

右、内城より南之方三四町茂可有之欵、高所也、

元久公御誕生之地也、其跡ニ 氏久公より右八幡宮

御建立被成、御神鉢金之鏡ニ 氏久与有之候、

一龍翔寺

右、開山玉山和尚也、致入唐帰朝之時、濱田村江岸

船ニ而草庵を結び被居、其名吞海庵与號、夫より間

茂なく龍翔寺造立、其後大慈寺造立、二代剛中和尚

氏久公御帰依僧ニ而御引導被任、 氏久公御姫様

尼ニ御成、當寺之住職被成、 氏久公并御前・御姫

様御石塔石垣之内一所ニ有之、中ハ 氏久公、左脇

御前、右脇御姫、

一茶臼ヶ城

右、西俣村庄屋役所より南之方、

一本田ヶ城

右、西俣村庄屋役所之上、

一古戦場

右、麓小路并内城より東之方也、

地理志

大始良

元久公貞治二年癸卯誕生大始良、母伊集院長門守忠國

入道道忍女、

聖采自記、元久御誕生所大祢寢院大始良村内城、氏神

岩殿八幡、御袋伊集院大隅守息女とあり、

〔纂考〕

花岡郷享保九年、大始良郷、の内を割て一郷とす、

鹿兒島東南八里、東鹿屋に界ひ、南大始良に隣り、西海

に臨ミ、北新城に接す、周廻四里三十四町四拾間、村落

木谷村、惣人員二千八百四十五人、惣戸數七百五、

二白水村

〔地理志〕

當郷八元来大始良ノ内ニ而、号木谷村、從繼豊公御判物

ヲ以島津周防久儔一所ノ地ニ賜フ、

44

大隅國大始良ノ内木谷村者、為其方知行之処、今度一
所之地申付候条、至子孫全可令領知之状如件、

享保九年六月十五日

島津周防殿

〔本文書ハ「旧記雜錄追録三」一六七一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔繼豊〕
花押

木谷城 〔壬辰也、誤也〕 觀應三年甲午二月廿四日、祢寢右馬助清有發軍、

楡井遠江守頼仲与黨所據拔於下大隅木谷城、
〔文和三年當レリ〕

〔旧史官調抄〕

一花岡 宝永四年亥九月廿六日、高五千石被下之、島津

周防殿家御取立、享保九年六月十五日、一所之地木谷村を花岡与號被下之、

45「島津氏久譜中」

〔朱書キ〕奉行杉原左近大夫、[▽]殿 大隅殿御注進、[△]尊氏將軍家脚力御中間彦四郎持上云々

〔國史〕

文和二年癸巳〔南朝正平八年〕秋七月十日、楡井賴仲率薩摩凶徒築下大隅木谷城、〔花岡郷有木谷村、〕

〔國史繼豐傳〕

享保九年六月十五日、公封久儔於木谷村、増以大始良郷野里村公田八百石地、自某至某、其田皆以私田易之、集成一邑、於是五千石、在邑中者若干、久儔請名其邑曰花岡、許之、

〔肝付秋兼譜中〕

正平八年癸巳〔北朝文和二年〕七月十二日、楡井四郎賴仲・其弟又四郎賴重以薩州兵築木谷城、置兵戍之、○初齡岳公自將伐我黨於隅州、畠山直顯既募州兵、多附直冬、鮮附公者、於是十月二十六日、復上幕府書、請之賞罰、以裝戰士、

注進 大隅國凶徒等之事

抑畠山修理亮直頭、為佐殿御方、引卒日州逆徒等、去年七月廿四日、打入大隅國之段、度々注進言上仕候畢、仍

隅州凶徒等交名注文一通進覽之、將又捨所領、於御方屬之氏久之乎、連々致合戰之輩交名注文一通、令進上候、

彼凶徒等為退治馳向候、被成下御教書候者、彌可致忠節候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和二年十月廿六日 左衛門尉氏久上

進上 御奉行所

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編二」二四九七号文書ト同一文書ナルベシ〕

46「全」

大隅國於御方致軍忠之輩交名注文〔可被成下御感入數之事〕

平山左京亮 加治木中務入道

池袋弥五郎〔孫イ〕 同弥六

木房太郎 同三郎二郎

築瀬左衛門太郎

小田次郎

同平四郎

別府次郎兵衛尉

菱刈平良彦太郎一族

同重富藤平今者死去跡輩「イ打死」

牧右衛門次郎入道

栗野郡司

鎌田藤内兵衛尉

床并宮内左衛門尉

右、注進如件、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四九八号文書トホボ同文ナルベシ〕

平山因幡前司入道一族正八幡宮先社務

彌勤寺執當房道慶（マ）

同舍弟九郎左衛門尉

同舍弟十郎三郎

〔調所彦三郎敦恒ノコトヲサス〕
正八幡宮神官所司分

杉五郎

東郷藤左衛門入道

同荒瀬九郎

吉田左近藏人清忠但清忠參于御方云々

右、注進如件、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四九九号文書ト同一文書ナルベシ〕

47〔全〕

大隅國佐殿御方凶徒等交名注文

税所介一族

加治木彦次郎一族

禰寢郡司一族

修理所弥太郎一族

姫木郡司一族

羽月孫太郎一族

小川郡司一族

蒲生彦太郎一族

小濱十郎一族

敷根村預所

廻村預所

肝付八郎兼重今者死去跡輩一族

末次六郎入道今者死去跡輩同一族

溝邊孫太郎一族

野邊孫七盛忠今者死去跡輩同一族

48〔全〕

〔朱カキ奉行秋原左近太夫^①殿 大隅殿御請文[△]〕

去七月九日、同廿七日、兩度御教書今月十日到来、謹拜

見仕候畢、抑隅州凶徒蜂起之事、^②同被仰下之旨、急速可

廻退治之術候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和二年十月廿六日

左衛門尉氏久請文

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五〇〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

49〔小根占池端氏藏書〕

〔本文書ハ二七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

大隅國祢寢弥次郎入道々種言上状同文略ス、

50「載于南山巡狩録追加」

案文

就宅万城没落事、薩州凶徒等馳集市来院伊作田城、可寄
来當所碇山城之由、相巧候之間、差向所々通路、致合戰
用意候之刻、畠山匠作以下逆徒等、當可打入日向國真幸
院并大隅國下大隅郡之由、其聞得候之間、當國賊徒等依
相待、直踰打立時分候欵、引埦面々城墪候訖、随而寄来
真幸院候者、定孫三郎殿可有御発向候之間、其時分者、
早々馳參可致合戰候、急打入下大隅郡候者、可致後攻之
間、可預御合力之由、令申彼御方候畢、如此凶徒等令蜂
起候之由、難儀至極候、所詮、洪谷一族并地頭御家人等、
師久相共致合戰之忠節者、可有抽賞之旨、被成下御教書
候之者、可宜候、仍御方之仁等交名注文別紙有之令進覽、以
此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年六月廿日

左衛門少尉師久上

進上 御奉行所

(本文書ハ、旧記雜録前編一二五二八号文書下同) 文書ナルベシ)

「右ノ文中下大隅トハ木谷城ニ當レリ、且當時ノ事情參
照ニ供ス、今花岡郷ニ木谷村アリ、尚實地ヲ探討スヘ
シ」

「旧邑主島津氏系圖」

島津正統綱貴公二男

久徳

初忠英 久通 久陳 又八郎 周防

元禄十三年七月三日、給采地五千石判物、

享保十年、賜花岡、
「九年六月十五日」
「々々々」

久章

後久品 周防 大學

久敦

千次郎 播戸 駿河

久宝

左門

久謀

美濃 主鈴

久明

村森織之助

久寛

吉次郎 和泉 大學 遠江 若狭

久誠

〔國史〕

文和二年七月十日、楡井頼仲率薩广凶徒築下大隅木谷城、
花岡郷有木谷村、

文和三年二月云々、楡井頼仲之黨與南方凶徒、據鹿屋院
一谷城、二十二日、祢寢清有・清種・清増等夜攻之、二
十四日、陷之、又攻木谷城拔之、楡井頼仲築木谷城、在前年、二十五日、
又陷大始良城、

〔地理纂考〕

當座神社木谷村

奉祀一坐 瓊々杵尊 例祭九月九日

創建の年月詳ならず、皇孫尊高千穗宮より笠沙岬に巡幸
の御時駐蹕の跡なるに因り、當座神社と称奉るよし傳稱

せり、

〔名勝考〕

正一位當坐大明神木谷村 例祭九月九日 府南海上八里

奉祀瓊々杵尊

享保十一年丙午八月十一日正一位を奉授らるの旨旨あり、
この處は皇孫瓊々杵尊高千穗峯に降臨の後南巡し玉ひて
茲に駐蹕し玉ふに因て、當坐大明神と崇め奉るとて、社
の未申方四十餘間にある古松を霧島松と號け、皇孫影向
の址といひ傳ふ、又社の西方に小池あり、御手洗池と呼
り、この流懸泉と成て白龍瀧と號く、其流十餘尋、此す
ゑ井手の瀬川に至り古江浦に出る也、

〔纂考〕

古江浦木谷村 志布志・肝付等より鹿兒島へ往来の舟場なり、

類字名所集に、古江浦いまた其所を考へすと見え、又懷
中鈔に 我為につらき心ハ大隅の恨むとたにもおもほへ
なくにとよめるハ此浦なるよし云り、其據を知らず、

〔名勝考〕

古江浦フルエノウラで、懷中鈔フナトシ類字名所集・歌枕等に古郷浦末考其所とあるハ是に古江浦フルエノウラも是なるへし、この古江浦ハ東に層巒シラカネ矗タツ立ツつ、き、松杉叢灌マツノキノコりて、白龍瀧ハクリウテン其杪末シヤウマツを洗スひ、西は薩摩の海路ウミヂ遙トホシに黛スズメ引ヒて、夕日の影ユフヒノカゲに錦ニシキを晒ヒし、下大隅シモオホソノに漕渡ソウワタせるおほちこの舟フネとも貫スも賤セも出入イデる人ヒトめノ繁シガき浦曲なるのミならず、こノに鶴鳴ツルナリの松マツとて老木オキの名ナたル、るか遣ツりつツ、鶴ツルの毛衣ケモノ千チとせふる江カハの縁ヘリにシにたくへて世ヨには顯ハるへし、

續古今集

相模

万代マンダイのかけをならへて鶴ツルのすむ古江フルエノウラの浦ウラハ松マツそ木高キタカき

懷中鈔フナトシ名寄ナヨシにも載たり、

我ワたレたレにツらキこ、ろハ大隅オホソノのうらみんとたにおもほへなく

寛延二年カンエンニニの春ハル、大隅國オホソノクニ古江フルエノウラの浦ウラへ旅泊リヤクせしに、雨アメの降フ

けれハ

釈古月

春雨コウフウのふる江カハの浦ウラハ波ナミもなし治ナれるよのしるしとそきく

此古江濱フルエノウラ邊ヘに神石カミイシあり、六月晦ムツロクノクハ日夏越ヒナツコの祭マツリの時トキ、當坐トウザ

大明神オホミヤコの社内シヤチノウチより王面オウメンと鉦シメとを捧タテマ出して此石上カミイシノウヘに來キり、

神位カミイを設テけ祭マツリ祀ヒの式シキあり、當坐トウザの宮ミヤの濱下ヘリノシタりといふ、

皇孫ミコ是コノより笠狭カサノサ之御崎ノミサキに行幸ユキヨクの故事コトを傳ツへしなるへし、

王面オウメンは猿田彦サマタヒコ神カミの假面カクシなり、

〔勝景百圖考〕

古江浦フルエノウラ 大隅國オホソノクニ肝屬郡カノノクニ古江村フルエノウラの浦曲ウラマヅリにして、西ニシハ薩摩サツマの海路ウミヂ遙トホシに翠黛スズメを引き、東ヒトハ層巒シラカネの連延ツラナリたるに白龍ハクリウの飛泉トビイ天アマに躍ハり、雨アメを下シして松杉マツノキの杪末シヤウマツを洗スひ、煙霞エンカの錦繡ニシキを晒ヒせり、

〔纂考〕

白龍瀑布ハクリウバフ村ムラ木谷キタニ 古江浦フルエノウラにあり、水源ミナトハ御手洗池ミテシヤイにて二段ニに

落オつ、上段ウヘノイダハ一條ヒトスヂにして、高一尋ヒトスヂ余ヨリり、潤三間許ツルミヤマ、下段シタノイダハ二條フタスヂに分ワれて落オつ、高二十余尋タカニジュウニ也、實マコトに双龍フタリウに似ニて佳トク

景愛カミイすへし、

〔纂考〕

霧島松キリノマツ村ムラ木谷キタニ (當座神社トウザノカミヤ) 神社カミヤより未申方ミモシラ四十間許シヨウシヤウにあり、土人霧島

松マツといふ、幾千年キチンネンを歴シとも知るへからず、相傳アイハヒえて皇

孫尊ミコノミの御影向ミカゲムカの址シなりと云ふ、

御手洗池ミテシヤイ村ムラ木谷キタニ (當座神社トウザノカミヤ) 神社カミヤの西南シウナン二十余間ニジュウニにあり、清水池シメヅの底

より湧出フウデす、末流シノヘを白龍瀑布ハクリウバフと云ふ、高二十余尋タカニジュウニ也、古

江浦の海に入る、神社より坂を下る事半里許にして古江浦也、毎年六月晦日、夏越祭ナツコシマツリに神輿臨幸ありて祭祀の式あり、是を濱下りといふ、玉タマひ、夫より國クニ覽ミしつ、東に行去玉ふ、

路次を考るに、霧島より先都城安永の地に下り、是より平地連にて同じ郷なる高城に渡御し玉ひ、其より穗北に至り、秋月の高鍋、同じ都農、是より耳津・細島に至り、島浦に出て、延岡領高千保山に至り玉ひしなるへし、霧島嶽より延岡領の臼杵郡千穂郷迄ハ路程五十四五里なるへし、さて此に至りてハ豊後の界にて、祖母嶽ハハと竹の節タケノノを経て都農に出玉ひ、に、又更に▽南に△轉て延岡、島浦、細島、耳津を経て都農に至り、今の花岡郷より内海を渡りて笠狭之御崎カサノミにハ戻し玉ひしなるへし云々、始霧島嶽に天降玉ひて、寛國キョク經過玉ハひには、霧島の頂よりハ東の方に路々しき處ハありて、西の方ハ今たに山谷ヤノのミ連て、行幸し玉ふへき平地なけれは、是必ず上にいへるか如く、最初霧島嶽よりして東の方延岡の地まで巡狩し玉ひ、又引回して南巡し、笠狭之御崎まで國處を臨觀玉ひし事ハ知らるへしと云り、此説余りに委しきに過たれと、序に挙るなり、

國司山ヤマ木キ谷ヤ 古江浦より東一里許にて叢林也、里俗相傳へて往古の國司の墓所なりと云ふ、事實傳ハらす、又此所より西の方一里許の所に地を堀れハ鎧・太刀或ハ鏃等の類ひ出つ、城郭戰場等の址アトなるへし、此地堅く不浄を禁すと云ふ、

- 藥品 枳殼キコク 柴胡サイコ 芍藥ショヤク 茯苓フクレク
- 物産

- 鱸介シヒ 鮪ササギ 松魚カッパ 吉鬣ツヒ 方頭魚クハズナ 金線魚イシヒョリ 龍鰻イセヒ 烏賊魚イカ
- 章魚タコ

〔地理課川調帳〕

- 幹流 一 小島川 木谷村

- 水源新城○水ヶ迫南 ヨリ二川流合、里程八分白崩南小島海工入、

地理志

花岡享保九年六月十五日、繼豊 公嶋津周防久備賜一所之地、

享保十年乙巳七月廿六日、新外城ニ成、觀應三年甲午二月廿四日、衞寢右馬助清有發於軍、楡井遠江守頼仲与黨所據拔於下大隅木谷城、

〔纂考〕

高隈郷タカケマ 當郷往古ハ鹿屋、院に屬せしとぞ、

自鹿兒島東 在海上十三里、當郷卯辰方八日向諸縣郡大崎に

界ひ、巳午方串良・鹿屋に接し、戌亥方百引郷に分界す、
周廻九里十六町拾一間、村落二上高隈村、二下高隈村、惣人員二千四十
七人、惣戸數四百七十一、

〔田代氏以久傳〕

〔頭注〕延文二年ニ當ル

正平十二年丁酉四月二十日、齡岳公賜次郎後肥前守、或稱新左衛門尉書、

授串良院辨分半分上及立小野村・鹿屋院高隈村辨分、為
兵糧料令以領之、益立軍功焉、

⁵¹〔田代氏藏〕

大隅國串良院弁分上条・同立小野村并鹿屋院内高隈村弁
分事、為兵糧料所々宛行也、任先例、令知行之、可被抽
軍功之状如件、

正平十二年四月廿日

左衛門尉〔ウラ判〕（花押）

田代次郎殿〔以久也〕

〔本文書ハ一田記雜録前編二二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史貞久傳〕

觀應二年辛卯南朝正平六年秋七月十一日、池端平左衛門祢寢清成・
文書作十日

清増・清種攻楡井頼仲黨與於鹿屋院高隈城、明日拔
之、郡村高辻嶽、高隈村属肝付郡串良郷、今建為高隈郷、而分其地為二村、
曰上高隈、曰下高隈、上高隈村有古城墟、名白石、
◎松尾城△云々、

〔纂考〕

松尾城上高隈村當邑ハ肝属氏世々の領地なりしを、觀應二年、

志布志の城主楡井頼仲當城を抜き居城とせしを、同年七
月十一日、島津氏久是を抜き、家臣田代肥前以久を城主
とす、永祿中に至り、肝属河内兼續又當城を陥れ、再び
肝属氏に復す、肝属氏降伏の後、島津氏の臣伊集院右衛
門忠棟是を領せしを、文祿四年六月廿九日、豊臣太閤命
して串良邑岩廣村・細山田村及び當郷合て三千余石を細
川幽齋所領とす、ざるを島津義弘征韓の軍功に因て、慶
長四年正月出水郷と同時に復封ありて、其年十二月、家
臣敷根中務立頼を地頭とす、城西の山下に立頼宅地の跡
ありて石垣イシヅキ残れり、

〔地理志〕

氏久公御代、田代肥前守以久領之、祢寢院主野上田伊与坊時盛、
二男田代二郎兼盛三代ナリ、
享祿三年霜月、新納近江守忠勝領之、

〔旧記〕

文明六年甲午八月云々、高岳仁若狭介アリ、
〔鹿屋若狭介兼資〕

〔鹿屋氏系圖〕志布志郷ノ士

忠兼 法名玄兼

兼好 傳記

兼直 周防守

兼資 法名花慶 肥後津奈木ノ御陳高名分取ス、

若狭介 其後高隈一圓ニ從忠国様給云々、

兼臣 紀伊守

兼健 若狭守 越中守 六歳伯父兼直ノユウシニテ、

兼明 卅余マテ名代トシテ平田兼宗其比公方様ノ奉行ニテ候云々、兼健ハ高隈ヲ被領候、

〔兼友〕

民部少輔 志布志ニ住ス、

〔地理志〕

高隈 旧串良ノ内、旧名高岳、

永祿ノ初、肝付兼續・同良兼領、同二年、肝付家ヨリ大

野伊賀守、同九年、肝付家ヨリ地頭河越丹後守平家實、
〔天文十一年ヨリ守城トミユ〕

千八百八拾九石四斗五升、高隈村、文祿四年六月廿九日、

太閤御朱印ヲ以細川幽齋ニ賜之、外岩廣村・細山田村、

合三千五石三斗五升壹合之内、雖至慶長四年領之、朝鮮

御軍功ニ依テ、慶長四年正月九日、以感贖賜之五万石ノ

内也、

〔國史義弘傳〕

慶長四年云々、徙下大隅田上領主敷根中務少輔立頼為高

隈領主、

〔全家久傳〕

慶長十九年云々、是歲、徙高隈領主敷根立頼為市成領主、

〔地理志
全〕

敷根氏系圖

慶長四年八月、敷根中務少輔立頼ニ賜當地、而下大隅田上ヨリ移此地矣、為居城、同十九年甲寅、從當地移鹿兒島、同年、改當地賜市成而移彼地、

明曆三年ヨリ寛文四年迄地頭仁礼民部左衛門、其以前串良江相付候、無地頭、

〔島津圖書忠長譜中〕

天正五年丁丑、串良地頭ニ而柏原私領ニ而候、高隈ノ事ハ桂才之御知行、薩州南方へ廿三町余為御返地、〔天正七年〕卯年ヨリ私領ニ御給候、〔天正六年〕戊寅春、串良へかこしまより移り被成候事、桂才ハ尚久ノ母堂上木筑後守貞時女也云々、

〔肝付兼續譜中〕

天文七年戊戌正月四日、北郷忠相進兵復財部城、二十一日、島津忠朝遣兵攻大崎城、二十六日、兼續遣兵取高岳

城、以上三城
忠勝侵地 界之祢寢清年、以連和焉、是月、又取百引城、

天文十一年壬寅、祢寢清年以故與我交惡、乃二月、兼續復高岳城、又取百引、使同族武藏守兼賢・河越丹後守家實・大野伊賀守源加等戍之、三日、又進兵取平房、亦新納
忠勝邑、
即今
百引、

〔肝付氏系圖〕

肝属河内守兼續、天文七年戊戌正月廿六日、〔高隈ノ旧名〕
高岳知行畢、祢寢家へ渡、同十一年壬寅、清年對當家依有隔心、重テ知行畢、

〔國史貴久傳〕

永祿四年、肝付兼續朝鹿兒島云々、遂以邑叛、注曰、肝付氏時領高隈・百引・平房・大寄・安樂・蓬原・恒吉等
地云々、

〔地頭系圖〕

高隈 舊屬串良、

河越丹後守平家實 永祿九年三月二十六日中津宮大明神棟札ニ見ユ、肝付良兼串良領之時也、

藤原秀字 姓氏不詳、慶長十一比地頭トアリ、敷根氏家臣ナルヘシ、

仁禮民部左衛門頼定 初小吉 明曆四年二月十四日ヨリ定、寛文四年辰十二月迄、

三原次郎左衛門重儀 奉膳兵衛 寛文五年二月二日ヨリ定トアリ、同人ナルヘシ、

平田清右衛門純音 初小左衛門 吟味役・大坂藏奉行・御用人也、寛文十二年丑七月三日ヨリ定、

平山久馬助久行 後元仲 延寶三年四月十一日ヨリ定、二年十一月九日トモ、

長谷場伊角純昭 延寶四年九月ヨリ定、

伊東仁右衛門祐秋 初三左衛門 御納戸役・御吟味役、延寶五年巳八月十五日ヨリ定、

上井五郎左衛門 延寶八年申八月十二日ヨリ元祿十三年春迄、

菱刈孫兵衛 寶永二年酉十月十二日ヨリ享保三戌三月朔日迄、

「纂考」

神貫神社 下高隈村^カ上高隈村^カ 祭神詳ならず、棟札に永祿二年勸請と

あり、

中津少童神社 ナカツワタツミ 上高隈村

奉祀一座 中津少童命

創建の年月審かならず、永祿中肝屬兼續・慶長中敷根頼

幸修造の棟札を蔵む、例祭正月中卯日・九月九日・十一月初卯日、當邑の總鎮守なり、

「名勝考」

中津宮 ナカツミ 當郷の惣鎮守、例祭九月九日・十一月初卯日、○永祿九年丙寅三月廿六日川越丹後守平重実棟札あり、

奉祀中津少童命

「纂考」

石照神社 同村高木場^{タカカコバ}嶽にあり、寛政の初、鹿兒島の土族兒玉^ア仲左衛門^ル一日高隈嶽に登り、神人に遇ひて一の璞

玉を授かる、是に因て仲左衛門此嶽に石祠を建て神人を

祭る、此世に廣く聞え、国主島津重豪仲左衛門を奉行

たらしめ、寛政五年の春當社を建立し、良辰を撰ミ是歲

六月十五日迂宮の式を行ハしめ、毎年六月十五日を以て

祭日とす、後又仲左衛門神人より一珠を授りしと云ふ、

一宮神社 上高隈村 祭神詳ならず、嘉慶三年の棟札を納む、創建再興詳ならず、

諏方神社上高 祭神建御名方命、天文十六年の棟札ありて、創建再興詳ならず、

池之八龍王社上高 棟札に慶長三年領主三位法印幽齋と記

せり、細川幽齋一旦此地を領す、夏ハ下条に詳なり、

高隈嶽 タカクマタケ 此嶽大隅・肝屬両郡に蟠り、疊嶂層巒波瀾のこ

とく、實に大隅の巨嶽にして、其支峰相連り、鹿屋・花

岡・新城・垂水・百引・牛根等の諸郷皆此嶽の麓にあり、

高隈の麓より絶頂まで二里、其中最高きを大篔嶹オウゴン、當邑と

に分界す、絶頂に箭筈竹ヤサガタケ多し、俗にす、次を権現嶽、鹿屋に

の竹と云ふ、因て大篔、小篔の名あり、又妻嶽メタケ・鷹羽嶽タカハタケ・又其

壘を小篔嶹コウゴン、當邑と垂水・鹿屋と云ふ、又妻嶽メタケ・鷹羽嶽タカハタケ・中嶽ナカ・

盆山等なり、其外名を稱する峯許多なり、此嶽諸邑に跨マタカ

て高隈嶽の名を得たるは、高隈の地に多く係りたれハな

り、諸峯の絶頂風烈くして樹木長大ならず、毎歳三四月

日、古来よりの俗にて近邑の男女岳上に登る、是を七嶽ナナタケ

参詣マカガと号す、七嶽とは盆山当邑に・大篔嶹鹿屋に・小篔嶹垂水に・妻嶽鹿屋に・

権現嶽・中嶽及び鹿屋郷近戸宮を云ふ、権現嶽・中嶽・

近戸宮を除て▽△外ハ只樹木を以て神体とす、三所権現とは権現嶽・

中嶽・近戸宮なり、高隈の山中深林幽邃にして神異靈怪往々あり、故に人民敬畏せざる者なし、

「名勝考」

高隈嶽 高山の中なり、大隅・肝屬両郡に跨る、鹿屋・花岡・新

高隈嶽城・垂水・百引・牛根の六郷ハ皆この嶽の山下に環れり、

絶頂に至る二里、山峯の最高を大篔嶹オウゴンと云、以てなり、こ

の頂に蔵王権現祠あり、その次なるを小篔嶹コウゴンと云、

新城に鷹羽嶽タカハタケ、高隈中高隈中なり、又山中に三所権現祠あり、奉祀熊野大神、鹿屋上名村に屬り、

北郷久嘉よめる

高隈や峯の浮雲晴る日の光にみかく雪のさやけさ

「纂考」

谷田瀑布 タニタノタケ 下高隈村谷田にあり、高隈の山中及び牛根・

百引の両郷より出る諸川當邑の内にて合流す、是を高隈

川と云ふ、谷田に至て大瀑布となる、此地峭石聳へ怪巖

連り、兩岸狹隘にして川幅八間許、水勢特に壮なり、流

水岩間より分れて四條ヨスチに落つ、其高さ八尋余、其聲雷霆

の轟くか如し、又瀑布の上流なる峽間に流水渦ウヅマき池の如

し、里俗是を高隈三所権現の御手洗池と稱す、又瀑布の河上に清水あり、此所を権現出現の所と云り、又瀑布の岸頭に大きな巖ありて、縦横共に廣濶也、一面平坦にして數十人を坐せしむへし、是を疊石カミミイシと号す、兩岸ハ躑躅・紫藤多く、春は山に耀き水に映し錦を織れるか如し、彼曾木の瀑布に似て其名最高し、下流は串良柏原の海に入る、

物産

藥品 柴胡サイコ 枳殼キコク
樹木 櫛カシ 甘櫛イチヒ 樟クス 榲クワ 椎シヒ 蚊母樹ユス 椴モミ 榲カヤ
飛禽 鶉ヲシ 山鷄ヤマトリ 雉キジ
走獸 野猪シカ 鹿シカ

〔地理課川調帳〕

※一上別府川

上高隈村

水源肝付郡百引郷麓村ノ内○陣ノ尾ヨリ、高隈窪田ヲ通
里程六分、波見川通エ入、

※（頭注）

〔高山郷波見川ノ支川〕

一川平田川

同村

水源同村●陣ノ尾北●トツクソウ塚山流合、上別府川下ニ於テ一里二分五リ、波見川通エ入、

一谷田川

下高隈村

水源●谷田川頭滝上里程二分、同村ニ於テ前同川エ入、

肝屬郡「地理誌」

高隈

一高隈者舊肝付家領地之所也、永祿年間専河内守入道省釣并子息左馬頭良兼領地ニして、地頭者河越丹後守平家実也、右之事、永祿九年丙寅三月廿六日中津宮大明神棟札ニ有之、天正年間肝付家没落之後、伊集院右衛門太夫忠棟領之、慶長年間敷根中務太夫頼幸領地ニして、地頭者藤原秀宗与申者也、敷根氏家臣ニ而可有之、右之事、慶長十一年三月同棟札ニ有之、

一中津宮大明神

右、神躰并建立之年間不知、

一大檀越伴家兼續法名省鈞・同息男良兼公并伊勢動丸

殿、當地頭河越丹後守平家實、大願主權大僧都宥海、

助成人大野伊賀守源加、大工貞滿、鍛冶文次郎、結

縁衆、永祿九年丙寅三月廿六日

一白石松尾城

右、古城也、百引之方江通る通路より左り荅丁余茂可

有之、

地理志

高隈

万治四年十二月より寛文四年十二月迄申良地頭伊集院十

右衛門代外城三分ル、

千八百八拾九石四斗五升 高隈之村

文祿四年六月廿九日 大閣御朱印を以細川幽齋ニ賜之、

慶長四年、朝鮮御軍功ニより以感贖賜五万石之由也、

肝屬郡「地理誌」

申良

一申良者正平年間田代二郎領地也、其後應永之比欵、北

原又八郎兼延領地之、明應年間平田右馬介兼宗領する

之処ニ、太守忠昌公命ニ依て嶋津豊後守忠朝攻取之、

大永四年甲申九月廿九日、肝屬河内守兼興攻取之領之、

天文・永祿之比者專肝付家より領之、元龜年間、大檀

那肝付三郎四郎伴兼亮、地頭檢見崎常陸守伴兼泰卜十

五社大明神棟札ニ有之、天正之初、嶋津圖書頭忠長被

捕地頭職、其後地頭佐多越後守忠増也、

(補力)
嶋津村之内麓也
一鶴龜城

右、岡崎村より有里村江通る左右通路茂城内也、右

之方之城を中之城与唱ふ、嶋津圖書頭忠長被居候城

也、明應四年乙卯四月十五日、嶋津豊後守忠朝 忠

昌公命ニ依て攻之、城主平田右馬助兼宗城を去渡シ、

則申良ヲ忠朝ニ給ふ、故ニ叔父平山越後守忠泰守之、

永正十七年庚辰八月朔日、肝付河内守兼興大軍を以

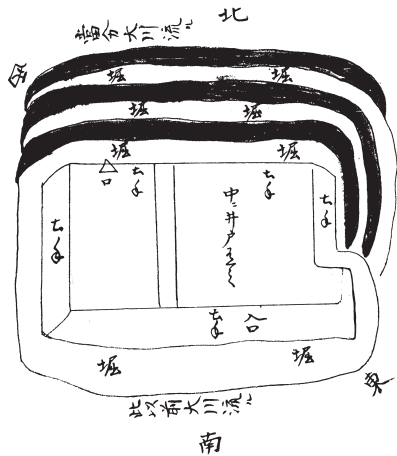
攻之、城代越後守近久打出追散、大永三年癸未八月

七日、志布志城主新納近江守忠勝兼興与合躰して、

大軍を以海陸を守り通路を塞ク、忠勝申良城を救事難成、同四年甲申九月中旬、忠朝和睦して、申良城を以忠勝二男新納安千代忠常ニ譲リ、士卒之命ヲ救ふ、同月廿九日、肝付兼興攻之、依之城代嶋津六郎三郎忠吉忠朝一族以下兵皆戦死、然共忠勝援ヲを出し是を不救、忠朝甚憤り、従是して新納家与豊州家与仇を結ふ之初となれり、

新川西村之内
一下井倉城

右、平城也、廣壺町余有之、四方土手、高四間余茂可有之、西北之間敵付相見得、堀三重有之、南之方堀壺里有之、其節者大川城之南之方江流る故南之方堀壺里与相見ゆる、當分ハ城跡之北之方江引直、(重カ)北之方江流る、尤川之水を流し入たる由、



鎮守 有里村
一一之宮大明神

右、月讀尊勸請与申傳、建立之年間不知、嶋津圖書頭忠長參詣有之、忠長參詣無之時者成願寺參詣有之、居主者圖師氏・北田氏ニ而、宮役人ハ北田氏ニ而有之、一宮江御免屋敷式ケ所被下置、神領ハ伊集院幸侃持被取上、其後御藏入ニ相成、祭米壺石被下、寛永十三年御再興御訴訟申上、十四ヶ外城江勸化并材木被成下、御再興為相調由書付有之、寛永十三年三月、宝殿御建立、光久公御代地頭喜入次兵衛、

元祿九年子九月、伊勢玄念と申人本申良衆中ニ而有之故、高老石を寄附す、書付有之、一宮頭取昔ハ不知、嶋津忠長在城之時者頭取守屋官右衛門与申人ニ而候処、祇答院江被移時被召列、其後幸侃持之時者

中馬將監与申人ニ而、是も幸侃庄内江移之時被召列候ニ付、高山四十九所大明神頭取守屋和泉と申人為

被相勉由申傳、其後佐多越後守地頭之節申良一所之儀ニ而候処、頭取掛持ニ而者不相調由被仰、宮地末之太夫与申者江頭取被仰付、代々相勤、古棟札無之

候、
有里村
一十五社大明神

右、神躰不知、建立之年間茂不知、天文八年丁亥六月十六日肝付河内守兼續再興之棟札有之、元龜二年辛未十一月廿九日肝付三郎四郎兼亮代再興之棟札有之、

一奉再興隅州申良院十五社大明神社檀一宇、

右意趣者、為護持信心大檀那肝属三郎四郎殿伴兼亮御息災延命、身心堅固、武運長久、勝軍自在、領國(一)為家門繁栄、一切所願如意満足、兼又當地頭檢

見崎常陸守伴兼泰子孫繁昌、家内安穩、武運長久、如意満足、莊園泰平、風雨順時、五穀豐饒、万民快楽、惣者貴賤道俗尊卑男女現當二世所願圓滿之故也矣、

元龜二年辛未十一月廿九日

大工 「字不知」

田又左衛門尉

鍛冶 木佐木八左衛門尉 「字不知 貫坎」

嶋津圖書頭忠長參詣有之ニ、忠長參詣無之時者成願寺參詣有之、居主ハ圖師氏・北田氏ニ而、十五社屋敷七ヶ所被下、于今屋敷有之、忠長在城之時、祭米百九拾式俵八升三合有里村之内宮之脇門浮免相付之処ニ、伊集院幸侃持之時被取上、其後御藏入ニ相成、祭米壹石五斗被下、元和七年 家久公御代御再興棟札有之、御藏入代官野村玄蕃、寛文三年癸卯六月御再興、光久公御代地頭藤原久朝也、

岡崎村麓
一諏訪大明神

右、建立之年間不知、古鎧壹領社内ニ有之、慶長年間、神主赤木市右衛門与申人古由緒書致持參、嶋津圖書頭忠長ニ相付祇答院江被罷移由ニ而、神主方江

由緒書無之候、

一 稻荷大明神

右、元龜元年庚午十一月六日 義久公御建立棟札有之、

一 奉勸請稻荷五社大明神

右意趣者、夢通恠高重傷仰之間、構假殿御供奉勸請所也、

信心大施主藤原義久

元龜元年庚午十一月廿六日

權大僧都法印頼岳誌之、

一 奉新造立稻荷宮一字、

右、奉爲天長地久、寶祈長遠、珠者護持大檀^(殊カ)答藤原^(ニ)

義久御息災延命、子孫繁昌、武運長久、國家安全、

領内豊饒、諸人快樂、心中所求皆令満足、仍如件、

當院地頭藤原忠長

天正六年戊寅九月廿一日

權大僧都頼久認之、

新川西村
一大塚大明神

右、武藏國本社秩父權現妙見大菩薩勸請之社也、開

基本田次郎親經、三ヶ國之為先見下向之時、畠山次

郎重忠ニ被仰付、此度三ヶ國江下りなハ、三ヶ國者

三拾人之國主有之、 忠久為勝利、嶋津家之守護神

秩父大明神天一妙見ヲ初而利運之地江崇敬可有之与

被仰、其後 忠久公當國江御下向、庄内嶋戸之郷江

御打入之時、九城古市之郷・高山塚^(崎カ)脇村所ニ九

九之塚を初而築而太刀を納、九万九千之軍神勸請候

而、從 頼朝卿ニツ引籠之御指物・秩父重忠御鎧甲

御太刀、末世之しるしとて于今在神前、天文十三年、

肝付家より御再興有之、肝付家落城之後、唐人此所

江来て造立ス、其名弥藤・鎮頭、兩人居住以來唐人

町と云、天正十三年乙酉九月十六日造営、地頭藤原

忠長、施主藤原長秀、神領為有之処ニ、伊集院幸侃

持之時被取上、其後御祭米少々ツ、被下、又其後寺

社領御取揚之節御取上ニ相成、寛文年間、申長中御

新田御開ニ相成、川西村之内高式千五百石余出来致

スニ付、大塚大明神敷地江段々新溝相立候故、新增

米之内より同七年未四月郡奉行^(務カ)紛陽次郎右衛門證文

を以真米三石被成下候、

新川西村之内
一肝付氏船手

右、唐人町之下の方大川入江有之所、肝付家之船手

と申傳候、

有成願寺 有里村 山号大塚山 坊津一乘院末寺

右、建立之年間不知、旧大塚原之下ニ有之高山寺と

云、嶋津圖書頭忠長中住之城之時、當分寺之前田地

之所江被移、成願寺と為改由申傳候、開山永傳法印、

六世忠瑜、天正八年八月朔日寂、八世堯仁代、田地

洪水有之、當分地江引移、

麓岡崎村
一安住寺 山号瑞雲山 禪宗福山大安寺末寺

右、開山勝巖祖幢禪師、開創傳舊三峯山幸善寺と云、

當寺二世齧〔本ノマ、一〕之門鎬和尚鹿屋之郷宇津間より天正年間

ニ移三峯山、文祿三年正月六日齧〔本ノマ、一〕之鎬和尚寂、弟子

開山眞真像并法具福山大安寺ニ行、于今在大安寺、

地理志

申良

忠久公御代、北原又太郎延兼領之、 元久公御代、平田

右馬助重宗申良城岩廣、明應四年四月十五日、豊後守忠

朝襲取之、永正五年正月十五日、^{④廿}平田右馬助申良城去渡

新納・肝付、肝付家至天正年中領之、天正六年、嶋津圖

書忠長自鹿籠移此地、同十六年ニ至領之、文祿五年より

伊集院右衛門大夫忠棟領之、

九百拾五石九斗壹合 岩廣村之内

式百石 細山田村之内

文祿四年、以御檢地細川幽濟④齋ニ賜之三千石之内也、慶

長四年正月九日、朝鮮御軍功ニより賜之、

〔纂考〕

百引郷 モヒキ

鹿児島東海陸十五里に在り、當邑東八大崎へ接し、南ハ

高隈、西ハ牛根、北ハ市成へ接す、周廻八里二十五町二

十五間、村落二百引村、惣人員二千三百三十四人、惣戸數

五百六十五、

百引モヒキハ富山某家藏文書に、島津莊補任百疋モヒキ弁濟使職之事、

勾當僧安兼、任相傳文書之理、補任彼職畢、莊衛宜承

知、敢勿違失、下 安元二年七月守沙彌とありて、花押あり、百疋ハ即ち百引なり、又建久八年大隅國圖田帳に、小河院内百引村十三町四丈、又建治二年石築地の賦帳に、近衛領島津庄の寄郡の中に百引村十三町ともあり、

52「山田氏藏書」

島津庄大隅方小川院内百引六町事、為料所所宛行也、早任先例、領知不可有相違状如件、

※ 嘉吉二年三月十八日

持久判
〔薩守用久中頃ノ名ナリ〕

山田殿「忠尚」

『聖業當ル』、『島津國史忠尚トアリ』

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二八一号文書ト同一文書ナルベシ〕

※（頭注）

〔國史三、三月十八日、使山田忠尚領小川院百引六町〕

53「島津氏久弟但馬守氏忠譜中」

讓与 乙壽丸分

薩摩國鹿兒島郡内永吉村

大隅國寄郡内百引村

筑前國三奈木村地頭職

右所々者、限永代所讓与也、於有限御公事者、守惣領師久支配、任先例、可令勤仕之状如件、

貞治二年卯月十日

道鑑
〔右接目ウラ判〕
〔師久〕判

〔氏久〕判

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

54「富山氏文書」

庄政所下

百引村

御使〔下家〕判
〔家司源〕

〔百引〕遣弁濟使職事▽〔當〕勾當僧安兼△〔二字〕人、為彼職殊

致勸農、為令勤仕庄國〔二字〕之課役、可定遣如件、住民

等宜▽〔當〕□□、用之、故下△

承安五年八月十四日

〔明治十四年ニ至ル七百七年也〕

別當伴朝臣

外八人連名判
〔マ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」五〇号文書ノ抄ナルベシ〕

55 庄政所下
〔御脱カ〕

百引村

定遣弁濟使職事

〔右人脱カ〕

勾當僧安兼

〔定脱カ〕〔部〕

為令執執一事以上、所遣如件、郡内宜承知用之、下、
〔最脱カ〕

安元元年十二月⑤
〔承安五年改元〕

別當伴朝臣判

別當伴朝臣

此外十一人連名判

〔本文書ハ「田記雜錄前編」二五三号文書ノ抄ナルベシ〕

56 〔都城富山氏藏書〕

鳴津御庄「ヨリ」

補任百引村弁濟使職之事

勾當僧安兼

任相傳文書之理、補任彼職畢、庄衙宜承知、敢勿違失、

〔故脱力〕
下、

安元二年七月⑥

「是ヨリ四年日鳥津忠久生ル」

守沙弥判

〔本文書ハ「田記雜錄前編」二五五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔古佐多氏系圖〕

野上田伊豫坊時盛

初下當國、百引地行云々、

〔存盛

太郎 領佐多、号佐多、

〔田代氏系圖〕

建武三年丙子南朝延元元年五月六日、野上田伊豫房及郡山彌五郎

頼平等從道鑑公攻肝屬郡加世田城、在百引郷、二十五日、及頼

平等進斫水塞破之、乃二十七日、公賞其功、授伊豫房百

引村地頭代官職、所謂伊豫房即此時盛云、

〔國史貞久傳〕

建武三年云々、五月六日、公攻加瀬田、本田久兼⑦為軍奉

行、中條左衛門入道祐心為水塞奉行、島津忠能・莫祢

圓也・郡山弥五郎頼平・祢寢次郎清種・篠原孫六國道等

有戰功、郡山頼平加治木別族、篠原氏之系出楡大臣是次、傳四世至九郎大夫楡前國能、國道國能之玄孫、篠原在牛屎院光武名、今伊佐郡大口郷有篠原村、建久圖田帳、有牛屎院光武名、今主九郎大夫國吉、百引郷平房村有加瀬田城遺墟云々、清種清成之從兄弟也、二十三日、公遣六郎資久・祢寢清種・莫祢圓也、

國分友光等拒援兵於野崎村、圓也先登獲敵三人、野崎村在西北七里、郡村高辻帳、肝屬郡高山郷有塚崎村、今名野崎村、蓋旧名野崎村、後更曰塚崎村、復旧名云々、二十五日、郡

山頼平・野上田伊豫房等斫水塞破之云々、二十七日、公

山頼平・野上田伊豫房等斫水塞破之云々、二十七日、公

以野上田伊豫房為百引村地頭代官職、賞戰功也、公田譜、
拋道鑑
六月十日、拔加瀬田城、

「纂考」

加瀬田城カセタノシロ平房 建武年中、肝屬八郎兼重官軍に属し、其將肝付彦太郎兼隆城主なり、建武三年五月六日、島津貞久親ら兵を督して當城を攻む、六月十日に至り是を抜く、其後檢井頼仲當城を陥れ、弟頼重を城主とす、島津氏久彌ミツカ寢領主彌寢清成・彌寢清種に命じて頼重を討しめ、自兵を將ひて是を助く、觀應二年四月十日、清成・清種當城を圍む、八月三日、頼重日向志布志に奔る、其後の城主詳ならず、按するに、文明年中新納忠武島津氏に反して當城を陥れ、新納左馬助・宮里道隨城主たり、左馬助ハ忠武か一族にて、宮里ハ山田聖榮自記に、山田忠繼の子三人云々、宮里ハ庶子なりとあり、忠繼ハ山田民部と号して島津氏の一族なり、されハ道隨ハ忠繼庶子にて加瀬田の城主なりしか、新納忠武當城を陥れし時、忠武に隨從して新納左馬助と共に城主なりけむ、又當郷旧善福寺の傳に、新納左馬助・宮里道隨當城を守りし時、藤原美

作守開基すと見え、文明記に宮里美作守・宮里内膳など見えたり、されハ寺傳に藤原美作守とあるハ、文明記にいはゆる宮里美作守にて、石牟禮イシムレの棟札に記せる藤原美作守忠常と同人なるへし、一説に、忠常ハ即道隨なりといへり、いまた其證を得ず、かくて元龜年中肝付兼續是を復し、其臣川越玄忠・同丹後に命じて是を守らしむ、兼續より四世左馬助兼道勢ひ衰へ島津氏に属し、島津右左馬・比志島伊豫を在番とす、今に本丸・二丸の故址遺りて、東南ハ絶壁、高二十間余、山下水田なり、西南ハ岡高くして深塹ホリあり、

「雲遊雜記傳」

文明六年平房仁宮里

按ニ、平房モ亦小河院ノ内ニテ六丁ト見ヘタリ、今ハ肝屬郡百引ニ隸ツキテ村名ナリ、宮里氏藤紀ノ分チアリ、其藤原ナル公族ニテ、得佛公第三ノ公子掃部介忠直ノ次子三郎左衛門尉泰忠或ハ忠直ノ子太郎左衛門直經ノ子トモモ宮里ノ別祖ニテ、十一世ノ孫久光マテ譜アリテ、子孫見ヘストナン、又一流ハ山田元祖式部少輔忠繼ノ第四子四郎忠重モ宮里ヲ號シ

子孫知レラスト見へ、又忠繼ノ子ヲ聖榮自記ニハ、其子三人、式部少輔忠真ナ山田殿是也、中村次郎忠泰ナ、白久三郎忠秀ナ云々、宮里殿ハ庶子也ト見へ、文明記ニ、宮里美

作守・宮里内膳ナト見へ、又今平房村ノ鎮守石牟禮社ニ「忠常」

遺レル文明十七年乙巳十一月十八日ノ棟札ニ大旦那藤美（原脱カ）作守忠常ト見へ、又文明中平房ノ加世田城ニ新納左馬助・

宮里道隨或ハ宮里道永居士ト作、藤原美作守忠常城

ノ野頸ニ善福寺ヲ開基シタル事トモ其由来記ニアルトナ

ン、又新納譜ニ、近江守忠武カ時、梅北・百引・平房ノ

三城ヲ陷文明十領スト見ヘタリ、今參テ考ルニ、聖榮

ノ時山田殿・宮里殿ト云ヘルハ皆其時分ハ現ニ居タル家

督ヲ指セル詞ナラン、去レハ彼棟札ニ藤原美作守忠常ト

云ハ山田氏庶子四郎忠重ノ子孫ニテ、姓ハ藤原、氏ハ宮

里ニテ、嫡家一所ノ隣ナル平房ニ居城セシナラン、此ニ

書テ平房仁宮里ト載セ、文明記ニハ宮里美作守ト書キ、

棟札ハ苗字ヲ略シ藤原美作守忠常トカケルナラン、然ル

ヲ文明ノ季ニモ新納忠武平房ヲ攻取り、其族人新納左馬

助ヲシテ成ラセツラン、其時忠常モ新納氏ニ隨身シテ、

入道名ヲバ宮里道隨トモ改テ寺トモ開基シツラン云々、

此頃迄公族ノ宮里氏存セシコトハ疑アラシ、

「軍記」

明應四年乙卯條幸上旬、新納忠武攻陷百引城云、「近江守也」

「地理志」

天文十一年二月三日ヨリ肝付兼續領之、至天正年間、天

正中島津豊後守朝久領之云々、

樺山權左衛門久高「慶長四年ヨリ」二竜伯公賜百引ト系圖ニアリ、

文祿四年六月廿九日、御檢地之上御朱印ヲ以百引千七百

五拾六石五斗壹升八合・平房八拾石伊集院右衛門太夫ニ

賜リ、八万石之内ナリ、

竹山城（ママ）房村在平赤ハケ、當村東之方拾町計モ可有之、大崎野

方村・恒吉境目也、与肝付家北郷氏數日之戰場ニテ、北

郷家敗軍、余多戰死ス、

〔肝付氏略傳〕

天文七年正月二十六日、肝付兼續兵を遣て高岳城を取る云々、此月、また百引城を取る、二月三日、平房を取る、廿一日師を出し、晦日、大崎城を取る、

〔高隈ノ旧名也〕

天文十一年二月、兼續高岳城を復す、三日、平房を取る、

〔称寝左馬介清平傳〕

大隅國本領者、大称寝・小称寝・佐多・田代・邊津賀・始良・大始良・西侯・高州・鹿屋・百引・下大隅・大津

村・種子島半分也、

〔清平應永廿四年川辺城戦死ナレハ、夫ヨリ以前ノ領知ナルヘシ、〕

〔豊州家朝久傳〕

永祿十一年、朝久隨父泰心委福島城出奔都城、蟄居篠池、〔頭注〕市成参考アレ然後義久公賜朝久平房・市成為食邑、同族家臣於斯分散、

〔新納近江守忠武譜〕

當代陷梅北・百引・平房之三城、所以領知也、

〔名勝考〕

陣平 加瀬田城の丑寅方川越五六町を隔てたる高岡をいふ、嶺の平なる所壱反許り、後ハ原野に續ける堀切あり云々、建武三年肝付八郎兼重・同彦五郎兼隆以下加瀬田城に楯籠りしを道鑑公動座し給ひ軍勞ありし時の遺跡なるへきもしるへからず、しかれとも其後小賊時々の戰爭に營したるものなるへきにや、片言隻字も傳はらされハ考ふるニ便あらず、

〔肝付兼重傳〕

建武三年四月、前此、蓋彦太郎兼隆將兵戌加世田城、遺今在百引地頭館東壱里拾町許平房村、至是、公帥兵入我肝屬、隔水立營、距今百引加世田城遺墟良位隔川五六町、有地名陳平、里人相傳、以為公所陣地云、公子六郎資久・大隅助三郎忠國及軍奉行本田左衛門尉久兼・中條左衛門尉入道祐心等從軍、徵諸郡兵、乃十二日、富光九郎道貞等來會公軍云、皆各奉教書會之、同謀伐我也、

57 〔富光文書〕

薩摩國邪堂院富光九郎大前道貞、最前馳參御方候之上者、〔祇啓〕

〔賜力〕
彌御一行欲備後代龜鏡、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年四月十二日

大前道貞

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八三五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔重久篤兼譜中〕

三月二十九日、尊氏賜公教書、令戌隅薩、四月、肝付彦

太郎兼隆等據加世田城、在肝付郡、以黨義貞、十四日、公賜篤

兼書、使速發兵以攻伐之、

58 〔重久氏文書〕

大隅・薩摩兩國警固事、去三月廿九日將軍家御教書如此、

仍當國內肝付郡加世田城已下所々有惡黨蜂起者、早速馳

向于彼所、各可致對治也、仍執達如件、

建武三年四月十四日

〔貞久〕
沙彌判

重久掾殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八三七号文書ト同一文書ナルベシ〕

59 〔牛屎文書〕

肝付八郎兼重以下凶徒等誅伐事、相催一族、不廻時尅馳

向、可致軍忠之狀如件、

建武三年四月廿一日

〔足利直義〕
左馬頭御判

牛屎左近將監殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八三八号文書ト同一文書ナルベシ〕

60 〔清水士野田氏藏書〕

肝付八郎兼重與黨凶徒等為誅伐、御發向大隅國之間、為

軍忠、薩摩國御家人野田次四郎入道々玄令馳參候、以此

旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年四月廿三日

〔野田〕
沙彌道玄

進上 御奉行所

〔貞久入道道鑒〕
承了判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八三九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔肝付兼重傳〕

建武三年五月、公恐兼重或遣援兵夾伐其後、乃五日、遣

大隅式部小三郎、疑此山田氏率柿木原太郎左衛門入道惠佛或作圓佛

等、如日州中郷攻姫木城、今都城有地名姫木以備三侯、六日、公

遂自將、以本田久兼等為軍奉行、帥二階堂紀伊權守行久、篠原孫六國道・莫禰次郎太郎成長入道圓也・杉三郎入道々悟等、進圍加世田城、又使島津左京進宗久入道々意、^①島津六郎資久為將、率式部諸三郎忠能・杉三郎入道々悟次子弥三郎保右等、別攻大手、又使中條祐心為奉行、野上田伊豫房時盛・禰寢彌次郎清種・平田小次郎眞宗延時法佛疾起、故代師之・郡山彌五郎頼平等、徑攻水寨、杉三郎入道以其弥三郎保右等先登、斬堀口柵、保右蒙箭創、八日、道悟及山野彦四郎入道・伊作田兵部丞等屬島津六郎資久師、復進攻之、道悟旗持六郎丸被箭疵云、

61「宮之城阿久根氏藏書」

薩摩國莫祢次郎太郎入道圓也謹言上

欲早任鎮西肝付八郎兼重住所加世田城①并越前國敦賀

城所々軍忠、預恩賞、施弓箭面目、弥播忠節間事、

副進

五通 御教書并御感一見狀

右圓也、於御方軍士、抽忠勤乎、然隨當國守護催促、可誅伐肝付八郎兼重以下凶徒等之由、被下御教書之間、即

馳向大隅國加瀬田城、捨身命致合戰之時、凶徒等為後詰寄來之間、於野崎陣、圓也致太刀打、射落御敵二騎、切落一騎、子息孫太郎重貞被疵、左手射疵、同五月廿五日夜、打破彼城水手之時、郎從安三郎被打破頭、同廿六日、郎從權三郎被疵左肩射疵之条、道鑿一見狀分明也、仍圓也不惜一命、抽軍忠之上、重為逢京都御要、馳上之處、預御感御教書、於恩賞者、可有其沙汰之由被仰出畢云、略文、恐々言上如件、

（本文書ハ、「旧記雜錄前編二」一八四六号文書ノ抄ナルヘシ）

62「全」

明也、將又可誅伐肝付八郎兼重之由、被下御教書之間、即馳向大隅國加瀬田城、捨身命致合戰之時、（行カ）凶徒徒等為後詰寄來之間、於野崎陣、政貞致太刀打、討取御敵一騎、（ママ）支サ乘馬腹并股畢、其後攻寄大手木戸口之時、郎從左近尉被疵被射貫左肩之条、道鑿一見狀同前、仍政貞所々合戰不惜一命、每度抽軍忠之上、重為逢京都御要、陵長途、馳上之處、預御感御教書、於恩賞者、可有御沙汰之由被仰出畢、且罷向敦賀城、可對治凶徒之旨、被仰下之間、應御

定、欲令發向之處、依受重病、以親類貞國為代官差遣被城、自正月十八日致合戰、同二月十六日、後卷寄來之時、捨身命抽軍忠、三月五日夜攻落彼城之條、嶋津三郎左衛門尉頼久一見狀進覽、凡政貞建武二年以來京都鎮西於所々致合戰云々、恐々言上如件、

〔本文書ハ、旧記雜錄前編二一八四七号文書ノ抄ナルベシ〕

〔肝付兼重譜中〕

公大禪時盛等破水塞、二十七日、命時盛為百引村地頭代官職、賞先登功也、

63〔田代氏藏書〕

大隅國肝付郡加世田城水手夜討事、為先打攻落之間、以當國寄郡内百引村地頭代官職、所充行給恩也、〔普脱之〕至有限年貢濟物者、任先例、可致其沙汰也、次於公方恩賞者、可申行之状如件、

建武三年五月廿七日

道鑒判

野上田伊与房〔時盛、當郷知行ス〕

〔本文書ハ、旧記雜錄前編二一八五二号文書ト同一文書ナルベシ〕

64〔重久氏文書〕

大隅國御家人重久孫八藤原篤兼謹言上

同國肝付郡加瀬田城并日向國三俣院王子城後卷合戰事右、自最前於御方致軍忠之条、先日注進畢、去五月五六兩日、隨御奉書、馳向日向國三俣院王子城、渡河懸先〔与〕与黨凶徒等致合戰之次第、大將式部小三郎・同當國守護代森三郎行重・三俣院高木孫三郎・池袋〔]・姫木孫五郎大夫見知畢、将又自同九日迄于六月、〔肝付八郎兼〕重・〔同〕彦太郎兼隆城加瀬田致軍忠之条、大手大将大隅入道・搦手大将島津七郎并軍奉行本田左衛門〔]同時ニ合戰、地頭御家人等見知畢、仍粗言上如件、

建武三年六月〔]日〔道鑑貞久〕承了判

〔本文書ハ、旧記雜錄前編二一八五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

65〔山田氏藏書〕

大隅式部諸三郎忠能軍忠事

右忠能、薩摩・大隅兩國凶徒等蜂起之間、就下給御教書、令下國、押寄大隅加世田城、大手大将属于島津左京進入道々〔手〕惠畢、自五月六日迄于六月十日、日夜捨身命致合戰

畢、然早軍忠拔群之上者、且預御注進、且賜御承判、浴

恩賞、為施弓箭面目、恐々言上如件、

建武三年六月 日 承了判
〔貞久入道々鑑〕

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二一八五六号文書ト同一文書ナルベシ)

66「財部延時氏藏書」

薩摩國延時又三郎入道法佛謹言上

欲早依數々度軍忠預御注進浴恩賞、大隅國加瀬田城合

戰事

右、肝付八郎兼重・同兼高與黨凶徒等為誅伐之、去月六

日大將繪州御発向件城墾之間、法佛可馳參之處、依為當

病、差進代官聳平田小次郎真宗、押寄水手、令合戰、自

翌日迄于今日十日、連々致合戰忠勤之条、軍奉行人中条

李左衛門入道祐心所被見知也、而同十日、被責落^⑧城、凶

徒等令靜謐之上者、早預御注進、為浴恩賞、恐々言上如

件、

建武三年六月 日

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二一八五七号文書ト同一文書ナルベシ)

67「野田郷案原氏藏書」

薩摩國牛屎院案原孫六國道謹言上

欲早預御注進浴恩賞事

右、為國道御方、度々致軍忠之上、肝付八郎・同彦太郎

兼高以下凶徒等為誅伐、馳向大隅肝付郡加世田城、自去

五月六日迄于今日十日、〔犬載〕^⑨抽軍忠之条、無其隱者欵、

然早為預御注進、謹言上如件、

建武三年六月 日 承了判
〔道鑑〕

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二一八五九号文書ト同一文書ナルベシ)

68「高尾野出水氏藏書」

薩摩國御家人和泉秋三郎入道々悟謹言上

欲早任軍忠預御注進浴恩賞事

右、去五月七日大隅國肝付郡加世田城大手城戸口合戰之

時、相具子息等、致一番先懸、責寄堀口、切拂逆迎、捨
(木脱力)

身命致種々軍忠之刻、子息彌三郎保右^⑩射拔、同八日合戰

之時、旗差六郎丸左小尉被射之段、大手大將島津六郎被見

知之上、為同所合戰仁之間、薩摩國牛山山野彦四郎入道

并同國伊作田兵部丞見知畢、次同廿三日野崎懸合戰時、

又致散々軍忠畢、然早任軍忠、預御注進、罷蒙恩賞、為
施弓箭面目、粗恐々言上如件、

建武三年六月 日 承了判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八六〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

69「水引郷權執印藏書」

薩摩國新田宮權執印良暹子息三郎二郎俊正謹言上

欲早預御注進浴恩賞、大隅國肝付郡加世田城連々合戰間、
押寄最前野頸、燒拂亂杭逆向木、致拔群軍忠事、右、俊
正自去五月六日至于六月十日、隨大將軍催促、「欠」寄加

世田城、尽矢種後、燒拂亂杭逆向木、致軍忠^⑩之上、△

連日之間、云野頸、云水手、將又後卷禦手如此致警固、

抽拔群忠之条、島津七郎・宮里郡司九郎入道・本田孫二

郎、為同所合戰、被見知畢、然早預御注進、浴恩賞、為

施弓箭面目、恐々言上如件、

建武三年六月 日 承了判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八六二号文書ト同一文書ナルベシ〕

建武三年六月十八日島津弥沙道鑑之證文

肝付八郎兼重・同彦太郎兼隆^⑩以下与黨人等為退治、伐

△大隅國肝付郡加瀬田城墾、去五月^⑩同日、同國祢寝彌次郎

清種、自同日至^⑩水手、致日々合戰^⑩、島津七郎^⑩

并軍奉行△本田左衛門尉久兼・同水手御奉行中条左衛

門^⑩入道祐心被△見知訖、將又與黨人等為後卷^⑩間、

隨于大將御命、去五月廿三日、^⑩合戰之条、野崎馳相

合戰、大將^⑩郎^⑩仍此等子細、一族一列^⑩御

披露候、恐惶謹言、

建武三年六月十八日 ^⑩建部清種△

進上 御奉行所 承了判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八六五号文書ト同一文書ナルベシ〕

71「高尾野郷出水氏藏書」

薩摩國和泉杵三郎入道道悟謹言上

欲早任大隅國加世田城并野崎城懸合合戰軍忠浴恩賞播

弓箭面目事

副進

一通 將軍家御教書建武三年三月廿八日

70「小根占郷池端氏藏書」

一通

守護人嶋津上總入道道鑑一見狀
同年六月 日

右、去年三月將軍家鎮西御下向之間、道悟馳參宰府之處、可誅伐肝付八郎兼重以下凶徒之由、依下賜御教書、屬于道鑑、同五月六日押寄當城、致散々矢軍畢、同七日合戰之時、道悟相具子息等、最前攻寄大手城戸口際、切拂逆^{サカ}迎木、不惜身命抽軍忠之刻、子息弥三郎保右被疵、被射拔左股之条、大手大將島津六郎被見知之上、為同所合戰之間、薩摩國山野彦四郎入道・伊作田兵部丞見知畢、同八日合戰之時、旗差六郎丸左小肘被射之畢、同廿三日野崎懸合戰之時、致散々戰、追落兩城畢、此等次第、大將道鑑一見狀明白也、然則任度々軍忠、浴恩賞、為施弓箭面目、恐々言上如件、

建武四年四月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九一七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔國史貞久傳〕

觀應二年夏四月十日、祢寢清成・清増・清種等、圍楡井頼仲弟又四郎頼重於百引郷加瀬田城、數月不克、建武三年、公下加瀬田城、其後加瀬田城守將及頼重取加瀬田城、年月不詳、

〔肝付氏譜中〕

正平六年辛卯^{觀應二年}、初足利兵衛佐直冬之至九州也、畠山修理亮直顯等多迎降者云々、楡井四郎頼仲據有志布志城、乃乘其虛、侵我肝屬、取大始良城・加世田城・高熊城等、分之戎衆、使其弟又四郎頼重戌加瀬田城、使其臣岡富三郎次郎及大始良新兵衛入道道心・横山彦三郎等戌大始良城、至是三月廿七日、畠山直顯率祢寢弥次郎清種等攻大始良城、四月四日、拔之、十日、攻頼重於加世田城、二十五日、得丸六郎五郎良世等又攻之、良世弟得丸孫七・新平被疵有功、五月三日、良世等又攻之、得丸新平圀人彦三郎等蒙疵、於是七月十一日、或作十日、清種等又攻高熊城、明日、拔之、廿五日云々、

72〔川上直左衛門家藏〕

加世田合戰手負注文

得丸六郎五郎良世分

卯月廿五日

孫七^{良世舍弟}
二ヶ所モ、アシ

新平^{同舍弟}
左手

五月三日夜々打時

新平切疵、

彦三郎中左手

注文

觀應二年六月廿一日

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三五九号文書ト同一文書ナルベシ)

〔地頭系圖〕

百引

中村對馬守吉親

天文二十三棟札ニモミヘタリ、永祿元年諏訪両大明神棟札ニミユ、良兼領ノ時也、

河越丹後守平重高

(尚カ)兼亮領地之時也、元龜四年十一月石牟禮大明神棟札ニ見ヘタリ、

吉田右衛門佐清長入道半雪齋後六郎右衛門慶長十九年比地頭也、

最上土佐守義時初北條善左衛門時弘ト云、寛永七年六月死去也、

最上右近義時之子、

阿多六兵衛六郎右衛門事歿、勘解由忠朗事歿、

阿多六郎右衛門寛文八年九月十日ヨリ定、御納戸奉行・町奉行也、六兵衛同人歿、歿考、

川上上野久尚初彦太郎延寶二年二月十五日ヨリ定、

平田民部左衛門宗門民部宗直養子、宗増トモ、延寶七年正月二十七日ヨリ、

大野源右衛門久朗延寶九酉正月ヨリ、

伊東仁右衛門祐秋初三左衛門御納戸役・御吟味役、自系ニ見ヘタリ

伊地知越右衛門重昌初新左衛門貞享三寅十月二十九日ヨリ、

新納喜右衛門久行元禄二巳七月十三日ヨリ、

島津内蔵寶永三年戊正月二十七日ヨリ、異本二年酉十月三日ヨリ、

高橋七郎右衛門寶永四年亥二十九日ヨリ、異本正徳元年ヨリ、(十月脱カ)

黒葛原源左衛門御守役、寶永七寅壬八月四日ヨリ、異本正徳二年ヨリ、

中島七右衛門利朗正徳三巳十一月十九日ヨリ享保十一年午七月三日迄、

〔地理纂考〕

利神社百引村

奉祀 天兒屋根命 例祭九月九日

創建の年月傳ハらず、鬮邑の鎮守とす、土人利大明神宮

と云、

諏訪神社百引村 建御名方命 事代主命

永祿元年肝付兼續造立の棟札あり、

〔纂考〕

大王神社百引 祭神詳ならず、應永十一年造立の棟札を蔵

む、

石牟禮神社百引イシムレ

奉祀 天照大神 例祭十一月 月初卯日 石牟禮ハ地名なり、棟札に

文明十七年乙巳十一月十八日藤原美作守忠常とありて、

創建再興詳ならず、忠常ハ下の加瀬田 城の条に詳なり、又天文十三年の棟札あり、

荒神祠平房村 本丸の址にあり、祭神詳ならず、當城の鎮守

なりしといふ、今小社なり、

〔産物〕

走獸 野猪シカ 鹿シカ

(中表紙)

地誌備考百引郷増補用
隅旅漫筆

一百引郷士鮫島源角ナル者系圖一卷齊来古系圖
ヲ鎌田四郎左衛門ナル人ニ頼ミ模シ置シト云、
或日又古系圖モモタラシ来ル、百五十年ノ
者ト見ユ、所々誤字衍文アツテ讀得サルモノ
最多シ、案スルニ、其以前ノ古系圖ナリシ
ヲ、百数十年ノ村ニ寫シ置、夫ヲ又鎌田子ニ
頼ミ寫シタルトカ云ン、正シク系圖ノ文牒古
メカシク古風ノ物也、其略、

畠山肢

三男一号島津判官忠久 鮫島四郎宗家

藤原ノ末也、今ハ頼朝源氏、
文治、元暦阿田ヲ持、三ヶ國ニ
下向

嫡子大和守宗門 二男伊賀守義宗

三男勢助宗元——嫡子為左衛門宗信宇治ニテ討死、

二男右衛門尉宗門——常陸守宗國

嫡子式部少輔宗鎌——修理太夫宗安

二男筑前守宗吉——三男周坊介宗祐(附)

豊後守宗門——嫡子豊後守宗元

工藤祐常建久四年討死、河津三郎兄弟鎌足ノ未也——建久四年八月下向、号藤原、河津三郎宗吉

嫡子十郎祐成建久四年五月廿八日討死——二男五郎時宗法条四郎時正育子、号平朝臣、全廿八日討死、

女子次左衛門介——宗久——嫡子備前守國宗

三男左京介宗明——四男大納言四郎祐安聖道落口坐卯

鮫島四郎宗家文治元年阿多ニ下向、鮫島日吉山王氏神建立、——阿多藤四郎左衛門家経

阿多馬場時経——阿多下總守忠義島津殿烏帽子子源氏

阿多熊三郎宗實——嫡子參河守宗貞

此代川邊西東方百五十丁知行、藤原阿多播广守宗介——阿多右兵衛

阿多越後守宗持——阿多白河上野守家重

阿多下野守宗正鮫島平秀和御子五人——鮫島宗安鮫島式部少輔忠宗

阿多伊豫守家菊——馬場加賀守宗廣

鮫島宗成島津忠国公ヨリ幡シルシ繪奉指宿文六サイコ山王ノサイコウ日向タカイ申ス、

桑良美作守宗徒——桑良美作守良宗

「鮫島宗延——鮫島藤左衛門——鮫島千代菊

鮫島真金——藤左衛門廣伴

四郎右衛門廣年——藤左衛門廣次——藤大左衛門廣通

按するに、古系圖に真金までのす、真金より藤左衛門ハ其間久しかりしを、子孫よく續乗せず、鎌子に乞て又藤右衛門よりつりたるにてハあらぬにや、可疑、不然ハ忠國公御代より今藤大左衛門迄十一代也、且系圖のあとに左之通有之、

島津判官忠久、文治三年薩州山門八月二日御下向三ヶ國(地頭カ)ケ豆コケ人島津殿下人たるへし、但此内鮫島四郎宗家ハとうハいたるへし、此又書カナカキハ島津家にもあるへし、鮫島家にもあるへし、あいかまいて他人わたすへからず、子孫をいいてのたからなり、

薩廣國阿田郡二下向、

文治元曆三月三日

一日郷士年寄平山五藤兵衛古系圖一卷持来る、二百年物也、後代段々乗し来る、平山八右衛門庶流也、卷之口從武内宿祢代々継圖とあつて、本名平山氏甕右京亮武徳記印と書せり、而系圖武徳にてハ古風の書牋にてつり立てあり、右武徳しるせるにハあらすにや、慶長以前の物と見ゆ、

百引平房村庄屋竹井勘右衛門古系圖一卷齊来る、余是を見るに、其家源三位頼政の弟竹井二郎より出たり、

頼政

頼行号竹井郎、右馬頭 於宇治討死、頼兼右馬頭

光重深栖 三郎

頼辰左馬頭 頼重竹井太郎 中時幕紋三葉栢也、但民部少輔 圓相之内輪三小筋廻

是より聯連して今に至れり、今に家の紋右にあること

し、系圖百数十年以上之物と見ゆ、

右系圖箆中左之通古書あり、

なにのゆへ いへともしるし置

松やねミツすこし入候さてこし申候、

一には之つちあはせて

一かまつち

くすり、もち之米、きらす、まつやね、ミツすこ

し入る、さてこし申候、

一せんちん之つち

一くしのつち

くすり、まつやね、たふさにかは、ミツすこし入

候こすなり、

一たふ之つち 一ぬりかへよし

一す、けかやよし

一ついちのつちよし

一はいつちよし 一つくりつちよし

一こかへつちよし

一拾年ほとには之つちとりよし、人之はり、うまのは

り、うしをはいぬか、此分合而老年二年ににるによし、

一ゑんしふ十斤ニミツこれひミツなり廿五盃入候たふ、す五匁目、まつ

やね十五匁め、かふりミふし入申候、てかけんつめ

にのせにてはんふんハ申候ときこし申候、

一ゑんしふになり不申候ときよく候はいたれ に可有

候、これひミツにて候、

一しをやのはいよし

一やまはいよし

くてん有 しく候

たいたふ 一貫のてん

なんはん あんとふにんのてん

ふくはら

監物

此分ひミツ可有、これをよくくきしやうもんのみまへ

に候、

和田民部

天正七年十月廿四日

はたの

ちふ之せう殿さま 江

たかのけくすり之事

つはめ之くろやき　むしやくろやニ水にのめをふむ
事、馬屋のつちをたれにてはかりにる也、それなけ

れは山ま之はいをたれてはかりてにる也、よくくく
くたくに有、

一 ゑんせう之日記いへ之つちゑんせうにそこなみ候時ハ、
山之はいと　ろこふをひしきてた程くを葉一ツさす也、

一三十二匁目上　一三十六匁同ぬけ葉

四文目　一三十四文め同中

すミ四文め八分

石塚藤助ナル者　蒔見ニテ上見方ニツトメ古系圖一卷
ヲ持来ス、二百年物也、石牟禮大明神社職也、

親家

大木林與市

親忠

二郎

△行頼

是石塚ノ元祖ナルヘシ、藤原姓、
左兵衛尉

石牟禮大明神　石塚左近
正神社職給早

藤田家系一卷ニ載テ、右播广守保好代ニ書シテ曰、

文明二庚寅正月廿日、島津忠国様死玉、四月十三日、
大雪降、大サ馬頭如也、

石塚家四郎左右衛尉正資代ニ書シテ曰、

文明九丁酉季九月七日ニ向島焼出、同十三日、灰砂
降、

石塚家石見守正興代ニ書シテ曰、

於宮ケ原合ケ廻山下帶刀左衛門ノ討取也、

加藤采女正討取、福山於柴尾馬之頭殿・肝月殿取合
時、迎助左衛門打取、

郷士年寄平山後藤兵衛なる人名勝志方御札一件留帳

一冊持来ル、予之ヲ借、古事可鑒ヲ掬騰ス、
(脱カ)

古城一ヶ所　城名高雲加世田ヶ城、百引平房村之内ニ

有之、文明年間藤原美作守忠常開基之城也、文明年中

在番新納左馬助・宮里道随、元龜年中肝屬家より川越

玄仲・同名丹後守入替在番、其後島津豊久・右馬頭・

又四郎・比志島伊与守・伊集院幸侃在番、其後島津豊

後守百引平房村ヲ領ト申傳御座候、

一古戰場 平房村之内大崎境赤ハケト申處ニテ、慶長年間之比、御支族系圖ヲ按スルニ、資忠八代孫讚岐守忠

相三男藏人久厦、永祿元三月十九日、戦死于恒吉宮ヶ

原、法名雲菴竜溪トアリ、北郷藏人殿ト肝属家ト大合

戦有之、双方戦死ノ由申傳御座候、尤藏人殿家臣戦死

首塚ト申傳赤ハケ御座候、

一古陳場ト申傳ノ處、百引平房村之内高雲加世田ヶ城ヨ

リ丑方ニ相當八町程之所ニ北郷藏人殿陳迹ト申渡候處

有之、當分其邊陳之平ト申傳申候、

一利大明神宮

一御正躰鏡一面、差渡一尺八寸程、御神躰切付、圖師

源藏系圖ニ左之通書入アルヨシ、

一延暦三年、參議左大臣魚名改以利名大明神奉崇、光

孝天皇御宇、山城州綴①(郡)移宮玉、②(度)通・維永日州御

下向時、利大明神靈廟圖師與日州諸縣群春日村着、其

後盛仲免許以鹿屋之中城之内舟隈村数歳居住、養和元

年ニ祐貞依為強弓百引西原・堀切原之両村知行、明神

樋之村安置被申候、祐盛・重治・重好・重晨・③(重)度・祐

壽六ヶ村被置、

豊後守

一光孝天皇御宇、山城綴喜郡居伊藤護守④(權)田信⑤(時)二男維永文

武達人名跡定置從五位下駿河守日州志布志下着、從其

鹿屋数歳居ス、

一養和元乙巳歲三月十三日、高山本城盛仲對面ス、

按スルニ、古系圖ノマ、ナルヲノセタルユヘカ誤字

尤多、タマノヲノレ讀得タルモ、古風ヲ遺サヌタ

メニ原本ノ俣ニスル也、

一右⑥(古)より申傳事御座候、其時百引地頭鎌田加賀守殿御代

如神殿ニ御つふげ御座候、則所之役人・社家差寄千

度御はらい仕、相違申候時御神託御座候、様子者、関

ヨリ此地島津様御旗下ニ御成シ被成、其軍神ニ利大明

神之由御座候、則御公儀ニ申上候、其時御太刀御上被

成、于今御三方之内ニ籠申候、其後肥後・豊後ヲ切取

被成之時、為御祝鎧甲御上被成候、其鎧ノ形御三方江

少御座候、

大宮司

鶴田勘右衛門

右之通、古書付ニ相見得申候ニ付書写差出申候、于今

宝物御座候、

一 諏訪両大明神 両社

棟札寫

聖主天中天

迦陵頻伽声

百引諏訪両大明神社壇一字

哀愍衆生者

我等今敬禮

夫社壇造立者、奉為金輪聖星天長地久、殊者大檀那越

前河内守兼續公沙弥省鈞公・固當主君良兼並滿壽丸息

災延命、子孫繁昌、身心安泰、武運長久、現世怨敵皆

赴慈、凶徒退散、永保壽福、万歲快樂、領内治齊、五

穀豐、諸人愉悅、心中求願如意満足故也矣、又當地頭

造宮主中村對馬守平氏吉親今忽鎮両大明神積谷餘慶現

世來世令願望成就也、為如指掌者也、

永祿元年戊子八月十六日 遷宮了

遷宮師權大僧都

快津

脇田李助封

鍛冶榎田太郎三郎封

一大王宮 堂籠ト云所ニ社アリ、堂ノウシロヲ後堂ト云、

棟札写

奉造立大王御社臺一字事

右意趣者、為天長地久、御願圓滿、殊信心大施主息

災延命、子孫繁昌、皆令満足、諸人快樂故也、

應永十一年甲申美二月吉日

大願主源伊賀倉「書ニハ房トアリ」

大工沙弥

榮頭敬白

又

奉再興ノ大王社一字事

右意趣者、為天長地久、御願圓滿、殊者大檀那肝屬

左馬頭伴良兼並隱居前河内守兼續公武運長久、怨敵

退治、殊者子孫繁昌、領内堅固、諸人快樂、如意滿

足故也、

永祿九年丙寅九月晦日

大宮司藤原助市・中村對馬守

鍛冶日奉助友

「紀州藤城住」
大工藤原安秀

右、予親ク神檀ヲ開キ是ヲ見ル、元禄年時棟版モ一

片アリ、神鏡二面アリ、唐ノ鏡也、

一石牟禮大明神 此社七久保ト云方限ニアリ、平房石牟禮社ニアラス、

棟札

奉造立石牟禮大明神御社一字所

右意趣者、護持信心大檀那^{⑥殊}和藤原郷儀久武運長久、

御子孫繁昌、一々吉慶吉利、如意吉祥故也、

次ニ者藤原政長息災延命、武運長久、子孫繁昌、

急々如意律令、

天正十三年乙酉

大願主

三郎兵へ

十一月三日敬白

大工

伊與守

藤原助興

一藏王權現

棟上奉造立藏王權現御宝前一宇

右意趣者、天長地久、御願圓滿、殊者大檀那^{兼續}兼良息

災、御子孫繁昌——並當願主^平吉親——^{良兼力}

于時天文二十二年丑十二月廿二日

丸山寺鎮守

一湯尾權現 ^{屋カ} 一社

棟札之寫

熊野三所權現社一字

聖主天中天、迦陵頻伽声、哀愍衆生者、我等今敬

禮、

大檀那大梵天^{⑥王}

天文廿三年癸丑二月三日

大願主^{帝カ}常釈天王

夫社造立者、奉為金輪聖主天長地久、殊者當檀那越伴

家良兼・同御隱居^{不分明}各御息災、安^{⑥泰}寐心堅固、子孫

繁昌、^⑤〔豐饒、^⑥沙弥省釣公〕^{地ノ字アルヘシ}万民快樂之故也、而又當頭中村對

馬守今忽領此權現積善餘慶、現世二世之願望一々令成

就満足者也、

別當快惠

一德祐山 善福寺 禪宗

一知行目錄

高八斗三升七合六夕六才

右之高、平房善福寺為居屋敷被宛行者也、

慶長十九年八月十日

比志島紀伊守判(國貞)

伊勢兵部判(貞昌)
藏(歌)

三原諸右衛門(重種)

町田勝兵衛(久幸)

善福寺

一 德祐山善福寺本尊如意輪觀自在菩薩

右者、隅州肝屬郡百引平房加世田城者、從往古麓也、依之當寺菩提所相立、祠堂高式石五斗九升余致格護來、祈願所之古跡往古麓之證跡為記置、此旨記置者也、

也、

一 開山 嚴正文大和尚(崩)

右者、太守豊久「立久公カ」公節山大中菴主御代、文明歲中藤

原美作守忠常開基ニ而、城之御在番新納左馬佐殿号

宮里道水居士也、

一 二世久屋林昌和尚

〔五代カ〕、元龜歲中、肝屬方河内守兼續公、庄内北

郷家卜平房之内赤ハケニテ故有交鋒先及合戰事数日也、北郷家運極戰死ス、依之肝屬方其威乘北郷家本城(より)打掛時、末吉國合之ニ而肝屬方戰死也、于

今者道端ニ竺祐之石塔有、委尋、竺祐勝乘威掛國合

ニ而敵ヲ追掛ル時、敵謀之致臥勢思(誠)俟責過時分見合、

發合中籠相戰、運尽馬ヨリ下リ、馬松ケ相留已切腹

畢、北郷之余類首於取帰去ル、然処其馬数日於経而

飢死、依之竺祐馬灵惱人馬、故魂崇葉山權現与、每

年四月朔日祭ニ而、灵魂納受ニ而牛馬之守護神与崇、

于今牛馬繁昌於誓詣ス、賣買之市迄古跡之由跡相殘、

仍而故如是也、然其肝付方之余類川越玄忠・同名丹

後守入替リ在番也、

一 三世桂月門良和尚

右代、島津豊久公・同名右馬守・同氏又四郎殿・比

志島紀伊守御在番、然処伊集院幸侃發逆心、依之誅

之給、其以後子息源次郎桶籠御家ト及一乱砌、数代

無住之由也、

一 四世(十)列宅道和尚 五世山雲白峯和尚

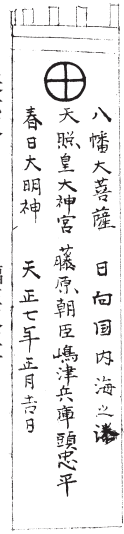
六世密列(覺雲)大和尚

右八世見道當寺ノ由来古事ヲ記シ置タル一帖アリ、余一日經過偶此書アリ、而御札方ノ一冊ニノセテアルヲ以此ニ誌スル也、

一百引郷士江藤家寶物左之通御座候、

一御旗一ツ、此圖之通、地絹、名相知不申候、

但御自筆ノ由申傳御座候、



一短刀一本 長九寸五部

但銘正宗

由緒者出火ニ而焼失、

一百引麓村之内里

堂籠村 新地村 哥丸村 檜⑩ナシ久保村 唐鎌村

西原村 堀切原村 出水ヶ野村 坂之下村 宮之元

村 竹之下村

一平房村之里 上平房村 下平房村

百引中郷士抱地

一惣高頭三千貳百五拾六石七斗三升六合貳夕五才

一慶長十九年、御地頭吉田六郎左衛門殿百引村之内堂籠

ト申所江御飯屋被成御開基之由、此飯屋于今アリ、余モ暫ク行テ見ル、

一百引平房村之内坊屋敷ト申所、ダキ所ト申傳五輪古石塔有之、法印宥雄ト相見得申候、

一鹿兒嶋下町札之辻より百引地頭飯屋元迄拾五里式町程、

右宥雄墓ヲ在中ノ者トモ物識リトノ、墓ト云ツタヘ

タリ、意フニ、此處ニ於テ談義ヲ初メ山村ノ朴民ヲ

サトシタルニテ、今ニカ、ルコトヲ云モノナラン、

マタダキ所ト云モ談義所ノ約ナラン、

予経歴中タマ〜古社ヲタツネ古墳ヲ探、

一徳永門ヨリ支配スル観音社アリ、木像牀中ニ古文字ア

リ、予親ヲ讀得之、

「不分門」 清右禪門 三郎兵衛 三郎次郎

賢性妙心 妙秀

永享三年十月廿一日 作者聖觀

二郎四郎道祐 八郎二郎道見道立

道慶

妙秀 四郎兵衛

願主金光坊

表向

厚松法師房 菊三郎 祖呷

覽秀 弥太郎 太郎

※(重注)

「予此木像ヲ熟覽セシニ、其細工微妙ニシテ尋常ノ及トコロニ
アラス、意フニ、聖觀ナルモノハ匠者ノホマレアルモノナル
ヘシ」

一予一日田事ニ出、急雨ニ侵サレ、平房村ノ内久留門ト
云所ニ雨ヲ避、村爺此山腹川越丹後守墓アリ、故ニ雨
ヲ衝登覽ス、一墳ハ癩類シ一墳ハ傾立ツ、癩類シタル
八字ヲ讀得ルコトアタハス、

玄室義忠庵主

按スルニ、コレハ丹後守ニハアラス、善福寺住見道
書置タル由緒書ノ前件ニノセタルウチニ川越玄忠・
同名丹後守トアリ、シカレハ玄忠ノ二字ヲ法名ニ入
レ玄室義忠トシタルニハアラヌニヤ、癩類セル一墳
疑ハ丹後守ニハアラヌニヤ、見タルマ、ニシルス、

百引村西原方限ニ般若寺ト云寺アリ、當分圓山和尚弟
子觀應ト云僧住持也、予一日平山氏ト同手シテ是ヲ訪、
大般若經六百卷ヲ書寫シタルヲ寺寶トス、古風ノ物ナ
リ、傳云、節山公肝屬御通行ノ時此寺ニ暫ク御憩被
遊、般若經御覽被遊、夫ヨリ般若寺ト名ツケタリト云、
然トモ口碑ノミニシテ書ニ殘シタルハナシ、此般若經
ハ圖師家ヨリ支配シテ、開闢ノトキハ右家ヨリ上下ヲ
服シ敬テ之ヲ取扱事也、

按スルニ、節山公肝屬御通行ト云傳ヘタルハイフ
カシ、圓室公御征伐ノ御ツイテ當寺ニ御憩ニテハ
ナカリシニヤ、口碑ノ傳ヘタルマ、ナレハ、キハメ
テアケツラヘカタシ、右六百卷トモニ卷後二年号月
日・大檀那・住持ナト名ヲシルシテアリ、コトク
ク書スルニ暇アラス、一二ヲ此ニ寫置、武部助宗ト
アルハ乃チ圖師家ノ祖也、右家ハ今ニ寺ノ邊ニアリ、
隅州小河院百引村西原永明禪庵公用、大檀那武部助
宗、大願主沙門祖言、
應仁三天己丑正月十一日 一卷
寛正二年癸未八月 日 再興ノ大施主武部助宗

文明六 龜集 甲午潤五月初一日書之、

惠日山般若禪寺公用 一卷

其後星霜ヲ経ルニシタカヒ其寶経失、或ハ虫附、或

ハ雨水ニカ、リテ一百余卷ヲ失セリ、延寶年間又補

闕テ而後マタ六百卷ヲ充滿セリト見エタリ、

隅州小河院百引村永明禪庵今改曰惠山般若禪寺、旧(日脱カ)

領主仲山祖言和尚、而後経卷破失早、尚六百卷内福

昌下頼助筆(勝カ)騰書者一百十卷、因全部六百卷成満矣、

延寶六年戊子霜月吉日、今願主永平現住般若比丘洞

鳳叟全籠、

一右般若寺佛壇ノ南ニアタリ代々ノ住持ノ墳アリ、開山

巨海和尚ノ墓モアリ、

伊作海藏院宝笥ノ内ニ、河内守久逸主寄附ノ文珠像ノ

一幀アリ、天保乙未閏七月、偶詣彼寺展觀之スルニ、

生絹地ノ彩色画、八九歳計之童形坐像ニして彩面如生

眉宇眼色精神状兒大ニ常人ニ異ナリ、截髮垂肩及双手

合掌、絳色地蔓艸紋ノ本朝童服ニ碧色ノ袴ヲ着シ、蓮

花上ニ危坐ナリ、常式之文珠像ニ似ス、筆意雄邁、衣

紋端正、画モ亦凡庸ノ及所ニアラス、一タヒ披キ闕テ
驚懼ニ不勝、因テ謹テ愚按ヲ立ルコト左ノ如シ、

此一幀恐ラクハ是 日新公御童形ノ御肖像ナルヘシ、

善久公越山公御逝去明應三年四月十八日、于時日新公御年三歳ノ後、河内守主外

ニ御頼ノ方モ無之、御嫡孫 日新公ヲ掌上之珠ノ如

ク思召タルコトハ疑モ無キ御叟ナレハ、此公御文武

ノ御運長久ヲ海藏院法印ニ御タノミ、文珠菩薩ニ表シ

テ一幀御調ヘ御寄附有之、朝夕大般若其外ノ御祈禱ア

リシナルヘシ、画師秋月筆ナルヘク、若秋月ニアラス

トモ、當時名画ノ寫セシニハ疑ナカルヘシ、日新公

御降誕明應元年ナリ、久逸主加世田御戰没同九年十一

月十一日也、其時 日新公御九歳ナリ、 秋月ハ高城

氏ノ人、忠昌公蘭室公ノ時ヨリ 忠治公蘭臆公 忠隆公興岳公ノ間画師

ニテ登用セラレタル人ト見ユ、時代符合ス、忠昌公御坐

師秋月アリ、又隆盛興岳公御像、

秋月画、雪心贊ナリ、可併考、蘭室公永正五年四十六ニテ御他界、 日新公ヨリ二十

九ノ御年長、久逸主明應九年加世田御戰没、六十一歳、

蘭室公ニ二十六ノ御年長ニテ、加世田陳ハ 蘭室公

卅八歳ニテ、屈竟御治世ノ時也、 日新公廿七歳ノ御

時 蘭室公御他界ニテト (マ)

久逸主加世田村原水棚御戦死ノ起リハ、文明ノ比、薩

广守國久用久嫡子、用久ハ義天公ノ御二男、加世田江居城、後阿久根在城ニ

テ出水表一圓領セラル、明應以前ヨリ一族新三郎忠

福ヲして加世田ヲ守ラシム、忠福ハ下野守昌久弟、忠興ノ支族、昌久ハ河内守久逸ノ孫婿也、

大中公ノ御母堂島津薩守重久女トアリ、重久ハ忠福ノ子カ、可糺、于時本家ト問アリ、明應

九年庚午十一月、薩摩守忠興成久ノ子、國久ノ親也孫實久ノ師ヲ帥ヒテ

是ヲ攻ムルコト急ナリ、久逸主忠福ノ急ヲ救ハシメ

ニ伊作ヨリ御出馬、(忠カ)久福援ヲ請、大森城・尾守城ノコト加世田ニ傳來タリ、尚可糺シナルヘシ、村原村大森カ城ニ抛リ

玉ヒ、尾守城ヲ責ントシテ兵ヲ進シテ、敵牟田原ニテ

深田ニ謀ヲ以オヒキ入參ラセ御戦死、園田新左衛門奉

打ト云、加世田内山田村一ノ坪百姓ニテ、奉討シ大刀并ニ御鎧ノ袖子孫持ツタフト云、

按スルニ、忠福其時加世田ヲ忠興ニ拔レ、忠興方ヨ

リ領セシナルヘシ、

世ニ日新公海藏院江御祭文トシテ御登山アリシト云

ハ、久逸公御戦死後ノ事ナルヘシ、

明應九年ヨリ後四十年ヲ経テ天文八年正月一日、日

新公嶋津八郎左衛門実久(忠カ)興ノガ一族ヲ加世田城ニ攻

拔キ玉ヒ、川邊・山田其外一圓御手ニ属シ、其後加世

田御在城ナリ、其時 日新公御年四十八、大中公御

年二十六、日新公二十四ノ時ノ御子ナルヘシ、

此四十年ガ間 一瓢公御養子ノコトアリ、大翁公

大中公ヲ御養子又御違變ノコトアリ、実久伊作城ヲ襲

取リシコト、田布施御出陣ニテ御取返シノコトアリ、

種之御辛苦不可枚挙、

大永六年十二月十二日、日新公 大翁公ヨリ伊集院

ヲ拜領、

翌七年五月、嶋津実久襲取之、町田久用ニシテ令守也、
此間九年 実久領

天文五年三月七日、日新公 大中公 忠将公以三千

餘兵伊集院城ヲ攻取玉ヒ、大中公伊集院ニ天文十九

年マテ御在城ニテ、夫ヨリ鹿府本御内ニ御移リ也、

天文五年伊集院城御攻取故、薩州家散之ニ相成リ、勢

漸微ナリ、同八年加世田御勝利ニテ、薩州家本領ノ出

水・阿久根迄領シテ御敵對モ不致、実久ハ出奔セシナ

ルヘシ、

一同寺江 日新公御自筆ノ不動像アリ、御真筆疑ナカル

ヘシ、

一又十二天ノ像十二幅アリ、古物ニテ、全躰印本ニ着色、

金泥等用タル(イ)ノナルトモ、其画ノ精緻微妙ヲ尽セリ、

宋元ノ名家ノ画ナルヘシ、以後可礼、

肝屬郡「地理誌」

百引

一 百引者舊肝付家領地也、天文年間、專肝付河内守兼續領地、右之事、天文廿二年癸丑十二月廿一日利大明神棟札大檀那隱居与有之、其外字損不相知、然共省釣之事ハ無疑也、地頭者河越丹後守ニ而可有之欵、元龜三癸酉十一月平房村石牟礼大明神棟札ニ地頭右之名有之ニ付、同地頭ニ而可有之欵、

一 石牟礼大明神

右、伊勢を崇むと申傳ふ、

一 奉造立石牟礼大明神御寶殿一字事

右意趣者、為天下大平、國土豊饒、殊者信心大檀那藤原美作守忠常并女大施主息災延命、忠常子孫繁昌、殿内安穩、無病自在、弓箭冥加、無難消除、而五穀成就、惣者諸人快樂、所願圓滿故也、敬白、

于時文明十七年乙巳歲十一月十八日

右筆快呼

大工 九郎左衛門

一 奉棟上石牟礼御社一字事為

右御祈願者、金輪聖皇天長地久、國土泰平、殊者信

心大檀那藤原忠常并氏女子孫廣多息災延命、武運長

久、弓箭無事、心思成辨之故也、仍祈願如斯、

永正元甲巳九月廿八日 大工 平氏重宗

取成 昌弘

一奉再興石牟禮大明神寶殿一字

右意趣者、天長地久、御願圓滿、殊者護持信心大檀

那伴兼亮御息災延命、身心堅固、子孫繁昌、兼又當

地頭河越丹後守平重尚武運長久、勝軍自在、城内安

全、諸人快樂、庄園泰平、五穀豐饒、并當座主泉藏

院快善寺家安穩、人須繁榮、而又助成「本」分力之輩各々

心中祈願如滿足故也、

元龜三癸酉十一月吉日 大願主敬白

大工 木緒「本」隱岐守

鍛冶 尾上助左衛門

平房村
一高雲加世田ヶ城

右、久「マ」豐公御代文明年中、藤原美作守忠常開基、

城之御在番新納左馬佐・宮里道隨、元龜年中、肝付

氏之家臣川越其忠「女」・同名丹後守入替在番、其後在番

嶋津豐久・同右馬頭・又四郎・比志嶋紀伊守・伊集

院幸侃在番、

宮里道水「隨」・新納左馬佐代 正祝子石塚甚左衛門

川越玄忠・同名丹後守代 正祝子石塚石見

嶋津豐州・嶋津右馬頭・又四郎代 正祝子石塚雅樂助

比志嶋紀州・伊集院幸侃代 正祝子石塚雅樂助

右所申傳ふ書付ニ有之、

平房村
一善福寺 山号徳祐山

右開山明巖正文和尚、久豐公御代也、二世久屋林

昌和尚、三世桂月門良和尚、

平房村
一赤ハケ

右、平房村より東之方十丁計茂可有之欵、大崎野方

村・恒吉境目也、肝付氏・北郷氏數日戰之地ニ而、

北郷方敗軍ニ而余多戰死、

地理志

百引

赤ハケ 平房村にあり、當村東方拾丁計も可有之、大

崎野里村(方カ)・恒吉境也、与肝付家北郷氏数日之戰場ニ

而候、北郷方及敗軍余多戦死、

當郷ハ、上古野上田伊与坊時盛知行之、

〔纂考〕

新城郷島津要人久寛か旧食邑なり、其始祖を島津右馬忠將と云ふ、貴久の弟なり、其子右馬以久嗣く、以久の嗣子を守右衛門彰久、室ハ義久の第二女なり、義久彰久の室に鹿屋を割、粧田三千七百石を與ふ、世に新城翁主と称す、翁主相模忠仍を生む、忠仍の第四子大和久章と云ふ、家久の女を室とす、かくて久章の室に粧田千石を與ふ、寛永十三年、新城翁主請て久章の家を立、己か粧田三千七百石を久章に譲り、久章の室の千石を併せ四千七百石を領せしめ、垂水の次門として鹿屋に住す、久章罪ありて正保二年十二月谷山清泉寺に於て殺され、其領地を没取せらる、久章子あり、又助忠清と云ふ、父の事に坐して其後たる事を得ず、忠清母ハ島津光久の妹なるか故に寛弟弟、母の粧田千石を與へ、承應二年、宗家島津美作久憲か義弟とし更に家を立つ、忠清没して寛文二年、光久第十、男權十郎忠頭をして忠清か後を嗣しめ、新城を與ふ、

鹿兒島縣廳より辰の方海上七里にあり、當郷東は花岡に接し、西ハ垂水に接し、北ハ高隈に界、南ハ滄海なり、周廻七里十四町二十一間、村落新城一村、人員總計千七百六十四人、總合戸數三百八十四、

〔地理志〕

神貫神社棟札、享祿三年霜月十六日、大旦那伊地知重武、夫ヨリ永祿迄同重興領、○黒石田權現棟札、大願主平盛高、文明八年四月廿一日、大旦那肥後藤内左衛門尉、○天正二年ヨリ十三年比、地頭鎌田圖書助政勝、天正ノ比、鎌田出雲守政近、政勝子、○

此地上古伊地知氏領地之内也、慶長四年島津右馬頭以久賜垂水之時、此所モ亦同領内ニ而、以久ノ嫡子島津主右衛門尉彰久ノ妻義久公第二御女、相模守久信母堂、俗ニ号新城様、彰久子相模守久信ノ二男大和守久章住之、有故久章正保二年乙酉十二月十一日被誅居于爰、其孫大和守久章領之、有故久章伏誅ノ後、絶其後嗣、収公此地、雖然其子又助忠清家嫡島津玄番頭忠紀為弟、再賜故祖母之遺跡忠清、寛文七年ヨリ島津壹岐久侶忠清嫡子賜一所之地矣、

城山 濱ヨリ東也、此所ハ新城様被成御座候、其後鹿屋ニ属ス、寛文七年ニ至リ、島津又助忠清于時廿九私領ニ賜ハル、夫ヨリ世々為食邑也、

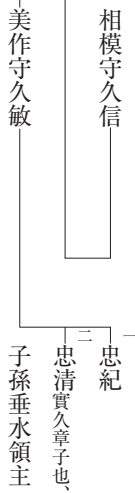
〔國史元久傳〕

寛文九年三月云々、島津久章相模守久信之子、又四郎久敏之弟也、娶於慈眼公之女、生又助忠清、食采於鹿屋・新城、以狂悖誅、没入二邑、不立後、賜忠清母湯沐邑一千三十石、母卒、公以賜忠清、久敏無男、以慈眼公第七子忠紀為嗣、公因以忠清為忠紀弟、而立之、初久信貸古銀二百貫目於公家、不立利息、止受借約、以付忠清母、至是、舉新城田祿一千三百八十石而與之於忠清、以償旧債、與湯沐邑併為二千四百十石、夏四月、復封忠清於新城、湯沐邑所在不詳云々、

「島津支族系圖」

守右衛尉彰久子

※ 相模守久信



大和守久章

正保二年、有罪誅戮、

忠清

又助 母太守家久女
拜母堂遺跡之地、

久侶

權八 權兵衛 壹岐
實光久公六男

久雄

備中 監物 市太夫
實光久公十八男

久隆

權七 要人 市太夫

久昶

權七 内藏

久備

幸次郎 将監 多門 市太夫 安房

久輔

多門 早世

久方

右膳 要人

實川上久馬久救二男

久寛

巨 數馬

※(頭注)

『此系ヲ国史ニ参考スヘシ』

〔纂考〕

松尾城 新城村 往古垂水領主伊地知氏の居城なり、文禄中、伊集院右衛門忠棟是を領し、其後新城翁主城内の館に居住す、正保二年、領主島津久章罪ありて没収せられ、大山伊豫地頭たり、既にして久章か子島津又助忠清を以て

再び領主とす、忠清復封の支、篇首に詳なり、

〔地理纂考〕

神貫神社 ウツメ 祭神及び創建の年月詳ならず、享禄三年の棟札に伊地知重武、又永禄六年棟札に伊地知重興とあり、神貫或神木に作る、一説に享禄三年十一月十六日創建なりと云ふ、

河路川 水源ハ當邑の山中諸溪より出て、下流花岡・鹿屋の境にて海に入る、一名を茶園ヶ尾川と云ふ、

寺田川 當邑の山中より出つ、旧領主館の下にて海に入る、川口洲渚ありて湾状をなす、土人舟船を泊繫す、

小笠嶽 コカサケ 並妻嶽 ナメケ 此両岳當郷に属すと云へとも、高隈嶽の支峰にして連山なる故に、土俗猶高隈嶽と号す、深林にして猪鹿多く、土人の獵所なり、絶頂鹿屋・高隈・垂水・新城四ヶ所に分堺す、高隈の巻に詳なり、

物産

樹木 楮 榾 甘楮 糠 母 榿 椎 蚊母樹 椎 樟

羅漢松 黃櫨

飛禽 雉 鶉 山鷄

走獸 野豬 鹿 兎

鱗介 棘鬣クビ 鱒アチ 鯖サバ 梭魚カマス 金線魚 章魚 ▽地鮪 △

〔地理課川調帳〕

一 幹流 一新城川

新城村

水源 垂水柁原村ノ内 ●白山中谷 ヨリ流合、里程一里ヲ經、

新城海工入、

一 同 瀨浦川

同村

●内山二川圓、里程一里ヲ經、瀨浦海工流入、

一 幹流 古城川 麓ノ川

同村

●川原田 古城 三川圓、里程一里、麓之下海工流入ス、

一 單流 水迫川

同村

水源 ○水迫ヨリ流、里程五分、白崩海工入、

地理志

新城

慶長十五年、嶋津相模守忠仍領、

寛文七年嶋津又助忠清之時、私領ニ被給候、夫より世々

食邑、

上井日記

天正二年八月廿九日、此日、鎌田圖書助被申候、此茂新

城へ相越、役所配候と三十ヶ所計餘ニ而候、猶々移衆被

仰候へと被申候となり、天正二年十月十七日、此日、奈

良原狩野介承事〔八〕、新城江移候処、拙者を頼候つる度

被仰候、新城にふなると申候而三反之縮屋御座候、是を

被下候へ、それなくハ、小嶋と〔し〕是も三反之處ニ而候、

〔正定〕候へとあり、

熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考

(表紙)

熊毛
馭謨
大島
三郡地誌備考

(中表紙)

熊毛郡 種子島
馭謨郡 屋久島
大島郡 大島
喜界島 徳ノ島
沖ノ永良部島
與論島

熊毛
馭謨
大島
三郡地誌備考

(中表紙)

熊毛郡 種子島
馭謨郡 屋久島
大島郡 大島 喜界島 徳ノ島
沖ノ永良部島 與論島

熊毛
馭謨
大島
三郡地誌備考

熊毛郡

一 西之表村

一 住吉村

一 國上村分割

伊關村 明治十四年十一月

一 現和村

一 安城村分割
古田村 十五年

一 野間村

一 納官村

一 油久村

一 増田村

一 島間村

一 坂井村

一 西之村

一 壱永村

一 平山村

一 中之村

馭謨郡

一 宮之浦村

一 楠川村

一 小瀬田村

一 船行村 一 安房村 一 麥生村
 一 原村 一 尾之間村 一 小島村
 一 平内村 一 湯泊村 一 中間村
 一 栗生村 一 永田村 一 吉田村
 一口之永良部島 一一 湊村
 一 志戸子村

熊毛郡

本郡ハ上古多嶽國或多嶽島ト稱シ、本島ニ益救・熊毛二郡、屋久島ニ能滿・馭謨二郡、合セ四郡ノ國ナリシニ、天長元年 淳和帝ノ時、能滿ハ馭謨ニ合セ一郡ト為シ、益救ハ熊毛ニ合セ一郡ト為シ、二郡共大隅國ニ隸セラル、今種子島ニ野間村アリ、能滿郡ノ遺名ナルベシ、然レハ能滿ヲ熊毛ニ合セ、益救ヲ馭謨ニ合セタルヲ、天長ノ説誤ナラン、天長ヨリ鎌倉幕府ノ時ニ至ル星霜凡三、百五十年ナリ、中古、高野入道・野間入道能滿ナルヘシ・熊毛入道ナル者本島ニ主宰タリ、鎌倉幕府ノ時ニ至リ、大浦口某ナル者本島ノ地頭ニテ、某ハ鎌倉ニ在テ、其代官上妻某在島シテ貢税ノ事ヲ掌レリ、其後肥後守信基本島ニ封セラル、信基ハ平清盛ノ孫行盛ノ子ナリ、父行盛文治元年檀浦ニ滅ビタル年ニ生レ、權禪ニ在テ難ヲ通レ、後北條遠江守時政

ノ養子ト為リ、時政ノ執奏ニ依リ本島ニ封セラル、子孫世々相承、種子島或肥後氏ヲ氏トス、信基ノ玄孫時基迄ハ京都ノ幕府ニ屬シ、其孫對馬守頼時始テ島津氏ニ臣從シ、貞治五年四月島津氏久師ヲ肥後ニ出セシ時、頼時其將ト為リ、菊地武光ト日ノ岡ニ戰テ死ス、其子清時ハ元久ニ事ヘ忠ヲ顯ハシ、應永十五年十月八日、元久清時ニ屋久・惠良部両島ヲ加封ス、久豊モ亦清時ニ硫黄・竹島・黒島ノ三島今薩摩川邊郡ニ屬スヲ加封ス、此三島ハ、永享中時長カ時島津忠國取ム、屋久・永良部ハ併領スル故ノ如シ、永享八年八月、忠國ノ守護代好久幡時清時ノ子ニ臥蛇・平ノ二島亦川邊郡ヲ加封ス、其子時氏ニ至リ、本島及屋久・永良部・臥蛇・平ヲ併セ五島ヲ領ス、其子武藏守忠時ニ至リ、永正中臥蛇・平ノ二島ハ島津氏ニ収メ、其他ノ三島ヲ領シ其子惠時ニ至ル、惠時ノ子直時不孝ニシテ天文十一年三月父ニ叛キ、根占ニ奔リ根占氏ニ黨ス、惠時援ヲ貴久ニ求ム、貴久新納伊勢守康久ヲシテ兵ヲ師帥カヒ往テ之ヲ救ハシム、康久屋久島ニ至ル、惠時来テ三島ヲ獻ス、貴久之ヲ聽テ許サス、康久ヲシテ説テ父子ヲ和セシム、是ニ於テ惠時還テ尚三島ヲ領スル故ノ如シ、惠時ノ曾孫左近太夫久時ニ至リ、文祿四年六月、義久久時力封ヲ薩摩知覽院ニ易ヘ、島津右馬頭

以久初征ヲシテ種子・屋久・永良部ノ三島ヲ領セシム、

慶長四年六月、以久ヲ下大隅領主ト為シ、久時ヲシテ本

島ニ復セシム、是時、本島ニ尚四千石ハ島津氏直隸ノ地

アリ、屋久・永良部ノ二島ハ權ニ久時領シ、代官ヲ置キ

之ヲ管ス、十七年ニ至リ、遂ニ島津氏二島ヲ収メ直隸ト

為ス、寛永九年六月、島津氏直隸タル四千石モ久時ニ給

與ス、因テ全島一圓ノ領主ト為リ世々相承、徳川氏大政

ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、種子島氏ノ裔孫領

スル所ノ本郡ヲ収メ、信基本島ニ封ヲ受シ頃ヨリ凡六百六十七年ハ領セシナラン、尋テ封土

ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿児島縣ニ屬ス、

現和村

建武中、禰寢彌次郎清種本村ノ名主職タリ、

地理志

熊毛郡淳和天皇天長元年、停益救合熊毛郡為一郡、隸大隅國

種子嶋惣廻り式拾九里、本郡西南大隅海上大一嶋なり、上古多櫛或多禰

武備志日本考嶋名部云、種嶋他尼・竹嶋他計・自山城羊馬失羅

▽①至三島玄什磨△都而六十六ヶ國之名を嶋名之部ニ載之、
同書日本圖ニ種子嶋、

▽②淳和天皇之△天長以前者不撰國郡、有能備・益救二郡如二嶋、自天長元年隸大隅國、二嶋各嶋ニシテ各立也、①七

續日本紀曰、天平五年六月丁酉、多櫛嶋熊毛郡大領外從七位下安志陀等十一人賜多櫛後國造姓、ヤツゴ

▽③日本書紀△天武天皇十年閏八月丙戌、遣多櫛嶋使人等貢多櫛國圖、其國去京五千餘里、居筑紫南海中、切髮草裳、梗稻常豊、一菹兩収、其土毛支子・莞子及種々海物等多、カキモノモトヤ

日本地理志略曰、多禰嶋在海上、為大隅之附庸、
續日本紀三十卷、高野天皇宝龜三年八月庚戌、以從五位

下中臣習宜朝臣阿曾磨為多櫛嶋守、
上古、高野入道・野間入道・熊毛入道在嶋シテ宰主タリ、

此時者鎌倉領也、地頭大浦口某鎌倉ニアリ聽政務、其代官上妻氏在嶋シテ宰貢稅、

種子嶋氏元祖肥後守信基、大政大臣清盛公之二男安藝判官基盛子左馬介行盛之長男也、父行盛出都之時信基幼也、

母懷之隱身邊境、遂避其難、而後蒙北條遠江守時政之慈

惠、潛住鎌倉、倚賴時政、時政為養子、號肥後守時信、

時政以執奏賜種子嶋、是時種子嶋地頭大浦口氏也、時信

有所思、乞請大浦口氏之藤氏并幕紋龜甲内而以家嘉例、

改時信號信基、二世信式、三世信貞、四世真信、五世時

基、六世時充、七世賴時、八世清明時力、九世時長、十世幡

時、十一世時氏、十二世忠明時、十三世惠時、十四世時堯、

十五世時次、十六世忠時久力、十七世久時忠力、十八世伊時久力、

左近太夫久時代文祿四年六月廿九日、以御檢地轉旧領之

三嶋賜嶋津久馬頭、賜久時知覽院、慶長四年、再本領種

子嶋、此時屋久・惠良部嶋暫為借地、後終為公領、

文祿四年六月、以御朱印嶋津右馬頭に賜ふ、

五千式百六石四斗八升、外百石永良部、大隅熊毛郡種
子嶋十四ヶ村、

六拾六石壹斗四升、合壹萬石之内也、十四ヶ村、

類聚國史八十七刑法部

慶帝天平宝字五年三月己酉、茅原王座以刃殺人、賜姓龍

田真人、流多嶽嶋、男女六人復令相隨、茅原王者三品忍

壁親王之孫從四位下山前王之男、天姓凶惡、喜遊酒肆、

時與御使連磨轉欵、忽發怒刺殺、屠其股完、六力使置胸上而

膾之、及他罪明白、有司奏請其罪、帝以宗室之故不忍致

法、除王名配流、

弘仁三年八月癸巳、流僧良勝於多嶽嶋、以與女同車也、

延曆廿二年八月辛卯、右京人正六位上長倉王配多嶽、以

言語不傳也、諱力

續日本紀聖武天皇神龜六年十一月丁丑、入唐大使從四位

上多治比真人廣成等來着多嶽嶋、

右同廿六卷、高野天皇天平神護元年正月戊戌、大宰大貳

從四位上佐伯宿祢毛人、坐逆黨左遷多嶽嶋、

文祿四年乙未秋三月、豪家各所領之地有交替之台命、久

時轉種子・屋久・惠良部三嶋而拜領薩州知覽院、慶長四

年六月、有久時本領安堵之命、下賜種子嶋、屋久嶋・惠

良嶋其外之諸嶋、為御借地、然居代官承公用年久、久時

卒後慶長十七年夏、自鹿兒嶋為代官中村与左衛門下嶋、

為一嶋之判事、自此為公家之有矣、

慶長元年、自知覽渡朝鮮、

太守氏久公出師於肥之後州、合戰菊地肥後守武光、此時

有七將、賴時亦其一將也、貞治五年丙午四月十六日、戰

死於肥後州日之岡、此時為嶋津家族下欵不詳、①旗

硫黃 竹嶋 黒嶋

播磨守時長代、筑前博多船自惡鬼ウツキ納版帆之時、來竹嶋籠⑧繁浦繁纜、暴風急吹、逆浪為山、巖險欲崩、非人力之所及、

竟没海底、船客一人亦不免死、是奉達 太守貴聞之處、依俟者終無故見没収於硫磺・黑嶋三嶋矣、

左近將監時氏迄ハ律宗也、寛正六年、淡州沙門本能寺淨光院日良下着種子嶋、久正・應仁年間、日良弘法華宗、時氏聞法談數座、於茲信心增進改宗門、三嶋種子・屋久・

惠良部共始皈伏法華、

文明元年、時氏建立本源寺山号 吉祥山、以淨光院日良為開山、同七年、慈遠寺再興、

長享元年十一月、本興寺日增上人下嶋、是時氏謂令兩寺住持為改宗、依達兩本寺洛陽本能寺 撰州本興寺、時氏再營仕矣、

延徳元年、日增上人皈洛、

久時代、野久尾より移内城⑧号 石峯、

吉祥山本源寺
本源寺末
本法寺
妙泰寺
蓮勝寺
本成寺

清淨寺
日輪寺
淨光寺
善福寺
本善寺
本同寺
本妙寺
妙泉寺
妙久寺
慈遠寺
妙昌寺
本隆寺

全上
善村寺
大專寺末
本蓮寺
遠妙寺
滿徳寺
妙法寺
全上
全上
全上

應永之比、祢寢石馬助清平當地半分領之、十代 家督 正平十八年二月十七日指宿家文書ニ、指宿能登守忠勝・

左京亮忠元・同弟掃部介忠平兄弟三人 江親父彦次郎忠篤入道成榮之讓狀有、征西將軍⑧家より令旨有之候由相見得候、種子嶋加賀守④世 十三・其子左近大夫直時父子及不和合

戰、直時ハ根占方ニ与黨、此節重時訴 太守貴久公、依新納伊勢守康久を大将ニ而被遣攻屋久嶋候処、重時自種

子嶋逃來、訴捧所領三嶋種子・屋久 惠良部 嶋公、然共公不執之、而本領令安堵、父子之銚楯を止給ふ、故ニ 不為、

天文十二年之秋、有南蛮商賣之船來着于種子嶋西村、時船客持來鉄炮矣、日域未有此兵器、種子嶋氏十三代加賀

守恵時見其器之奇、而以為兵器之甲也、故求之而学其術、④交 受窮濫輿、得百發百中功、群臣拳学焉、且令鐵工習製之、

道傳却于世、自是倭將用鉄炮始于此嶋也、④朝 天文十二年癸卯八月廿五日、種子嶋西村之浦西南蛮船來

着、于時西村之宰主職織部丞と云者也、同廿七日、入船於赤尾木之湊、船中大將④明之儒者五峯、牟良叔舎・喜利志

侘孟太抔云者也、此時初而鉄炮式挺持來、葉和令之法家^{④合}

臣篠川小四郎學得之、其習年、蛮客再當嶋ニ來、其中老

人之鉄匠有、而嶋民金兵衛尉清貞と云者法を傳、新ニ鉄

炮數十ヲ製ス、此後近國傳而習之、又嶋士松下五郎三郎

と云者、吳國渡海之節逆風ニ而船を伊豆國ニ漂流ス、然

ニ海賊有而船中之器財を為取、時ニ松下鉄炮を放而射之

敢乘當國人見而為奇、^{④感}衡慕而學者多、自是日本國中押並

而炮術を習傳ふ、依此嶋鉄炮之世に傳ふる初とす、

本朝通紀

人皇百六代後奈良院御宇、將軍義晴代天文八年、始自蛮

國傳鉄炮、

今歲八月、南蛮之船一艘漂着隅州種子嶋、所乘之蠻賈百^{④蛮}

余人、浦人問之、言語更不通、時大明之儒者五峯使者登

汀、嶋主兵部丞時堯出迎之、以杖書砂曰、滄浪之書客何

人乎、五峯亦以杖答曰、吾是明國之儒官也、蛮國之賈人

依來朝適為同船、蛮人素不知禮義、食不用箸^ム匕、飲不用

盞盃、且不知文字、唯近禽獸、于時蛮賈之長牟良叔舍自^ム

所手持之鉄棒発火、驚雷鳴動、聞者大駭、時堯以為軍用

之大器不如之、厚幣深志求其術、叔舍感其志、以炮術及

藥方鍊練移鑄之秘術悉傳時堯、以鉄炮三挺送時堯、時堯^{④鍊}

大喜、以鉄炮送嶋津之義久、以其術傳根來寺僧侶杵坊者、

於是義久亦以所送之鉄炮獻柳營、杵坊者來東州廣傳其術、

自是炮術大流布天下云々、

馭謨郡

本郡ハ、上古今ノ本島・口永良部ノ両島ヲ益救^{夜玖・夜久}・^{邪古・邪久}等ノ文字ニ作ル・能滿ノ二郡ト為シ、今ノ種子島ニ隸シテ多櫛國

ト惣稱セシニ、淳和帝ノ天長元年、能滿ヲ馭謨ニ合セ、

益救ヲ熊毛ニ合セ二郡ト為シ、大隅國ニ隸セラル、熊毛ニ^{能滿ヲ}

益救ヲ馭謨ニ合セシヲ、天長ノ説誤レルカ、中古本島ノ宰主詳カナ^{益救ヲ馭謨ニ合セシヲ、天長ノ説誤レルカ、}

種ノ島ニ野間村アレハ能滿郡ノ遺名カ、中古本島ノ宰主詳カナ^{種ノ島ニ野間村アレハ能滿郡ノ遺名カ、}

ラス、鎌倉幕府ノ時、島津忠久ノ治下ニ附ス、即十二島

ノ地頭職ニ補ストアリテ、本島モ其一也、應永十五年十

月八日、島津元久^{忠久}種子島領主種子島清時ニ屋久・惠

良部ノ両島ヲ加封ス、子孫世々相承、文祿四年、島津義

久左近太夫久時^{清時ノ裔孫}ヲ薩摩知覽院ニ移シ、島津右馬頭以

久ヲシテ種子・屋久・永良部ノ三島ヲ領セシム、慶長四

年六月、以久ヲ下大隅ニ移シ、久時ヲシテ種子島ヲ與へ

舊領ニ復セシム、是時屋久・永良部ノ二島ハ權ニ久時領セシニ、十七年ニ至リ、島津氏直隸ト為ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

馭謨郡 或駒路郡トモ有、

淳和天皇天長元年、停能滿合馭謨為一郡、隸

大隅國、

屋久嶋 惣廻り式拾里三拾町 イニ三拾五里 イニ式拾五里

上古掖玖或夜久・益救・邪古・邪久等之字、

屬嶋永良部嶋、惣廻り六里拾八町 イニ三

推古天皇紀云、掖久人三人歸化、ニ由テ此朝ニ始テ投化ス、

續日本紀云、文武天皇御宇、多楸・夜久・菴美・度感等

人從朝宰來テ貢方物、又云、聖武天皇神龜五年トモ有、

天平五年六月丁酉、益救郡大領外六位下加理伽等一百三

十六人賜多楸直、能滿郡少領外從八位上栗磨等九百六十

九人因居賜直姓、

一品寶珠權現

延喜式神名帳所謂大隅國馭謨郡一坐小益救神社是也、但社邊を一品か浦と云、此所を宮之浦とも云、

應永十五年十月八日、從 元久公種子嶋代八代左近將監

清時忠節之賞、屋久・永良部兩嶋、併領本領種子嶋、十六

代左近將監久時入琢、文祿四年、轉屋久・種子嶋・永良

部三嶋而拜領薩州知覽院、慶長四年乙亥夏、再賜種子嶋、

此時屋久・永良部二嶋者暫為借地、終為公領、從是世々

種子嶋一嶋令領之、

孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑、大宰府奏、入唐副使從

四位上吉備朝臣真備船、(を)以去年十二月七日來着益久

嶋、自是之後、自益久進發、漂蕩着紀伊國牟漏崎、

種子嶋家譜云、時堯命肥後時典・上妻家續築屋久長田城

矣、

久豊公より種子嶋清時ニ硫磺・竹嶋・黒嶋三嶋加給ふ、

文祿四年六月廿九日、太閤公以御朱印嶋津右馬頭ニ賜

ふ、

高千九(百七)拾三石 永良部村

山役浦役此米

三千六百三拾四石三斗八升 屋久嶋

應永卅一年 忠國公日州海江田城御出陳之時、代清明舍(時カ)

弟因幡守時真八月參進鹿兒府、時有遲參診(遅)、依風波難、

述海上不任意候旨、今度遲參不依大小身不去所領、不可

有對顏云云、苟時真為名代、去清時之所領詔無本意(必)、就(然)

奉行大寺作州・柏原豊州因催促、不得止而獻惠永部、即

奉謁 太守久豊公、
川上因幡守日帳

寛永十年癸酉、諸國へ上使被召下候、九州へハ小出對馬

殿(城)・堀織部殿・能勢小十郎殿被下候、此間略、喜入久右

衛門・相良全助・川上因幡相付申、九月九日、大隅御出

船、屋久一艘之湊(湊)江御着、同十日、永良部へ御三人御渡

候而、其日屋久長田へ御着、同十一日、又如一艘御廻候

由被仰候処、川湊を浪砂を上(け)き(さ)候故御船出候事

遅とて、陸路を相越候、地頭五代少左衛門其外諸役人衆

振廻ニ而候、幕・屏風杯船ニのせ一艘も被廻候処、俄ニ

西風あかり、船四艘打わり候へ共濱へ打上、人ニけかハ

なく候、末略、
法華

久本寺 在宮之浦村、
本蓮寺 楠川村 光照寺 顯壽寺 長田村

蓮花寺 本隆寺 玉林坊

本満寺 本行寺 志戸子村 本佛寺 安房村

本慶寺 麦尾村 本經寺 尾間村 本信坊 原村

本壽寺 幸生村 岩勝寺 平内村 顯壽寺末 本行寺 在口永良部嶋、

中間寺 中間村 隆泉寺 湯泊村

貝合 錦貝(夜久乃斑貝、今按ニ本文未詳、但俗説、西海ニ有屋久嶋、彼嶋より所出也、)

こきませに色をつくしてよるかひハ
にしきの浦とみゆる成けり

右、和名抄ニ有、 三条院御製

番鎮五ヶ所 宮之浦・一湊・長田・栗生・安房村也、

両權現 宮之浦 住吉神社 志戸子村

矢筈八幡宮 一湊村 濱神宮 權現宮

蛭子宮 栗木村 八幡宮 平内村 權現宮 尾間、有温泉、

盛大大明神 安房村、崇平家主 馬判官 靈石塔有、

明大明神 小瀬田村 横山大明神 楠川村

天満宮 楠川村

宮之浦嶽 長田嶽 栗生嶽

右之三嶽勸請一品法珠權現、

地頭

五代少左衛門 三原次郎左衛門重貞

大島郡

本郡ハ大島・徳之島・喜界島・沖永良部島・輿論島ノ五島ナリ、大島ハ上古海見島、或阿麻彌、或奄美等ノ文字ニ作ル、皆一島ニシテ語轉スルノミ、大島ノ東北ニ阿麻彌嶽アリ、因テ島ノ名ヲ得ルト云、地形稍大ナルヲ以後大島ト稱ス、徳ノ島ハ上古度感島ト稱ス、喜界島ハ上古鬼界、或奇界ニ作ル、沖永良部島ハ上古永良部トアリ、後口ノ永良部ニ對シテ沖永良部ト稱ス、輿論島ノ舊名詳カナラス、守護島津忠久薩摩方十二島ノ地頭職タリ、嘉三年忠久其子忠義ニ薩摩方地頭并十二島地頭職ヲ讓與フル證判アリ、又文永二年忠時初忠其子久經ニ守護職ヲ傳フルモ忠久ノ讓狀ニ同シ、即五島モ其中ニ列ス、文永三年、大島支那ニ入貢シ、遂ニ琉球國ノ屬島トナル、慶長十四年、島津家久琉球ヲ伐ツニ及ンテ本郡ノ諸島ヲ降シ、其後歴世島津氏ノ所管ニ歸ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、十二年四月八日、五島ヲ以テ大島郡ト為シ、大隅國ニ屬セラル、

郷莊

古時、分ツテ貳拾壹間切ト為ス、間切ハ猶郷ト云カ如シ、區域ノ名稱ナリ、大島ハ間切七、村數百三拾四、其一ハ笠利村數、其二ハ古見村數、其三ハ名瀬村數、其四ハ住用村數、其五ハ燒内村數、其六ハ東^{十四}、其七ハ西方^{十二}、喜界島ハ間切六、村數三拾六、其一ハ志戸桶^三、其二ハ東^六、其三ハ伊沙^四、其四ハ西目^五、其五ハ灣^七、其六ハ荒木^五、徳之島ハ間切三、村數四十七、其一ハ東^{十二}、其二ハ西目^{十五}、其三ハ面南^{十七}、沖之永良部島ハ間切三、村數三十八、其一ハ和泊^{十五}、其二ハ東^{十二}、其三ハ西^{十一}、輿論島ハ間切二、村數六、其一ハ大水^三、其二ハ東^三、明治十二年、大島郡從來ノ大小區畫ヲ廢シ、更ニ郡制區畫ヲ定ム、

〔纂考〕

大隅國熊毛郡和名鈔、熊毛ハ久未介とあり、
種子島書紀多祿或ハ多祿に作る、

鹿兒島の南に距る事三十九里、周廻三十六里廿三間、西

距益救島七里なり、村落十六西表村 野間村 下中村 島間村
安納村 古田村 坂井村 平山村
現和村 西野村 増田村 赤尾木村

此島上古屋久島・口之永良部島を合せ益救・能満・馭謨・熊毛の四郡を置て多檄國と云ひしを、天長元年十月大隅國に隸られしなり、其ハ後紀に曰、天長元年九月、大官謹奏、停多檄島隸大隅國事、右參議大宰大貳從四位下小ナ朝野峯守等解稱、謹按案内、大政官去二月十一日府称、件島居南海中、人兵乏弱、在於國、良非扞城、又島司一年給物本准カ稲三萬六千餘束、其島貢調鹿皮一百餘領、更無別物、可謂有名無實、多損少益、大臣宜奉勅宣勸利害言上者、南溟淼々、無敵無國脱カ、有損無益、一如府旨、須停島隸大隅國、計其課口不足一郷、量其在地有餘一郡、能滿合於馭謨、益救合於熊毛、四郡為二、於事得便云々、加以往還之吏漂亡者多、運送之民蕩沒不少、守無益之地、損有用之物、求之政典、深違物議、伏望依件停隸以省邊弊、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏聞、同年十月丙子、停多檄島隸大隅國とあり、是より以前、書紀天武天皇六年春正月、是日饗多檄人等於飛鳥寺西槻下、同八年十一月己亥、大乙下倭馬飼部連為大使、小乙下上寸主光欠為小使、遣多

(進脱カ)

祢島云々、同十年秋八月丙戌、遣多祢島使人等貢多祢國圖、其國去京五千余里、居筑紫南海中、切髮草裳、梗稻常豊、一菴兩収、また持統天皇九年三月、遣務廣貳文忌寸博勢、進廣參下譯諸田等於多祢島、求蠻所居など、あるハ、今の多祢島と八聞えず、南島考曰、所謂多祢國流求也、當此之時、南海諸夷地名未詳、故因其路所由而多檄島即路之所由也とあり、一菴兩収とハ今も琉球然り、また去京五千余里とあるを思ふに、琉球ハ鹿児島より今の里數六十にて凡三百余里、鹿児島より大阪まで凡三百里、合せて六百余里を古の五丁を一里とせし賦を以て測るに、五千余里に及ハされと、書紀に記す所も其大數なれハ、聊の違ひ泥むへからず、古來琉球を鹿児島より五百里といへとも美ハ然らず、凡三百余里な、また舒明天皇元年四月、遣田部連於掖玖、二年九月、田部連等至自掖玖とあるなど、かた／＼合せて考るに、隋書曰、煬帝三年、令羽騎朱寬入海求訪異俗云々、因到流求國、言不相通、掠一人而還、明年、復令寬慰撫之、流求不從、寬取其布甲還、時倭國使來見之曰、此夷耶久國人所_コ用也耶久を夷耶久と書けるハ、と見え、書紀推古天皇十五年秋七月戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子遣於大唐、以

較作福利為通事云々、十六年夏四月、小野臣妹子至自大
 唐、唐國号妹子臣曰蘇因高とありて、朱寛か再琉球に來
 り隋に還りしハ天皇の十六年に當れり、是に依て思へハ、
 隋書に倭國使と在るハ小野臣妹子なる事疑なく、又彼の
 夷耶久ハ即琉球にて、上古國号詳ならず、當時称呼のま
 々、に多祢とも掖玖とも時に從ひ記されけむ、千載集大納言、
 覚束なうるまの島の人なれや我ことの業を知らすかはなるとある、うる
 まの島を狹衣物語下紐に琉球なりといへるハ非なり、公任集此哥の端書
 に、しらきの國、書紀天武天皇十一年秋七月丙辰、多祢人・
 掖玖人・阿麻弥人、賜祿各有差とあるハ、今の種子島・
 屋久島なるへし、阿麻弥ハ大島の古名なり、種子・屋久の
 兩島より大島
 まで七十余里の海路を今もアマミノ門と呼
 べり、又アマミ嶽といふも大島にありとぞ 此外續紀文武天皇大
 宝二年八月丙申、薩摩・多檜隔化逆命云々、同三年秋七
 月辛未、多檜・夜久・奄美・度感等人り」と云り、又按する
 に、川辺郡七島の内
 宝島なりとも云、其度感島通中國於是始矣、八月己丑、奉
 于南島獻物伊勢大神宮及諸社、同紀元明天皇和銅二年六
 月、勅、自大寄率⑧已下至品官、事力半減、薩摩・多祢兩
 國及國師僧等、不在減例、同七年夏四月、給多檜島印一
 圖、元正天皇養老六年夏四月、始制、大宰管内多檜・壹
 岐・對馬等司有闕、選府官人擁補之、聖武天皇天平五年

六月丁酉、多檜島熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人、
 賜多檜後國造姓、益救郡大領外從六位下加理加等一百三
 十六人多檜直、能滿郡少領外從八位上粟麻呂等九百六十
 九人（目カ）目居賜直姓、同六年十一月丁丑、唐大使從四位上多
 治比真人廣成等來着多檜島、天平十四年八月丁酉、制云
 々、多檜等國官人祿者、令筑前國司以廢府物給、公廩又
 以便國稻依常給之、其三島壹岐・對馬・多檜擬郡司、并成選人等身
 留當島、各附筑前國申上、仕丁國別點三人、皆悉進京、
 同十七年十月戊子、論定諸國出舉正稅、每國有數、但多
 檜・對馬兩島者并不入限、天平勝宝六年十一月、藥師寺
 僧行信、與八幡神宮主神大神多麻呂等同意厭魅、下所司
 推勘、罪合遠流、中於是、從四位下大神朝臣社女、外從
 五位下大神朝臣多麻呂并除名從本姓、配社女日向國、多
 麻呂於多檜島、天平宝字四年六月、大伴宿祢上足坐記災
 事十條傳行人間、（人カ）左遷多檜島掾、同五年三月、茅原王坐
 以刃殺人、賜姓龍田真人、流多檜島、男女六人復令相隨、
 茅原王者三品忍壁親王之孫、天平神護元年正月戊戌、大
 宰大貳從四位上佐宿祢毛人坐逆黨、左遷多檜島、同年二
 月、多檜島等國飢、並加賑恤、宝龜元年八月庚戌、以從

五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂為多櫛島守、同三年、阿曾麻呂為大隅守、(一脱カ)同
年、大宰府言、日向・大隅・薩摩及壹岐・多櫛等博士暨

師、一任之後、終身不替、所以後生之學、業不進、乞同
朝法、八年遷替、以示干祿、永勸後學、許之、また延喜
式に、凡郡司者、不得併用同姓、若佗姓中無人可用者、

雖同姓除同門外聽任、神郡云々、大隅・馭謨・熊毛等郡
者、不在制限、また拾芥鈔曰、邊要國中陸奥・出羽・佐
渡・對馬・多櫛、以上西國三島為邊要なと見えたるハ今
の種子島なり、これらの類ひ尚多かれと略す、さて天平
五年の紀にハ、熊毛郡大領云々、益救郡大領云々、能滿
郡少領云々とありて、當時三郡なり、さるを、後紀天長
元年の紀に、能滿合馭謨、益救合熊毛、四郡為二とあれ
ハ、其間に沿革ありしか脱たるなり、偕天長元年多祢島
を停て大隅國に隸られし後、建久の始まで凡三百六十餘
年の間の事跡詳ならず、高野入道・能滿入道・熊毛入道
と云ひし者共在島して分領せしよし旧記に見えたと、
其年間事實詳ならず、かくて建久八年大隅國圖田帳に、
島津莊殿下御領、地頭衛門兵衛尉云々、(右脱カ)深川院百五十町、
財部院百町、多祢島五百町、件三ヶ所保延年中以後新府、

不隨國務と見ゆ、當時殿下云々ハ関白基通公にて、地頭云々ハ島津忠久なり、又深川院ハ日向國諸縣郡にて、財部院ハ大隅國贈於郡なり、當時近衛家の領知にて、承久年中、近衛家人見

和乎次郎有光多祢島見和村に住居して島の代官たり、建
久八年より七十九年を歴て建治二年の古記に、島津莊深
川院百五十町、財部院百町、多祢島五百町、領家近衛殿、
地頭尾張守殿と見ゆ、按するに、尾張守ハ北條時政の男
江間小四郎義時二男名越遠江守第二子名越尾張守時草な
り、此時なほ近衛家の所領なりしを、其後諸國の莊園を
悉く罷られ鎌倉の管轄となり、大浦口某地頭にて鎌倉に
在府し、上妻某在島にて島の代官たり、さるを、壽永の
乱に平氏の一族壇浦に滅び、平相國清盛公の孫左馬頭行
盛の子襤褌の中に在りて母と共に難を遁れ、忍ひて鎌倉
に在りしを、時政養ひて子とし、時政の執奏に因て種子
島に封せられ、近衛家の旧領深川院・財部院をも兼領す、
是を肥後守時信と号す、後に信基と改む、是今の種子島
の始祖なり、かくて上妻某も信基に属して永く島に留り、
其子孫今猶種子島に在り、信基玄孫時基までハ猶鎌倉に
属せしを、其子對馬守頼時に至り島津家に属す、さるを、
頼時貞治五年四月島津氏久に從ひ菊地肥後守武光と日岡

に戦ひ遂に戦死す、其子孫相襲して鹿尾島にあり、

「名勝考」

熊毛郡種子島名和名鈔、熊毛、久未介、

多嶽島續紀○書紀作多禰者、所指今の琉球也、○唐書作多尼、○明世法多嶽島録作多嶽 ○圖書偏作多藝州 ○蒼露草・兩朝平壤録并作多藝島 ○海東諸国記・武備志等并作種島、○登壇必究作種子島、○日本風土記作侘尼什磨 ○按、多嶽島と云所由は、出雲風土記曰、飯石郡多祢郷者所造天下、大神大穴持命與須久奈比古命巡行天下時、種種隨此処云種神龜三年改字多祢と見えし、流求のいにしへ種稻一殖兩収の国より種國と云られしならん、出雲多祢郷も今は種と書けるか如く、この多嶽島も今種子島と書ハ即本義也、島の傳へ言ふ所は後に見えたり、孰か是るへき、

府東南海上三十九里、周廻四十五里、西去益救島海上七里、村落十八、西表 國上 住吉 中村 島間 由久 野間 莖永 納官 安納 現和 安城 古田 坂井 平山 西野 増田 赤尾木
古者今の屋久島・口永良部島を益救・能滿の二郡として多嶽島に隸て一國とし國造を置く、こと、旧事記國造本紀に見えたり、多嶽・對馬并いふもの今の壹岐・對馬のことし、故に國史多嶽島に係事頃々枚挙すへからず、粗一二を拔萃す、南島志引書紀曰、天武天皇廿一年秋、所遣多祢島使人等貢多祢國圖、其國去京五千餘里、居筑紫

南海中、其國種稻常豊、一殖兩収 所謂多祢國琉球也、

當是之時、南海諸夷地名未詳、故因其路所由而名、多祢島即路之所由也、又大室中、併益救島於多嶽島、置能滿・

益救二郡、以為太宰府所管之一、○續紀文武天皇三年秋

七月辛未、多嶽等人從朝宰而貢方楊、授位賜物各有差、

○和銅二年六月、勅、自太宰率已下至于品官、事力半減、

薩摩・多祢兩國司及國師僧等、不在減例、○和銅七年夏

四月、給多嶽島印一圖、○養老六年夏四月、始制、太宰

管内▽大隅・薩摩・△多嶽・壹岐・對馬等司有闕、選府

人擁補之、○同紀天平五年六月丁酉、多嶽島熊毛郡大領

外從七位下安志託等十一人賜多嶽後國造姓、益救郡大領

從六位下加理伽等一百三十六人多嶽直、能滿郡少領外從

八位上粟麻呂等九百六十九人目居賜直姓、當時的多嶽國とい

能滿の三郡にありしなり、○天平六年十一月、遣唐大使從四位上多治

比真人廣成等來着多祢島、○天平十四年丁酉、制、多嶽

等國官人録、令筑前國司以廢府物給、公廨又以便國稻依

常給之、其三島壹岐・對馬、擬郡司、并成選人等、身留當島、

各附筑前國申上、仕丁別點三人、皆悉進京、○天平十七

年十月、論定諸國出挙正稅、每國有數、但多嶽・對馬兩

島者、并不入限、○天平勝宝六年十一月、藥師寺僧行信、與八幡神宮主神大神多麻呂等同意厭魅、下所司推勘、罪合遠流、於是、略、從四位下大神朝臣社女、外從五位下大神朝臣多麻呂并除名從本姓、配社女於日向國、多麻呂於多檜島、詔詞解曰、此社女ハいと穢惡奴にして、僧の行信といひ合て誂ひて誑偽て造り言せしなり、又社女ハ尼にして袂宜になれりしと見ゆるも、例の託宣などにかこつけしにて、すべて此ころの御代にかの行基僧か伊勢大御神の託宣を偽り造りて朝廷を誑欺奉り、まか○天平宝字四年六月、大伴宿禰上足坐記災事十條傳行人間、左遷多檜島掾、○同五年三月、茅原王坐以刃殺人、賜姓龍田真人、流多檜島、男女六人復令相隨、茅原王者三品忍壁親王之孫、○天平神護元年、太宰大貳從四位上佐伯宿祢毛人、坐逆黨左遷多檜島、○同二月、多檜島國飢、並加賑恤、○同二年、多檜島飢、賑給之、○宝龜元年八月、以從五位下中臣習宜朝臣阿曾磨為多檜島守、同三年、阿曾磨為大隅守、○同年、太宰府言、日向・大隅・薩摩及壹岐・多檜等博士醫師、一任之後、終身不替、所以後生之學業術不進、乞同朝法、八年遷替、以示干祿、永勸後學、許之、○後紀天長元年九月、太政官謹奏、停多檜島隸大隅國事、右參議太宰大貳從四位下小野朝臣峰守等解你、謹檢案内、太

(稱九)

政官去二月十一日府你、件島居南海中、人兵之弱、在於國非扞城、又島司一年給物准稻三万六千餘束、其島貢調鹿皮一百餘領、更無別物、可謂有名無實、多損少益、右大臣宜奉勅宣勸利害言上者、南溟淼々、無國無敵、有損無益、一如府旨、須停島隸大隅國、計其課口不足一鄉、量其在地有餘一郡、能滿合於馭謨、益救合於熊毛、四郡為二、於事得使者、聖帝登極、事期濟世、明王布政、理貴適時、臣等商量、昔漢元帝納賈損之言、罷珠崖郡、前史以為美談、後世稱其英烈、雖建國量疆非無分野、而恤民救急猶弃州郡、况溟海之外費損如此、加以往還之吏漂亡者多、運送之民蕩沒不少、守無用之地、損有用之物、求之政典、深違物議、伏望、依件停隸以省逆弊、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏聞、○同年十月丙子朔、停多檜島隸大隅國、この奏狀に拠に、多檜國といひし時は今の種子・屋久・口永良部・馬毛等にて、是に熊毛・益救・馭謨・能滿の四郡を置れしを、罷て為二郡とは今の熊毛・益救・馭謨にて、さて其前に能滿郡といひしハ今の口永良部、益救郡といひしハ即今の屋久の半にて、又半ハ馭謨郡といひしならんを、天長中に馭謨一郡になし、而猶其半を熊毛郡に隸られしならん、因益救合熊毛とは書られしなるへし、今俗に屋久島を駒路郡とも云は、當初屋久の半は熊毛郡に属するを以てこの俗稱違れるにや、駒路は即熊毛の訛とそおもはる、或謂、罷多檜以併于大隅者は、先王土を廣め疆を開くの盛則に反れり、當時多檜・益救を以て本國とし南中を唱論せば、南島の民奉て天威を畏れ、夫隋兵侵掠の怨を報ひ、南島をして臣朝せしむこと旧時の如く、豈ハ八郎君為朝を待ん哉、於是時の議者區々利害を勘るに過ず、地を變め民を下郡する端を聞けり

天家衰弊の日果して平族の為に占拠せられて逋逃の淵藪となり、邊要久しく嚴肅ならず、其界を越て西土に寇する者、彼書に稱して倭寇とす、唯南島古に復し、偏黨の憂なきを得もの、吾先朝の英風海甸に張り、餘烈島民に披るの賜もの也、○拾芥鈔曰、邊要國中陸奥・出羽・佐渡・對馬・多櫛、以上四國三島為邊要、○地理志曰、多禰島在海上、為大隅之附庸、○今按に、後漢書倭國列傳等に賣洲ウシヅといふあり、賣一作瀆、皆以て日本内地とす、所謂賣洲即是多櫛島にして、蓋當初ハ南島の泛称オホホナに係れり、賣洲・多櫛島音訓相近し、詳に南島考志餘に出す、

〔雲遊雜記傳〕

○文明六年種嶋 按ニ、左近將監幡時ノ子ニテ種子島氏十一代左近將監時氏ナリ、永正元年七月十六日ヲ以テ卒シ、年五十八、法號金山院日翁大居士ト云ヘリ、文安四年生レニテ、此甲午ハ二十八歳ノ時ニ當レリ、種島ハ熊毛郡種子島也、武備志ナトニ種島ト作レリ、天武帝十年閏八月多禰島ニ遣ラレシ使人等ヨリ多禰國ノ圖ヲ貢セシコトトモ書紀ニ見ヘ、又文武帝二年四月、務廣貳文忌寸博士・利鄭刑部眞木等八人ヲ南島ニ遣テ國ヲ覓ラレ、同三年七月、多櫛・夜久・菴美・度感等

ノ人朝宰ニ從ヒ來テ方物ヲ貢進シ、位ヲ授ラレ差物ヲ賜ヒ、其中度感島ハ此時始テ通セシト見ヘ、翌八月己丑、其島々ノ貢物ヲ伊勢其外諸社ニ獻セラレタリ、ニ、多櫛ハ即此種子島ナリ、夜久ハ馭謨郡屋久島ナリ、菴美ハ天見ノ轉ナリ、大島ニ天見嶽ト云アリテ、今ノ俗諺ニ久キコトヲバ天見時代ヨリト云ヒ、道ノ島海路ノ古繪圖ニ寶島ヨリ大島ニ渡ルコトヲバ天見カ渡ト記シアルト本田親宇ガ大島私考ニ出タリ、慶長十四年琉球ヲ討ル時ノコトヲ僧文之詩ニ作り天見渡ノ句アリ、左アレバ、又大宝二年八月、薩摩ト多櫛カ化ヲ隔テ命ニ逆ヘルトテ兵ヲ發シテ征討セラレ、遂ニ戸ヲ校ヘ吏ヲ置レ、又元明帝ノ和銅二年六月大宰府以下品官ノ事力ヲ半減セラル時ナド、薩摩・多禰兩國司等ハ減ゼラル例ニ非スト見ヘ、同七年四月辛丑、多櫛國ニ印一圖ヲ給ヒ、又元正帝養老六年四月、大宰管内ノ大隅・薩摩・多櫛・壹岐・對馬等司ノ闕タランニハ府官人ヲ選テ擁補セヨトノ制ヲ定ラレ、又聖武帝天平五年六月、多櫛島熊毛郡ノ大領外從七位下安志託等十一人ニハ多櫛後國造ノ姓ヲ賜ヒ、和同カ説ニ、多櫛後國トアルヲ豊肥筑マタハ備越ノ前後ニ倣ヒ、秋マ後ノ例ニアテ、益救郡則其前國ナラント云ヘト、正史イマタ證シラ見ス、後ハ島ノ益救郡大領外從六位下加理伽等百三十六人ニハ多櫛直ノ姓ナト賜ヒ、同十七年十月諸國正稅ヲ出舉スル數ヲ定ラレシ時モ、多櫛・對馬兩島ハ限ニ入

ラスト見へ、又天平宝字四年五月、右大舍人大允正六位下大伴宿禰上足多櫛島掾ニ左遷セラレ、同五年三月、^(茅カ)茅原王ニ姓ヲ龍田真人ト賜テ此ニ配流セラレ、又天平神護元年正月、大宰大貳從四位上佐伯宿祢毛人モ此ニ左遷セラレ、宝龜元年八月、從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂多櫛島守ト為リシ事トモ續紀ニ出テ、類聚國史、海東諸國記等ニモ載テ、今ノ壹岐・對馬ノ類ニテ、掖救モ併セ一國ニ建テ、多櫛國トモ多櫛島トモ云ヒ、本嶋ニ益救・熊毛二郡、夜久島ニ能滿・馭謨二郡、合セ四郡ノ國ナリケンシ、淳和帝ノ天長元年、能滿ハ馭謨ニ合セテ一郡トシ、益救ハ熊毛ニ合セテ一郡トシ、二郡共ニ大隅國ニ隸ラレタルト見ヘタリ、今種子島ニ野間村アリ、能滿郡ノ遺名カ、左アレハ、能滿ヲ熊毛ニ合セ益救ヲ馭謨ニ合セラレケンヲ、天長ノ説互ニ誤アルカ、去テ安志託等ニ姓ヲ賜フ時、熊毛郡モ益救郡モ能滿郡モ皆多櫛島ニ係ラレタル書法トモ考觀ツベシ、尤和名鈔ニモ馭謨郡・熊毛郡ト大隅國ニ出タリ、此也、左アリテ、中古ニテハ高野入道・野間入道^{能滿入道}ナルベシ・熊毛入道テフ者ナド本嶋ニ主宰タリシニ、鎌倉ノ御藏入

ト為リシヨリ^{多祢島五百丁ト深河院百五十丁、財部院百丁ト合セ七百五十丁ハ、高津御庄ノ新庄トマ、領家近衛殿}地頭尾張守殿トナト建治二年石築地ノ賦ニ見ユ、按ニ、時政ノ子北條江間小四郎義時ニ男名越遠江守朝時ノ二男名越尾張守時章ニ當レリ、時政ノ曾孫ナリ、泰時ニハ姪ナリ、時章ハ弘長三年十一月時頼入道ノ卒セシ時入道シテ見西ト云、其子左近大夫將監公時又入道見西ト鎌倉譜ニアリ、然ニ公時ハ文永九年十一月北條時輔カ謀反ニ與シ殺サル父ノ法名ヲ誤リシハ明ケン、斯テ多祢島ノ内見和村ナトハ御家人見和乎次有光承久三年十二月守護所ヨリ安堵セシムル狀ヲモテ下向シ、佐多孫四郎親政カ家ニ重代右大將家ノ御下文ニ守護島津判官忠久施行狀ヲモテ傳領セシ、名越尾張左近大夫高家カ代ニ関東ノ權威ニテ肥後次郎入道淨心カ押領ト為リ、五郎兵衛入道カ時迄名主職ヲ領シタルニ、建武四年六月、親政養子祢寢弥次郎清種詠ル旨アリ、其八月一日源大將ノ判ニテ清種軍功ノ上御下文ナト持居レハト半分、其宛行ハレ、世戸山彦四郎ヲモテ渡サレタリ、肥後次郎或ハ五郎兵衛入道等ハ今ノ種子島一族ナリ、大浦口某地頭ニ此ニ補セラレ、鎌倉在府ニテ此レヲ遙領シ、上妻氏ヲシテ就テ代官タラシメリ、其後今ノ種子島氏ノ太祖肥後守時信ハ、其父行盛等文治元年檀浦ニ滅ヒタル年ニ生レ、襁褓ニ在テ難ヲ遁レ、後ニ北條遠江守時政ノ養子ト為リ、其執奏ニヨテ本島ニ封セラレ、始テ此ニ入部セリ、其族系ト藤姓ニ易ラレタル事トモハ前ニ禰寢ノ傳ニ云オケリ、時信后ハ信基ト更メ、文永三年、八十二歳ニテ自殺ストナン、^{此自殺ノコトヲ二代太郎右衛門信式ノ事ト作ルモアリ、合ハス、}信基ノ玄孫中務時基迄ハ京都ノ幕府ニ厲シ軍功セリ、其孫對馬守頼時ヨリ始テ公室ニ臣從セシニヤ、貞治五年四月齡岳公師ヲ肥州ニ出サレシ時キ、頼時其將ト為リ、

十六日、菊地武光ト日ノ岡ニ戰テ死タリ、其子左近將
 監清時ハ惣翁公ニ事ヘテ忠ヲ顯ハシ、應永十五年十月
 八日、公清時ニ屋久・惠良部兩島ヲ加封セラレ、義天
 公モ亦清時ニ硫黄・竹島・黒島ノ三島ヲ加賜ヘリ、去
 レド此三島ハ永享中其子播磨守時長カ時キ大岳公ヨリ
 召上ラレタリ、其子即幡時ニテ、永享八年八月十日守
 護代好久ヨリ幡時ニ臥蛇・平二島七島中ヲ加賜トアレバ、
 此甲午ノ頃ハ、時氏本島ニ屋久・惠良部・臥蛇・平ヲ
 併セ五島ヲ領シ居ラレシナラン、以テ其子武藏守忠時
 ニ至リ、永正九年、蘭窓公忠時ニ新地百町ヲ加賜トゾ、
 其ヨリカ臥蛇・平二島ハ召上ラレ、種子・屋久・永良
 部三島ヲ領シテ其子加賀守惠時ニ至ル、惠時ノ子左近
 太夫直時不孝ニシテ、天文十一年三月父ニ叛キ、二十
 三日根占ニ奔テ此ニ黨ス、故惠時援ヲ大中公ニ乞フ、
 是ニ於テ閏三月、公新納伊勢守康久ヲシテ兵百餘人三
 十師カトシテ往テ此ヲ救ハシム、六日、坊津ヲ出船シテ硫
 黄島ニ入ル、七日、硫黄ヨリ屋久ニ渡ル、惠時屋久ニ
 来テ三島ヲ公ニ獻ス、公受取玉ハス、康久ヲシテ説テ
 父子ヲ和セシム、是ニ由テ惠時還テナホ三島ヲ安堵セ

リ、其曾孫左近太夫久時ニ至テ、文祿四年六月封ヲ知
 覽院ニ移サレ、本島十四ヶ村及ヒ
 永良部百石ハ公族征久ニ賜ヘリ、
 歳租五千二百六石四斗零、然ハアレド、六年日慶長四
 年六月、久時ニ本嶋ヲ復セラレ、其時屋久・永良部ハ
 官ニ假ラレ、久時ヨリ代官ヲ置テ御用ヲ聽カセケルニ、
 同十七年ヨリ府士中村與左衛門始テ此ニ代官タリ、
 屋久代官ハ寛永十九
 年ヨリ見ユトモアリ、其ヨリ遂ニ召上ラレシト云ヘリ、本
 島ノ内ニモ四千石ハ御藏入ナリシニ、久時ノ子左近太
 夫忠時ニ至テ府下ニ勤仕シ、慈公ノ翁主ヲ承シ名器ノ
 茶壺ヲ獻ス、故寛永九年六月一圓ニ拜領セリ、初メ信
 基何レノ年間ニ入部シケン、時政ノ執奏トアレバ、時
 政ハ信基ノ二十一歳ナラレシ建保三年正月七十八歳ニ
 テ卒セリ、左アレバ、建保ヨリ以前建仁三年禰寢元祖
 ノ下ラレシ頃トモハ十九歳ノ時ニ當レバ、其頃ハ既ニ
 入部アリシナラン、何レニモ今茲文政丙戌迄六百有餘
 年、歴々トシテ太祖以來宗邑ナル本島ヲ一圓領知シ家
 聲ヲ墜サルハ誠ニ本藩無双ニテ、六十餘州ニモ亦如此
 ハ罕ナルベシ、本是他ナシ、南海僻遠ノ孤島ニ據有シ、
 第一忠順ノ道ヲ守テ代々 公室ニ臣事ヘ、世ノ乱レニ

モ反逆ニ與ミセス、豪族モ乱ニ乗テ掠ルコトヲ得サレ
ハナリ、實ニ先君ノ古訓ニ遵ヒ治メバ尚百世ト云ヘト
モ知ベキ所ナラズヤ、

〔本藩地理拾遺集〕

○熊毛郡 淳和天皇天長元年、停益救合熊毛郡為一郡、

種子嶋 惣廻廿九里隸大隅國、上古多嶽或為多浦、本郡西南大隅海上天一島也。

○武備志日本考島名郡云、種④部子④子嶋④他他④他尼④他計④他・竹島他計・自山
城羊馬至三嶋密什都而六十六國之名ヲ島名之部ニ載シ、
同至日本圖ニ種子島、

○淳和天皇天長以前者不撰國郡、有能滿・益救ノ二郡如

二島、自天長元年隸大隅國、二嶋右嶋ニシテ各立候也、

○續日本紀曰、天長五年六月丁酉、多嶽島熊毛郡大領外
從七位下安志佗等④十一二人、賜多嶽後國造姓、

日本書紀
○天武天皇十年壬八月丙戌、遣多嶽島ヨリ使人等貢多嶽

國圖、其國去京五千餘里、居筑紫南海中、切髮草裳、

粗桶裳④裳ニ豊、一菹兩収、土毛支子・莞子及種々海物等
多シ、

○日本地理志其略曰、多禰島在海上、為大隅之附庸、

○續日本紀三十卷、高野天皇皇龜三年八月庚戌、以從五
位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂為多嶽島守、

〔古城主由来記〕
○上古、高野入道・野間入道・熊毛入道在島シテ宰主タ
リ、此時ハ鎌倉領之地頭大浦口某鎌倉ニアリ聽政務、

其代官上妻氏在島シテ寄貢祝、④宰〔本テマ、〕
〔種子島氏家譜〕

○種子島氏④盛元祖肥後守信基、大政大臣清盛公之二男安藝
判官基子左馬助行盛之長男也、父行盛出都之時信基幼

也、母懷之隱身邊境、遂避其難、而後蒙北條遠江守時
政之慈惠、潛往鎌倉、倚賴時政、時政為養子、号肥後
守時信、▽④時政△以執奏賜種子島、古城主記ニ、屋久

并惠良部加領也、是時種子島地頭大浦口氏也、時信有
所思、乞請多祢島地頭大浦口氏之藤氏并幕紋龜甲内而以

為家佳例、改時信号信基、二世信式、三世信真、四世

真時、五世時基、六世時充、七世賴時、八世清時、九

世時長、十世幡時、十一世時氏、十二世忠時、十三世

惠時、十四世時堯、十五世時次、十六世久時、十七世

忠時、十八世伊時、十九世後久

○左近太夫久時代文祿四年六月廿九日、以御檢地轉旧領
之三島當地ヲ島津右馬頭征久ニ玉、久時ニ知覽院ヲ玉、

慶長四年、再賜本領種子島、此時屋久・惠良部暫為借地、後終為公領、

文祿四年六月廿九日 大開御朱印

羽柴薩摩侍從とのへ

「嶋津右馬頭譜中

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

○文祿四年乙未六月二十九日、秀吉公檢地薩隅日三州、此時

○文祿四年六月、以御朱印島津右馬頭ニ玉フ、

賜可領大隅熊毛郡種子島・永良部島・屋久嶋三島一萬石

五千貳百六石四斗八升

大隅熊毛郡種子島十四ヶ村

1 「嶋津家文書之内」

島津右馬頭知行分

山役川役此米

六拾六石壹斗四升

外百石永良部

大隅之内熊毛郡種子嶋

合壹万石之内也、

一五千貳百六石四斗八升

拾四ヶ村

種子島家譜
○文祿四年乙未秋、三州豪家各所領之地有交替之台命、

山役川役此米

久時轉種子島・屋久・惠良部三島而拜領薩州知覽院、

一六千六石壹斗四升

拾四ヶ村

慶長元、自

一千九拾三石

永良部嶋

○慶長四年六月、有久時本領安堵之命、下賜種子島、屋

山役浦役此米

久・永良部其外之諸島為御借地、然居代官承公用年久、

一三千六百三拾四石三斗八升

屋久嶋

久時卒後慶長十七年夏、自鹿兒島為代官中村與左衛門

「此一条屋久嶋參考」

下島、為一島之判事、自此為公家之有矣、

外數行前後略、

○左衛門尉對馬守頼時代、太守氏久出師於肥之前州、

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

合戰菊池肥後守武光、此時有七将、頼時又其一将也、

是故大刀戰而終貞治五年丙午四月十六日戰死於肥後州

日之岡、法名清運、此代為島津家

類聚國史八十七刑法部 廢帝天平宝字五年三月己酉、茅原王座以刃殺人、賜姓

童田真人、流多檜島、男女六人復令相隨、茅原王者三

品忍壁親王之孫從四位下山前王之男、天姓凶惡、喜遊

酒肆、時與御使連磨博續、忽發怒刺殺、屠其股完、使

置胸上而贈之、及他罪狀明白、有司奏請其罪、帝以宗

宝之故、不忍致法、除王名配流、

同 弘仁三年八月癸巳、流僧良勝於多檜島、以与女同車也、

同 延曆廿二年八月辛卯、右京人正六位上長倉王配多檜島、

以言語不轉也、

○續日本紀聖武天皇神龜六年十一月丁丑、入唐大使從四

位上多治比真人廣成等來着多祢島、

○右同ノ卷廿六高野天皇天平神護元年正月戊戌、大宰大貳從

四位上佐伯宿祢毛人、坐逆黨左遷多檜島、

○肝付系、兼俊女子五人アリ、五番目ノ女多祢郡司有平

妻トアリ、

「古城主由来記

一 硫黃島・竹島三島ノ事、應永年間太守久豊公ヨリ清時ニ賜

フ、永享年間被召上、太守忠國代、島主九代時長力代ナ

リ、

○硫磺・竹島・黑嶋

播摩守時長代、筑前博多船自惡鬼納の帆之時、來竹島

籠浦(繁鑑)、時暴風急次、逆浪為、巖險欲崩、非人力

之所及、竟没海底、船客一人又不免死、是奉達 太守

貴聞之處、依倭者纒無故見没収於硫磺・黑島三島矣、

○肥後左近將監清時入道長叟代、太守元久公為忠節賞、

應永十五年十月八日、加賜屋久・惠良部兩島、

○左近將監幡時代、薩摩守好久主、永享八年八月十日、

為料所賜薩州川辺郡七島之内臥蛇・平二島、是時好久主代太守忠國

公預聽國政

○左近將監時氏代迄律宗之、寬正六年、淡州沙門本能寺

淨光院日良下着種子島、久正・應仁年間、日良弘法花

宗、時氏聞法談數度、於茲信心增進改宗門、三島種子島・

屋久・惠良部島 共始歸伏法華、

○久時代野久尾ヨリ移内城、号岩

○種子島加賀守惠時十三世、其子左近太夫直時父子不和合

戰ヲ排、直時ハ根占方ニ與黨ス、此節惠時訴 太守貴

久公、依新納伊勢守康久ヲ大將ニテ被遣屋久島之処、

惠時自種子島逃來、訴捧所領三島種子・屋久公、然共

公不執之、而本領令安堵、父子之銜楯ヲ止玉フ、故ニ

屬不為、

天文十一年壬子之春
ト新納家譜ニアリ

「古城主由來記」

永正九年、島主十二代武藏守時忠、依軍功太守忠治公ヨ

リ新地百町ヲ加工給フ、

〔頭注〕「清平應永廿四年戰死也」

○應永之頃、祢寢左馬助清平當島半分領之、十代
目、種子島譜

○天文十二年之秋、有南蠻商賣船來着于種子島西村、時

船客持來鉄砲矣、日域未有此兵器、種子島氏十三代加

賀守惠時見其器之奇、而以為兵器之甲也、故求之而學

其術、交窮盡輿、得百發百中功、群臣④奉學焉、且令鐵工

習製之道傳布于世、倭朝用鐵炮始于此島也、

○天文十二年癸卯八月廿五日、種子島西村之浦西南蠻船

來着、時ニ西村之寄主織部丞ト云者也、同廿七日己亥、

入船於赤尾木之湊、船中大明之儒生④考五峯、牟良叔舍・

喜利志佐孟太杯云者也、此時初而鉄炮ニ挺持來、菓調

合之法家臣篠川小四郎學得之、其翌年、蠻客再當島ニ

來、其中一人之鉄匠有、而島民金兵衛尉清貞ト云者法

ヲ傳、新ニ鉄炮數十ヲ製、仍此後近國傳而習之、又島

住士松下五郎三郎ト云者、異國渡海之節逆風ニテ船ヲ

伊豆國ニ漂流ス、然ルニ海賊有テ船中之器財為取、時

松下其鉄炮ヲ放而射之敢乘當國人見而為奇、傲慕而學

者多ク、是ヨリ日本國中押並而炮術ヲ習傳フ、依此島

ヲ鉄炮之世ニ傳フル初トス、

○正平十八年二月十七日、指宿文書ニ、指宿能登守忠勝・

同弟左京亮忠元・同弟掃部介忠平兄弟三人へ親父彦二

郎忠篤入道成栄之讓狀有、征西將軍之宮ヨリ令旨有之

由相見得申候、

○本朝通記拔書

人皇百六代 後奈良院御宇、將軍義晴代天文八年、始

自蠻國傳鉄炮、

今歲八月、南蠻之船一艘漂着隅州種子島、所乘之蠻賈

百余人、浦人問之、言語不通、時ニ大明之儒者五峯使

者登汀、島主兵部時堯出迎之、以杖書砂曰、滄浪之客

何人ソ乎、五峯亦以杖書答曰、吾是明國儒官者也、蠻

國賈人依來朝適為同船、蠻人素不知禮義、食不箸④用匕、

飲不用盞盃、且不知文字、唯近禽獸、于時蠻賈之長車良叔舍自所持之鉄棒發火、驚雷鳴動、聞者大駭、時堯以為軍用之大器不如之、厚幣深志求其術、叔舍感其志、以鉄術及薬方鍊錬移鑄之秘術悉傳時堯、以鉄炮三挺送、時堯大喜、以鉄炮送島津之義久、以其術傳根来寺僧侶杵坊者、於是義久亦以所送之鉄炮献柳宮、杵坊者来東州廣傳其術、自是炮術大流布天下云々、

○上代ニハ檜子島ト云、旧事本記ニ見えたり、古ハ一ヶ

國也、上代より神社あり、傳聞伊勢大神宮・熊野宮な

と有之、今此熊野宮有之所ハ、繪ニ書たるやうなる山

水有て珍敷景有と云、伊勢大神宮ヲ崇タル山有テ、于

今内ニ祭ル人有と云、然ルニ法華宗来テ島中悉ク法花

宗ニ勸メ入テ社ヲ退ケ、三十番神ノ宮ヲ立しより于今

脇ニ宮一社もなし、二百五十年以來之事也、今正徳三

年迄二百五十年になると云、法花宗三十番神之外之神

ハ皆悪神也、故ニ崇をなす事也、此三十番神ハ内裡之

守護之善神也、餘の神を拜むへからすと云々、文正・應仁ノ間改

宗と云々、

○天武天皇天平六年春二月、饗多祢島人等於飛鳥寺西槻

りを

りを

「地理志」

万葉十五卷 熊毛浦船舶之夜作歌四首天平八年丙子夏六月、遣使新羅國之時、使人等各悲別贈答

及海路之上働旅陳田作歌、并、所誦詠古歌、 羽粟

ミヤこへにゆかむ船もかゝりも、のミたれておもふこと
つけやらむ あかときはいへこひしきにうらまよりかり
そおとするハあまおとめかも おきへよりしほミちくら
しからのうらにあさりするたつなきてさわきぬ おきへ
よりふなひとのほるよひよせていさつけやらぬ旅のやと
りを

「管窺愚考」

文武帝紀大寶二年四月、書筑紫七國、據是、以數今九築、則二國不足、可以知焉、然按續紀、是歲薩摩・多櫛叛、

朝廷乃發兵征討、八月丙申、遂授戸置吏、前此、薩

摩・多櫛等、尚日向屬郡、而無國司、地廣令弛、動逆 朝化、以故、置吏△於薩摩與多櫛、使率繇戍以鎮兩國、而其繇戍、則迭戍邊卒、而唱更此云々、

2「小根占池端氏藏書」

多祢嶋

御家人見和平次有光入見參、被下向也、可令安堵之狀如件、

承久三年十二月 日 守護所(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三〇八号文書下同「文書ナルベシ」)

3「小根占池端氏藏書」

大隅國祢寢弥次郎清種謹言上

欲早被經嚴蜜御沙汰、蒙安堵御成敗、當國多祢島内見和村名主職事、

▽^④副進△

一通 大将家御下文 一通 守護嶋津判官忠久施行
一通 手継狀雖敘通自
余略之 一通 系圖

右於見和村者、養父佐多孫四郎親政重代相傳地也、爰名

越尾張左近太夫代肥後次郎入道淨在、以関東權威、令押④量彼村於理不尽、残于五郎兵衛入道之条、看代所行也、④隨而擬令言上之刻、世上動乱之間、于今令延引處、幸奉④仰嚴政御代、欲經上訴折節、彼五郎兵衛入道依テ同意御④敵、被誅伐訖、然早帶大将家御下文并忠久施行以下證文等、清種相傳之上者、被經急速御沙汰、為預安堵御裁許、粗言上如件、

建武四年六月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九四五号文書下同「文書ナルベシ」)

4「小根占郷池端氏藏書」

大隅國多祢嶋内現和村名主職事、被致軍忠之上、帶右大将家御下文以下證文等、相傳之条歴然之間、於半分者、

先所申付也、至年貢者、為軍勢兵糧、可被直進之狀如件、

建武四年八月一日 源判(畠山直顯)(花押)

祢寢弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九四七号文書下同「文書ナルベシ」)

5「全」

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三號文書ト同一文書ナルベシ〕

祢寢弥次郎清種申、大隅國多祢嶋現和村名主職事、闕所之間、依軍忠、可令管領之由申付候、早莅彼所、可被打渡半分於清種也、仍執達如件、

建武四年八月一日

源判（畠山直顯）

世戸山彦四郎▽入道△殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九四八号文書ト同一文書ナルベシ〕

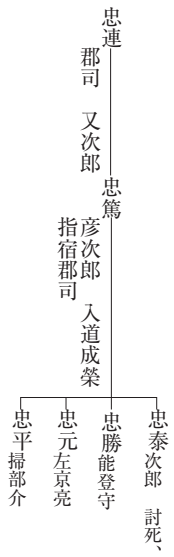
6「指宿氏文書」

ゆつりわたす大隅國多祢の嶋事、成榮おんしやうとしてはいりやうの条、せいくミやのしやうくんの令旨明白也、しかるを嫡子たる間、忠勝にはんぶんおハゆつりあたへおハぬ、のこるはんぶんにおきてハ、左京亮忠元⑧之・掃部助忠平二人してちきやうすへし、けりやう四分一なり、おなしなからかの嶋ハ、代々ゆいそのちたる間、申給ハる所なり、子々孫々いたるまで、ちきやうさふいあるへからず、但かの所おハ、三人よりあひてわかちてちきやうすへきなり、仍後日讓状如件、

正平十八年二月十七日

〔指宿忠篤〕
沙弥成榮判

〔指宿系図参照〕



7「島津氏文書」

讓与 氏久分

大隅國守護職付守護領

薩摩國指宿郡

肥前國倉上庄

筑前國今津村

同國本庄内多祢嶋

岩河村南 但於南方者、女子祖鑿房
岩河村北 一期之後可知行、

同國寄郡内

大祢寢院 深河院 鹿野院

下大隅院◎郡 申良院 筒羽野村

曾小河村 ▽◎小原別符 横河院△

薩摩國鹿兒島郡地頭職但除永吉村、

日向國高知尾庄

右所々者、限永代所讓與也、有限於御公事者、守物領師

久支配、任先例、可令勤仕之状如件、

〔正平十八年〕〔癸卯〕

貞治二年卯月十日

〔貞久〕
道鑑

〔右接目裏〕

〔師久〕判 〔氏久〕判

〔本文書ハ「田記雜錄前編」二二二九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔箕輪伊賀覺書〕

天文十一年三月末ニ、種子島父子就不快之儀、左近太夫

⑩直惠時ニ為与力、根占右近太夫重武卒軍兵、彼島へ雖被押

渡、依難成無程歸帆セラル、⑩直惠時頻ニ貴久朝臣奉憑之間、

新納伊勢守ヲ為大将、各侍三十余人都合二百余騎、潤三

月四日坊津へ馳下り、同六日ニ出船シ、其夜硫磺島ニツ

キ、次ノ日屋久島へ押渡ル、種子島重時〔直カ〕モ屋久島へ押渡

リ、三島ノ格護ナリカタキ之間、貴久へ可進上ノ旨雖被

申、重時和談ノ上ハ不及違儀トテ、兵船皆々被催歸帆、

其時種子島父子御芳恩不可忘却トテ盟誓ノ血判ヲ被獻ト云々、

〔國史貴久傳〕

天文十一年壬寅三月云々、種子島加賀守惠時与其子左近

大夫直時不快、直時乞兵於祢寢氏、祢寢某引兵、至種子

島而還、復乞於公、公使新納康久往、閏月七日、康久至

屋久島、而惠時出奔、自訟於公曰、種子島氏將不能復有

三島矣、願以獻之、公不受曰、土地不可貪也、召康久還、

而歸惠時、使与直時和解、由是父子乃定、〔抱大中公田譜・黃套軍記〕直時逃之

屋久島、告新納康久曰、願獻三島、与〔忠〕惠時〔忠〕時之子也、此不同、三島謂種子・屋久・永良部、

〔右馬頭以久譜中〕

慶長四年己亥三月五日、轉種子島賜下大隅垂水而移之、

忠恒公賜可知行一万千六百八十七石之采地判物、

〔慶長二年、義久ヨリ種子島ヲ与フ、〕

8 写

今度種子嶋就練替為返地、右所々被宛行之早、此内千六

百八十七石加増分也、自今以後も任先例、無役千七百石、
残而九千九百八十七石之役儀可被相勤事、可為肝要者也、

慶長四年三月五日

忠恒判

右馬頭殿

〔本文書ハ一田記雜録後編三六七一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史義久傳〕

文祿四年六月云々、清水領主島津以久為種子⑩ナシ〔島〕・惠良

部・屋久三島領主、一萬石、先是、以久老、彰久嗣、彰久卒於朝鮮、故以久復領家事、種子・

惠良部・屋久三島領主種子島左近大夫久時為知覽領主、

徒知覽領主佐多久慶為川辺領主、見上天正十九年注、

〔全義弘傳〕

慶長四年云々、知覽領主種子島久時為種子島領主、權領

屋久島・永良部島、其後二島遂為公邑、而種子島氏獨有

種子島焉、至是復其旧邑云々、

〔全家久傳〕

寛永九年九月云々、種子島為種子島氏采邑久矣、而其中

四千石猶屬公邑、以至左近大夫久時、久時獻先世所傳茶

盒於公、號稱名器、因召藤重藤巖而示之、則曰、天下有

茶盒三、皆為茄子形、號稱津具藻、其二在太閤様所、大

坂城陷、没于煨燼、相國様令某藏之、其形與此相似也、

因出其所藏而比方之、分毫無異、則曰、疑此即津具藻也、

今日直可五百枚、於是公與島津久元・伊勢貞昌謀報之、

乃曰、公邑四千石在種子島者悉與久時、久元・貞昌咸曰、

此物直五百枚、即二百十五貫目也、今日四千石、田價僅

可百貫目、此猶不足以報之、然土地雖少、傳之子孫、其

利無窮、與三千石亦可也、公曰、種子島氏世世克執臣節、

無有貳心、及久時之身、遷⑩於鹿兒島、奉公益度、雖與四千

石可也、遂與之、久時遣其家臣西村越前謝恩、二十七日、

島津久元・伊勢貞昌以書答之、注略、正誼竊觀茄子茶盒、高二寸一分有餘、圍七寸三分、

而當時之價倍於四千石云々、

〔名勝考〕

同島國上村浦田湊

浦田明神社ウツタ見傳曰、熊毛郡熊毛神社相傳齋彦火之出、

奉祀鷓鴣艸葺不合尊、種子島田記曰、尊日向國より當島へ御渡と申傳ふ云々、蓋高千穂宮に座坐玉へる

時を申なるへし、

種子島一統の宗廟とす、又浦田畧内美景あり、港口東に向けり、東風にハ浪あらし、○種島に傳る小説に、むかし伊弉諾・伊弉册尊洲國を生玉ひ、最初に種子島を生給ふ、その後彦火と出見尊龜の魚に乗り龍宮城に御幸し、龍宮の姫宮玉依姫に是ハ豊玉姫を契をこめ、二旬に及ふまで帰り玉はさりけれハ、陰神初后の事なるへし歎き戀て陽神を尋ねこの島に來り玉へる時の歌に、誓路に跡はつきにき足引の龜の尾の上に名もたゝるへく、この後陽神龍宮より五穀の種子を求め、此島に來り給ひ、田を耕し収め殖蒔フヤシクことを教玉ふ、故島の名を種子島といふ也、是吾國耕収の始也とぞ、又陽神・陰神民艸をあはれみ耕殖の道を教玉ふ事の辱さを、後の人仰き奉りて詠るとぞ、七種を十種に分て種子の島波の上にも神は蒔けり、扱この陽神の御子うかや尊不合尊、日向國より再ひこの島に渡り玉ひ、田を耕し種子を殖すことを教玉へり、始陽神陰神の種子を蒔殖すことを教玉ひしか、中比退轉に及ひし故、種子を蒔殖す尊再ひ島に渡り耕橋を教玉へりとぞ、その時に詠る哥とて、

くみ上し波の種子島水かけて神の浦田を又作りけり、その後尊は日向鵜戸に御幸し玉ひ皇子降誕あり、神武天皇

是なり、御妣玉依姫の御哥、すめらきのみち、のかよふ島なれハ人の始の種子にそ有ける、一説には此御哥より種子島の名は始りけるとぞ、されハ尊不合尊を浦田大明神と崇め奉るも、此浦田の始て稲種子を蒔殖し玉ふ故由に依れるにて、今に至り浦田の稲を神田として神税に奉る宮殿廊閣の構美しく、神樂の鈴、宣祢鼓の音も絶す世に聞へけるを、文正・應仁の比に及び三島改宗の命あり、この時宮殿も朽たり、廊閣も破れ荒れて空しく二百餘年に垂とせしを、元文三年、漸くこの浦の農民市兵衛といへる者志を興し、浦田廟を再建せんとす、時に同浦の男女老若相共に力を合せて遂に今の如くに神殿を営み、再ひ上古の神跡を傳へける、以下略之按に、伊弉二尊天地部判の時、最初に種島を生玉ふといひ、彦火と出見尊龜の魚に乗り龍宮城に御幸なと申事ハ、この島のいひ傳ふる所にて、古書の趣に聊異なれとも、浦田神社の縁起には稍據るべきを以て爰に載せり、

「名勝考」

同島平山村熊野浦

熊野権現相傳、當島の領主左近將監、時建立すと

奉祀即熊野大神、

熊野窟より南海に横出する石堤ガキの如き天然の巖あり、人作を築ツクして其石年々級カキを重ねて高を加ふ、又此海濱に毎年十二月除夜に海中より自オシと石一を輸イッす事、いにしへより今に變カることなく、其石年々一つ、を出すか故に、

遂に海濱は一の陸クカを成せり、島民もて海神の輸イッす所と云、亦奇矣、凡種島に六不思議と稱イふるあり、人作を築ツクして石級カキを重オモると、毎歲除夜に限り石自オシと寄來とは、其尤トき者也、又岩屋イハと稱するものあり、巖壑イハナクワ虚明、左右直透スエトホリ昭曠ホカカにして、

其中を通船すへし、或海中或潟ヒカク付螺列ヒカクして、濼回詭狀詳にすへからず、

書紀通證曰、鳥銃有種島者、天文八年、南蠻船首牟羅叔ムラウチ舍シヤ來多禰島赤尾木湊、傳鍊炮術於多禰島北條時堯、見後太平記・本朝通紀・九州記及南浦文集、其製モト原出自西番波羅多伽兒國、今按、鳥銃始て種子島にて習ひしハ南浦文集をよしとす、始天文十二年八月廿七日、南蠻船主牟良叔舍鍊炮貳挺を持來り、銃藥の法を種島の家臣篠川小四郎学得たり、翌天文十三年、蠻船再び來て熊野浦へ着て、この船中に鍊匠ありしを、島民金兵衛清貞なる者鍊

炮張の法を傳へ、新に數十口を製る、後に島人松下五郎三郎逆風の為に伊豆國へ飄到す、海賊有り、船中の器械を取らんとす、松下鍊炮を放て百發百中賊數人を殲ズす、人大に驚オドロて奇とし、遂に習ひ傳て本朝に流布す、○酋陰逸史曰、天文十三年、西洋杜瓦爾國商船泊大隅海上種島、始傳鍊炮、島主時堯獲其術云々、○田邊府志曰、鍊炮の日本に來りしこと、天文八年庚辰極月二日、薩摩國の太守島津修理太夫義久年暮之使節を祝ひ、鍊炮五挺を獻せらる、使者言上して云、近年天下ことく擾亂し、大樹の御軍慮も安からずといへとも、吾朝神國の靈驗マタ新にして、日本永く兵革の根を斷ツグへき瑞現に鍊炮當國に來授すとおほえ、四海大平の賀儀に獻するよし言上せり、將軍あつく感悅ありて、實に是ハ本朝永く治るへき寶器なり、島津是を捧サシること忠心浅からすと宣へり、按、海東諸國記云、庚寅三月、遂與宗義智等同發、時義智獻二孔雀及鳥銃・槍・刀等物、命放孔雀於南陽海島、下鳥銃於軍器寺、我國之有鳥銃始此、○何氏兵録云、中國原無鳥銃、傳自倭夷得之、此与各種兵器不同、利能洞甲、射能命中、弓矢勿及、○經國雄略云、鳥銃傳自倭夷、十發九

中即飛鳥皆可射落、因是得名云々、夫鍊炮の兵器たる天下第一とす、その器始て本藩より傳へて皇國に徧く、而後朝鮮に渡し、又西土に轉致せり、本藩の人今に至り其術に達し、其妙を窮るもの亦多し、又按に、大日本史高倉天皇承安二年秋七月九日丙子、伊豆國司奏、有番船泊巖島、載五六人、形如夜叉、登島傷殺十餘人、衆欲殺之、腋下發火、燒禾稼、遂逃去、海、玉今その状をおもふに、腋下火を發す、是即懷鍊炮にして、禾稼を燒しハ火炮なるへし、當時未だ鍊炮の物たるをしらず、故國人只その状を奏聞せるならむ、慶長中南島を征し玉ふ時、島民未だ鍊炮の器をしらず、「柵カ」相肺れて語て曰、棒の端から火箭か出て人を打倒す、その鋒當るへからすと、即腋下發火と同日の談なり、又按に、鍊炮の名初て太平記に見ゆ、是元史に所謂回々炮ならん、

○安永二年荷月廿四日、清船漂流して赤尾木村に至る、

題赤尾木島

邱仁瑞

赤尾嶼頭水月灣 兩邊巖石列方端 山居自得義人趣

堪洒皇々名利鑽

題熊野山

魏翔臻

黝々彤雲起北方 秋高氣爽漸生涼 星河影約天濛霧
無限凄其熊野傍

孝義録曰、熊毛郡種子島西面村野町人傳平五十八歳、天明二年褒美、○同郡同島現和村浦人弥五郎、明和五年同郡同島弥五郎娘けさ三十三歳褒美、

大隅國熊毛郡國上村分割伊關村

右、明治十四年十一月廿六日分村候旨、甲第二百四

十八号ヲ以布達ス、

大隅國熊毛郡種子嶋安城村分割安城村

右、全十五年二月廿七日甲第六十五号ヲ以布達アリ、

「纂考」

馭謨郡和名鈔、馭謨

屋久島

鹿兒島の南に距る事四十八里、周廻廿五里なり、村落十八
栗生村 永田村 吉田村 一湊村 白子村 宮之浦村 船行村 麦生
八村 小島村 楠川村 尾野間村 平内村 湯泊村 小瀬田村 中間村

土噶喇ハ其一島寶島の名なり、掖玖又此方の地に近き端島ゆゑ、南島を指してヤクといふハ、當時南島の各称未備か故なり、餘ハ後に出す、續紀文武天皇三年秋七月辛未、夜久從朝宰而貢方物、授位賜物、○元明天皇靈龜元年、夜久來朝、各貢方物と云々、其所謂夜久、是又今の流求なり、同紀 聖武天皇天平五年六月丁酉、賜多檜島益救郡大領外從六位下加理加等一百三十六人多檜直、其益救郡ハ即益救島にして、此時是多檜島の内なりしか故に、別に屋久島の名なし、沿革ハ種子島條に見えたり、又按、天平五年熊毛・益救・能滿の人等に朝廷命して官姓を賜ふもの通計一千一百十六人なり、其子孫もし鶴と化し去り、猿となり亡ウセさらましかは、今に至て遐胃遺族亦多かるへし、而を今種子・屋久の島民ハ平氏の殘黨、文治の餘蘄と覺えたるはいとおほつかなし、ミつからも亦其祖を認よす、其傳も存ツクふるなけれハ、詳なること考ふへからず、同紀孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑、太宰府奏、遣唐副使從四位上吉備朝臣真備船、以去年十二月七日來着益久島、自是之後、自益久島進發、漂蕩着紀伊國牟漏崎、○延喜式部式曰、凡郡司者、一郡不得併用同姓、若他姓中

無人可用者、雖同姓除同門外聽任、神郡・陸奥縁邊郡・大隅馭謨・熊毛等郡者、不在制限、神郡とは伊勢・飯野・度會多氣等にて、諸國に凡て九郡あり、しなり、

「本藩地理拾遺集」

○馭謨郡 浮和天皇天長元年、停能滿合馭謨為一郡、隸大隅國。

山一八重嶽 屋久島 惣廻二十里三十町 「イ三十五里、又二十五里」

上古掖玖或夜久・益救・邪古・邪久等之字、屬島永良部島、惣廻六里十町、イ三里、俗ニ部島ト云、

○推古天皇紀云、掖玖人三人歸化、按ニ、此西南之小島タルニ由テ此朝ニ始テ投化スト見得タリ、

○續日本紀云、文武天皇御宇、多檜・夜久・菴美・度感等人從朝宰而來テ貢方物、又云、聖武天皇天平五年六月丁酉、益救郡大領外從六位下加理伽等二百三十六人賜多檜直、能滿郡少領外從八位上栗磨等九百六十九人自居賜直姓、

續日本紀十九廿ノ卷
○孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑、太宰府奏、入唐副使從四位上吉備朝臣真備船、以去年十一月七日來着益久島、自是之後、自益久進發、漂蕩着紀伊國牟漏崎、

種子島氏（久時譜）
○應永十五年十月八日、從元久公種子島氏八代左近將監

清時為忠節之賞賜屋久・永良部兩島、併領本領種子島、十六代左近將監久時入道一琢、文祿四年、轉種子・屋久・惠良部三島而拜領薩州知覽院、慶長四年乙亥夏、

再賜種子島、此時屋久・惠良部二島ヲ暫為借地、終為

公領、從是世々種子島一島全領之、

種子島家譜

○時堯命肥後時典・上妻家續築屋久長田城矣、

○久豊公ヨリ種子島清時ニ硫磺・竹島・黒島三島加玉フ、

○應永三十一年忠国公日州海江田城御出陣之時、代清時

舍弟因幡守時真八月參進鹿兒島、時有遲參雖、依風波

難、困海上不任意之旨、今度遲參不依大小身不去所領、

不可有對顧云々、苟時真為名代、去清時之所領詔無本

意、然奉行（大寺作）州・柏原豊州因催促、不得止而獻

惠良部、即奉謁太守久豊公、

○文祿四年六月廿九日、大閣公以御朱印島津右馬頭ニ玉

フ、

高千九拾三石

山役浦役此米

川上因幡守日記
二千六百三拾四石三斗八升

○寛永十年癸巳、諸國へ上使被召下候、九州へハ小出對

永良部村

屋久島

馬守殿（堀城）・堀織部殿・能勢小十郎殿被下候、此間略、喜

入久右衛門・相良李助・川上因幡相付申、九月九日、

大泊御出船、屋久一艘之湊へ御着、同十日、永良部へ

御三人御渡候而、其日屋久長田へ御着、同十一日、又

如一艘御廻之由被仰候処、川湊ヲ浪沙ヲ上（は）そき小さき

候故御舟出候事遅トテ、陸路ヲ御越（候）之、地頭五代少左

衛門ニ其外諸役人振廻（道具）幕・屏風ナト船ニノセ

一艘（江）被廻候処、俄ニ雨風アカリ、舟四艘打ワリ

候得共、濱へ打上候故人々ケカハナク候、末略ス、

⁹種子島氏藏書

薩摩國內屋久・惠良部兩島事、依為忠節、為料所所相計

也、任先例、可被領狀如件、

應永十五年十月八日
元久ノコト也
玄仲判

肥後左近將監入道殿「應永三十四年卒」

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七七六号文書ト同一文書ナルベシ〕
〔清時入道長叟ト云、頼時ノ子也〕

〔地理志〕

寛永十年比、地頭五代少左衛門・三原次郎左衛門重貞、

温泉 尾間村ニアリ、有功験、

錦貝 ヤシノクラカヒ 夜久乃斑貝、今按ニ本文未詳、但俗説ニ西海ニ有屋久島、彼島ヨリ出所也、

三条院御製

貝合 こきませに色をつくしてよる貝ハにしきの浦とみ

ゆる也けり

右、和名鈔ニ有、

「名勝考」

八重嶽 八重嶽とは屋久衆山の統呼也、島中の佳景勝絶毛挙すへからず、

屋久の一島皆相環て山なり、其層巒重嶽錯峙矗立、若断

若聯、八百萬をもて数ふ、蓋八重とは八重の隈路クマヂの如く

深く遠きを称するの詞なり、山峯八重あるに取、なといふハ非なり、山々拳皆青

翠叢灌、茂林蒙翳にして、未曾シヤクハて楮童コウヂウの者なし、碧樹緑

杉鬱々蒼々、雲を貫き天に入る、一山を登れハ又一山あり、更に峯を攀コッれは更に峯あり、其間必一飛泉あれば一

流川あり、深谷無底、絶壁天垂、或瀑布萬丈、溪澗百道

なるものにして、千山之雪百川之水行とも尽す、望とも

見ミす、其中竦然として峻拔尤高きものを御嶽といふ、一

日宮浦嶽、二日永田嶽、三日粟生嶽クリツツ、三山對立の形鼎足

の勢あり、其麓の道各別條あり、三峯の絶頂四時冰雪堆

積す、其崇嶠赫々、天衢に交り蒼穹を凌もの如此、山腰

常に雲霧縈帯して西東を辨ツキマかたし、衆峯の四邊ウヱイゼに歸然た

るハ、宛も兒孫の爺奶を擁従するに似たり、唯海上浮ん

て島を距サること数十里、始て三峯の冢を遠望すへし、蓋星

槎勝覽、所謂重曼山、山海經日月所出入、豈共にこの秀

峯を指いへるも亦しるへからず、

里はまた冬のけしきの見えなくにいつしか屋久の雪の

八重嶽

「四時冰雪堆積ス云々改メサルヘラス、白野夏雲評」

「名勝考」

花江川ハナエカガ川カウといふ、屋久方言、此流を谷中川といふ、即粟穂川の源なり、

天然にして壘山剩水の景容あり、湖水の深寸に盈す、纔

に指爪を浸すへし、満面平坦にして浅深なし、始て此に

遊ふものおのつから人をして神爽飛超せしむ、其間には

珍花芳樹、靈巖奇石、環繞蟠結、姿態秀妙、筆言いふへ

からず、蓋言神仙秘區と、抑古所謂蓬島瑤池てふもの、

悪此所に非ざることをしらぬ哉、益救の如き殆實宇の幽棲本藩の第一勝といふへし、○東遊記後編曰、薩摩・大隅・日向の地ハ、甚南にありて最暖氣の國也、雪霜氷の類ハ其方角によりて全無き所あり、其ゆゑハ、彼地いかなる高山深谷といへとも三冬に度りて雪有ることなし、又人家に火燧コウツツといふものなし、足袋・頭巾の類用るに不及、冬ハ天氣常に晴朗、風亦強からず、冬虫蟄せず、草木も是に應し、蘇鏡・蘭之類自然生の山有、橄欖・龍眼肉皆実ミり、松竹常に榮ふ、北國ハ是に反すと云々、今按に、高山深谷雪氷なく、冬虫蟄せずとは非なり、又益救島ハ南の海島にして、八重嶽の絶頂ハ雪四時に絶す、然はその海底より根さしたるの長さを較ケンいへハ富士山にも抗衡すへしとそ、
凡富士山登り十里にて、正直立の高三十六町、浅間嶽直高十二町、箱根山直高七町、是會田自在てふ筑者か測量する所なり、而富士五合より上は艸木なく、頂に出水あり、不増不減にして、一同に百人して汲とも盈満して減少せずとそ、

「名勝考」

益救神社同郡同島宮浦村 延喜式、俗称一品寶珠權現、亦稱須久比神社、又嶽權現社あり、

奉祀彦火々出見尊、

延喜神名式曰、大隅國馭謨郡一坐小益救神社

宮浦九景

詩哥撰人闕

一品浦夜雨

近渚篝燈小 陰雲度大江 却侵商客夢 微雨入船窓

芦の葉にそよく風に降雨もわかつてそぬる、浦の笥舟

蠟燭山秋月

涼風吹木葉 明月玉啄秋 影擁金波色 瓊々滄海風

秋さむき山のあなたに照る月ハ千里の外に影をひたして

て

潮酌測常燈

湖⑧至松間靜 孤燈徹夜寒 幽魚窺影衆 漁父下釣竿

舟寄る浦のしるへの燈は曉かけて影の寒むけさ

久本寺晚鐘

樵爨江村暮 孤鐘棲鳥歸 為憐金刹境 使物動清機

杵村も尚おくふかき山寺をそれとはかりの入相のかね

羽神嶽瀑泉

水勢割山涌 千尋素練懸 神龍蟠屈處 時可上青天

山高ミみとりもふかき雲間より猶怪しけにかゝる白糸

後藤原夕照

郊原低接海 天際都斜輝 林外酒家在 樵漁多醉歸

ゆふ日さす野中の里のとまやよりさまく急く賤かい
となミ

城之平舊迹

上古平城迹 鬻體創業者 英雄千載後 一望濕衣巾

いつの世に誰住果し跡ならむ昔しゆかしき野への夕風

檜尾山暮雪

群岳拱其下 崢嶸積翠跨 可憐雲外雪 日暮尽為花

暮かゝる山の高根の白雪に遠近人も寒むさますらん

城之山嶺松

嶺松霜雪古 碧色大虚空 中有金陽固 千秋東鎮雄

高きやのあともそれそと千代かけて雲間につく松の

一村

「名勝考」

同島安房村アノホ即粟穂村

恕竹居士の傳に曰、恕竹姓は泊氏トヨリ、恕竹琉球に在る時家弟へ遣あり、此古の人疑くは前にいへる古の時にトヨリ天朝命して官爵を賜ひしもの、遠裔ならん、始めこの村本佛寺に入て書を讀、遂に祝髮す、蓋し畜髮ウハツにては他國へ出るこ
と不能か故に僧形となれり、故に生涯書する所の筆迹等

挙て皆儒者の語にして、曾てその寺宗の妙法等の佛號なし、慶長中、藤堂高虎の聘に應じて書を講す、高虎卒せし後本藩へ反り、琉球に適ユヅメき世主王ヨシヌの師となる、其後大坂に寓居し朱学を教授す、是時年殆八十歳、明曆年中屋久島へ反り終る、島民今に至り其徳を慕ひ其化を仰けり、蓋希世の偉人なり、傳ハ鳩巢文集に見へたり諸家人物誌曰、恕竹は薩州の人、姓を詳にせず、或は薩州南の小島舵工の子也、柱國謂、南小島ハ即屋久島にして、舵工とは、鳥民皆漁獵を業とし通船を事とす、故に云尔、少して髪を削て僧となり、京師に至り本能寺に居て法華を学ふ、然共心樂す、又薩州に歸る、時に同州の人釈文之四書集註を講するを聞、大に喜て曰、吾固より是あるを思ふ、果してしかり、是をすて、何をか学んやと、遂に文之に従学して儒となり、藤堂侯に聘せらる、侯逝して嗣君学を好す、因薩州に歸り、餘禄を以親族郷人の貧なる者を賑ハシ、海に浮（琉球）て龍虬（琉球）に適ク、琉球王敬して師事ふ、翁琉球に居事久し、然トモ遠く異國に就カシことを樂カシます、乃去て薩州に歸り、又禄を以郷黨に分こと始のことし、明曆の間を以薩州の本邑に卒す、柱謂、本邑とは即安房村、墓は本佛寺に在り、明曆四年卒すとあり、孝義録曰、馭謨郡益久島栗生村百姓次右衛門孝行者、寶

曆三年褒美、

戸數九拾六
人員四百五拾五名

「名勝考」

口永良部島クネノエラベシマ益久の属島にして永良部村と云、本島の南に距こと三里、
○同匠六里十八町、田穀千九拾三石、○圖書編葉島といふ
はこの島也、

口永良部とは、南島沖永良部と對へいふ、口永良部より七島を経て大島深井浦まで七十五里の洋中を阿摩美津か門といふ、是阿摩美島に渡るの海路なれば也、又この島にハ青葉竹アヲバ即臺明竹トノメなり甚多し、いにしへに竹島と称しハ今の屋久島かけていひしなるへし、後紀に多櫛國中能滿郡合馭謨と見えし能滿ハこの島にて、當時より屋久島に隸りしなり、

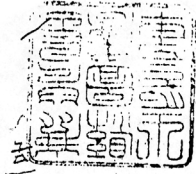
(以下口永良部島ノ記事・地図ハ鹿児島県立図書館所蔵本ニノミテリ)

口永良部島

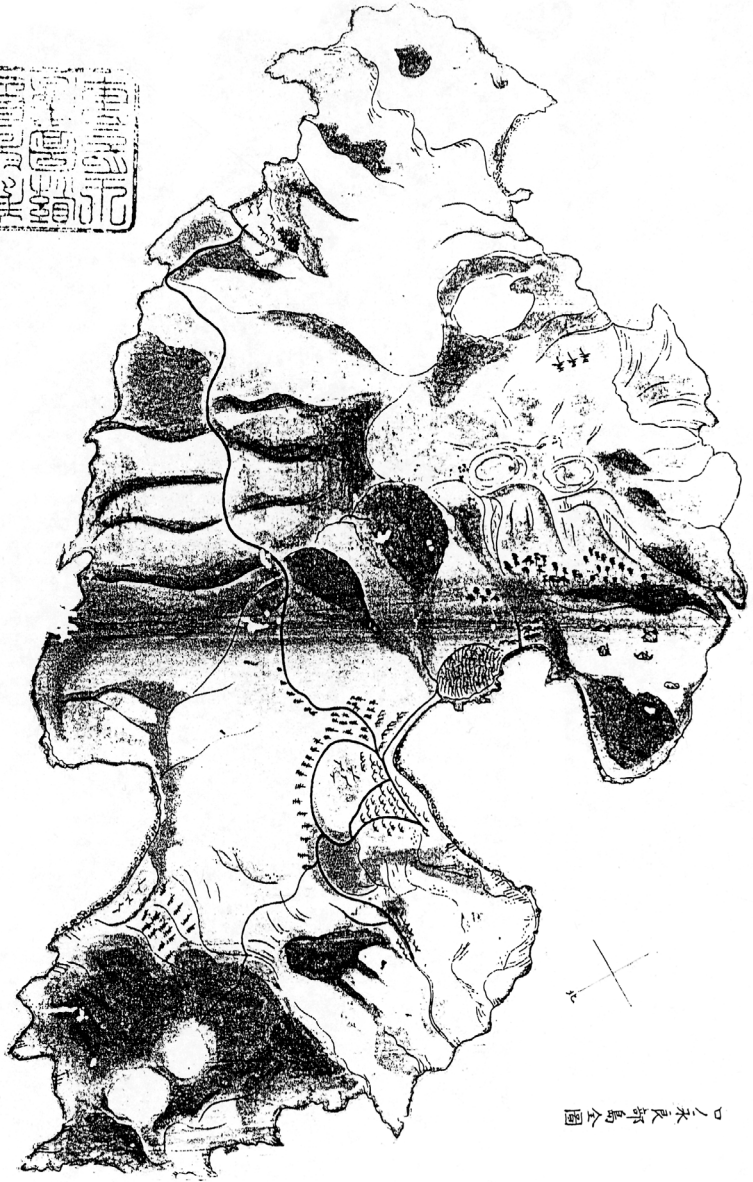
明治十七年租税課員淵村甚五兵衛該島へ巡回之節、圖面并此書付取調有之、請求写し置候事、

民有地反別百三拾八町貳反九畝廿七步

官有地反別三千七拾九町貳反六畝廿七步



大島郡



大島郡全圖

大島郡大島

一金久村カネク	一伊津部村イツブ	一有屋村アリヤ	一阿多池村アタチ	一須古茂村スコモ	一嘉人村カニウ
一中勝村ナカ、チ	一浦上村ウラカミ	一大熊村ダイクマ	一西阿室村ニシアモロ	一伊子茂村イコモ	一花留村ケトミ
一朝仁村アサニ	一小宿村コシク	一知名瀬村チナセ	一於齊村ウサイ	一押角村オシカク	一勝能村カチヨク
一根瀬部村ネセブ	一國直村クニナヲリ	一湯湾釜村ヨワンカマ	一諸數村シヨカズ	一生間村イケンマ	一渡連村トレン
一津名久村ツナク	一大和濱村ヤマト	一思勝村ランカチ	一諸鈍村シヨトン	一野見山村ノミサン	一秋徳村アキトク
一毛陳村ケジン	一金久村カネク	一大棚村オホタナ	一與路島ヨロシマ	一池地村イケチ	一請阿室村ウケア
一戸圓村トエン	一名音村ナラン	一福元村フクモト	一油井村ユキ	一久根津村クネツ	一手安村テアン
一志戸勤村カシト	一今里村イマサト	一字檢村ウケン	一古仁屋村コニヤ	一清水村セイスイ	一嘉鉄村カテツ
一久志村クシ	一池勝村イケカチ	一苜檢村アシケン	一蘇刈村ソカイ	一伊須村イス	一阿木名村アキナ
一田檢村タケン	一湯湾村ユワン	一須古村スコ	一勝浦村カチウラ	一網野子村アミノ	一節子村セツコ
一部連村ベレン	一名柄村ナカラ	一佐念村サネン	一嘉徳村カトク	一山間村ヤマ、	一市村イチ
一平田村ベダ	一阿室村アモロ	一尾鈍村ヤトン <small>(屋カ)</small>	一役勝村ヤクカチ	一尾勝村ラカチ	一石原村イシワラ
一西古見村ニシコミ	一管鈍村クダトン	一花天村ケテン	一神屋村カミヤ	一西中間村ニシナカマ	一川内村カワウチ
一久慈村クジ	一古志村コシ	一篠川村シメガワ	一摺勝村スルカチ	一見里村ミサト	一東中間村ヒカマ
一阿室釜村アモロカマ	一小名瀬村コナセ	一阿鉄村アテツ	一金久村カネク	一和瀬村ワセ	一小湊村コミナト
一實久村サネク	一芝村シバ	一薩川村サツカワ	一名瀬勝村ナセカ	一伊津部勝村イツブ	一朝戸村アサト
一瀬武村セタケ	一木慈村キジ	一武名村タケナ	一西仲勝村ニシナチ	一戸口村トクチ	一中勝村ナカ、チ
一三浦村ミウラ	一俵村ヒウ	一瀬相村セソ	一大勝村オホカチ	一浦村ウラ	一苜徳村アシトク
			一赤尾木村アカギ	一喜瀬村キセ	一湯湾村ユワン

一手花部村 ^{テキ}	一平村タヒラ	一節田村 ^{セツタ}	一尾母村 ^{ヲモ}	一花徳村 ^{ケトク}	一亀津村 ^{カメツ}
一和野村 ^{ワノ}	一中金久村 ^{ナカ、ネク}	一外金久村 ^{ストカ}	一秋徳村 ^{アキトク}	一和瀬村 ^{ワセ}	一諸田村 ^{シヨタ}
一里村 ^{サト}	一屋仁村 ^{ヤニ}	一佐仁村 ^{サニ}	一神之嶺村 ^{カミノ}	一井之川村 ^{イノカ}	一久志村 ^{クシ}
一用村 ^{ユウ}	一笠利村 ^{カサリ}	一邊留村 ^{ベル}	一山村 ^{サン}	一轟木村 ^{ト、ロキ}	一母間村 ^{ボマ}
一須野村 ^{スノ}	一字宿村 ^{ウスク}	一万屋村 ^{マンヤ}	一手々村 ^{テ、}	一金見村 ^{カネミ}	一與名間村 ^{ヨナマ}
一瀬花留部村 ^{セケルベケ}	一屋入村 ^{ヤニウ}	一久場村 ^{クバ}	一松原村 ^{マツバラ}	一岡前村 ^{ヲカゼン}	一浅間村 ^{アサマ}
一龍郷村 ^{タツゴウ}	一圓村 ^{エン}	一嘉徳村 ^{カトク}	一阿木名村 ^{アキナ}	一兼久村 ^{カネク}	一九年母村 ^{クネンボ}
一阿木名村 ^{アギナ}	一幾里村 ^{イクサト}	一芦花部村 ^{アシ}	一大津川村 ^{ヲホツ}	一瀬瀧村 ^{セタキ}	一平山村 ^{ヒラヤマ}
一有良村 ^{アリラ}	一湾村 ^{ワン}	一中里村 ^{ナカサト}	一阿布木名村 ^{アフキナ}	一三京村 ^{ミキヤウ}	一當部村 ^{トウベ}
一赤連村 ^{アカレ}	一羽里村 ^{ハサト}	一川峯村 ^{カワミネ}	一犬田布村 ^{イంత}	一糸木名村 ^{イトナ}	一小島村 ^{コシマ}
一山田村 ^{ヤマタ}	一城久村 ^{グスク}	一瀧川村 ^{タキカワ}	一阿權村 ^{アゴン}	一木之香村 ^{キノコ}	一八重竿村 ^{ヤイゾ}
一島中村 ^{シマナカ}	一朝戸村 ^{アサト}	一西目村 ^{ニシメ}	一浅間村 ^{アサマ}	一馬根村 ^{ムマネ}	一伊仙村 ^{イセン}
一中間村 ^{ナカマ}	一中熊村 ^{ナカクマ}	一坂嶺村 ^{サカミネ}	一檢福村 ^{ケンフク}	一古里村 ^{コサト}	一中山村 ^{ナカヤマ}
一伊砂村 ^{イサゴ}	一伊實久村 ^{イサネク}	一小野津村 ^{ノツ}	一佐辨村 ^{サベン}	一喜念村 ^{キネン}	一目手久村 ^{メテク}
一志戸桶村 ^{シトケ}	一佐手久村 ^{サテク}	一鹽道村 ^{シロミチ}	一白井村 ^{シロキ}	一面繩村 ^{ヲモナワ}	
一長峯村 ^{ナカミネ}	一早町村 ^{ソウマチ}	一白水村 ^{シラミツ}			
一阿傳村 ^{アデン}	一嘉鈍村 ^{カドン}	一花良治村 ^{キラヂ}			
一浦原村 ^{ウラハル}	一嘉鉄村 ^{カテツ}	一荒木村 ^{アラキ}			
一手久津久村 ^{テクツク}					

合計百六拾六

同郡徳之島

合計四拾四

同郡沖永良部島

四島惣計貳百五拾貳村

- | | | |
|---------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 一 和泊村 <small>ワトマリ</small> | 一 和村 <small>ワ</small> | 一 手々知名村 <small>テテ、チナ</small> |
| 一 喜美留村 <small>キビ</small> | 一 國頭村 <small>クニガミ</small> | 一 西原村 <small>ニシバル</small> |
| 一 出花村 <small>デハナ</small> | 一 畦布村 <small>アセフ</small> | 一 根折村 <small>ネラリ</small> |
| 一 玉城村 <small>タマゴ</small> | 一 内城村 <small>ウチゴ</small> | 一 大城村 <small>ウ、ゴ</small> |
| 一 皆川村 <small>ミナ</small> | 一 古里村 <small>フルサト</small> | 一 餘多村 <small>アマタ</small> |
| 一 上平川村 <small>カミヒ</small> | 一 下平川村 <small>シモヒ</small> | 一 屋者村 <small>ヤジヤ</small> |
| 一 黒貫村 <small>マキ</small> | 一 芦清良村 <small>アシキ</small> | 一 瀬利覺村 <small>セリ</small> |
| 一 知名村 <small>チナ</small> | 一 屋子母村 <small>ヤコモ</small> | 一 大津勘村 <small>ウ、ツ</small> |
| 一 德時村 <small>トキ</small> | 一 島尻村 <small>シマシリ</small> | 一 田皆村 <small>タミナ</small> |
| 一 馬鹿村 <small>バカ</small> | 一 下城村 <small>シモゴ</small> | 一 上城村 <small>カミゴ</small> |
| 一 永嶺村 <small>ナカ</small> | 一 瀬名村 <small>セナ</small> | 一 田舍平村 <small>イナカ</small> |
| 一 後蘭村 <small>ミネ</small> | 一 久志檢村 <small>グシ</small> | 一 赤嶺村 <small>アカ</small> |
- 合計三拾六
- 同郡與論島
- | | | |
|---------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 一 朝戸村 <small>アサト</small> | 一 古里村 <small>フルサト</small> | 一 瀬利覺村 <small>セリ</small> |
| 一 茶花村 <small>チャハナ</small> | 一 中間 <small>ナカマ</small> | 一 麦屋村 <small>モシヤ</small> |
- 合計六

〔在于南聘紀考〕

所謂海見嶋、或作阿麻彌、或作菴美、皆一島而語轉耳、

稽南島志、並謂今大島、阿麻彌者、上世神人名也、琉球始祖、其初有一男一女、生於大荒、自成夫婦、曰阿摩美久、生三男二女、長男即天孫氏、開國始主云、是也。其東北有山、乃

神人所降、因名曰阿麻彌嶽、島亦因得此名、地形稍大、

故後稱爲大島、在德島東北十八里、周廻五十九里十町、

縣七、港八、乃琉球北界、而續文獻通考所謂、琉球北山、

即是已、自其深井港、西北行三十五里、至于七島、其海

潮常向東而落、乃是元史所謂、落濼水趨下而不回者也、

又去此北行七十里、至隴州永良部島、俗謂之阿麻彌洲之

渡、蓋古遺言云、大島私考、本田親孚所著、亦著是事、島人相傳、

大島舊名即爲天見、其俗、自古畏神尤甚、尸婦致祭、稱

爲神懸、亦傳於天見時云、所謂天見渡、見古海路圖、而

天見嶽、在笠利縣節田村、蓋其遺名云、季安嘗謫鬼界、

親觀神懸、所謂神巫群集、而其迎神、則歌謠哀惋、一唱

百和、如白石說、又徐氏云、國有女王、世由神選、王宗

姊妹、相代補任、或女巫祈疾、曼聲唄誦、無鼓樂云之類、此也、近稽國史、神懸即神託、而見古事記等、其冠鳥尾、中山世譜云、往昔之俗、男人用鳥羽為冠、裝以珠貝、飾以赤毛云、此類也、見推古紀、十九年、則應是傳

本邦神古風、不絕乎今也、又頗解方言、彼方曰阿間、

此方曰這間、凡請尊客曰阿茂禮、猶曰御出、乃是家持所謂、天降于峯之阿毛理也、推此、凡其云天、多彼方義、則天見亦見彼方意也、既去山川蘇州、港名、浮海南行、多禰以南、至口永良部、諸島相距、未甚相遠、多互遙望、唯大

島否、天水渺茫、不見一粟、僧空海弘法大師渡唐、則曰、但見天水之碧色、豈視山谷之白霧云、自永良部渡於大島、

亦不有四外見天以海行、不得取島、故指其洋中七十里、謂之天見渡、蓋取諸其見天水行、而白石以為神名、莫所

考實耳、但按中山世譜、開闢之初有一男一女、生於大荒際、男名志仁、禮久、女名阿摩弥姑、運土石植草木、用防海浪、而嶽森始矣云、似誤是事、慶長中、僧文之討琉球詩云、四海波平天水渡、註備考爾、

又琉球謠云、天水渡中、為古言明矣、所謂度感島、南島志以為德島、在沖永良部島北、而其東北接大島、周廻十七里三町、縣三、港三、一說度感、謂今寶島、唐音土噶喇、乃七島之一、而隸薩河邊郡者、即此云、未知孰是、

高倉帝嘉應二年、官兵襲攻之、為朝自殺于大島豆伊、年三

十三、後六七年、治承元年、相國清盛、流平判官康賴、

丹波少將成經、僧都俊寬於鬼界島、按平家物語本門云、

凡鬼界十二島、以薩摩方為總稱、而泛言之、或稱鬼界、

但就其中、當時服于本邦、為口五島、其未從者、惟為

七島、所謂十二島、則曰白石、曰惡石、曰黑島、曰硫磺、

曰阿世納、曰阿世波、曰屋玖、曰永良部、曰沖繩、曰鬼

界、於其口五島、放流成經於硫磺、康賴於惡石、俊寬於

白石、其曰白石、因白鷺多集石頭波亦皎潔、得其名云、

按檢地日記、慶長十六年伊地知重房日記、二月四日辰尅、開帆計羅麻島、

五日申尅、白鳥群飛、翩飜船上、夥長乃賀曰、島漸近矣、

既而戌時、至太平島、按南島志、太平島即宮古島、而在

計羅麻島西南七十五里、周廻十一里、縣四、港一、所隸

島六云、按傳信錄、宮古島·八重山島、始貢中山、為洪

武廿三年云、本邦明德三年、而平家時、前於洪武餘二百年、則平

家所謂白石島、蓋宮古島、而於今雖列先島、其叙諸口五

島、時屬本邦、可以知焉、但其配謫不實赴之、觀俊寬

墓在硫磺島、可亦証也、所謂惡石阿古志幾、七島之一、而及

黑島·硫磺島並隸薩河邊郡、屋久即掖久島、既詳上章、

永良部俗曰口永良部、亦隸隅州馭謨郡、阿世納今琉球管、有島名伊是名、按伊與阿則五音相通、疑阿世納之轉也、阿世波今七島中有諷訪瀨、疑阿世波之轉乎、沖繩即今本琉球、既見前章、或書惡鬼納、傳信錄作屋其惹、皆其省言也、鬼界亦即今喜界島、按南島志、在大島東北七里、周廻六里廿四町、縣六、港二、琉球東北極、而閩書作吉佳、傳信錄作奇界、皆此也、凡平家所載以上十島、今舉島數、二島不足、抑脫漏乎、將傳寫誤乎、微辭簡古、未可遽以配今島覆定其異名島數、況其所轄、離合沿革、亦有殊異於其間、觀割喜界於大島以建二島為元祿六年事之類、可以想也、

後島羽帝元曆二年三月、平族悉滅、大島葉語云、中將資盛・少將有盛・左馬頭行盛等、遁自檀浦、漂到大島、入先多彌、而歷掖狄・鬼界、凡三年、遂至大島、有盛領名瀨、三分而居之、資盛領東西及燒內、而居東諸鈍村、有盛領名瀨、而居名瀨浦上村、行盛領古見・住用等、而居古見戶口村、今各有祠焉、其他從士亦多分封者、而行盛廟、南向臨海、每倭船有過其洋中、輒暴風起、動至摧覆、咸以為怨靈所崇、以故七島郡司等、欲慰崇其靈以蒙利濟、乃往琉球、以請于王、於是嘉靖二十四年二月、尚清王乃勸謚佳號、曰新立王殿、春秋仲月、令以祀之、由是、憤懣之靈漸解散、得通船云、則本邦後奈良帝天文十四年、而大中公時也、

文永二年六月、道佛公傳守護職於道忍公、亦其有十二島、如得佛公傳守護職於道佛公之時、按平家物語長門、所謂永良部・沖繩・鬼界等、隸薩摩方、列十二島中、則賴經公下文所謂、以道佛公為薩摩方地頭守護及十二島地頭、如得佛公讓狀云、指沖繩等亦在其中者明矣、白尾國柱云、三世久經公書、曰十二島地頭職、平家談曰、夫鬼界島數十二、口五島隸日本、與七島不從、鬼界當時南島總稱、口五島・與七島合十二島、琉球即係與七島、故後隸河邊郡、併十八島、語在後章、延年、三年丙寅、大島始朝英祖、世譜、久米島亦朝于英祖時云、厚給賜遣歸、是為大島朝貢之始、自後每年入貢云、即宋度宗咸淳二年、而自首里遣酋長為大屋子屋子即役、莅以治之、應自時始也、自平族遁匿七八十年于此矣、據此、大島上古通貢本邦、書曰菴美、亦足以証其既久矣也、

「在于南聘紀考」

上文略、永享七年也、間歲、大岳公使弟薩摩守好久為守相與聞國政、當是時、五島七島七島河邊郡、係今給黎氏邑久俊、稱長門守、乃伊集院忠國之九男也、於是六月、好久欲除久俊所轄郡邑五島七島等以封伊集院犬子丸於其餘地、乃晦日、好久遂昇證書、令以蒞之、按、犬子丸後名繼久、稱上野介、乃賴久次子、而大隅守熙久弟也、熙久養以為子云、初五島

七島、蓋所^ミ指言、不與^レ此同、則併鬼界・沖繩等為十二島、以隸薩摩^{ツク}方者久矣、而口五島尚屬本邦、先七島疎絶本邦、見平家物語、然猶^ナ我得佛公補地頭於十二島、爾後連綿公室襲職^{ツキ}、迨道鑑公時、併十八島、概見古簿、藤野氏藏而至近古、沖繩等幸明招諭、遂稱藩乎彼、蓋避我南北之亂也、由是、古之十二島、蓋漸削蹙、以屋久・永良部・硫黃・竹島・黒島之五島、併今七島、謂之十二島、故後世人多失所指、殊不知沖繩等亦在其中而為古之南島也、頃年、博多船還自沖繩、作悪泊于竹島、摧溺海風、島主種島時長^{稱播摩守}以聞藩公、時硫磺^{鬼納}・竹島・黒島係時長轄、於是、命沒之云、

「平家物語」

丹波少将成經薩^ニ硫磺島に流さる、條^ニ

前文略、さつまかたとハそう名也、きかい十二の嶋なれハ、くち五嶋ハ日本にしたかへり、た、七しまハいまた我朝にしたかハすといへり、白石・あこしき・くろしま・いろうか嶋・阿世納・阿せ波・やくの嶋とて、ゑらふ・おきなハ・きかいかしまといへり、くち五嶋のうち少將

をハ上のとまりのきたいわうか嶋に捨をく、康頼をハあこしき、しゆん寛をハ白石か嶋にそ捨置ける、かの嶋にハ白鷺おほくして石しろし、水のなかれにいたるまで白くそ見へていさきよく、か、りけれハ白石嶋といひける也、せめてハ一嶋にもすてられたらハなくさむかたもあるへきに、はるかなるはなれしまにすて置けれハ、くるしきなといふもおろかなり、

「在于沖繩志」

輿論島

明人緜奴島ト稱ス、運天港ノ東北二十里余ニ在リ、周

廻三里十八町、

永良部島

輿論ノ北十八里ニ在リ、周廻十里十八町、

徳・永良部・輿論三島、其地甘蔗ニ宜シ、徳之島黒砂糖

ヲ産スル凡ソ三百五十萬斤、永良部百五十萬斤、輿論三

十萬斤、

徳之島

永良部ノ北十八里ニ在リ、周廻十七里余、

與路島

大島ノ南ニ在リ、周廻三里三十町、

宇計島

與路ト相對ス、周廻四里九町、

垣路間島

與路・宇計ノ北ニ在リ、周廻十五里、

與路以下ノ三島、大島ニ属シテ其南界ナリ、

大島

續文献通考ニ琉球ノ北山、世法録ニ小琉球ト稱ス、徳之島ノ東北十八里ニ在リ、周廻五十九里十八町、今與路以下ノ四島ヲ總稱シテ大島ト曰フ、

大島ノ名瀬ヨリ北行九十里、掖玖島ニ到ル、其間

ヲ七島洋トス、海潮常ニ東ニ向フテ落ツ、奔潰洶

涌大河ノ逆流スルニ似タリ、元史ノ所謂落濤水趨

下シテ回ラサル者是ナリ、

大島・喜界島相距ル最モ近ク、同シク黒砂糖ヲ産ス、大

島凡ソ八百萬斤、喜界二百萬斤、大島ハ山嶽崔嵬、樹木

鬱蒼、平地鮮シ、喜界ハ全島平坦ニシテ山林無ク、牛馬

ノ糞ヲ乾カシテ薪炭ニ代ルニ至ル、筵席ノ産及ヒ砂糖ノ

品位、南島中喜界ヲ以テ最トス、

喜界島

大島ノ東七里ニ在リ、周廻七里、

右八島、始メ琉球ノ属タリ、慶長十五年薩藩ノ所轄

トナリ、即今鹿兒島縣ノ管下ニ属ス、

〔管下布達〕

甲第六十三號

管下大隅國大島郡各島里程、別紙之通改定候條、此旨布

達候事、

但旅費支給方ノ儀ハ、本年一月七日ヨリ右里程ニ照準

施行候儀ト可相心得事、

明治十三年四月四日

鹿兒島縣令岩村通俊

大隅國大島郡各島里程調

自鹿兒島至喜界島灣村

貳百マイル半

此陸路里程九拾四里拾九町貳拾九

間壹尺五寸

至徳ノ島龜津

貳百五拾七マイル半 全 百貳拾壹里拾五町三間

四尺五寸

自大島西方至德之島山村

三拾三マイル〇四八六 全

拾五里貳拾壹町

全 至沖永良部島和泊

貳百八拾マイル 全 百三拾貳里壹町

『縣治一覽ニ在リ』

全 至輿論島赤佐

三百六マイル半 全 百四拾四里拾八町五拾

隅州大島郡

大島 東西三里余 南北二十一里余 周廻五十九里余

間壹尺五寸

德之島 東西三里十二町 南北六里九町 周廻二十里十

全 至大島名瀨

貳百三マイル貳九 全 九拾五里三拾壹町

八町

喜界島 東西三里三町十八間 南北三十二町五十三間

全 至琉球那霸

三百九拾四マイル九町八分四厘六毛 全 百八拾六里貳町

周廻八里十一町三十九間

輿論島 東西壹里十町廿間 南北壹里拾間 周廻五里壹

自大島名瀨 至琉球那霸

町余

百九拾壹マイル貳八壹貳 此陸路里程九拾里七町

沖永良部島 東西五里廿一町 南北一里十五町十間 周

自大島瀨名至喜界島湾村

廻十四里九町

拾八マイル九七 全 八里三拾四町九間三尺

大島區裁判所

自輿論島瀨利覚至沖永良部島和泊

大隅國大島郡大島

貳拾貳マイル〇三貳四 全 拾里拾四町

警察署

全 至琉球國頭

大隅國大島郡大島名瀨方金久村

貳拾六マイル五〇九五七 全 拾貳里拾八町

郡役所

大島郡大島名瀨方金久村

反別

大島 反別貳千五百六拾貳町六反貳拾八步

喜界島 反別千六百七拾町三反四畝貳拾七步

德之島 反別貳千貳百五拾六町貳反三畝

與論島 反別四百四拾町壹反貳畝拾七步

沖永良部島 反別千七百五拾九町七反九畝壹步

郵便

大島 名瀨 西方 住用 笠利 東方 古見 龍郷

瀨名 赤木名 大和濱 宇檢 實久 渡連

喜界島 湾村 早町

沖永良部島 和泊 伊延港

德之島 龜津 山村 阿布木名

與論島 瀨利覺

線路 往復 里程 延里程

名瀨西方間 十二度 十二里二十町九間三尺 三百一里十五町四十四間

大西方東方間 十二度 五里七町十二間 百廿四里廿八町八十四間

名瀨東方間 十二度 十四里廿四町五十間三尺 三百五十二里廿町十二間

島名瀨赤木名間 十二度 六里廿六町五十間五尺 百六十一里三十二町二十間

瀨名龍郷間 十二度 二里二町九間四尺 四十九里十五町二十五間

喜界湾村早町間 十二度 一里二十五町三十六間 四十一里二町二十四間

德和泊伊延間 三度 二十六町五十四間 四里十七町二十四間

德龜津阿布木名間三度 七里廿九町四十間一尺 四十六里三十四町間一

名山

大島 湯湾嶽 井之川嶽

港湾

大熊 伊津部 津名久 燒内 宇檢 花天 久志

大 伊茂子 仁古屋 芝 持寄 津代 見寄 阿丹崎

押角 生間 諸數

喜早町 德秋德 井之川 和泊 赤江

島湾 鳥湾屋

戸數

大島 一万六百九十三戸

喜界島 二千九百四十五戸

德之島 六千二百二十戸

與論島 千五百五十二戸

沖永良部島 三千二百六戸

人員

大島 五万二千百九十三人 男二万五千九百三十二人 女二万六千二百六十一人

一大隅國大島郡德之島九年母村 兼久村 合村 兼久村

喜界島 一万五千四百六十八人 男七千四百九十人 女七千九百七十八人

一同國同郡同所瀬瀧村 阿木名村 合村 合村 阿木名村

德之島 三万八百五十六人 男一万五千四百六十八人 女一万五千四百五十八人

一同國同郡同所尾母村分村 尾母村 崎原村

輿論島 六千三百七十五人 男〇〇 女〇〇

II 第拾五號

鹿兒島管轄大島・喜界島・德ノ島・沖永良部島・輿論島ヲ以テ大島郡ト為シ、大隅國へ被属候條、此旨布告候事、

沖永良部島 一万六千七百七十二人 男八千四百四十五人 女八千六百二十七人

明治十二年四月八日 太政大臣三條實美

入寄

大島五十人 喜界島二人 德之島一人

出寄

大島三百七十八人 沖永良部島百二人 德之島十八人

一大島警察署所轄德ノ島分署持区内沖永良部島・輿論島之儀、明治十二年六月十日甲第八十一号ヲ以大島警察署直轄ニ更正ス、岩村縣 令達ス、

〔十四年三月廿二日甲第五十四号達〕

大隅國大島郡大島外金久村分割ソトノカハツケ外金久村カハツケ川内村

一大島・喜界島・德ノ島・沖永良部島・輿論島各支廳ノ儀、明治十二年六月廿五日甲第九十号ヲ以、同年六月三十日限廢止ス、岩村縣令 令時ナリ、

〔十五年二月四日甲第三十四号布達代理上村 大書記官ヨリ〕

一明治十一年太政官第十七号公布ニ依リ、大島郡從來ノ大小區畫ヲ廢シ、更ニ郡制區畫ヲ定メ、郡長一郡ニ一郡長ヲ置ク

ヲ置キ、郡役所ヲ大島名瀬方金久村ニ設ケ、明治十二年七月一日ヲ以開廳、郡内ノ行政事務取扱フヘキ旨、

同日甲第九十一号ヲ以テ達ス、岩村縣令ノ時也

一大島郡々制施行ニ付、郡長職務中政府ノ制定ニ係ル條件ノ外、特ニ委任ノ條件、明治十二年七月一日甲第五号ヲ以テ達ス、別紙アリ、略ス、岩村縣令

一十四年二月廿五日甲第三十五号ヲ以テ、大島郡長委任ノ條件ヲ改定ス、渡辺縣令ノ達アリ

一十四年十二月十九日甲第二百七十一號ヲ以、大島郡大棚村・福元村ヲ合村シテ大棚村ト稱スヘキ旨ヲ布達ス、
一十六年五月四日告第百廿二号ヲ以、喜界・徳・沖永良部三島設置ノ郡役所出張所ヲ同年六月限廢止スル旨ヲ告示ス、

※

類 二 第								類 一 第					種 目	段 別	收 穫	地 價	地 租	反 當 及 利 子
網干場	原野	萱場	柴生地	草生地	藪	林	山林	計	不定畑	不定田	宅地	畑						
三反壹畝六步	五拾九町七反九畝廿式步	四反步	貳町三畝四步	百三町五畝拾三步	四百七拾三町九反壹畝拾壹步	貳町貳反貳畝拾五步	百三拾九町九步	百三拾三町九反貳畝拾三步	四拾七町九畝廿五步	四拾三町三步	拾壹町九反九畝拾貳步	貳拾五町五反貳畝八步	六町三反廿五步	川邊郡九島馭謨郡一島平均收穫地價見込表				
								百五石壹斗四升貳夕	三拾壹石五斗五升壹合五夕	四拾壹石七斗貳升六合貳夕		貳拾貳石四斗	九石四斗六升貳合五夕					
拾六錢	貳拾九圓九拾錢	貳拾錢	壹圓貳錢	五拾壹圓五拾四錢	三百三拾壹圓七拾四錢	壹圓五拾六錢	九拾七圓三拾壹錢	千七百九圓拾貳錢	貳百九拾圓拾貳錢	七百九拾三圓拾七錢	貳百三拾九圓九拾八錢	貳百五圓九拾八錢	百七拾九圓八拾七錢					
四厘	七拾四錢八厘	五厘	貳錢六厘	壹圓三拾壹錢三厘	八圓貳拾九錢五厘	三錢九厘	貳圓四拾三錢四厘	四拾貳圓七拾三錢貳厘	七圓貳拾五錢五厘	拾九圓八拾三錢	六圓	五圓拾五錢	四圓四拾九錢七厘					
町金五拾錢	町金五拾錢	町金五拾錢	町金五拾錢	町金五拾錢	町金七拾錢	町金七拾錢	町金七拾錢		反麥六升六合七夕内 利子七朱	反米九升七合ヨ 利子七朱	反金貳圓	反麥八升七合壹夕 利子七朱	反米壹斗五升 利子七朱					

※

第一類		種目		種別		收穫		地價		地租		反當及利子	
不定畑	三拾七町八反九畝廿五歩	畑	六町三反廿五歩	段	九町貳畝廿五歩	收	九石四斗六升貳合五夕	價	百七拾九圓八拾七錢	租	四圓四拾九錢七厘	反	反米壹斗五升
宅地	四町四反六畝廿歩		九石貳升八合三夕		八拾三圓貳錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		貳圓貳拾三錢三厘	利	反金貳圓
	廿六石五斗貳升八合八夕		九石貳升八合三夕		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓
	貳百四拾三圓九拾四錢		八拾三圓貳錢		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓
	貳百四拾三圓九拾四錢		八拾三圓貳錢		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓
	貳百四拾三圓九拾四錢		八拾三圓貳錢		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓
	貳百四拾三圓九拾四錢		八拾三圓貳錢		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓
	貳百四拾三圓九拾四錢		八拾三圓貳錢		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓
	貳百四拾三圓九拾四錢		八拾三圓貳錢		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓
	貳百四拾三圓九拾四錢		八拾三圓貳錢		八拾九圓三拾三錢		貳圓七錢六厘		貳圓貳拾三錢三厘		六圓九錢九厘	利	反金貳圓

馭讓郡口ノ永良部島取穫地價見込表

※(頭注)

「是ハ合計ナレハ參照ノミ也」

柴草生地		六反歩		三拾錢		八厘		町金五拾錢	
芝地		百五町六反貳畝六歩		五拾貳圓八拾壹錢		壹圓三拾貳錢		町金五拾錢	
計		八百八拾六町九反五畝廿六歩		五百六拾六圓五拾四錢		拾四圓拾九錢貳厘			
合計		千貳拾町八反八畝九歩		百五石壹斗四升貳夕		五拾六圓九拾貳錢四厘			
戸數		人口		新租見込額		比較増		一戸租金	
四百拾八		二千三十六		五拾六圓九拾貳錢四厘		拾壹圓五拾五錢三厘		一戸租金	
				四拾五圓三拾七錢壹厘		拾三錢六厘		一人租金	
				四拾五圓三拾七錢壹厘		拾三錢六厘		貳錢七厘ヨ	

旧貢額ト差引金拾壹圓五拾五錢三厘ノ増加相成ルト雖トモ、硫黃島外二島ハ旧貢無之、皆増加セル島嶼ニ付、該島ニ對スル新租金七圓拾七錢三厘ヲ除去スレハ、全ク旧貢額ニ對シ金四圓三拾八錢増加トナル、

※(頭注)
 「口ノ永良部一島ハ地誌調此壹枚ニ参照スヘシ」

戸 數		人口		新租見込額		旧貢額		比較増減		第 二 類															
										計	網干場	原野	萱場	柴生地	草生地	藪	林	山林	計						
八拾八	四百	四百	四百	拾六圓九錢九厘	拾六圓五拾八錢八厘	四拾八錢九厘	拾六圓九錢九厘	四拾八錢九厘		五拾七町七反五步	七拾九町八反拾貳步	三反壹畝六步	三拾四町八畝拾貳步	四反步	貳町三畝四步	三町七反壹畝	貳拾三町壹反五畝四步	貳町貳反貳畝拾五步	拾三町九反步	四拾五石壹升九合六夕	五百九拾六圓拾六錢	五拾四圓九拾錢五厘	町金七拾錢		

文
書
目
録

例言

- 一 本巻に収めた「大隅郡地誌備考上」「大隅郡地誌備考下」「肝属郡地誌備考」「熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 本目録は、記事・記録を除いて文書のみを記載した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は「」で囲んだ。また疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは（）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺』にならない文書名を付けた。
- 一 重複により本文を省略した文書には※印を付した。

文書目録

番号	年	月	日	文書名
大隅郡地誌備考 上				
大隅郡				
牛根郷				
一	永享 八年	五月	廿日	島津忠国宛行状
二	正応 四年	五月	廿七日	鎮西探題奉行入連署奉書抄
三	天文十四年	四月	十八日	島津貴久宛行状
四	文和 四年	八月	廿二日	島津氏久宛行状
五	文祿 四年	六月	廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目録抄
六	慶長 四年	三月	五日	島津忠恒家宛行状
七	応永十九年	三月	廿四日	島津久豊宛行状
八	応永 九年	十二月	十三日	島津久豊証状
九	永享 七年	六月	九日	島津貴久宛宛行状
一〇	文和 四年	四月	廿日	島津氏久請文
一一	文和 四年	八月	十八日	足利尊氏御教書
一二	文和 四年	八月	十八日	足利尊氏御教書
※ 一三	文和 四年	八月	廿二日	島津氏久宛行状
小根占郷				
一四	建仁 三年	七月	三日	関東下文
一五	(建仁 三年)	七月	廿三日	北条時政書状
一六	正元 元年	後十月	五日	建部清綱讓状
一七	元弘 三年	十二月	二日	掃部助某安堵状
一八	嘉暦 三年	六月	廿三日	鎮西御教書

番号	年	月	日	文書名
大隅郡地誌備考 下				
大根占郷				
一九	元龜 四年	二月	廿六日	島津義久起請文抄
二〇	永享 五年	五月	十九日	島津好久宛宛行状
二一	応永十九年	十二月	五日	島津久豊宛行状
二二	応永十八年	十二月	十一日	島津久豊宛行書下
二三	慶長 五年	十一月	七日	島津龍伯義久宛宛行状
※ 二四	永享 五年	五月	十九日	島津好久宛宛行状
田代郷				
二五	応永 五年	十二月	廿五日	田代清久讓状
二六	応永 五年	十二月	廿五日	田代清久讓状
二七	応永 五年	十二月	廿五日	田代清久置文
二八	応永十七年	三月	廿一日	島津玄忠宛宛行状
二九	永享 七年	六月	九日	島津好久宛宛行状
三〇	応永 六年	三月	十四日	田代清久讓状
三一	応永十八年	三月	廿三日	島津玄忠宛宛行状
※ 三二	応永 廿年	四月	二日	島津玄忠宛宛行書下
佐多郷				
三三	建長 五年	十二月	廿八日	將軍宗尊親王家政所下文
三四	元徳 四年	三月	六日	沙弥某書下
三五	正慶 元年	十二月	五日	鎮西下知状
三六	正慶 元年	十二月	廿日	鎮西探題御教書
※ 三七	元弘 三年	十二月	二日	掃部助某安堵状

桜島郷

- 三八 天文 六年 十二月廿四日 島津勝久宛行状
- 三九 嘉吉 二年 三月十七日 島津持久宛行状

高山郷

- 九 応永十七年 正月十六日 島津元久安堵状
- 一〇 応永十九年 二月廿一日 島津久豊宛行状

肝属郡地誌備考

肝属郡

- 一 建仁 三年 十一月 十日 島津庄政所下文
- 二 弘安 六年 十一月十七日 伴兼石・兼藤連署和与状抄
- 三 文禄 四年 六月廿九日 豊臣秀吉朱印知行方目錄抄

- 一 文和 三年 七月廿四日 島津氏久預ヶ状
- 二 正平十二年 四月 廿日 島津氏久宛行状
- 三 正平十二年 四月 廿日 島津氏久宛行状
- 四 天授 二年 八月 卅日 島津氏久宛行状
- 五 永享 五年 四月廿九日 伊集院為久宛行状
- 六 天正 五年 二月廿七日 島津義久寄進状
- 七 永享 七年 十二月十五日 島津忠国宛行状

内之浦郷

- 四 文永十一年 六月十八日 阿仏讓状抄
- 五 正平十二年 四月廿八日 島津氏久宛行状
- 六 弘安 二年 四月 日 某下文
- 七 (文化十一年九)十一月 白尾齋蔵^国柱調書

- 一八 文禄 四年 六月廿九日 豊臣秀吉朱印知行方目錄抄

鹿屋郷

- 1 (文化十一年九)八月廿九日 内之浦郷役申出書
- 2 (文化十一年九)八月廿九日 内之浦郷役調書
- 3 寛永 十年 五月十五日 北方村竿次帳抄
- 4 (文化十一年九)九月 三日 高山郷役調書

- 一九 寛元 二年 八月 二日 島津庄預所下文抄
- 二〇 文永 七年 八月 日 島津庄預所下文抄
- 二一 正平十四年 十一月廿七日 島津氏久宛行状
- 二二 応永 七年 八月 七日 島津元久宛行状
- 二三 応永十九年 十一月廿五日 島津久豊書下

高屋御陵来由并吟味書

- ※ 八 (文化十一年九)十一月 白尾齋蔵^国柱調書
- ※ 1 (文化十一年九)八月廿九日 内之浦郷役申出書
- ※ 2 (文化十一年九)八月廿九日 内之浦郷役調書
- ※ 3 寛永 十年 五月十五日 北方村竿次帳抄
- ※ 4 (文化十一年九)九月 三日 高山郷役調書

- ※ 二四 応永 七年 正月廿五日 島津元久宛行状抄
- ※ 二五 永享 七年 十二月 五日 島津忠国宛行状抄
- ※ 二六 建曆 元年 八月 四日 島津庄預所下文
- ※ 二七 文和 三年 三月 日 柵寝清増軍忠状
- ※ 二八 応永 七年 正月廿五日 島津元久宛行状抄
- ※ 二九 永享 七年 十二月 五日 島津忠国宛行状抄

文書目錄

頁次	文書名	年次	日期	内容	頁次	文書名	年次	日期	内容
三〇	始良郷	元応 七年	正月廿五日	島津元久宛行状	申良郷	嘉吉 二年	三月十八日	島津持久宛行状	
三一	始良郷	元応 二年	十月廿二日	散位清保奉書	百引郷	貞治 二年	四月 十日	島津道鑑久讓状	
三二	始良郷	建武 三年	二月 九日	島津貞久下文	五二	承安 五年	八月十四日	島津庄政所下文抄	
三三		応永 六年	十一月 三日	島津元久宛行状	五四	安元 元年	十二月	島津庄政所下文抄	
三四		応永 六年	十二月十九日	島津元久宛行状	五五	安元 二年	七月	島津庄留守某下文	
三五		応永 六年	十二月廿七日	島津元久宛行状	五六	建武 三年	四月十二日	大前道貞着到状	
三六		応永 十八年	十二月廿八日	島津久豊宛行状	五七	建武 三年	四月十四日	島津貞久書下	
三七		文和 元年	十二月廿五日	島山直顯感状	五八	建武 三年	四月廿一日	足利直義軍勢催促状	
三八		永享 八年	八月 三日	島津忠国書下	五九	建武 三年	四月廿三日	野田道玄着到状	
三九		応永 十九年	十二月 五日	島津久豊宛行状	六〇	建武 三年	四月廿三日	莫祢円也申状抄	
四〇		応永 十九年	十二月 五日	島津久豊宛行状	六一	建武 三年	五月廿七日	莫祢政貞申状抄	
四一		観応 二年	八月 日	建部清種軍忠状	六二	建武 三年	六月	島津道鑑久宛行状	
四二		観応 二年	八月 日	建部清増軍忠状	六三	建武 三年	六月	重久篤兼軍忠状	
四三	花岡郷	康安 二年	七月十八日	島津氏久宛行状	六四	建武 三年	六月	山田忠能軍忠状	
四四		享保 九年	六月十五日	島津繼豊知行宛行状	六五	建武 三年	六月	延時法仏軍忠状	
四五		文和 二年	十月廿六日	島津氏久請書	六六	建武 三年	六月	篠原国道軍忠状	
四六		文和 二年	十月廿六日	大隅国将軍方交名注文	六七	建武 三年	六月	和泉道悟軍忠状	
四七		文和 二年	十月廿六日	大隅国佐殿方交名注文	六八	建武 三年	六月	權執印俊正軍忠状	
四八		文和 三年	三月 日	島津氏久請文	六九	建武 三年	六月十八日	和泉道悟軍忠状	
四九		文和 三年	六月 廿日	島津師久請文	七〇	建武 四年	四月 日	和泉道悟軍忠状	
五〇		正平 十二年	四月 廿日	島津氏久宛行状	七一	建武 二年	六月廿一日	加世田合戦手負注文	
五一	高隈郷				七二	觀応 二年			

隅旅漫筆
百引郷地理誌
新城郷

熊毛・大島三郡地誌備考

熊毛郡

大島郡

大島郡

熊毛郡

一 文祿 四年 六月廿九日 豊臣秀吉朱印知行方目錄抄

二 承久 三年 十二月 日 大隅国守護所下文

三 建武 四年 六月 日 祢寝清種申状

四 建武 四年 八月 一日 畠山直顕安堵状

五 建武 四年 八月 一日 畠山直顕打渡状

六 正平 十八年 二月十七日 指宿成栄忠篤讓状

七 貞治 二年 四月 十日 島津道鑑久讓状

八 慶長 四年 三月 五日 島津忠恒家久宛行状

大島郡

九 応永 十五年 十月 八日 島津玄仲元宛行状

大島郡

一〇 明治 十三年 四月 四日 鹿兒島県布達甲第六十三号

一一 明治 十二年 四月 八日 明治十二年太政官布告第十五号

大島郡

大島郡

大島郡

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学 史料編纂所所長 保谷徹

顧問 国立歴史民俗博物館元館長 宮地正人

鹿児島大学名誉教授 五味克夫

九州大学名誉教授 安藤保

委員 原口泉 三木靖

日隈正守 佐藤宏之

塩満郁夫 尾口義男

堂満幸子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 酒匂司

副館長 西川秀和

調査史料室 栗林文夫

学芸専門員 市村哲二

資料調査員 藤崎光穂 春山直人

編集員 橋口正樹 向原雅子

山元亜由美

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考七

令和2年3月13日発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 株式会社 ぎょうせい

